

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任の向上に向けて－
(2分冊の2)

平成 25 年 10 月
総務省行政評価局

目次

【2分冊の1】

I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み	1
2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況	
(1) 点検の対象	2
(2) 点検の観点	5
(3) 点検過程	5
(4) 点検結果	5
(5) 課題を指摘した主な事項	10
3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題	11

II 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表	13
2 点検結果表	
<点検結果表の見方>	25

<内閣府>

・内閣 01 地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	32
・内閣 02 地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例の延長	36
・内閣 03 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	40
・内閣 04 特定収入に係る消費税制上の所要の措置	44
・内閣 05 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長	48
・内閣 06 国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設	54
・内閣 07 国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設	58
・内閣 08 国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和	62
・内閣 09 地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長	66
・内閣 10 地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充	70
・内閣 11 地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設	76
・内閣 12 特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例	80

・内閣 13 都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	84
・内閣 14 浸水防止用設備に係る特例措置の創設	88
・内閣 15 既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	92
・内閣 16 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	96
・内閣 17 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	100
・内閣 18 港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	104
・内閣 19 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	108
・内閣 20 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	114
・内閣 21 沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充	120
・内閣 22 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	126
・内閣 23 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	132
・内閣 24 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	138
・内閣 25 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	142
・内閣 26 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	146

<金融庁>

・金融 01 日本版スクークに係る非課税措置の恒久化	154
・金融 02 損害保険会社の積立勘定から支払われる利子の負債利子控除対象からの除外	158
・金融 03 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	164
・金融 04 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置の延長	168
・金融 05 投資法人等に係る導管性要件等の見直し	172
・金融 06 地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例の延長	176
・金融 07 地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	180
・金融 08 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	184
・金融 09 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	188

<復興庁>

・復興 01 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	198
・復興 02 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	202

- ・復興 03 東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和…………… 208
- ・復興 04 被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長…………… 212
- ・復興 05 被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）…………… 216

<総務省>

- ・総務 01 放送ネットワーク災害対策促進税制の創設…………… 224
- ・総務 02 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例…………… 230
- ・総務 03 研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 236
- ・総務 04 中小企業投資促進税制の拡充…………… 242
- ・総務 05 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 250
- ・総務 06 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置…………… 258
- ・総務 07 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長…………… 266
- ・総務 08 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長…………… 270
- ・総務 09 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 276
- ・総務 10 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充…………… 280

<財務省>

- ・財務 01 適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは非課税措置の延長…………… 290
- ・財務 02 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長…………… 294
- ・財務 03 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置…………… 298

<文部科学省>

- ・文科 01 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置…………… 306
- ・文科 02 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置…………… 310
- ・文科 03 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置…………… 314
- ・文科 04 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 318
- ・文科 05 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 326
- ・文科 06 (独)日本学生支援機構が行う海外留学支援制度への寄附に係る税制措置…………… 334
- ・文科 07 研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 340
- ・文科 08 (独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置…………… 346

<厚生労働省>

- ・厚労 01 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置…………… 356
- ・厚労 02 社会医療法人の認定取消時の一括課税の見直し…………… 362
- ・厚労 03 福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置…………… 364
- ・厚労 04 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等…………… 368
- ・厚労 05 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長…………… 374
- ・厚労 06 仕事と家庭の両立支援や時間外労働の削減等に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の延長等…………… 380
- ・厚労 07 財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充…………… 384
- ・厚労 08 公害防止用設備に係る特例措置の延長…………… 390
- ・厚労 09 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃…………… 396
- ・厚労 10 交際費課税の見直し…………… 404
- ・厚労 11 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 410
- ・厚労 12 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置…………… 418
- ・厚労 13 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置…………… 422
- ・厚労 14 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置…………… 426
- ・厚労 15 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例…………… 430
- ・厚労 16 中小企業投資促進税制…………… 438
- ・厚労 17 研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 446
- ・厚労 18 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 452
- ・厚労 19 社会保険診療報酬の所得計算の特例…………… 460

<農林水産省>

- ・農水 01 ・特定農産加工品生産設備等の特別償却（特定農産加工業経営改善臨時措置法）
・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置…………… 468
- ・農水 02 企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長…………… 476
- ・農水 03 中小企業投資促進税制の拡充（食品企業者関係）…………… 482
- ・農水 04 中小企業投資促進税制の拡充（農業者関係）…………… 490
- ・農水 05 中小企業投資促進税制の拡充（森林組合等関係）…………… 496
- ・農水 06 中小企業投資促進税制の拡充（漁業協同組合等関係）…………… 508
- ・農水 07 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例…………… 516

・農水 08	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（市街化区域等の内外の土地等）	526
・農水 09	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置（農用地区域等内にある土地等）	530
・農水 10	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	536
・農水 11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除	542
・農水 12	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	548
・農水 13	企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の撤廃	554
・農水 14	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	560
・農水 15	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	566
・農水 16	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	574
・農水 17	研究開発法人への寄附に係る税制措置	582

【2分冊の2】

<経済産業省>

・経産 01	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設	594
・経産 02	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設	598
・経産 03	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設	602
・経産 04	車体課税の抜本的見直し	606
・経産 05	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	614
・経産 06	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備	620
・経産 07	中心市街地活性化のための税制措置の創設	628
・経産 08	海外投資等損失準備金の延長	634
・経産 09	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	640
・経産 10	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（租税特別措置法 89 条の 2）	644
・経産 11	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法 89 条の 3、89 条の 4、90 条、90 条の 2）	648
・経産 12	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（租税特別措置法 90 条の 4）	652
・経産 13	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税（租税特別措置法 90 条の 4 の 2）	658

・経産 14	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法 90 条の 5）	664
・経産 15	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置 90 条の 6 の 2）	668
・経産 16	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設	672
・経産 17	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設	676
・経産 18	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	680
・経産 19	原子力発電施設解体準備金の見直し	684
・経産 20	アジア拠点化のための税制措置の延長	690
・経産 21	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長	694
・経産 22	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭）	698
・経産 23	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	702
・経産 24	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設	708
・経産 25	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設	714
・経産 26	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	720
・経産 27	中小企業投資促進税制の拡充	728
・経産 28	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	736
・経産 29	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	742
・経産 30	研究開発法人への寄附に係る税制措置	748
・経産 31	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	754
・経産 32	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	760
・経産 33	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	764
・経産 34	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	768
・経産 35	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	772
・経産 36	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	776
・経産 37	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	782
・経産 38	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	788
・経産 39	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	794
・経産 40	中心市街地活性化のための税制措置の創設	800
・経産 41	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充	806

- ・経産 42 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更…………… 812
- ・経産 43 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更…………… 816
- ・経産 44 鉱区税のみなし期間に関する措置…………… 820
- ・経産 45 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置…………… 824
- ・経産 46 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 830
- ・経産 47 公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長…………… 838
- ・経産 48 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設…………… 842
- ・経産 49 中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）…………… 846
- ・経産 50 所得拡大促進税制の見直し…………… 852
- ・経産 51 中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し…………… 856

<国土交通省>

- ・国交 01 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 866
- ・国交 02 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 874
- ・国交 03 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設…………… 882
- ・国交 04 研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設…………… 886
- ・国交 05 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 892
- ・国交 06 独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長…………… 896
- ・国交 07 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長…………… 900
- ・国交 08 土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長…………… 904
- ・国交 09 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長…………… 910
- ・国交 10 投資法人等に係る導管性要件等の見直し…………… 918
- ・国交 11 都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設…………… 922
- ・国交 12 誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設…………… 926
- ・国交 13 空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設…………… 932
- ・国交 14 都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設…………… 938
- ・国交 15 三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長…………… 944
- ・国交 16 市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長…………… 950

- ・国交 17 都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設…………… 954
- ・国交 18 外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設…………… 958
- ・国交 19 浸水防止用設備に係る特例措置の創設…………… 968
- ・国交 20 東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長…………… 972
- ・国交 21 被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）…………… 976
- ・国交 22 防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長…………… 980
- ・国交 23 老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設…………… 984
- ・国交 24 老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設…………… 988
- ・国交 25 既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設…………… 992
- ・国交 26 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）…………… 996
- ・国交 27 J R北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長…………… 1002
- ・国交 28 一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長…………… 1006
- ・国交 29 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設…………… 1010
- ・国交 30 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充…………… 1014
- ・国交 31 海上運送業における特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長…………… 1022
- ・国交 32 バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設…………… 1028
- ・国交 33 L N G船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設…………… 1032
- ・国交 34 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置の創設…………… 1036
- ・国交 35 港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設…………… 1040
- ・国交 36 大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充…………… 1044
- ・国交 37 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長…………… 1050
- ・国交 38 関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設…………… 1054
- ・国交 39 新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長…………… 1058
- ・国交 40 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充…………… 1064

- ・国交 41 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1070
- ・国交 42 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1074
- ・国交 43 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例…………… 1080
- ・国交 44 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除…………… 1086
- ・国交 45 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1092
- ・国交 46 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例…………… 1106
- ・国交 47 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1112
- ・国交 48 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例…………… 1140
- ・国交 49 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除…………… 1150
- ・国交 50 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1178
- ・国交 51 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1188
- ・国交 52 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1222
- ・国交 53 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例…………… 1226
- ・国交 54 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1230
- ・国交 55 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例…………… 1236
- ・国交 56 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1246
- ・国交 57 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1250
- ・国交 58 中部国際空港整備準備金…………… 1254
- ・国交 59 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例…………… 1258
- ・国交 60 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除…………… 1262
- ・国交 61 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1266
- ・国交 62 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1270
- ・国交 63 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1274

<環境省>

- ・環境 01 ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置…………… 1282
- ・環境 02 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設…………… 1288
- ・環境 03 使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置…………… 1292

- ・環境 04 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長…………… 1296
- ・環境 05 独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置…………… 1300
- ・環境 06 研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 1304
- ・環境 07 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 1310
- ・環境 08 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 1318
- ・環境 09 既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設…………… 1326
- ・環境 10 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例…………… 1330
- ・環境 11 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1334

<防衛省>

- ・防衛 01 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例…………… 1342
- ・防衛 02 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除…………… 1348

3 点検項目ごとの評価の実施状況表…………… 1352

【資料】

- 資料 1 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）…………… 1360
- 資料 2 経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）…………… 1369

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設
経産02	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設
経産03	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設
経産04	車体課税の抜本的見直し
経産05	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長
経産06	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備
経産07	中心市街地活性化のための税制措置の創設
経産08	海外投資等損失準備金の延長
経産09	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
経産10	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（租税特別措置法89条の2）
経産11	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法89条の3、89条の4、90条、90条の2）
経産12	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（租税特別措置法90条の4）
経産13	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税（租税特別措置法90条の4の2）
経産14	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法90条の5）
経産15	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置90条の6の2）
経産16	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設
経産17	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設
経産18	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産19	原子力発電施設解体準備金の見直し
経産20	アジア拠点化のための税制措置の延長
経産21	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長
経産22	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭）
経産23	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長
経産24	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設
経産25	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設
経産26	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充

番号	制度名
経産27	中小企業投資促進税制の拡充
経産28	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産29	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長
経産30	研究開発法人への寄附に係る税制措置
経産31	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
経産32	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置
経産33	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
経産34	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
経産35	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
経産36	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充
経産37	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充
経産38	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充
経産39	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
経産40	中心市街地活性化のための税制措置の創設
経産41	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充
経産42	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産43	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産44	鉱区税のみなし期間に関する措置
経産45	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置
経産46	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
経産47	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長
経産48	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
経産49	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）
経産50	所得拡大促進税制の見直し
経産51	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間設備投資額）は、他の租税特別措置等や規制緩和等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

設備投資については、例えば、平成25年度に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の一つとして「生産等設備投資促進税制」が措置されているが、生産等設備投資促進税制は、生産等設備への年間投資額が、①前事業年度比10%超増加すること、②適用事業年度の減価償却費を超えることを要件としており、設備投資の「量」の向上による経済の底上げを目的とするもの。これに対して、本税制措置は設備投資の「質」に着目し、我が国企業が国際競争で勝ち抜くための生産性の向上につながる設備投資を支援するものであると整理している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設(国税1・地方税12(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	先端設備の導入、生産ラインやオペレーションの改善等の「質」の高い投資について、即時償却・税額控除等の税制措置を講ずる。
3	担当部局	経済産業政策局産業再生課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	～平成29年3月末(3年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後3年間で、設備投資を2012年度の約63兆円から、リーマンショック前の水準(年間約70兆円)に回復させることを目指す。 ・生産設備の使用期間(設備年齢)が上昇し、生産性や1人当たり給与が伸び悩み。そのため、生産性の向上に資する「質」の高い設備等への投資を支援する。 <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>○ 先端設備の投資促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産設備の新陳代謝(老化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)</p> <p>① 民間投資の活性化</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間投資を喚起する施策を総動員することで、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円からリーマンショック前の民間投資の水準(年間約70兆円(2007年度までの5年間平均))に回復させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間設備投資額

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規の設備投資に係る即時償却・税額控除等により、経営者による投資判断を後押しすることができるため、当該措置は有効である。
8	有効性等	① 適用数等	即時償却・税額控除等につき精査中
		② 減収額	精査中
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 新規の設備投資に係る即時償却・税額控除等により、経営者による投資判断を後押しすることができる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 精査中
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 新規の設備投資に係る経営者の投資判断に影響することが考えられる。		
	《税收減を是認するような効果の有無》 民間投資の拡大を実現するとともに、我が国経済全体の生産性の向上に寄与する。		
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間投資の拡大という政策目標には、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。また、導入事業者の生産性向上のためには、質の高い設備投資のみを支援することで、最小限の措置で大きな効果が期待できる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国企業における潜在力ある事業の成長事業化、グローバル競争力強化の進展）については、目標水準が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準を設定する必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（計画認定指標）は、経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「大胆な事業再編を行う企業の背中を押すための思い切った税制措置を講ずることで、…グローバル競争の勝ち抜きに向けた企業競争力の強化を実現する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

「産業競争力強化法案（仮称）」は、潜在力ある事業の成長事業化、グローバル競争力の強化につながる事業分離・統合を認定することとしており、当該認定を受ける（潜在力ある事業の成長事業化、グローバル競争力の強化につながる）事業分離・統合が一定数に達することを目標の達成とする。

具体的な目標件数については精査中であるが、達成時期については、本租税特別措置の適用期限である平成28年度末とする。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

事業の分離・統合に係る出資会社の財務負担は統合会社の事業が軌道に乗るまでの数年間継続的に発生するのが通常。このため、事業の分離・統合に向けた事業者へのインセンティブ措置は、一定期間にわたり継続して出資会社の財務負担を軽減できるものである必要があり、単年度の措置が基本となる補助金制度等の手段よりも税制措置が適当である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策支援として、前向きな事業再編を行う事業者に対して長期・低利の融資制度が存在する（指定金融機関が、日本政策金融公庫を通じて受け入れた財投資金を原資とする）。

上記融資制度を活用できる場合のメリットは大きいものの、事業再編を行おうとする事業者が必ず当該制度を利用して融資を受けられる保証はない。このため、事業再編を行おうとする事業者が産業競争力強化法の認定を受けることで確実に利用できる課税負担の軽減措置を確保することが事業再編に向けて取り組む事業者の判断を後押しする枠組みとして不可欠である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設 （国税2・地方税13（自動連動））（法人税：義、法人住民税：義、事業税：義）
2	要望の内容	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けて、事業部門の分離・統合により設立される統合会社の成長に必要な資金負担を行う出資会社について、その財務負担を軽減する税制措置を講ずる。
3	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業組織課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望であるため該当なし
6	適用又は延長期間	産業競争力強化法（仮称）の施行日～平成29年3月31日
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>自社事業部門の分離・他社事業部門との統合など、大胆な事業再編を行う企業の背中を押すための思い切った税制措置を講ずることで、潜在力のある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル競争の勝ち抜きに向けた企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成25年6月14日「日本再興戦略」P27</p> <p>「1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）」</p> <p>④事業再編・事業組替の促進</p> <p>○収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進</p> <p>思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編（スピンオフ・カープアウトを含む。）を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置を金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講ずる。一方で、その実施状況を厳しく検証する。</p> <p>⑤グローバルトップ企業を目指した海外展開促進</p> <p>○海外M&A・海外展開の促進</p> <p>グローバルトップ企業への成長のための金融措置等の支援措置の創設について、本年8月末までに検討を進め、結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講ずる。</p>

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業における潜在力ある事業の成長事業化、グローバル競争力強化の進展 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業競争力強化法（仮称）における計画認定指標により、生産性の向上を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 潜在力のある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル競争の勝ち抜きに向けた企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。
		①: 適用数等	精査中
8	有効性等	②: 減収額	精査中
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:産業競争力強化法(仮)の施行日～平成29年3月31日) 自社事業部門の分離・他社事業部門との統合など、大胆な事業再編を行う企業の背中を押すための思い切った税制措置を講ずることで、潜在力ある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル競争の勝ち抜きに向けた企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:産業競争力強化法(仮)の施行日～平成29年3月31日) 自社事業部門の分離・他社事業部門等との統合など、大胆な事業再編を行う企業の背中を押すための思い切った税制措置を講ずることで、潜在力ある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル競争の勝ち抜きに向けた企業競争力の強化を実現する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:産業競争力強化法(仮)の施行日～平成29年3月31日) 自社事業部門の分離・他社事業部門等との統合などが進まず、企業競争力の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長が進展しない。

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:産業競争力強化法(仮)の施行日～平成29年3月31日) 長いスパンでみると、事業分離・統合を通じて、企業競争力が強化され、課税所得の増加による健全な形での税収増につながる効果がある。	
		9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 自社事業部門の分離・他社事業部門との統合を通じた潜在力ある事業の成長事業化・国際競争力強化に向けた企業の意欲は顕著であるものの、分離・統合を行う企業には、再編に当たって大きな財務負担が発生するため、再編の障害の一つとなっている。従って、政策目標達成のためには、事業部門の分離・統合を行う企業に対して課税負担の軽減措置を講ずることが適切である。 また、本措置は、一定の基準を満たす事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段としての的確である。
			②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性	他の支援措置や義務付け等との役割分担 事業再編が進展することにより、地方経済の活性化につながる。
10	有識者の見解			
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		(新設要望)	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	/
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標水準が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準を設定する必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定ファンドの組成規模、ベンチャー企業によるIPO数等）は、エンジェル税制やベンチャー企業への他の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

「産業競争力強化法案（仮称）」は、経営・技術指導能力のあるベンチャーファンドを認定することとしており、当該認定を受けるファンドが一定数に達し、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出が行われることを目標の達成とする。

具体的な目標件数については精査中であるが、達成時期については、本租税特別措置の適用期限である平成28年度末とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けたベンチャーファンドへ出資する企業への税制措置の創設 （国税3・地方税14（自動連動））（法人税：義、法人住民税：義、事業税：義）
2	要望の内容	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業拡張期のベンチャー企業への資金供給拡大のため、経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に対し、税制優遇措置を講ずる。 <p>(1) 対象者</p> <p>産業競争力強化法（仮称）に基づき経済産業大臣に認定されたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資した法人</p> <p>(2) 対象ベンチャーファンドの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業体要件・・・投資事業有限責任組合 ② 投資先の要件・・・ <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資予定額の一定割合以上は、新規性を有する事業を行う中小企業に投資すること ○ 主たる投資先が事業拡張期にある中小企業であること等 ③ ハンズオン要件・・・ <ul style="list-style-type: none"> ○ 組合契約書に、投資先企業に経営又は技術の指導等を行う旨が明記されていること ○ 投資先に対して経営指導等を行うに足る知識・経験を有していること 等 ④ ガバナンス要件・・・ <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎事業年度、財務諸表及び業務報告書等を経済産業省に提出すること ○ 業務報告書等を踏まえ、認定要件を満たさないことが確認できた場合は、認定を取り消し 等
3	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—（新設要望）
6	適用又は延長期間	租税特別措置法施行後2017年3月31日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けるものとする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>ベンチャー企業は社会的にインパクトのある多くのイノベーションを創出し、産業競争力の源泉となっている。米国では、大きなイノベシ</p>

	<p>ンをもたらずベンチャー企業が大企業に発展し経済を牽引しており、我が国の経済活性化のためには新規企業・成長企業の創出が不可欠である。</p> <p>ベンチャー企業が大きく成長するためには、事業拡張期において専門的なノウハウを有するベンチャーファンドからの資金調達や事業会社との業務提携・資本提携が重要であるが、我が国では、ベンチャーファンドからベンチャー企業への資金供給が円滑に行われておらず、ベンチャー企業の多くが限定的な成長にとどまっている。</p> <p>ベンチャーファンドがベンチャー企業へ十分に投資できない理由は、ベンチャーキャピタルが法人投資家から資金調達を十分に行えない点にある。本税制措置を講ずることで、法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促し、ベンチャー企業への投資を活性化させる必要がある。</p> <p>そこで、ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「産業競争力強化」に向けた施策として、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、2013 年度から 2017 年度までを「緊急構造改革期間」と位置付け、「民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする」ことを目指すとされている。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）</p> <p>③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進</p> <p>民間企業等によるベンチャー投資の促進</p> <p>「個人投資家のみならず民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促すための方策を早急に検討し、本年 8 月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講じる。」</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>参考指標は、認定ファンドの組成規模、ベンチャー企業によるIPO数等。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置により、事業会社・金融機関等の法人がベンチャーファンドを通じてベンチャー企業へ出資することは、事業拡張期にあるベンチャー企業の市場の獲得、製品・サービスの量産体制の確立、販路の拡大をもたらし、我が国におけるベンチャー企業の育成に寄与する。</p>

8 有効性等	① 適用数等	これまでベンチャー投資を行っていない法人が、本税制措置をインセンティブとして新たに投資を行うことが期待される。
	② 減収額	精査中
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>専門的なノウハウを有するベンチャーキャピタルが組成したファンドから、事業拡張期にあるベンチャー企業への出資が行われること。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>専門的なノウハウを有するベンチャーキャピタルが組成したファンドから、事業拡張期にあるベンチャー企業への出資が行われ、その結果、ベンチャー企業の売上及び雇用等が拡大する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本税制措置が講じられなかった場合、事業会社や金融機関等の法人投資家からの資金供給は少額なものに留まり、ベンチャー企業の市場の獲得、製品・サービスの量産体制の確立、販路の拡大は限定的となり、ベンチャー企業の成長は小さいものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制措置により、法人投資家からベンチャー企業への投資を促進することは、ベンチャー企業によるイノベーションの創出や雇用の拡大につながり、税収減を是認する効果が十分にあると考えられる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当てすべきものではない。法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>エンジェル税制</p> <p>個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、ベンチャー企業が事業を拡大させ成長を遂げることは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。
10 有識者の見解		特になし
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		(新設要望)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し	府省名	経済産業省
税目	自動車重量税、自動車取得税、自動車税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について、以下のとおり分析・説明が不十分。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 設定された達成目標は、本租税特別措置等そのものと考えられるため、租税特別措置等により達成しようとする目標を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢及び補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「「新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合は、平成21年度65.1%、22年度76.7%、23年度、81.9%、24年度73.9%」及び「自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数は、平成20年度118万台、21年度220万台、22年度177万台、23年度200万台、24年度206万台」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するよう有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみが説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するよう効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、「国土交通省試算、平成23年度、平成24年度は経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の実態について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額（自動車税グリーン化特例）の過去の実績について、「国土交通省試算、平成23年度、平成24年度は経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数

値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

2 補助金等の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について、以下のとおり分析・説明が不十分。

1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢及び補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

⑤ I-1-⑤記載の指摘に同じ。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ I-1-⑪記載の指摘に同じ。

④ I-1-④記載の指摘に同じ。

⑦ I-1-⑦記載の指摘に同じ。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（②自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る）の実現状況について、定性的に「環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ I-1-⑫記載の指摘に同じ。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ I-1-⑥記載の指摘に同じ。

⑧ I-1-⑧記載の指摘に同じ。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（②自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑬ I-2-⑬記載の指摘に同じ。

III 評価書記載の租税特別措置等の内容③について、以下のとおり分析・説明が不十分。

1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢及び補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

⑤ I-1-⑤記載の指摘に同じ。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ I-1-⑪記載の指摘に同じ。
 - ④ I-1-④記載の指摘に同じ。
 - ⑦ I-1-⑦記載の指摘に同じ。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（③2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す）の実現状況について、定性的に「環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- [将来の見込み]
- ⑫ I-1-⑫記載の指摘に同じ。
また、税收減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑥ I-1-⑥記載の指摘に同じ。
 - ⑧ I-1-⑧記載の指摘に同じ。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（③2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑬ I-2-⑬記載の指摘に同じ。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
租税特別措置等により達成しようとする目標として、前回要望時は乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに最大50%としている。
達成状況については、新車販売に占める次世代自動車の割合が平成21年度11%、22年度12%、23年度16%、24年度20%となっており、前回要望時実績（23年度）から目標の達成に近づいている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）
目標達成時期は、閣議決定に定められた達成時期を用いている。
新車販売台数に占める次世代自動車の割合等については、例えばエネルギー基本計画では「必要な政策支援を積極的に講じた場合」と明記されているように、政府全体として政策を総動員して目標を達成することになっており、施策全体の効果として、次世代自動車等の普及が順調に進んでいる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し (国税4)(自動車重量税:外) (地方税1)(自動車取得税:外、自動車税:外)
2	要望の内容	平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、以下の要望を行う 1. 自動車取得税の段階的引下げ・廃止、エコカー減税の拡充 ・自動車取得税の税率を消費税8%時点で3%引下げ、消費税10%時点で廃止する。 ・消費税率引上げの影響の緩和と、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るため、エコカー減税を拡充する。 2. 自動車重量税のエコカー減税の拡充 ・消費税率引上げの影響の緩和と、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るため、エコカー減税を拡充する。 3. 自動車税のグリーン化特例の拡充・延長 ・消費税率引上げの影響の緩和と、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るため、自動車税のグリーン化特例を延長・拡充する。
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<エコカー減税(自動車取得税、自動車重量税)の経緯> ○平成21年度創設 ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減措置拡充(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車は2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加) <自動車税のグリーン化特例の経緯> ○平成13年度創設 ○平成15年度 ・平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車、☆☆車を軽課対象から除外 ・軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮 ○平成16年度 ・平成17年排出ガス基準値に見直し ○平成18年度 ・燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更 ○平成20年度 ・メタノール自動車を除外

		・燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更 ○平成22年度 ・プラグインハイブリッド自動車を追加 ・燃費基準+15%超過達成車を対象から除外 ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減率を25%及び50%と段階的に設定
6	適用又は延長期間	平成26年度～平成27年度
7	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ①平成25年度与党税制改正大綱に基づき、自動車取得税の二段階での廃止や自動車重量税の一層のグリーン化などを実現。 ②自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。 ③環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 《政策目的の根拠》 ○所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律13号)附則第104条第3項 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。 ○社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的見直しを強く求める」とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案(議員修正後) (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)第七条 カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境へ

		<p>の負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。</p> <p>○社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書(平成24年6月15日)</p> <p>自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ(※法案修正後はカ)の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時まで結論を得る。</p> <p>○平成25年度与党税制改正大綱(平成25年1月)</p> <p>自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。</p> <p>イ自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ)自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。</p> <p>(ロ)消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。</p> <p>ロ自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ)エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。</p> <p>(ロ)自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方</p>
--	--	--

		<p>向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○京都議定書目標達成計画(平成20年3月)</p> <p>燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月)</p> <p>次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に <p>○日本再生戦略(平成24年7月)</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月)</p> <p>2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成25年度与党税制改正大綱に基づき、自動車取得税の二段階での廃止や自動車重量税の一層のグリーン化などを実現。 ② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。 ③ 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合></p>

		<p>平成 21 年度 65.1%</p> <p>平成 22 年度 76.7%</p> <p>平成 23 年度 81.9%</p> <p>平成 24 年度 73.9%</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)></p> <p>平成 20 年度 118 万台</p> <p>平成 21 年度 220 万台</p> <p>平成 22 年度 177 万台</p> <p>平成 23 年度 200 万台</p> <p>平成 24 年度 206 万台</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)></p> <p>平成 21 年度 11%</p> <p>平成 22 年度 12%</p> <p>平成 23 年度 16%</p> <p>平成 24 年度 20%</p> <p><国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)></p> <p>平成 20 年度 470 万台</p> <p>平成 21 年度 488 万台</p> <p>平成 22 年度 460 万台</p> <p>平成 23 年度 475 万台</p> <p>平成 24 年度 521 万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成 21 年度 65.1%</p> <p>平成 22 年度 76.7%</p> <p>平成 23 年度 81.9%</p> <p>平成 24 年度 73.9%</p> <p>○平成 24 年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となり、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)></p> <p>平成 20 年度 118 万台</p> <p>平成 21 年度 220 万台</p> <p>平成 22 年度 177 万台</p> <p>平成 23 年度 200 万台</p> <p>平成 24 年度 206 万台</p>
--	--	---

8	有効性等	①: 適用数等	<p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成 21 年度 65.1%</p> <p>平成 22 年度 76.7%</p> <p>平成 23 年度 81.9%</p> <p>平成 24 年度 73.9%</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)></p> <p>平成 20 年度 118 万台</p> <p>平成 21 年度 220 万台</p> <p>平成 22 年度 177 万台</p> <p>平成 23 年度 200 万台</p> <p>平成 24 年度 206 万台</p> <p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>																								
		②: 減収額	<p><エコカー減税></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○自動車取得税</td> <td style="width: 50%;">○自動車重量税</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 ▲1,390 億円</td> <td>平成 21 年度 ▲1,020 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度 ▲1,395 億円</td> <td>平成 22 年度 ▲ 724 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度 ▲1,417 億円</td> <td>平成 23 年度 ▲1,018 億円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度 ▲1,620 億円</td> <td>平成 24 年度 ▲ 347 億円</td> </tr> <tr> <td>(総務省試算)</td> <td>(財務省試算)</td> </tr> </table> <p><自動車税グリーン化特例></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○過去5年間の軽課額試算</td> <td style="width: 50%;">○過去5年間の重課額試算</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度 ▲224 億円</td> <td>平成 20 年度 203 億円 (19 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 ▲192 億円</td> <td>平成 21 年度 205 億円 (20 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 ▲224 億円</td> <td>平成 22 年度 211 億円 (21 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度 ▲249 億円</td> <td>平成 23 年度 237 億円 (22 年度登録)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度 ▲313 億円</td> <td>平成 24 年度 258 億円 (23 年度登録)</td> </tr> </table> <p>(国土交通省試算、平成 23 年度、平成 24 年度は経済産業省試算)</p>	○自動車取得税	○自動車重量税	平成 21 年度 ▲1,390 億円	平成 21 年度 ▲1,020 億円	平成 22 年度 ▲1,395 億円	平成 22 年度 ▲ 724 億円	平成 23 年度 ▲1,417 億円	平成 23 年度 ▲1,018 億円	平成 24 年度 ▲1,620 億円	平成 24 年度 ▲ 347 億円	(総務省試算)	(財務省試算)	○過去5年間の軽課額試算	○過去5年間の重課額試算	平成 19 年度 ▲224 億円	平成 20 年度 203 億円 (19 年度登録)	平成 20 年度 ▲192 億円	平成 21 年度 205 億円 (20 年度登録)	平成 21 年度 ▲224 億円	平成 22 年度 211 億円 (21 年度登録)	平成 22 年度 ▲249 億円	平成 23 年度 237 億円 (22 年度登録)	平成 23 年度 ▲313 億円	平成 24 年度 258 億円 (23 年度登録)
○自動車取得税	○自動車重量税																										
平成 21 年度 ▲1,390 億円	平成 21 年度 ▲1,020 億円																										
平成 22 年度 ▲1,395 億円	平成 22 年度 ▲ 724 億円																										
平成 23 年度 ▲1,417 億円	平成 23 年度 ▲1,018 億円																										
平成 24 年度 ▲1,620 億円	平成 24 年度 ▲ 347 億円																										
(総務省試算)	(財務省試算)																										
○過去5年間の軽課額試算	○過去5年間の重課額試算																										
平成 19 年度 ▲224 億円	平成 20 年度 203 億円 (19 年度登録)																										
平成 20 年度 ▲192 億円	平成 21 年度 205 億円 (20 年度登録)																										
平成 21 年度 ▲224 億円	平成 22 年度 211 億円 (21 年度登録)																										
平成 22 年度 ▲249 億円	平成 23 年度 237 億円 (22 年度登録)																										
平成 23 年度 ▲313 億円	平成 24 年度 258 億円 (23 年度登録)																										
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成 21 年度 65.1%</p> <p>平成 22 年度 76.7%</p> <p>平成 23 年度 81.9%</p> <p>平成 24 年度 73.9%</p> <p>○平成 24 年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となり、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)></p> <p>平成 20 年度 118 万台</p>																								

<p>平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 206 万台</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 ○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)＞ 平成 21 年度 65.1% 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.9%</p> <p>○平成 24 年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>＜自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)＞ 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 206 万台</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 ○日本再興戦略等において、2030 年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目標に掲げているが、これは必要政策支援を積極的に講じた場合の目標であるため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。次世代自動車戦略研究会において、2020 年と 2030 年の車種別普及見通し(新車販売台数に占める割合)について、メーカーが燃費改善、次世代自動車開発等に最大限の努力を行った場合の民間努力ケースについて、検討を行い整理した結果、2030 年の新車販売台数に占める次世代自動車の割合は 30%～40%であった。</p> <p>＜2020～2030 年の乗用車車種別普及見通し(民間努力ケース)(次世代自動車戦略 2010)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020 年</th> <th>2030 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従来車</td> <td>80%以上</td> <td>60～70%</td> </tr> <tr> <td>次世代自動車</td> <td>20%未満</td> <td>30～40%</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>10～15%</td> <td>20～30%</td> </tr> <tr> <td>電気自動車 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>5～10%</td> <td>10～20%</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>僅か</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル自動車</td> <td>僅か</td> <td>～5%</td> </tr> </tbody> </table>		2020 年	2030 年	従来車	80%以上	60～70%	次世代自動車	20%未満	30～40%	ハイブリッド自動車	10～15%	20～30%	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	5～10%	10～20%	燃料電池自動車	僅か	1%	クリーンディーゼル自動車	僅か	～5%	<p>＜新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)＞ 平成 21 年度 11% 平成 22 年度 12% 平成 23 年度 16% 平成 24 年度 20%</p> <p>○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでいる。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)＞ 平成 21 年度 65.1% 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.9%</p> <p>○自動車税グリーン化の導入により、環境性能に優れた自動車の普及は着実に進展しており、平成 24 年度では、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっている。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p>＜自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)＞ 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 206 万台</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 27 年度) ○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)＞ 平成 21 年度 65.1% 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.9%</p> <p>○平成 24 年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>＜自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)＞ 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 206 万台</p>
	2020 年	2030 年																				
従来車	80%以上	60～70%																				
次世代自動車	20%未満	30～40%																				
ハイブリッド自動車	10～15%	20～30%																				
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	5～10%	10～20%																				
燃料電池自動車	僅か	1%																				
クリーンディーゼル自動車	僅か	～5%																				

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成21年度 65.1%</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.9%</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金</p> <p>－平成25年度予算額：300億円</p> <p>－電気自動車等の購入者に対し、ベース車両(同格のガソリン車)との価格の一部を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の普及促進を図る。</p> <p>税制改正要望の目的は自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに自動車取得税の税率引下げ、自動車重量税の負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避しつつ、環境性能に優れた自動車の普及を進めることにある。</p> <p>一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>①道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税(又は軽自動車税)の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いっている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>②自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超(全就業人口の約1割)の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>③上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>④また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>

10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成19年度事後評価書 (26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化)</p> <p>平成20年度事後評価書 (15. ものづくり産業振興)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）の第3章Ⅱ.2.（1）中小企業・小規模事業者等への支援に中小企業・小規模事業者等への支援策として中小企業の交際費課税の特例が明記されている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
過去の適用件数は、会社標本調査より以下のようになっている。
平成18年度 2,188,436社
平成19年度 2,194,328社
平成20年度 2,078,830社
平成21年度 2,297,238社
平成22年度 2,276,810社
平成23年度 2,264,518社
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成24年度税制改正要望書における損金算入額の所期の想定は
平成22年度1,803,543百万円
平成23年度1,799,159百万円
平成24年度1,794,776百万円
となっており、過去の実績と比較して、想定外に僅少ではないといえる。

また、平成23年度会社標本調査における適用法人数は以下のようになっており、適用に偏りが無いといえる。

業種	農林水産業	鉱業	建設業	繊維工業	化学工業	鉄鋼金属工業
割合 (%)	1.1%	0.2%	18.5%	0.5%	1.4%	2.4%
業種	機械工業	食料品製造業	出版印刷業	その他の製造業	卸売業	小売業
割合 (%)	3.5%	1.9%	1.3%	3.7%	9.7%	13.8%
業種	料理飲食旅館業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益事業	サービス業	その他
割合 (%)	4.5%	1.5%	8.4%	3.4%	22.2%	1.9%

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
別紙参照
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙「算定根拠」により算出した平成27年度損金算入額から26年度減収額と同様の算出方法により算出した27年度の減収見込額は2,480億円となる。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査（中小企業庁）」において、本特例がなくなった場合の交際費が何%減少するかという問いの資本金階級別の交際費減少率を算出し、それぞれの減少率を会社標本調査の資本金階級企業数割合に補正して全体の減少率を試算したところ、本特例がなかった場合、全体で交際費支出が16.5%減少する結果となった。
上記の結果を踏まえ、平成23年度会社標本調査における中小法人の交際費支出額21,091億円で試算すると、本特例がなかった場合、3,484億円の交際費支出が減少することとなる。
上記3,484億円について対個人サービス業での消費として支出されると仮定し、平成22年延長産業連関表（経済産業省）の逆行列係数を用いて産業部門全体の生産誘発額を試算した場合、産業部門全体の生産誘発額は約6,010億円、産業部門全体の生産誘発額に平成22年労働力調査（総務省統計局）の産業別就業者数を用いて雇用誘発額を試算した場合、産業部門全体の雇用誘発額は約84,300人となる。
上記の効果と比較して、平成23年度の減収額は2,572億円であり、税収減を是認する効果を有している。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
上記⑩と同様に、平成23年度会社標本調査における中小法人の交際費支出額21,091億円に23年度と26年度の損金算入額増加率を考慮して算出した26年度の交際費支出減少額3,628億円について、産業部門全体の生産誘発額及び雇用誘発額を試算した場合、産業部門全体の生産誘発額は約6,260億円、産業部門全体の雇用誘発額は約87,800人なる。
上記の効果と比較して、平成26年度の減収額は2,490億円であり、税収減を是認する効果を有している。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本租特は中小企業の約88%（2,264,518社）が利用しており、かつ個々の企業の交際費支出金額は企業の事情により様々であることから、補助金等で予算限度を設定し、支援する方法はなじまない。また本租特は企業の冗費・濫費の抑制も視野に入れて設定されているものであることから、補助金等の措置で支援した場合、企業の間際ない交際費支出を助長することも考えられることから、租特での支援が手段として必要かつ適切である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

【経産05】

異なる企業間の関係を支援するものとして、中小企業庁では中小企業総合展の開催によるビジネスマッチングの場の提供や、新連携対策事業として、異分野の中小企業、大学・研究機関、NPO等とそれぞれの「強み」を持ち寄って連携し、新しい市場への展開を目指し高付加価値の製品・サービスを創出する新事業活動を行うことを支援し、国からの認定を受けた場合、融資・信用保証・税・補助金等が利用可能となる制度等を実施しているが、これらの制度は企業間の出会いを促進する制度であり、企業同士が出会ってからの関係維持も目的とした交際費支出を支援する制度とは効果の発現時期及び達成目標が異なる。

別紙「算定根拠」

○前提

(1) 過去5年(平成19年度～23年度)の伸び率

①適用法人数(会社標本調査)

平成18年度 2,188,436社

平成19年度 2,194,328社(0.27%)

平成20年度 2,078,830社(▲5.26%)

平成21年度 2,297,238社(10.51%)

平成22年度 2,276,810社(▲0.89%)

平成23年度 2,264,518社(▲0.54%)

5年平均伸び率 0.82%

②損金算入額(会社標本調査 交際費等支出額－損金不算入額)

平成18年度 1,786,813百万円

平成19年度 1,712,788百万円(▲4.14%)

平成20年度 1,614,453百万円(▲5.74%)

平成21年度 1,812,771百万円(12.28%)

平成22年度 1,764,288百万円(▲2.67%)

平成23年度 1,732,233百万円(▲1.82%)

5年平均伸び率 ▲0.42%

○平成24年度適用件数

①適用法人数推計

$2,264,518 \text{社} \times 1.0082 (1 + \text{平成18年度} \sim \text{平成23年度の伸び率}) = 2,283,087 \text{社}$

②損金算入額

1,765,600百万円(財務省平成24年度増減収額試算)

○平成25年度適用件数

①適用法人数推計

$2,283,087 \text{社} \times 1.0082 (1 + \text{平成18年度} \sim \text{平成23年度の伸び率}) = 2,301,808 \text{社}$

②損金算入額推計

平成25年度税制改正を受け、14.7%の企業が「交際費支出を増やしたい」と回答。(全国法人会総連合：平成25年度税制改正大綱に関するアンケート)

$(2,301,808 \text{ 社} \times 14.7\%) \times \{77.3 \text{ 万円 (前年度一社当たり損金算入額)} \times 112.28\% (1 + \text{平成}21\text{年度税制改正時の損金算入額増加率})\} + (2,301,808 \text{ 社} \times 85.3\%) \times 77.3 \text{ 万円 (前年度一社当たり損金算入額)}$
 $= 1,811,416 \text{ 百万円}$

○平成26年度適用件数

- ① 適用法人数推計
 $2,301,808 \text{ 社} \times 1.0082 (1 + \text{平成}18\text{年度} \sim \text{平成}23\text{年度の伸び率}) = 2,320,683 \text{ 社}$
- ② 損金算入額推計
 $1,811,416 \text{ 百万円 (前年度試算)} \times 0.996 (1 + \text{平成}18\text{年度} \sim \text{平成}23\text{年度までの損金算入額伸び率}) = 1,804,170 \text{ 百万円}$

○平成27年度適用件数

- ① 適用法人数推計
 $2,320,683 \text{ 社} \times 1.0082 ((1 + \text{平成}18\text{年度} \sim \text{平成}23\text{年度の伸び率}) = 2,339,712 \text{ 社}$
- ② 損金算入額推計
 $1,804,170 \text{ 百万円 (前年度試算)} \times 0.996 (1 + \text{平成}18\text{年度} \sim \text{平成}23\text{年度までの損金算入額伸び率}) = 1,796,953 \text{ 百万円}$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	交際費の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)措置の延長(国税5・地方税15(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)																																									
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 法人の支出した交際費等は、原則損金不算入とされているが、中小企業(資本金1億円以下の法人)については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。																																									
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 財務課																																									
4	評価実施時期	平成25年8月																																									
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年度(交際費課税制度の創設年度) <最近の交際費課税における主な改正> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)×80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円)×90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度(経済危機対策)</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円)×90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止</td> </tr> </tbody> </table>		対象法人	損金算入限度額等	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円)×90%	平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。	平成21年度(経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円)×90%	平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止
	対象法人	損金算入限度額等																																									
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																									
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×90%																																									
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(300万円)×80%																																									
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																									
	5,000万円以下	定額控除(400万円)×80%																																									
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除(400万円)×90%																																									
平成18年度	全法人	一人当たり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。																																									
平成21年度(経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除(600万円)×90%																																									
平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																									
	1億円以下	定額控除(800万円) 定額控除限度額までの10%の損金不算入措置を廃止																																									
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年間)																																									

7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国経済や雇用を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。このような中小企業の営業活動の促進を図るとともに、飲食店業を中心とした需要の喚起を図ることにより、自律的回復に向けた動きを確実なものとし、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業は我が国の雇用・産業創出の原動力であり、地域活性化の中心的役割を担っている。しかしながら、中小企業は一般的に大企業や中堅企業と比較して販売促進の手段が限られていることから、交際費は中小企業の事業活動において必要不可欠なものである。</p> <p>交際費課税の特例措置は、①個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図るとともに、②中小企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店業の需要喚起にも繋がるという、ミクロとマクロの両面に効果を発揮する措置である。</p> <p>これらの効果を期待し、日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)を踏まえ、税制上の措置として、中小企業の交際費の支出による販売促進の強化等を図り、景気回復を後押しするため中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とされた。</p> <p>上記のような状況を踏まえ、中小企業の営業活動を促進するとともに、飲食業等の需要を喚起し、景気回復基調を確実なものとする本措置の延長が必要である。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国の景気は、着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きも見られるものの、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。そのため、中小企業の事業活動を活性化させることで、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中小関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁)やGDPギャップの数値等を参考にする。</p>

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>① 個々の中小企業に対して交際費の支出へのインセンティブを付与することで、中小企業の営業活動の促進を図る</p> <p>② 中小企業が支出する交際費の多くは飲食店で消費されると見込まれることから、飲食店業の需要喚起につながる</p>	
8	有効性等	①: 適用数等	<p>○損金算入額の推移(括弧内は資本金階級)</p> <p>平成19年度 1,712,788百万円(資本金1億円未満)</p> <p>平成20年度 1,614,453百万円(資本金1億円以下)</p> <p>平成21年度 1,812,771百万円(同上)</p> <p>平成22年度 1,764,288百万円(同上)</p> <p>平成23年度 1,732,233百万円(同上)</p> <p>平成24年度 1,765,600百万円(同上)(推計)</p> <p>平成25年度 1,811,416百万円(同上)(推計)</p> <p>平成26年度 1,804,170百万円(同上)(推計)</p> <p>(「会社標本調査」により経済産業省試算(国税庁))</p>
		③: 減収額	<p>中小企業の損金算入による減収額</p> <p>平成19年度 ▲2,877億円</p> <p>平成20年度 ▲2,712億円</p> <p>平成21年度 ▲3,045億円</p> <p>平成22年度 ▲2,620億円</p> <p>平成23年度 ▲2,572億円</p> <p>平成24年度 ▲2,437億円</p> <p>平成25年度 ▲2,500億円</p> <p>平成26年度 ▲2,490億円</p> <p>(備考)</p> <p>*上記の損金算入額に利益法人割合、法人税率を掛けて算出。</p> <p>*平成19年度～平成21年度、平成24年度～平成26年度は利益法人割合60%、平成22年度、平成23年度は利益法人割合55%で計算。</p> <p>平成19年度～平成21年度は法人税率28%、平成22年度、平成23年度は法人税率27%、平成24年度～平成26年度は法人税率23%で計算。</p> <p>(「会社標本調査」(国税庁)、「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(財務省)により経済産業省試算)</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成26年3月)</p> <p>我が国経済は持ち直しの動きが見られるものの、中小企業の業況判断DIは▲17.7(平成25年4～6月)となっている。</p> <p>(出典)中小企業庁「第132回中小企業景況調査」</p>

	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年4月～平成26年3月)</p> <p>コスト削減傾向の中、交際費の損金算入額は若干の減少傾向にあるものの、毎期おおむね一定の利用実績がある。(上記「租税特別措置の適用実績」参照)</p> <p>我が国の経済情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、中小企業の業況判断DIは▲17.7(平成25年4～6月)となっている。</p> <p>これらの状況から、引き続き本措置によって中小企業の営業活動の促進を図り、景気回復基調を確実なものとしていくことが必要である。</p> <p>(出典)中小企業庁「第132回中小企業景況調査」</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年4月～平成26年3月)</p> <p>中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が45.4%、取引拡大や新規顧客を開拓・確保するために必要不可欠」という回答が23.6%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。</p> <p>また、同調査を利用した分析では、本特例が無かった場合全体で16.5%(※1)交際費が減少するという結果が出ており、また、交際費支出額が1%減少した場合、売上高は0.28%減少する関係(※2)となっていることから、本特例が無くなった場合、売上高は4.6%減少すると推計される。よって、本特例が無くなった場合、平成23年度の資本金1億円以下法人の営業収入合計額(約550兆円)のうち、25兆円程度中小企業の営業収入が下がることとなる。</p> <p>これらから、中小企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は中小企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <p>(※1)アンケートにおける資本金階級別の交際費減少率を、「会社標本調査」(国税庁)の資本金階級割合に補正し、全体の減少率を算出。</p> <p>(※2)中小企業庁委託調査における回答企業のデータから重回帰分析。 $LN(\text{売上高})=7.18+0.276LN(\text{交際費支出額})+0.364LN(\text{資本金})$ <回帰統計>重相関R2:0.28</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年4月～平成26年3月)</p> <p>中小企業ではコスト削減の圧力等があるものの、交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置で営業活動を支援する本措置は手段として有効である。</p>
--	--

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業会計上、交際費は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金の額に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、中小企業については、大企業と比較すると新規顧客の開拓や販売促進の手段が限られていることから、販売促進等の手段として交際費を支出することが事業活動において必要不可欠なものと考えられる。このような観点から、従来から中小企業については、一定の範囲で交際費の損金算入が認められてきたものである。</p> <p>そのため、本措置について適用期限を延長することで、中小企業の営業活動促進、飲食業需要の喚起を図り、自律的回復に向けた動きを確実なものとし、中小企業の経済活動の活性化を支援することは妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置は、地域経済と雇用を支える中小企業の活性化を図るものとともに、地域の飲食業の振興にも寄与することから、本措置における法人住民税、事業税における手当(本措置に係る法人住民税、事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備	府省名	経済産業省
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標（個人事業主の振興を図る（小規模事業者の業況判断D I、個人事業主の開業率・廃業率））については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（小規模事業者の業況判断D I、個人事業主の開業率・廃業率）は、景気動向等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「本税制措置により、創業を含む創造的な事業活動を促進するとともに、経営の安定化に資することで、小規模企業の振興を図る」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 同様の政策目的に係る他の政策手段として「小規模企業の振興を図るための「基本法」の制定」があるとしているが、本租税特別措置等との役割分担が説明されていないため、役割分担を明らかにすることにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」及び「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

全国366万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことが日本経済の再生に不可欠である一方で、国内需要の減少や大企業等の取引先の移転など、国内の取引構造の変化に伴って、小規模事業者は極めて厳しい経営環境におかれている。さらに、小規模事業者は、その規模の小ささ故に、経営資源の制約にも直面している。

そのため、小規模事業者に焦点に当てた中小企業施策の再構築を進めることとし、平成25年の通常国会において、中小企業基本法を改正し、小規模企業に関する基本理念、施策の方針を新たに打ち立てたところ、この基本理念、施策の方針に従い、小規模事業者の振興を図るための「基本法」の提出を次期通常国会で予定しており、本税制措置は、この基本法の制定と合わせ、統一的な政策体系の下で、他の施策と一体となって小規模企業の振興を図るためのものとして位置付けられる。

以上のように、「小規模事業者の振興」は本税制措置のみで達成されるものではなく、小規模事業者の振興を図るための「基本法」の下での統一的な政策体系の下、多様な施策と一体となってその振興が図られるものであるが、本税制措置は、開業直後のように売上げが立たない段階での純損失について、その繰越期間の延長を図ることで開業直後のハードルを下げることや、生計を一にする親族への家賃、地代等対価の支払を必要経費として認めることで、当該家賃、地代等対価を受領した者での開業誘因となることから、開業を促進することとなるとともに、予期せぬ取引先の倒産等に伴い大規模赤字が発生した場合でも、大規模赤字発生年より後の5年以内にわたり、利益と相殺することを可能とすることで、廃業を抑制することにつながると思われることから、開業率、廃業率を効果の測定指標として設定して、開業率の上昇、廃業率の現状維持又は低下の状況を測定することとしている。

さらに、こうした措置を講ずることで、安心、かつ、安定的に小規模企業が事業に注力できる環境を整備することとなるため、小規模企業における業況判断も改善すると考えられるため、業況判断D Iを測定指標として設定しており、小規模企業の業況判断D Iの中規模企業とのギャップ（平成25年第2四半期中規模企業▲11.1、小規模企業参画19.8）の縮小の状況を測定することとしている。

なお、これらの指標の目標としての固定値の設定は、小規模事業者の振興を図るための基本法の制定の後で、統一的な政策体系の下で目標が設定されることとなると考えられるため、現時点での設定は困難である。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別紙①②のとおり。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

別紙②③のとおり。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置による減収額（個人事業主のキャッシュフロー改善分）について、中小企業庁委託調査により、その用途を確認したところ、再投資に回すと回答した個人事業主が24.8%、従業員給与や消費に回すと回答した個人事業主が69.3%となっていることから、投資増加額（74億円）、消費増加額（211億円）を算出し、これらの値を産業連関表の逆行列計数を用いて算出した経済波及効果は482億円と推計される。

親族対価特例の適用者数試算

別紙①

※適用者数は、賃貸料+借入金利子で試算している。

1. 賃貸料の適用者数

$$(1) \text{ 家屋 } \frac{(874,929+656,594)}{\text{青色申告者のうち納税額がある人}} \times \frac{60}{720} = 127,627 \text{ 人}$$

親族所有割合

$$(2) \text{ 土地 } \frac{(874,929+656,594)}{\text{青色申告者のうち納税額がある人}} \times \frac{94}{729} = 197,480 \text{ 人}$$

親族所有割合

$$(3) (1) + (2) = 325,107 \text{ 人}$$

2. 借入金利子の適用者数

$$\frac{(874,929+656,594)}{\text{青色申告者のうち納税額がある人}} \times \frac{166}{993} = 256,025 \text{ 人}$$

親族割合

3. 1 + 2 = 581,132 人

- ・「親族所有割合」、「親族割合」 平成 25 年度中小企業庁アンケート調査の
平均値による。
- ・「青色申告者のうち納税額がある人」 「平成 23 年分統計年報申告所得税」

純損失の繰越控除の特例

別紙②

国税

1. 適用者数の推計

- (1) 事業所得人数 4,607,201 人
- (2) 青色申告割合 45.262%
- (3) 3年で赤字を消せないことがありうる割合 26.1832%
- (4) 最大規模の赤字額の平均値を超える割合 2.2155%
- (5) (1) × (2) × (3) × (4) = 12,096 人 (0人未満切り捨て)

2. 所得金額の推計

- (1) 事業所得金額の平均値 8,818,280 百万円/4,607,201 人 = 1,914,021 円
- (2) 2年でも控除しきれない赤字金額の算定
1,914,021 円 ((1) の金額) × 2 年分 = 3,828,042 円
- (3) (2) に対する税負担 (所得税の平均負担割合 (12.8%))
3,828,042 円 × 12.8% = 489,989 円

3. 全体の減収額

$$12,096 \text{ 人} \times 489,989 \text{ 円} = 5,926,906,944 \text{ 円}$$

(出典)

- ・「平成 23 年分 統計年報 申告所得税」
- ・「平成 25 年度中小企業庁アンケート調査」
- ・「平成 22 年分 申告所得税標本調査」

地方税

1. 個人住民税(所得割)の減収額

- (1) 課税標準の純減額 3,828,042 円
- (2) 減収額 3,828,042 円 × 10% × 12,096 人 = 4,630,399,603 円

親族対価特例の減収額試算

別紙③

国税 (円単位)

※減収額は、賃貸料+借入金利子で試算している。端数の差額あり。

1. 賃貸料

(1) 支払った側

①1年間の賃貸料

- A. 家屋 $9,940,236 \times 52.95503\% \times 12\% = 631,663$
 B. 土地 $9,940,236 \times 47.04497\% \times 6\% = 280,583$

②全体

- A. 家屋
 $631,663 \times 1,531,523 \times 0.083333 = 80,617,201,062$
 B. 土地
 $280,583 \times 1,531,523 \times 0.128944 = 55,409,623,983$
 C. $A+B = 136,026,825,045$
 D. $C \times 12.8\% = 17,411,433,606$

(2) 受け取った側

①個人の税額

$$631,663 + 280,583 = 912,246$$

$$912,246 - 380,000 = 532,246$$

$$532,246 \times 12.8\% = 68,127$$

②全体

$$68,127 \times 137,508 = 9,368,007,516$$

(3) (1) - (2) = 8,043,426,090

(出典)

- ・「平成25年度中小企業庁アンケート調査」
- ・「平成25年版地方財政白書」
- ・「平成23年分 統計年報 申告所得税」
- ・「中小企業白書2013」
- ・「平成22年分 申告所得税標本調査」

2. 借入金利子

(1) 支払った側

①1年間分の利子

$$6,312,699 \times 1.55\% = 97,847$$

②全体

$$97,847 \times 1,531,523 \times 0.167170 \times 12.8\% = 3,206,563,518$$

(2) 受け取った側

①個人の税額

$$97,847 - 380,000 < 0 \quad \text{※ 増収額なし}$$

(3) (1) - (2) = 3,206,563,518

3. 1 + 2 = 11,249,989,608

(出典)

- ・「平成25年度中小企業庁アンケート調査」
- ・「日本政策投資金融公庫の基準金利」

地方税 (円単位)

1. 賃貸料

(1) 支払った側

①1年間の賃貸料

- A. 家屋 631,663
 B. 土地 280,583

②全体

- A. 家屋 80,617,201,062
 B. 土地 55,409,623,983
 C. $A+B = 136,026,825,045$
 D. $C \times 10\% = 13,602,682,505$

(2) 受け取った側での増収額

①個人の税額

$$912,246 - 330,000 = 582,246$$

$$582,246 \times 10\% = 58,225$$

②全体

$$58,225 \times 137,508 = 8,006,403,300$$

(3) (1) - (2) = 5,596,279,205

2. 借入金利子

(1) 支払った側

$$\text{①1年間分の利子} \quad 97,847$$

②全体

$97,847 \times 1,531,523 \times 0.167170 \times 10\% = 2,505,127,749$

(2) 受け取った側

①個人の税額

$97,847 - 330,000 < 0$ ※増収額なし

(3) (1) - (2) = **2,505,127,749**

3. 1 + 2 = **8,101,406,954**

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	小規模事業者の振興を図るための税制措置の整備 (国税6・地方税16(自動連動))(所得税:外、個人住民税:外)
2	要望の内容	小規模事業者の振興を図るための「基本法」(平成26年通常国会への提出を検討)の制定等と合わせて、小規模事業者の約6割を占める個人事業主について、青色申告を行う個人事業主が、適正な契約に基づき、生計を一にする配偶者その他の親族に、当該事業から生ずる対価(地代、家賃、借入金利子等)を支払った場合には、その支払った金額を当該個人事業主の必要経費に算入することを認めるとともに、純損失の繰越控除期間を3年から5年に延長する等の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間の措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を活かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境を整備する。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法第8条 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>一 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によって地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。</p> <p>二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。</p> <p>三 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模企業の約6割を占める個人事業主の振興を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 小規模事業者の業況判断DI 個人事業主の開業率・廃業率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模企業は厳しい経営環境に置かれ、赤字割合も上昇傾向にある中で、純損失の繰越控除期間の延長により、小規模企業の経営の安定化を図る。また、開業段階で見れば、親族から開業資金の借入を行った上で個人事業主として開業する場合や、個人事業主の親族が新たに別の事業分野を立ち上げ、当該個人事業主の事業と親族の新事業との間のコラボレーションで創造的な事業活動を行う場合に、生計一の親族間では、事業から生ずる対価の支払は必要経費に算入されていない点を解消することで創業を含む創造的な事業活動を促進すること等につながる。これらにより、小規模企業の振興を図る。</p>
	8 有効性等	<p>① 適用数等 (適用期間内における適用事業者数) ○純損失の繰越控除期間延長の適用者 平成26年度 12,096人 平成27年度 12,096人 (H23「統計年報申告所得税」(国税庁)により経済産業省試算) ○生計を一つの親族間で事業から生ずる対価の特例の適用者 平成26年度 581,132人 平成27年度 581,132人 (H23「統計年報申告所得税」(国税庁)により経済産業省試算)</p> <p>② 減収額 (減収額の将来推計) 平成26年度 299億円 平成27年度 299億円 ※中小企業庁試算。別紙参照。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 小規模企業の業況感は、リーマンショック前の水準にまで回復しているものの、中規模の企業と比較して低い水準となっている。</p> <div style="text-align: center;"> <p>中小企業・小規模事業者の業況判断DIの推移</p> </div> <p>資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」 (注)「小規模」は、中小企業基本法上の小規模企業。 「中規模」は、中小企業の中で小規模企業以外の者。</p> <p>個人事業主の赤字割合は、宿泊・飲食サービス業は減少、サービス業は安定しているものの、卸・小売業、製造業は以前上昇傾向にある。特に卸・小売</p>

	<p>業は30%近い赤字割合となっている。</p> <p>(出典)総務省「H24年度 個人企業経済調査」</p> <p>会社の開業率・廃業率と比較すると、個人事業主の廃業率は高い一方で、開業率は低い傾向にある。特に、廃業率に関して、会社は漸減傾向にあるものの個人事業主は高止まりしている。</p> <p>(出典)中小企業庁「H24年度 中小企業白書」</p> <p>本税制措置により、地域における経済の安定等に寄与する小規模企業である個人事業主の振興を通じて、地域経済の活性化及び地域住民の雇用の確保・創出を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 本税制措置により、創業を含む創造的な事業活動を促進するとともに、経営の安定化に資することで、小規模企業の振興を図る。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 本税制措置が新設されなかった場合には、個人事業主としての新規開業の促進、赤字の増加に伴う廃業が抑止されず、小規模企業の振興を図れなくなるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 本税制措置により、個人事業主の税負担が軽減され、個人事業主の事業拡大に向けた投資の増加、消費の増加等により約482億円の経済波及効果が見込まれる。(中小企業庁委託調査による試算)</p>
--	--

【経産06】

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、個人事業主の振興に当たっての現行の税制上の課題に対して応えるものであり、税制措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	次期通常国会において、小規模企業の振興を図るための「基本法」の制定等を予定。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は、地域における経済の安定等に寄与する小規模企業である個人事業主の振興を図るものであり、小規模企業の振興を図ることで、地域経済の活性化及び地域住民の雇用の確保・創出に資することとなるため、本税制措置を利用した場合の個人住民税、事業税における手当(本税制措置を利用した場合の自動連動)をすることが相当である。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中心市街地活性化のための税制措置の創設	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、相続税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について、以下のとおり分析・説明が不十分。政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（年間小売販売額、空き店舗率）は、補助金等、他の施策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するよう有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [将来の見込み]
- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計について、「経済産業省推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（中心市街地特区での年間小売販売額の向上及び空き店舗率の改善）の実現状況の将来予測について、定性的に「中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について、以下のとおり分析・説明が不十分。政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ I-③記載の指摘に同じ。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するよう有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [将来の見込み]
- ⑫ I-⑫記載の指摘に同じ。
- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ I-⑩記載の指摘に同じ。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」/「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
- 平成18年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、i) 基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、ii) まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、iii) 公共公益施設の集約・まちなか居住の推進、iv) 大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。
- しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価によれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系（販売額、空き店舗数）の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。
- このような課題に対処するため、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、当該エリアでは、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税制、融資等の優遇措置を講じ、民間投資を強力に喚起するとともに空き店舗・未利用地の解消を図ることとしている。税制措置においては、商業・サービス業の設備投資を促進させることで民間投資を喚起し個店の魅力を高め販売額を伸ばし、相続税の負担軽減を図ることで空き店舗・未利用地を解消させることから、本特例措置について、年間小売販売額、空き店舗率を指標として採用することは適切であると考えます。
- 目標水準としては、年間小売販売額は7%の上昇、空き店舗率は20%の改善を目指すこととする（注1）。なお、現状、年間小売販売額は8%減少、空き店舗率は6%悪化している（注2）。本特例措置における目標水準は、本特例措置の減収見込額が平年度182万円であり、当該減収額は、一定程度更なる集客力向上のための資金として活用されるものであり、中心市街地特区全体の目標に寄与するものであるから、中心市街地特区における優遇措置全体の目標水準に反映されるもの。
- 目標達成時期については、中心市街地活性化基本計画の実施期間の終了時である5年後を目処とする。
- （注1）目標水準の年間小売販売額・空き店舗率は平成24年度末までに中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了した自治体のうち経済活力系の指標を採用していた自治体の計画策定時の現状と目標値を比較し平均を算出。
- （注2）現状の年間小売販売額・空き店舗率は、平成24年度末までに中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了した自治体のうち経済活力系の指標を採用していた自治体の計画策定時の現状と終了時を比較し平均を算出。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙参照

減収見込額の積算内訳

特例措置の内容:商業・サービス業中心市街地活性化税制の創設
 →器具備品又は建物付属設備の取得時の税制措置を2年間講ずる。

■減収見込額 (単位:件、百万円)

		平年度					
		法人				個人	
		中堅・大企業		中小企業			
		即時償却	税額控除	即時償却	税額控除	即時償却	税額控除
1件あたり	設備投資額	7	—	7	7	3	3
	税率	0.255	—	0.23	—	0.1	—
	減税額	1.4	—	1.3	0.5	0.2	0.2
1エリアあたり	適用者数	5	—	6	6	1	1
	減税額	7	—	7.8	3	0.2	0.2
10エリアあたり	適用者数	50	—	60	60	10	10
	減税額	70	—	78	30	2	2
	法人住民税減税額	12	—	13	5	—	—
	法人事業税減税額	23	—	28	25	—	—

■本特例措置による減収見込額 (単位:百万円)

	平年度		
	法人	個人	計
国税減収額	178	4	182
法人住民税減収額	30	—	30
法人事業税減収額	76	—	76

【試算の基礎】

- 設備取得条件
 - 設備投資額は、法人事業者:7百万円/件、個人事業者:3百万円/件とする。
 - 設備投資対象資産の耐用年数の平均は10年間とし、減価償却は定率法で行われるものとする。
 - 1エリアの法人事業者に対する利益法人割合は、中堅・大企業:55%、中小企業:50%とする。
 - 1エリアの事業者割合は、法人事業者:85%、個人事業者:15%とする。また法人事業者のうち、資本金別の割合は、中堅・大企業:30%、中小企業:70%とする。
 - 1エリアの事業者数に対して設備投資を行う事業者数の割合は、中堅・大企業:10%、中小企業:10%、個人事業者:5%とする。
 - 1エリアの設備投資を行う事業者数における税制の選択率は、即時償却:50%、税額控除50%とする。
 - 適用者数は、(3)～(6)の条件から計算するものとする。
- 減税額
 - 1件あたりの減税額(即時償却) = 設備投資額 × ((1-0.2) × 法人税率or所得税率)
 - 1件あたりの減税額(税額控除) = 設備投資額 × 7%
 - 1エリアあたりの減税額合計 = 1件あたりの減税額 × 適用者数
 - 10エリアあたりの減税額合計 = 1エリアあたりの減税額合計 × 10エリア
 - 法人住民税減税額 = 10エリアあたりの減税額合計(-法人税減税額) × 17.3%
 - 法人事業税減税額 = 10エリアの減税額合計(=法人税減税額) / 法人税率 × (8.4%(事業税率(大企業・中小混在))

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

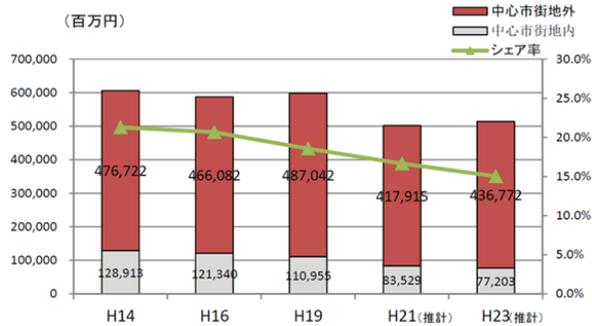
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中心市街地活性化のための税制措置の創設(国税8)(所得税:外、法人税:義、相続税:外)
2	要望の内容	<p>少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商業機能の衰退や空き店舗・未利用地の増加に歯止めがかからない状況にあることから、地域経済の持続的な成長を促すため、改正を検討している中心市街地活性化法により創設する「中心市街地特区(仮称)」において、商業・サービス業の活性化に資する以下の税制措置を講ずる。</p> <p>①商業・サービス業中心市街地活性化税制の創設 中心市街地特区において、商業・サービス業の中心市街地活性化のための投資に係る特別償却・税額控除制度を創設する。 (1)対象業種等:卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は法人</p> <p>(2)対象設備の要件: ①建物附属設備 取得価格 1台60万円以上 ②器具・備品 取得価格 1台30万円以上</p> <p>(3)即時償却又は税額控除の選択適用 即時償却:取得価格の全額 税額控除:取得価格の7%(個人事業主及び資本金3,000万円以下の中小企業のみ)</p> <p>②相続税に係る所要の税制措置 中心市街地特区において、相続税に係る所要の税制措置を講ずる。</p>
3	担当部局	経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2年間(平成26年4月～平成28年3月)
7	必要性等	<p>①政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>改正を検討している中心市街地活性化法により創設する中心市街地特区において、</p> <p>①卸売業、小売業又はサービス業を営む民間事業者(以下「商業・サービス業」という。)について、設備投資を促進し、民間投資を誘発させること</p> <p>②相続税に係る所要の税制措置を講じ、相続税の負担軽減を図ること で、空き店舗・未利用地の流動化を促進させること</p> <p>以上の措置により、中心市街地特区の魅力高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成18年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、ア.基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、イ.まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、ウ.公共公益施設の集約促進・まちなか居住の推進、エ.大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。</p>

しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系（販売額、空き店舗数）の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、その原因としては中心市街地への民間投資の低迷があげられている。

そこで、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、当該エリアでは、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととする。

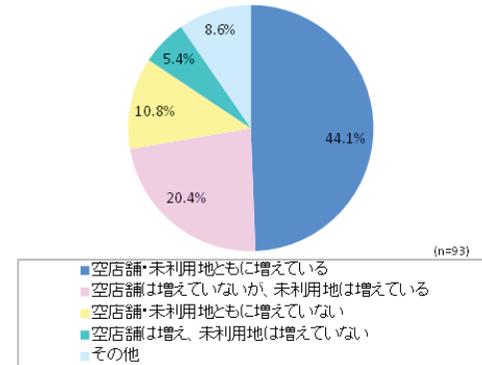
このことから、①商業・サービス業の設備投資を促進し、民間投資を誘発させ、②相続税の負担軽減を図ることで、空き店舗・未利用地の流動化を促進させ、中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。

【年間小売販売額推移】



出典：平成24年度中心市街地商業等活性化支援業務「中心市街地活性化施策の効果分析事業」(経済産業省委託調査事業)

【中心市街地における空き店舗・未利用地の状況(中心市街地活性化基本計画認定市)】



出典：平成24年度実施 経済産業省アンケート調査

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 取引・経営の安心</p> <p>(参考)</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では「空き店舗の流動化を促す新たな仕組み等による投資や企業の喚起、合併市も含む小規模な都市等での取組等を通じ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。」と記載。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中心市街地特区において、①商業・サービス業の設備投資を促進し、民間投資を誘発させ、②相続税の負担軽減を図ることで空き店舗・未利用地の流動化を促進し、中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。</p> <p>具体的には、中心市街地特区での年間小売販売額の向上及び空き店舗率の改善を目標とする。また、中心市街地全体への波及効果を測定するため、アンケート調査等を実施する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中心市街地特区での年間小売販売額、空き店率、アンケート調査等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数)</p> <p>平成26年度 ①:63件、②:—</p> <p>平成27年度 ①:190件、②:—</p> <p>(経済産業省推計)</p>

② 減収額	<p>(減収額) 平成 26 年度 ①:0.6 億円、②:— 平成 27 年度 ①:1.8 億円、②:— (経済産業省推計)</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成 18 年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、ア. 基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、イ. まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、ウ. 公共公益施設の集約促進・まちなか居住の推進、エ. 大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。 しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約 3 割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約 1 割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。 商店街への来街者数の減少を分析すると、「魅力ある店舗の減少」、「業種・業態の不足」や「近郊の大型店の進出」等の要因があり、このような問題に対応するためには、民間投資を誘発し、個店の魅力を高め、集客力を増加させる取組が必要となっている。 そこで、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、個店の改装・販売促進活動・新商品の提供等に係る設備の導入により個店の魅力を高めていくことが有効である。</p> <p>《商店街への来街者数の減少要因(3選択肢まで回答)》</p> <p>出典:平成24年度商店街実態調査</p> <p>また、中心市街地における空き店舗・未利用地の状況をみると、中心市街地では空き店舗・未利用地が増加しており、「地権者に積極的な利活用の意思がない」、「地価と比較して賃料が高い」、「事業の収益性に対して地価に関連したコスト(取得額、固定資産税など)が高い」等の要因があり、このような問題に対応するため、空き店舗・未利用地の流動化を促進していくことが必要である。 そこで、中心市街地特区においては、相続税の負担軽減を図ることで、空き店舗・未利用地の流動化を促進し、街並みの連続性を再生させる。</p>

【中心市街地の空き店舗・未利用地が活用されない理由(認定市)】																																																						
<p>出典:平成 24 年度実施 経済産業省アンケート調査</p> <p>以上の措置により、中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。</p>																																																						
《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:中心市街地特区計画認定後 1 年間)																																																						
<p>中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約 3 割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約 1 割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p>																																																						
【中心市街地活性化基本計画の達成状況】																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通行量</th> <th>居住人口等</th> <th>推定入込数等</th> <th>販売額等</th> <th>公共交通機関利用</th> <th>空き店舗等</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定数</td> <td>45</td> <td>28</td> <td>25</td> <td>18</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>目標達成数</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>目標達成率</td> <td>27%</td> <td>18%</td> <td>44%</td> <td>11%</td> <td>33%</td> <td>20%</td> <td>62%</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>基準値改善数</td> <td>26</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>基準値改善率</td> <td>58%</td> <td>46%</td> <td>80%</td> <td>17%</td> <td>83%</td> <td>50%</td> <td>85%</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:第 1 回中心市街地活性化評価・調査委員会資料(内閣官房地域活性化統合本部作成)より経済産業省作成</p>		通行量	居住人口等	推定入込数等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他	計	設定数	45	28	25	18	6	10	13	145	目標達成数	12	5	11	2	2	2	8	42	目標達成率	27%	18%	44%	11%	33%	20%	62%	29%	基準値改善数	26	13	20	3	5	5	11	83	基準値改善率	58%	46%	80%	17%	83%	50%	85%	57%
	通行量	居住人口等	推定入込数等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他	計																																														
設定数	45	28	25	18	6	10	13	145																																														
目標達成数	12	5	11	2	2	2	8	42																																														
目標達成率	27%	18%	44%	11%	33%	20%	62%	29%																																														
基準値改善数	26	13	20	3	5	5	11	83																																														
基準値改善率	58%	46%	80%	17%	83%	50%	85%	57%																																														
<p>本件特別措置は、地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができるエリアに対して政策資源を選択・集中させる中心市街地特区のみに適用されるものであるから、設備投資を通じた民間</p>																																																						

		<p>投資や空き店舗・未利用地の流動化により、中心市街地特区の魅力が高まり、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 中心市街地特区計画認定後1年間) 本特例措置がない場合には、中心市街地特区への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図ることはできない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 中心市街地特区計画認定後1年間) 減収額の将来推計は、約2.4億円と推計される。 一方、平成18年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識した制度の措置を講じたところである。 しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。 本特例措置がない場合には、中心市街地特区への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、ますます中心市街地が衰退していくと推察されるため、地域経済を牽引する中心市街地について、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、当該エリアでは、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出す必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させるためには、民間投資の誘発や、空き店舗・未利用地の流動化を促進させることが重要である。本特例措置の対象は、地域経済を牽引する市町村の中心市街地を絞った区域の民間投資を誘発させ、また、空き店舗・未利用地の流動化を促進させるための必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り中心市街地特区を設け、地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができエリアに対して大胆かつ集中的に予算・税・融資等の優遇措置により、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととし、以下の措置を平成26年度プロセスにて要望・要求中。</p> <p><税制の役割> まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高く、事業を躊躇している事業者にインセンティブを与え、増加している空き店舗・未利用地の流動化を促進させる。</p>

		<p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地特区における認定を受けた民間事業者等に対する不動産取得税等の課税標準の特例措置の創設(地方税) <p><予算の役割> 近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するためエネルギー効率を向上させるEMS等の導入への支援をする。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地再興戦略事業費補助金 ・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金 <p><融資の役割> 財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民)
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域経済を牽引する市町村の中心市街地特区では、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図るために、中心市街地における民間投資の拡大や空き店舗・未利用地の流動化を促進させることが必要であることから、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当をすること(法人住民税・事業税の自動連動)が相当である。</p>
10	有識者の見解	<p>(参考)中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成25年6月4日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海外投資等損失準備金の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（自主開発比率）は、出資制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「自主開発比率の維持・向上に寄与している」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成27年度）が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
- 「日本再興戦略」
- <総論> P.15
- (iii) エネルギーの低廉かつ安定的な供給を実現するために、①原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働、②環境アセスメントの明確化及び迅速化を踏まえた環境に配慮した低コストな高効率火力（石炭・LNG）の導入、③シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入、日本企業の天然ガス開発支援による供給源多角化等を行う。
- <一. 日本産業再興プラン> P.51
- LNG調達コストの低減
- ・ LNG調達コストの低減に向け、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、ロシア・モザンビーク等における日本企業の開発参画を支援し、供給源の多角化を進める。
- <三. 国際展開戦略> P.91
- 安定的かつ安価な資源の確保の推進
- ・ エネルギー・鉱物資源の確保に向けて、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」も踏まえ、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。
- 「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」
- <1. 低廉なLNG確保に対する支援強化> P.1
- LNG輸入額は東日本大震災前後で2.5兆円増加しており、引下げが喫緊の課題（2010年3.5兆円→2012年6.0兆円）。特に、我が国のLNG購入価格の大半は原油価格にリンクされており、原油価格とともに高止まっている状況にある。一方、米国におけるシェールガス生産の飛躍的増大を契機としたガス価格の地域間格差の拡大や、ロシアや東アフリカ等の新たな供給源の登場等の変化が生じており、こうした中で、我が国の民間事業者が低廉なLNGを確保することを政府としても強力に支援することが必要である。
- 「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」P.8
- 資源確保を巡る状況が厳しさを増す中で、我が国にとって必要な資源・燃料を中長期的に開発・確保していくためには、官民の連携体制、資源開発主体とエンドユーザの連携体制を構築し、国として特に必要な資源、戦略資源国を特定した上で、効果的に集中投資していく体制を構築する必要がある。特に、鉱物資源の獲得戦略については、我が国に立地する製造業等の今後のものづくりのあり方を踏まえた、中長期的な経営戦略に基づき定められる必要がある。
- 「エネルギー需給安定行動計画」 P.11
- 3) 多様な主体が参加した供給力増強支援（供給構造の改革）
- 発電に利用される燃料の安定供給のために資源・燃料戦略を推進する。

■「エネルギー基本計画」

<第1章 基本的視点 1. 総合的なエネルギー安全保障の強化> P.5

国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。

<第3節 政策手法のあり方> P.12

本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置付けられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、国民負担を最小限としつつ、……

<(イ) 我が国企業による上流権益獲得に対する支援> P.16

J B I Cを通じたファイナンス支援、関連税制の活用等の各種施策を総動員し、短期的には、既に我が国企業が権益を取得済みのプロジェクトの確実な立ち上げに向けて、リスクマネー供給支援等を集中的に実施する。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「税制特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回の当該税制特別措置の期間中の達成目標は「探鉱・開発事業のための投資活動を活性化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。」こととしている。このため、達成状況の説明として、平成22年に閣議決定された「エネルギー基本計画」に記載の2030年の目標値に向けて自主開発比率がどの程度向上しているかの現状について提示している。

分析対象期間の終了時点において、石油・天然ガスが22.1%（平成24年度実績）、銅鉱石が54.2%（23年度実績）と数値は上昇傾向にあり、鉄鉱石については20%前後で推移しているが、21年度に生産開始されたブラジルにおける保有鉱山の生産量の増加が見込まれることから、2030年度の目標年度に向けて着実な進展がみられる。この現状を踏まえ、今後とも本租税特別措置が維持されることで、2030年度に向けてさらに自主開発比率の向上を目指すことが重要と考える。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「税制特別措置等により達成しようとする目標」及び「税制特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

資源開発においては、数年から数十年の期間を要するものであり、「自主開発比率の向上」という施策の効果が現れるまでには相当の期間を要するものであり、達成目標については、「エネルギー基本計画」にある2030年という中長期の目標とすることが適切である。

また、本租税特別措置等はプロジェクト失敗による損失リスク緩和を図ることにより民間の探鉱・開発投資を促進するものである。したがって、測定指標としては「自主開発比率」とし、本租税特別措置の適用期間における「自主開発比率」の向上状況を把握することが適切である。

自主開発比率の向上には、本租税特別措置等のみならず予算、税制、金融措置（出融資）さらには資源外交などのツールを総合的に駆使して目標達成を図っている。

一方、資源探鉱・開発には一定のリスクを伴うものであり、成功事例がある裏で失敗事例もまた存在するところである。また、プロジェクト毎に様々な政策支援ツールが活用されている実態がある。このような資源探鉱・開発の実情を踏まえると、測定指標として「自主開発比率」を設定しているが、本租税特別措置等の効果がどの程度寄与しているかを詳細に分析することは困難である。

なお、今後の「エネルギー基本計画」の見直しを踏まえ達成目標及び自主開発比率の変更があり得る。ウランの数値目標等についても、今後の「エネルギー基本計画」の見直しを踏まえ、決定する。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の延べ適用事業者数である認定件数については記載済みであり、適用事業者数についても把握している。なお、石油・天然ガスにおいては、本租税特別措置等の認定を受けたプロジェクトの取引量は、我が国自主開発プロジェクトのおおむね7割程度を占めており、適用割合が想定外に僅少であったり、偏っているとは考えていない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本件については、業界関連団体を通じ、利用実績を聴取する際に本租税特別措置等の利用実績のあった企業等に対して行うヒアリングの結果に基づいている。将来見込みについては、利用実績企業の投資計画や開示方針などでその取扱い（開示内容や開示期間など）が異なることから、平成27年度までの将来推計を行うことは困難である。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の減収額については、過去の数値も含めて税務当局の試算値及び租特透明化法に基づき試算されたものを引用している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の減収額については、過去の数値も含めて税務当局の試算値及び租特透明化法に基づき試算されたものを引用している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置等の直近3年間（平成23年度～25年度）の平均年間減収額は80億円であるが、本税制特別措置等の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトのおおむね7割程度を占めており、税収減を是認する効果（自主開発比率の向上に大きく貢献している）と認められる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置等の直近3年間（平成23年度～25年度）の平均年間減収額は80億円であるが、本税制特別措置等の認定を受けた石油・天然ガスプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトのおおむね7割程度を占めており、税収減を是認する効果（自主開発比率の向上に大きく貢献している）と認められる。

本租税特別措置等の利用実績のあった企業に対するヒアリングにより、今後も本租税措置を利用されることが定性的情報ではあるが見込まれており、資源の探鉱・開発が促進されることを通じて、自主開発比率の向上に貢献するものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税9・地方税18(自動運動))(法人税:義、法人住民税:義) 海外投資等損失準備金の延長
2	要望の内容	海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投融資について、投融資を行った内国法人に一定割合の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 平成26年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。 積立割合:探鉱事業・・・90% 開発事業・・・30%
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油・天然ガス課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年度「海外投資損失準備金」の創設。開発段階の積立率を50%とする。 昭和45年度「石油開発投資損失準備金」の新設。探鉱段階の積立率を50%とする。 昭和46年度「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組。探鉱段階の積立率を100%に引き上げ、開発段階の積立率30%を認める。 昭和48年度「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」とする。開発段階の積立率を50%に引き上げ。 昭和51年度 開発事業の積立率を40%に引き下げ。 平成10年度 開発段階の積立率を30%に引き下げ。 平成22年度 探鉱段階の積立率を90%に引き下げ。
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国においてはその大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定、探鉱開発地域の地理的条件的悪化、政治的不安定要因等、脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、資源エネルギー供給の効率化を図るとともに、長期にわたって海外における資源エネルギーの安定的な供給を確保するためにも、我が国企業による開発輸入の促進を図ることが重要であり、税制措置を通じリスクの軽減を図ることが重要である。 《政策目的の根拠》 ・「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定) ・「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」(平成25年4月燃料調達コスト引下げ戦略関係会合決定) ・「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」(平成23年12月経済産業省) ・「エネルギー需給安定行動計画」(平成23年11月エネルギー・環境会議決定) ・「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策																																																
	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1) 石油・天然ガス 我が国の石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年度までに40%以上に引き上げる。 (2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。 ウランについては、ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 ※数値目標については今後の「エネルギー基本計画」の見直しを踏まえ変更 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 探鉱・開発事業のための投資活動を活性化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、探鉱開発投資に対するリスクの軽減が図られ、また、キャッシュフロー改善効果も得られる。その結果として探鉱開発投資が促進されることが自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。																																																
8	有効性等	①: 適用数等 ○損金算入額 (単位 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY 見込み</th> <th>H26FY 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損金算入額</td> <td>33,962</td> <td>25,318</td> <td>43,283</td> <td>37,508</td> <td>21,026</td> <td>32,219</td> <td>31,871</td> </tr> </tbody> </table> (注) 申請企業に対するアンケート調査結果。石油・天然ガス、金属鉱物の合計額。H25FY、H26FYは過去5年平均値。 ○探鉱開発プロジェクトへの投資に係る認定件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY 見込み</th> <th>H26FY 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>56件</td> <td>50件</td> <td>44件</td> <td>44件</td> <td>41件</td> <td>47件</td> <td>45件</td> </tr> </tbody> </table> (注) 石油・天然ガス、金属鉱物の実績値。同一申請者の複数利用を含む。H25FY、H26FYは過去5年平均値。 ②: 減収額 (単位 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY 見込み</th> <th>H26FY 見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>-</td> <td>2,000</td> <td>4,900</td> <td>6,500</td> <td>6,400</td> <td>11,000</td> <td>6,160</td> </tr> </tbody> </table> (注) 財務省試算。平成20年度については10億円未満と見込まれるため試算がなされていない。H26FYは過去5年間の平均値。	年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY 見込み	H26FY 見込み	損金算入額	33,962	25,318	43,283	37,508	21,026	32,219	31,871	年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY 見込み	H26FY 見込み	認定件数	56件	50件	44件	44件	41件	47件	45件	年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY 見込み	H26FY 見込み	減収額	-	2,000	4,900	6,500	6,400	11,000	6,160
年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY 見込み	H26FY 見込み																																											
損金算入額	33,962	25,318	43,283	37,508	21,026	32,219	31,871																																											
年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY 見込み	H26FY 見込み																																											
認定件数	56件	50件	44件	44件	41件	47件	45件																																											
年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY 見込み	H26FY 見込み																																											
減収額	-	2,000	4,900	6,500	6,400	11,000	6,160																																											

③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20~24年度) ○自主開発比率の推移 (単位:%)						
		20FY	21FY	22FY	23FY	24FY	
	石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	19.6	23.1	23.5	22.6	22.1
	銅鉱石	自給率(注2)	50.6	50.7	52.6	54.2	集計中
	鉄鉱石	自主開発比率	21.1	22.9	20.3	20.8	19.6
	ウラン	自主開発比率	5.7	6.7	11.0	12.7	集計中
<p>(注1) 自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。</p> <p>(注2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p>							
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成16~24年度)</p> <p>(1)石油・天然ガス 石油・天然ガスを合わせた自主開発比率は、平成20年度の19.6%から24年度には22.1%に上昇した。当該税制の認定を受けたプロジェクト企業数は、我が国自主開発プロジェクトの概ね7割程度を占めており、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。</p> <p>(2)金属鉱物 非鉄金属は、権益分の銅鉱石輸入量に占める当該税制利用率は平成22年度86%となっており、自給率は平成17年度46%だったものが、平成23年度には54%に上昇している。 鉄鉱石は、平成19年以降、自主開発権益比率は概ね20%前後で推移している。平成20年度に当該税制の認定を受けたナミザ社(ブラジル)保有鉱山における生産が平成21年から開始されたことにより、今後、同鉱山における生産量は増加が見込まれ、これにより自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。 ウランについては、平成16年度以降、ウランの自主開発権益比率は一時的に低下しているものの、今後、本税制の認定を受けたプロジェクトの生産開始が予定されており、自主開発比率の更なる上昇が見込まれる。</p>							
<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20~24年度)</p> <p>準備金を積み立てることができなくなり、探鉱開発が失敗した場合の財務リスクが増加し、資源開発企業等の資金調達に困難となり、キャッシュフローが減少することにより、探鉱開発投資が減少することとなる。 その結果、自主権益が減少するとともに自主開発比率や自給率の向上が困難となるおそれがある。</p>							

			《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度~平成24年度) 探鉱開発投資が促進され、自主開発比率が維持・向上し、我が国への資源エネルギーの安定供給の確保に寄与する効果があった。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、民間の探鉱開発投資を促進するものである。</p> <p>また、本制度は企業自らの意思により利用できる制度であり、企業の探鉱開発投資を促進させる制度であることから、補助金等より政策手段としての確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>当該施策以外の税制措置としては、鉱業所得の課税の特例制度(探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度))がある。</p> <p>減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、次に開発する鉱山等からの収入も含めて長期的に投下資本を回収する必要があることから鉱業者による(次の自主開発鉱山・油田等の)探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②探掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p> <p>予算措置としては、次のものがある。</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外の天然ガス資産開発・液化出資 <p>(2)金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資・債務保証 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業(補助金) <p>本税制措置は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。他方、予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を促進するものである。</p>

		自主開発比率を引上げ、我が国への資源エネルギーの安定供給を確保するためには、引き続き、探鉱開発投資を促進する必要があり、本税制措置を存置する必要がある。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果を把握するために、定量的な測定指標（石油精製業者による、還付金を活用した前向きな投資件数及び投資金額）が設定されているところ、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定量的に予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測について、測定指標を用いて定量的に説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

石油製品の安定供給は常に実現されていなければならない目標であり、目標水準や達成時期を示すことはなじまないが、毎年度、石油精製業者により、還付金を活用した前向きな投資件数及び投資金額、その投資がどのように経営基盤の強化につながり、石油製品の安定供給につながっているかヒアリングを行って実態を把握してまいりたい。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25年現在の石油精製業者の数が14社であり、業界関係者のヒアリングの結果、平成26年度から28年度まで14社の体制が見込まれる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、平成24年資源・エネルギー統計における石油精製業者による石油ガスの消費量等より試算。

平成26年度 9,066,104 KL × 2,540 円/KL - 58 億円 = 172 億円
 平成27年度 8,920,910 KL × 2,540 円/KL - 57 億円 = 169 億円
 平成28年度 8,729,736 KL × 2,800 円/KL - 62 億円 = 183 億円

※58 億円、57 億円、62 億円は、石油ガスに混在しているLPGの分

⑩ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの還付金額500億円超を、国際競争力の強化につながる前向きな投資に活用すれば、石油精製業者の経営基盤は強化されるものとする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税10)(石油石炭税:外) 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
2	要望の内容	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税(地球温暖化対策のための税率の特例による課税部分を含む。)を、石油精製業者に還付する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課、石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日(3年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対して、国際競争力の強化につながる前向きな投資を促すことにより、石油精製業者の経営基盤を強化し、もって石油製品の安定供給を確保する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1. 平成25年度税制改正大綱における位置付け</p> <p>・平成25年度税制改正大綱(平成25年1月24日)において、「課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の取り扱いについては、石油製品をめぐる環境の変化や広く石油に対して負担を求めるといふ石油石炭税の趣旨等を踏まえ、引き続き検討する。」とされている。</p> <p>2. 社会保障・税一体改革大綱における位置付け</p> <p>・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)において、「酒税、たばこ税、石油関係諸税等については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象品目を巡る環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討する。」とされている。</p> <p>3. 石油製品を巡る環境変化</p> <p>(1) 石油製品を巡る環境変化のポイント</p> <p>・石油製品を巡る環境変化としては、第一に、国内需要の急速な減少や国際競争の激化等を受けて、石油精製業者等の経営環境が益々悪化す</p>

る中で、東日本大震災時に明らかになったようにエネルギー供給のラストリゾートとして、原油から石油製品へと精製し、国内の最終消費者に届けるという、石油サプライチェーン全体を維持していかなければならないこと。第二に、原油価格が高止まり、家計の大きな圧迫要因となっていることが挙げられる。

(2) 国内需要の減少

・我が国の石油製品の需要は減少傾向にある。2000年から2011年にかけて石油製品の需要は約2割減少した。また、2010年から2011年にかけても、石油製品（火力発電用燃料であるB・C重油を除く）の需要は引き続き減少しており、東日本大震災以降も需要減少の大きな流れは変わらない。

(3) 国際競争の激化

・海外からは安価な石油製品が輸入されていることから、国産の石油製品は価格を引き下げざるを得ない。さらに、アジア地域等に目を転じれば、大規模な生産能力を持つ製油所の新規建設が相次いでおり、国際的にも供給過剰の見通しである(2009年にアジア地域における精製能力(2,800万b/d)は、同地域の需要(2,400万b/d)を上回り、今後もこの傾向が継続する見通し。)

このように、我が国の石油市場は、需要が減少していく中で、アジア地域等から安価な輸入品が瞬く間に輸入される環境にある。現に、近年、国内需要が減少する中、石油製品の国内供給量に占める輸入品の割合は増加傾向にある(2007年14%→2011年19%)。

(4) 東日本大震災の経験

・東日本大震災において、石油がエネルギー供給のラストリゾートであり、石油サプライチェーンの重要性があらためて認識された。

石油は、タンクローリー等により機動的な輸送が可能(可搬容易性)、自動車用燃料・暖房用燃料・自家発電用燃料等幅広く利用できる(用途多様性)、低コストで保管できる(貯蔵容易性)といった他のエネルギーよりも優れた利点から、被災地において利用できるエネルギーとして高いニーズがあった(被災地からの物資の支援要請のうち、約29%が石油供給の要請)。

こうしたニーズに対応して、製油所における機動的な石油製品の増産、大きな被害を免れた油槽所やSS(サービステーション)の供給拠点としての利用により、被災地等で必要とされる石油製品を被災者等に供給した。

東日本大震災の発災後早々に被災地への石油供給を開始し(一方で、都市ガスの全面復旧には5月3日、電力の全面復旧には6月18日まで

の長時間を要している。)被災地に約1.6万klの石油製品を供給した。その供給先は石油販売業者、病院・避難所、警察・消防・地方自治体・自衛隊等、通信・運輸・マスコミ等と多岐にわたっている。

こうした経験から、今後も災害時において他のエネルギーよりも石油製品のニーズが高いと考えられるので、災害時に石油を迅速に供給できるように、平時から石油サプライチェーン全体を維持していくことが、エネルギー安全保障上重要である。

(5) 石油製品の安定供給確保の方向性

・東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の石油供給については石油備蓄法の改正や災害対応能力の強化を図る予算の措置により対応している。

・一方、平時の石油の安定供給は、石油精製業者の経営の判断に委ねられているが、国内需要の減少や国際競争の激化等の中で、石油精製業者に対し、国際競争力の強化につながる前向きな投資を促していくことが重要である。

(6) 還付制度の必要性

・現在の石油石炭税においては、石油製品の原料となる原油に対して課税されているが、その課税対象には、精製プロセスで不可避免的に発生するもので、商品としての価値を有さず、販売できないガス(課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス)も含まれている。課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスは、石油精製業者の収益源にはならない。

・石油精製業者に対し、国際競争力の強化につながる前向きな投資を促していく観点から、収益源とならない課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税について、還付制度により、それぞれの石油精製業者の事業環境に合わせて最適な投資を行わせる必要がある。

4. 国民生活への影響

・また、消費税率の引き上げは、消費税導入時から石油諸税と単純併課されている石油製品については、個別間接税のない商品に比べて特に負担が重くなることから、緩和する必要がある。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対して、国際競争力の強化につながる前向きな投資を促すことにより、石油精製業者の経営基盤を強化し、もって石油製品の安定供給を確保する。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 石油精製業者による、還付金を活用した前向きな投資件数及び投資金額
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対して、国際競争力の強化につながる前向きな投資を促すことにより、石油精製業者の経営基盤を強化し、もって石油製品の安定供給を確保する。
8	有効性等	① 適用数等	(適用件数見込) 平成26年度 14社 平成27年度 14社 平成28年度 14社
		② 減収額	(減収額見込) 平成26年度 17,224百万円 平成27年度 16,949百万円 平成28年度 18,283百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 国際競争力の強化につながる前向きな投資を通じて石油精製業者の経営基盤が強化され、もって石油製品の安定供給を確保されている。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 各石油精製業者において、還付金を活用した国際競争力強化につながる前向きな投資に着手している。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 各石油精製業者の国際競争力が低下し、経営基盤が脆弱化することが懸念される。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 石油精製業者の経営基盤を強化し、もって石油製品の安定供給を確保される。 また、輸入される石油製品は、石油製品本体のみに課税されおり、税の公平性が確保される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	・現在の石油石炭税においては、石油製品の原料となる原油に対して課税されているが、その課税対象には、精製プロセスで不可避免的に発生するもので、商品としての価値を有さず、販売できないガス（課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス）も含まれている。非製品ガスは、ガソリン等の石油製品とは異なり石油精製業者の収益源にならない。 ・また、輸入される石油製品については、石油製品本体のみに課税されている一方で、国内で生産される石油製品は非製品ガスの分も課税されていることから、輸入される石油製品よりも課税金額が大きくなっている。本措置は、このような輸入品と国産品の課税の公平性の確保の範囲にとどまるものである。 ・石油製品の生産量は予め予測できないため、補助金等の予算で手当てすることは不可能であることから、租税特別措置以外の他の手段での公平な措置は困難である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等（租税特別措置法 89 条の 2）	府省名	経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低減必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
石油化学製品の原料は、諸外国では課税をしていないため、石油化学産業の存立の観点から、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。
石油化学製品の低廉かつ安定的な供給、価格転嫁を進めにくい中小企業（プラスチック製品製造業で約2万事業所）の経営安定等の観点からも免税が必要である。また、石油化学製品は、生産時に排出するCO₂よりも、化学製品がなくなった場合に増加するCO₂の方が多く、ライフサイクルでは生産時に排出するCO₂の2.7～4.2倍のCO₂削減効果を有するため、地球温暖化にも有効である。
なお本措置は、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）にも位置付けられている。
〔平成24年度 税制改正大綱〕（抜粋）
4. 消費課税
（3）租税特別措置等
〔国税〕
（延長・拡充等）
- ⑤ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
前回要望時においても、「我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。」ことを目的としている。本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあるため、引き続き、本措置の本則化を図ることが必要である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回要望時の所期の想定は以下のとおりであり、想定外に僅少であったとは認められない。

免税量	（昨年度時点推計）	（実績）
平成23年度	64,995千KL	63,224千KL

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成18年度～23年度は国税庁統計年報の免税量に対し税率（53,800円/KL）を乗じたもの。平成24年度は石油化学工業協会ほか業界団体の調査による免税量の実績に対し税率（53,800円/KL）を乗じたもの。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあり、目標は達成されていない。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることにより、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が図られている。
なお、当該措置がなければ、平成25年度において、石油化学製品の製造コストが35,370億円増加する見込みとなっている。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本措置の平成23年度の実績は、34,015億円の減収となっているが、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税に関しての国際的なイコールフットイングが確保され、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が図られることを通じて、国際競争力の確保及び産業空洞化の防止を図るものであり、達成目標を定量的に示すことは困難であるが、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用する中小企業約17,000社にも効果が均てんし、さらに石油化学業界約8万7千人を始め、関連産業の約70万人の雇用も支える。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本措置により、平成25年度は35,370億円の減収と見込まれるが、本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることにより、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が図られると想定している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税12)(揮発油税:外、地方揮発油税:外) 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 (租税特別措置法89条の2)
2	要望の内容	(免税措置の本則化) エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油については、揮発油税及び地方揮発油税を免除とする措置の本則化を図る。
3	担当部局	製造産業局化学課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年度創設
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。 《政策目的の根拠》 [平成25年度 税制改正大綱(与党)](抜粋) 第三 検討事項 9 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。 石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長 3. 資源エネルギー・環境政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、石油化学製品の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税が免税され、課税環境の国際的なイコールフットイング及び国際競争力の確保、産業空洞化の防止、石油化学製品の低廉かつ安定的供給が図られる。
8	有効性等	①: 適用数等 免税量 平成18年度 72,667(千KL) 平成24年度 64,796(千KL) 平成19年度 73,664(千KL) 平成25年度 65,734(千KL)(見込み) 平成20年度 64,270(千KL) 平成26年度 64,585(千KL)(見込み) 平成21年度 67,220(千KL) 平成22年度 67,500(千KL) 平成23年度 63,224(千KL) (平成18~23年度は国税庁統計年報、平成24年度は石油化学工業協会ほか業界推計、平成25年度は財務省試算値、平成26年度は経産省推計) ○石油化学企業及び石油精製企業(エチレン製造者11社、芳香族製造者23社、ナフサ製造者14社)が本措置を利用する見込み。 ○平成26年度は過去3年の平均値で算定。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、輸入ナフサを使用する全ての石油化学企業の事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏っていない。また、石油化学製品を利用する中小企業約17,000社にも効果が均霑している。
		②: 減収額 免税額 平成18年度 39,095億円 平成24年度 34,860億円 平成19年度 39,631億円 平成25年度 35,370億円(見込み) 平成20年度 34,577億円 平成26年度 34,748億円(見込み) 平成21年度 36,164億円 平成22年度 36,315億円 平成23年度 34,015億円 (平成18~23年度は国税庁統計年報、平成24年度は石油化学工業協会ほか業界推計、平成25年度は財務省試算値、平成26年度は経産省推計) ○平成18~23年度の減収額は上記免税量に税額を乗じて算定、平成26年度は過去3年の平均値で算出。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成26年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成26年3月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が

		<p>困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う税収見込額が、そもそも失われることに加え、石化業界約8万7千人を始め、化学関連産業の約70万人の雇用も脅かされる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの税収、及び、石油化学業界8万7千人を始め、化学関連産業約70万人の雇用の確保が脅かされることとなる。 したがって、将来における石油化学産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。 なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければ、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じられた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、税収を是認する効果を説明することが妥当である。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。 仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。 仮に現行揮発油税の1%(538円/KL)の課税でも、約350億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11社の過去5年平均営業利益454億円)の大半が喪失。 価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の downstream は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点での免税で措置することが妥当。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>①石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置 ②石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ③石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ④移出または引取りに係る揮発油またはみなし揮発油の特定用途免税 ⑤石油化学製品製造用の軽油にかかる非課税措置</p> <p>石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置については、エチレン等石油化学製品の製造のため消費される揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を免除するものである。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法 89 条の 3、89 条の 4、90 条、90 条の 2）	府省名	経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低減必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 ゴム製品、接着剤、塗料等に用いられる揮発油及びみなし揮発油については、先進諸外国において課税されておらず、課税環境の国際的なイコールフットイングが必要である。また、ゴム製品、接着剤、塗料等は産業の基盤となる基礎材として欠かせず、代替も困難なものであるが、その製造事業者は、経営基盤が弱い弱な中小企業者が多く（中小企業比率：ゴム製品 98.7%、接着剤 73.6%、塗料 98.9%）、仮に課税された場合、製品価格への転嫁を行うことが困難である。したがって、中小企業の経営への悪影響を回避する観点からも非課税措置が必要不可欠である。
 なお本措置は、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）にも位置付けられている。
 [平成24年度 税制改正大綱]（抜粋）
4. 消費課税
 (3) 租税特別措置等
 [国税]
 (延長・拡充等)
- ⑤ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 前回要望時においても、「我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図る。」ことを目的としている。本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあるため、引き続き、本措置の本則化を図ることが必要である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 前回要望時の所期の想定は以下のとおりであり、想定外に僅少であったとは認められない。

免税量

平成24年度

	昨年度時点推計	実績
ゴム	5,759	4,922
塗料	51,066	49,888

印刷用インキ	3,697	3,613
接着剤	7,369	7,538
その他	13,689	12,974
合計	81,580	78,035

- ⑥ 適用数等の実績把握
 「塗料」、「印刷用インキ」、「接着剤」、「その他」の平成25年度は、22年度～24年度の平均値。「ゴム」の平成25年度は、実績を踏まえた日本ゴム工業会による推計値。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 平成25年度は、免税量に対し税率（53,800円/KL）を乗じたもの。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあり、目標は達成されていない。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることにより、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が図られている。
 なお、当該措置がなければ、平成25年度において、ゴム製品等の製造コストは43億円増加する見込みとなっている。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 本措置の平成23年度の実績は、44億円の減収となっているが、本措置は、ゴム製品、接着剤、塗料等に用いられる揮発油等に対する課税に関しての国際的なイコールフットイングが確保され、産業の基礎材としてのこれら製品の低廉かつ安定的な供給が図られることを通じて、国際競争力の確保及び産業空洞化の防止を図るものであり、達成目標を定量的に示すことは困難であるが、この効果は、直接、本措置が適用される製造事業者はもとより、これらを利用して事業を営む中小企業等、例えば塗装事業者およそ1万4千社、10万5千人の雇用も支えることとなる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 本措置により、平成25年度は43億円の減収と見込まれるが、本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条

【経産11】

件が整備されることにより、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給が図られると想定している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税12)(揮発油税:外、地方揮発油税:外) 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法 89 条の3、89 条の4、90 条、90 条の2)
2	要望の内容	(免税措置の本則化) ゴムの溶剤等に供される揮発油及びみなし揮発油について、揮発油製造所からの移出及び保税地域から引き取る場合、揮発油税及び地方揮発油税を免除する措置の本則化を図る。
3	担当部局	製造産業局化学課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 32 年度 創設(揮発油) 昭和 59 年度 創設(みなし揮発油)
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。 《政策目的の根拠》 [平成 25 年度 税制改正大綱(与党)](抜粋) 第三 検討事項 9 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長 3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、幅広い産業で活用されるゴム製品等の低廉かつ安定的な供給を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、ゴム製品等の原料用揮発油に係る揮発油税及び地方揮発

			油税が免税され、ゴム製品等の低廉かつ安定的供給が図られる。																																										
8	有効性等	① 適用数等	<p>免税量(KL)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>10,739</td> <td>11,295</td> <td>5,546</td> <td>4,922</td> <td>5,049</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>42,271</td> <td>52,724</td> <td>52,005</td> <td>49,888</td> <td>51,539</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>4,444</td> <td>3,311</td> <td>3,601</td> <td>3,613</td> <td>3,508</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>7,630</td> <td>7,546</td> <td>7,663</td> <td>7,538</td> <td>7,582</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12,317</td> <td>13,688</td> <td>12,510</td> <td>12,074</td> <td>12,755</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77,401</td> <td>88,564</td> <td>81,325</td> <td>78,035</td> <td>80,433</td> </tr> </tbody> </table> <p>(国税庁統計及び2012年度以降は日本ゴム工業会、日本塗料工業会、印刷インキ工業会、日本接着剤工業会等業界調べ)</p> <p>○ゴム製品製造企業 209 社、接着剤製造企業 17 社、塗料製造企業 173 社が、本措置を利用する見込み。 ○平成 25 年度、平成 26 年度の免税量は、過去の実績を基に算定。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、ゴム製品等を製造するために揮発油又はみなし揮発油を使用する全ての事業者が本措置を利用していることから、特定の者に偏っていない。</p>		2009	2010	2011	2012	2013	ゴム	10,739	11,295	5,546	4,922	5,049	塗料	42,271	52,724	52,005	49,888	51,539	印刷用インキ	4,444	3,311	3,601	3,613	3,508	接着剤	7,630	7,546	7,663	7,538	7,582	その他	12,317	13,688	12,510	12,074	12,755	合計	77,401	88,564	81,325	78,035	80,433
			2009	2010	2011	2012	2013																																						
		ゴム	10,739	11,295	5,546	4,922	5,049																																						
塗料	42,271	52,724	52,005	49,888	51,539																																								
印刷用インキ	4,444	3,311	3,601	3,613	3,508																																								
接着剤	7,630	7,546	7,663	7,538	7,582																																								
その他	12,317	13,688	12,510	12,074	12,755																																								
合計	77,401	88,564	81,325	78,035	80,433																																								
② 減収額	<p>免税額(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴム</td> <td>577</td> <td>608</td> <td>298</td> <td>265</td> <td>272</td> </tr> <tr> <td>塗料</td> <td>2,274</td> <td>2,836</td> <td>2,798</td> <td>2,684</td> <td>2,773</td> </tr> <tr> <td>印刷用インキ</td> <td>239</td> <td>178</td> <td>194</td> <td>194</td> <td>189</td> </tr> <tr> <td>接着剤</td> <td>411</td> <td>406</td> <td>412</td> <td>406</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>663</td> <td>736</td> <td>673</td> <td>650</td> <td>686</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,164</td> <td>4,764</td> <td>4,375</td> <td>4,199</td> <td>4,328</td> </tr> </tbody> </table> <p>○免税額は、免税量に税額を乗じて算出。</p>		2009	2010	2011	2012	2013	ゴム	577	608	298	265	272	塗料	2,274	2,836	2,798	2,684	2,773	印刷用インキ	239	178	194	194	189	接着剤	411	406	412	406	408	その他	663	736	673	650	686	合計	4,164	4,764	4,375	4,199	4,328		
	2009	2010	2011	2012	2013																																								
ゴム	577	608	298	265	272																																								
塗料	2,274	2,836	2,798	2,684	2,773																																								
印刷用インキ	239	178	194	194	189																																								
接着剤	411	406	412	406	408																																								
その他	663	736	673	650	686																																								
合計	4,164	4,764	4,375	4,199	4,328																																								
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年 4 月～平成 26 年 3 月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年 4 月～平成 26 年 3 月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p>																																												

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 22 年 4 月～平成 26 年 3 月) 当該製品の製造事業者は経営基盤が脆弱な中小企業者が多く、揮発油税等が課税された場合に製品価格への価格転嫁が困難であり、当該中小企業の経営にも大きな影響が生じることとなる。</p> <p>《租収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年 4 月～平成 26 年 3 月) 仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの税収、及び、石油化学業界 8 万 7 千人を始め、化学関連産業約 70 万人の雇用の確保が脅かされることとなる。 したがって、将来における石油化学産業の税収、雇を確保するために、本措置は有効である。 なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければ、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じられた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、税収を是認する効果を説明することが妥当である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>①石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等 ②石油化学製品製造用輸入ナフサに係る石油石炭税の免税措置 ③石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ④石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ⑤石油化学製品製造用軽油の引取りに係る非課税措置</p> <p>石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置については、ゴム溶剤等の特定用途に供するため移出または引取りにかかる揮発油税及びみなし揮発油税を免除するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	—

【経産12】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（租税特別措置法90条の4）	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低減必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
石油製品等の原料は、諸外国では課税をしていないため、石油化学産業の存立の観点から、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。

石油化学製品の低廉かつ安定的な供給、価格転嫁を進めにくい中小企業（プラスチック製品製造業で約2万事業所）の経営安定等の観点からも免税が必要である。また、石油化学製品は、生産時に排出するCO₂よりも、化学製品がなくなった場合に増加するCO₂の方が多く、ライフサイクルでは生産時に排出するCO₂の2.7～4.2倍のCO₂削減効果を有するため、地球温暖化にも有効である。

なお本措置は、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）にも位置付けられている。

[平成24年度 税制改正大綱]（抜粋）

4. 消費課税

(3) 租税特別措置等

[国税]

(延長・拡充等)

⑤ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においても、「石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素における、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保し、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。」ことを目的としている。本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあるため、引き続き、本措置の本則化を図ることが必要である。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の所期の想定は以下のとおりであり、想定外に僅少であったとは認められない。

免税量		(昨年度時点推計)	(実績)
平成24年度	(ナフサ等)	25,660千KL	25,057千KL
	(LPG)	882千トン	487千トン

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成20年度～24年度は石油化学工業協会及び石油連盟の調査による実績に対し税率を乗じたものの。

税率	(原油・石油製品)	(ガス状炭化水素)
～平成24年9月	2,040円/KL	1,080円/KL
平成24年10月～平成26年3月	2,290円/KL	1,340円/KL

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成25、26年度は過去3年間の平均値で算定した免税量に対し税率を乗じたもの。

税率	(原油・石油製品)	(ガス状炭化水素)
平成24年10月～平成26年3月	2,290円/KL	1,340円/KL
平成26年3月～平成28年3月	2,540円/KL	1,600円/KL

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあり、目標は達成されていない。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることにより、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が図られている。

なお、当該措置がなければ、平成25年度において、石油化学製品の製造コストは592億円増加する見込みとなっている。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置の平成23年度の実績は、510億円の減収となっているが、本措置は、石油製品等の原料に対する課税に関しての国際的なイコールフットイングが確保され、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が図られることを通じて、国際競争力の確保及び産業空洞化の防止を図るものであり、達成目標を定量的に示すことは困難であるが、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用する中小企業約17,000社にも効果が均霑し、さらに石油化学業界約8万7千人を始め、関連産業の約70万人の雇用も支える。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

【経産12】

本措置により、平成 25 年度は 592 億円の減収と見込まれるが、本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットィングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることにより、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給が図られると想定している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税12)(石油石炭税:外) 引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 (租税特別措置法 90 条の4)
2	要望の内容	(免税措置の本則化) 石油化学製品製造用原油(重質 NGL)、揮発油(ナフサ)、灯油及び軽油、並びにアンモニア等の製造用液化石油ガス(LPG)で保税地域から引き取られるものについては、石油石炭税を免除とする措置の本則化を図る。
3	担当部局	製造産業局化学課 資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成 23 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 52 年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設(1 年毎に免税措置を延長) 昭和 59 年度 石油化学製品等製造用輸入 LPG に係る免税措置の創設(1 年毎に免税措置を延長) 昭和 61 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 昭和 63 年度 同上 平成 2 年度 同上 平成 4 年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油(重質 NGL)に係る免税措置の創設 平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質 NGL)に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 8 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る免税措置の創設 平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油(重質 NGL)・ガスオイル(粗製灯油、粗製軽油)に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 20 年度 同上 平成 22 年度 同上 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の質の向上を図る。

		<p>《政策目的の根拠》 [平成 25 年度 税制改正大綱(与党)](抜粋) 第三 検討事項 9 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>石油化学製品の原料について、諸外国では課税をしていない。石油化学産業の存立の観点から、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保することが必要である。</p>																					
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長 3. 資源エネルギー・環境政策</p>																					
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 石油化学製品の製造用に使用する原油、石油製品及びガス状炭化水素における、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保し、幅広い産業で活用される石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同等の課税条件が整備されることそのものが、目標達成の指標となる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、石油化学製品の製造用に使用する原油等を引き取る際の石油石炭税が免税され、課税環境の国際的なイコールフットイング及び国際競争力の確保、産業空洞化の防止、石油化学製品の低廉かつ安定的供給に寄与する。</p>																					
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>免税量 (ナフサ等)(千 KL) (LPG)(千 t)</p> <table border="1"> <tr><td>平成 20 年度</td><td>21,805</td><td>1,074</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>25,606</td><td>1,286</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>26,726</td><td>748</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>24,681</td><td>613</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>25,057</td><td>487</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>25,488</td><td>616</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>25,075</td><td>572</td></tr> </table> <p>(平成 20～24 年度は石油化学工業協会調べ、平成 25、26 年度は経産省推計)</p> <p>○輸入ナフサを使用する石油化学企業(エチレン製造者 11 社、芳香族製造者 23 社)が本措置を利用する見込み。 ○免税数量は、各事業者から聴取した数値を集計。平成 25、26 年度は過去 3 年の平均値で算定。 ○適用数量等は想定以上に僅少ではなく、適用対象者は輸入ナフサを使用する石油化学企業全てであることから、特定の者に偏っていない。また、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、石油化学製品を利用す</p>	平成 20 年度	21,805	1,074	平成 21 年度	25,606	1,286	平成 22 年度	26,726	748	平成 23 年度	24,681	613	平成 24 年度	25,057	487	平成 25 年度	25,488	616	平成 26 年度	25,075	572
平成 20 年度	21,805	1,074																					
平成 21 年度	25,606	1,286																					
平成 22 年度	26,726	748																					
平成 23 年度	24,681	613																					
平成 24 年度	25,057	487																					
平成 25 年度	25,488	616																					
平成 26 年度	25,075	572																					

		<p>る中小企業約 17,000 社にも効果が均霑している。</p>
	② 減収額	<p>免税額 平成 20 年度 456 億円 平成 25 年度 592 億円(見込み) 平成 21 年度 536 億円 平成 26 年度 711 億円(見込み) 平成 22 年度 553 億円 平成 23 年度 510 億円 平成 24 年度 549 億円 (石油化学工業協会及び石油連盟調べ、平成 25、26 年度は経産省推計)</p> <p>○減収額は上記免税量に税額を乗じて算定。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 現行制度においては、租税特別措置法において、原料用途の石油、石炭、揮発油の免税・還付が措置されているものの、現行の措置は、あくまで特例措置であり、課税の議論がなされる度に株価が著しく下落するなど、事業基盤が必ずしも安定しておらず、企業にとっては、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 輸入ナフサを使用する石油化学企業が本措置を利用。また、石油化学製品を利用する中小企業約 17,000 社にも効果が均霑している。 世界に類のない原料用途課税により、石油化学産業が在立できなくなれば、本措置廃止に伴う収収見込額が、そもそも失われることに加え、石化業界約 8 万 7 千人を始め、化学関連産業の約 70 万人の雇用も脅かされる。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 仮に世界に類のない原料用途課税が行われた場合には、石油化学産業からの収収、及び、石油化学業界 8 万 7 千人を始め、化学関連産業約 70 万人の雇用の確保が脅かされることとなる。 したがって、将来における石油化学産業の収収、雇用を確保するために、本措置は有効である。 なお、本措置の目的(課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図る)は、本措置が講じられなければ、そもそも達成することができないものであることから、本措置が講じられた場合の予測される効果と減収額の対比ではなく、本措置が講じられた場合と、講じられなかった場合の影響を説明することにより、収収を是認する効果を説明することが妥当である。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生産量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。</p> <p>仮に原料に課税をされた場合、石油化学製品のサプライチェーン上には、価格交渉力の弱い中小企業が多く存在し、価格転嫁は極めて困難。中小企業をはじめとして国内関連産業に多大な影響が生じる。</p> <p>石油石炭税の 2,290 円/KL は、エチレン 5,100 円/t のコストアップに相当し、競争力を喪失。仮に課税されれば、全体で約 590 億円の負担となり、エチレンセンター全社の合計利益(11 社の過去 5 年平均営業利益 454 億円)が喪失。</p> <p>仮に価格転嫁をしたとしても、無税の原料により作られた輸入製品が国産品と置き換わる事態が生じる。石油化学製品の downstream は広範であり、製品輸入時点で課税して調整することは困難なため、原料時点ででの免税で措置することが妥当。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>①石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 ②石油化学製品原料用国産ナフサに係る石油石炭税の還付措置 ③石油化学製品製造用輸入ナフサに係る関税の無税措置 ④移出または引取りに係る揮発油またはみなし揮発油の特定用途免税 ⑤石油化学製品製造用軽油の引取りに係る非課税措置</p> <p>石油化学製品の原料に課税をしないという国際的なイコールフットイングを確保するため、目的や対象行為に応じて措置が講じられている。このうち本措置については、石油化学製品製造用原油(重質 NGL)、揮発油(ナフサ)、灯油及び軽油、並びにアンモニア等の製造用液化石油ガス(LPG)で保税地域から引き取られるものについては、石油石炭税を免除するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税（租税特別措置法90条の4の2）	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低減必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図る。
本免税措置は、諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、①我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットィング及び国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するものであって、上記政策目的を達成するためのものである。
なお本措置は、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）にも位置付けられている。
- [平成24年度 税制改正大綱]（抜粋）
4. 消費課税
- (3) 租税特別措置等
- [国税]
- (延長・拡充等)
- ⑤ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
前回要望時においても、「我が国製造業の国際競争力の強化及び産業空洞化の防止を図るため、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を図る。」ことを目的としている。本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットィングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあるため、引き続き、本措置の本則化を図ることが必要である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回要望時の所期の想定は以下のとおりであり、想定外に僅少であったとは認められない。

免税量	(昨年度時点推計)	(実績)
平成24年度（セメント）	4,400千トン	4,667千トン
平成24年度（鉄鋼）	61,500千トン	59,746千トン

平成24年度（コークス） 4,600千トン 5,261千トン

- ⑥ 適用数等の将来予測（平成25年度）（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
以下のような計算式で算出を行っている。
- 特定石炭（鉄鋼）
（算出根拠）当該年度における鉄鋼製造用免税用途証明申請書による取引数量（77,834千トン）に、過去の実績利用率の平均（約74.68%）を掛け合わせた数値を適用（77,834×約0.7468=約58,127千トン）
- 特定石炭（コークス）
（算出根拠）前年度におけるコークス製造用免税用途証明申請書による取引数量（7,596.1千トン）に、過去の実績利用率（64.6%）を掛け合わせた数値を適用（7,596.1×0.646=4,907千トン）
- 特定石炭（セメント）
（算出根拠）前年度におけるセメント製造用免税用途証明申請書による取引数量（4,667千トン）を適用
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットィングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあり、目標は達成されていない。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットィングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。しかし、現行の措置は、あくまで特例措置であるがゆえに、課税の議論にさらされやすく、その度に関連事業者の株価が著しく下落するなど、事業基盤を不安定にするおそれがある。事業者にとっては、中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況でもあるため、引き続き、本措置の本則化を図ることによって、将来的にも目標が達成されるものである。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本措置の平成23年度の実績は、鉄鋼429億円程度、コークス29億円程度、セメント31億円程度の減収となっているが、本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットィングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることにより、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給が図られている。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

【経産13】

本措置により、平成 25 年度は鉄鋼 407 億円程度、コークス 34 億円程度、セメント 33 億円程度の減収と見込まれるが、本措置は、課税環境に関する国際的なイコールフットィングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、諸外国と同様の課税条件が整備されることにより、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給が図られると想定している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税12)(石油石炭税:外) 引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 (租税特別措置法 90 条の 4 の 2)
2	要望の内容	免税措置の本則恒久化を図る。
3	担当部局	製造産業局鉄鋼課製鉄企画室 資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課 製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年 創設 平成 17 年 2 年間延長 平成 19 年 2 年間延長 平成 21 年 2 年間延長 平成 23 年 2 年間延長 平成 24 年 当分の間に変更
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図る。</p> <p>本免税措置は、諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、①我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットィング及び国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するものであって、上記政策目的を達成するためのものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 [平成 25 度 税制改正大綱(与党)](抜粋) 第三 検討事項 9 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付	1. 経済成長

	け	
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>諸外国において、原料用途の石炭に対する課税がない中、鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭に係る石油石炭税を免除することにより、①我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットイング及び国際競争力を確保し、中長期的な国内投資を維持するとともに、②我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を通じて、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現し、我が国経済の活性化及び国民生活の質の向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>我が国の基盤的産業における課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給がなされていること。</p> <p>なお、定量的な測定指標を設定することについては、本措置はそもそも課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等を図ることを目的とするものであることから、例えば、内外価格差などを測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>政策目的は、ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図ることである。今後も鉄鋼、コークス及びセメント製品が国際競争力を維持し、産業空洞化を防止するためには、非課税措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○鉄鋼(適用件数、引取数量、適用額)</p> <p>2008年度: 15件 63,558千トン 445億円 2009年度: 13件 57,341千トン 401億円 2010年度: 13件 65,273千トン 457億円 2011年度: 13件 61,299千トン 429億円 2012年度: 13件 59,746千トン 418億円 2013年度: 13件程度 58,128千トン 407億円程度※ 2014年度: 13件程度 58,128千トン 407億円程度※</p> <p>○13件の内訳は、高炉メーカー4社、電炉メーカー7社、その他商社等2社</p> <p>○本免税措置は、「鉄鋼」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全ての鉄鋼製造者であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。</p> <p>※生産量の予測は困難なため、2013年度及び2014年度の引取数量の試算に当たっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。</p>

		<p>○コークス(適用件数、引取数量、適用額)</p> <p>2008年度: 12件 4,044千トン 28億円 2009年度: 12件 3,211千トン 22億円 2010年度: 11件 4,633千トン 33億円 2011年度: 12件 4,209千トン 29億円 2012年度: 13件 5,261千トン 37億円 2013年度: 11件程度 4,900千トン 34億円程度※ 2014年度: 11件程度 4,900千トン 34億円程度※</p> <p>○本免税措置は、「コークス」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全てのコークス製造者であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。</p> <p>※生産量の予測は困難なため、2013年度の引取数量の試算にあたっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。</p> <p>○セメント(適用件数、引取数量、適用額)</p> <p>2008年度: 17件 5,599千トン 39億円 2009年度: 15件 4,204千トン 29億円 2010年度: 15件 4,847千トン 34億円 2011年度: 16件 4,378千トン 31億円 2012年度: 14件 4,667千トン 33億円 2013年度: 16件程度 4,700千トン 33億円程度※ 2014年度: 16件程度 4,700千トン 33億円程度※</p> <p>○16件の内訳は、セメントメーカー14社、その他商社等2社</p> <p>○本免税措置は、「セメント」製造用石炭に係る石油石炭税を免除するものであり、措置対象者は全てのセメント製造者等であることから、特定の者に偏っていない。また、適用数等については、本免税措置が講じられることとなった時から、想定通りであり、僅少ではない。</p> <p>※生産量の予測は困難なため、2013年度及び2014年度の引取数量の試算にあたっては過去の実績を用いて一定の仮定のもとに試算。</p> <p>(出典:用途証明申請者提出の実績報告書)</p>
	②: 減収額	<p>○鉄鋼</p> <p>2008年度: 445億円 2009年度: 401億円 2010年度: 457億円 2011年度: 429億円 2012年度: 418億円 2013年度: 407億円程度※ 2014年度: 407億円程度※</p> <p>○コークス</p> <p>2008年度: 28億円 2009年度: 22億円 2010年度: 33億円 2011年度: 29億円 2012年度: 37億円</p>

	<p>2013年度：34億円程度※ 2014年度：34億円程度※</p> <p>○セメント 2008年度：39億円 2009年度：29億円 2010年度：34億円 2011年度：31億円 2012年度：33億円 2013年度：33億円程度※ 2014年度：33億円程度※</p> <p>※①適用件数にて算出した引取数量試算を基にしたもの。</p> <p>注)減収額は、石炭引取数量(トン)×税率(円/トン)で算出。 なお、石油石炭税法により石炭への税率は、2007年度から700円/トンとなっている。</p> <p>(出典：用途証明申請者提出の実績報告書)</p>																														
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月) 政策目的は、ものづくり産業におけるイノベーションの促進や、国際事業展開の支援、差別化・高付加価値化の促進、さらには安全・安心な国民生活や環境問題の解決に繋がるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化及び産業空洞化の防止を実現するとともに、我が国経済の活性化や国民生活の向上を図ることである。</p> <p>今後も鉄鋼、コークス及びセメント製品が国際競争力の確保等を維持し、産業空洞化を防止するためには、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税または恒久免税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要。</p> <p>(参考：諸外国のエネルギー関係諸税(原料用石炭への課税状況))</p> <table border="1" data-bbox="405 949 996 1236"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>税制</th> <th>減免措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドイツ</td> <td>エネルギー税</td> <td>免税(又は還付)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">フランス</td> <td>石油製品税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>石炭税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スイス</td> <td>鉱油税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>CO2税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>エネルギー製品税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>燃料税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>消費税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">韓国</td> <td>個別消費税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>交通・エネルギー・環境税</td> <td>非課税</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典：経済産業省委託調査】</p>	国名	税制	減免措置	ドイツ	エネルギー税	免税(又は還付)	フランス	石油製品税	非課税	石炭税	免税	スイス	鉱油税	非課税	CO2税	免税	イタリア	エネルギー製品税	非課税	アメリカ	燃料税	非課税	中国	消費税	非課税	韓国	個別消費税	非課税	交通・エネルギー・環境税	非課税
国名	税制	減免措置																													
ドイツ	エネルギー税	免税(又は還付)																													
フランス	石油製品税	非課税																													
	石炭税	免税																													
スイス	鉱油税	非課税																													
	CO2税	免税																													
イタリア	エネルギー製品税	非課税																													
アメリカ	燃料税	非課税																													
中国	消費税	非課税																													
韓国	個別消費税	非課税																													
	交通・エネルギー・環境税	非課税																													

	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月) 我が国の基盤的産業における課税環境の国際的なイコールフットイング及び国際競争力を確保するとともに、我が国製造業の基盤や社会資本に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの低廉かつ安定的な供給を確保することが達成目標であるところ、今後も国際競争力の確保及び産業空洞化の防止を図るためには、非課税または免税の恒久措置が世界標準であることに照らして、諸外国と同様に非課税または恒久免税措置とし、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要。</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月) 我が国産業は、国際的に高い法人税やCO₂削減目標に加え、昨今の円高の進展、今般の東日本大震災によるエネルギー供給不安等の環境下に置かれており、新規国内立地の停滞や産業空洞化が懸念されているところ。 こうした厳しい事業環境に置かれる中、本免税が安定的な恒久措置とされなければ、今後、より一層の国内投資の鈍化、国際競争力低下、産業空洞化の加速を助長しかねず、我が国の成長と雇用に甚大な影響を与えることとなる。</p>
	<p>○鉄鋼 仮に、鉄鋼製造用石炭へ課税された場合、粗鋼1トン当たり500円程度の負担増と試算されるが、国内・海外双方の市場で激しい競争を行っていることから、課税負担分を全額転嫁することは困難。更に、鉄鋼業が課税負担分を吸収することにより、鋼材の価格競争力の喪失や、研究開発費・設備投資費の減少により、中長期的な技術優位性の喪失が予想される。こうした結果、我が国鋼材が市場シェアを失い、一定の仮定を置いて試算をした結果、鉄鋼業及び関連産業の国内生産額が7,660億円、雇用者数が2.3万人、GDPが2,556億円の減少と重大な影響が生じる可能性がある。更には、我が国鉄鋼業の国際競争力が失われることにより、ユーザー産業の競争力等への悪影響も懸念される。</p>
	<p>○コークス 仮に課税された場合、コークス1トン当たり900円程度の負担増と試算されるが、コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高いことから(約90%)、僅少な利幅に与える影響は非常に大きく、業界の存続問題も生じかねない。また、国際的なコークス市場においては、安価なコークスの流通が見られており、仮に900円増額した場合、これらコークスとの価格競争力を喪失する恐れがある。仮に、国内コークス業者の存立が困難となれば、雇用(コークス業界約2,200人及び、関連産業約6,000人)にも影響が及ぶ。 また、課税の影響等でコークス業者が廃業すると、我が国の基幹的産業である鉄鋼業における安定的なコークス調達にも大きな支障を生じかねない。</p>
	<p>○セメント 仮に課税された場合、セメント1トン当たり70円程度の負担増と試算されるが、国内産のセメントは中国・韓国からの輸入セメントと50円/トン程度の価格差で熾烈な競争を展開している。主要国において、セメントの原料に使用される石炭に対する課税が行われないうまま、我が国だけが課税された場合、我が国セメントメーカーは、価格競争力を失い、徐々に市場シェアを失い、これによって設備稼働率が低減することから、更に競争力が低下する事態も考えら</p>

		<p>れる。こうした事態が継続すれば、国内に30カ所存在するセメント工場も徐々に閉鎖されることも考えられ、国内でセメント製造に直接関連する雇用（現時点での業界団体推計約2万人）に影響するのみならず、セメントを材料とする他の多くの産業や国民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある。中でも、生コンクリート製造業やコンクリート製品製造業は大半が価格交渉力の弱い中小企業であり影響が大きい。</p> <p>また、全国で発生する全ての廃棄物のうち約1割を、セメント産業は生産プロセスの中で処理しており、各地で廃棄物処理の中核的役割を担っている。仮に、セメント産業が縮小した場合には、各地の廃棄物処理にも大きな影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成21年4月～平成25年3月）</p> <p>鉄鋼、コークス、セメントは製品価格に占める原料用石炭のウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きい。</p> <p>この点、諸外国では、鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料用石炭に対して、課税目的の如何に関わらず、非課税あるいは恒久免税措置となっている。そのため、我が国においても鉄鋼、コークス及びセメント製造業の国際競争力の維持・向上及び産業空洞化の防止を図り、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することが必要不可欠であるため、租税特別措置といった時限的な措置ではなく、非課税あるいは恒久免税措置といった期限の定めのない措置することが必要である。</p> <p>また、本措置が廃止された場合には、鉄鋼、コークス及びセメント関連産業からの税収や雇用が脅かされる。従って、将来における鉄鋼、コークス及びセメント関連産業の税収、雇用を確保するために、本措置は有効である。</p> <p>なお、本措置の目的（課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、鉄鋼、コークス及びセメント製品の低廉かつ安定的な供給を図る）は、本措置が講じられることを前提としたものであることから、本措置の減収額と予測した効果との対比ではなく、そもそも本措置が廃止された場合の影響を説明することにより、本措置の効果としている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>鉄鋼、コークス及びセメント製造用の原料用石炭に対しては、諸外国では課税しておらず、我が国において税制以外の手段により措置することは課税環境の国際的なイコールフットイングとならない。また、生産量はあらかじめ予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>また、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要な不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス及びセメントの製造に使用する石炭については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①製品の製造用原料として石炭の使用が不可欠なこと、 ②他の原料による代替が事実上困難であること、 ③製品価格に占めるウェイトが大きく、石炭の価格上昇が製品価格に与える影響が大きいこと、 <p>を踏まえ、国民経済への影響にも配慮し、免税措置を講じることは必要であり、その際には租税特別措置による時限的な措置ではなく、本則による非課税措置が必要である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 (租税特別措置法 90 条の 5)	府省名	経済産業省
税 目	石油石炭税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低減必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
石油製品は連産品であり、原油からは一定の割合でナフサ等が生産される。仮に当該措置がない場合には、輸入ナフサ等との価格差が生じ、国産ナフサ等の販売が困難となり、国民生活・産業活動に不可欠な石油製品供給に支障を及ぼすおそれがある。したがって、輸入ナフサ等と国産ナフサ等の課税環境のイコールフットィングを確保する必要がある。
なお、本措置は、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）にも位置付けられている。
〔平成24年度 税制改正大綱〕（抜粋）
4. 消費課税
（3）租税特別措置等
〔国税〕
（延長・拡充等）
⑤ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
前回要望時（平成22年度）においても、「石油化学製品製造用国産ナフサ等の石油石炭税の還付措置を講じ、輸入ナフサ等と国産ナフサ等のイコールフットィングを確保する。」ことを目的としている。本措置は、国産品と輸入品の課税環境に関するイコールフットィングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、国産品と輸入品が同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。仮に、当該措置がない場合、石油石炭税が非課税となっている石油化学製品製造用輸入ナフサ等との価格競争により我が国石油精製業の競争力低下を招く恐れがあることから、引き続き、本措置により国産品と輸入品のイコールフットィングを確保することが必要である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- | 還付量 | （前回要望時の想定） | （実績） |
|--------|------------|-----------|
| 平成23年度 | 21,894千KL | 21,238千KL |
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用者数は実際に還付を受けるナフサ等製造事業者（石油精製事業者）の社数としており、過去の傾向からみれば、適用数が大きく変化することはないと想定されることから、平成24年度と同数としている。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本措置は、輸入の石油化学製品製造用特定揮発油等に対して免税措置がなされていることを踏まえ、国産品と輸入品のイコールフットィングの確保のために、原油等を処理して生産される国産の石油化学製品製造用特定揮発油等について還付措置を講ずるものである。このため、達成目標は本措置が措置されることにより達成されるものである。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本措置により平成23年度の実績は433億円の減収となっているが、当該措置がなければ、国産の石油化学製品製造用特定揮発油等の生産コストは433億円増加することになる。
本措置により、国産品と輸入品のイコールフットィングが確保され、輸入品と比べて過度な負担が回避されている。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本措置により530億円の減収と見込まれるが、当該措置がなければ、国産の石油化学製品製造用特定揮発油等の生産コストは530億円増加することになる。
引き続き、本措置により国産品と輸入品のイコールフットィングを確保することで、輸入品と比べて過度な負担が回避される。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
- 石油化学製品原料用輸入ナフサ・ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る関税の免税措置
 - 石油化学製品製造用揮発油に係る揮発油税の免税
 - 引取に係る石油製品等の石油石炭税の免税
- 上記の措置は、我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される輸入品の石油化学製品の低廉かつ安定的な供給を図るための措置である。
一方、本措置は、我が国の石油の安定供給を図るため、輸入品とのイコールフットィングによる公平な競争条件の確保を通じた石油精製業の経営安定化を目的としており、上記の措置とは明確に役割分担されている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税12)(石油石炭税:外) 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 (租税特別措置法90条の5)
2	要望の内容	石油化学製品の製造者が、課税済みの原油等から国内において製造された揮発油等(ナフサ、灯油及び軽油)を原料として石油化学製品を製造した場合には、その原料に供した揮発油等につき、1kl当たり2,290円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を揮発油等の製造者に還付する措置。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成元年度 創設(石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設) 平成2年度 延長(以降、2年ごとに延長) 平成16年度 拡充・延長(対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル(粗製灯油及び粗製軽油)を追加)(以降、2年ごとに延長) 平成24年度 当分の間、延長
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油化学製品製造用揮発油(ナフサ)等について、輸入品は石油石炭税の免税措置が講じられている一方で、国内で原油を処理して生産される国産品は、原油段階で石油石炭税が課されていることから、輸入品と国産品における課税環境のイコールフットイングを確保する。 《政策目的の根拠》 石油化学製品製造用揮発油(ナフサ)等について、輸入品は石油石炭税の免税措置が講じられている一方で、国内で原油を処理して生産される国産品は、原油段階で石油石炭税が課されていることから、輸入品と国産品における課税環境のイコールフットイングを確保する必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 3. 資源エネルギー・環境政策 国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油化学製品製造用ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保する。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油化学製品製造用ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油化学製品製造用ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保し、石油化学製品製造用国産ナフサ等の安定的な供給が図られている。

8	有効性等	① 適用数等 本措置の対象は、国内で原油を精製し、石油化学製品製造用揮発油(ナフサ)等を製造する全ての事業者(石油精製業者)であることから、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。 適用者数 平成19年度 12社 平成20年度 12社 平成21年度 11社 平成22年度 10社 平成23年度 10社 平成24年度 10社(実績見込み) 平成25年度 10社(見通し) 平成26年度 10社(見通し) 還付数量 平成19年度 24,357千KL 平成20年度 22,565千KL 平成21年度 22,298千KL 平成22年度 22,176千KL 平成23年度 21,238千KL 平成24年度 21,545千KL(実績見込み) 平成25年度 21,179千KL(見通し) 平成26年度 20,776千KL(見通し) (石油連盟調べ) 適用数量は、実際に還付手続を行う国産ナフサ等製造事業者(石油精製業者)から実績値を集計し、算出した。平成25年度以降の見通しは、平成24年度実績見込みをベースに石油製品の需給見通しの対前年変化率を勘案し、算出した。
		② 減収額 本措置の対象は、国内で原油を精製し、石油化学製品製造用揮発油(ナフサ)等を製造する全ての事業者(石油精製業者)であることから、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。 還付額 平成19年度 497億円 平成20年度 460億円

		<p>平成 21 年度 475 億円 平成 22 年度 452 億円 平成 23 年度 433 億円 平成 24 年度 457 億円(実績見込み) 平成 25 年度 485 億円(見通し) 平成 26 年度 528 億円(見通し)</p> <p style="text-align: right;">(石油連盟調べ)</p> <p>還付額は、上記「①適用数等」で算出した適用数量に石油石炭税率を乗じて算出した。(23 年度は 10 月に税率が変更されたため事業者からの報告値とした) なお、平成 24 年度の減収額の財務省試算は 491 億円である。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油化学製品製造用ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油化学製品製造用ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 我が国の石油市場は、需要が減少していく中でアジア地域等からの安価な輸入品が輸入される環境にあるところ、石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合でナフサ等が生産される中で、仮に当該措置がない場合、石油石炭税が非課税となっている石油化学製品製造用輸入ナフサ等との価格競争により我が国石油精製業の競争力低下を招く恐れがあることから、本措置により国産品と輸入品とのイコールフットイングを確保することが必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月) 国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油化学製品製造用ナフサ等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 石油化学製品製造用ナフサ等の生産量は予め予測できず、補助金での適切な資金の手当ては不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の特例措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 -</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

【経産15】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置90条の6の2）	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低減必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
輸入石油アスファルト等には、石油石炭税が課税されていない一方で、国産石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されている。このため、輸入石油アスファルト等と国産石油アスファルト等の課税環境のイコールフットィングを確保する必要がある。
なお、本措置は、「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）にも位置付けられている。
〔平成24年度 税制改正大綱〕（抜粋）
4. 消費課税
（3）租税特別措置等
〔国税〕
（延長・拡充等）
⑤ 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等、鉄鋼製造用等の特定用途石炭及び国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限について、当分の間、延長する。原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き、検討する。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
前回要望時（平成22年度）においても、「石油アスファルト等の石油石炭税の還付措置を講じ、輸入品と国産品のイコールフットィングを確保する。」ことを目的としている。本措置は、国産品と輸入品の課税環境に関するイコールフットィングを確保し、競争条件の平等化を図るものであり、国産品と輸入品が同様の課税条件が整備されることそのものが、達成目標の指標となる。仮に、当該措置がない場合、石油石炭税が非課税となっている石油アスファルト等との価格競争により我が国石油精製業の競争力低下を招く恐れがあることから、引き続き、本措置により国産品と輸入品のイコールフットィングを確保することが必要である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回要望時の所期の想定は以下のとおりであり、想定外に僅少であったとは認められない。
- | 還付量 | （前回要望時の想定） | （実績） |
|--------|------------|----------|
| 平成23年度 | 5,695千KL | 5,555千KL |
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用者数は実際に還付を受ける石油アスファルト等製造事業者（石油精製事業者）の社数としており、過去の傾向からみれば、適用数が大きく変化することはないと想定されることから、平成24年度と同数としている。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本措置は、輸入の石油アスファルト等に対して免税措置がなされていることを踏まえ、国産品と輸入品のイコールフットィングの確保のために、原油等を処理して生産され国産の石油アスファルト等について還付措置を講ずるものである。このため、達成目標は本措置が措置されることにより達成されるものである。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本措置により平成23年度の実績は、113億円の減収となっているが、当該措置がなければ、国産の石油アスファルト等の生産コストは113億円増加することになる。
本措置により、国産品と輸入品のイコールフットィングが確保され、輸入品と比べて過度な負担が回避されている。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
本措置により140億円の減収と見込まれるが、当該措置がなければ、国産の石油アスファルト等の生産コストは140億円増加することになる。
引き続き、本措置により国産品と輸入品のイコールフットィングを確保することで、輸入品と比べて過度な負担が回避される。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税12)(石油石炭税:外) 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 (租税特別措置 90 条の6の2)
2	要望の内容	石油アスファルト等を製造する者が課税済みの原油等から国内において製造された石油アスファルト等(石油アスファルト又は石油コークス)につき、1kl 当たり 2,290 円の税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を石油アスファルト等の製造者に還付する措置。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 9 年度 創設 平成11年度 2年間の延長(以降、2年ごとに延長) 平成24年度 当分の間、延長
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 石油アスファルト等(石油アスファルト又は石油コークス)について、輸入品は石油石炭税が非課税とされている一方で、国内で原油を蒸留あるいは分解処理して重質油から軽質油を生産する際に付随的に発生する国産品は、原油段階で石油石炭税が課されていることから、輸入品と国産品における課税環境のイコールフットイングを確保する。 《政策目的の根拠》 石油アスファルト等(石油アスファルト又は石油コークス)について、輸入品は石油石炭税が非課税とされている一方で、国内で原油を蒸留あるいは分解処理して重質油から軽質油を生産する際に付随的に発生する国産品は、原油段階で石油石炭税が課されていることから、輸入品と国産品における課税環境のイコールフットイングを確保する必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 3. 資源エネルギー・環境政策
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフット

		<p>イングを確保し、国産石油アスファルト等の安定的な供給を図られている。</p> <p>なお、定量的な測定指標を設定することについて、本措置はそもそも輸入品と国産品の課税環境のイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図ることが目的であるため、例えば、価格差などを測定指標として設定することは、政策目的との関連性がないことから困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットイングを確保されている。</p>																																						
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>本措置の対象は、国内で原油を精製し、国産アスファルト等を製造する全ての事業者(石油精製業者)であることから、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>適用者数</p> <table border="1"> <tr><td>平成 19 年度</td><td>11 社</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>11 社</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>10 社</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>9 社</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>9 社</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>9 社(実績見込み)</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>9 社(見通し)</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>9 社(見通し)</td></tr> </table> <p>還付数量</p> <table border="1"> <tr><td>平成 19 年度</td><td>6,372 千KL</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>6,092 千KL</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>6,059 千KL</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>6,025 千KL</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>5,555 千KL</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>5,486 千KL(実績見込み)</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>5,267 千KL(見通し)</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>5,109 千KL(見通し)</td></tr> </table> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>適用数量は、実際に還付手続を行う国産アスファルト等製造事業者(石油精製業者)から実績値を集計し、算出した。平成 25 年度以降の見通しは、平成 24 年度実績見込みをベースに石油製品の需給見通しの対前年変化率を勘案し、算出した。</p> <p>② 減収額</p> <p>本措置の対象は、国内で原油を精製し、国産アスファルト等を製造する全ての事業者(石油精製業者)であることから、僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>還付額</p> <table border="1"> <tr><td>平成 19 年度</td><td>130 億円</td></tr> <tr><td>平成 20 年度</td><td>124 億円</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>124 億円</td></tr> </table>	平成 19 年度	11 社	平成 20 年度	11 社	平成 21 年度	10 社	平成 22 年度	9 社	平成 23 年度	9 社	平成 24 年度	9 社(実績見込み)	平成 25 年度	9 社(見通し)	平成 26 年度	9 社(見通し)	平成 19 年度	6,372 千KL	平成 20 年度	6,092 千KL	平成 21 年度	6,059 千KL	平成 22 年度	6,025 千KL	平成 23 年度	5,555 千KL	平成 24 年度	5,486 千KL(実績見込み)	平成 25 年度	5,267 千KL(見通し)	平成 26 年度	5,109 千KL(見通し)	平成 19 年度	130 億円	平成 20 年度	124 億円	平成 21 年度	124 億円
平成 19 年度	11 社																																							
平成 20 年度	11 社																																							
平成 21 年度	10 社																																							
平成 22 年度	9 社																																							
平成 23 年度	9 社																																							
平成 24 年度	9 社(実績見込み)																																							
平成 25 年度	9 社(見通し)																																							
平成 26 年度	9 社(見通し)																																							
平成 19 年度	6,372 千KL																																							
平成 20 年度	6,092 千KL																																							
平成 21 年度	6,059 千KL																																							
平成 22 年度	6,025 千KL																																							
平成 23 年度	5,555 千KL																																							
平成 24 年度	5,486 千KL(実績見込み)																																							
平成 25 年度	5,267 千KL(見通し)																																							
平成 26 年度	5,109 千KL(見通し)																																							
平成 19 年度	130 億円																																							
平成 20 年度	124 億円																																							
平成 21 年度	124 億円																																							

		<p>平成 22 年度 123 億円 平成 23 年度 113 億円 平成 24 年度 117 億円(実績見込み) 平成 25 年度 121 億円(見通し) 平成 26 年度 130 億円(見通し)</p> <p>(石油連盟調べ)</p> <p>還付額は、上記「①適用数等」で算出した適用数量に石油石炭税率を乗じて算出した。(23 年度は 10 月に税率が変更されたため事業者からの報告値とした)</p> <p>なお、平成 24 年度の減収額の財務省試算は 133 億円である。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットリングを確保されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットリングを確保されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>我が国の石油市場は、需要が減少していく中でアジア地域等からの安価な輸入品が輸入される環境にあるところ、石油製品は連産品であり、原油からは一定量の割合で石油アスファルト等が生産される中で、仮に当該措置がない場合、石油石炭税が非課税となっている輸入アスファルト等との価格競争により我が国石油精製業の競争力低下を招く恐れがあることから、本措置により国産品と輸入品とのイコールフットリングを確保することが必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>国内において石油石炭税が課された原油等から製造した石油アスファルト等に係る石油石炭税を還付することにより、輸入品と国産品のイコールフットリングを確保されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国産アスファルト等の生産量は予め予測できず、補助金での適切な資金の手当ては不可能であることから、他の手段での公平な措置は困難であり、課税の公平原則の観点からも、必要最小限の特例措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（「中小企業承継事業再生計画」（仮称）の認定目標の年間 50 件程度）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「租税特別措置等により達成しようとする目標」に寄与しているものの、目標達成には至っていない。」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
本租税特別措置は、現行の「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」において、産業活力の再生を図ること等を目的に、中小企業の活力の再生を支援するために既に措置されているものについて、新たに、「産業競争力強化法案（仮称）」において、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る目的から同様の認定制度を設け、当該認定に係る租税特別措置を求めるものである。
- 平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、『「産業競争力強化法案（仮称）」を国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する』としている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
中小企業円滑化法が平成25年3月末をもって終了したことから、中小企業・小規模事業者の経営改善、事業再生の必要性が高まっており、今後、抜本的な事業再生の手法により事業再生を図る案件が増えていくことが予想されること、内閣府・金融庁・中小企業庁が平成24年4月に策定した「政策パッケージ」においては、再生計画の策定件数を年間3,000件程度と目標付けている。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/0420Enkatsu-encho.htm>)
事業再生には、リスケジュール、DDS、直接放棄、第二会社方式等様々なスキームが存在しているが、キャッシュフローが必要不可欠な中小企業にとって、本租税特別措置のような税の軽減措置のある第二会社方式を選択できると、運転資金等を確保できるほか、金融機関の同意も得られやすくなるため、再生計画の策定のハードルが下がることとなる。したがって、本租税特別措置の効果を測定する指標として、中小企業承継事業再生計画の認定件数が有効かつ適切である。
- ⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

中小企業再生支援協議会活動実績

	再生計画策定支援件数			
		直接放棄	第二会社方式	
			承継事業再生計画	（措置前）
平成20年度	332	23	57	
平成21年度	476	11	40	2
平成22年度	364	6	42	4
平成23年度	255	1	29	2
平成24年度	1,511	8	47	3
合計	2,938	49	215	11

(再生計画策定支援件数と第二会社方式の件数については下記URLにて実績を公表
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/index.htm>)

においては、中小企業金融円滑化法の終了を目前に控えていた影響を受け、中小企業再生支援協議会における再生計画策定支援完了件数は、例年よりも大幅に伸びている状況にある。

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末をもって終了したことから、中小企業・小規模事業者の経営改善、事業再生の必要性が高まっており、今後、抜本的な事業再生の手法により事業再生を図る事業者が増えていくことが予想される。

③で述べたとおり、25年度の中小企業再生支援協議会における再生計画策定支援完了件数の目標を年間3,000件【A】と設定している。また、中小企業金融円滑化法の下では抜本的な再生手法はとらずにリスケジュールによるものが多かったことから、中小企業円滑化法施行前となる20年度における債権放棄（直接放棄及び第二会社方式）の割合24%【B】、そのうち、直近の24年度における債権放棄のうち第二会社方式が占める割合が85%【C】あり、また、同様に承継事業再生計画の割合は約7%【D】となっており、更には、抜本的な事業再生の手法により事業再生を図る事業者が増えていくことが予想されることから、第二会社方式を活用しての再生計画の件数は24年度の実績より20%程度【E】増加すると想定して試算を行っている。

$$3,000 \text{ 件} \times 24\% \times 85\% \times 7\% \times 120\% = 51 \text{ 件}$$

【A】 【B】 【C】 【D】 【E】

- ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
減収額の将来推計については、過去の適用実績における減収額をベースに、1件当たりの平均減収額（17,340千円）に本租税特別措置の適用見込み件数を乗じて算出した。

【内訳】

26年度税収見込額合計：17,340千円×50件＝867百万円
27年度税収見込額合計：17,340千円×50件＝867百万円

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

登録免許税の軽減措置の減収額は1件当たり約1,700万円であるが、中小企業にとってみれば、売上高が約9.5億円程度増加すること（中小企業の売上高経常利益率は約1.8%（中小企業白書2013年版の付属統計資料16表「法人企業の主要財務・損益状況と財務指標（中央値）」参照））に相当する利益であり、1,700万円を事業の運転資金に充当できることは、達成目標（中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を支援することにより、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る）を図る上で、非常に効果的である。

中小企業金融円滑化法が平成21年12月から施行されて以降、抜本的な再生手法はとらず、リスケジュールによって当面の資金繰りについて改善を図る事業者が多くなっている。また、24年度に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設 (国税15)(登録免許税:外)
2	要望の内容	産業競争力強化法(仮称)に基づく登録免許税の特例措置を創設する。 1. 対象者 第二会社方式による再生計画(産業競争力強化法(仮称)における中小企業承継事業再生計画(仮称))の認定を受けた中小企業・小規模事業者 2. 特例措置 上記対象者が認定計画に従って行う株式会社の設立又は増資の登記、分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記、事業譲渡・分割に伴う不動産等の登記における登録免許税を以下のとおり軽減する。 (1) 株式会社の設立又は増資の登記 1,000分の3.5(本則:1,000分の7) (2) 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記 1,000分の5(本則:1,000分の7) (3) 事業譲渡に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の16(本則:1,000分の20) ② 船舶の所有権の移転 1,000分の23(本則:1,000分の28) (4) 分割に伴う次の登記 ① 不動産の所有権の移転 1,000分の4(本則:1,000分の20) ② 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23(本則:1,000分の28)
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 金融課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設 なお、同様の措置を講じていた産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という)における要望経緯は以下のとおり。 平成21年度 創設 平成22年度 2年間延長 平成24年度 2年間延長
6	適用又は延長期間	産業競争力強化法(仮称)の施行日～平成28年3月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しにより再生が可能な中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を地域の関係機関や専門家等が連携して支援することにより、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じて産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。 《政策目的の根拠》 産業競争力強化法(仮称)において、中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を支援することによ

		り、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。 当該軽減措置(登録免許税の軽減措置)は、第二会社方式による再生計画の認定を受けた者に対する支援措置。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業・小規模事業者について、債務超過の解消、収益性の向上等に向けた再生計画の策定を支援することにより、地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じた産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 全国47都道府県の中小企業再生支援協議会と連携し、「中小企業承継事業再生計画」(仮称)の認定目標を、当該軽減措置の期間中は年間50件程度とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 債権放棄を伴う再生計画には直接放棄方式と「第二会社方式」がある。実質的には同じように債権放棄を行うにも関わらず、「第二会社方式」には直接放棄方式には存在しない特有の課題として、事業を承継する「第二会社方式」においては登録免許税の負担が発生する。 このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して登録免許税の軽減措置を講ずること、再生手法間におけるイコールフットイングを図ることにより、政策目的の達成を寄与することになる。
8	有効性等	① 適用数等 ○適用期間内における本措置の適用事業者(法人)数 平成26年度:50件(見込み) 平成27年度:50件(見込み) (参考) 同様の措置を講じていた産活法においては、平成24年度末時点で中小企業承継事業再生計画の認定実績は11件である。 適用件数 平成21年度 2件 平成22年度 4件 平成23年度 2件 平成24年度 3件
	② 減収額	○適用期間内における本措置の減収額見込み適用事業者(法人)数 平成26年度:867百万円(見込み) 平成27年度:867百万円(見込み) (参考) 同様の措置を講じていた産活法においては、平成24年度末時点で中小企業承継事業再生計画の認定実績における減収額は、計190,749千円。 減収額 平成21年度 13,754千円 平成22年度 27,082千円 平成23年度 3,926千円 平成24年度 145,987千円

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》 (参考) ○同様の措置を講じていた産活法における政策目的の実現状況 登録免許税軽減措置の適用件数は平成24年度末現在、11件あり、これにより、地域の中小企業の再生が図られ、1300名以上の雇用を確保できた。 7. ③《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》に記載したとおり、多様な再生手法を用意し、選択肢を広げることは、再生計画完了件数の増加に寄与すると考えられ、もって地域の中小企業・小規模事業者の再生を通じて産業の新陳代謝を活性化させ、産業競争力の強化を図ることができるものとする。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 ○同様の措置を講じていた産活法における効果・達成目標の実現状況 上記の《政策目的の実現状況》のとおり、登録免許税軽減措置に係る適用件数は7件であり、現状では「租税特別措置等により達成しようとする目標」に寄与しているものの、目標達成には至っていない。 しかし、登録免許税の軽減措置によって再生手法間におけるイコールフットイングを図り、再生手法の選択肢を広げることで、8. ①で示すとおり、将来的には適用件数が増加する見込みであり、相談件数及び再生計画完了件数の増加に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 登録免許税の軽減措置が無くなった場合、直接放棄方式と「第二会社方式」において、税負担という側面で格差が生じることになり、中小企業・小規模事業者にとって事業再生の選択肢を狭め、再生を通じた産業の新陳代謝の活性化、産業競争力の強化が損なわれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 同様の措置を講じていた産活法における登録免許税の軽減措置に係る適用件数は11件ある。この11件には、支援措置として税の軽減措置のみ(約14百万円)を受けた事例もあり、税の軽減措置の存在自体が再生計画の検討に影響を及ぼしていると考えられる。また、本措置の適用により、新会社のキャッシュフローに余裕が生じ、新たな運転資金が確保できるなど事業再生の円滑化が図られたことから、当該軽減措置が適用されることによって、再生を通じた産業の新陳代謝が活性化され、産業競争力の強化が図られる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>再生計画を策定する場合、再生計画の策定・実行に要する処理費用(トランザクションコスト)が発生する。しかし、過剰債務状態にある中小企業・小規模事業者が再生計画を策定するにあたってはキャッシュフローが満たされる計画としなければならない。そのためトランザクションコストの負担を最小限に抑える必要がある。 このトランザクションコストに着目すると、「第二会社方式」には、「直接放棄方式」には存在しない特有の課題として、事業を承継する第二会社において会社分割や事業譲受に伴う登録免許税の負担が発生するケースが多いため、「直接放棄方式」と比べてトランザクションコストが多くなる。 このような「第二会社方式」特有の税制面の課題に対して軽減措置を講ずることにより、イコールフットイングを図り、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を通じて産業の新陳代謝を活性化していくことが重要である。以上から、地域の中小企業・小規模事業者の再生及び雇用の確保を図るといふ政策目的に資する「第二会社方式」の円滑な活用を促し、我が国産業の競争力を強化していくことは、政策目的を達成するための政策手段としての確である。</p>

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>中小企業・小規模事業者の再生を支援するための予算措置として中小企業再生支援協議会事業(平成25年度予算額:約43億円、平成26年度概算要求額:約48億円)を実施している。当該事業では、各都道府県に一カ所ずつ配置した中小企業再生支援協議会に窓口専門家を配置し中小企業から相談に応じるとともに、必要な場合には外部専門家を活用し再生計画の策定支援を行っている。当該予算は再生計画策定段階における支援措置であり、再生計画の実行段階を支援する本税制措置とはその支援の段階(ステージ)が異なっていることから、明確な役割分担がなされている。 また、「第二会社方式」の認定制度については、税の軽減措置とは別に融資がある。融資は事業譲受の対価の支払いや事業承継後の事業運営に当てることを目的としているが、税の軽減措置は再生計画の実行段階におけるトランザクションコストの負担緩和により直接放棄方式とのイコールフットイングを図ること、加えて「第二会社方式」における会社分割と事業譲受に係るイコールフットイングを図ることを目的としている。税の軽減措置は、これらの理由から中小企業再生における手法が多様化されるため非常に有効である。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置ではない。</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	創業支援事業計画（仮称）認定地域における登録免許税の軽減措置の創設	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標（開業率が廃業率を上回る状態にする）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

開業率については、経済情勢等の影響は受けるとは考えられるものの、当該税制措置を受けた創業数を測定指標とすることにより、開業率への寄与度の分析が可能と考えており、適切な目標である。

寄与度の分析としては、本租税特別措置の適用を受けた創業者は特定創業支援を受けた者に限られることから、創業後の市町村におけるサポート時における相談等の結果の報告を求めること等により、本租税特別措置の効果を把握していくことを想定している。

⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）別紙参照。

⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）別紙参照。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

開業率が廃業率を上回るといふ当該目標は「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中でも掲げられているが、「産業競争力強化法案（仮称）」が5年間の時限法であることから、創業支援事業計画（仮称）による開業率の押し上げはおおむね5年間を目標とする。

御指摘のとおり開業率については、経済情勢等の影響は受けるとは考えられるものの、当該税制措置を受けた創業数を測定指標とすることにより、開業率への寄与度の分析が可能と考えており、適切な目標である。

なお、本租税特別措置の適用を受けた創業者は、特定創業支援を受けた者に限られることから、創業後の市町村におけるサポート時における相談等の結果の報告を求めること等により、本租税特別措置の効果を把握していくことも想定している。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

本租税特別措置により創業が促進され、創業1年目には約985億円（1435.6万円（平成24年度中小企業実態基本調査における創業1年目の1社当たりの売上げ平均）×6,863社）の売上げが見込まれている。また、事業開始時には約1.8万人（2.7人（中小企業総合研究機構の調査による創業直後の従業員数の中間値の平均）×6,863社）の雇用が見込まれており、地域内に新たな売上げや雇用を生み出すことから、減収額約5億円に比して、税収減を是認する効果が認められる。

(別紙)

創業支援事業計画（仮称）認定地域における
登録免許税の軽減措置の適用者数及び減収額について

1. 支援計画策定地域

- ・平成25年1月現在の市町村数（特別区含む）は1,742（（財）地方自治情報センター）。
- ・産業競争力強化法案に基づく支援体制の構築可能な市町村は、一定程度の人員等の体制や中小企業の振興に力点が置かれている市町村と考えられることから、人口20万人以上の地域（131）、20万人以下の県庁所在地（3）、中小企業振興条例策定地域（35※）の計169地域。

※重複地域を除く

2. 創業件数

- ・1地域当たりの支援件数は、創業に関する相談件数は月30件程度（年間約360件）を見込み、うち創業できるのは3割（総務省「就業構造基本調査」（平成24年））。
- ・以上の前提に基づき、以下試算により今般の法律支援に伴う創業者支援は全国で約2万件を見込んでいるところ。
- ・169地域×360件×3割=18,252件

3. 税制措置適用者数

- ・創業形態を考えるとそのうち株式会社は37.6%（07～12年度の平均 日本政策金融公庫「新規開業白書2013」）

このため、今般の税制措置に伴う適用者数は以下。

$$18,252 \times 37.6\% = \mathbf{6,863}$$

4. 資本金割合

資本金	2000万以下	2000万以上 1億円未満	1億円以上	合計
社数	79,193	1,403	190	80,786
割合	98.03%	1.74%	0.23%	100%

※中小企業者は1億円未満と仮定（法務省「登記統計」（平成24年度））

4. 軽減額

①2000万円以下の創業

$$6,863 \times 98.03\% \times 7.5 \text{万円} = \mathbf{5.05 \text{億円}}$$

②2000万円以上1億円未満の創業

$$6,863 \times 1.74\% \times 3,601 \text{万円} (\text{※}) \times 0.35\% = \mathbf{0.15 \text{億円}}$$

※平成24年度における2000万円以上1億円未満の創業数は1403社、資本金の合計額は

【経産17】

5,051,551 万円（法務省 「登記統計」(24 年度)）

1 社あたりの平均資本金額 5,051,551 万円÷1,403 社=3,601 万円/社

合計：5.2 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	創業支援事業計画(仮称)認定地域における登録免許税の軽減措置の創設(国税16)(登録免許税:外)
2	要望の内容	産業競争力強化法(仮称)に基づく創業支援事業計画(仮称)を作成し、国の認定を受けた市区町村において、特定創業支援事業による支援を受けた新たな株式会社の設立に係る登録免許税の軽減措置を講じる。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部新事業促進課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	産業競争力強化法(仮称)の施行日～平成 28 年 3 月 31 日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本の開業率は英米と比較して半分程度であり、産業の新陳代謝が進んでいない。特に地方の開業率は大都市圏と比較して低く、地域経済の停滞につながっている。こうした中で注目されるのが、地域の需要をとらえ地域に密着した創業であり、こうした創業を促進していくことが地域経済の活性化にとって重要である。 こうした創業については、市場を活用しながら急成長を指向するベンチャー企業とは異なり、小さな規模で創業し、規模の拡大より事業の安定継続を目指す傾向が強いが、こうした創業者は、創業時の資金調達が大きな課題となっている。 このため、税制措置により創業時の設立手続に係るコストを軽減するとともに、合わせて、予算措置、金融措置等を講じることにより、地域における創業・起業を活性化させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、米・英国レベル(10%台)にすることを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 『日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日)』 一、日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～ 6. 中小企業・小規模事業者の革新 (略)開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米・英国レベル(10%台)になることを目指す(略)</p> <p>① 地域のリソースの活用・結集・ブランド化 ○地域のリソースを活用・結集させた起業・創業の促進 ・地域資源を活用する創業や地域資源を結集(連携・融合)させた創業について、中小企業地域資源活用促進法の見直しを含め、あらゆる政策資源を投入し、総合的な支援を行う。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・開業率が廃業率を上回る状態にする。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・当該税制措置を受けた創業数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 開業率が廃業率を上回る状態にすることにより、地域の雇用や社会を支える担い手が増加することにより、地域経済の活性化につながる。
8	有効性等	① 適用数等	平成 26 年度(注) 6,863 社 平成 27 年度 6,863 社 (注)法律施行日～平成 26 年 3 月 31 日までの期間を含む (経済産業省推計)
		② 減収額	平成 26 年度(注)520 百万円 平成 27 年度 520 百万円 (注)法律施行日～平成 26 年 3 月 31 日までの期間を含む (経済産業省推計)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 当該税制措置に加え、他の予算措置、金融措置等を合わせて創業を促進することで、開業率の上昇が見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 税制措置に加え、予算措置、金融措置と合わせて、創業を促進することに開業率が廃業率を上回る状態にする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 創業時には、資金調達面の課題を抱える者が多いため、他の予算措置、金融措置が講じられたとしても、創業数の増加が限定的となる可能性が生じる。このため、廃業率が開業率を上回る状態となり、企業数の減少による地域の雇用の減少等により、地域経済へ悪影響を及ぼす恐れがある。 《税収減を是認するような効果の有無》 当該税制措置により、創業数の一定の増加が見込まれる。これにより、開業率が廃業率を上回る状態が継続すれば、雇用の担い手となる企業数が増加することとなり、地域経済の活性化、ひいては我が国の経済の活性化につながる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国の開業率は英米と比較すると半分程度に留まっている中で、創業期における大きな課題として、資金調達があげられている。 一般的に、创业者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多く、我が国における創業手続に係るコストは他の先進国と比べて高いことから、租税特別措置により登録免許税の軽減措置を講じることが妥当。 また、本制度は全ての事業者に対して優遇をするのではなく、支援体制を整備した地域のみ支援をするものであり、国民の納得できる必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域創業促進支援事業では、創業時に要する店舗等借入費、設備費、マーケティング費等を補助金により支援するものであり、創業関連等保証については、信用保証協会の保証をつけることにより金融機関からの資金の借入を支援するもの。また、日本政策金融公庫が実施している新創業融資制度は、無担保・無保証人で融資措置を受けられるもの。 今般要求している登録免許税の軽減措置は、創業手続に係るコストの軽減を図るものであり、各支援施策を連携して実施することが妥当。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置は地方税に係る租税特別措置ではない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、消費税、法人住民税、事業税、事業所税等		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、電力システム改革の実現に向けた各種制度設計の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「…その業務の高度な公益性を踏まえた非課税措置等を講じ、広域系統運用の拡大に伴う負担を抑制することで、電力システム改革（第1段階）の着実な実行が期待できる。」と説明されているが、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

本租税特別措置等の目標（電力システム改革の着実な実行）の達成時期については、「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月2日閣議決定）において、第1段階（広域系統運用の拡大）：平成27年目途、第2段階（小売及び発電の全面自由化）：平成28年目途、第3段階（法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保）：平成30年～32年目途としている。

また、本租税特別措置等は、電力システム改革を着実に実行していく上で必要となる取組の1つであり、法制上の制度設計を始めとする複数の要因と相まって目標の達成に寄与するものであるため、外部要因の効果を大きく受けにくい個別の効果測定指標を設定することは困難。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

広域的運営推進機関は、電気事業法に基づき一を限り設立される認可法人とすることとしているため、本租税特別措置等の適用者数は将来にわたって1法人である。

また、一般電気事業、卸電気事業等の事業類型を見直すことに伴い、税制についても、新たな電気事業制度上の枠組みに従い、需給バランスの維持等の義務を有する送配電事業者に加え、小売電気事業者、発電事業者といった各主体が安定供給上の責任を果たすことも踏まえ、必要な措置を講じることとなるが、事業類型の見直しの内容は審議会で御議論いただきつつ検討を進めているところであり、したがってこれに伴う手当の対象となる租税特別措置等及びその手当の方向性も現時点では固まっていないことから、それぞれの措置の適用者数についても、現時点で定量化することは困難。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策措置等はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置 (国税17)(法人税:義、所得税:外、消費税:外等) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義、事業所税:外等)	
2	要望の内容	全3段階で実施する電力システム改革の第1段階において設立される広域的運営推進機関(認可法人)に対し、法人税、事業税等の非課税措置等を講じるほか、第2段階の小売全面自由化に併せて行う電気事業法上の事業類型の見直しに伴う所要の税制措置を講じる。	
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力改革推進室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	恒久措置(広域的運営推進機関に係るもの)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 1. 電気の安定供給の確保 東日本大震災以降、多様な電源の活用が不可欠な中で、需要家の選択による需要抑制、広域的な電力融通を促進し、需給ひっ迫への備えを強化する。 2. 電気料金の最大限抑制 競争の促進や全国大で安い電源から順に使うこと(メリットオーダー)の実現、需要家の選択による需要抑制を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制する。 3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大 需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発する。 《政策目的の根拠》 ○電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定) ○電気事業法の一部を改正する法律案(平成25年4月12日閣議決定、第183回通常国会提出) ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 ②競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会 「広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、送配電部門の中立性の一層の確保を3つの柱として、60年ぶりの抜本改革となる電力システム改革を進める。」 3. 資源エネルギー・環境政策	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力システム改革の着実な実行 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保、という3つの柱を中心とした電力システム改革を着実に実行することにより、政策目的の実現を図る。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>・広域的運営推進機関(広域的運営推進機関は、電気事業法に基づき一を限りに設立される)</p> <p>・電気事業者等</p>
		②: 減収額	0
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年～)</p> <p>①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保、という3つの柱を中心とした電力システム改革を着実に実行することにより、政策目的の実現に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年～)</p> <p>広域的運営推進機関に対し、その業務の高度な公益性を踏まえた非課税措置等を講じ、広域系統運用の拡大に伴う負担を抑制することで、電力システム改革(第1段階)の着実な実行が期待できる。</p> <p>また、電気事業法上の事業類型の見直しに応じ現行の税制措置について整理を行い、小売全面自由化後における適切な課税関係を維持することで、電力システム改革(第2段階)の着実な実行が期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年～)</p> <p>高度な公益性を有する広域的運営推進機関の業務に係る負担が増大することで、需要家負担の増加にもつながり、ひいては広域的運営による電気の安定供給の確保に支障が生じるおそれがある。</p> <p>また、電気事業法上の事業類型の見直しに応じ現行の税制措置について整理を行わなければ、適切な課税ができなくなる。</p> <p>《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年～)</p> <p>—</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>他法令に基づく認可法人についても、公益性の観点から同様の措置が講じられている。</p> <p>また、電気事業法上の事業類型の見直しに応じ現行の税制措置について整理を行わなければ、適切な課税ができなくなる。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>広域的運営推進機関は、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化することを目的とする、高度な公益性を有する組織である。なお、電気事業法に基づき一を限りに設立される組織であるため、これに対する非課税措置等を講じることにより複数の地方公共団体に影響が及ぶものではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	原子力発電施設解体準備金の見直し	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「原子力発電施設解体に要する費用（総見積額）の推移及びその積立て実績」は、原子力発電施設解体引当金に関する省令等によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのか明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④⑦ 本租税特別措置等の適用者数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用者数及び適用額を記載し、前回の評価時の見込みの適用数等及び減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④参照）。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「現在の総見積総額約3兆円のうち、有税分込みで約1.8兆円積み立てており、…」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結

果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
電気事業法第1条において、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」が法律の目的として掲げられており、原子力発電施設が解体を迎える時に備え、毎年度着実な積立てを行い、世代間負担の公平を図ることを狙いとしている本措置は、電気事業法の目的に照らしても優先度の高い項目である。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本措置の目標は、全ての特定原子力発電施設について、解体に必要な資金を着実に確保し、安全・確実な解体を行うことにある。これまでも一定程度積み立てられてきたが、バックフィット制度の導入等の新たな規制が導入され、将来において廃炉のための資金が確保できなくなるおそれが出てきたことから、積立方法を生産高比例方式から、より着実に積み立てることのできる定額法に変更した上で、引き続き措置を継続していく必要がある。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用事業者数は、分析対象期間である平成20年から24年までの全期間において、一般電気事業者9社及び卸電気事業者1社の計10社である。なお、評価書中の過去の実績については、電力会社10社からのヒアリングを元に作成している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
将来の適用者数及び、適用見込額については、以下のとおり。

【将来の適用者数】

一般電気事業者9社及び卸電気事業者1社の計10社

【適用見込額】（単位：百万円）

初年度 50,823

平年度 50,823

【試算根拠】（単位：百万円）

解体費用の総見積額 × 90%（損金算入可能な割合） × 積立率
 $= 2,823,500 \times 90\% \times 1/50$
 $= 50,823$

【経産19】

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	原子力発電施設解体準備金の見直し (国税20)(法人税:義) (地方税20)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>・原子力発電施設解体準備金制度は、電気事業法（昭和39年法律170号）に規定する一般電気事業又は卸電気事業を営む法人が、各事業年度において、特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認めるもの。</p> <p>・今回の要望内容は、原子力発電施設解体準備金の積立方法を、現行の生産高比例法から、原則50年定額法に変更するもの。</p> <p>【現行の積立方法（生産高比例法）】 積立限度額 ＝（当該事業年度終了日における解体費用の総見積額×90/100×同日の累積発電量割合） －（前事業年度終了日における解体費用の総見積額×90/100×同日の累積発電量割合）</p> <p>※累積発電量割合 ＝発電開始日から当該事業年度終了日までの間に発生した電気の量 ／ 発電予定期間（40年）において平均稼働率76%で運転した場合に発生すると見込まれる電気の量（認可出力×266,304時間）</p> <p>※総見積額に変更がなく、稼働率76%で運転した場合の簡略式 積立額＝総見積額×0.9×1/40</p> <p>【見直し後の積立方法（原則50年定額法）】 積立額 ＝（総見積額－既積立総額）×1/運転開始日から50年目までの残存年数</p> <p>※総見積額に変更がない場合の簡略式 積立額＝総見積額×0.9×1/50</p> <p>※早期に廃炉となる等の理由によって安全貯蔵期間（運転終了時から本格的な解体が始まる時までの期間）の終了時点が運転開始から50年未満となる場合は、「運転開始日から50年目までの残存年数」は「運転開始から安全貯蔵期間の終了時点まで」と読み替えて適用する。</p> <p>・また、原子力発電所を巡る規制環境の変化や、廃止措置に対する社会の要求が変化していることを踏まえ、「電事法第9条1項の規定による原子炉の運転の廃止の届出を行った日から、1年以内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合には、当該特定原子力発電施設にかかる解体準備金を取り崩して益金に算入する規定」も合わせて見直すこととする。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

4	評価実施時期	平成25年8月																		
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成2年度 創設 平成8年度 設備利用率見直し(70%→73%、平成8年度は71%) 平成10年度 設備利用率の見直し(73%→75%) 平成12年度 対象に解体放射性廃棄物処理処分費用を追加し、解体費用総額に占める原子力発電所固有の比率を見直し(85%→90%)たうえ、年数を見直し(27年→40年) 平成15年度 設備利用率の見直し(75%→76%) 平成20年度 対象に放射性廃棄物の放射能濃度の測定及び評価のための費用を追加</p>																		
6	適用又は延長期間	恒久措置																		
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 長期間にわたる特定原子力発電施設の解体について、安全・確実な実施を推進すること。 《政策目的の根拠》 原子力発電施設設置者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」において、原子力発電施設を廃止するときは、廃止措置を講ずるよう義務づけられており、また、「電気事業法」において、方法もしくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てることを命じることができるとしている。平成元年に電気事業法第35条に基づき省令を制定し、積み立てを命じるとともに、その目的外取崩しを禁じており、厳格に定めている。</p>																		
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策名：3. 資源エネルギー・環境政策 安定供給の確保を十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、財務基盤を損なうことなく、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。</p>																		
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 上記政策目的の下、原子力発電所の廃炉費用負担の平準化を図り、政策目的を充足しつつ、国民経済の発展と安定に寄与することを目的とする。また、原子力発電施設設置者が、長期間にわたる特定原子力発電施設の解体に必要な資金を確保し、安全・確実な実施を推進することを目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 原子力発電施設の解体に要する費用(総見積額)の推移及びその積立て実績 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、解体に着手している3基(東海原発、浜岡原発1・2号機)については、実際に積み立てられた本準備金を取り崩して解体費用に充てている。これにより、財務基盤を損なうような負担を生じることなく円滑に解体を行っている。</p>																		
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用件数：10社、 適用対象者：一般電気事業者、卸電気事業者 適用額： (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立額(損金)</td> <td>618</td> <td>654</td> <td>591</td> <td>214</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>取崩額(益金)</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>37</td> <td>33</td> <td>781</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用事業者10社より聴取。</p>	年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	積立額(損金)	618	654	591	214	199	取崩額(益金)	14	14	37	33	781
年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)															
積立額(損金)	618	654	591	214	199															
取崩額(益金)	14	14	37	33	781															

		<p>【適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏っていないことの説明】 租税特別措置法57条の4において、本準備金の対象とされる事業者は一般電気事業者及び卸電気事業者と規定しており、現在、原子力発電施設を有する一般電気事業者9社、卸電気事業者1社の計10社が適用している。従って、10社という適用事業者数は想定外に僅少ではない。また、これらの租税上の効果は、料金によって広く需要家に均てんされるため、結果的に現在の電気の需要家が広く裨益している。</p>																																														
②	減収額	(単位：億円)																																														
		年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)																																									
		減収額	181	191	166	54	△148 (増収)																																									
		<p>※上記減収額は、積立額と取崩し額を加味し、法人税率(H20～23は30%、H24は25.5%)を乗じて試算している。 ※H24年度には、運転の廃止を行った日から1年以内に解体に着手できず、当該施設に係る準備金を全額取り崩すという事例が発生している。</p>																																														
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 原子炉の運転を廃止した原子力発電施設：7基(うち3基は解体に着手) <参考></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電施設運転開始からの経過年数</th> <th>1年以上20年未満</th> <th>20年以上30年未満</th> <th>30年以上35年未満</th> <th>35年以上40年未満</th> <th>40年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基数</td> <td>15基</td> <td>18基</td> <td>8基</td> <td>6基</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>全基数(50基)に占める割合</td> <td>30%</td> <td>36%</td> <td>16%</td> <td>12%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気事業者からの報告を基に作成。</p> <p>現在、解体に着手している3基については、実際に積み立てられた本準備金を取崩して解体費用に充てている。これにより、新たな負担を生じることなく円滑に解体を行っている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月)</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総見積額</td> <td>30,387</td> <td>29,710</td> <td>29,738</td> <td>29,767</td> <td>28,235</td> </tr> <tr> <td>積立残高(有税込み)</td> <td>14,666</td> <td>15,294</td> <td>17,504</td> <td>17,691</td> <td>17,859</td> </tr> <tr> <td>積立残高(無税分)</td> <td>9,937</td> <td>10,577</td> <td>11,131</td> <td>11,311</td> <td>10,729</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総見積額は原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき算定。 ※総見積額から運転を停止した原子力発電施設除いている。(H21～2基、H24～4基)</p> <p>現在の総見積総額約3兆円のうち、有税分込みで約1.8兆円積立てており(積立額には運転を停止しているプラント分を含む、以下同様)、全体の6割超を積み立てている。これによって、解体にかかる費用を将来世代のみに負担させるのではなく、現在実際に電気の供給を受けている需要家が費用負担することになり、世代間負担の公平性が図られている。</p>					原子力発電施設運転開始からの経過年数	1年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上40年未満	40年以上	基数	15基	18基	8基	6基	3基	全基数(50基)に占める割合	30%	36%	16%	12%	6%		H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	総見積額	30,387	29,710	29,738	29,767	28,235	積立残高(有税込み)	14,666	15,294	17,504	17,691	17,859	積立残高(無税分)	9,937	10,577	11,131	11,311	10,729
原子力発電施設運転開始からの経過年数	1年以上20年未満	20年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上40年未満	40年以上																																											
基数	15基	18基	8基	6基	3基																																											
全基数(50基)に占める割合	30%	36%	16%	12%	6%																																											
	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)																																											
総見積額	30,387	29,710	29,738	29,767	28,235																																											
積立残高(有税込み)	14,666	15,294	17,504	17,691	17,859																																											
積立残高(無税分)	9,937	10,577	11,131	11,311	10,729																																											

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>原子力発電施設の解体費用については、①当該費用が多額(平成24年度末総見積額は約3兆円)であり、発電時点と廃止措置時点との間に相当なタイムラグがあること、②解体が発電を行うことによって生ずる費用であること、③解体費用について合理的な見積りが可能であること、等から、解体時点で費用計上するのではなく、収益・費用対応原則に基づいて、運転開始から解体の実施までの期間の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切である。</p> <p>措置が認められなくなるとすれば、省令に基づき積立額を算定して、料金としては需要家から回収されているのに、その積立額は費用としては扱われなくなるため、税・会計・料金のバランスが崩れ、また、世代間負担の公平が必ずしも図れないものとなる。結果として、電気事業者の財務基盤を損なうことで、安全・確実な原子力発電施設の解体を妨げることとなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>解体引当金制度は、原子力発電施設の解体に要する費用を発電所の運転開始直後から認識し、その費用を電気料金として回収することにより世代間負担の公平性を担保するものである。すなわち、解体に必要な費用については、発電開始以降、実際の解体に先立って期間配分しているため、費用を発生時に支出するよりも事業者及び需要家の負担の平準化を図ることが可能となり、着実に将来の解体のための費用(解体費用)を積み立てることができる。</p> <p>上記の通り、電気事業者に対して原子力発電施設の解体のための費用の積立てを計画的に求めることとしており(「原子力発電施設解体引当金に関する省令」)、税制上もこれを支援することが必要である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>特定原子力発電施設の解体費用は、原子力事業者の責任で行われるべきものであることから、原子力発電所が稼働中に当該費用の確保に努めることが重要であり、積立金を損金扱いにできる税制上の支援措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	<p>過去昭和62年3月の電気事業審議会料金制度部会中間報告において、廃止措置費用については、発電を行うことに伴う費用であって将来発生することが確実であり、また、費用の見積りが理論的に可能となったことから、世代間負担の公平を図るため、発電を行っている時点で引当金を積み立てることによって料金原価に算入することが適当、この場合、企業会計及び税制上の取扱との整合性が図られることが望ましいとされた。</p> <p>その後、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第2次報告(平成21年8月)において、次のような見解が示された。原子力発電施設の廃止措置は、(i)長期にわたること、(ii)多額の費用を要すること、(iii)発電と費用発生との時期が異なること等の特徴を有することに加え、合理的な見積りが可能であることから、その費用を解体時点で計上するのではなく、収益・費用対応原</p>

		<p>則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切であることから、電気事業法に基づいて、電気事業者が積立てを行っている。当該費用は、受益者である現時点の需要家に対して、電気料金を通じて回収しており、世代間及び需要家間の負担の公平性が図られている。原子力発電施設の廃止措置に要する費用は、関連制度、経済状況、技術の進展状況等を踏まえ、見積りの見直しが必要となった時点で、電気事業分科会等における検証の上、反映させている。</p> <p>更に、東京電力福島第一原子力発電所事故以降の原子力発電所の長期にわたる稼働停止や、バックフィットを求める新規規制基準の導入等の原子力安全規制に係る政策的対応により、原子力発電を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証WGにおいて、解体引当金の引当方法及び引当期間を変更すべきとの見解が示されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	アジア拠点化のための税制措置の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（高付加価値拠点の増加数（法的枠組みによる認定件数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（グローバル企業の高付加価値機能を有する拠点の国内立地の増加）の実現状況の将来予測について、「高付加価値拠点（アジア本社・研究開発拠点）の増加が実現する。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

○年間30件の試算

今般の要望は現行の措置（2011～2013年度）の延長を求めるものであるが、現行の措置に係る適用件数の推計に当たっては、シンガポールにおいて企業誘致策により2009年に15社の統括拠点を誘致したことを参考にして統括拠点の件数を見込むとともに、研究開発拠点については、我が国の強みである研究開発環境を生かすことにより統括拠点と同数程度の呼び込みは可能と見込んでいる。

⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額：1,281百万円

今般の要望は現行の措置の延長を求めるものである。現行の措置の減収額については、当初の要望時には、「今まで日本に存在しない高付加価値拠点を呼び込むものであり、当該措置により減収は生じない」としていたが、その後、総務省からの指摘を踏まえ、以下のとおり減収額を推計していた。

【法人税：1,200百万円】

アジアにおいて地域統括機能及び研究開発機能を担う企業の2008年度の当期利益の分布を調査し、データに基づいて算出した地域統括拠点の平均利益は377百万円、研究開発拠点の平均利益は1,138百万円。年間各15社の認定を目指すため、平均利益に15社を掛け、対象課税所得を算出すると、地域拠点が生み出す対象課税所得は約5,652百万円、研究開発拠点が生み出す対象課税所得は約17,077百万円。それぞれ当該対象課税所得から20%を控除し、法人税率25.5%を掛けると、統括拠点の減収見込額が約300百万円、研究開発拠点が約900百万円となり、合計1,200百万円。

【所得税（ストック・オプション）：81百万円】

本税制措置による減収見込みは、株価に連動するため正確な算出は不可能。したがって以下の前提により算出。

<前提>

対象：ストック・オプションの年間権利行使価額が1,200万円の役職員が1社当たり3人

権利行使価格：1,000円

権利行使時の株価：1,300円

株式売却時の株価：1,600円

年間権利行使価額合計額：1,200万円

年間権利行使時の付与株式数：12,000株

株式譲渡所得に対する税率15%

給与所得に対する税率40%

<試算>

改正前：300円（経済的利益）×12,000株×40%（給与所得課税）+300円（株式譲渡益）×12,000

株×15%（株式譲渡益課税）=144万円+54万円=198万円

改正後：600円（株式譲渡益）×12,000株×15%（株式譲渡益課税）=108万円

◆198万円-108万円=90万円×3人×30社=81百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	アジア拠点化のための税制措置の延長 (国税24・地方税24(自動連動))(法人税:義、所得税、個人住民税、法人住民税:義、事業税)
2	要望の内容	アジア本社や研究開発機能の呼び込みを図るため、法的枠組みの下で認定を受けた企業に対する税制上のインセンティブ制度を延長する。具体的には①法人税負担の軽減、②当該企業の経営人材に対するストックオプションの付与に関する特例の措置を3年間延長する。
3	担当部局	貿易経済協力局貿易振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	平成26年4月～平成28年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 税を中心としたビジネスコストの高さを要因として、グローバル企業の海外流出が進む中で、大胆な税制インセンティブを付与することにより、日本の事業環境の魅力を飛躍的に向上させ、高付加価値機能の国内集積、高度外国人材の呼び込み、国内雇用創出等を図る。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定) 三. 国際展開戦略 3. 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備 ①対内直接投資の活性化 ○政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化 グローバル企業向けの支援措置の整備等(抜粋)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長 2. 対外経済政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 グローバル企業の高付加価値機能を有する拠点の国内立地の増加 【補足説明】 目標値及び達成時期として、平成26年度から平成28年度までの3年間で90件程度の認定件数を目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 高付加価値拠点の増加数(法的枠組みによる認定件数) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高付加価値拠点が国内に集積することによって、国内雇用創出、高度外国人材の呼び込み等を促進し、政策目的に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	年間30件程度の高付加価値拠点(アジア本社・研究開発拠点)の増加を見込む。												
		② 減収額	減収額 (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度(実績)</th> <th>25年度(見込)</th> <th>26年度(見込)</th> <th>27年度(見込)</th> <th>28年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>1,281</td> <td>1,281</td> <td>1,281</td> <td>1,281</td> </tr> </tbody> </table>	区分	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(見込)	27年度(見込)	28年度(見込)	減収額	0	1,281	1,281	1,281	1,281
		区分	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(見込)	27年度(見込)	28年度(見込)								
減収額	0	1,281	1,281	1,281	1,281										
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 年間30件程度の高付加価値拠点(アジア本社・研究開発拠点)が増加・集積することにより、国内雇用創出、高度外国人材の呼び込み等が実現する。 【補足説明】 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標は、年間30件程度の高付加価値拠点の増加であった。 本税制を盛り込んだ租税特別措置法は、平成23年6月に成立済みであったが、税制措置を受けられるために法人を認定する法律(特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法)の成立が遅れ、法律の施行が平成24年11月となった。そのため、法律施行後の期間が短く、また、企業が投資計画を検討するには一定の期間を要することから、現時点では法律に基づく企業の認定まで至っていないものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 税を中心としたビジネスコストの高さを要因として、グローバル企業の海外流出を阻止するため、大胆な税制インセンティブを付与することにより、日本の事業環境の魅力を飛躍的に向上させ、高付加価値拠点(アジア本社・研究開発拠点)の増加が実現する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 企業の立地判断に業種横断的に影響を及ぼすと指摘されている税を含むビジネスコストについて、韓国、シンガポールが20%前後の法人税率に加え戦略分野にさらなる優遇税制を設けている中、日本がそれらに比肩する大胆な税制インセンティブを設けなければ、日本の立地競争力はさらに低下し、グローバル企業が日本を素通りし、重要拠点の海外流出に拍車がかかることになる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 年間30件程度の高付加価値拠点が増加・集積することにより、雇用創出、高度人材の呼び込み等が実現する。														
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	グローバル企業の重要拠点が他のアジア諸国に流出している要因である「日本は税コストが高い」という認識を変える必要があり、税制優遇措置は必須。 また、韓国、シンガポール等アジア諸国をはじめとする諸外国では、税制優遇と補助金を併用して企業誘致を図っており、日本もこれらに比肩しうるインセンティブを講じるため施策の集中投下を図る必要。												

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（20億円）」として、高付加価値拠点の国内立地を支援するための補助金を要望。国内のリソース・プールに存在しなかった希少な（追加的な）経営資源をもたらす拠点であることを採択の審査基準とし、また、その活動を通じて国内需要を創出し、国内企業に新たな取引機会をもたらし、あるいは公共機関や国内企業との連携、交流を通じ日本経済に与える経済効果等のより高い企業に限定的に付与する。補助金については初期投資の段階で、巨額の投資が必要となる拠点到効果的な措置。税制上の措置については、初期段階から収益が発生する拠点を呼び込む際に効果的な措置。また、コスト負担等、収益性の観点から立地選択の検討が行われる際に、税制上の措置が与える影響は大きいと考えられる。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	高付加価値拠点（アジア本社・研究開発拠点）が立地された地域については、当該地域の中で国内雇用創出等が図られ、当該地域が裨益することになるため。
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	登録免許税、印紙税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（被災市町村における産業の復旧・復興の促進）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（仮設施設の整備数）は、本租税特別措置等による適用件数そのものであり、達成目標の実現状況や租税特別措置等の効果の検証が困難であるため、本租税特別措置の効果を知るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（被災市町村における産業の復旧・復興の促進）の実現状況について、「おおむね目標は達成される見込み」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑥⑧参照）、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（被災市町村における産業の復旧・復興の促進）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結

果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 平成25年度税制改正時における所期の目標としては、約60か所の事業再開を支援し、被災事業者の事業再開が行えるようにすることを目標としているところ、平成25年8月時点16か所の仮設施設が完成し、25年度中には、所期の目標の達成が見込まれる。他方で、土地の嵩上げ、インフラ整備、除染作業及び帰還に向けた取り組みが遅れている被災市町村も多いことから、25年度ではなく、26年度、27年度における仮設施設整備の要望も被災市町村から既に上がってきていることもあり、引き続き、本租税特別措置を講ずる必要がある。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 仮設施設整備事業に係る租税特別措置は、建設工事請負時点（印紙税）、仮設施設完成時点（登録免許税）、仮設施設管理期間（不動産取得税、固定資産税及び都市計画税）、仮設施設譲渡時点（印紙税）と多段階にわたり講じられていることから、年度ごとの適用件数の正確な把握は困難であるが、仮設施設整備事業を実施している中小企業基盤整備機構からのヒアリングによれば、平成23年192か所、24年346か所となっている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 平成25年度税制改正時における所期の目標としては、約60か所の事業再開を支援し、被災事業者の事業再開が行えるようにすることを目標としているところ、25年8月末時点で16か所の仮設施設が完成し、25年度中には、所期の目標の達成が見込まれる。他方で、仮設施設整備事業に係る租税特別措置は、建設工事請負時点（印紙税）、仮設施設完成時点（登録免許税）、仮設施設管理期間（不動産取得税、固定資産税及び都市計画税）、仮設施設譲渡時点（印紙税）と多段階にわたり講じられていることから、25年度中に60か所について、当該年中に全ての仮設施設が本租税特別措置の適用となるものではないが、仮設施設整備事業のスキームとしての性質上、ほぼ全ての仮設施設について、本租税特別措置等を利用することが明らかであり、僅少・偏りは存在していない。
- ⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 平成25年8月末時点での仮設施設の要望か所数は716件（ストックベース）であり、これを平成27年度末までに整備することとしているが、仮設施設整備事業に関する市町村からの要望、実際の整備は、土地の嵩上げやインフラ整備の状況、市町村における仮設施設用地の確保・整備・インフラ整備の遅れ、除染の進捗状況などに大きく左右されるため、将来推計には変動があり得る。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 ●前提条件：
 ・延べ床面積＝約4百㎡（自治体整備要望平均）
 ・年度別の施設整備見込み＝中小企業基盤整備機構のヒアリングによれば23年は192か所、24年は346か所。
 ・固定資産税評価額＝3,400万円（実績平均）

【経産21】

①印紙税（国税）

※施設の建築発注契約に係る印紙税は、5千万円弱程度の契約として15,000円。

また、市町村への施設無償譲渡に係る印紙税は200円。

H23→ (15,000+200)×192か所=292万円

H24→ (15,000+200)×346か所=526万円

②登録免許税（国税）

※課税標準 (H23) 約4万円/㎡、(H24) 約4.1万円/㎡ (※)

※登録免許税の課税標準=青森、盛岡、仙台、福島、水戸の各法務局の定める新築建物課税標準価額認定基準表に定める単価の平均値

H23→ 4万円×4百㎡×0.4%×192件=1,229万円

H24→4.1万円×4百㎡×0.4%×346件=2,270万円

③不動産取得税（地方税）

H23→3,400万円×4%×192件=2億6,112万円

H24→3,400万円×4%×346件=4億7,056万円

④固定資産税（地方税）

H23(24.1.1)→3,400万円×1.4%×192件=9,139万円

H24(25.1.1)→3,400万円×1.4%×346件=1億6,470万円

⑤都市計画税（地方税）

H23(24.1.1)→3,400万円×0.3%×192件=1,958万円

H24(25.1.1)→3,400万円×0.3%×346件=3,529万円

⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

現時点（平成25年8月末時点）での仮設施設の要望か所数は716件であり、これを平成27年度末までに整備することとしているが、仮設施設整備事業に関する市町村からの要望、実際の整備は、土地の嵩上げやインフラ整備の状況、市町村における仮設施設用地の確保・整備・インフラ整備の遅れ、除染の進捗状況などに大きく左右されるため、将来推計は変動があり得る。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本租税特別措置は、国からの支援を受けた中小企業基盤整備機構において実施する仮設施設整備事業に係る登録免許税等の税負担を減少させ、本格的な産業復興を目指すもの。仮設施設の建設を支出対象とする交付金で対応することはできない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特例措置の延長 (国税25)(登録免許税、印紙税:外)(地方税8)(不動産取得税、固定資産税、都市計画税:外)
2	要望の内容	独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が行う仮設施設整備事業については、東日本大震災で被害を受けた市町村において、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業を再開するため、平成23年度補正予算等により実施している。 これまでも多くの被災市町村から本事業に係る要望を受け、仮設施設の整備を行ってきたことで被災事業者の事業再開を実現し、東日本大震災からの本格的な復旧・復興に寄与している。 しかしながら、原子力災害により避難区域外に移転した被災事業者が避難区域等の見直しによって地元へ戻る動きがあるものの、当該地域においては、事業の再開をするための支援が必要であることや、津波被害にみまわれた地域においては、ガレキ撤去や土地の嵩上げなどの進捗が遅延している地域もあり、本格復興に移ることができない特殊な事情を有する地域も多く残されていることから、仮設施設整備事業のニーズは引き続き高い状況にある。 このような状況の中で、被災市町村における産業の復旧・復興を図るために当該事業に係る国税(登録免許税及び印紙税)、地方税(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)の特例措置を延長することが必要である。
3	担当部局	中小企業庁 長官官房 参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	2年間の延長 ・印紙税 平成23年度 創設(平成25年度末まで) 平成25年度改正 (1年間延長し平成26年度末まで) ・登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税 平成23年度 創設(平成24年度末まで) 平成25年度改正 (1年間延長し平成25年度末まで)
6	適用又は延長期間	印紙税:平成26年度末から平成28年度末に2年間延長 登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税:適用期限を平成25年度末から平成27年度末に2年間延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災で被害を受けた地域において、中小機構が仮設店舗、仮設工場等を設置し、市町村を通じて被災中小企業・小規模事業者は無償で貸出しを行うことにより、早期の事業再開への支援を行う。これにより、被災市町村における産業の復旧・復興を促進する。 《政策目的の根拠》 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第130条第1項 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下この条から第百三

			<p>十二条までにおいて「機構」という。)は、特定被災区域その他政令で定める地域(以下この条から第百三十二条までにおいて「特定地域」という。)における特定事業者(東日本大震災により著しい被害を受けた事業者をいう。以下この条から第百三十二条までにおいて同じ。)の事業活動の活性化のための基盤を整備するため、特定地域において、工場、事業場又は工場若しくは事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡の業務を行う。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 政策の達成目標と同じ</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 仮設施設の整備数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 東日本大震災で被害を受けた地域において、仮設施設の整備を進めることにより、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業を再開することが可能となり、震災からの早期の復興に寄与している。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度 192件 平成24年度 346件 ※経済産業省試算</p>
		② 減収額	<p>印紙税 平成23年度 約3百万円(推計) 平成24年度 約5百万円(推計)</p> <p>登録免許税 平成23年度 約12百万円(推計) 平成24年度 約23百万円(推計)</p> <p>不動産取得税 平成23年度 約261百万円(推計) 平成24年度 約471百万円(推計)</p> <p>固定資産税 平成23年度 約91百万円(推計) 平成24年度 約165百万円(推計)</p> <p>都市計画税 平成23年度 約20百万円(推計) 平成24年度 約35百万円(推計) ※経済産業省試算</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成23年度、平成24年度において、約500件の仮設施設の整備を行い、被災地の中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援している。しかしながら、原子力災害や津波にみまわれた地域における早期の復興のためには、仮設整備事業が引き続き必要であり、仮設施設整備事業に係る本特例措置が必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成25年度中における完成予定箇所数は目標60箇所に対して、8月末時点での竣工見込みは34箇所を予定しており、おおむね目標は達成される見込み。しかしながら、原子力災害や津波にみまわれた地域における早期の復興のためには、仮設整備事業が引き続き必要であり、仮設施設整備事業に係る本特例措置が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 仮設施設の整備に遅れが生じ、被災地の中小企業・小規模事業者の早期事業再開が困難となり、被災市町村における産業の復旧・復興が遅れることとなる。</p> <p>《租収減を是認するような効果の有無》 本特例措置が講じられなくなった場合には、仮設施設整備事業に係る登録免許税等の固定費用の支出負担が発生するため、仮設施設整備事業が円滑に進まず、被災市町村の復興に遅れが生じることとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地の中小企業・小規模事業者が早期に事業を再開し、被災市町村の復興を進めていくために不可欠な事業であり、引き続き、現行と同様の税制上の措置を講じることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	仮設施設整備事業については、平成23年度補正予算から平成25年度予算において354億円を措置しているが、国税・地方税の登録免許税等の税額相当分は手当していない。本特例措置は、当該仮設施設整備事業に係る登録免許税等を非課税とするもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	仮設施設整備事業を国が実施した上で、本特例措置を講じることにより、仮設施設の整備が円滑に進み、被災事業者支援を円滑に実施することが可能となり、被災市町村の産業の復旧・復興が図られるため、地方公共団体が協力することは相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長 (苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭)	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 把握なし
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 予測なし
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（苛性ソーダ事業者の安定した事業継続と、苛性ソーダ関連製品の安定した供給を実現する）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の所期（創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期の想定していた適用数等を示して説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）欄への補足説明）
本制度は「平成24年度税制改正大綱」（平成23年12月10日閣議決定）において「一定の分野については、所要の免税・還付措置を設けることとします。」との記載がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>及び<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）
本制度は、国際課税環境のイコールフットディングを継続的に確保し、国際競争力を確保するものであり、達成時期をあらかじめ設定することは困難である。また、本制度に照らせば輸出比率が適切な測定指標であると考ええる。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本制度は平成24年10月から適用されており、年度別の適用者数は、24年度の実績が6社、25年度見込みが7社である。
- ⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成25年度の適用見込み件数は7社であり、分析期間における適用件数見込みも7社である。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成24年度の算定根拠は次のとおり。
平成24年度における苛性ソーダを製造するための自家発用石炭の使用量（925,444トン）×税率（220円）＝203,597,680円。
- ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成26年度の算定根拠は次のとおり。
25年度における苛性ソーダを製造するための自家発用石炭使用量見込み（1,936,317トン）×税率（440円）＝851,979,480円。
27年度の算定根拠は次のとおり。
25年度における苛性ソーダを製造するための自家発用石炭使用量見込み（1,936,317トン）×税率（440円）＝851,979,480円。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本制度は、国際課税環境のイコールフットディングを継続的に確保し、国際競争力を維持するものであり、輸出比率が適切な測定指標であると考ええる。なお、本措置を開始した平成24年度下期の輸出比率は15.92%と過去5年の平均値を上回る結果であり、今後も本措置の実施により国際課税環境のイコールフットディングが達成され、国際競争力が維持できるものと考ええる。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

税制が導入された平成24年度の減収額は203,597,680円であったが、同期の輸出比率は15.92%と過去5年の平均値を上回る結果であった。したがって、本措置の実施により国際課税環境のイコールフットディングが達成され、国際競争力が維持できるものと考ええる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成25年の減収見込み額は425,989,740円、26年の減収見込み額851,979,480円であるが、本措置により輸出比率は維持するものと見込まれ、国際課税環境のイコールフットディングが確保され、国際競争力が維持できるものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税26)(石油石炭税:外)特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長(苛性ソーダ製造のための自家発電用石炭)
2	要望の内容	石油石炭税のうち地球温暖化対策のための課税特例分(以下「温対税」という。)の免税は、苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭が対象となっており、その適用期限は平成26年3月31日と規定されているところ。 今般、平成26年4月1日以降の温対税の免税措置について、適用期限を平成28年3月31日まで延長することを要望するものである。 減免の概要 (1)対象者…石炭を用いた自家発電の電気で苛性ソーダを製造する者。 (2)対象事業者数…7社 (3)対象物件…石炭 (4)適用範囲…苛性ソーダの製造に使用する電力に係るものに限る。 (5)適用期間…平成26年4月1日～平成28年3月31日 (6)免税の方法…事前に用途証明書を発行し、通関時に免税とする。
3	担当部局	製造産業局化学課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 創設
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 苛性ソーダは、幅広い産業の原料、反応剤等に使われる基礎化学品の1つである。強アルカリ性という化学的性質を利用して、あらゆる産業において中和剤(廃油処理)や洗浄剤、消毒・殺菌剤として用いられるため、需要の裾野が広く、我が国の産業において無くてはならない製品である。 苛性ソーダは、塩水を電気分解する「電解法」を用いて製造している。この電解法は製造過程がシンプルであるため、製品の品質に差が生じにくい特性を持ち、苛性ソーダ製造業者にとっては、製造コストこそが競争力の源泉となっている。また、電解法の特性上、苛性ソーダは電気なしには製造できないため、電気は苛性ソーダにとって必要不可欠な原料であると言える。さらに、苛性ソーダは、原料が水と塩と電気であるため、製造コストに占める電気料金が約4割と非常に高い特性も有する。以上により、苛性ソーダ製造業者は電力を安定的且つ安価に調達することに注力している。 一方、海外の苛性ソーダ製造業者であるが、電気分解に係る電力に対する環境税は免除等の制度があり、苛性ソーダの製造単価に環境税が転嫁されていない。このような課税面での国際競争環境が異なる状況において、製品

		<p>の品質に差が出にくい苛性ソーダ市場の特性から、我が国の苛性ソーダは価格競争力の面で劣位に立たされることになり、日本の苛性ソーダは国際競争力を失うことが懸念される。 以上により、苛性ソーダの課税環境の国際イコールフットイングを図ることを目的として、温対税の減免を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 既に環境税を導入している国においても、電力多消費産業に対する免除・減免措置の制度があり、また、アジア諸国においては、環境税を導入している国はない。我が国の苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭について、石油石炭税のうち地球温暖化対策のための課税特例分を免税することにより、課税環境の国際的なイコールフットイングを確保する。</p>																																																																																				
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長																																																																																				
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 課税環境に関する国際的なイコールフットイングを確保し、競争条件の平等化を図る。輸出用として生産された製品の国際競争力を維持し、製品の国内市場への逆流を防止することにより、苛性ソーダ事業者間の国内市場での過当競争を避け、苛性ソーダ事業者の安定した事業継続と、苛性ソーダ関連製品の安定した供給を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 苛性ソーダの課税環境の国際的なイコールフットイングを確保し、国際競争力の維持・強化を図ることにより、苛性ソーダの輸出比率を14.24%以上とする。</p> <table border="1"> <caption>苛性ソーダの需給 (単位:千トン)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>生産</th> <th>内需</th> <th>輸入</th> <th>輸出</th> <th>輸入比率</th> <th>輸出比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度上半期</td> <td>2 204.7</td> <td>1 901.9</td> <td>7.5</td> <td>294.9</td> <td>0.39%</td> <td>3.38%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度下半期</td> <td>1 924.1</td> <td>1 575.8</td> <td>4.9</td> <td>335.1</td> <td>0.31%</td> <td>7.42%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度上半期</td> <td>1 932.6</td> <td>1 609.8</td> <td>6.2</td> <td>342.6</td> <td>0.39%</td> <td>7.73%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度下半期</td> <td>2 107.4</td> <td>1 730.3</td> <td>6.3</td> <td>395.0</td> <td>0.36%</td> <td>8.74%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度上半期</td> <td>2 057.2</td> <td>1 773.5</td> <td>8.1</td> <td>278.8</td> <td>0.46%</td> <td>3.46%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度下半期</td> <td>2 142.3</td> <td>1 808.4</td> <td>9.7</td> <td>364.8</td> <td>0.54%</td> <td>7.03%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度上半期</td> <td>1 987.9</td> <td>1 743.7</td> <td>14.5</td> <td>233.7</td> <td>0.83%</td> <td>1.76%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度下半期</td> <td>1 830.8</td> <td>1 669.4</td> <td>9.7</td> <td>194.2</td> <td>0.58%</td> <td>0.61%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度上半期</td> <td>1 787.4</td> <td>1 660.3</td> <td>9.6</td> <td>113.3</td> <td>0.58%</td> <td>6.34%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度下半期</td> <td>1 783.5</td> <td>1 532.8</td> <td>6.7</td> <td>284.0</td> <td>0.44%</td> <td>15.92%</td> </tr> <tr> <td>過去5年の平均</td> <td>1 975.8</td> <td>1 700.6</td> <td>8.3</td> <td>283.4</td> <td>0.49%</td> <td>4.24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:日本ソーダ工業会資料)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、我が国から輸出する苛性ソーダは、環境税が賦課されていない海外企業の製品に対し価格競争力で劣位に立つことがなくなり、我が国の苛性ソーダの国際競争力を確保し、国内での安定的な供給を達成することができる。</p>		生産	内需	輸入	輸出	輸入比率	輸出比率	平成20年度上半期	2 204.7	1 901.9	7.5	294.9	0.39%	3.38%	平成20年度下半期	1 924.1	1 575.8	4.9	335.1	0.31%	7.42%	平成21年度上半期	1 932.6	1 609.8	6.2	342.6	0.39%	7.73%	平成21年度下半期	2 107.4	1 730.3	6.3	395.0	0.36%	8.74%	平成22年度上半期	2 057.2	1 773.5	8.1	278.8	0.46%	3.46%	平成22年度下半期	2 142.3	1 808.4	9.7	364.8	0.54%	7.03%	平成23年度上半期	1 987.9	1 743.7	14.5	233.7	0.83%	1.76%	平成23年度下半期	1 830.8	1 669.4	9.7	194.2	0.58%	0.61%	平成24年度上半期	1 787.4	1 660.3	9.6	113.3	0.58%	6.34%	平成24年度下半期	1 783.5	1 532.8	6.7	284.0	0.44%	15.92%	過去5年の平均	1 975.8	1 700.6	8.3	283.4	0.49%	4.24%
	生産	内需	輸入	輸出	輸入比率	輸出比率																																																																																
平成20年度上半期	2 204.7	1 901.9	7.5	294.9	0.39%	3.38%																																																																																
平成20年度下半期	1 924.1	1 575.8	4.9	335.1	0.31%	7.42%																																																																																
平成21年度上半期	1 932.6	1 609.8	6.2	342.6	0.39%	7.73%																																																																																
平成21年度下半期	2 107.4	1 730.3	6.3	395.0	0.36%	8.74%																																																																																
平成22年度上半期	2 057.2	1 773.5	8.1	278.8	0.46%	3.46%																																																																																
平成22年度下半期	2 142.3	1 808.4	9.7	364.8	0.54%	7.03%																																																																																
平成23年度上半期	1 987.9	1 743.7	14.5	233.7	0.83%	1.76%																																																																																
平成23年度下半期	1 830.8	1 669.4	9.7	194.2	0.58%	0.61%																																																																																
平成24年度上半期	1 787.4	1 660.3	9.6	113.3	0.58%	6.34%																																																																																
平成24年度下半期	1 783.5	1 532.8	6.7	284.0	0.44%	15.92%																																																																																
過去5年の平均	1 975.8	1 700.6	8.3	283.4	0.49%	4.24%																																																																																

8	有効性等	① 適用数等	○免税量 平成24年度 925,444トン ※H24.10.1～H25.3.31 平成25年度 1,936,371トン ※用途証明書発行数量 ○ソーダ製造業者7社
		② 減収額	平成24年度 204百万円 ※H24.10.1～H25.3.31 平成25年度 426百万円 ※用途証明書発行数量 平成26年度 852百万円 ※税率変更(220円→440円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年10月～平成25年3月) 既に地球温暖化対策のための税制を導入している国においても、電力多消費産業に対する減免・還付制度があり、またアジア諸国においては、当該税制を導入している国はないため、本減免措置により課税環境に関する国際的なイコールフットINGが確保されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年10月～平成25年3月) 温対税施行後の輸出比率は15.92%であり、平成20～24年の過去5年平均値の14.24%より大きい。よって本免税措置により、苛性ソーダの国際競争力が確保されている状況である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年10月～平成25年3月) 本措置により、我が国から輸出する苛性ソーダは、環境税が賦課されていない海外企業の製品に対し価格競争力で劣位に立つことがなくなり、我が国の苛性ソーダの国際競争力を確保し、国内での安定的な供給を達成することができる。 我が国から輸出する苛性ソーダは、主に石炭を用いた自家発電の電気で製造されているところ、仮に温対税が課税されると苛性ソーダ製造に不可欠な電力コストが上昇し、国際市場での競争力が失われる。これにより、輸出用に製造していた苛性ソーダが国内市場に逆流し、国内の苛性ソーダ製造事業者間での過当競争を引き起こし、苛性ソーダ製造事業者の経営を圧迫することが懸念される。また、特に石炭を用いた自家発電の電気で苛性ソーダを製造する者を中心として、収益を失い廃業を選択せざるを得なくなる事業者が発生することが強く懸念されている。ある1つの地域において事業所が苛性ソーダの生産を停止した場合、同地域での苛性ソーダ生産量がなくなり、苛性ソーダ及び苛性ソーダを製造する際に併産される塩素の供給が途絶することになり、当該事業所の周りで築かれている苛性ソーダと塩素に関するサプライチェーンが維持できなくなることが予想される。また、このとき、国内の苛性ソーダのユーザーは、物流コストが上乘せされた割高な他地域の苛性ソーダや輸入苛性ソーダを購入せざるを得なくなり、製造コストの上昇に苦しむことが想定され、最悪の場合、苛性ソーダのユーザーも事業を廃止することも考えられる。 例えば、苛性ソーダの製造量が国内トップの周南市の場合、この地域の苛性ソーダ及びそれに関連する化学工業出荷額1兆2,926億円(2010年度)の大半が失われ、化学産業従事者で約5,000人、その関連企業も含めると約10,000人の雇用に影響が出る恐れがある。 さらに、上水道の消毒などにも使用され、生活の基幹に必要な不可欠な次亜塩素酸ソーダは、塩素と苛性ソーダから製造されるものであるが、その品質保証期間が1週間程度と極めて短く、他地域の苛性ソーダや輸入苛性ソーダに頼ることも難しい。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年10月～平成25年3月) 本減免措置により、輸出品と海外品の国際的なイコールフットINGが確保されている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	苛性ソーダの生産量は予測ができず、補助金で適切な資金の手当ては不可能であることから、その他の手段での公平な措置は困難。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、課税環境に関する国際的なイコールフットINGを確保する施策はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	府省名	経済産業省
税目	所得税、個人住民税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額）は、事業者の経営状況等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用者数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかが離れている場合には、かき離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去（平成20年度～24年度）の実績（＜点検結果表の別紙＞④参照）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用者数及び適用額の実態について、算定に用いた数値を明らかにし、説明する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成20年度～24年度）の実績（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値を示して説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額とかが離れている場合には、かき離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（閉山後等の鉱害防止事業を確実に実施する）の実現状況について、「目標は達成された」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果

が説明されており（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について平成 25 年度及び 26 年度しか把握されていないため、27 年度の適用件数の見込みを明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の将来（平成 25 年度及び 26 年度）推計（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用者数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計の分析対象期間の一部（平成 27 年度）が把握されていないため、減収額の見込みを明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の減収額の将来（平成 25 年度及び 26 年度）推計（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて、算定に用いた数値を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①＜政策目的の根拠＞欄への補足説明）
金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 1 条
この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業（以下「金属鉱業等」という。）の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金の制度を設けるとともに、使用済みのこれらの施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中 7 ③＜租税特別措置等による達成目標に係る測定指標＞欄への補足説明）
本租税特別措置は金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき鉱業権者に対し積立てを義務付ける一方で、国会の「将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため（略）、鉱害防止積立金の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。」という附帯決議（昭和 48 年 3 月 28 日衆議院商工委員会）を踏まえ、積立金制度を確実に運営していくための支援策の一つとして設置されたものである。
「金属鉱業等による鉱害の防止」を確実に実現するためには、国が計画した期間及び金額等のとおり、鉱業権者が積立を 100%実行していることが必要であり、よって、これを本制度の達成目標としている。（各産業保安監督部長が算定した積立金（総額）に対し、毎年度の積立率を用いて年度ごとの積立金額が定められている。）
しかし、近年の鉱山を取り巻く状況は、為替の急激な変化や国際的な資源確保競争が激化する中で、非常に厳しい鉱山経営を迫られており、当該積立に充てる資産の余裕がなくなり、積立ての遅延又は割当額が積めない事業者も出てくる可能性がある。この場合、算定された鉱害防止積立金に達せずに経営破綻する鉱山等が出てくると、想定された鉱害防止工事が充分施工されないまま放置され、鉱害発生の起因となりかねない。このため前回要望時と同様に、達成目標である鉱業権者が積立てを 100%実行するというを、測定指標とするべきとしている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）
金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則第 15 条
（鉱害防止積立金の算定基準）
第十五条 法第七条第四項の経済産業省令で定める算定基準は、次の各号に定めるとおりとする。
一 坑道の坑口の閉そく事業にあつては、次の式により算定すること。
$$a_1 = C_1 \times (1/L) - T_1$$

（この式において、 a_1 、 C_1 、 L 及び T_1 は、それぞれ次の値を表すものとする。
 a_1 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額
 C_1 鉱害防止事業に必要な費用の額

【経産23】

- 1 坑道が設置された年月（昭和48年7月1日前に設置された坑道にあっては、昭和48年7月）から当該年度末（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあっては、その使用を終了する月）までの月数
- L 坑道が設置された年月から坑道の使用終了予定年月までの月数
- T1 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額
- 二 捨石又は鉱さいの集積場の覆土、植栽等の事業にあっては、次の式により算定すること。
- $$a2 = C2 \times (v/V) - T2$$
- （この式において、a2、C2、v、V及びT2は、それぞれ次の値を表すものとする。
- a2 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額
- C2 鉱害防止事業に必要な費用の額
- v 集積場の設置の日（昭和48年7月1日前に設置された集積場にあっては、昭和48年7月1日）から当該年度末までの間に集積されることとなっている集積物の量（単位 立方メートル）
- V 集積場の使用終了予定時における集積物の予定量（単位 立方メートル）
- T2 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額
- 三 坑水の処理施設の設置及びその施設の維持管理の事業にあっては、次の式により算定すること。
- $$a3 = C3 \times (r/R) - T3$$
- （この式において、a3、C3、r、R及びT3は、それぞれ次の値を表すものとする。
- a3 当該年度に積み立てるべき鉱害防止積立金の額
- C3 鉱害防止事業に必要な費用の額
- r 坑道が設置された年月（昭和48年7月1日前に設置された坑道にあっては、昭和48年7月）から当該年度末（当該年度終了前に使用を終了する坑道にあっては、その使用を終了する月）までの月数
- R 坑道が設置された年月（昭和48年7月1日前に設置された坑道にあっては、昭和48年7月）から坑道の使用終了予定年月までの月数
- T3 当該年度の前年度までに積み立てられた鉱害防止積立金の額
- 2 前項第一号、第二号又は第三号の式により算定した数値が負の値となるときは、当該年度の鉱害防止積立金の額は0とする。
- 3 第一項第一号、第二号又は第三号の式により算定した数値に千未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

以上の算定基準で毎年積立額を算定している。積立見込額から各税額を計算している。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度想定地方税減収額 1百万円 適用鉱山数 12

平成24年度想定地方税減収額 1百万円 適用鉱山数 12

と見込んでおり、平成23年度地方税実績1百万円となっている。当初想定と大きな離れはない。

また平成24年度の積立額は想定額と同じ15百万円であり、減収額に大きな離れはない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成27年度は68百万円（平成25年5月監督部見込み）の積立てを見通している。
上記④
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
上記④
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
上記④
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
本制度支援措置における達成目標は、事業者確実に積み立てさせて、その積立金の中から取り戻した資金で、鉱害防止事業を確実に実施する事であり、鉱業権者が積立てを100%実行するという事で、実現状況を予測している。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本制度支援措置における達成目標は、事業者確実に積み立てさせて、その積立金の中から取り戻した資金で、鉱害防止事業を確実に実施する事であり、鉱業権者が積立てを100%実行した結果、鉱害の発生を防止される効果を見込む。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金の延長 (国税27・地方税25(自動連動))(所得税:外、個人住民税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)																																												
2	要望の内容	金属鉱山等における将来の閉山後等の鉱害を防止するために金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条の規定に基づき、金属鉱山等の特定施設(坑道、集積場)の使用終了後に実施する必要がある鉱害防止事業の事業費についての積み立てが、当該鉱山の採掘権者等に義務付けられており、この積立金について損金算入を認める。 本制度は、平成26年3月31日が適用期限となっているため、期限を延長する。																																												
3	担当部局	商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付																																												
4	評価実施時期	平成25年8月																																												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<table border="1"> <tr> <td>昭和49年度</td> <td>制度創設</td> <td>平成8年度</td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>昭和51年度</td> <td>2年間延長</td> <td>平成10年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和53年度</td> <td>〃</td> <td>平成12年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和55年度</td> <td>〃</td> <td>平成14年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和57年度</td> <td>〃</td> <td>平成16年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和59年度</td> <td>〃</td> <td>平成18年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和61年度</td> <td>〃</td> <td>平成20年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>昭和63年度</td> <td>〃</td> <td>平成22年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成2年度</td> <td>〃</td> <td>平成24年度</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成4年度</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成6年度</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	昭和49年度	制度創設	平成8年度	2年間延長	昭和51年度	2年間延長	平成10年度	〃	昭和53年度	〃	平成12年度	〃	昭和55年度	〃	平成14年度	〃	昭和57年度	〃	平成16年度	〃	昭和59年度	〃	平成18年度	〃	昭和61年度	〃	平成20年度	〃	昭和63年度	〃	平成22年度	〃	平成2年度	〃	平成24年度	〃	平成4年度	〃			平成6年度	〃		
昭和49年度	制度創設	平成8年度	2年間延長																																											
昭和51年度	2年間延長	平成10年度	〃																																											
昭和53年度	〃	平成12年度	〃																																											
昭和55年度	〃	平成14年度	〃																																											
昭和57年度	〃	平成16年度	〃																																											
昭和59年度	〃	平成18年度	〃																																											
昭和61年度	〃	平成20年度	〃																																											
昭和63年度	〃	平成22年度	〃																																											
平成2年度	〃	平成24年度	〃																																											
平成4年度	〃																																													
平成6年度	〃																																													
6	適用又は延長期間	適用期限は、平成26年3月31日までであり期間延長																																												
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。 《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第1条																																												
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. 生命・身体の安全																																												

③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 閉山後等の鉱害防止事業に要する費用を鉱害防止義務者に積立てさせることにより、閉山後等の鉱害防止事業を確実に実施する。																																																				
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業保安監督部長が算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法による規制(金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条)と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。																																																				
8 有効性等	<p>① 適用数等</p> <p style="text-align: right;">(金額の単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">積立額</th> <th colspan="2">取戻額</th> <th rowspan="2">積立金 残額</th> </tr> <tr> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> <th>鉱山数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>12</td> <td>97</td> <td>4</td> <td>99</td> <td>2,340</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>543</td> <td>1,813</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>1,811</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1,823</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>19</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,839</td> </tr> <tr> <td>25 (見込)</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>76</td> <td>1,779</td> </tr> <tr> <td>26 (見込)</td> <td>22</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>164</td> <td>1,623</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(経済産業省調べ)</p> <p>② 減収額</p> <p>20年度 29百万円 21年度 5百万円 22年度 4百万円 23年度 4百万円 24年度 5百万円 25年度 4百万円(見込) 26年度 2百万円(見込) (経済産業省調べ)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度) 閉山後等において、鉱害防止準備金の取り崩しにより鉱害防止事業が確実に実施された。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度) 産業保安監督部長が算定して通知した額を積み立てていない採掘権者等は存在せず、閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施されたことから目標は達成された。</p>	年度	積立額		取戻額		積立金 残額	鉱山数	金額	鉱山数	金額	20	12	97	4	99	2,340	21	13	16	5	543	1,813	22	12	13	1	14	1,811	23	12	13	2	1	1,823	24	19	15	0	0	1,839	25 (見込)	21	15	3	76	1,779	26 (見込)	22	8	2	164	1,623
年度	積立額		取戻額		積立金 残額																																																
	鉱山数	金額	鉱山数	金額																																																	
20	12	97	4	99	2,340																																																
21	13	16	5	543	1,813																																																
22	12	13	1	14	1,811																																																
23	12	13	2	1	1,823																																																
24	19	15	0	0	1,839																																																
25 (見込)	21	15	3	76	1,779																																																
26 (見込)	22	8	2	164	1,623																																																

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度) 採掘権者等による閉山後等の鉱害防止事業が円滑に実施されず、鉱害の発生が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成24年度) 閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られた。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>鉱害防止事業は、イタイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第1項に基づく法律上の義務である。また、同法第7条第2項に基づき、鉱害防止積立金の積み立ては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)にしなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設(昭和49年度)以来、40年経過したが、現在もなお稼行中の鉱山は存在するため、引き続き税制措置が必要である。</p> <p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度の他に、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合に、以下の支援措置を実施。</p> <p>○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】 倒産等により、鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体等が鉱害防止事業を実施する場合に国はその事業費の4分の3を補助する。</p> <p>○鉱害防止事業基金に充てるための掛金の損金算入の特例【措28条(1)④、措66条の11(1)④、措68条の95】 鉱害防止義務者が存在する鉱山について、永続的に流出する坑廃水を処理するため金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p> <p>鉱害防止積立金の積み立てを行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により、そうした事態を回避することが可能となる。</p>
10	有識者の見解		<p>(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和48年3月28日、衆議院商工委員会) 将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、適確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設	府省名	経済産業省
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

本措置は事業再生・再チャレンジ等の弊害となっている残存保証債務の免除を促進することで、できる限り多くの中小法人等の事業再生・再チャレンジ等を支援するための措置である。このため、継続的に達成する必要があることから、達成時期の設定には適さないと認識している。

また、「経営者保証に関するガイドライン（仮称）」は、個人保証債務の整理を公正かつ迅速に行うために策定されるものであることから、当該ガイドラインを活用すること等により、残存保証債務の免除を可能な限り促進することが期待され、その利用件数は適切な指標であると考えられる。

なお、本ガイドラインの利用件数については、金融機関や中小企業支援機関等の協力の下、把握することが可能と認識している。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

所得税の減収見込額の算出根拠は別紙①参照。

個人住民税の減収見込額は929百万円/年間（算出根拠は別紙②参照）。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

国税・地方税を合わせた減収見込額は1,954百万円/年間となるが、本措置を講ずることで、金融機関等から残存する保証債務の免除を受けることが可能となるため、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性が高まる。

1年間で法的整理等を行う中小企業約1.4万社のうち、約1.2万社※1の事業再生等の実現可能性が高まることにより、約18万人※2の雇用維持効果が見込まれる。

※1 算出根拠は要望書本文に記載

※2 中小法人の1社当たりの従業員数15.2人（平成24年中小企業実態基本調査）×1.2万社
≒18万人

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

減収見込額の推計（所得税）

別添①

○保証債務の免除を受ける中小企業経営者の推計

- ① 中小企業の年間倒産^{*}件数：12,670件（平成22～24年度平均。東京商工リサーチ調べ）
^{*}会社更生・民事再生・破産等（負債総額1,000万円以上）
- ② 中小企業再生支援協議会の年間相談企業のうち協議会で対応中又は支援完了件数：1,948社（平成22～24年度平均）
- ③ 金融機関からの借入れがある先のうち、個人保証を提供している割合（平成24年度中小企業庁委託調査）：86.7%
- ④ 主債務者が事業再生手続を行った場合のうち、金融機関が個人保証債務の免除を実施した割合（平成22年中小企業庁委託調査）：7.5%
- ⑤ 民事再生法適用企業の経営者について、保証履行後に残った資産が、500万円以上の割合（＝所基通36-17の認定が否認された恐れのある割合）（平成23年度中小企業庁委託調査）：26.4%

よって、保証債務の免除を受ける中小企業経営者（推計）は、 $\frac{(1)+(2) \times (3) \times (4)}{(5) \div 251}$ 人

※推計方法の説明

現状、税収が発生しているのは、債務免除を受けている7.5%のうち、26.4%（所基通36-17の認定が否認された恐れのある割合）と推察される。よって、本措置による現状対比での減収額の推計を行う上では、これらの数値を用いることが適当である。

○保証人（経営者）が受ける債務免除額の推計

- ① 中小企業の倒産時の負債総額：3,479,351百万円
（平成22～24年度平均。東京商工リサーチ調べ）
- ② 中小企業1社当たりの負債総額平均^{*}：46.4百万円
^{*}負債総額1億円未満先（全体の71%）の加重平均で試算。
- ③ 倒産時の主債務者の債務免除額：負債総額（①）の約8割
＝保証人の保証債務免除額
（平成22年度中小企業庁委託調査から推察）
- よって、保証人の債務免除額（推計）は、 $② \times 0.8$ （③）＝37百万円

以上より、本措置を講じることによる平年の減収見込額は、

$$\underline{251 \text{ 人} \times 37 \text{ 百万円} \times 11.4\% = 1,059 \text{ 百万円}}$$

※申告納税額 574,742 / 総所得金額等 5,045,451 = 11.4%
(税務統計 23 年分、「他の区分に該当しない所得者」から算出)

減収見込額の推計（個人住民税）

別添②

○保証債務の免除を受ける中小企業経営者の推計

- ① 中小企業の年間倒産[※]件数：12,670 件（平成 22～24 年度平均。東京商工リサーチ調べ）
[※]会社更生・民事再生・破産等（負債総額 1,000 万円以上）
- ② 中小企業再生支援協議会の年間相談企業のうち協議会で対応中又は支援完了件数：1,948 社（平成 22～24 年度平均）
- ③ 金融機関からの借入れがある先のうち、個人保証を提供している割合（平成 24 年度中小企業庁委託調査）：86.7%
- ④ 主債務者が事業再生手続を行った場合のうち、金融機関が個人保証債務の免除を実施した割合（平成 22 年中小企業庁委託調査）：7.5%
- ⑤ 民事再生法適用企業の経営者について、保証履行後に残った資産が、500 万円以上の割合（＝所基通 36-17 の認定が否認された恐れのある割合）（平成 23 年度中小企業庁委託調査）：26.4%

よって、保証債務の免除を受ける中小企業経営者（推計）は、 $\frac{①+②}{③} \times ④ \times ⑤ \div 251 \text{ 人}$

○保証人（経営者）が受ける債務免除額の推計

- ① 中小企業の倒産時の負債総額：3,479,351 百万円
(平成 22～24 年度平均。東京商工リサーチ調べ)
- ② 中小企業 1 社当たりの負債総額平均[※]：46.4 百万円
[※]負債総額 1 億円未満先（全体の 71%）の加重平均で試算。
- ③ 倒産時の主債務者の債務免除額：負債総額（①）の約 8 割
 =保証人の保証債務免除額
(平成 22 年度中小企業庁委託調査から推察)

よって、保証人の債務免除額（推計）は、 $② \times 0.8 \text{ (③)} = 37 \text{ 百万円}$

以上より、本措置を講じることによる個人住民税の減収見込額は、

$$\underline{251 \text{ 人} \times 37 \text{ 百万円} \times 10\% = 929 \text{ 百万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業再生・再チャレンジ等に係る個人保証債務の免除益課税の特例措置の創設（国税28、地方税26（自動連動））（所得税、個人住民税：外）
2	要望の内容	合理的な再建・弁済計画等に基づき、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高めるために経営者等が保証債務の免除を受ける場合には、債務免除益に対して課税されないよう所要の措置を講じる。
3	担当部局	経済産業省 中小企業庁 金融課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業再生・再チャレンジ等を行う中小法人の経営者等に必要資産を残し、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高めることで事業再生・再チャレンジ等を促進し、地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において「経営者本人による保証について、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを策定する」とされているところ、本ガイドラインが実際に関係当事者間で活用されること等により事業再生・再チャレンジ等の促進を図るためには、本措置を講じる必要がある。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生・再チャレンジ等を行う中小法人の経営者等に必要資産を残し、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高めることで事業再生・再チャレンジ等を促進し、地域経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 「経営者保証に関するガイドライン（仮称）」の利用件数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 主債務者である法人については、再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることのないよう、法人税制において「企業再生税制」が措置されている。 他方、法人債務の連帯保証人である経営者等が金融機関等から保証債務の免除を受ける場合、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である（所得税基本通達36-17）」と認められない限り、所得税制において保証債務の免除益は各種所得の金額の計算上、収入金額又は総収入金額に算入される。 現状、金融機関等が、法人債務の連帯保証人である経営者等について事

8	有効性等	① 適用数等 平成26年度：1.2万件、平成27年度：1.2万件 （経済産業省推計）【算出根拠】 ① 中小企業の年間倒産 [*] 件数：12,670件（平成22～24年度平均。東京商工リサーチ調べ） [*] 会社更生・民事再生・破産等（負債総額1,000万円以上） ② 中小企業再生支援協議会の年間相談企業のうち協議会が対応中又は支援完了件数：1,948社（平成22～24年度平均） ③ 金融機関からの借入がある先のうち、個人保証を提供している割合（平成24年度中小企業庁委託調査）：86.7% ④ 主債務者が事業再生手続を行った場合のうち、金融機関が個人保証債務の免除を実施しなかった割合（平成22年中小企業庁委託調査）：92.5% ※(①+②)×③×④÷1.2万件/年間
		② 減収額 平成26年度：1,059百万円、平成27年度：1,059百万円 （経済産業省推計）
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年4月～平成28年3月） 中小企業及び金融機関へのアンケート調査等に基づく経済産業省の推計によると、1年間で法的整理（会社更生、民事再生、破産等）及び私的整理（中小企業再生支援協議会）を行う中小企業14,618社のうち、現状、一定の資産（破産法の自由財産を上回る資産）が手元に残った上で、保証債務の免除を受けている中小企業の経営者は、251人と全体の1.7%に留まる。 本措置を講じることで、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高める上で必要な個人資産を、経営者等の手元に残しつつ、金融機関等から残存する保証債務の免除を受けることが可能となるため、事業再生・再チャレンジ等の促進につながり、その結果地域経済の活性化を図ることが可能となる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年4月～平成28年3月） 合理的な再生・弁済計画に基づく場合において、保証債務の免除益に対し課税されない措置が講じられることにより、金融機関等は一定の資産を経営者等に残した上で、保証債務を免除しやすくなる。そのため、中小法人の経営者等にとっては、法人の事業再生等に着手した後も一定の資産が残る可能性が高まる。このため、保証債務の整理を公正かつ迅速に行うために策定される「経営者保証に関するガイドライン（仮称）」が、関係当事者間において積極的に活用されることが見込まれる。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成28年3月) 本措置が新設されない場合、経営者等の保証債務は現状と同じように、大半の場合免除されず残存することとなるため、事業再生・再チャレンジ等の障害となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～平成28年3月) 本措置を講じることで、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高める上で必要な個人資産を、経営者等の手元に残しつつ、金融機関等から残存する保証債務の免除を受けることが可能となるため、事業再生・再チャレンジ等の促進につながり、その結果地域経済の活性化を図ることが可能となる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、予算措置と異なり、予算の制約を受けずに、中小法人の経営者等が、合理的な再生・弁済計画等に基づいて保証債務の免除を受ける場合には一律に適用されるというメリットがある。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置は、税制措置以外にない。</p> <p>－</p> <p>本措置を講じることで、事業再生・再チャレンジ等の実現可能性を高める上で必要な個人資産を、経営者等の手元に残しつつ、金融機関等から残存する保証債務の免除を受けることが可能となるため、事業再生・再チャレンジ等の促進につながり、その結果、地域経済の活性化を図ることが可能となるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解		<p>弁護士、会計士、税理士等の専門家、中小企業団体、金融機関団体、法学者等からなる「経営者保証に関するガイドライン研究会」において、複数の委員から「本ガイドラインが実際に活用され事業再生・再チャレンジ等の促進を図るためには、保証人の債務免除益について課税されないよう措置を講じる必要がある」との見解が多数示されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業競争力強化法（仮称）に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（修正ROA、有形固定資産回転率、従業員1人当たり付加価値額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
別添参照。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別添参照。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
別添で試算した減収額を超える、将来の税収の増大に寄与する取組を支援するものであり、効果が見込まれる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本税制措置は、認定事業者が経営資源の有効活用を図るための事業再編を行うだけでなく、新商品の開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編時に課税される登録免許税を軽減するものである。産業の競争力強化に資する新たな取組の重要性は業種、企業規模で変わりがないことから、業種、企業規模の区別ない形で全国あまねく効果が及ぶ税制措置で対応することが適当。
他方、補助金は、支援対象を絞って行うことが適当な場合に用いる措置であり、今回は当たらない。

適用見込件数・軽減額の試算根拠
(産業競争力競争力強化法(仮称)の登録免許税)

適用件数及び軽減額の見込みについては、同様の措置を講じていた産活法の過去の実績をベースに、①平成23年7月1日施行の改正産活法、②平成24年税制改正を踏まえて試算すると、以下のとおり。

【適用見込み件数の試算】

①の改正により、産活法事業再構築計画における増資のみを内容とする計画（以下「単純増資」いう。）は支援対象外となったため、適用見込件数の算出に当たり加味することとする。

- ・平成15～22年度の登録免許税を活用した計画数
 全省庁ベース＝306計画
 経済産業省所管＝189計画
 経済産業省所管のうち単純増資計画＝37計画
 単純増資案件の割合＝32.9%（37/189計画）
 全省庁分の単純増資案件の占める割合が経済産業省所管案件と同一であると仮定して、平成15～22年度までの単純増資を除いた場合の適用件数を算出。
 306計画×（1－0.329）≒ 205計画
- ・平成23年度の登録免許税を活用した計画数（全省庁ベース）＝16計画
- ・平成24年度の登録免許税を活用した計画数（全省庁ベース）＝16計画

上記から年度の平均適用件数を算出し、適用見込件数を試算。

$$(205+16+16) \text{ 件} \div 10 \text{ 年} \approx \underline{24 \text{ 計画}}$$

【軽減額の試算】

平成15～23年度において、租特法第80条第1項各号（第1号～第5号）別の軽減額（全省庁分）から、年度平均の軽減額を各号別に算出、軽減見込額とする。

- (1) 租特法第80条第1項第2号、第4号及び第5号（合併）の軽減額については、①及び②の改正による影響を特段受けないことから、当該年度平均の軽減額を、軽減見込額とする。
- 第2号の平均減収額＝1百万円
 第4号の平均減収額＝44百万円
 第5号（合併）の平均減収額＝407百万円
- (2) 租特法第80条第1項第1号（以下「第1号」という。）について
- ・平成15～22年度の軽減額
 適用件数の試算と同様に、①の改正による単純増資に係る軽減額の割合を算出し、当該割合分の軽減額を控除して、軽減見込額を試算。
- 第1号の軽減額（経済産業省所管）＝12,846百万円
 単純増資案件（経済産業省所管）の軽減額＝4,360百万円

※上記平均値は、過去の税制改正による税率の引上げを考慮し、現行税率に換算して算出。

単純増資案件（経済産業省所管）の軽減額の割合

$$= 33.9\% (4,360 / 12,846 \text{ 百万円})$$

全省庁分の単純増資軽減額の占める割合が経済産業省所管案件と同一であると仮定して、平成15～22年度までの単純増資を除いた場合の軽減額を算出。

$$26,691 \text{ 百万円} \times (1 - 0.339) \approx 17,643 \text{ 百万円}$$

・23年度の軽減額=217百万円

上記から年度の平均軽減額を算出。

$$(17,643 + 217) \text{ 百万円} \div 9 \text{ 年} \approx 1,984 \text{ 百万円}$$

(3) 租税法第80条第1項第3号（以下「第3号。」）について

・②の改正により、24年度からは産活法の税率が0.35%→0.5%に引き上げられたことから、引き上げ後の軽減見込額を試算。

・②の改正により、産活法の特例税率による本則（0.7%）に対する軽減率が0.35%→0.2%になったことから、これを反映する。

第3号の軽減額=913百万円

※上記平均値は、過去の税制改正による税率の引上げを考慮し、現行税率に換算して算出。

上記から年度の平均軽減額を算出。

$$913 \text{ 百万円} \div 9 \text{ 年} \approx 101 \text{ 百万円}$$

(4) 租税法第80条第1項第5号（分割：不動産）（以下「第5号（分割）」）について

・②の改正により、24年度からは産活法の税率が0.2%→0.4%に引き上げられることから、引き上げ後の軽減額を試算。

第5号の軽減額=15,681百万円

※上記平均値は、過去の税制改正による税率の引上げを考慮し、現行税率に換算して算出。

上記から年度の平均軽減額を算出。

$$15,681 \text{ 百万円} \div 9 \text{ 年} \approx 1,742 \text{ 百万円}$$

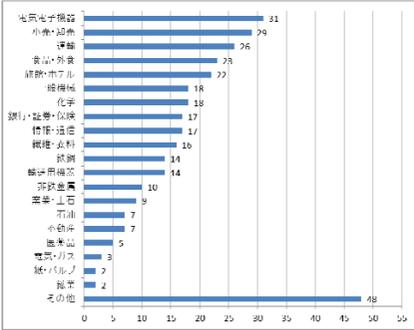
(5) 上記（1）～（4）で算出した平均軽減額を合算し、軽減見込額とする。

$$\underline{4,279 \text{ 百万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(国税30)(登録免許税:外) 産業競争力強化法(仮称)に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の創設																																																									
2	要望の内容	産業競争力強化法(仮称)に基づく認定事業再編計画(仮称)、認定特定事業再編計画(仮称)の認定を受けた事業者(当該事業者がその経営を実質的に支配している者(関係事業者)を含む。)が認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、資本の相当程度の増加(合併等の事業の構造の変更を伴うものに限る。)、会社の設立等を行う場合における登録免許税を以下のとおり軽減する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>租税特別措置法第80条第1項</th> <th>措置の内容</th> <th>通常の税率</th> <th>産活法の特例</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>合併</td> <td>0.15%</td> <td>0.1%</td> <td>0.05%</td> </tr> <tr> <td>(附属物の移付)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td>0.7%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>分割による設立又は資本金の増加</td> <td>0.7%</td> <td>0.5%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4号(売買)</td> <td>不動産の所有権の取得</td> <td rowspan="2">1.9%</td> <td rowspan="2">1.6%</td> <td rowspan="2">なし</td> </tr> <tr> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.0%</td> <td>1.6%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5号</td> <td>不動産の所有権の取得</td> <td rowspan="2">2.9%</td> <td rowspan="2">2.3%</td> <td rowspan="2">0.5%</td> </tr> <tr> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>0.4%</td> <td>0.3%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合併時</td> <td>不動産</td> <td rowspan="2">0.4%</td> <td rowspan="2">0.3%</td> <td rowspan="2">0.1%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分割時</td> <td>不動産</td> <td rowspan="2">1.5%</td> <td rowspan="2">0.4%</td> <td rowspan="2">1.1%</td> </tr> <tr> <td>建物</td> </tr> </tbody> </table>	租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(附属物の移付)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3号	分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.5%	0.2%	4号(売買)	不動産の所有権の取得	1.9%	1.6%	なし	土地	建物	2.0%	1.6%	0.4%	5号	不動産の所有権の取得	2.9%	2.3%	0.5%	土地	建物	0.4%	0.3%	0.2%	合併時	不動産	0.4%	0.3%	0.1%	建物	分割時	不動産	1.5%	0.4%	1.1%	建物
租税特別措置法第80条第1項	措置の内容	通常の税率	産活法の特例	軽減率																																																							
1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																							
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																							
(附属物の移付)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																							
3号	分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.5%	0.2%																																																							
4号(売買)	不動産の所有権の取得	1.9%	1.6%	なし																																																							
	土地																																																										
	建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																							
5号	不動産の所有権の取得	2.9%	2.3%	0.5%																																																							
	土地																																																										
	建物	0.4%	0.3%	0.2%																																																							
合併時	不動産	0.4%	0.3%	0.1%																																																							
	建物																																																										
分割時	不動産	1.5%	0.4%	1.1%																																																							
	建物																																																										
3	担当部局	経済産業政策局産業再生課																																																									
4	評価実施時期	平成25年8月																																																									
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(参考) 同種の措置を講じていた産活法における過去の要望経緯は以下のとおり。 平成11年度 創設 平成12年度 税率引き下げ 平成13年度 2年間延長 平成15年度 5年間延長(但し平成18年以後、一部縮減) 平成19年度 措置拡充(対象計画追加) 平成20年度 2年間延長 平成21年度 1年間延長(会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成22年度 2年間延長 平成23年度 一部縮減(産活法改正により適用対象が一部変更されたことによる) 平成24年度 2年間延長																																																									
6	適用又は延長期間	産業競争力強化法(仮称)の施行日～平成28年3月31日																																																									
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進することにより、国内の過剰供給・過当競争構造を解消し、我が国産業の競争力の強化を図る。																																																									

	<p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋) ・「国内の過当競争構造を解消し、思い切った投資によりイノベーションを起こし、収益力を飛躍的に高めることなどを通じて、例えば技術でもビジネスでも世界で勝ち抜く製造業の復活を目指す。このため、事業再編や事業組換を促進し、経営資源や労働移動の円滑化を支援する。特に、「攻め」の企業経営に向けた経営者の思い切った判断をこれまで以上に強力に促すため、株主などのステークホルダーからの経営改善の働きかけを呼び込む仕組みを導入する一方、組織再編に伴う財務上の負担の軽減策や失業なき労働移動をこれまで以上に手厚く支援する。」 ・「事業再編や事業組換等の取組により収益性を飛躍的に向上させた企業が、果敢に海外 M&A や海外展開を進め、グローバルトップ企業(世界市場におけるクリティカルマスを獲得する企業(グローバルメジャー)や世界的な大企業ではなくとも、特定分野に優れ世界で存在感を示す企業(グローバルニッチトップ)をいう。)となれるよう、金銭面や人材面での集中的な支援を行う。また、海外に展開した企業が海外において事業活動をする上でのリスクを軽減できるよう支援を行う。」</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>「日本再興戦略」該当箇所 第Ⅱ.3つのアクションプラン 一.日本産業振興プラン 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) ④事業再編・事業組換の促進 ⑤グローバルトップ企業を目指した海外展開促進</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経営資源の効率的な活用を促進し生産性の向上を実現することを通じて、我が国経済の活力向上及び持続的な発展を実現する。 具体的には、本措置を活用した企業の ROA の向上幅が、政策目標(ROA:平成24年度値+2%)を上回ることを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者は、計画の終了時点において以下のいずれかの指標について基準を達成するものとする。 【事業再編計画(仮称)】 <ul style="list-style-type: none"> > 修正 ROA ≥ 2%ポイント > 有形固定資産回転率 ≥ 5% > 従業員一人当たり付加価値額 ≥ 6% 【特定事業再編計画(仮称)】 <ul style="list-style-type: none"> > 修正 ROA ≥ 3%ポイント > 有形固定資産回転率 ≥ 10% > 従業員一人当たり付加価値額 ≥ 12% </p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 同種の措置を講じていた産活法の認定を受けた企業の生産性向上率は日本国全体の生産性向上率と比較した場合に高く、政策目的の達成に大きく寄与している。</p>

8 有効性等	①: 適用数等	<p>平成26年度 24件程度 平成27年度 24件程度</p> <p>(参考) 同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績は以下のとおり。</p> <p>【本措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>26</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>合計</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>337</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【本措置を利用した企業が営む業種】</p>  <p>【適用件数】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>912</td> <td>458</td> <td>994</td> <td>604</td> <td>313</td> <td>682</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法務省「民事・訴訟・人事統計年報」より)</p> <p>※不動産登記については、例えば1つの敷地内の土地や建物であっても登記上は複数の登記となる場合があり、租特の適用件数はそれを反映している。</p>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	件数	72	67	57	26	21	18	24	20		23年度	24年度	合計						件数	16	16	337							18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	件数	912	458	994	604	313	682
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																										
件数	72	67	57	26	21	18	24	20																																												
	23年度	24年度	合計																																																	
件数	16	16	337																																																	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度																																														
件数	912	458	994	604	313	682																																														
②: 減収額	<p>(参考) 同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績は以下のとおり。</p> <p>【減収額】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16,897</td> <td>9,745</td> <td>5,133</td> <td>3,789</td> <td>1,919</td> <td>5,485</td> <td>3,586</td> <td>922</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>2,890</td> <td colspan="7"></td> </tr> </tbody> </table>		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922		23年度								減収額	2,890																						
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																												
減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922																																												
	23年度																																																			
減収額	2,890																																																			

		<p>※各年度の減収額は認定年度別に集計したものであるため、計画期間中の認定計画がある年度の減収額は、今後行われる登記により増加する可能性あり。 出所：産活法に基づく提出資料</p>																																																
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：創設時～平成25年3月) 同種の措置を講じていた産活法においては、創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROA及びROEは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。現在、第177回通常国会で成立した改正産活法の施行により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業のROE、ROAの一層の向上を図り、政策目的の実現を図っているところ。</p> <table border="1"> <caption>ROE、ROAの年度推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ROE (%)</th> <th>ROA (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成11年度</td><td>0.8%</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>平成12年度</td><td>2.1%</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>1.4%</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>2.8%</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>3.8%</td><td>4.4%</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>4.4%</td><td>1.8%</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>5.7%</td><td>1.9%</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>6.7%</td><td>4.0%</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>5.6%</td><td>1.6%</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1.6%</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>2.5%</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>3.0%</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1.6%</td><td>2.8%</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1.9%</td><td>2.8%</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>2.8%</td><td>2.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：創設時～平成25年3月) 同種の措置を講じていた産活法においては平成25年3月までに終了した計画の約8割の認定計画が生産性向上の基準を達成している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：創設時～平成25年3月) 本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの新たな取組を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずることとする。 本措置により、上記のような事業構造の変更や新たな取組等に要する費用を軽減することで当該取組を支援していくことは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：創設時～平成25年3月) 同種の措置を講じていた産活法においては平成24年度末までに終了した計画のうち、約8割の計画が生産性向上の基準を達成している。産業競争力強化法(仮称)においても本措置を講ずることにより、企業の生産性向上と計画終了後の利益確保(税收の増大)に寄与させていく。</p>	年度	ROE (%)	ROA (%)	平成11年度	0.8%	2.5%	平成12年度	2.1%	2.1%	平成13年度	1.4%	2.5%	平成14年度	2.8%	2.0%	平成15年度	3.8%	4.4%	平成16年度	4.4%	1.8%	平成17年度	5.7%	1.9%	平成18年度	6.7%	4.0%	平成19年度	5.6%	1.6%	平成20年度	1.6%	1.1%	平成21年度	2.5%	2.7%	平成22年度	3.0%	3.7%	平成23年度	1.6%	2.8%	平成24年度	1.9%	2.8%	平成25年度	2.8%	2.8%
年度	ROE (%)	ROA (%)																																																
平成11年度	0.8%	2.5%																																																
平成12年度	2.1%	2.1%																																																
平成13年度	1.4%	2.5%																																																
平成14年度	2.8%	2.0%																																																
平成15年度	3.8%	4.4%																																																
平成16年度	4.4%	1.8%																																																
平成17年度	5.7%	1.9%																																																
平成18年度	6.7%	4.0%																																																
平成19年度	5.6%	1.6%																																																
平成20年度	1.6%	1.1%																																																
平成21年度	2.5%	2.7%																																																
平成22年度	3.0%	3.7%																																																
平成23年度	1.6%	2.8%																																																
平成24年度	1.9%	2.8%																																																
平成25年度	2.8%	2.8%																																																
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき 本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずることとする。																																																

	妥当性等	本措置により、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで当該取組を支援していくことは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解	なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789
	増加型	2,289/事業年度	16,452
	高水準型	120/事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【経産26】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額 (百万円)
平成27年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円 (平成23年度実績額) は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

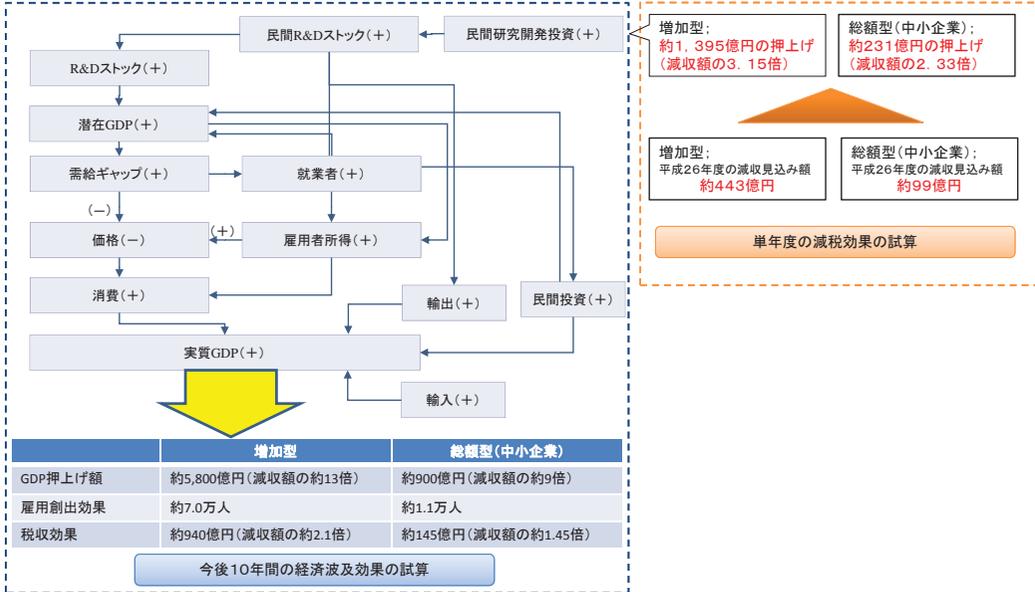
	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \tau_{it}$	0.5518	-0.2235	1915
	[0.619]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額)×100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税31)(法人税: 義)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを旨とし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを旨とすることとする。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定）</p> <p>第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出</p> <p>3. 重点的取組</p> <p>（7）新規事業に取り組む企業の活性化</p> <p>②主な施策</p> <p>「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日閣議決定）</p> <p>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <p>1. 成長戦略の基本設計</p> <p>（1）生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン）</p> <p>①民間投資の拡大等</p> <p>「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p>	
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下））</p> <p><上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業></p> <p>平成21年度 1,544/事業年度(1,019/事業年度)</p> <p>平成22年度 1,868/事業年度(1,284/事業年度)</p> <p>平成23年度 1,993/事業年度(1,311/事業年度)</p>

（出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」）

<増加型（上乗せ措置の内数）>

平成23年度 1,866/事業年度(1,228/事業年度)

（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）

※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。

<高水準型（上乗せ措置の内数）>

平成23年度 127/事業年度(83/事業年度)

（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）

※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。

○将来推計（平成26年度）

・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度

・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度

・高水準型上乗せ措置 127/事業年度

・中小企業の控除率の引上げ 5,290/事業年度

（平成25年度経産省アンケート調査結果による試算）

○利用業種

平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,993	1,311
食料品	144	97
化学	261	135
窯業等	36	17
金属	110	82
機械	137	82
産業用電気機械	124	93
輸送用機械	87	30
理化学機械	52	39
その他製造業	374	271
卸売業	248	187
サービス業	242	183
その他	178	95

【うち増加型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96

	化学	234	127
	窯業等	36	17
	金属	108	80
	機械	131	79
	産業用電気機械	116	88
	輸送用機械	83	29
	理化学機械	46	34
	その他製造業	359	261
	卸売業	239	181
	サービス業	205	153
	その他	166	83

【うち高水準型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83
食料品	1	1
化学	27	8
窯業等	0	0
金属	2	2
機械	6	3
産業用電気機械	8	5
輸送用機械	4	1
理化学機械	6	5
その他製造業	15	10
卸売業	9	6
サービス業	37	30
その他	12	12

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

② 減収額

○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))
 <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業>
 平成21年度 133億円(6億円)
 平成22年度 224億円(10億円)
 平成23年度 232億円(12億円)
 (出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<増加型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 116億円(11億円)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<高水準型(上乗せ措置の内数)>

平成23年度 116億円(1億円)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計
 平成26年度 ▲544億円
 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年~平成22年)
 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

<今後の達成予測>
 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年~平成22年)
 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。
 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標
 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10

中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。

○日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）
2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）
官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。

<今後の達成予測>
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

<税収減を是認するような効果の有無>
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。

○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ
増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設
増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。
また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開

		<p>発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、 ①平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③税収効果:約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・</p>

		<p>実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業投資促進税制の拡充	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 23 年度しか把握されていないため、22 年度以前及び 24 年度の減収額の実績を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標を全て満たすことを目標とする。

①設備投資対キャッシュフロー比率の向上

80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

②設備投資実施企業割合の向上

30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

③生産・営業用設備D I

設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、D Iが±5ポイント程度の水準を維持する。

達成状況：平成21年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は23.5%から27.6%と目標に近い4.1%増加、生産・営業用設備判断D Iも6.5%から5.8%へ改善の動きがみられるが、未だ目標には達していない状況。

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断D Iも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

本租税特別措置は、中小企業の設備投資を促進し、生産性の向上等を図ることを目的としている。中小企業の設備投資とキャッシュフローの伸び率には連動性がみられる（中小企業白書2009）ことから、設備投資対キャッシュフロー比率の向上は、キャッシュフローに比して中小企業が積極的に投資を行っていることを表すこととなる。実際、平成25年度中小企業庁委託調査における本租税特別措置利用企業の設備投資対キャッシュフロー比率は85.8%と、中小企業全体の48.9%（いずれも平成22年度～24年度の平均値）を大きく上回っており、本租税特別措置による中小企業の投資促進効果を定量的に把握することとなる指標である。

また、本租税特別措置により約4割の中小企業が設備投資の後押しをしていることから、設備投資実施企業割合の下支え又は押上げにつながっていることを把握する指標として適切である。

さらに、本租税特別措置により設備を取得した場合、設備の不足感は解消されることとなり、適正な水準に近づくこととなるため、生産・営業用設備D Iの改善につながることとなる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成20年度 244,858,864千円（199,475,002千円÷0.815※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資額の伸び率

平成21年度 199,475,002千円（193,972,915千円÷0.972※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資額の伸び率

平成22年度 193,972,915千円（211,059,189千円÷1.088※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資額の伸び率

平成24年度 200,848,143千円（211,059,189千円×0.952※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率

（適用者数の推計）

平成20年度 40,880社（35,173社÷0.860※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資企業数の伸び率

平成21年度 35,173社（35,684社÷1.015※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資企業数の伸び率

平成22年度 35,684社（36,734社÷1.029※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資企業数の伸び率

平成24年度 37,469社（36,734社×1.020※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正事前評価書においては、適用数を20年度44,810社、21年度32,398社、22年度40,497社と推計しており、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

また、事前評価書に記載したとおり、租税特別措置適用実態調査にて把握された利用業種は製造業、サービス業、建設業、運輸通信公益事業等ばらつきが見られ、想定外に偏っていない。

○利用業種

業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業
割合 (%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%
業種	料理 飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信 公益事業	サービス業	その他
割合 (%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%

（出典）「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成26年度 181,884,182千円

平成27年度 173,084,622千円

※ 平成23年度の適用額に、19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率（0.952）を乗じて推計。

（適用者数の推計）

平成26年度 38,982社

平成27年度 39,762社

※ 平成23年度の適用者数に、19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率（1.020）を乗じて推計。

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

514億円は、財務省作成の「19（31）租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）を基に試算した減収額（実績推計）」における法人税の減収額である。

また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税36億円、事業税96億円、市町村民税88億円、地方法人特別税78億円となっている。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

514億円は平年度ベースの減収見込み額である。

本租税特別措置の拡充分にかかる減収額については、204億円と推計しており、算定根拠は別紙に記載。

⑪⑫ 税収減是認の効果の実績確認・将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成25年度中小企業庁委託調査では、「設備導入の決定に際し、中小企業投資促進税制が影響した」と回答した企業の割合は42.2%であることから、約4割の中小企業の投資判断の後押しをしていると推計している。また、追加的なキャッシュフロー増加分の設備投資弾性値は0.68（「減価償却制度の見直しの影響について」（第一生命経済研究所（2006））から、約7割と推計している。

中小企業投資促進税制・拡充部分についての減収額試算

【拡充部分についての減収額試算】

(1) 関連	減収額推計	8,084百万円
(2) (3) 関連	減収額推計	12,305百万円
(1) + (2) + (3)	減収額推計	20,389百万円

【拡充の対象資産】

- (1) ソフトウェア（取得価額120万円以上）
- (2) ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具（取得価額合計120万円以上）
ソフトウェア + 機械装置（取得価額合計160万円以上）
- (3) ソフトウェアがあらかじめ組み込まれている
事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具（取得価額120万円以上）
機械装置（取得価額160万円以上）

【注】

下記の計算式においては、実際の数値の端数を省略して記載しているため、計算式と結果が一致しない場合がある。

(1) 関連 減収額推計 8,084百万円

○120万円以上のソフトウェア投資額・・・177,507百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

○特別償却適用額 177,507百万円×55.0%（特償利用割合※）
= 97,629百万円

○税額控除適用額 177,507百万円×45.0%（税控利用割合※）
= 79,878百万円

※平成23年度租税特別措置適用実態調査等より推計

○特別償却に係る減収額
97,629百万円×50%（特別償却割合増加分※1）×50%（利益法人割合※2）
×23%（税率※3）=5,614百万円・・・(A)

※1ソフトウェアについて、耐用年数5年、初年度普通償却率を20%として試算

(別紙)

(別紙)

※2、3 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税率

○税額控除に係る減収額

79,878 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 . . . 30,034 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 . . . 49,844 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査の適用割合から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$$30,034 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除上乘せ分)} \times 55\% \text{ (利益法人割合※1)} \times 90\% \text{ (税額控除実施割合※2)} = 743 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(B)}$$

※1、2 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税控実施割合

○資本金 3000 万円超法人分

$$49,844 \text{ 百万円} \times 7\% \text{ (税額控除割合)} \times 55\% \times 90\% = 1,727 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{(C)}$$
(A) + (B) + (C) = 8,084 百万円 . . . (1)**(2) (3) 関連 減収額推計 12,305 百万円**

【設備投資額】

機械装置 . . . 200,207 百万円

工具・器具・備品 . . . 96,882 百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

【機械装置にかかる減収額】

○特別償却適用額 200,207 百万円 $\times 55.0\%$ = 110,114 百万円○税額控除適用額 200,207 百万円 $\times 45.0\%$ = 90,093 百万円

○特別償却に係る減収額

$$110,114 \text{ 百万円} \times 50\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 6,332 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{①}$$

※機械装置について、耐用年数10年、初年度普通償却率を20%として試算

○税額控除に係る減収額

90,093 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 33,875 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 56,218 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$$33,875 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{②}$$

○資本金 3000 万円超法人分

$$56,218 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 1,948 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{③}$$

【工具・器具・備品にかかる減収額】

○特別償却適用額 96,882 百万円 $\times 55.0\%$ = 53,285 百万円○税額控除適用額 96,882 百万円 $\times 45.0\%$ = 43,597 百万円

○特別償却に係る減収額

$$53,285 \text{ 百万円} \times 30\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 1,838 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{④}$$

※工具・器具・備品について、耐用年数5年、初年度普通償却率を40%として試算

○税額控除に係る減収額

43,597 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 16,392 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 27,204 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$$16,392 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 406 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑤}$$

○資本金 3000 万円超法人分

$$27,204 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 943 \text{ 百万円} \cdot \cdot \cdot \text{⑥}$$
①+②+③+④+⑤+⑥ = 12,305 百万円 . . . (2) (3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業投資促進税制の拡充 (国税32・地方税31(自動運動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>現行の措置に加えて、以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長 <p>する措置を講じた上で、適用期限を平成27年度末までとする。</p> <p>(一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トン以上→3.5トン以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)</p>

		平成20年度 2年間の延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月迄の適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
6	適用又は延長期間	平成27年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 取引・経営の安心</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか</p>

		か、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。																												
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○適用者数 平成 23 年度 36,734 社</p> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>3%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>39%</td> <td>9%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食店業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>15%</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>②: 減収額</p> <p>○減収額 ▲514 億円</p> <p>※『「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成 23 年度)を基に試算した減収額(実績推計)』による。</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度) 本税制は、一定の価額要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約 3.7 万社の中小企業に利用されている。さらに、税制措置があることにより約 4 割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約 7 割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果(注)があることから、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与している。 8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>(注)経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 24 年度) 平成 21 年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成 24 年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は 23.5%から 27.6%と目標に近い 4.1%増加、生産・営業用設備判断 D I も 6.5%から 5.8%へ改善の動きが見られるが、未だ目標には達していない状況。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合 (%)	3%	1%	12%	39%	9%	8%	業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他	割合 (%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																								
割合 (%)	3%	1%	12%	39%	9%	8%																								
業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他																								
割合 (%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%																								

		業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断 D I も適正な水準に近づきつつあるが、平成 24 年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。							
年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 D I			
18 年	I	62.2	年間 平均値	32.1	年間 平均値	0	年間 平均値		
	II	65.4		30.9		1			
	III	67.5	66.6	30.8	31.3	1	0.5		
	IV	71.3		31.2		0			
19 年	I	75.4	年間 平均値	30.6	年間 平均値	▲1	年間 平均値		
	II	71.6		30.3		0			
	III	69.9	71.8	26.9	28.3	2	0.5		
	IV	70.3		25.3		1			
20 年	I	71	年間 平均値	26.2	年間 平均値	2	年間 平均値		
	II	71.8		25		4			
	III	71.9	70.8	26	25.0	5	5		
	IV	68.4		22.8		9			
21 年	I	64.8	年間 平均値	19.1	年間 平均値	18	年間 平均値		
	II	62.2		19.5		20			
	III	55.8	58.8	19	19.6	19	18.5		
	IV	52.5		20.7		17			
22 年	I	51.1	年間 平均値	21.4	年間 平均値	13	年間 平均値		
	II	51.1		23.3		12			
	III	55.1	53.1	24.4	23.6	9	10.5		
	IV	55.2		25.1		8			
23 年	I	51.0	年間 平均値	25.2	年間 平均値	7	年間 平均値		
	II	51.7		22.8		8			
	III	47.6	49.5	23.1	23.5	6	6.5		
	IV	47.5		23		5			
24 年	I	46.2	年間 平均値	25.6	年間 平均値	5	年間 平均値		
	II	44.4		28.2		6			
	III	45.3	45.0	28.3	27.6	6	5.8		
	IV	43.8		28.4		6			

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～25年度)</p> <p>我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、平成24年度の中小製造業の設備投資は、前年度実績比でマイナスとなっている(平成24年度中小企業白書)。設備投資が進まない中で、中小製造業では保有する設備の老朽化が進み、生産に支障がでている状況も現出している(中小企業庁によるアンケート調査では生産機械、事業用設備について耐用年数を超過していると回答した企業のうち、69%が「修繕費の増加」「故障頻度の高まりによる生産への支障」等、設備老朽化による影響があると回答。)</p> <p>このような状況の中で、本税制措置は、税制措置があることによる投資インセンティブ効果(約4割の企業の投資判断を後押し)や減取(キャッシュフロー増加)による更なる設備投資増加(増加キャッシュフロー分の約7割が更なる設備投資へ回る)が見込まれる。また、産業連関表を用いたところでは、投資増加額の1.7倍の生産誘発効果が見込まれることから、本税制措置を廃止した場合には、中小企業の設備投資が更に減速、生産に支障が生じ、中長期的な我が国経済成長にも影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることにより約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。</p> <p>(※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>中小企業が設備投資を手控える傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために</p>

		<p>特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資について一層のインセンティブを付与するものとなる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制がある。</p> <p>①商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善を図るための店舗改装等に係る設備投資の促進を目的としており、対象となる設備は経営改善に資する器具備品と建物附属設備とされていることに対して、本特例措置では、機械装置、器具備品のうち事務処理の能率化に資するもの、品質管理の向上に資するもの等を対象としており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p> <p>②生産等設備投資促進税制は、適用の要件として前年比で10%以上投資が増加していること等が求められていることに対して、本特例措置では、中小企業の生産性の向上等を目的として、取得価額要件や一定スペック以上のものに対象設備を限定しており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	⊗	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（パソコン利用割合）は、中小企業投資促進税制等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 23 年度しか把握されていないため、22 年度以前及び 24 年度の減収額の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「個人事業主 平成 24 年：30.9%（対前年比+2.7ポイント）、法人 平成 24 年：76.4%（対前々年比+8.2ポイント）」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す」と説明されているが、租税特別措置等の目標値及び達成時期が説明されることとなり、本租税特別措置等の効果が予測されていないため、当該効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時の達成目標：中小企業全体の事務処理能力の向上が図られたと判断される指標として、個人事業主においては、平成24年に実施する「個人企業経済調査」（総務省）における雇用が20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合5割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成24年に実施する「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）において、従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合が、20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。

達成状況：中小企業におけるパソコン利用状況は、本租税特別措置による効果等により、前回要望時と比べ一定の改善が見られるも、中小企業では、業績見通しが十分に立たない中で、全体として設備投資が抑制されていることから、目標達成には至っていない。そのため、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。

【従業員20名未満の企業におけるパソコン利用状況】

- ・個人事業主 平成24年：30.8%（対前年比+2.7ポイント）
- ・法人 平成24年：70.0%（対前々年比+5.1ポイント）

（出典）

個人事業主：平成23、24年「個人企業経済調査」（総務省）

法人：平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）（平成23年は未実施）

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「H23年度租特適用実態報告書」）より、損金算入額 234,741,916千円 適用法人数 424,751社。

各年度の適用法人数の推計

H22年度 (424,751社÷約2,347億円) × 1,805億円※ = 326,662社

H24年度 (424,751社÷約2,347億円) × 2,843億円※ = 514,515社

※各年度の見込取得価額（損金算入額）。（財務省減収額試算より）

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正での見込み適用事業者数は23年度231,341社であり、想定よりも適用事業者が多い。

また、下記のとおり、適用についても業種による偏りはない。

- 少額減価償却資産の特例の利用業種

業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業
割合 (%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	
割合 (%)	6.0	4.8	32.5	4.5	

（出典）

「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別紙のとおり。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

258億円は、財務省作成の「19(31)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成23年度）を基に試算した減収額（実績推計）」における法人税の減収額238億円（平年度ベース）に、「19(32)「租税特別措置の増減収額試算」における所得税の減収額の20億円（平年度ベース）を加えたものである。また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税35億円、事業税113億円、市町村民税87億円となっている。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

別紙のとおり。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

- ・回帰分析による定量分析

少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%（※）増加する。

（※）平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」（中小企業庁）の平成24年度税制利用のデータより分析

（重回帰分析結果）

$LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076 LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20 LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー-農林水産業} + 0.26 \text{ダミー-鉱業} + 0.24 \text{ダミー-建設業} - 0.02$

【経産28】

ダミー製造業-0.53 ダミー情報通信業** -0.33 ダミー運輸業* +0.76 ダミー卸売業・小売業** +0.83
 ダミー不動産業** -0.23 ダミー飲食・宿泊業 -0.43 ダミー医療、福祉業 -0.39 ダミーその他サービス業**

(備考) * : 5%有意水準、** : 10%有意水準、補正R²=0.389

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合(100%減少した場合)には、売上高は20%減少することとなる(0.2%×100%)。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上は375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる(375万円×14.8人(平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数))ことになる。1社当たりの減収額は、約56万円(法人税の減収額:238億円÷424,751社)であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

⑫ 税収減は認の効果の将来見込み(評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。

・回帰分析による定量分析

少額特例利用額が1%増加すると、従業員1人当たりの売上高が0.20%(※)増加する。

(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析

(重回帰分析結果)

$LN(一人当売上高/従業員数) = 7.57^{**} + 0.076LN(設備投資額/従業員数)^{**} + 0.20LN(少額特例利用額/従業員数)^{**} - 1.47$ ダミー農林水産業* +0.26 ダミー鉱業+0.24 ダミー建設業-0.02
 ダミー製造業-0.53 ダミー情報通信業** -0.33 ダミー運輸業* +0.76 ダミー卸売業・小売業** +0.83
 ダミー不動産業** -0.23 ダミー飲食・宿泊業 -0.43 ダミー医療、福祉業 -0.39
 ダミーその他サービス業**

(備考) * : 5%有意水準、** : 10%有意水準、補正R²=0.389

上記結果を踏まえると、本租税特別措置が廃止された場合(100%減少した場合)には、売上高は20%減少することとなる(0.2%×100%)。平成24年度中小企業実態基本調査による資本金1億円以下法人の従業員1人当たり売上高は1,874万円であることから、売上高が20%減少した場合、売上は375万円減少し、1社当たりで見ると、5,550万円の売上が失われる(375万円×14.8人(平成24年度中小企業実態基本調査による平均従業員数))ことになる。1社当たりの減収額は、約40万円(減収見込みの試算額:199億円÷488,274社)であり、税収減を是認する効果が見込まれる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

○平成25年度、26年度、27年度推計

(1) 国税

① 損金算入額の推計

H25年度 2,843億円*¹ (H24年度) × (100% - 5.1%^{**2}) = 2,698億円

H26・27年度 2,698億円 (H25年度と同様とする。)

※1 平成24年度財務省減収額試算

※2 日銀短観(H25年度計画)における中小企業(全産業)のソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)の前年度比(%)

② 適用法人数の推計

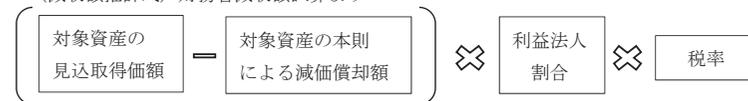
H25年度 (424,751社 ÷ 約2,347億円) *³ × 2,698億円 = 488,274社

H26・27年度 488,274社

※ 平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書

③ 減収額の推計

(減収額推計式) 財務省減収額試算より



H25年度、26年度、27年度減収額

(2,698億円 - 971億円*¹) × 50%^{**2} × 23%^{**3} = 199億円

※1 2,698億円 × 36% (平成24年度財務省減収額試算における減価償却費割合: 1,024億円 / 2,843億円 = 36%) = 971億円

※2 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合

※3 平成24年度財務省減収額試算における税率

(2) 地方税

H25年度

・法人住民税の減収額

199億円 × 17.3% = 3,442,700,000円

(法人税の減収額) (税率)

・法人事業税(所得割)の減収額

(2,698億円 - 971億円) × 50% × 5.3% = 4,576,550,000円

(特例による所得の減収額) (外形法人の税率)

・ 地方法人特別税の減収額
 4,576,550,000 円 × 81% = 3,707,005,500 円
(法人事業税 (所得割) の減収額) (外形外人の税率)

・ 合計
 3,442,700,000 円 + 4,576,550,000 円 + 3,707,005,500 円 = **11,726,255,500 円**

H26・27年度 H25年度と同様とする。 約 117 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (国税33・地方税32(自動連動))、(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	【要望事項】 適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 財務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4.取引・経営の安心
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関して

		<p>は、平成 28 年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 28 年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																						
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○適用者数 平成 23 年度 424,751 社</p> <p>○損金算入額 平成 23 年度 2,347 億円</p> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○少額減価償却資産の特例の利用業種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>10.9</td> <td>19.0</td> <td>3.3</td> <td>8.9</td> <td>10.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>6.0</td> <td>4.8</td> <td>32.5</td> <td>4.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他	割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																			
割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2																			
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																				
割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5																				
	②: 減収額	<p>○減収額 ▲258 億円</p> <p>※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』(平成 23 年度)を基に試算した減収額(実績推計)」による。</p>																						

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年 4 月~平成 26 年 3 月) 本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が 0.20% (※)増加する。</p> <p>(※)平成 25 年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成 24 年度税制利用のデータより分析 (重回帰分析結果) $LN(\text{一人当売上高} / \text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額} / \text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額} / \text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ ダミー-農林水産業} + 0.26 \text{ ダミー-鉱業} + 0.24 \text{ ダミー-建設業} - 0.02 \text{ ダミー-製造業} - 0.53 \text{ ダミー-情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ ダミー-運輸業} + 0.76 \text{ ダミー-卸売業} \cdot \text{小売業}^{**} + 0.83 \text{ ダミー-不動産業}^{**} - 0.23 \text{ ダミー-飲食} \cdot \text{宿泊業} - 0.43 \text{ ダミー-医療、福祉業} - 0.39 \text{ ダミー-その他サービス業}^{**}$ (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正R²=0.389</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果がみられているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とはいえない。</p> <p>＜中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況＞ ・個人事業主 平成 24 年:30.9%(対前年比+2.7 ポイント) ・法人 平成 24 年:76.4%(対前々年比+8.2 ポイント)</p> <p>(出典) 個人事業主:平成 23、24 年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成 22、24 年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)(平成 23 年は未実施)</p> <p>平成 28 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% 法人 従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月~平成 28 年 3 月) 今般、短期間で消費税率の二段階の引上げが行われ、中小企業の事務負担は増加することが懸念される中で、本措置が延長されなかった場合には、地域経済を支える中小企業の活力が削がれることとなる。</p>
--	-----------------	---

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>243</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上高が0.20%(※)増加する。</p> <p>(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析 (重回帰分析結果) $LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー-農林水産業}^{*} + 0.26 \text{ダミー-鉱業} + 0.24 \text{ダミー-建設業} - 0.02 \text{ダミー-製造業} - 0.53 \text{ダミー-情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー-運輸業}^{*} + 0.76 \text{ダミー-卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー-不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー-飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー-医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミー-その他サービス業}^{**}$ (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正R²=0.389</p>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	243	30.8	70.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)															
20	520	28.5	75.1															
22	164	27.6	64.9															
24	243	30.8	70.0															
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としており、補助金では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上が図られることにより、地域経済と地域雇用を支える中小企業の活力向上が図られることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>																
10	有識者の見解	—																
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月																

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>）
 目標とする企業立地件数及び新規雇用者数は、現在進行中の基本計画の目標数値を合計したものであり、付加価値額5%増は基本計画で達成すべき付加価値額増加率として、基本方針で定められた数値である。基本計画は基本的に計画期間が5年間と定められていることから、現行基本計画に基づき設定した達成目標についても、達成時期を基本計画の計画期間と同じ5年間を経過した時点とすることが適切と判断した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却の延長 (国税35)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	・適用期限を2年間延長する。 ・本税制は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、自治体により「基本計画」が作成された地域において、当該計画の集積業種として指定された業種に属する事業を行う事業者が、同法に基づく「企業立地計画」の承認を受け、同計画に沿った新規企業立地を行った場合に、新たに取得した機械装置及び建物等に対して特別償却(償却率:機械装置15%、建物等8%)を認めるもの。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成19年度 創設 平成20年度 拡充(対象業種(第2項業種)を追加し、同追加業種については適用要件を引き下げ) 平成21年度 延長・拡充(対象業種(第1項業種)の拡充) 平成23年度 延長・縮減(平成24年度から、特別償却の対象となる資産の取得価額の合計額に上限を設定)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における産業集積の形成及び活性化の促進により、地域経済の自律的発展基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 本税制の対象となる業種のうち、第1項業種では、国内立地と海外立地を競争的に選択している企業の国内立地を支援することにより、地域経済の活性化を実現することを目的としている。 また、第2項業種では、農林水産業を基幹産業としている地域経済の自律的発展を図るため、農林水産業と関連する商工業者の企業立地等を促進することにより、農林水産業及び同地域の活性化を促すことを目的としている。 ----- 《政策目的の根拠》 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年5月11日法律第40号) 第1条「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図

	り、もって国民経済の健全な発展に資する」
② 政策体系における政策目的の位置付け	・経済産業省における政策体系上の位置付け 1. 経済成長
③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自治体が作成する「基本計画」で定められた集積区域内で事業者の設備投資を促進し、地域経済の自律的発展のための基盤強化を図る。 具体的には、平成25年度から平成29年度まで(5年間)の間に、基本計画区域内において、企業立地件数13,000件、新規雇用者数35万人、付加価値額5%増を達成することを目標とする。 上記政策目標達成のため、年間800件の企業立地計画申請と、うち90件の税制適用の実現を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 基本計画区域内の企業立地件数、新規雇用者数及び付加価値増加率並びに企業立地計画申請数及び税制適用件数を、達成度合いを測る指標として設定する。 達成目標の実現状況については次の方法により測定する。 →立地件数及び雇用人数：都道府県に対する実績調査の実施により測定 →付加価値額：5年経過時点において工業統計調査等に基づき測定 →企業立地計画申請数及び税制適用件数：都道府県への照会及び事業者へのアンケートに基づき測定 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業集積の中核となる税制活用企業の立地に牽引され、基本計画区域内に関連・下請け企業が立地し、既存工場では能力増強の設備投資が行われて、地場企業の受注増加等へとつながることにより、産業集積が形成、活性化され、地域の雇用や付加価値の増加をもたらす、地域経済の自律的発展の基盤の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することとなる。

8 有効性等	① 適用数等	<p><本税制措置の適用件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H19 実績</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>H22 実績</th> <th>H23 実績</th> <th>H24 実績</th> <th>H25以降 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0件</td> <td>24件</td> <td>43件</td> <td>49件</td> <td>49件</td> <td>49件</td> <td>93件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：【H20～H22、H24】企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省) 【H23】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) 【H25以降】企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)を基に経済産業省推計(算出根拠は以下の「8 有効性等②減収額」の欄を参照)</p> <p><年度別企業立地計画承認件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>累 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>76件</td> <td>415件</td> <td>321件</td> <td>527件</td> <td>406件</td> <td>337件</td> <td>2,082件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：承認企業立地計画一覧(経済産業省)</p> <p>平成22年度以降は、毎年50件程度本税制が利用されているが、本税制は産業集積の中核となるような一定規模以上の設備投資であることが適用要件となっており、税制の適用対象者は比較的限られていることを踏まえれば、適用件数が想定外に僅少であるとは言えない。 なお、本税制の適用対象となっている業種のうち、そのほとんどの業種について適用実績がある。さらに、ほとんどの都道府県において本税制が利用されていることも踏まえると、想定外に特定の者に偏ってはいないと見られる。</p>	適用年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25以降 見込	適用件数	0件	24件	43件	49件	49件	49件	93件	H19	H20	H21	H22	H23	H24	累 計	76件	415件	321件	527件	406件	337件	2,082件
	適用年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25以降 見込																								
適用件数	0件	24件	43件	49件	49件	49件	93件																									
H19	H20	H21	H22	H23	H24	累 計																										
76件	415件	321件	527件	406件	337件	2,082件																										
② 減収額	<p><税制適用実績> (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H19 実績</th> <th>H20 実績</th> <th>H21 実績</th> <th>H22 実績</th> <th>H23 実績</th> <th>H24 実績</th> <th>H25以降 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却 実施額</td> <td>—</td> <td>5,500</td> <td>16,626</td> <td>15,310</td> <td>17,175</td> <td>6,751</td> <td>18,738</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>—</td> <td>▲1,650</td> <td>▲4,988</td> <td>▲4,593</td> <td>▲5,153</td> <td>▲2,025</td> <td>▲4,778</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：【H20～H22、H24】企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省) 【H23】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) 【H25以降】企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)を基に経済産業省推計(算出根拠は下記)</p> <p>(算出根拠) 平成25年度以降の税制利用見込額の算出の基礎とするため、平成22年度～平成24年度の税制利用実績の平均値を算出する。 なお、平成24年度税制改正により特別償却対象となる設備投資額の上限(1項業種50億円、2項業種30億円)が設定されており、同じ条件で推計を行うために、平成22年度、平成23年度においても同様の上限があったものと仮定して、特別償却実施額を再計算する。その結果は以下の通り。</p>	適用年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25以降 見込	特別償却 実施額	—	5,500	16,626	15,310	17,175	6,751	18,738	減収額	—	▲1,650	▲4,988	▲4,593	▲5,153	▲2,025	▲4,778							
適用年度	H19 実績	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25以降 見込																									
特別償却 実施額	—	5,500	16,626	15,310	17,175	6,751	18,738																									
減収額	—	▲1,650	▲4,988	▲4,593	▲5,153	▲2,025	▲4,778																									

適用年度	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H22～H24 平均
適用件数(件)	49	49	49	49
特別償却実施額(百万円)	8,399	9,238	6,805	8,147

一方、工場立地動向調査(経済産業省)による、電気業を除いた工場立地件数、工場立地面積は以下の通り。平成22年度以降、立地件数・立地面積は回復傾向にある。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
立地件数(件)	1,780	1,619	856	777	856	940
立地面積(ha)	2,558	2,146	1,296	1,038	992	1,105

今後は、足下の景気回復傾向を受けて、平成25年度の税制利用件数・金額が大幅に増加する見込みである(平成25年に行ったサンプル調査では、平成25年度の税制利用見込件数は平成24年度比で2.9倍と、顕著な増加傾向を示している)。また、日本再興戦略においてリーマンショック前の設備投資水準に戻すための施策が集中的に行われることで投資マインドが回復し、平成19年並みまで企業立地も増加すると見られる。

以上を踏まえ、平成25年度以降の本税制利用件数・金額見込みは、平成19年並みまで企業立地が増加することを織り込んで算出する。

従って、平成19年の工場立地件数(1,780件)が、平成24年の工場立地件数(940件)の約1.9倍の水準であることを勘案し、平成25年度以降(単年度)の本税制利用見込件数は、「平成22年度～平成24年度の本税制利用実績平均」を1.9倍して算出した。

また、平成19年の工場立地面積(2,558ha)が、平成24年の工場立地面積(1,105ha)の約2.3倍の水準であることや、工場立地面積が設備投資額に概ね比例すると考えられることから、平成25年度以降(単年度)の本税制利用設備投資額見込は、「平成22年度～平成24年度の本税制利用実績平均」を2.3倍して算出した。

よって、下記の通りとなる。

適用年度	H22～H24 平均		H25以降 (単年度)
適用件数(件)	49	1.9倍 →	93
特別償却実施額(百万円)	8,147	2.3倍 →	18,738
減収額(百万円)(※)	—	—	▲4,778

(※)平成25年度以降の減収額＝特別償却実施額×法人税率25.5%

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年6月～平成25年3月)
 企業立地促進法が施行された平成19年以降、我が国における企業立地の動向は、リーマンショックなどの金融危機、円高等の影響により低迷が続いている。こうした状況の中で、平成25年4月までに、47都道府県で197件の基本計画、2,082件の企業立地計画が策定され、これらの計画に基づき企業立地が進んだ。
 その結果、基本計画を策定した業種・地域においては、付加価値額増減率の指標が他の業種・地域を上回るなどしており、地域における産業集積の形成及び活性化による地域経済の基盤強化が図られつつある。
 今後も、本税制を活用した産業集積の中核となるような多くの企業立地が行われることで、これらに牽引されて基本計画区域内に関連・下請け企業が企業立地を行い、地場企業の受注増加等へとつながる。これにより、産業集積が形成、活性化され、地域の雇用や付加価値の増加をもたらす、地域経済の自律的発展の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することとなる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年6月～平成25年3月)
 平成25年4月時点で、47都道府県で197件の基本計画が策定されており、その達成状況は以下の通りである。

<平成19年度・20年度同意基本計画の付加価値額伸び率>

年度	法施行時(H19)	実績(H24)	伸び率
集積業種の付加価値額	82.3兆円	72.6兆円	▲11.8%

* H25/4時点の自治体からの報告に基づき経済産業省作成

<参考:工業統計調査(従業者4人以上の事業所)のデータ>

年度	法施行時(H19)	H24	伸び率
工業統計調査による付加価値額合計	108.7兆円	91.1兆円	▲16.2%

<平成19年度～平成23年度同意基本計画の新規立地・新規雇用>

	前回要望時の達成目標	実績(H24)	達成率
新規立地	10,000件	10,424件	104.2%
新規雇用	350,000人	205,842人	58.8%

* H25/4時点の自治体からの報告に基づき経済産業省作成。

上記集計の結果によれば、リーマンショックなどの金融危機の影響が表れた平成20年度から平成21年度にかけて製造業全体の付加価値額が大幅に

減少した結果、基本計画を作成した地域の付加価値額も、計画策定時から減少している。

しかし、工業統計調査による製造業全体の付加価値額の減少率(▲16.2%)に比べて、基本計画を作成した地域の方が付加価値額の減少率(▲11.8%)が小さいといった効果がでている。

なお、新規立地件数は目標を達成した。一方、新規雇用人数は目標の6割程度の達成率となっている。

新規立地件数のみ数値目標は達成しているものの、リーマンショック等の外的要因により付加価値額が大幅に減少していることから、地域経済の自律的発展のための基盤強化が達成されたとは言えない状況である。

なお、平成 20 年度以降、平成 24 年度までの、本税制を利用した企業立地による効果(波及効果を含まない)は以下の通りである。

- 新規立地に伴い本税制を利用した件数 : 214 件
- 本税制を利用した新規立地による新規雇用数 : 4,926 人
- 本税制を利用した新規立地による付加価値額増加額 : 2,309 億円

「租税特別措置等により達成しようとする目標」については、平成 22 年度以降、基本計画が新たに策定されるなどしていることから、最新の基本計画の策定状況を踏まえて、企業立地件数に係る目標値を変更した。

また、今後、設備投資がリーマンショック前の水準まで回復することを織り込んで、企業立地計画申請数と、税制適用数の目標値を変更した。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月)

企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)を基に推計したところ、平成 26 年度以降の税制継続による直接的な効果(単年度ベース)としては、税制適用件数 93 件、設備投資額 164,197 百万円が実行され、設備稼働後は減収見込額 4,778 百万円に対し、付加価値が 77,173 百万円増加、新規雇用人数が 1,646 人発生することが見込まれる。

なお、税制を適用した事業者のうち約 8 割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している(平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より)ことから、税制が延長されなかった場合、上記の 8 割の企業立地が行われなくなることが推定され、以下の影響がある。

<延長されなかった場合の影響見込(単年度)>

税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数
74 件 =93×80%	131,358 百万円 =164,197×80%	61,738 百万円 =77,173×80%	1,317 人 =1,646×80%

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月、平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月)

(1)平成 20 年度以降、平成 24 年度までの効果の確認

企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)を基に推計したところ、平成 20 年度以降、平成 24 年度まで(累計)の本税制による直接的な効果としては、税制適用件数 214 件、設備投資額 491,287 百万円が実行され、設備稼働後は減収額 18,409 百万円に対し、付加価値が 230,905 百万円増加、新規雇用人数が 4,926 人発生したと推定される。

なお、税制を適用した事業者のうち約 8 割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している(平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より)ことから、本税制措置のみの、減収額 18,409 百万円に対する効果は以下の通りとなる。

<本税制措置のみによる効果(年度累計)>

税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数
171 件 214×80%	393,030 百万円 =491,287×80%	184,724 百万円 =230,905×80%	3,941 人 =4,926×80%

(2)平成 26 年度以降の効果の推定

企業立地促進法税制利用実績・見込調査(経済産業省)を基に推計したところ、平成 26 年度以降の税制継続による直接的な効果(単年度ベース)としては、税制適用件数 93 件、設備投資額 164,197 百万円が実行され、設備稼働後は減収見込額 4,778 百万円に対し、付加価値が 77,173 百万円増加、新規雇用人数が 1,646 人発生することが見込まれる。

なお、税制を適用した事業者のうち約 8 割が本税制によって集積区域内で立地を行うことを決定したと回答している(平成 25 年度に実施した税制利用企業に対するアンケート調査より)ことから、本税制措置のみの、減収見込額 4,778 百万円に対する効果は以下の通りとなる。

<本税制措置のみによる効果(単年度)>

税制適用件数	総設備投資額	付加価値増加額	新規雇用者数
74 件 =93×80%	131,358 百万円 =164,197×80%	61,738 百万円 =77,173×80%	1,317 人 =1,646×80%

(3)本税制の有効性について

本税制は上記(1)及び(2)により、本税制措置のみの効果が十分に確認されている。

また、本税制が適用できるのは、自治体が基本計画で定めた集積区域内に

		<p>限られるが、これらの区域はそれ以外の区域に比べ付加価値額の減少幅が小さく、産業集積が相対的に活性化している地域である。当該地域の産業集積が活性化しているのは、本税制を誘因として企業立地を行ったことによる直接効果及び波及効果が一因であると考えられる。従って、当該地域に、引き続き本税制措置により企業立地を促すことで、効率的に産業集積のさらなる活性化を図ることができる。</p> <p>加えて、本税制が利用できるのは、国内立地と海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種や、地域の基幹産業である農林水産業と関連性が高い業種に限られており、いずれも産業集積の形成・活性化にとってより重要な業種である。</p> <p>従って、産業集積の形成、活性化のために重要な地域、業種に限定して、税制措置のみで十分な効果を発揮している本税制を引き続き措置することで、産業集積の一層の形成、活性化が図られ、地域経済の自律的発展の基盤の強化、ひいては国民経済の健全な発展に資することが見込まれる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業立地促進法は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するものである。従って、個別の事業者が企業立地を行う際の設備資金に対し国が補助金を交付するよりも、自治体の基本計画に沿った企業立地に対し本税制を措置する方が、地域経済の自律的発展の基盤の強化という法目的と、より整合的である。</p> <p>企業立地促進法に基づく他の支援措置としては、財政投融资措置があるが、これは、新たに企業立地を行う中小企業者に対して日本政策金融公庫が低利融資を行う制度である。ただ、公庫は基本的に、大企業に対して融資を行うことはできない。</p> <p>これに対し、本税制は主に、基本計画における産業集積の中核をなす事業者の設備投資を促進することを目的として、一定額以上の設備投資であることを適用の要件としており、大企業の利用が多くなっている。</p> <p>本税制は、多額の資金を必要とする規模の大きな設備投資を行う事業者に対し、特別償却を認めて初期投資の負担を軽減し新たな設備投資をしやすくするものである。補助金や財政投融资によって措置できない分野をカバーしており、本税制は必要かつ適切な措置である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○企業立地促進法に基づく支援措置との関係</p> <p>企業立地促進法における支援措置としては、本税制の他、「補助事業」、「地方税に対する減収補てん措置」、「財投融资」とがある。</p> <p>・企業立地促進法関連補助事業は、地域の産業集積に合った人材を育成するために、地域が取り組む人材育成研修プログラムの作成などを支援している。これにより、地域の産業集積にあった優秀な人材を育成することでさらに産業集積が促進されるための支援を行っている。また、貸し工場の整備の支援を行</p>

		<p>っており、企業が低コストで新たに立地しやすい環境整備を支援している。</p> <p>・地方税(固定資産税、不動産取得税)の減収補てん措置については、財政力指数が一定未満の自治体が対象であり、財政支援余力に劣る自治体であっても、地域に合った産業集積を形成することができるように、他の自治体並みの支援施策を実行できるようにするものである。</p> <p>・財政投融资措置は、新たに企業立地を行う中小企業者に対する日本政策金融公庫の低利融資の実行であり、資金繰りの安定が課題とされる中小企業者が、企業立地に係る設備投資を行う際に長期的な資金繰りを支援するものである。</p> <p>これらの措置が相乗効果を発揮して、地域における産業集積の形成、活性化を促している。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	・平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%をもとに、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証する際には上記③で記述した本租税特別措置等の効果を図ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37 対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004 千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2 倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 } 2,768 \text{ 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人 37 法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人 37 法人分の減収見込額）

法人税	2,768 百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1 百万円</u>
法人住民税	103.1 百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8 百万円</u>
事業税	2,768 百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9 百万円</u>

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195 万円以下	5%
(い)	195 万円超~330 万円以下	10% - 97,500 円
(う)	330 万円超~695 万円以下	20% - 427,500 円
(え)	695 万円超~900 万円以下	23% - 636,000 円
(お)	900 万円超~1,800 万円以下	33% - 1,536,000 円
(か)	1,800 万円超	40% - 2,796,000 円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

b	[{(35,600 - 2,000) × 0.4} - {(35,600 - 2,000) × 0.05}]	=	<u>11,760 円</u>
c	[{(49,100 - 2,000) × 0.4} - {(49,100 - 2,000) × 0.1}]	=	<u>14,130 円</u>
d	[{(66,400 - 2,000) × 0.4} - {(66,400 - 2,000) × 0.2}]	=	<u>12,880 円</u>
e	[{(85,000 - 2,000) × 0.4} - {(85,000 - 2,000) × 0.23}]	=	<u>14,110 円</u>
f	[{(124,600 - 2,000) × 0.4} - {(124,600 - 2,000) × 0.33}]	=	<u>8,582 円</u>
g	[{(506,200 - 2,000) × 0.4} - {(506,200 - 2,000) × 0.4}]	=	<u>0 円</u>

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置(国税36・地方税35)(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。</p> <p>(※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。</p>
3	担当部局	産業技術環境局技術振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。</p> <p>(平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)</p>
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。</p> <p>このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。</p> <p>第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。</p> <p>また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)</p>

		<p>などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す</u>とされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」（平成25年5月14日）では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「金額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」</u>と明示されている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長周期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、<u>外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。</u></p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。</p> <p>ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p>
8	有効性等	
	①: 適用数等	—
	②: 減収額	<p>37研究開発法人で、</p> <p>国税: 平年度 234</p> <p>地方税: 平年度 52</p>
		(単位: 百万円)

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしきりは制度上見直す必要がある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。</p> <p>また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条) <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置(法人税法第37条) <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙】参照。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度と一般的な貯蓄の違いは、拠出時等の税制上の優遇措置にあり、当該措置を基に企業年金制度は成り立っている。法律により制度導入後の積立義務や受給権の保護を定めることはできるが、国民の老後の所得保障という観点から制度導入へのインセンティブを強化するという点からみると、強制加入ではない企業年金制度においては、税制上の措置が最も適した措置であると考えている。

【別紙】

適用見込数の推計方法について

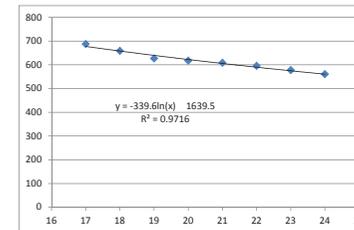
(要望事項：企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃)

推計値は、過去の実績値に基づき、回帰分析を行った結果、推計式を導出した上で、当該推計式における平成25年末の数値を推計している。

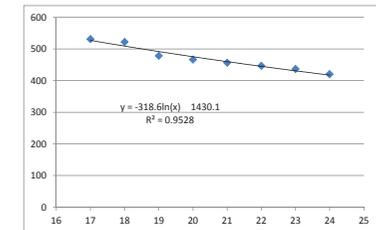
○厚生年金基金

平成17年度末	687件 (531万人)
平成18年度末	658件 (522万人)
平成19年度末	626件 (478万人)
平成20年度末	617件 (466万人)
平成21年度末	608件 (456万人)
平成22年度末	595件 (447万人)
平成23年度末	577件 (437万人)
平成24年度末	560件 (426万人)
平成25年度末	546件 (405万人) (推計値)

【基金数】



【加入員数】

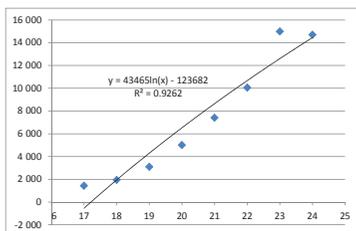


○確定給付企業年金

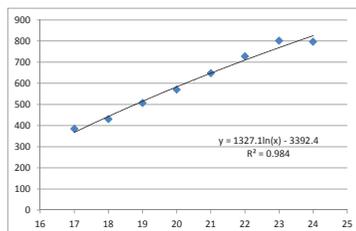
平成17年度末	1,430件 (384万人)
平成18年度末	1,940件 (430万人)
平成19年度末	3,098件 (506万人)
平成20年度末	5,006件 (570万人)
平成21年度末	7,407件 (647万人)
平成22年度末	10,044件 (727万人)
平成23年度末	14,989件 (801万人)
平成24年度末	14,695件 (796万人)
平成25年度末	16,226件 (879万人) (推計値)

【別紙】

【件数】



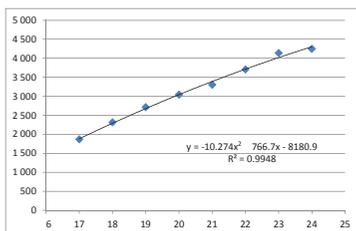
【加入者数】



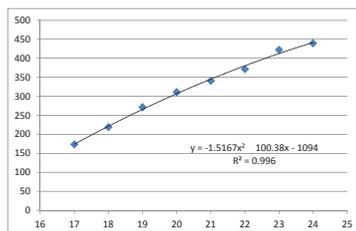
○確定拠出年金（企業型）

平成17年度末	1,866件（173万人）
平成18年度末	2,313件（219万人）
平成19年度末	2,710件（271万人）
平成20年度末	3,043件（311万人）
平成21年度末	3,301件（340万人）
平成22年度末	3,705件（371万人）
平成23年度末	4,135件（422万人）
平成24年度末	4,247件（439万人）
平成25年度末	4,565件（468万人）（推計値）

【件数】



【加入者数】

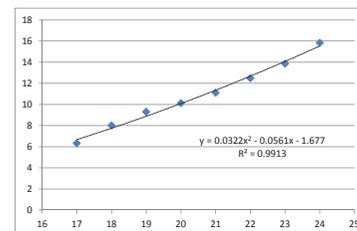


○確定拠出年金（個人型）

平成17年度末	6万人
平成18年度末	8万人
平成19年度末	9万人
平成20年度末	10万人
平成21年度末	11万人
平成22年度末	12万人
平成23年度末	14万人
平成24年度末	16万人
平成25年度末	17万人（推計値）

【別紙】

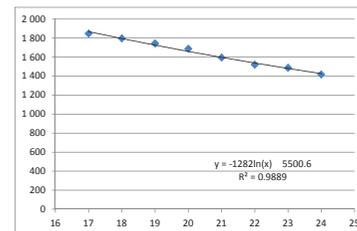
【加入者数】



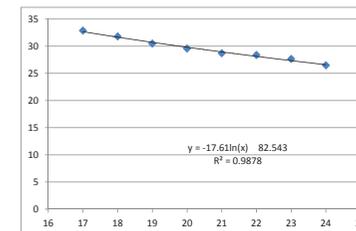
○勤労者財産形成給付金

平成17年度末	1,846件（32.8万人）
平成18年度末	1,796件（31.8万人）
平成19年度末	1,742件（30.5万人）
平成20年度末	1,686件（29.6万人）
平成21年度末	1,595件（28.6万人）
平成22年度末	1,520件（28.4万人）
平成23年度末	1,486件（27.6万人）
平成24年度末	1,417件（26.5万人）
平成25年度末	1,374件（25.9万人）（推計値）

【件数】



【加入者数】

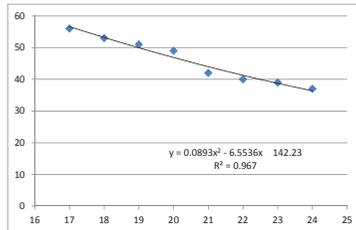


○勤労者財産形成基金

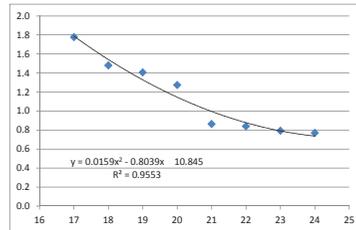
平成17年度末	56件（1.8万人）
平成18年度末	53件（1.5万人）
平成19年度末	51件（1.4万人）
平成20年度末	49件（1.3万人）
平成21年度末	42件（0.9万人）
平成22年度末	40件（0.8万人）
平成23年度末	39件（0.8万人）
平成24年度末	37件（0.8万人）
平成25年度末	34件（0.7万人）（推計値）

【別紙】

【件数】



【加入者数】



(以上)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 (国税 37 法人税:義) (地方税 36 法人住民税:義)
2	要望の内容	企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金等)の積立金に対する特別法人税を撤廃する。
3	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業構造課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成11年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税凍結の開始 平成13年度 2年間の延長 平成15年度 2年間の延長 平成17年度 3年間の延長 平成20年度 3年間の延長 平成23年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日(3年間の課税凍結)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業年金は、公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業主や従業員の自主的な努力に基づき、比較的自由的な制度設計を行うことが可能な制度として、普及してきている。 少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している中において、老後に備え、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後とも、企業年金の普及及び運営の安定を図っていくことが必要である。 企業年金に関する税制については、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税となっているところであり、特別法人税を撤廃することによって、企業年金等の普及及び運営の安定を図る。※平成11年度から課税凍結中(平成25年度が課税凍結期限)</p> <p>《政策目的の根拠》 <確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第一条> この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 <確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号) 第一条> この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	確定給付企業年金法第九十二条及び確定拠出年金法第八十六条においては、「所得税、法人税、相続税並びに道府県民税及び市町村民税の課税について、必要な措置を講ずる」とこととされている。
	③ 達成目標及び測定指標	政策体系 1. 経済成長 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 少子高齢化が進展し、国民の老後生活が多様化している中にあることは、老後に備え、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、企業年金の普及及び運営の安定を図っていく。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特別法人税を撤廃することにより、企業年金の積立状況の悪化が回避され、企業年金の普及及び運営の安定が図られる。
8 有効性等	① 適用数等	<p>確定給付企業年金</p> <p>平成20年度末 5,006件(570万人) 平成21年度末 7,407件(647万人) 平成22年度末 10,044件(727万人) 平成23年度末 14,989件(801万人) 平成24年度末 14,695件(796万人) 平成25年度末 16,226件(879万人)(推計値) 平成26年度末 17,931件(931万人)(推計値)</p> <p>確定拠出年金(企業型)</p> <p>平成20年度末 3,043件(311万人) 平成21年度末 3,301件(340万人) 平成22年度末 3,705件(371万人) 平成23年度末 4,135件(422万人) 平成24年度末 4,247件(439万人) 平成25年度末 4,565件(468万人)(推計値) 平成26年度末 4,808件(491万人)(推計値)</p> <p>確定拠出年金(個人型)</p> <p>平成20年度末 10万人 平成21年度末 11万人 平成22年度末 12万人 平成23年度末 14万人 平成24年度末 16万人 平成25年度末 17万人(推計値) 平成26年度末 19万人(推計値)</p> <p>厚生年金基金</p> <p>平成20年度末 617件(466万人) 平成21年度末 608件(456万人) 平成22年度末 595件(447万人) 平成23年度末 577件(437万人) 平成24年度末 560件(426万人) 平成25年度末 546件(405万人)(推計値) 平成26年度末 533件(392万人)(推計値)</p>

		<p>勤労者財産形成給付金</p> <p>平成20年度末 1,686件(29.6万人) 平成21年度末 1,595件(28.7万人) 平成22年度末 1,520件(28.4万人) 平成23年度末 1,486件(27.6万人) 平成24年度末 1,417件(26.5万人) 平成25年度末 1,374件(25.9万人)(推計値) 平成26年度末 1,324件(25.2万人)(推計値)</p> <p>勤労者財産形成基金</p> <p>平成20年度末 49件(1.3万人) 平成21年度末 42件(0.9万人) 平成22年度末 40件(0.8万人) 平成23年度末 39件(0.8万人) 平成24年度末 37件(0.8万人) 平成25年度末 34件(0.7万人)(推計値) 平成26年度末 32件(0.7万人)(推計値)</p> <p>※推計値は、過去の実績値に基づき、推計式を導出した上で、当該推計式における将来の数値を推計している。</p>
	② 減収額	<p>減収見込み額 674,872 百万円 (国税:575,338 百万円、地方税:99,534 百万円)</p> <p>《算出方法》 平成25年3月末時点の各制度の積立金額</p> <p>①厚生年金基金(平成25年3月末) :28,889,200 百万円 ②確定給付企業年金(平成25年3月末) :50,025,900 百万円 ③確定拠出年金(平成25年3月末) :7,450,000 百万円 ④財形給付金(平成25年3月末) :42,757 百万円 ⑤財形基金(平成25年3月末) :405 百万円</p> <p>①・②:「企業年金の受託概況(信託協会、生保協会、JA 共済連)」 ③～⑤:厚生労働省調べ</p> <p>①に課税対象額割合0.051%(※1)を掛けて、1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける。 ②～⑤の合計に1.173%(国税:1%、地方税:0.173%)を掛ける(※2)。</p> <p>※1 平成23年度決算において、純資産額が、代行部分に要する費用の3.23倍以上ある基金は6基金。そのうち、既に代行返上した基金及び代行返上予定の基金を除くと、4基金が特別法人税の課税対象となる積立金を有していると仮定する。平成24年3月末の積立金総額における課税対象額の割合は、0.051%。 ※2 確定給付企業年金については、従業員拠出分は課税対象にはならないが、従業員拠出を認めている規約が全体の1%に満たないことから、積立金額全体に税率を掛けている。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月) 現在、特別法人税の課税凍結により、企業年金の普及及び運営の安定が図られている。

	<p>特別法人税が撤廃されれば、事業主や従業員等の課税に対する不安感を取り除くことができ、さらなる企業年金の普及及び運営の安定につながる事が期待される。</p>
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、特別法人税の課税凍結により、企業年金の普及及び運営の安定が図られている。 <p>＜企業年金等の加入者数＞ 平成20年度末 1,387万人 平成21年度末 1,487万人 平成22年度末 1,586万人 平成23年度末 1,702万人 平成24年度末 1,704万人 平成25年度末 1,796万人(推計) 平成26年度末 1,859万人(推計)</p> <p>※特別法人税の課税凍結に加えて、企業年金の制度改善及び平成23年度末で廃止期限を迎えた適格退職年金からの企業年金への移行などの増加要因がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金においては、特別法人税の課税撤廃により、25%増の受給額を確保できるとの試算もあり、特別法人税の撤廃は、老後の所得確保のためにも重要な要素となりうる。 <p>※運用利回りを2.5%、積立金に対し1.2%の課税が行われると仮定し、毎月1万円を25年間積み立て、10年間年金を受け取った場合を試算。(生命保険協会)</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低金利な運用状況下(2013年8月13日時点の長期金利は0.74%。直近の10年間でも1.2%前後で変動)において、特別法人税1.173%が課税された場合、企業年金の普及及び運営の安定に著しい支障が生ずる。 ・個人が運用指図を行う確定拠出年金では、元本確保型による運用が約6割を占めており、特別法人税が課税されれば、運営の安定に著しい影響が生ずる。 ・確定給付型の企業年金では、積立不足が生じた場合、事業主には、掛金の追加拠出が求められる場合がある。仮に、特別法人税が課税された場合、積立不足額が拡大し、企業経営に影響が及ぶ可能性がある。 ・確定拠出年金は平成13年度、確定給付企業年金は平成14年度に施行された制度であり、特別法人税が課税された実績がない。このため、仮に、特別法人税が課税された場合、徴収のためのシステム開発などの実務面で、多大なコストが生ずる。

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成20年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に、特別法人税が課税され、企業が課税分を負担する場合には、経営に影響を受ける企業、企業年金制度の見直しを余儀なくされる企業、新規導入を見送る企業が生ずるおそれがある。 ・企業が必要な人材を確保するためには、労働条件等の環境整備が重要であり、企業年金の充実も、人材確保にも資する。 ・他方、仮に、特別法人税が課税された場合、当該特別法人税を納付するため、掛金を運用している株や債権を現金化することとなれば、市場に一定の影響が及ぶことも想定される。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業年金については、税制上の措置を講ずることにより、国として、国民の老後の所得確保を支援することとされている。企業年金の魅力を高める上で、税制上の支援措置は、他に代え難い重要な支援策である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>企業年金は、法律により、積立義務が規定されるとともに、受給権保護が図られている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>仮に、特別法人税が課税された場合、当該地方公共団体に所在する企業の経営やその従業員などの生活にも大きな影響が及ぶことから、地方公共団体においても、相応の協力が必要である。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置	府省名	経済産業省
税目	消費税、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのにかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担について説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

福祉車両等については、卸売業者を通じる場合や、貸与による場合があるなど、その流通経路が様々であり、要望の措置を講ずることで、幅広く負担軽減を図ることが妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置(国税38、地方税37(自動運動))(消費税:外、地方消費税:外)	
2	要望の内容	平成23年度の税制改正において消費税の仕入れ税額控除に関するルールが見直されたことに伴い、福祉車両等を製造・販売する事業者において仕入れに係る消費税の取扱いに影響が生じていることなどを踏まえ、福祉車両等に係る消費税の取扱いのあり方を検討し、所要の措置を講じる。	
3	担当部局	商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室 製造産業局自動車課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保し、国内での事業継続を図ること。 《政策目的の根拠》 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成5年法律第38号)第一条 この法律は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人及び心身障害者の自立の促進並びにこれらの者の介護を行う者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進し、もってこれらの者の福祉の増進に寄与し、あわせて産業技術の向上に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 福祉車両等を製造・販売する事業者の国内での事業継続を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 福祉車両等の製造・販売事業者の事業継続 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 障害者等が必要な福祉車両等の低価格での流通を確保しつつ、福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保することができる。

8	有効性等	① 適用数等	福祉車両等の主な製造・販売事業者
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成5年～平成23年) 福祉車両等を製造・販売する事業者の国内での市場規模は7735億円(平成5年)から1兆1955億円(平成23年)と拡大しているものの、1兆2823億円(平成18年度)のピークより近年縮小傾向であることを踏まえると、事業の継続が困難となる事業者が生じるおそれがある。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年8月) 事業の継続が困難となるおそれがある。 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年8月) 事業の継続が困難となる事業者が生じること等により身体障害者用物品の十分かつ低価格な流通が確保できない場合、身体障害者等が生活上必要不可欠な物品を入手することができなくなり、自立した生活を送ることができなくなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	福祉車両等については、卸売業者を通じる場合や、貸与による場合があるなど、その流通経路が様々であり、要望の措置を講ずること幅広く、負担を軽減する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時）の想定が示されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）
測定指標に関する目標値（目標水準）は、復興産業集積区域において設備投資を行う事業者（平成26年度：約280件、27年度：約230件）、達成時期は、27年度末とする。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
復興特区法第37条の指定を受けた事業者は、平成24年度で法人844件、個人19件であり、想定外に僅少ではない。
また、平成25年6月末時点で、被災5県110市町村に分布しており、偏りも生じていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
復興特区法第37条の法人事業者の直近の1か月当たり平均指定件数は、40件（復興庁調べ）。
復興特区法第37条の法人事業者の直近の指定件数の対前年増減率は、80%（復興庁調べ）。
これらを基に平成26年度における法人事業者の指定件数を試算すると273件となり、同様に個人事業者を試算すると、平成26年度の指定件数は9件となる（福島県は、既に平成28年3月までの即時償却が認められているため除外）。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥による適用数試算、復興特区法第37条の1件当たり平均設備投資見込み額1,090百万円（復興庁調べ）、設備投資見込総額に占める機械又は装置割合58%（復興庁調べ）を基に、県別に法人事業者による機械又は装置の設備投資見込み額を試算すると計202,138百万円、同様に個人事業者を試算すると133百万円。
機械又は装置の設備投資見込み額に利益計上法人割合（国税庁会社標本調査）28%、延長による償却率勘案21%、法人税率25.5%を乗じることにより、平成26年度の法人税の減収見込額3,031百万円となり、同様に所得税の減収見込額を試算すると2百万円となる。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
本制度は、租特透明化法の適用対象外のため減収額の実績は把握できないが、復興産業集積区域において、平成24年度844件（法人）、19件（個人）の事業者の指定により、約6千億円の設備投資が見込まれており、投資が促進され、ひいては、雇用機会の確保に寄与しており、税収減は是認される効果であると思慮される。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
本制度は、租特透明化法の適用対象外のため、減収額の実績は把握できないが、復興産業集積区域において、平成26年度には約280件の指定により、約30億円の減収に対して約2千億円の設備投資、27年度には約230件の指定により、約20億円の減収に対して約16百億円の設備投資を見込

んでおり、ひいては雇用機会の確保の促進につながると見込んでおり、税収減は是認される効果であると思慮される。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本制度は、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した復興推進計画に定める復興産業集積区域内で、対象となる復興推進事業について、地方公共団体へ指定申請し、指定を受けることにより利用でき、新規立地だけでなく既存事業者も利用することができるものである。

いずれの制度も財産取得の負担軽減において違いはないが、東日本大震災においては、広範囲にわたり甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保はいまだ十分とはいえないことから、多様な事業者に対して、単に租税特別措置だけでなく、複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促すこととしている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長 (国税39・地方税38(自動運動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義) (所得税:外)
2	要望の内容	○ 復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長を要望する。 現行制度は、平成26年3月31日までが即時償却の適用期限となっており、その後平成28年3月31日までは、50%の特別償却となっている。 この即時償却の適用期限を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間延長する。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 改正経緯 なし
6	適用又は延長期間	延長期間 2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災地においては、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、雇用機会の確保に資する事業用設備の投資を促進する。 《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) 1 基本的考え方 (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	・経済産業省における政策体系上の位置づけ 1. 経済成長

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興産業集積区域において設備投資を行う事業者の増加															
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 復興産業集積区域においてなされた法第37条に基づく指定の件数															
8	有効性等	① 適用数等 〈実績〉 復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>844件</td> <td>19件</td> </tr> </table> 〈見込〉 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>273件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>218件</td> <td>7件</td> </tr> </table>		法人	個人	平成24年度	844件	19件		法人	個人	平成26年度	273件	9件	平成27年度	218件	7件
			法人	個人													
平成24年度	844件	19件															
	法人	個人															
平成26年度	273件	9件															
平成27年度	218件	7件															
	② 減収額	〈過去の実績〉 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。 〈将来の推計〉 (単位:百万円) 平成26年度 国税 ▲ 3,033 地方税 ▲ 1,523 平成27年度 国税 ▲ 2,407 地方税 ▲ 1,209															
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成27年度) 即時償却の適用期限が2年間延長されることにより、平成26年度以降において、事業者による設備投資の意欲を増やし、復興産業集積区域における雇用機会の確保に資する事業用設備の投資の促進に大きく寄与する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~平成27年度) 平成24年度に復興産業集積区域において、特区法第37条の指定を受けた事業所は、8①のとおり、法人844件、個人19件である。 即時償却の期限を2年間延長することにより、今後事業を再開する事業者や新規に進出する事業者による設備投資の促進が図られることにより、平成26年度には約280件、平成27年度には約230件の指定を見込んでいる。															

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度)</p> <p>延長が認められず特別償却の割合が50%になると、復興産業集積区域への設備投資の意欲が落ち、法第37条に基づく指定件数が予測を下回り設備投資も落ち込み、ひいては政策目的である雇用機会の確保へ与える効果も減少することとなる。</p>
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年～平成27年)</p> <p>本措置は、復興産業集積区域において設備投資を促進することにより、被災地における雇用機会の確保を目的としており、雇用機会の確保を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。</p> <p>そもそも即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>即時償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、被災地における設備投資を促進する政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らしても必要最小限である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>例えば、復興庁において利子補給制度、経済産業省において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等、各府省において様々な支援制度が用意されている。</p> <p>東日本大震災においては、広範囲に渡り甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保は未だ十分とは言えないことから、多様な事業者に対して複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促す必要がある。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>被災地地方公共団体においては、復興産業集積区域への設備投資の増加を通じて、雇用機会の確保につながる効果がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時である平成23年度の制度創設時には、本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が設定されていなかったもの。

- ③ 達成目標及び測定指標（評価書中7③「達成目標及び測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置等の達成目標に係る測定指標を「復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数」としていることから、本租税特別措置が実現した場合の適用数（平成26年度24者、27年度24者）に加え、本租税特別措置がなくても現行制度上生じると推定される適用数（平成26年度3者、27年度3者）を考慮し、達成目標を「復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数が、平成27年度末までに54者となること」とする。

なお、「本租税特別措置が実現した場合の適用数」とは、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現した場合に、増加的に生じることが推定される適用数であり、「本租税特別措置がなくても現行制度上生じると推定される適用数」とは、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現しなくとも、現行の要件のもとで生じることが推定される租税特別措置の適用数である。したがって、租税特別措置等は測定指標に直結しており、租税特別措置等の適用数以外の要素は、測定指標には寄与しないことから、達成目標に対する適用数を調べることで事後検証が可能であり、達成目標として設定した「54者」は、目標値として適切なものであると考えられる。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時に、所期の想定を設けていなかったものであるが、特定復興産業集積区域へ立地する新設法人のみに適用される点で、他の復興特区税制における措置と比べ、適用数が相当程度限定的になることが制度上想定されており、十分に活用が図られているとまではいえないことから税制改正要望を行うものの、想定外に僅少となっているものではない。また、実績をみる限り、適用される法人についての偏りはみられない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数は、以下のとおり予測。

工場立地動向調査（経済産業省）より、特定復興産業集積区域を設定している被災5県での平成24年における立地件数は、158件。被災県との意見交換により、このうちの2割程度の31件が沿岸地域への新設法人の立地と推定できる。

被災5県の中には、特定復興産業集積区域を設定していない市町村もあることから、31件からその分だけ除し、単年度において24件が特定復興産業集積区域への新設法人の立地と推計でき、この数だけ復興特区法第40条の指定を受ける法人があると見込まれる（内訳：A県1者、B県5者、C県6者、D県8者、E県4者）。

現行制度上、指定を受ける期限が平成27年度末であることから、26年度及び27年度のそれぞれにおいて、同じ数の法人が指定を受けると推定し、適用数を26年度24者、27年度24者と予測した。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法の適用対象外の措置のため、実態の減収額を把握できていないもの。

なお、平成24年度の適用件数2者について、下記⑧から、5県平均の1者当たりの減収額を約0.94百万円と推計していることから、適用件数が2者の場合、これに2を乗じた約1.88百万円となるという推計をすることができる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は、以下のとおり予測。

国税庁資料に、都道府県別の法人数及びこれらの法人の合計所得金額データがあり、当該データから、被災5県における県ごとの法人1者当たりの所得金額を推計（A県4.89百万円、B県6.13百万円、C県7.44百万円、D県6.00百万円、E県6.61百万円）。

この所得金額に法人税率を乗じるに当たり、国税庁資料から、資本金1億円未満の法人が98.4%、資本金1億円以上の法人が1.6%あるとされており、前者の割合で税率15%、後者の割合で税率25%が適用されることとし、計算上、被災5県における県ごとの法人1者当たりに課税される法人税の額、すなわち1者当たりの減収額を推計（A県0.74百万円、B県0.93百万円、C県1.13百万円、D県0.91百万円、E県1.00百万円。5県平均0.94百万円）。

適用数に1者当たり減収額を乗じることで、年度当たりの減収額を算出できるが、1者当たりの減収額は、上述のとおり県ごとに多寡があり、また、単年度の適用数24者の内訳も、上記⑥のとおり県で一定ではないことから、県ごとの減収額に県ごとの適用数を乗じることで、適用数24者に対する単年度の減収額を、以下のとおり推計。

A県：0.74×1＝0.74

B県：0.93×5＝4.65

C県：1.13×6＝6.78

D県：0.91×8＝7.28

E県：1.00×4＝4.00

0.74+4.65+6.78+7.28+4.00＝23.45より、23.45百万円と推計した。

なお、指定を受けた法人が5年間、本租税特別措置を受けられるものであるところ、平成27年度から平成30年度までは、26年度に指定を受けた24者及び27年度に指定を受けた24者それぞれについて減収が生じる期間となることから、減収額は2倍となり、23.45×2＝46.9より、当該期間の各年度の減収額を46.9百万円と推計した。

- ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握

③で述べたとおり、本租税特別措置すなわち今回要望している新規立地促進税制の要件緩和が実現しなくとも、現行の要件のもとで生じることが推定される租税特別措置の適用数が3者であるところ、実績として現行の要件のもとで2者が指定を受けており、達成目標と考えられる状況がある程度実現しているものと見ることができる。

- ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測

【経産34】

③で述べたとおり、達成目標と測定指標は、租税特別措置等の適用数以外の要素は、測定指標には寄与しないことから、目標がどの程度、本租税特別措置によって達成されるかについて、適切に説明されているものと考えられる。

⑪ 租税減免の効果の実績確認（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の実績（推計）は、上記⑦のとおり、1.88百万円であり、この程度の減収額で、目標の目安と考えられる状況がある程度実現しており、新設法人の立地により政策目的である被災地における雇用機会の確保にも確実に寄与していることから、租税減免を是認するような効果があると考えられる。

⑫ 租税減免の効果の将来見込み（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の見込みは、適用件数24者に対し、単年度で23.45百万円であり、達成目標の実現状況の将来予測は、本租税特別措置により約89%達成されることとなり、新設法人の立地により政策目的である被災地における雇用機会の確保にも確実に寄与することが見込まれることから、租税減免を是認するような効果が十分見込まれると考えられる。

⑬ 租税の特典をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

企業の新設を増加させ、雇用等に著しい被害のあった地域における雇用機会の確保に寄与するための手段であることから、規制により政策目的が実現するものではない。また、立上げ当初で経営の安定しない新設法人の税負担を5年間軽減するという新規立地促進税制の制度趣旨に鑑み、毎年度の課税後に毎年度の補助金等で応分の支援をするより、課税されないよう措置を講ずる方が、趣旨にかなった直接的な支援となり、かつ、法人の事務負担の観点からも、合理的なものとなる。

よって本租税特別措置等の手段の方が、他の政策手段と比して必要かつ適切なものであるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和（国税40・地方税39（自動連動））（法人税：義、法人住民税：義、事業税：義）
2	要望の内容	被災地における投資・雇用を促進させるため、東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）第40条に基づく税制上の特例措置（いわゆる「新規立地促進税制」）の適用を受けるための要件を緩和する。 具体的には、以下のとおり。 ○ 再投資等準備金の積立て期間において、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への事務所等の設置を認める。 ○ 再投資等準備金を用いた再投資について、被災地において雇用機会を確保することが担保される範囲内で、本店のある特定復興産業集積区域外への再投資も即時償却の対象とする。 ○ 上記により設置が認められる事務所等における従業員の数は、一定以下とする。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度：平成23年度 改正経緯：なし
6	適用又は延長期間	平成28年3月31日までに復興特別区域法第40条に基づく指定を受けた法人に対して適用
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の新設を増加させ、もって震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における更なる雇用機会の確保に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 □ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部） 1 基本的考え方 (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	・経済産業省における政策体系上の位置付け 1. 経済成長

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興特区法第40条第1項に規定する復興産業集積区域(特定復興産業集積区域)における新規立地新設法人の増加
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 復興特区法第40条第1項に基づく指定を受ける法人の数
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新規立地促進税制が活用され、企業の新設及び投資・雇用が促進されることにより、企業の収益が拡大し、安定的な収益が確保されることをもって、再投資終了後も、被災地における継続的な雇用の維持・確保に大きく寄与する。
8 有効性等	① 適用数等	(過去の実績) 平成24年度・・・適用件数:2者 平成25年度・・・適用件数:1者(平成25年6月末日現在) (将来の推計) 平成26年度・・・適用件数:24者 平成27年度・・・適用件数:24者
	② 減収額	(過去の実績) 平成24年度の適用件数に係る減収額・・・租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。 (将来の推計) 平成26年度・・・▲23.45百万円 平成27年度・・・▲46.9百万円 平成28年度・・・▲46.9百万円 平成29年度・・・▲46.9百万円 平成30年度・・・▲46.9百万円 平成31年度・・・▲23.45百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 法人の本店がある特定復興産業集積区域以外の区域での活動の余地が拡大することにより、新規立地促進税制を活用しようとする企業が増加し、実際に新規立地促進税制を活用した再投資が増加することで、当該法人が所在する津波被災区域等における投資・雇用の促進に大きく寄与する。 これまでは、法人の本店がある特定復興産業集積区域内での活動に限られており、その範囲内で投資・雇用が生み出されていたが、上記のとおり活動の自由度が増すことで、そのインパクトはより大きなものとなる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 平成24年度に特定復興産業集積区域において、復興特区法第40条に基づく指定を受けた法人は、2者である(平成25年6月末日までにさらに1者指定)。新規立地促進税制の要件を緩和することにより、特定復興産業集積区域に立地する新規立地新設企業が増加し、平成26年度及び平成27年において、それぞれ24件の指定を見込んでいる。

	9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成37年度) 法人の本店がある特定復興産業集積区域内のみにしか事務所等を設置できず、そのような範囲内で事業活動が完結する法人しか新規立地促進税制の適用を受けられないことから、現状から指定の大きな伸びは見込めず、投資・雇用に及ぼす効果は限定的となる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成37年度) 法人が雇用する従業員の人数や給与支給額に関する要件は維持しており、小規模の法人には適用されないことから、投資・雇用に相当程度大きな影響を及ぼす法人にピンポイントで適用させることができる。 また、個人事業者には適用がないこと、今回緩和しようとする事務所等には、人員規模に関する制限を設けること、等により、無限定な減収の拡大を助長することはない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	復興特区法に基づく、投資促進税制として、37条から39条までの措置があるが、これらは既存の企業がその活動を維持していく場合にも活用される税制であるところ、新規立地促進税制は津波被災区域等へ新たに立地する企業であって、一定以上の投資・雇用が見込まれるものに限って適用されるものであり、想定される適用対象・適用場が相当程度異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（被災地において完全復旧した事業所数）は、復興特区支援利子補給金制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）、本租税特別措置等が適用される事業所数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用数の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果・達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り

支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例を通じて、被災地において、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の本格的な事業再開に資することができる。」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。
- ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段として、利子補給制度、津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等があるとしているが、本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担が説明されていない（＜点検結果表の別紙＞⑭参照）ため、役割分担を明らかにすることにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本制度は「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（いわゆる「震災特例法」）に基づく措置であり、租税透明化法の適用対象外であるため、当該調査に基づく適用状況の把握はなされていない。また、本制度の手続は税務署で完結しており、実績を把握するには、別途改めて調査を行う必要があるが、税務当局に過大な負担を要するため、ただちに把握は困難である。
しかしながら、本制度は、被災事業者に広く偏りなく利用されることを想定しているため、事業者規模・業種等により適用を制限することはないことから、実績が僅少になることや、偏りが生じることなく、広く利用されていると推測される。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
⑧により試算した法人による設備投資対象額は101,593百万円。
平成24年度の復興特区法第37条の指定実績の平成24年度～26年度の設備投資見込み額の中央値の平均は126百万円。
これらを基に試算すると、平成26年度の法人事業者の適用見込件数は807件となり、個人事業者を同様に試算すると18件。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
・ 東日本大震災による製造業の資本ストック被害額（平成23年5月日本政策投資銀行）は1,637十億円。
投資額の前産業／製造業比率（内閣府・民間企業投資・除却調査：平成22年度計数から計算）は、2.7。
平成24年度末の未復旧事業所率（復旧済み、廃業を除外）（宮城県被災商工業者営業状況調査）は、内陸部2%、沿岸部19%。
復旧による未復旧事業所対前年減少率（平成24年、25年宮城県被災商工業者営業状況調査から計算）は、内陸部12%、沿岸部84%。
これらを基に、平成26年3月時点での未復旧資産ストック額を県別に試算すると、計429,531百万円。
・ 特別償却の対象となる資産の割合（内閣府・民間企業投資・除却調査：平成22年度計数から計算）は、0.584。
本制度を利用すると見込まれる事業者割合（平成25年宮城県被災商工業者営業状況調査を基に試算）0.81。
これらを未復旧資産ストック額と併せて、平成26年度設備投資見込み額を試算すると、101,593百万円。
・ 設備投資見込み額に、利益計上法人割合（国税庁会社標本調査）28%、延長による償却率勘案0.079、法人税率25.5%を乗じることにより、平成26年度の法人税の減収見込額573百万円となり、同様に所得税の減収見込額を試算すると0百万円となる。

【経産35】

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本制度は、事業者における被災代替資産等の取得における負担軽減により、資産取得を促進するものであり、いずれの制度も財産取得の負担軽減において違いはないが、東日本大震災においては、広範囲にわたり甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な雇用機会の確保はまだまだ十分とはいえないことから、多様な事業者に対して、単に租税特別措置だけでなく、複合的に組み合わせ利用できる支援措置を提供することにより、事業者の設備投資を促すこととしている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長 (国税4-1)(法人税:義、所得税:外)																				
2	要望の内容	<p>○ 平成28年3月31日までに被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却が適用されるが、平成26年3月31日までに取得等した場合は、平成26年4月1日以降に取得等した場合に比べ、特別償却の償却割合が1.5倍に引き上げられている。</p> <p>この特別償却の割合の引上げの適用期限を、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減価償却資産の種類</th> <th rowspan="2">取得等の時期</th> <th colspan="2">特別償却割合</th> </tr> <tr> <th>中小企業者等</th> <th>その他法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物又は構築物（増築部分を含む）</td> <td>～平成26年3月31日</td> <td>18%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>～平成28年3月31日</td> <td>12%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械及び装置、船舶、航空機又は車輛及び運搬具</td> <td>～平成26年3月31日</td> <td>36%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>～平成28年3月31日</td> <td>24%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合		中小企業者等	その他法人	建物又は構築物（増築部分を含む）	～平成26年3月31日	18%	15%	～平成28年3月31日	12%	10%	機械及び装置、船舶、航空機又は車輛及び運搬具	～平成26年3月31日	36%	30%	～平成28年3月31日	24%	20%
減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合																				
		中小企業者等	その他法人																			
建物又は構築物（増築部分を含む）	～平成26年3月31日	18%	15%																			
	～平成28年3月31日	12%	10%																			
機械及び装置、船舶、航空機又は車輛及び運搬具	～平成26年3月31日	36%	30%																			
	～平成28年3月31日	24%	20%																			
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課																				
4	評価実施時期	平成25年8月																				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 改正経緯 なし																				
6	適用又は延長期間	延長期間 2年間(平成26年4月1日から平成28年3月31日)																				
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 被災地においては、暮らしの再生に不可欠な被災事業者の施設・設備の復旧及び事業の本格再開は終了したとは言えないことから、本制度により、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の設備等の復旧・事業の本格再開を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。</p>																				

		<ul style="list-style-type: none"> □ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 ○ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部） <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 (vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。 										
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省における政策体系上の位置づけ 1. 経済成長 										
	③ 達成目標及び測定指標	<ul style="list-style-type: none"> 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 被災地において完全復旧した事業所数 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 被災地において、被災代替資産等の取得等が促進されることにより、被災事業者の設備の復旧・事業の本格再開に資することができる。 										
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> <過去の実績> 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。 <見込> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">法人</td> <td style="text-align: center;">個人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: center;">807件</td> <td style="text-align: center;">18件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: center;">807件</td> <td style="text-align: center;">18件</td> </tr> </table> 		法人	個人	平成26年度	807件	18件	平成27年度	807件	18件
			法人	個人								
平成26年度	807件	18件										
平成27年度	807件	18件										
② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> <過去の実績> 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。 <将来の推計>（単位：百万円） 平成26年度 ▲573 平成27年度 ▲573 											
	③ 効果・達成目標の実現状況	<ul style="list-style-type: none"> 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年～平成27年) 特別償却の割合の引き上げが2年間延長されることにより、平成26年度以降において、事業所の再開を図ろうとする事業者による被災代替資産等の取得等への意欲を増やし、被災地における被災事業者の設備等の復旧・事業の本格再開の促進に大きく寄与する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年～平成27年) 本特例を通じて、被災地において、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の本格的な事業再開に資することができる 										

		<ul style="list-style-type: none"> 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 被災事業所が、事業再開、継続をするためには被災代替資産等を取得する必要があり、資金繰り支援の効果がある特別償却の割合の引き上げによるインセンティブやその効果は大きいと考えられる。特別償却の割合の引き上げの延長が認められないと、被災代替資産等の取得等が減り、未だ遅れている事業所の再開の促進に支障を来すことになる。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年～平成27年) 本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税収の増加等につながる効果が見込まれる。 そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。 	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> 特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、復興庁において利子補給制度、経済産業省において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等、各府省において様々な支援制度が用意されている。 東日本大震災においては、広範囲に渡り甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な事業の再開、完全復旧は未だ終了しているとは言えないことから、多様な事業者に対して複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の被災代替資産等の取得等を促す必要がある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> 被災地方公共団体においては、被災地における被災代替資産等の取得等による事業再開・完全復旧を通じて、産業の回復、暮らしの再生が確保される効果がある。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）の増加及び国際物流拠点産業の雇用者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかが離れている場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④及び⑦参照）。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成20年度から24年度にかけての国際物流拠点産業の立地企業数や雇用者数を説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに

関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
特別償却	1件	1社	6893千円
税額控除	2件	2社	6230千円
所得控除	0件	0社	0円

根拠条文：42の9、45、68の13、68の27

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

前回要望時の想定では、平成23年度中の国会において、沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込んでいた。

※国際物流拠点産業集積地域…那覇空港、那覇港周辺地域、中城湾港等を想定。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、国際物流拠点産業集積地域として、那覇空港・那覇港・中城湾港周辺の4か所が指定され、平成24年度には、所得控除1件、投資税額控除1件の活用があった。したがって、想定との乖離は特段みられないものの、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定は前述④記載のとおり。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、国際物流拠点産業集積地域として、那覇空港・那覇港・中城湾港周辺の4か所が指定され、平成24年度には、所得控除1件、投資税額控除1件の活用があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも適用額が大きくなったもの。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には前述④のとおり、適用実績があったとされている。

【経産36】

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは平年度20百万円であり、平成24年度の減収額は約16百万円であったため、大きなかい離はみられない。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも減収額が大きくなったもの。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	6559千円	4701千円	6487千円	7109千円	15613千円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、企業数は39社から50社へ、雇用者数は627人から699人へ増加しており、沖縄の国際物流拠点化や国際物流拠点産業の集積、それによる雇用創出等が一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度30百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに260社の立地、5400人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充 (国税50・地方税46(自動連動)) (法人税:義、所得税:外、個人住民税:外、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	(1) 国税 ○国際物流拠点産業集積地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加等 ・対象事業に「航空機整備業」を追加等。 ○投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2) 地方税 ○国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○平成10年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 創設 ○平成14年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成19年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテ

		<p>ンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の指定)</p> <p>第四十二条 主務大臣は、(略)、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)</p> <p>第四十三条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～4項 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p>
--	--	---

		<p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3)国際物流拠点産業</p> <p>那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。</p> <p>こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、e コマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業(国際物流拠点産業)の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携(シー&エア)の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p>
	②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>1. 経済成長</p>
	③	<p>達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を平成33年度までに260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5400人とする。 <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)の増加 ・国際物流拠点産業の雇用者数の増加 <p>※国際物流拠点産業の新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、国際物流拠点産業集積地域は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、国際物流拠点産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合</p>

8 有効性等	①: 適用数等	<p>的に勘案して立地を決断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成 24 年 7 月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄への国際物流拠点産業の集積等は、沖縄における産業及び貿易の振興、沖縄における民間主導の自立型経済の構築等に寄与するものである。</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>2 件</td> <td>0 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>3184 千円</td> <td>0 円</td> <td>16111 千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>3 件</td> <td>3 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>5532 千円</td> <td>7109 千円</td> <td>11505 千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>償却額</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※平成 23 年度までは本制度の前身である「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」の実績値。</p> <p>※今後、平年度で所得控除 53 百万円、投資税額控除 17 百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>直近 3 年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>なお、本制度は、指定地域に立地する国際物流拠点産業に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象地域・企業等は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	所得控除	適用件数	2 件	0 件	1 件	控除額	3184 千円	0 円	16111 千円	投資税額控除	適用件数	3 件	3 件	1 件	控除額	5532 千円	7109 千円	11505 千円	特別償却	適用件数	0 件	0 件	0 件	償却額	0 円	0 円	0 円
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																													
所得控除	適用件数	2 件	0 件	1 件																													
	控除額	3184 千円	0 円	16111 千円																													
投資税額控除	適用件数	3 件	3 件	1 件																													
	控除額	5532 千円	7109 千円	11505 千円																													
特別償却	適用件数	0 件	0 件	0 件																													
	償却額	0 円	0 円	0 円																													
②: 減収額	<p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>6487 千円</td> <td>7109 千円</td> <td>15613 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度 30 百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成 23 年度の実績のみであるため、平成 22 年度、平成 24 年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	減収額	6487 千円	7109 千円	15613 千円																								
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																														
減収額	6487 千円	7109 千円	15613 千円																														

③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H20~H33)</p> <p>沖縄では、那覇空港における国際貨物取扱量が平成 20 年度の約 2 千トンから平成 24 年度の約 14 万トンへ増加するなど、国際物流拠点の形成が進んでいる状況。また、国際物流拠点産業の立地企業数や雇用者数もそれぞれ平成 20 年度の 39 社、627 人から平成 24 年度の 50 社、699 人へ増加しており、国際物流拠点産業のリーディング産業化に向けた動きも進んでいる。</p> <p>しかしながら、沖縄における自立型経済の構築に向けては、高付加価値型のものづくり産業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の立地等をより一層促進していくことが重要であり、今後も一層の振興が求められているところ。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H20~H33)</p> <p>(過去 5 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>39 社</td> <td>37 社</td> <td>40 社</td> <td>47 社</td> <td>50 社</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>627 人</td> <td>634 人</td> <td>653 人</td> <td>663 人</td> <td>699 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>前回要望時(平成 23 年度)の目標: 概ね 10 年間で国際物流拠点産業の総生産額約 50 億円、雇用数 500 人の創出を目指す。</p> <p>※平成 23 年度の政策評価等での指摘を踏まえ、本年度より、達成目標を企業数及び雇用者数に変更。</p> <p>上述の通り、国際物流拠点産業集積地域における企業数・雇用者数はともに増加している状況。また、立地企業による租税特別措置の利用状況を見ると、同期間に所得控除 7 件、投資税額控除 9 件の活用があったことから、租税特別措置等による効果は一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、目標達成に向けてはより多くの企業立地や雇用創出等が必要であり、今後も一層の振興が求められているところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: H26~H33)</p> <p>高付加価値型のものづくり産業等の国際物流拠点産業の集積が進まず、沖縄における国際物流拠点産業の集積、自立型経済の構築等が停滞すると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H20~H33)</p> <p>本制度の前身である自由貿易地域及び特別自由貿易地域(~平成 23 年度)を含め、平成 20 年度から平成 24 年度までに、指定地域における立地企業数(累計)は 39 社から 50 社へ、雇用者数は 627 人から 699 人へ増加しており、一定の成果が認められることから、本租税特別措置は是認すべきものと考えられる。また、今後も、より効果的に活用される制度とすることで、より多くの企業立地や雇用創出等が見込まれることから、将来においても、本租税特別措置は是認すべきものであると考えられる。</p>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	企業数	39 社	37 社	40 社	47 社	50 社	雇用者数	627 人	634 人	653 人	663 人	699 人
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度													
企業数	39 社	37 社	40 社	47 社	50 社														
雇用者数	627 人	634 人	653 人	663 人	699 人														

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多種多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期：平成 23 年度	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（情報通信関連企業数の増加及び情報通信産業就業者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④参照）。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成23年度の情報通信関連企業数及び情報通信産業就業者数について説明しつつ、「相当程度の成果を得ていると判断される」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
税額控除	5件	5件	293,258千円
所得控除	1件	1件	2,303千円

根拠条文：42の9、60、68の13、68の63

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時の見込みは下記のとおりであり、平成24年度には一定の適用があったことから、かい離はないと考えられる。

（前回要望時の見込み）

平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。

※情報通信産業特別地区…那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村等を想定。

情報通信産業振興地域…情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村等を想定。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の所期の想定は④参照。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、情報通信産業特別地区として那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村が、情報通信産業振興地域として情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村が指定され、平成24年度には、投資税額控除2件の活用があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも適用額が大きくなったもの。

【経産37】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは平年度428百万円であり、24年度の減収額は約286百万円であったため、見込みより減少しているが、20年9月のリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等の影響があるものと分析。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも減収額が大きくなったもの。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	248百万円	271百万円	259百万円	259百万円	286百万円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、進出企業数は194社から263社へ、雇用者数は16,317人から23,741人へ増加しており、沖縄の情報通信関連産業の集積、それによる雇用創出等が一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度360百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに440社の立地、4.2万人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充 (国税51・地方税47(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	(1)国税 ○沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加 ・対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年 5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。 このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。

	<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興地域の指定) 第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。</p> <p>2～5項 略</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を</p>
--	---

	<p>受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2)情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)に基づく措置 1. 経済成長</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・情報通信関連企業の進出数を平成33年度までに440社とする。(平成24年度:263社) ・進出企業による新規創出雇用者数(累計)を平成33年度までに4.2万人雇用とする。(平成24年度:23,741人)</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・情報通信関連企業数の増加 ・情報通信産業就業者数の増加</p> <p>※新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等その他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区は、</p>
--	--

		<p>税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、情報通信関連産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を判断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成 24 年 7 月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域・特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																						
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等 ・平成 14～24 年度 累計 26 件</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除 45 百万円程度、投資税額控除 940 百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p>		H22 年度	H23 年度	H24 年度	所得控除	適用件数	0 件	0 件	0 件	控除額	0 円	0 円	0 円	投資税額控除	適用件数	2 件	2 件	2 件	控除額	259 百万円	259 百万円	286 百万円
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																					
所得控除	適用件数	0 件	0 件	0 件																				
	控除額	0 円	0 円	0 円																				
投資税額控除	適用件数	2 件	2 件	2 件																				
	控除額	259 百万円	259 百万円	286 百万円																				
		<p>②: 減収額</p> <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等【適用数等の再掲】 ・平成 14～24 年度 累計 26 件</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除による減収額 12 百万円程度、投資税額控除による減収額 940 百万円程度を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。 ※「租税特別措置の適用実態調査」は平成 23 年度の実績のみであるため、平成 22 年度、平成 24 年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		H22 年度	H23 年度	H24 年度	減収額	259 百万円	259 百万円	286 百万円														
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																					
減収額	259 百万円	259 百万円	286 百万円																					
		<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) 本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p>																						

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) <前回要望時(平成 23 年度)の目標等> 平成 23 年度時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は 237 社であり、平成 23 年度目標の 200 社を達成している。 また、進出企業による雇用者数が 20,212 人に達している。一方で、平成 23 年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は 33,700 人であるのに対して平成 22 年度時点で県内実績は 25,339 人となっている。しかし、現在の数値目標が平成 20 年 3 月に 22,400 人から上方修正された目標であり、かつ、同年 9 月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) 効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年) ○情報通信関連産業全体の県内生産額の増加 1,391 億円(平成 12 年度) → 3,482 億円(平成 23 年度) ○雇用者数の増加 8,600 人(平成 12 年度) → 23,741 人(平成 24 年度) ○県外からの誘致企業数(累計) 54 社(平成 14 年 7 月末) → 263 社(平成 24 年度)</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄振興特別措置法(第 31 条 課税の特例等)に明示されているものである。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成 23 年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（沖縄県の製造品出荷額等の増加）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかが離している場合には、かき離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④及び⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成22年度の沖縄における製造品出荷額等について説明しつつ、「租税特別措置等による効果も一定程度あったと考えられる」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
特別償却	3件	3社	50877千円
税額控除	16件	16社	341057千円

根拠条文：42の9、45、68の13、68の27

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時の見込みとしては、産業イノベーション（仮称）地域内において年平均240億円程度の設備投資を想定。

適用数等については記載がないものの、平成24年度においては、27件の事業認定、15件の投資税額控除（控除額227,817千円）、1件の特別償却（償却額17,170千円）の活用実績があった。自身の産業高度化地域の適用実績等を踏まえても、当該数値は当初の見込みどおりと考えられる。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の見込みは、前述④記載のとおり、産業イノベーション（仮称）地域内において年平均240億円程度の設備投資を想定。

適用数等については記載がないものの、平成24年度においては、27件の事業認定、15件の投資税額控除（控除額227,817千円）、1件の特別償却（償却額17,170千円）の活用実績があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的かつ多く活用される制度の実現を図りたい。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは506百万円であったが、24年度の減収額は233百万円であった。これは、当時の要望内容のいくつかが実現されなかったこと、平成24年度が制度創設初年度であったこと等に起因するものと考えられる。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

【経産38】

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	215485 円	283704 円	229039 千円	328961 千円	232968 円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

工業統計調査等によれば、平成20年から23年の間に、沖縄県の製造品出荷額等は、1.00倍となっている（下図参照）。これは、世界的な不況等の影響で全国と同数値が0.85倍に落ち込んでいることや、沖縄県の島しょ性・歴史等を踏まえれば、一定の成果が上がっている状況といえ、税収減を是認する効果があったと考えられる。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	2011/2008
全国	3,355,788 億円	2,652,590 億円	2,891,077 億円	2,849,688 億円	0.85 倍
沖縄県	6,043 億円	5,481 億円	5,655 億円	6,047 億円	1.00 倍

出典：2010年までの値は「工業統計調査」、2011年の値は「経済センサス活動調査」

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

今後は、平年度280百万円程度の減収額を見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年までに製造品出荷額等が1.5倍となり、製造業等の発展が実現されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充（国税52・地方税48（自動連動）） （法人税：義、所得税：外、個人住民税：外、法人住民税：義、事業税：義）
2	要望の内容	<p>(1) 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業高度化・事業革新促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 <ul style="list-style-type: none"> ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象資産の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・対象資産に「研究開発用の器具・備品」を追加。 ○投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 <p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業高度化・事業革新促進地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 創設 ○平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 延長 ○平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企</p>

	<p>業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)</p> <p>第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域</p> <p>三 略</p> <p>3～7 略</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)</p> <p>第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事</p>
--	---

	<p>業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2～7項 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(4)産業イノベーションの推進</p> <p>沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。</p> <p>沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)に基づく措置</p> <p>1. 経済成長</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成33年までに、沖縄県の製造品出荷額等を平成24年比で1.4倍へ増加させる。</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。</p> <p>(データ(工業統計調査)の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とした)</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>・沖縄県の製造品出荷額等の増加</p> <p>※「製造品出荷額等」は経済産業省の工業統計調査の数値を使用。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄の優位性・潜在性を活用した産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<p>いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図ることは、沖縄における民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p> <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>20件</td> <td>20件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>223258千円</td> <td>328961千円</td> <td>227817千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>償却額</td> <td>19270千円</td> <td>0円</td> <td>17170千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※平成23年度までは本制度の前身である「産業高度化地域」の実績値。 ※「適用件数」については、認定された実施計画単位で計算しているが、1法人が複数の認定を受けている事例もあることから、法人数とは一致しない。 ※今後、平年度で投資税額控除275百万円、特別償却21百万円程度の適用を見込む。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>また、本地域制度は、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件	控除額	223258千円	328961千円	227817千円	特別償却	適用件数	1件	0件	1件	償却額	19270千円	0円	17170千円
				平成22年度	平成23年度	平成24年度																			
			投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件																		
控除額	223258千円	328961千円		227817千円																					
特別償却	適用件数	1件	0件	1件																					
	償却額	19270千円	0円	17170千円																					
②: 減収額	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>229039千円</td> <td>328961千円</td> <td>232968千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度で280百万円程度の減収額を見込む。 ※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	229039千円	328961千円	232968千円																
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																						
減収額	229039千円	328961千円	232968千円																						
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H14~H33)</p> <p>沖縄では、バイオベンチャー企業が、平成24年に平成14年比で3倍近く増加しており、また、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等の先端的な研究機関の立地や企業との共同研究等の動きもみられるなど、沖縄の地域資源を生かしたイノベーション創出に資する環境が整いつつある。他方で、県内総生産に占める製造業の割合は未だ4.8%(全国平均は16.5%)と、製造業等の基盤は引き続き脆弱な状況であることから、今後もより一層の振興が必要な状況。</p>																								

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H14~H33)</p> <p>前所要望時(平成23年度)の目標:沖縄県の製造品出荷額を平成24年度に比べて平成33年度には1.5倍に増加させる。 ※上記目標設定後に沖縄県により作成された沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)において、同出荷額を1.4倍とする目標が設定されたことから、今回要望より当該目標への修正を行った。</p> <p>最新の工業統計調査(平成22年実績)によれば、沖縄における製造品出荷額等は、平成14年比で0.99倍となっている。ただし、これは世界的な同時不況によるものであると予想され、平成20年には1.06倍となっているなど、トレンドとしては一定程度の増加が見られる。また、平成14年度から平成24年度までに、租税特別措置は投資税額控除176件、特別償却36件の活用があったことから、租税特別措置等による効果も一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、県内総生産に占める製造業の割合は4.8%(全国平均は16.5%)と、製造業等の基盤は未だ脆弱な状況であることから、今後も、租税特別措置等による一層の振興が必要な状況。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~H29)</p> <p>本土から遠隔にあること等の産業立地先としての不利性や経済構造上の脆弱性から、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等の集積・発展、設備投資や研究開発等が停滞すると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H26~H33)</p> <p>平成14年度から平成24年度までに、投資税額控除は176件、特別償却は36件の活用があり、この間、沖縄県の地域資源等を活用したバイオベンチャー企業数が3倍近くに増加していることなどから、当該税制措置は沖縄県における自立型経済の発展に寄与しており、是認すべきものと考えられる。また、近年では、こうしたバイオベンチャー企業に加え、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等の先端的な研究機関の集積も進んでおり、今後、沖縄県の優位性・潜在性を活かしたイノベーションがより期待されることから、将来においても、本税制措置は是認すべきものであると考えられる。</p>
		②: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>産業高度化・事業革新促進地域においては、機械修理業、デザイン業、商品検査業等、多様な業種を産業高度化・事業革新促進事業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資等を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、本地域制度においては、事業認定等のスキームを通じて、沖縄にお</p>

		ける産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成23年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成24年度の沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客1人当たりの平均滞在日数及び観光客1人当たりの県内消費額を記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

■平成24年度税制改正要望時の達成目標

平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000万円、平均滞在日数4.28日の達成。

（次期法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%（対平成22年度実績比）を目指すものとして、算出されたもの。

・入域観光客数：1,000万人、観光収入：1兆円、1人当たりの観光消費額：10万円、平均滞在日数：4.78日

■平成24年度の実績（沖縄県統計資料）

- ・入域観光客数：592万人（うち外国人観光客数：38万人）
- ・観光収入：3,997億円
- ・観光客1人当たりの平均滞在日数：3.75日
- ・観光客1人当たりの県内消費額：67,459円

上記目標の達成がなされていない主な理由として、海外旅行地との競合や夏場の繁忙期に來襲した台風、尖閣諸島関連の影響等により伸び悩んでいるものと考えられる。

沖縄県において観光産業は県外受取の約2割を占める基幹産業であるところ、県内の観光関連事業者の約9割は中小企業であるため、観光事業に対する設備投資を行うことが難しいのが現状。

本制度の課税特例措置における要件緩和により、中小観光関連産業にも設備投資によるインセンティブを付与し、小規模であっても沖縄観光の魅力を上向きさせる自然・文化体験型観光関連施設、ボトム期の底上げも期待される温泉保養施設等の新設・増設を促すことにより、社会情勢や気象変化といった外的要因の影響があったとしても、上記目標の達成に寄与する産業体制を構築できるものと考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

《地方税（法人住民税）の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：582千円

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：附則第23、292

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定では、1年間に5施設の新設・増設を見込んでいた。

平成24年度に公布施行された沖縄振興特別措置法により創設された本地域制度は、制度運用から間もなく、沖縄県内の観光関連事業者にとって課税特例措置の適用の要件が厳しいものとなっているため、適用実績が少ない状況となっているが、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

《法人税の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：3,364千円

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：42の9、68の13

《地方税（法人住民税）の適用実績》

上述④記載のとおり。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本地域制度に係る法人税の課税特例措置は、減価償却資産の取得価額が5,000万円超の規模の事業につき、事業年度の法人税額から当該減価償却資産の取得価額に規定の控除率を乗じて算出した金額の合計額を控除するもの。（租税特別措置法第42条の9及び同法第68条の13を参照。）

よって、法人税の減収額が本地域制度における国税の課税特例適用額となるものである。

なお、今般の税制改正要望については、事項要求とした上で、要望内容の詳細は今後検討していくこととしているため、現時点において要望事項として決定している法人税及び法人住民税のみ減収額の算定をすることとした。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成10～24年度における国税（法人税）・地方税（法人住民税）の減収額は下記のとおり。

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
法人税	0千円	0千円	0千円	5,260千円	161,385千円
法人住民税	0千円	0千円	0千円	910千円	27,920千円

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法人税	2,518千円	0千円	0千円	0千円	0千円
法人住民税	436千円	0千円	0千円	0千円	0千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法人税	0千円	0千円	0千円	3,364千円	0千円
法人住民税	0千円	0千円	0千円	582千円	0千円

（沖縄県による企業アンケート調査、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」より）

【経産39】

同期間中に、入域観光客数は422万人から592万人へ、観光収入は3,527億円から3,997億円へ、観光客1人当たりの平均滞在日数は3.76日から3.75日へ、観光消費額は83,578円から67,459円へ増加しており、沖縄県の観光振興は一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度5百万円程度の減収額が見込まれるものの、課税特例措置により、平成33年度までに入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、観光客1人当たりの平均滞在日数5日、観光消費額100,000円が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄振興一括交付金によっても企業による設備投資を促すことは可能であるが、補助金等に見られるような、自己資金による設備投資ではないことに起因する過剰投資や無駄使い等のモラルハザードが生じる可能性があるという側面もある。

課税特例措置を設けることにより、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うような企業に支援対象を限定することができるため、上記のようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、ひいては沖縄県における民間主導の自律的経済の構築に資することができると思われる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充 (国税53・地方税49(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	【特例措置の内容】 (1) 国税 ○観光地形成促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される予定の設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。 ※機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物の下限取得価額を5,000万円から1,000万円に引き下げる。 ○対象施設要件 ・対象施設の床面積等に係る要件を緩和。 (1)建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2)構築物に係る取得価額の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2) 地方税 ○観光地形成促進地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税(法人税割)についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度の創設
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。

	<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (沖縄振興計画) 第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。 (略) 二 産業の振興に関する事項 第三章 産業振興のための特別措置 (観光振興計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3～8 (略) (課税の特例) (課税の特例) 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>
--	---

	<p>2 (略) ■沖縄振興基本方針 (抄) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2)観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。 このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。 また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)に基づく措置 1. 経済成長</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成28年度の沖縄県における入域観光客数800万人(うち外国人客数120万人)、観光収入7,500億円、観光客一人当たりの平均滞在日数4.73日、観光客一人当たりの県内消費額93,750円 ※沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定する「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進するための計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」にて掲げられている平成28年度までの目標値。 なお、沖縄県においては、沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)にて、上記指標における5年後、10年後の達成目標を示しており、指標ごとに各年度における増減及びその要因を分析し、沖縄県の統計資料において公表している。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数、観光客一人当たりの県内消費額の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 観光産業の振興が図られ、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加により、沖縄県の自立型経済の発展に寄与する。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<p>■平成 22 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p> <p>■平成 23 年度 法人税 適用件数:2 件 適用者数:0 者 適用額:3,364 千円(※) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 23 年度)」による把握</p> <p>■平成 24 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p>
		②: 減収額	<p>■法人税の減収見込額</p> <p>①平成 10 年度から平成 24 年度(15 年)までに新增設された特定民間観光関連施設は 43 施設あり、以下の算定により、年間で約 3 施設増加する見込み。 43 件÷15 年≒3 施設 (年間約 3 施設増加する考える。)</p> <p>②平成 22 年度から平成 24 年度までの法人税控除適用実績は、適用施設数 2 施設、適用額 3,364 千円である。よって、以下の算定により、1 施設につき 1,682 千円の法人税控除の適用があると考え。 3,364 千円÷2 施設=1,682 千円 ※適用施設数・適用額の内訳 適用施設数:2 施設 適用額:3,364 千円</p> <p>③以下の算定により、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける平年度の減収額は 5,046 千円。 1,682 千円×3 施設=5,046 千円</p> <p>■地方税の減収見込額 ・法人住民税 以下の算定により、法人住民税の減収額は 873 千円。 法人税減収見込額 5,046 千円×税率 17.3%=873 千円</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度)</p> <p>平成 24 年度の実績(沖縄県統計資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数:592 万人 (うち外国人観光客数:38 万人) ・観光収入:3,997 億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数:3.75 日 ・観光客一人当たりの県内消費額:67,459 円 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度~平成 28 年度)</p> <p>東日本大震災の影響により落ち込んでいた入域観光客数及び観光収入について、平成 24 年度は、対前年度比で入域観光客が約 40 万人増加、観光収入が約 214 億円増加したものの、海外観光地との競合や夏場の繁忙期に襲った台風、尖閣諸島関連の影響等もあり、伸び悩んでいるところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度~平成 28 年度)</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)及び沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において目指す沖縄の自立型経済の発展等に支障が生ずる。</p>	

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度~平成 28 年度) 地域の特色を活かすような観光関連施設等が増加し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加が見込まれる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	沖縄の魅力を高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月に事前評価を行っている。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中心市街地活性化のための税制措置の創設	府省名	経済産業省
税目	不動産取得税、固定資産税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（年間小売販売額、空き店舗率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数及び減収額の将来推計について、「経済産業省推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（中心市街地特区での年間小売販売額の向上及び空き店舗率の改善）の実現状況の将来予測について、定性的に「中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

減収見込額の積算内訳

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」及び「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

平成18年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、
i) 基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、ii) まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、iii) 公共公益施設の集約・まちなか居住の推進、iv) 大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。

しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価によれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系（販売額、空き店舗数）の目標達成率は約1割と衰傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

このような課題に対処するため、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、当該エリアでは、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税制、融資等の優遇措置を講じ、民間投資を強力に喚起するとともに空き店舗・未利用地の解消を図ることとしている。税制措置においては、商業・サービス業の設備投資を促進させることで民間投資を喚起し個店の魅力を高め販売額をのばし、まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高く事業を躊躇している民間事業者にインセンティブを与えることで空き店舗・未利用地を解消させることから、本特例措置について、年間小売販売額、空き店舗率を指標として採用することは適切であると考えられる。

目標水準としては、年間小売販売額・年間小売販売額は8%減少、空き店舗率は6%悪化している状況額は7%の上昇、空き店舗率は20%の改善を目指すこととする（注1）。なお、現状、年間小売販売額は8%減少、空き店舗率は6%悪化している（注2）。

本特例措置における目標水準は、本特例措置の減収見込額が平年度248万円であり、当該減収額は、一定程度さらなる集客力向上のための資金として活用されるものであり、中心市街地特区全体の目標に寄与するものであるから、中心市街地特区における優遇措置全体の目標水準に反映されるもの。

目標達成時期は、中心市街地基本計画の実施期間の終了時である5年後を目処とする。

（注1）目標水準の年間小売販売額・空き店舗率は平成24年度末までに中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了した自治体のうち経済活力系の指標を採用していた自治体の計画策定時の現状と目標値を比較し平均を算出。

（注2）現状の年間小売販売額・空き店舗率は平成24年度末までに中心市街地活性化基本計画の計画期間が終了した自治体のうち経済活力系の指標を採用していた自治体の計画策定時の現状と終了時を比較し平均を算出。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

別紙参照

特例措置の内容：不動産取得税については、課税標準額を1/2とする。固定資産税及び都市計画税については、課税標準額を最初の5年間1/2とする。

①平成27年に事業を実施する場合の減収見込額（4エリアを想定）

		（単位：百万円）						
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
土地取得時	課税標準額（土地）	990	927	868	812	760	711	665
	減収額（不動産取得税）	20						
	減収額（固定資産税）		6	6	6	5	5	
	減収額（都市計画税）		1	1	1	1	1	
建物取得時	課税標準額（建物）		2280	2280	2134	2134	2134	1997
	減収額（不動産取得税）		46					
	減収額（固定資産税）			16	15	15	15	14
	減収額（都市計画税）			3	3	3	3	3
減収額合計		20	53	26	25	24	24	17
4エリアの減収額合計		80	212	104	100	96	96	68

※平成30年度及び平成33年度は評価替え実施年度。

②平成28年に事業を実施する場合の減収見込額（6エリアを想定）

		（単位：百万円）							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
土地取得時	課税標準額（土地）		990	927	868	812	760	711	665
	減収額（不動産取得税）		20						
	減収額（固定資産税）			6	6	6	5	5	
	減収額（都市計画税）			1	1	1	1	1	
建物取得時	課税標準額（建物）			2280	2134	2134	2134	1997	1997
	減収額（不動産取得税）			46					
	減収額（固定資産税）				15	15	15	14	14
	減収額（都市計画税）				3	3	3	3	3
減収額合計		0	20	53	25	25	24	23	17
6エリアの減収額合計		0	120	318	150	150	144	138	102

※平成30年度及び平成33年度は評価替え実施年度。

		（単位：百万円）							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
本特例措置による減収見込額		80	332	422	250	246	240	206	102

【試算の基礎】

1. 課税標準額、減収額

(1) 土地取得時の課税標準額（土地）＝ 特区想定エリアの課税標準額を参考とした。

(2) 翌年度以降の課税標準額（土地）＝ 前年度の課税標準額 × 特区想定エリアにおけるH25公示地価平均値 / H24公示地価平均値

※特区想定エリアの公示地価平均値 H24: 82,534円/㎡ H25: 77,247円/㎡

(3) 建物取得時の課税標準額（建物）＝ 特区想定エリアの課税標準額を参考とした。

(4) 翌年度以降の課税標準額（建物）＝ 評価替えが実施される年度は前年度の課税標準額 × 特区想定エリアにおけるH25公示地価平均値 / H24公示地価平均値。評価替えが実施されない年度は前年度の課税標準額を据え置き。

(5) 減収額（不動産取得税）＝ 課税標準額 × 4%（標準税率）× (1-1/2)

(6) 減収額（固定資産税）＝ 課税標準額 × 1.4%（標準税率）× (1-1/2)（最初の5年間）

(7) 減収額（都市計画税）＝ 課税標準額 × 0.3%（制限税率）× (1-1/2)（最初の5年間）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中心市街地活性化のための税制措置の創設（地方税2）（法人住民税：義、事業税：義、不動産取得税：外、固定資産税：外、都市計画税：外）
2	要望の内容	<p>少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商業機能の衰退や空き店舗・未利用地の増加に歯止めがかからない状況にあることから、地域経済の持続的な成長を促すため、改正を検討している中心市街地活性化法により創設する「中心市街地特区（仮称）」において、商業・サービス業の活性化に資する以下の税制措置を講ずる。</p> <p>①商業・サービス業中心市街地活性化税制の創設 中心市街地特区において、商業・サービス業の中心市街地活性化のための投資に係る特別償却・税額控除制度を創設する。 （1）対象業種等：卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は法人</p> <p>（2）対象設備の要件： ①建物附属設備 取得価格 1台 60万円以上 ②器具・備品 取得価格 1台 30万円以上</p> <p>（3）即時償却又は税額控除の選択適用</p> <p>即時償却：取得価格の全額 税額控除：取得価格の7%（個人事業主及び資本金3,000万円以下の中小企業のみ）</p> <p>②認定を受けた民間事業者等に対する不動産取得税等の課税標準の特例措置の創設 中心市街地特区において、認定を受けた民間事業者等（※）が土地等を取得した場合、当該土地等に課税される不動産取得税の課税標準額を1/2、当該土地等に課税される固定資産税及び都市計画税の課税標準額を、取得から5年間1/2、とする特例措置を講ずる。</p> <p>※中心市街地特区での経済産業大臣が認定した事業を実施する者。</p>
3	担当部局	経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	2年間（平成26年4月～平成28年3月）
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正を検討している中心市街地活性化法により創設する中心市街地特区において、 ①卸売業、小売業又はサービス業を営む民間事業者（以下「商業・サービス業」という。）について、設備投資を促進し、民間投資を誘発させること ②認定を受けた民間事業者等にインセンティブを与えることで、空き店舗・未利用地の流動化を促進させること</p> <p>以上の措置により、中心市街地特区の魅力高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。</p>

《政策目的の根拠》

平成18年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、ア.基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、イ.まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、ウ.公共公益施設の集約促進・まちなか居住の推進、エ.大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。

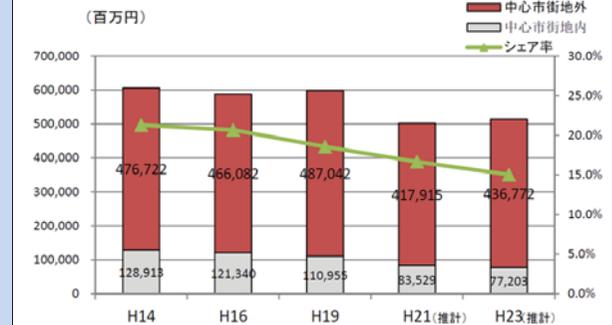
しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系（販売額、空き店舗数）の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にあり、その原因としては中心市街地への民間投資の低迷があげられている。

また、民間事業者の中には、まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高く、事業を躊躇している事業者も存在し、空き店舗・未利用地が増加する一つの要因となっている。空き店舗・未利用地が増加することは、建物が歯抜け状に点在する街並みを生み、更に市街地の活力を失わせ、住民等を遠ざけるという負のスパイラルに陥らせるものである。

そこで、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、当該エリアでは、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととする。

このことから、中心市街地特区において、①商業・サービス業の設備投資を促進し、民間投資を誘発させ、②認定を受けた民間事業者等にインセンティブを与えることで、空き店舗・未利用地の流動化を促進し、中心市街地特区の魅力高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図ることが必要である。

【年間小売業販売額推移】



出典：平成24年度中心市街地商業等活性化支援業務「中心市街地活性化施策の効果分析事業」（経済産業省委託調査事業）

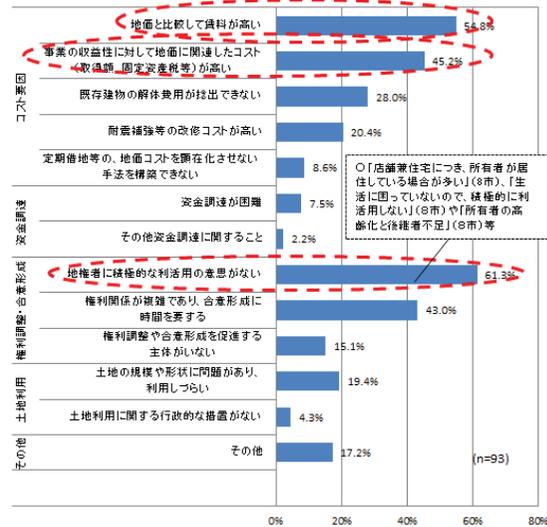
		<p>【中心市街地における空き店舗・未利用地の状況(中心市街地活性化基本計画認定市)】</p> <p>出典:平成24年度実施 経済産業省アンケート調査</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4. 取引・経営の安心</p> <p>(参考)</p> <p>「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では「空き店舗の流動化を促す新たな仕組み等による投資や企業の喚起、合併市も含む小規模な都市等での取組等を通じ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。」と記載。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中心市街地特区において、①商業・サービス業の設備投資を促進し、民間投資を誘発させ、②まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高く事業を躊躇している民間事業者インセンティブを与えることで、空き店舗・未利用地の流動化を促進し、中心市街地特区の魅力高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。</p> <p>具体的には、中心市街地特区での年間小売販売額の向上及び空き店舗率の改善を目標とする。また、中心市街地全体への波及効果を測定するため、アンケート調査等を実施する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中心市街地活性化特区での年間小売販売額、空き店舗率、アンケート調査等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地特区の魅力が高まり、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(適用件数)</p> <p>平成26年度 ①:57件、②:0件 平成27年度 ①:170件、②:4件 平成28年度 ①:0件、②:10件</p>

		<p>平成29年度 ①:0件、②:10件 平成30年度 ①:0件、②:10件</p> <p>(経済産業省推計)</p>
	② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>平成26年度 ①:0.4億円、②:0億円 平成27年度 ①:1.1億円、②:0.8億円 平成28年度 ①:0億円、②:3.3億円 平成29年度 ①:0億円、②:4.2億円 平成30年度 ①:0億円、②:2.5億円</p> <p>(経済産業省推計)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成18年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、ア.基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、イ.まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、ウ.公共公益施設の集約促進・まちなか居住の推進、エ.大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。</p> <p>しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>商店街への来街者数の減少を分析すると、「魅力ある店舗の減少」、「業種・業態の不足」や「近郊の大型店の進出」等の要因があり、このような問題に対応するためには、民間投資を誘発し、個店の魅力を高め、集客力を増加させる取組が必要となっている。</p> <p>そこで、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、個店の改装・販売促進活動・新商品の提供等に係る設備の導入により個店の魅力を高めていくことが有効である。</p> <p>《商店街への来街者数の減少要因(3選択肢まで回答)》</p> <p>出典:平成24年度商店街実態調査</p> <p>また、中心市街地における空き店舗・未利用地の状況を見ると、中心市街地では空き店舗・未利用地が増加しており、「地権者に積極的な利活用</p>

思がない」、「地価と比較して賃料が高い」、「事業の収益性に対して地価に関連したコスト(取得額、固定資産税など)が高い」等の要因があり、このような問題に対応するため、空き店舗・未利用地の流動化を促進していくことが必要である。

そこで、まちづくり事業への取組を後援するため、地価に関連した税負担を軽減し、中心市街地特区においては、認定を受けた民間事業者等にインセンティブを与え、空き店舗・未利用地の流動化を促進させ、街並みの連続性を再生させる。

【中心市街地における空き店舗・未利用地が活用されない理由(認定市)】



出典:平成24年度実施 経済産業省アンケート調査

以上の措置により、中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:中心市街地特区計画認定後1年間)

中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば目標達成率は約3割となっており、特に、経済系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

【中心市街地活性化基本計画の達成状況】

	通行量	居住人口等	観光入込数等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他	計
設定数	45	28	25	18	6	10	13	145
目標達成数	12	5	11	2	2	2	8	42
目標達成率	27%	18%	44%	11%	33%	20%	62%	29%
基準値改善率	26	13	20	3	5	5	11	83
基準値改善率	58%	46%	80%	17%	83%	50%	85%	57%

出典:第1回中心市街地活性化評価調査委員会資料(内閣官房地域活性化統合本部作成)より経済産業省作成

本件特例措置は、地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができるエリアに対して政策資源を選択・集中させる中心市街地特区のみに適用されるものであるから、設備投資を通じた民間投資や空き店舗・未利用地の流動化により、中心市街地特区の魅力が高まり、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:中心市街地特区計画認定後1年間)

本特例措置がない場合には、中心市街地特区への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図ることはできない。

《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:中心市街地特区計画認定後1年間)

減収額の将来推計は、平成27年以降、約2.2億円/年と推計される。一方、平成18年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識した制度の措置を講じたところである。

しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

本特例措置がない場合には、中心市街地特区への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、ますます中心市街地が衰退していくと推察されるため、地域経済を牽引する中心市街地について、その中で特に区域を絞り、中心市街地特区を設け、当該エリアでは、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出す必要がある。

9 相当性

①:租税特別措置等によるべき妥当性等

中心市街地特区の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させるためには、民間投資の誘発や、空き店舗・未利用地の流動化を促進させることが重要である。本特例措置は、地域経済を牽引する市町村の中心市街地を絞った区域の民間投資を誘発させることで中心市街地全体を活性化させることを目的とし、さらに、空き店舗・未利用地の流動化を促進するなかで、まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高いことがネックとなっている事業者を支援するものであり、その対象者も地域住民や自治体等によりコミットされた事業者に限定しており、必要最小限の特例措置となっている。

	<p>② ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③</p>	<p>地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で特に区域を絞り中心市街地特区を設け、地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができるエリアに対して大胆かつ集中的に予算・税・融資等の優遇措置により、中心市街地全体に波及する効果を生み出すこととし、以下の措置を平成 26 年度プロセスにて要望・要求中。</p> <p><税制の役割> 空き店舗・未利用地の流動化を促進させる。 (措置名) 相続税に係る所要の税制措置</p> <p><予算の役割> 近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するためエネルギー効率を向上させる EMS 等の導入への支援をする。 (措置名) ・中心市街地再興戦略事業費補助金 ・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金</p> <p><融資の役割> 財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。 (措置名) ・企業活力強化貸付(中小・国民)</p> <p>③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>③ ④</p> <p>地域経済を牽引する市町村の中心市街地特区では、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図るために、中心市街地における民間投資の拡大や空き店舗・未利用地の流動化を促進させることが必要であることから、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本件特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>(参考)中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会) ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。</p>
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税收減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税收減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（年度ごとの新規参入者数の推移）は、他の電力自由化に関する規制改革・支援制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成25年5月時点で97社と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者数の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
- (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「新規参入者数H17年1社、H19年4社」等と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税收減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税收減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税收減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点

検項目についても説明が不足している。

- ⑥⑧ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用額及び減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時の目標及び測定指標については、以下のとおり。

本要望措置の目標は市場環境の整備を通じて、新電力等の新規参入を促進するものである。前回要望時から、新規参入者数は年々増加しており、今後も新規参入を促進していく観点から、本措置を実施する必要がある。

【前回要望時の目標】

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

市場環境の整備を通じて電気事業における安定供給・環境適合・競争を同時に達成し、特定規模需要における新規参入を促進する。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》

年度ごとの新規参入者数の推移

【新規参入者の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
新規参入者	11	8	26
累計参入者数	41	49	75

出典：資源エネルギー庁電力市場整備課調べ

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本要望措置は、二重課税を排除し、市場環境を整備する手法をとるため、期間を定めて、定量的な目標値を設定するのは不適切である。また、適用事業者が増加するか否かは、参入している又は参入しようとする事業者の経営判断に基づくものであるため、適用事業者数の将来見込みを予測することは困難である。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度までの適用者数については、別添1を参照。

また、平成25年度5月時点での97社という適用者数は、平成25年度に適用される可能性のある事業者数である。内訳は以下の通り。

【平成25年度適用事業者見込数内訳】

適用者事業者数：97社

適用事業者内訳：一般電気事業者 10社
 特定規模電気事業者 82社
 特定電気事業者 5社

【経産41】

出典：資源エネルギー庁電力市場整備課調べ

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
他社の供給区域内の特定規模需要に電気を供給する一般電気事業者及び新電力等は、必ず他社の送電線により振替供給又は接続供給を行ってもらい、電気を供給しなければならないため、等しく本制度が適用されることになる。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別添2を参照。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の支援措置等はない。

<別添1>

減収額実績 適用事業者数内訳

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般電気事業者	9社	9社	9社	9社	9社
供給実績のある特定規模電気事業者	12社	20社	28社	29社	29社
計	21社	29社	37社	38社	38社

出典：資源エネルギー庁電力市場整備課調べ

<別添2>

電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金の控除する収入割の特例措置
適用実績及び減収額 試算根拠

一般電気事業者計

控除託送料

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)
一般電気事業者9社計	10,338	9,580	11,080	10,704	12,690	12,524

減収額(控除託送料×1.3%)

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)
一般電気事業者9社計	134	125	144	139	165	163

特定規模電気事業者計

控除託送料(接続供給託送収益)

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)
一般電気事業者9社計	47,827	49,656	68,964	76,034	76,500	76,926

減収額(控除託送料×1.3%)

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)
特定規模電気事業者計	622	646	897	988	995	1,000

減収額合計

(単位:百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)
9社計	134	125	144	139	165	163
新電力等	622	646	897	988	995	1,000
合計	756	770	1,041	1,128	1,159	1,163

<算出方法:電力会社からのヒアリングに基づき算出>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充 (地方税3)(事業税:義)
2	要望の内容	法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、特定規模需要に電気を供給するために必要な託送料金収入を控除する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 12 年度 創設(3年間の特例措置) 平成 15 年度 2年間の延長 平成 17 年度 2年間の延長 平成 19 年度 2年間の延長 平成 21 年度 2年間の延長 平成 23 年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 市場環境の整備を通じて電気事業における安定供給・環境適合・競争を同時に達成し、特定規模需要における新規参入を促進し、電気料金の抑制や、需要家の選択肢確保、事業者の事業機会を拡大することを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定)において、基本的な視点として、エネルギーを基軸とした経済成長を実現するために、魅力ある事業環境を整備し、税制等の政策措置を導入することの必要性がうたわれている。また、国民生活の安定や我が国産業の競争力を強化するために、効率的かつ透明な市場の整備を通じて、経済効率的なエネルギー供給を実現することの重要性も位置づけられている。</p> <p>そして、政策手法のあり方として、安定供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保を基本としつつ、基本計画その他法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについて、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことを基本とすることが明記されている。</p> <p>また、電力システムに関する改革方針(平成25年4月閣議決定)においても、競争の促進を通じて電気料金を最大限抑制することや、電力会社、料金メニュー等を選びたいという消費者ニーズに対して多様な選択肢で答えることができる制度に転換することとされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策名:3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市場環境の整備を通じて電気事業における安定供給・環境適合・競争を同時に達成し、特定規模需要における新規参入を促進する。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 年度ごとの新規参入者数の推移</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 近年、特定規模需要における新規参入がさかんに行われていることから、措置の必要性が高まってきている。新規参入を促進していくためには、引き続き公平な競争環境を整備することが重要。</p>																																																
8	有効性等	<p>① 適用数等 適用件数：97社（平成25年5月時点） 適用事業者：一般電気事業者、特定規模電気事業者（以下、新電力）</p> <p>② 減収額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20 (実績)</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>756</td> <td>770</td> <td>1,041</td> <td>1,127</td> <td>1,159</td> </tr> <tr> <td>うち、新電力分</td> <td>622</td> <td>646</td> <td>897</td> <td>988</td> <td>994</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減税額(百万円) = 控除託送料(百万円) × 1.3(%)</p> <p>③ 効果ないし達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18年4月～平成23年3月) <特定規模需要における販売電力量に占める特定規模電気事業者の割合推移> (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量シェア</td> <td>2.54</td> <td>2.82</td> <td>3.47</td> <td>3.56</td> <td>3.53</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：電力調査統計</p> <p>課税の公平性が図られていることによって、販売電力量に占める特定規模電気事業者のシェアは着実に伸びてきており、自由化市場の発展に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成17年4月～平成22年3月) (単位：社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規参入者数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>累計算入者数</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：資源エネルギー庁電力市場整備課調べ</p> <p>上記推移にもあるとおり、直近での新規参入者数は増えており、特定規模需要間における競争が見られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成17年4月～平成25年3月) 本措置が無い場合、一般電気事業者計で1～2億円、PPS計で10億円の影響があり、PPSのうち規模の大きなものは1社で億円単位の収支影響を与えている。これら影響額は、事業者によって差はあるものの、経常損益の1～2割を占めるほどになり、PPSが特定規模電気事業を行っていく上でかなりの影響があるものと考えられる。既に参入しているPPSにとっては、事業からの撤退という選択肢も出てくるものと思われる。また、新たに参入しようとする事業者にとっても、大きな参入障壁となる。</p> <p>加えて、措置がなされないと、特定規模需要を行う(一般電気事業者の場合は他社の供給区域内の特定規模需要に電気を供給する)際、課税がなされることとなり、二重課税となり、同一の電気について重複して事業税を課</p>	年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	減税額	756	770	1,041	1,127	1,159	うち、新電力分	622	646	897	988	994	年度	H20	H21	H22	H23	H24	販売電力量シェア	2.54	2.82	3.47	3.56	3.53	年度	H17	H18	H19	H20	H21	新規参入者数	1	0	4	1	11	累計算入者数	23	22	25	26	35
年度	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)																																													
減税額	756	770	1,041	1,127	1,159																																													
うち、新電力分	622	646	897	988	994																																													
年度	H20	H21	H22	H23	H24																																													
販売電力量シェア	2.54	2.82	3.47	3.56	3.53																																													
年度	H17	H18	H19	H20	H21																																													
新規参入者数	1	0	4	1	11																																													
累計算入者数	23	22	25	26	35																																													

		<p>税することを回避するという地方税法施行令第22条第6号の主旨に反することとなる。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成20年4月～平成25年3月) 新電力の中には、本措置による租税減が認められることによって、初めて事業に参入できる社もあることから、本措置が企業に与える影響は非常に大きい。</p> <p>また、本措置による減収分については、需要家の料金にも反映されることから、特定規模需要の需要家は、必要コストを最小限に抑えて、資金を有効利用することができる。新電力が市場に参入後、自由化部門の料金に競争が働き、導入前と比較して1.8円/kWh(約10%)程度下がっている。新電力の参入が無くなった場合、事業者間での競争が働かず、電気料金が上がる懸念もある。</p> <p>以上より、租税減とすることの有効性が認められる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 公平なコスト環境の下での競争を実現するために、税制の原則を適用することによって、電力事業者間の課税の不公平性を生じさせるのではなく、税制による特例措置を講ずることが適切である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力を担うべき相当性 託送収益に関しては、地方税法の収入金課税の対象となりうるものであるが、新電力及び他社の供給区域内の特定規模需要に電気を供給する一般電気事業者は、必ず他社の送電線により振替供給又は接続供給を行ってもらい、電気を供給しなければならないため、当該振替供給又は接続供給の料金としての託送料にかかる事業税が控除されない場合、当該供給区域内の電源により供給を行う一般電気事業者と比べ、事業税額に相当する分のコストが割高となるという競争上不利な条件下に置かれることとなり、その結果として事業機会が損なわれる可能性が生じる。</p> <p>したがって、事業機会が損なわれることのないよう、地方税法において競争の公平性を確保することが重要である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について年度ごとに予測されていないため、平成26年度以降数年間の適用者数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計の分析対象期間の一部（平成25年度）しか把握されていないため、将来にわたる減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
本要望措置は、平成15年度から平成24年度の税制改正大綱において、中長期的に検討する課題と記載されている。

平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）

8. 検討事項

[地方税]

- (6) 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本要望は、他産業に比べて不公平な取扱いを是正するよう求めているものであり、達成目標については、他産業と同じ扱いとすることにより実現する。また、減収となる事業税相当分については、料金原価を低減させる効果があり、低廉な電気料金の実現につながるものである。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本措置を講じることにより、政策評価書「8有効性等 ②減収額」で示された税収減が発生するものの、他産業に比べ不公平な取扱いとなっている状況が是正されることにより、事業者の収支が悪化した際には納税額が減少し、財務基盤の悪化をその分回避できるとともに、投資のためのキャッシュフローも確保されることとなる。また、収支悪化による値上げ圧力の緩和も期待することができる。したがって、本措置によって、税収減を是認するような効果が生じることが見込まれる。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

租税負担率を引き下げることが必要であり、他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（地方税4）（事業税：義）	
2	要望の内容	電気供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が組み入れられること（外形標準課税導入に伴う所要の税率の変更を含む）。	
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。</p> <p>昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金額課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大されたほか、卸電力取引所取引が開始されるなど、競争環境が整備されるとともに、一般の企業と遜色のない企業になりつつある。また、電力システム改革を通じた更なる自由化の拡大が求められている状況。</p> <p>こうした自由化の進展に伴い、これまで収入金額課税の根拠となってきた料金規制についても値上げ以外は届出のみになっており、規制料金を前提とした負担の重い税制は自由化の阻害要件になりかねない。旧来の前提を元に、課税を続けることは課税の平等性を損なうものである。</p> <p>上記を踏まえた上で、平成15年度から25年度の税制改正大綱において、電気供給業をはじめとする3業種については、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討することが挙げられている。したがって、自由化が進む電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。</p> <p>以上から、自由化が進む電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成25年度与党税制改正大綱中において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討することとされている。（平成15～24年度税制改正大綱においても、同趣旨の記載有り。）</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策名：3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 外形標準を基礎とする課税方法に変更することにより、これまでの重い税負担が緩和されることが想定され、それによって、政策目的を実現するための資金を確保することが可能となる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	一般電気事業者(10社)、卸電気事業者(2社)、特定電気事業者(5社)及び特定規模電気事業者(93社)、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。
		②: 減収額	平成25年度ベース減収額(見込): 328億円程度(一般電気事業者10社計) ※一般電気事業者より聴取。
		③: 効果ないし達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月~) 設備産業である電気事業において、本措置の減収額は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者、卸電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、これらはすべて需要家に還元されることとなる。 加えて、自由化の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~) 措置が新設されない場合、これまでと同様に、多大な税負担を強いられることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~) 本措置の直接の適用対象となるのは、電気供給業を行う法人であるが、電気事業者が負担する法人事業税は料金原価に算入されていることから、税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、補助金などの措置によって支援するのではなく、税制措置により支援することが適当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	料金規制の有無を背景とした収入金課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフットイングを図る本措置は、妥当なものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
本要望措置は、平成15年度から平成24年度の税制改正大綱において、中長期的に検討する課題と記載されている。
平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）
8. 検討事項
〔地方税〕
(6) 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用事業者数については、近年は180社程度で推移しており、今後も同程度と考えられる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本要望が認められた場合の想定減収額は、現行制度での納税額（ガス事業者調査）から、①資本金1億円超のガス事業者については、収入金額課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合の納税見込額※を、②資本金1億円以下のガス事業者については、他産業と同様の所得課税となった場合の納税見込額を、それぞれ差し引いた額になる。
なお、現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、将来の減収額も同規模になる。

平成24年度想定減収額

	全ガス事業者 (公営事業者除く)	資本金1億円超 のガス事業者	資本金1億円以下 のガス事業者
現行制度での納税額 (ガス事業者調査値)	427億円	414億円	13億円
要望内容での納税見込額	360億円	[収入割3/4+外形] 355億円	[全て所得課税] 5億円
想定減収額	67億円	59億円	8億円

※ 現行の収入金額による課税のうち3/4を収入割（他産業は所得割）とし、残りを他産業と同様の付加価値割（税率0.48%）、資本金割（税率0.2%）としたもの。なお、地方法人特別税は、収入割額又は所得割額の148%として加算している。

- ⑩⑫ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測及び税収減是認の効果の将来見込み
（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
減税額は上記⑧に記したとおりであり、これがガス料金の低下につながって、ガス需要家（約2,800万件）に対して、より低廉なエネルギーが供給されることとなり、広く消費者及び産業発展

に資する。また、特に180の私営事業者の過半を占める中小事業者については、安定供給に向けた投資余力の確保及び経営の安定化にも寄与する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税5)(法人事業税:義)
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同一の扱いとするため、その第一段階として現行の収入金課税方式に付加価値額・資本金等の額による外形標準課税を組み入れる。ただし、中小ガス事業者は「その他の事業」と同一の扱いとする。
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	①: 必要性等 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分熟慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給と環境への適合を確保するためのガス政策を着実に推進する。</p> <p>ガス供給業は、「料金認可制により価格転嫁が容易であること」、「料金認可制では所得が低く抑えられるため、その他の事業と同一の扱いでは事業規模に見合った課税とならないこと」から収入金課税とされてきた。</p> <p>しかし、ガス供給業については料金規制の適用がない大口需要に対する自由化範囲が16年4月から50万m³以上に、19年4月からはさらに10万m³以上(全販売量の約65%)へと拡大され、さらに、近時は、LPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅との競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。</p> <p>こうした自由化の進展やエネルギー間の競争激化に伴い、料金低廉化の要請が高まる中、事業税の収入金課税のような負担の重い税制は、課税の公平性の観点から是正されるべきである。</p> <p>《政策目的の根拠》 3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていること(その他の産業は利益課税)は、租税原則の「課税の公平性」に著しく反する。</p> <p>平成25年度税制改正大綱において、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税法体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」と明記されたところ。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策名：3. 資源エネルギー・環境政策

3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガス供給業は、法人事業税として収入金額(ガス売上)に課税されることから、他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。																																		
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置(課税方式の変更)により、ガス供給業の事業税を軽減し、他産業との租税負担率の格差を是正する。ただし、地方公共団体に与える影響等も考慮し、直ちにその他の事業と同一の扱いとするのではなく、第一段階として、収入金額をベースに新しい外形標準課税を導入する。</p> <p><測定指標(租税負担率の業種間比較)> (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H21</td> <td>6.1 (3.5)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>2.8 (0.5)</td> <td>2.1 (2.2)</td> <td>1.3 (1.0)</td> <td>1.1 (0.5)</td> <td>7.5 (5.8)</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>6.0 (3.3)</td> <td>1.8 (0.7)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>3.0 (0.5)</td> <td>0.7 (0.2)</td> <td>1.5 (0.8)</td> <td>1.1 (0.4)</td> <td>9.2 (5.7)</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>5.1 (3.1)</td> <td>1.9 (0.7)</td> <td>1.8 (0.5)</td> <td>3.4 (0.4)</td> <td>1.3 (0.2)</td> <td>1.1 (0.8)</td> <td>1.6 (0.4)</td> <td>5.3 (5.0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は事業税外形部分、固定資産税等 出典:法人企業統計年報(財務省)他</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公平な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力	H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)	H22	6.0 (3.3)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.0 (0.5)	0.7 (0.2)	1.5 (0.8)	1.1 (0.4)	9.2 (5.7)	H23	5.1 (3.1)	1.9 (0.7)	1.8 (0.5)	3.4 (0.4)	1.3 (0.2)	1.1 (0.8)
	ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力																												
H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)																												
H22	6.0 (3.3)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.0 (0.5)	0.7 (0.2)	1.5 (0.8)	1.1 (0.4)	9.2 (5.7)																												
H23	5.1 (3.1)	1.9 (0.7)	1.8 (0.5)	3.4 (0.4)	1.3 (0.2)	1.1 (0.8)	1.6 (0.4)	5.3 (5.0)																												
8	有効性等	①: 適用数等 本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約180社のうち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者(資本金1億円以下)であり、欠損が発生している事業者は約1/5となっている。 本措置を実施し、地方税法上で規定することとなった場合、現行の地方税法の扱いと同様に、ガス供給業を行う全ての法人が対象となるため、想定外に僅少となることはない。																																		
		②: 減収額 (金額:百万円)																																		
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ~) — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ~) —																																		

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: ~)</p> <p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(都市ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。</p> <p>本措置による効果は、ガス需要家に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: ~)</p> <p>本措置(収入金額をベースにした新しい外形標準課税)により、その他の産業との租税負担率の格差が是正され、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>公正な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>ガス事業における規制緩和は、大口需要の自由化範囲が19年4月から10万m³以上(全販売量の約65%)まで拡大するなど、着実に進展する中、その他の事業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である</p> <p>本措置の効果は、都市ガス事業者に留まらず、需要家(約2,800万件)に広く還元されるものである。</p>	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	鉱区税のみなし期間に関する措置	府省名	経済産業省
税目	鉱区税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
「3. 資源エネルギー・環境政策」（なお、本要求は国内資源開発の促進を目的とした法律改正に伴う所要の措置であり、要求自体が政策目的を持つものではない。）
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）
国内資源開発の促進を目的とした法律改正に基づく所要の措置であり、法律改正に基づく適切な課税を目的とした要求であり、減税を目的とした要求ではない。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
本要求は減税措置ではなく、法律改正に基づく所要の措置であり、法律改正に基づく適切な課税を目的としたものである。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
本要求は減税措置ではない。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
法律改正に基づく所要の措置であり、法律改正に基づく適切な課税を目的としたものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(地方税7)(鉱区税:外) 鉱区税のみなし期間に関する措置
2	要望の内容	地方税法第178条の鉱区税の納税義務者等において、鉱業法第20条の規定に基づく試掘権のみなし期間に係る規定が措置されているが、特定鉱区制度が創設されたことに伴う同法第42条の規定に基づくのみなし期間については措置がなされていないため、同法第42条の規定に基づくのみなし期間の取り扱いを同法第20条の規定と同様に取り扱うように手当てする。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	該当なし
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱業法の改正による特定鉱区制度の創設に伴うのみなし期間の取扱について 地方税法の鉱区税に係る恒久的措置。</p> <p>《政策目的の根拠》 地方税法 (鉱区税の納税義務者等) 第178条 鉱区税は、鉱区に対し、面積を課税標準として、鉱区所在の道府県において、その鉱業権者(鉱業法(昭和25年法律第289号)第20条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。)に課する。</p> <p>鉱業法 第20条 第18条第2項の申請があつたときは、試掘権の存続期間の満了の後でも、その申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その試掘権は、存続するものとみなす。</p> <p>(特定開発者である試掘権者の試掘権のみなし存続期間) 第42条 前条第一項の規定による申請があつたときは、その試掘権の存続期間の満了の後でも、その申請の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、又はその鉱物を目的とする探掘権の設定の登録があるまで、その試掘権は、存続するものとみなす。</p>
		法律改正に伴う所要の措置。
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法律改正に伴う所要の措置。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性等	① 適用数等	平成28年度以降見込み:特定鉱区に係る鉱業権者によって試掘権から採掘権への転願転願がなされたものうち、みなし期間の適用を受けるもの(1件程度/年) ※新法の適用を受ける試掘権の設定実績が発生するのが平成26年度以降であり、更にその後、試掘実績を経た上で採掘権転願に至るものであるため、操業期間1年程度を見込み、平成28年度以降の見込みとした。
		② 減収額	※減税措置ではない。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 なし(あくまでも、法律改正に伴う所要の措置)。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 なし(あくまでも、法律改正に伴う所要の措置)。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 課税対象への適正な課税がなされなくなる。	
		《税収減を是認するような効果の有無》	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	法律改正に伴う所要の措置。措置されないと、本来課税されるべき対象に課税ができない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相	鉱区税は既存の税制。

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、低利融資等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成 25 年度 13,518 件」と把握されているが、本租税特別措置等が適用される設備の所期の想定からみて、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「再生エネルギーの導入量は伸びており」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
 前回要望時の目標は「新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl（原油換算）、2030年度までに3,213万kl（原油換算）導入することを目指す。一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について2020年までに10%に達することを目指す。」となっている。新エネルギー導入量は2011年度1,381万kl、再生可能エネルギー導入割合については2011年度4.0%であり、いまだ目標達成の途上にある。再生可能エネルギー設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が依然として高いことから、本租税特別措置により初期投資コストの低下を図ることで、一層の設備導入を促す必要がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>及び<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）
 本租税特別措置法の達成目標である新エネルギー導入量や再生可能エネルギー導入割合については、エネルギー基本計画等で2020年度及びそれ以降をその達成目標時期として設定されている。再生可能エネルギーについては、市場形成が始まったばかりであり、その導入促進及び上記目標達成に向けては補助金や研究開発等も含め、様々な政策ツールを動員しているところ、本税制措置のみの定量的目標値を設定することは困難。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 過去の適用件数の算定根拠については、別紙「適用見込額の推計」参照。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用件数については、前回要望時に319件の適用が見込まれていたため、想定外に僅少とはいえない。また平成24年度は太陽光発電設備の適用件数が多かったが、これは風力や地熱等の電源と比較して太陽光発電設備の導入に係る期間が比較的短いことが理由と考えられる。今後他の電源についても導入促進が見込まれるところ。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用件数の将来推計については、別紙参照。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 減収額の算定根拠については、別紙参照。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 減収額の算定根拠については、別紙参照。
- ⑩ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成25年度の減収額は767百万円、適用件数は13,518件と見込まれている。これらの発電設備の稼働により、年間およそ14億kWhの電力量を確保することができ、一般家庭の年間消費電力を5,500kWhとすると、約25.8万世帯で使用される電力量に相当するため、地域における電力を相当程度賄うことが可能と試算される。この結果、地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、再生可能エネルギーの導入による新たな雇用の創出、関連産業の活性化等の効果が期待できる。

(別紙)

○適用見込額の推計

※償却率0.127(耐用年数17年)、税率1.4%

単位:百万円

	取得年					課税対象額
	24年	25年	26年	27年	28年	
推定適用件数	13518	13518	13518	13518	13518	
取得価格	188,195.0	188,195.0	188,195.0	188,195.0	188,195.0	—
24年度	—	—	—	—	—	—
25年度	164,294.2	—	—	—	—	164,294.2
26年度	143,428.9	164,294.2	—	—	—	307,723.1
27年度	125,213.4	143,428.9	164,294.2	—	—	432,936.5
28年度	109,311.3	125,213.4	143,428.9	164,294.2	—	432,936.5
29年度	95,428.8	109,311.3	125,213.4	143,428.9	164,294.2	432,936.5

※塗りつぶし部分が特例の対象期間

減収見込み額の積算

	(課税標準額)	(税率)	
平成25年度減収額	164,294 百万円 × 1.4% × 1/3 =		767 百万円
平成26年度減収額	307,723 百万円 × 1.4% × 1/3 =		1436 百万円
平成27年度減収額	432,937 百万円 × 1.4% × 1/3 =		2020 百万円
平成28年度減収額	432,937 百万円 × 1.4% × 1/3 =		2020 百万円
平年度減収額			2020 百万円

○算定根拠(平成25年度2月末時点までに運転開始した設備容量)

電源の種類	認定出力(単位: kW)	認定件数(単位: 件)	kWあたり単価(単位: 万円)	投資額推計(単位: 万円)
太陽光(10kW未満)	836,348	162,355	48.5	36,983,137
太陽光(10kW以上)	419,864	11,988	32.5	13,645,570
風力(20kW未満)	0	0	125	0
風力(20kW以上)	62,630	6	30	1,878,900
水力(200kW未満)	635	11	100	63,490
水力(200kW以上1000kW未満)	0	0	80	0
水力(1000kW以上3000 kW未満)	0	0	85	0
地熱(1500kW未満)	48	1	123	5,904
地熱(1500kW以上)	0	0	79	0
バイオ(メタン発酵ガス)	375	3	392	147,000
バイオ(未利用木質)	5,700	1	41	233,700
バイオ(一般木質・農作物残渣)	0	0	41	0
バイオ(建設廃材)	0	0	35	0
バイオ(一般廃棄物・木質以外)	24,320	6	31	753,920
		12,016	…適用件数合計	16,728,484

※算定から除く

※平成25年3月分については、24年7月から25年2月末までの認定件数、投資額推計をひと月分に換算したものを加えて算出した。
 3月分の適用件数推計 12016 ÷8 = 1502
 24年度適用件数推計 12016 +1502 = 13518 (件)
 3月分の投資額推計 16728484 ÷8 = 2091061
 24年度投資額推計 16728484 +2091061 = 18819545 (万円)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置 (地方税28)(固定資産税:外)
2	要望の内容	<p><特例措置の対象> 再生可能エネルギー発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備であって、太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備、地熱発電設備)に係る課税標準の特例について、2年間延長する。</p> <p><特例措置の内容> 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。</p>
3	担当部局	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成21年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設</p> <p>平成23年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成24年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p>
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>エネルギー需給に関する以下の施策目標を達成する。 再生可能エネルギーについては、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを旨とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)において、「2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。」と記載。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 資源エネルギー・環境政策 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 二. 戦略市場創造プラン テーマ2・クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (2)個別の社会像と実現に向けた取組</p>

		<p>①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会</p> <p>Ⅱ)解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面の主要施策</p> <p>こうした状況を打開するため、陸上及び洋上風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの徹底活用を図る。まずは、固定価格買取制度の着実かつ安定的な運用に加え、環境アセスメントの迅速化や保安規制の合理化を始めとした規制・制度改革、送電網の整備、実証等の環境整備により、民間投資を喚起する。</p>
③: 達成目標及び測定指標		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○長期エネルギー需給見通し</p> <p>新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl(原油換算)、2030年度までに3,213万kl(原油換算)導入することを目指す。</p> <p>○エネルギー基本計画</p> <p>2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成32(2020)年に平成17(2005)年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>新エネルギー導入量(原油換算:万kl)</p> <p>再生可能エネルギー導入割合(一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合:%)</p> <p>太陽光発電導入量(kW)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすること。</p> <p>【現状】</p> <p>新エネルギー導入量の推移(原油換算:万kl、目標:2020年度 2,455万kl)</p> <p>2007年度 1,293万kl 2008年度 1,307万kl 2009年度 1,282万kl 2010年度 1,368万kl 2011年度 1,381万kl</p> <p>再生可能エネルギーの一次エネルギー供給に占める割合(国内供給量割合:%,目標:2020年までに10%)</p> <p>2007年度 3.1% 2008年度 3.1% 2009年度 3.1% 2010年度 3.7% 2011年度 4.0%</p> <p>太陽光発電導入量の推移(発電出力:kW、目標:2020年度 2,865万kW)</p> <p>2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 262.7万kW</p>

			<p>2010年度 361.8万kW 2011年度 491.4万kW</p>
8: 有効性等	①: 適用数等		<p>本税制措置は平成24年度に創設されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成25年度からであり、適用件数は平成25年度13,518件と見込まれる。(平成25年2月までに運転開始した設備認定実績から推計。)</p>
	②: 減収額		<p>平成25年度 767百万円 平成26年度 1,436百万円 平成27年度 2,020百万円</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>新エネルギー等導入量(原油換算:万kl)</p> <p>現状:2010年度 1,368万kl 2011年度 1,381万kl 目標:2020年度 2,455万kl</p> <p>再生可能エネルギー導入割合</p> <p>現状:2010年度 3.7% 2011年度 4.0% 目標:2020年度 10%</p> <p>再生可能エネルギーの導入量は前年比で伸びており、2012年度に開始された固定価格買取制度や税制等の支援措置の総合的な投入により、目標達成は可能である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>一次エネルギー国内供給のうち再生可能・未利用エネルギー量の推移(原油換算:万kl)</p> <p>2009年度 1,674万kl 2010年度 2,108万kl 2011年度 2,172万kl (出典:平成23年度におけるエネルギー需給実績)</p> <p>再生可能エネルギーの導入量は伸びており、将来においても同程度の効果があると推定される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度)</p> <p>再生可能エネルギーの導入が損なわれ、将来にわたっても導入量の減少があると見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期:平成24年度～平成27年度)</p> <p>本税制措置は平成24年度に創設されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成25年度からであり、適用件数は平成25年度13,518件と見込まれる。(平成25年2月までに運転開始した設備認定実績から推計。)これらの発電設備の稼働により、年間およそ14億kWhの電力量を確保することができ、一般家庭の年間消費電力を5,500kWhとすると、約25.8万世帯で使用される電力量に相当するため、地域における電力を相当程度賅うことが可能と試算される。この結果、地域でのエネルギーの安定供給が図られる</p>

			とともに、再生可能エネルギーの導入による新たな雇用の創出、関連産業の活性化等の効果が期待できる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	再生可能エネルギーは、経済性や自然条件等における制約から普及が十分に進んでおらず、価格が高いのが特徴である。 再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されており、発電量に応じた収入が調達期間において保証される。しかし、初期投資が大きいため、導入当初は資産額が大きく、固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。したがって、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることによって、設置者のキャッシュフローが改善され、設置者の投資判断に影響を与えることとなる。太陽光発電設備のように導入計画から稼働までの期間が短いものは、短期間での導入加速化がみられるものの、風力発電設備や中小水力発電設備のように、比較的リードタイムが長く今後導入拡大が見込まれるものについても、現状の特例措置を延長し、引き続き税制上の支援措置を講ずることが必要である。また、本措置は固定価格買取制度の設備認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に対する支援であるので、課税の公平原則に照らし必要最小限の特例措置となっている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	【関連する他の支援措置の内容】 税制：エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 融資：日本政策金融公庫の低利融資 制度：再生可能エネルギーの固定価格買取制度 【他の支援措置との役割の違い】 固定資産税の課税標準の特例は、設備導入後の固定資産税の課税対象年以降（主に設備導入後2年目以降）の税負担を3年間軽減し、導入初期（導入後2年目以降）のキャッシュフローを改善させるもの。 他の支援措置の目的等は以下のとおり。 ○エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（税制） 再生可能エネルギー発電設備等の設備を導入した者に対して、導入初年度に広く特別償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。 ○日本政策金融公庫の低利融資（融資） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、太陽光発電等の導入に必要な資金の低利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。 ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度（制度） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	エネルギー安全保障の強化、低炭素社会の創出に加え、新しいエネルギー関連産業の創出・雇用拡大の観点から、地方公共団体においても再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むことが必要である。また、再生可能エネルギーは、地域特性が強いエネルギー源であり、各地域に分散していることから、導入促進を図る上では地方公共団体の役割が極めて重要である。 平成24年7月以降、固定価格買取制度に関する地方公共団体の取組については、今後検討予定としている地方公共団体も含めると、町村で約4割、都市で約6割の地方公共団体が、制度の活用に取り組んでいる状況である。（出典：平成24年9月実施、地方行財政調査会アンケート調査による）このように、地方公共団体でも再生可能エネルギーの普及に向けて積極的な取組をしており、エネルギー源の確保や地域活性化等の観点から、再生可能エネルギーの拡大の必要性が認識されていることから、全国一律で軽減措置を講ずることは妥当である。なお、本制度は、固定価格買取制度の設備認定を受けたものを対象としており、対象設備の要件が明確となっているため、自治体による制度の執行は可能である。
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名	影響額
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485 千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750 千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476 千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193 千円

【経産46】

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することによりアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$17,724 \times 17.3\% = 3,066$
	増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
	高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$21,789 \times 17.3\% = 3,769$
	増加型	2,289／事業年度	$16,452 \times 17.3\% = 2,846$
	高水準型	120／事業年度	$12,296 \times 17.3\% = 2,127$

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$33,066 \times 17.3\% = 5,720$
	増加型	1,360／事業年度	$57,790 \times 17.3\% = 9,998$
	高水準型	127／事業年度	$12,562 \times 17.3\% = 2,173$
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$34,058 \times 17.3\% = 5,892$
	増加型	1,360／事業年度	$59,524 \times 17.3\% = 10,298$
	高水準型	127／事業年度	$12,939 \times 17.3\% = 2,238$
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	$35,080 \times 17.3\% = 6,069$
	増加型	1,360／事業年度	$61,310 \times 17.3\% = 10,607$
	高水準型	127／事業年度	$13,327 \times 17.3\% = 2,306$

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む）） $284,793 \text{ 百万円} \times 2.33 \text{ 倍} = 663,568 \text{ 百万円}$
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

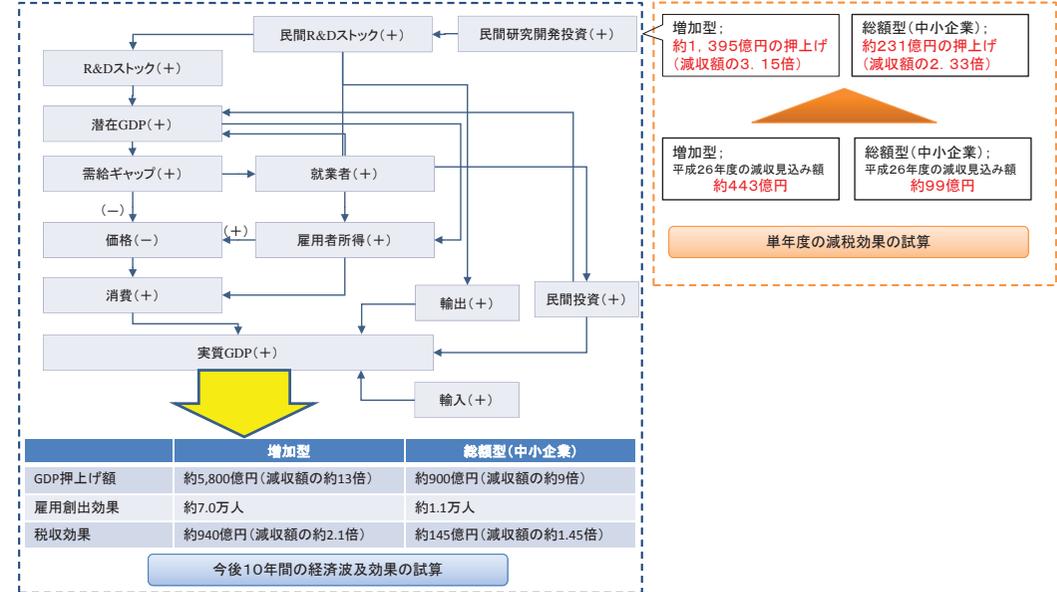
	回帰分析結果			
Δit	Δln Yit	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税29)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・技術課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換えを促進し、産業の新陳代謝を進める。」

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>																		
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" data-bbox="479 1034 831 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2">主な業種の本租特利用実績</th> </tr> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>	主な業種の本租特利用実績			平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
主な業種の本租特利用実績																				
	平成23年度																			
機械製造業	11.2%																			
化学工業	16.5%																			
輸送用機械器具製造業	5.7%																			
食料品製造業	10.1%																			
電気機械器具製造業	8.4%																			
卸売業	19.0%																			
サービス業	14.9%																			

	<p>② 減収額</p>	<p>1. 減収額について ○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円) 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円) 【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について ○国税及び地方税における中小企業利用実績</p>
--	--------------	--

	<p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乘せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乘せ措置の延長 ▲-億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円) 																																																						
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	<p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望時においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 ○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乘せ措置の控除率の引上げ、増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乘せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																		
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																		
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																		
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																		
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																		
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																		
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																		
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																		

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマを設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（環境基本法に基づく環境基準の達成率等）は、環境規制等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る）の実現状況について、「近年の適用件数は毎年2000件を超える実績で推移」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標は、
「第7次水質総量規制の実行、暫定排水基準の一律排水基準への暫時見直し、1.4-ジオキサンの排水基準の設定、改正水質汚濁防止法に基づく構造基準遵守義務等の着実な履行等により、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。」
であり、目標達成指標には、BOD、COD等の生活環境項目の環境基準の達成率が挙げられている。本指標は100%となることが求められるが、平成23年度時点での達成率は88.2%であり、いまだに全ての地点では達成されていないのが現状である。湖沼における環境基準達成率の改善のため、下水道の整備等水質の保全に資する事業の推進や、農地、市街地等から湖沼へ流入する汚濁負荷の削減を図るための対策の推進が掲げられている。また、一律排水基準を満たすことが困難である一部業種を対象に措置している暫定排水基準について、早期に一律排水基準への移行を実現するためには、個別排出源の対策が重要である。

これらの事情に鑑みると、今後も引き続き湖沼や河川等の水質改善を図るため、工場排水等に含まれる汚濁物質の減少に資する本税制措置を、上で述べた対策に加えて継続する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の適用件数、適用額は、地方税法に基づく報告書では他の特例措置を含めた総額しか公表されておらず、内数を示すことができないため、各省の協力も得ながら、経済産業省が事業者に対するアンケート調査を行うことで算定しており、適用額の実績は、平成21年度：45,261万円、平成22年度：30,476百万円、平成23年度：83,500百万円、平成24年度：38,738百万円となっている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回の要望時に、平成23年度の適用件数見込みは2,132件であったが、実績は見込みより多数であったため（7,794件）、僅少ではない。また、年度によっては全体に占める件数の割合が多い企業が存在するが、毎年度というものではないため、設備更新の時期に本制度を利用した企業の割合が一時的に跳ね上がったものと解釈しており、特段問題とは考えていない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

将来推計として平成25年度の適用見込み件数を定量的に提示している。なお、本件数は、各省の協力も得ながら、経済産業省が事業者に対するアンケート調査を行うことで推計したものである。将来推計は、各省課室を経由して各企業に記入いただいたものを集計することで算出した。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

以下の数値を利用して計算を行い、定量的に算定を行った。
 ・ 各省の協力も得ながら、経済産業省が事業者に対するアンケート調査を行った結果、平成21年度～24年度の取得見込額（＝課税対象額）はそれぞれ45,261、30,476、83,500、38,738百万円であった。

・ このうち2/3が減税対象額となるため、それぞれの額に（ $\times 2/3 \times 1.4\%$ （固定資産税率））を乗じて、減収額を算定した。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

以下の数値を利用して計算を行い、定量的に算定を行った。
 ・ 各省の協力も得ながら、経済産業省が事業者に対するアンケート調査を行った結果、平成25年度の取得見込額（＝課税対象額）は41,947百万円であった。
 ・ このうち2/3が減税対象額となるため、 $41947.0 \times 2/3 \times 1.4\%$ （固定資産税率） $= 391.5$ （ ≈ 392 ）百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(地方税30)(固定資産税:外)公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設)に係る課税標準の特例措置の延長
2	要望の内容	・公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年間延長する。 ○汚水又は廃液処理施設(特例率:1/3)
3	担当部局	産業技術環境局環境指導室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和35年度創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6) 平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3)
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・環境基本法、水質汚濁防止法等に基づき環境基準の達成、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全を図り、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。 《政策目的の根拠》 ・環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている(第11条)。 ・第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、国は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとされている(第3部第2節)。 ・水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている(第25条)。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 3. エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・第7次水質総量規制の実行、暫定排水基準の一律排水基準への暫時見直し、カドミウム、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の排水基準の設定、水質汚濁防止法に基づく地下水汚染防止対策のための構造基準遵守義務等の着実な履行等により、水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生物化学的酸素要求量

8	有効性等	① 適用数等	(BOD)、化学的酸素要求量(COD)等の生活環境項目については平成23年度の環境基準達成率は全体で88.2%に留まっており(H21年度:87.6%)、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。(H23年度:河川93.0%、海域78.4%、湖沼53.7%、H22年度:河川92.5%、海域78.3%、湖沼53.2%) ・水質汚濁防止法に基づく水質総量規制については、平成23年度中に平成26年度を目標として第7次水質総量規制が実施されているが、引き続き厳しい削減目標が設定されている。 ・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において15業種中2業種(ほう酸製造業、化学肥料製造業)が平成25年7月に一律排水基準に移行。また平成25年10月にはりん1業種が一律排水基準へ移行する予定であるなど、今後も1,4-ジオキサン、亜鉛と順次見直しが行われていく予定である。 ・平成23年度に環境基準値が改訂されたカドミウム、平成24年度に環境基準値が制定されたノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)は、平成25年度において排水基準等の検討がなされる見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。 ・平成23年6月に改正された水質汚濁防止法により、事業者には、地下水汚染防止対策のための構造や管理等に係る基準遵守が義務づけられるなど新たな対策も求められている。
		② 減収額	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成23年度の環境基準達成率は88.2%となっており(平成21年度:87.6%)、水質環境の改善が行われてきた。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成13年に合計56業種に適用されていたが、平成25年7月には合計13業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。 ・以下のとおり、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・昭和54年 477 トン/日 平成21年 183 トン/日 伊勢湾・・・昭和54年 307 トン/日 平成21年 158 トン/日 瀬戸内海・・・昭和54年 1012 トン/日 平成21年 468 トン/日
		③ 効果・達成目標の実現状況	平成21年度:適用件数2358件、平成22年度:適用件数2294件、平成23年度:適用件数7794件、平成24年度:適用件数5266件、平成25年度(見込):適用件数5464件 平成21年度:422百万円、平成22年度:284百万円、平成23年度:779百万円、平成24年度:356百万円、平成25年度(見込):392百万円 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月) ・近年の適用件数は毎年2000件を超える実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。 ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については、平成23年度の環境基準達成率は88.2%となっており(平成21年度:87.6%)、近年においても水質環境の改善が行われてきた。 ・近年においても、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図ら

		<p>れてきた。</p> <p>東京湾・・・平成16年 211 トン/日 平成21年 183 トン/日 伊勢湾・・・平成16年 186 トン/日 平成21年 158 トン/日 瀬戸内海・・・平成16年 561 トン/日 平成21年 468 トン/日</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の適用件数は毎年2000件を超える実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の公害防止対策が進まなくなることにより、環境基準達成率が低下するおそれがある。 ・1.4-ジオキサン等の新たな排水規制への対応が困難となるおそれがある。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素、亜鉛等に係る暫定排水基準の一律排水基準への移行が困難になるおそれがある。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成23年度の環境基準達成率は88.2%となっており(平成21年度:87.6%)、水質環境の改善が行われてきた。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成13年に合計56業種に適用されていたが、平成25年7月には合計13業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。 ・以下の通り、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 <p>東京湾・・・昭和54年 477 トン/日 平成21年 183 トン/日 伊勢湾・・・昭和54年 307 トン/日 平成21年 158 トン/日 瀬戸内海・・・昭和54年 1012 トン/日 平成21年 468 トン/日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の適用件数は毎年2000件を超える実績で推移しており、今後も幅広い業界において一定の設備の導入が見込まれている。
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1960年代以降、環境規制の整備とともに本制度による公害防止用設備の導入支援を講じてきたことにより、事業者による円滑な法令遵守が促され、環境基準の達成率は大幅に改善されてきたところであるが、特に水質に係る環境基準の達成率は未だ改善の余地があり、環境負荷物質に係る新たな知見等を踏まえた第7次水質総量規制の検討、暫定排水規制の見直し、1.4-ジオキサン等の排水基準の設定、改正水濁法に基づく地下水汚染防止対策のための構造等に係る基準遵守義務等、現在も環境規制の強化の動きが続いている。このため、同分野においては引き続き本制度を維持し、事業者の公害防止施設の設置に対する経済的負担を軽減することにより、事業者の自主的な排水対策の強化

		<p>を支援していくことが適切である。また、公害防止設備投資は事業者にとっては非収益投資であり、環境対策としての外部経済性を有すること、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行っており、公害防止の取組をより加速するインセンティブが必要であることから、事業者の公害防止対策の推進に資する本税制による特例優遇措置は適切であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【財政融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 <p>(概要:中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る施設整備を行う場合、特別利率による融資を受けることができる。(貸付限度:中小企業事業7億2千万円以内、国民生活事業7200万円以内、貸付期間:15年以内))</p> <p>財政融資については、中小企業のみを対象としており、中小企業における公害防止設備導入のための資金調達の円滑化を図るものである一方、本税制は大企業・中小企業を含めた幅広い範囲の企業を対象とし、設備のランニングコストの低減に寄与するものである</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法において、地方公共団体は水質総量削減計画の策定や排水基準の上乗せ条例を定めることができ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた水質汚濁防止対策が求められている。
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（(1)新基準適合車の型式届出状況、(2)新基準適合車型式の出荷状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（(1)新基準適合車への早期開発・早期市場投入の促進、(2)新基準適合車への更新需要誘発）の実現状況の将来予測について、「新基準適合車の早期開発・早期市場投入について、少なくとも6ヶ月程度市場投入を前倒しさせる効果を期待」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 具体的な根拠条文は以下である。
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
 第一条 この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
- （1）新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進、（2）新基準適合車への更新需要誘発の目標達成時期は、早出し特例期間満了の平成28年9月末となる。
 また、目標水準は以下である。
- （1）新基準適合車の型式届出状況 → 早出し期間内/経過措置期間までの型式届出割合約5%の達成
 （2）新基準適合車型式の出荷状況 → 早出し期間中の本税制措置対象型式の出荷数約4,800台
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 H26:751台、H27:2,344台、H28:1,753台
 ベースとしている「定格出力毎」の「保有台数」は、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」の第9次報告から保有台数、第6次報告から公道を走行しない車の比率を引用し、掛け合わせて出している。
 新旧規制対応車台数の按分においては、上記③の目標値を用いている。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 H27:38百万円、H28:153百万円、H29:163百万円、H30:99百万円、H31:28百万円
 上記⑥の適用件数及び記載している減収総計、償却期間等の条件により、逆算することで、定格出力帯ごとの代表的な油圧ショベルの実勢販売価格にコストアップ分を加えた価格が算出できる。償却の計算に特別なものはなく、一般的な償却計算式によっている。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 本租税特例措置を設けず、推定適用件数4,800件について旧基準適合車による更新が行われたと仮定し、当該車両について、粒子状物質減少装置装着補助事業により新基準適合車と同等のPM9割引減効果を得ようとした場合、トラック・バス類に対する補助事例（装置装着経費補助率1/2、

3.5トン以上8トン未満の自動車300千円以内）を参考に試算すると、4,800件×300千円=1,440百万円の補助予算を要することとなり、本租税特例措置による減収額481百万円を上回る（新基準適合車の車両価格アップ分の消費税増分を減収額の相殺分として加味すると、さらに差額は大きくなる）。

実際には、特定特殊自動車に粒子状物質減少装置をトラック・バス類と同様に後付けすることは困難であり、新基準適合車と同様の効果を得るには次の更新時期である10～15年先まで遅れることとなる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

特定特殊自動車は一般自動車のような車検制度がなく、対象機械購入後の一定期間の保有継続等のフォローアップが必要な補助金施策を導入するよりも、課税台帳への登録が必要な固定資産税による税制優遇のほうが有利である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設 (地方税34)(固定資産税:外)
2	要望の内容	(新設) ・特例措置の対象 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、平成26年排出ガス新基準を満たし、基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)のうち、固定資産税のかかるもの。 (ただし、定格出力帯毎の規制開始日前の取得分に限る。 定格出力130kW以上560kW未満のものは規制開始日から1年後までの取得分に限る。) ・特例措置の内容 固定資産税の課税標準を最初の3年間1/2とする。
3	担当部局	製造産業局産業機械課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」施行時の特例措置) 「排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設」 (平成18年度創設(法律施行時)→平成20年度廃止(早出し期間終了)) 一般自動車類の排出ガス規制の強化に伴い、相対的に特殊自動車類の排出寄与率が高まったことを受け、中央環境審議会第6次答申に基づき、平成18年より「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)が施行された。排出ガス量削減効果の発現にあたっては、基準適合車の早期市場投入と未規制車からの円滑な更新が重要であり、基準適合車への買い換えが円滑に進むよう金融・税制面での支援措置を検討することとされた同法附帯決議対応も考慮し、平成18年度税制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間1/2に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力130kW以上560kW未満にあっては、法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の1年後までとした。平成20年10月1日をもって全ての規制対象出力帯が規制適用となったため、平成20年度に特例措置を一旦廃止とした。 (平成23年度創設→平成25年度廃止(早出し期間終了)) 平成23年度から規制が強化されることに伴い、平成23年度税制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間3/5に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力130kW以上560kW未満にあっては、改正法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の1年後までとした。平成25年10月1日をも

6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年9月30日までの取得分について適用。(ただし、定格出力帯毎に適用期限日が異なる。)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。 《政策目的の根拠》 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策名:環境保全 施策名:大気・水・土壌環境等の保全 上記中、大気環境の保全に関する具体的手段のうち、自動車単体の排出ガス規制に属するもの。
8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1)新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進 (2)新基準適合車への更新需要誘発 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 (1)測定指標:新基準適合車の型式届出状況 (2)測定指標:新基準適合車型式の出荷状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (1)自動車類に占める特定特殊自動車の排出ガス寄与率はNOx約25%、PM約12%(平成12年推計)と高い。 (2)NOx・PM地域である3大都市圏を含む関東、中部、近畿地方に主要建設機械の約49%が集中。 →排出ガス規制強化による基準適合車の早期普及が、大気汚染物質のバックグラウンド値低下による大気環境基準の達成・維持にとって重要な要素となっている。 (参考)新規導入による特殊自動車排出ガス量低減効果試算値 (中環審9次答申) PM:1.0万t/年(H17)→0.4万t/年(H32) NOx:25万t/年(H17)→9.4万t/年(H32)
		① 適用数等 対象件数 4,848件 【推計モデル】 推定保有台数をベースに、定格出力帯毎の規制開始日や平成23年規制強化時の届出状況を勘案して新旧規制対応車台数を案分し、適用見込み台数モデルを推計
	② 減収額	減収総計 481百万円(平成27年～平成31年) 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢販売価格に新規対応コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率1.4%) ③税制優遇措置:最初の3年間課税標準を1/2とする(1/2軽減)

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成23年) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、NOx9割削減となる新基準車の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)オフロード法規制適用前と適用後の環境基準達成・維持状況 大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況 (H20→H23) 二酸化窒素(NO2):一般局100%→100%、自排局95.5%→99.5% (NOx・PM法対策地域:一般局100%→100%、自排局92%→99.1%) 浮遊粒子状物質(SPM):一般局99.6%→69.2%、自排局99.3%→72.9% (NOx・PM法対策地域:一般局99.8%→72.7%、自排局99.5%→75.6%) 光化学オキシダント(Ox):一般局0.1%→0.5%、自排局0%→0% 光化学オキシダント注意報等発令都道府県数→18都府県、発令延日数144日→82日</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年10月~平成22年3月) 新基準適合車の早期開発・早期市場投入について、少なくとも6ヶ月程度市場投入を前倒しさせる効果を期待。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)基準適合型式車の型式届出数 ・継続生産車の経過措置期間内に型式届出された大型特殊自動車492型式。そのうち、経過措置期間前に型式届出されたもの227型式(46%)。D5レンジの延長措置期間分を含めると285型式(58%)。 (なお、H21年度末までの型式届出数853型式、うち大型特殊712型式) (2)基準適合車普及台数 主要建設機械推定保有数85万台のうち普及台数85千台 (H21建設機械動向調査)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月~平成28年9月) (1)新基準適合型式届出ペース後退による新基準適合車普及展開の遅れ。 特例措置がない場合、早出し特例効果がないため、規制適用日直前の10月あるいは経過措置期間中に新基準適合車を市場投入することを選択するメーカーが増え、全体的に6ヶ月以上市場投入が遅れると推定。 (2)規制対象となる特定特殊自動車約105万台(H21推計)のうち5千台が更新しなかったとすると、更新率約0.5%減。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月~平成28年9月) 一般自動車類の排出ガス規制の強化進捗に伴い、特殊自動車類の排出ガス寄与率は今後も高まる傾向にあり、確実に大気環境改善を図るためには、特定特殊自動車の排出ガス規制の強化を円滑に進め、新基準適合車の普及促進策を規制適用当初に速やかに講じていくことが極めて重要となる。規制強化対策により車両価格の値上がりも見込まれ、主力機種は早期開発・早期市場投入と、使用者の新基準適合車取得へのインセンティブを高めるためには、高額商品である特殊自動車取得の初期負担を軽減することが重要であり、これを効果的に行うには、本税制の支援措置を創設することが極めて有効である。</p>
----------------	---

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>国民の健康に係わる大気汚染に関し、汚染物質の排出寄与率が相対的に高まっている特定特殊自動車の中で、排出寄与率の高い大型特殊自動車に係る固定資産税について、最新の規制適合車に対象を限定し、かつ早出し期間のみの時限的措置として特例措置を設け、最新の規制適合車の早期普及促進を図ることにより、特に当該車両の使用地域の環境の改善に資する。</p> <p>(1)中小企業投資促進税制(所得税、法人税)(機械購入支援) 実績)H20~H24 減税見込額計 85億円</p> <p>(2)環境エネルギー対策貸付制度(オフロード法基準適合車購入支援) ((株)日本政策金融公庫による低利融資) 実績)H20~H24 融資実績 ①中小企業:153億円(480件) ②国民生活事業:73億円(842件)</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 (1)の当該税制は、特定特殊自動車に限らず、中小企業が機械購入する際の投資への優遇措置であり、広く更新需要喚起を下支えするものである。 (2)の当該融資策は、期間を限定せず特定特殊自動車購入需要に対する資金調達を容易にし、更新需要喚起を下支えするものである。</p> <p>(1)(2)とも、特定特殊自動車の確実な更新を進めることとなるが、時限的な措置により新基準適合車の早期市場投入を誘発し、新基準車への早期更新需要喚起と切替加速を目的とする地方税制特例制度とはその役割が異なる。</p> <p>国際商品である特定特殊自動車については、国による国内統一基準での排出ガス規制が適当であり、その規制強化に当たっては、新基準適合車への更新が円滑に行われるよう国が施策展開を行うことが重要である。一方で、新基準適合車の早期普及は、当該車両が使用される地域の環境の改善に特に資するため、地方税・地方公共団体の協力による支援が適当である。</p> <p>(法制定時衆参国会附帯決議平成17年5月) 「排出ガス基準に適合する公道を走行しない特殊自動車への買換が円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること。」 (中央環境審議会(第9次答申)平成20年1月) 「ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス対策については、平成15年10月から公道を走行する特殊自動車に対して規制が導入され、平成18年10月から車種により排出ガスの規制の強化、公道を走行しない特殊自動車に対する規制が導入されたところであるが、今後、自動車全体に占めるディーゼル特殊自動車のPM、NOxの寄与割合が増加すること、また、今後、ディーゼル特殊自動車についてもPM、NOx後処理装置の導入が可能になることが考えられることから、ディーゼル特殊自動車の排出ガス対策の強化を行うことが必要である。」</p> <p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 平成22年8月</p>
---	-----	---	---

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「異常危険準備金の積立残高」は、中小企業等協同組合法によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのか明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（異常災害に対応できる財務基盤の確保）の実現状況について、「積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のものを下回っている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（異常災害に対応できる財務基盤の確保）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 中小企業等協同組合法第58条第5項において、責任準備金の積立てが義務付けられている。
 また、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則第145条第1項第2号において、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。
 [中小企業等協同組合法第58条第5項]
 第五十八条
 5 共済事業を行う組合は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。
 [中小企業等協同組合法施行規則第145条第1項第2号]
 第一百四十五条 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分（共同共済事業組合等にあつては、第一号ロに掲げるものに限る。）に応じ、当該各号に定める金額を共済規程又は火災共済規程に記載された方法に従つて計算し、責任準備金として積み立てなければならない。ただし、責任共済等の事業に係る責任準備金については、共済規程に記載された方法に従つて計算し積み立てるものとする。
 二 異常危険準備金 共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
 異常災害に対応できる財務基盤の確保に係る指標となる異常危険準備金の積立残高について、現段階ではその目安として、伊勢湾台風級の大規模自然災害による損害額を想定して積み立てているが、異常危険準備金は、異常災害が発生した場合に共済金の支払原資として取り崩される一方で、異常災害の発生は予測が困難であることから、達成目標の達成時期を明らかにすることは困難である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づく適用実態調査結果における平成23年度の適用件数及び適用額
 租税特別措置法の条項：第57条の5
 適用件数：49件の内数
 適用総額：129,444百万円の内数
 上記調査結果は、保険会社・農協共済等の他の共済団体を含めた数値であり、中小企業等協同組合法に基づく共済団体の適用件数・適用額を把握することはできないことから、火災共済協同組合決算書等から中小企業庁（以下「中企庁」という。）において計算した適用件数及び適用総額は次のとおり。
 平成23年度 適用件数3団体 適用額111百万円
 平成22年度 適用件数3団体 適用額116百万円
 平成21年度 適用件数3団体 適用額274百万円

平成20年度 適用件数3団体 適用額284百万円

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 今回の改正要望は延長要望ではあるが、実質的には、中小企業等協同組合法の一部改正により、これまで本特例措置の対象である「火災共済協同組合」が「火災等共済組合」となった後においても、本特例措置を継続適用するための要望である。そのため、所期（前回延長要望）の概念はない。なお、現時点における本租税特別措置の対象は火災共済協同組合2組合及び同連合会1団体の計3団体であり、これらの全ての対象団体が適用を受けている。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づく適用実態調査結果に基づく減収額については、本租税特別措置の適用を受ける保険会社・農協共済等の他の共済団体を含めた数値であり、中小企業等協同組合法に基づく共済団体の減収額を把握することはできない。
 火災共済協同組合決算書等から中企庁において計算した減収額及び算出根拠は別紙のとおり。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 火災共済協同組合決算書等から中企庁において計算した減収見込額及び算出根拠は別紙のとおり。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 平成20年度から23年度までの減収額の合計は173百万円であるのに対して、異常危険準備金の残高は20年度と23年度とを比較すると218百万円増加しており、減収額以上の異常危険準備金の積立残高の増加となっている。
- ⑬ 租特的手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 共済制度は、国民の契約によるものであり、本来的に共済掛金と共済金との収支相等の原則で運営すべきものであるため、予算措置で支援することは妥当ではなく、民間団体である火災共済協同組合及び同連合会における、異常危険準備金の積立ての促進の観点からは、租税特別措置によることが相当である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 本租税特別措置以外に、他の政策手段はない。

【経産49】

火災共済協同組合及び同連合会の異常危険準備金制度に係る減収額の算出

【平成 20 年度】

284 百万円×22%=63 百万円

(注1) (注2)

(注1) 適用金額

(注2) 協同組合等の法人税率

【平成 21 年度】

274 百万円×22%=60 百万円

(注1) (注2)

(注1) 適用金額

(注2) 協同組合等の法人税率

【平成 22 年度】

116 百万円×22%=26 百万円

(注1) (注2)

(注1) 適用金額

(注2) 協同組合等の法人税率

【平成 23 年度】

111 百万円×22%=24 百万円

(注1) (注2)

(注1) 適用金額

(注2) 協同組合等の法人税率

火災共済協同組合及び同連合会の異常危険準備金制度
に係る減収見込額の算出

【平成 25～28 年度】

111 百万円×19%=21 百万円

(注1) (注2)

(注1) 平成 23 年度適用金額

(注2) 協同組合等の法人税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置（異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化）（うち保険会社等の異常危険準備金）（国税25-2・地方税22-2（自動連動））（法人税：義、法人住民税：義、事業税：義）
2	要望の内容	火災共済協同組合及び同連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、この積立額の損金算入を認める。 ※中小企業等協同組合法の改正により、平成26年4月1日から、現行の「火災共済協同組合」が「火災等共済組合」となることに伴い、平成25年度税制改正において3年間延長することが認められた租税特別措置法の異常危険準備金の制度の対象として、引き続き、火災等共済組合を適用対象とする。
3	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用 ・ 無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長（積立率5%（本則2.5%）） 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長、積立率4%（本則2%）に引き下げ 平成25年度 3年間の延長 ・ 洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合75%（火災共済協同組合連合会90%）、 昭和53年度 72%（87%）、昭和54年度 69%（84%）、 昭和55年度 66%（81%）、昭和56年度 63%（78%）、 昭和57年度 60%（75%）
6	適用又は延長期間	本則2%は恒久措置、上乗せ2%は平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年間）
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者の活性化・健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤の安定を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、また、その自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。

			同法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければいけないことが明記されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、火災共済協同組合及び同連合会が異常危険準備金を確実に積立てることにより、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）まで積み立てる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図り、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全な発展に寄与する。
		8 有効性等	① 適用数等 ○適用状況 3団体（平成25年度見込み） 3団体（平成26年度見込み） 3団体（平成27年度見込み） 3団体（平成28年度見込み） なお、本措置の対象は火災等共済組合2組合及び火災共済協同組合連合会1団体の計3団体。 ② 減収額 ○減収額 ▲236億円の内数 ※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』（平成23年度）を基に試算した減収額（実績推計）」による。 ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成20年度～平成23年度） ○異常危険準備金積立残高（本措置の対象となる3団体の合計） 9,980百万円（平成20年度） 10,232百万円（平成21年度） 10,471百万円（平成22年度） 10,198百万円（平成23年度） （出所：火災共済協同組合決算書等） ※平成23年度については、異常災害の発生により積立残高が減少している。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成23年度) 本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、異常危険準備金を取り崩されており、積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの(伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額)を下回っている。引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度～平成23年度) 本措置がない場合、火災共済協同組合及び同連合会の税負担が増すことにより、異常危険準備金の毎年度の積立額が現状よりも減少することから、異常災害が発生した際に共済金の支払が困難になるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年度～平成23年度) 本措置により、火災共済協同組合及び同連合会の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。</p> <p>本措置における損金算入の特例4%は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災共済協同組合60%、同連合会75%以下の低水準の場合に限り認められるものであり、適切な措置となっている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者である中小企業者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	所得拡大促進税制の見直し	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	/
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	/
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	/
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	所得拡大促進税制の見直し（国税11-3）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	<p>営業収益を積極的に従業員に還元する事業者に対し、本税制措置の見直しによる広範な支援を行うことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進する。</p> <p>(1) 雇与者給与等支給額増加割合の要件の緩和 雇与者給与等支給額増加割合の要件について、現行の「5%以上」を緩和し、3%以上増加させた事業者まで対象に含めるようにする。</p> <p>(2) 平均給与等支給額の要件の緩和 日本企業の大半で採用される年功序列的な給与体系の下では、ボリュームゾーンの高齢者が定年退職し、当該高齢者を嘱託等の形で再雇用する場合や、若年者を雇用する場合等に、平均給与等支給額は自然に低下するため、これらの場合も本税制措置の対象とするべく、所要の要件緩和を講ずる。</p> <p>(3) 適用期間の延長 少なくとも当初3年は上記(1)雇与者給与等支給額増加割合の要件の緩和を行うとともに、計画的・持続的な賃上げ環境を実現する観点から、適用期間を5年にする等の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室
4	評価実施時期	平成25年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度要望において新設。
6	適用又は延長期間	平成29年度末まで。
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本経済を成長軌道に載せるためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う経済の好循環を実現することが重要。雇用と所得を拡大するなど、経済活性化のための税制措置を検討することにより、さらなる経済成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） 特に、20年の長きにわたる経済低迷で、企業もそこで働く人々も守りの姿勢やデフレの思考方法が身に付いてしまっている今日の状況を前向きな方向に転換していくためには、賃金交渉や労働条件交渉といった個別労使間で解決すべき問題とは別に、成長の果実の分配の在り方、企業の生産性の向上や労働移動の弾力化、少子高齢化、及び価値観の多様化が進む中で多様かつ柔軟な働き方、人材育成・人材活用の在り方などについて、長期的視点を持って大所高所から議論していくことが重要である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） 特に、20年の長きにわたる経済低迷で、企業もそこで働く人々も守りの姿勢やデフレの思考方法が身に付いてしまっている今日の状況を前向きな方向に転換していくためには、賃金交渉や労働条件交渉といった個別労使間で解決すべき問題とは別に、成長の果実の分配の在り方、企業の生産性の向上や労働移動の弾力化、少子高齢化、及び価値観の多様化が進む中で多様かつ柔軟な働き方、人材育成・人材活用の在り方などについて、長期的視点を持って大所高所から議論していくことが重要で</p>

		ある。 ○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） 今後、物価の上昇が想定される中、賃金や家計の所得が増加しなければ、景気回復の原動力となっている消費の拡大は息切れし、景気が腰折れることにもなりかねない。三本の矢を推進することにより景気回復、経済成長を着実に実現し、企業収益の改善、国内投資の拡大、生産性の高い部門への労働移動、賃金上昇と雇用の拡大、さらには消費の拡大という好循環を実現していく必要がある。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人の所得水準の改善を通じた消費拡大 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 精査中。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 営業収益を積極的に従業員に還元する事業者に対し、本税制措置の見直しによる広範な支援を行うことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大を達成することで、経済の好循環が促される。
8	有効性等	① 適用数等 ○利用実績 本税制措置は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判断するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では適用数は不明。 ○将来推計 精査中。 ② 減収額 ○利用実績 本税制措置は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判断するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では減収額は不明。 ○将来推計 精査中。 ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成25年） 本税制は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判断するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では実現状況は不明。 ＜今後の達成予測＞ 精査中。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成25年） 本税制は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判断するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では実現状況は不明。 ＜今後の達成予測＞ 精査中。

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 営業収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う経済の好循環を促すことが困難となる。 《税収減を是認するような効果の有無》 営業収益を積極的に従業員に還元する事業者に対し、本税制措置の見直しによる広範な支援を行うことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進する効果が期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。 － －
10	有識者の見解		－
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し	府省名	経済産業省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかな	<input type="checkbox"/> 明らかなでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	/
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	/
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	/
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

- ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等に係る所得拡大促進税制の見直し（地方税14-2）（法人住民税：義）
2	要望の内容	<p>営業収益を積極的に従業員に還元する事業者に対し、本税制措置の見直しによる広範な支援を行うことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進する。</p> <p>(1) 雇与者給与等支給額増加割合の要件の緩和 雇与者給与等支給額増加割合の要件について、現行の「5%以上」を緩和し、3%以上増加させた事業者まで対象に含めるようにする。</p> <p>(2) 平均給与等支給額の要件の緩和 日本企業の大半で採用される年功序列的な給与体系の下では、ボリュームゾーンの高齢者が定年退職し、当該高齢者を嘱託等の形で再雇用する場合や、若年者を雇用する場合等に、平均給与等支給額は自然に低下するため、これらの場合も本税制措置の対象とするべく、所要の要件緩和を講ずる。</p> <p>(3) 適用期間の延長 少なくとも当初3年は上記(1)雇与者給与等支給額増加割合の要件の緩和を行うとともに、計画的・持続的な賃上げ環境を実現する観点から、適用期間を5年にする等の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室
4	評価実施時期	平成25年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度要望において新設。
6	適用又は延長期間	平成29年度末まで。
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 日本経済を成長軌道に載せるためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う経済の好循環を実現することが重要。雇用と所得を拡大するなど、経済活性化のための税制措置を検討することにより、さらなる経済成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） 特に、20年の長きにわたる経済低迷で、企業もそこで働く人々も守りの姿勢やデフレの思考方法が身に付いてしまっている今日の状況を前向きな方向に転換していくためには、賃金交渉や労働条件交渉といった個別労使間で解決すべき問題とは別に、成長の果実の分配の在り方、企業の生産性の向上や労働移動の弾力化、少子高齢化、及び価値観の多様化が進む中で多様かつ柔軟な働き方、人材育成・人材活用の在り方などについて、長期的視点を持って大所高所から議論していくことが重要である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） 特に、20年の長きにわたる経済低迷で、企業もそこで働く人々も守りの姿勢やデフレの思考方法が身に付いてしまっている今日の状況を前向きな方向に転換していくためには、賃金交渉や労働条件交渉といった個別労使間で解決すべき問題とは別に、成長の果実の分配の在り方、企業の生産性の向上や労働移動の弾力化、少子高齢化、及び価値観の多様化が進む中で多様かつ柔軟な働き方、人材育成・人材活用の在り方などについて、長期的視点を持って大所高所から議論していくことが重要で</p>

		ある。 ○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋） 今後、物価の上昇が想定される中、賃金や家計の所得が増加しなければ、景気回復の原動力となっている消費の拡大は息切れし、景気が腰折れすることにもなりかねない。三本の矢を推進することにより景気回復、経済成長を着実に実現し、企業収益の改善、国内投資の拡大、生産性の高い部門への労働移動、賃金上昇と雇用の拡大、さらには消費の拡大という好循環を実現していく必要がある。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人の所得水準の改善を通じた消費拡大 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 精査中。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 営業収益を積極的に従業員に還元する事業者に対し、本税制措置の見直しによる広範な支援を行うことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大を達成することで、経済の好循環が促される。
8	有効性等	① 適用数等 ○利用実績 本税制措置は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判断するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では適用数は不明。 ○将来推計 精査中。 ② 減収額 ○利用実績 本税制措置は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判断するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では減収額は不明。 ○将来推計 精査中。 ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成25年） 本税制は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判断するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では実現状況は不明。 ＜今後の達成予測＞ 精査中。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成25年） 本税制は平成25年4月1日より適用が開始されたところであり、また、個々の事業者にとっても本税制が適用できるのか判断するのが事業年度の終了後とならざるを得ないものであるため、現時点では実現状況は不明。 ＜今後の達成予測＞ 精査中。

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 営業収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う経済の好循環を促すことが困難となる。 《税収減を是認するような効果の有無》 営業収益を積極的に従業員に還元する事業者に対し、本税制措置の見直しによる広範な支援を行うことによって、個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進する効果が期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国で政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。 － 営業収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う経済の好循環が実現した場合は地方にも当然に恩恵がもたらされることから、地方公共団体が協力する相当性はあるもの。
10	有識者の見解		－
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
国交03	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設
国交04	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設
国交05	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交06	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長
国交07	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
国交08	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長
国交09	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長
国交10	投資法人等に係る導管性要件等の見直し
国交11	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設
国交12	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設
国交13	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設
国交14	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
国交15	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交16	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交17	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設
国交18	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設
国交19	浸水防止用設備に係る特例措置の創設
国交20	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
国交21	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）
国交22	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
国交23	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設
国交24	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設
国交25	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
国交26	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）

番号	制度名
国交27	J R北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交28	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交29	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設
国交30	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充
国交31	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
国交32	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設
国交33	L N G船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設
国交34	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設
国交35	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設
国交36	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充
国交37	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
国交38	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設
国交39	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
国交40	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
国交41	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交42	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交43	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
国交44	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
国交45	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交46	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例
国交47	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交48	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
国交49	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
国交50	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交51	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交52	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交53	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例

番号	制度名
国交54	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交55	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例
国交56	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交57	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交58	中部国際空港整備準備金
国交59	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
国交60	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除
国交61	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交62	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
国交63	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7④「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することによりアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎

【国交01】

年3%増加する見込みであることから、27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額 (百万円)
平成 27 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成 28 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成 29 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf) (http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑨ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793 百万円 × 2.33 倍 = 663,568 百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円 (平成 23 年度実績額) は約 5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A × 6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B × C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D ÷ E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

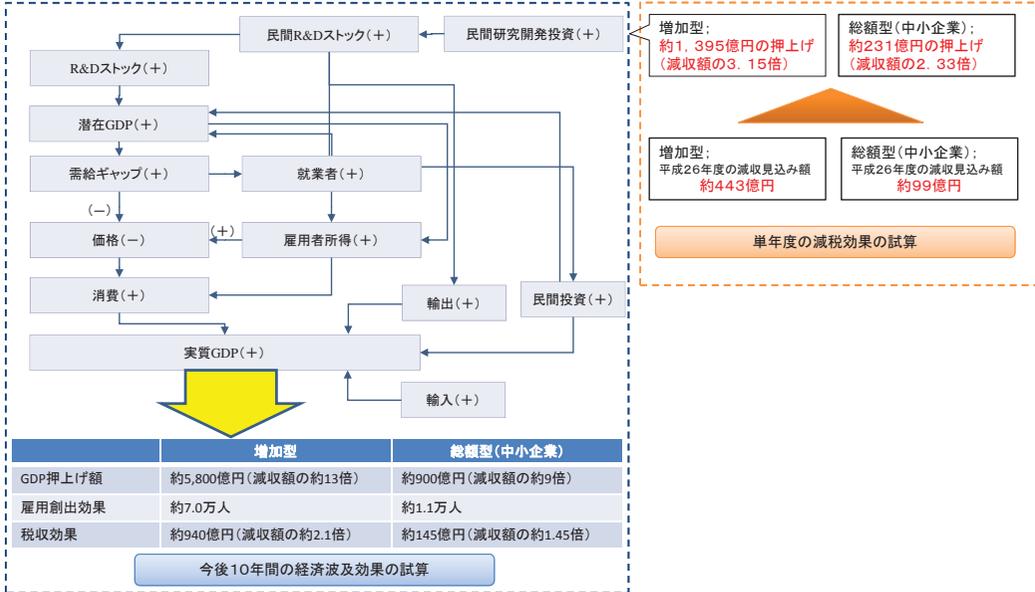
	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \tau_{it}$	0.5518	-0.2235	1915
2.3304	[0.619]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税46)(法人税:義)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」

		<p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （7）新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行う必要がある。」</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 （1）生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日本産業再興プラン） ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） ＜上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業＞ 平成21年度 1,544／事業年度（1,019／事業年度） 平成22年度 1,868／事業年度（1,284／事業年度） 平成23年度 1,993／事業年度（1,311／事業年度） （出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p>＜増加型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 1,866／事業年度（1,228／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p>

		<p>＜高水準型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 127／事業年度（83／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>○将来推計（平成26年度） ・増加型上乗せ措置 1,360／事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325／事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127／事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290／事業年度 （平成25年度経産省アンケート調査結果による試算）</p> <p>○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,993</td> <td>1,311</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>144</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>261</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>110</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>137</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>124</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>87</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>52</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>374</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>248</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>242</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>178</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>【うち増加型】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,866</td> <td>1,228</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>143</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>234</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>108</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>131</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>116</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>83</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>46</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,993	1,311	食料品	144	97	化学	261	135	窯業等	36	17	金属	110	82	機械	137	82	産業用電気機械	124	93	輸送用機械	87	30	理化学機械	52	39	その他製造業	374	271	卸売業	248	187	サービス業	242	183	その他	178	95		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,866	1,228	食料品	143	96	化学	234	127	窯業等	36	17	金属	108	80	機械	131	79	産業用電気機械	116	88	輸送用機械	83	29	理化学機械	46	34
	適用企業数	うち中小企業数																																																																								
総計	1,993	1,311																																																																								
食料品	144	97																																																																								
化学	261	135																																																																								
窯業等	36	17																																																																								
金属	110	82																																																																								
機械	137	82																																																																								
産業用電気機械	124	93																																																																								
輸送用機械	87	30																																																																								
理化学機械	52	39																																																																								
その他製造業	374	271																																																																								
卸売業	248	187																																																																								
サービス業	242	183																																																																								
その他	178	95																																																																								
	適用企業数	うち中小企業数																																																																								
総計	1,866	1,228																																																																								
食料品	143	96																																																																								
化学	234	127																																																																								
窯業等	36	17																																																																								
金属	108	80																																																																								
機械	131	79																																																																								
産業用電気機械	116	88																																																																								
輸送用機械	83	29																																																																								
理化学機械	46	34																																																																								

	<table border="1"> <tr> <td>その他製造業</td> <td>359</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>239</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>205</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>166</td> <td>83</td> </tr> </table>	その他製造業	359	261	卸売業	239	181	サービス業	205	153	その他	166	83																														
その他製造業	359	261																																									
卸売業	239	181																																									
サービス業	205	153																																									
その他	166	83																																									
	<p>【うち高水準型】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>適用企業数</td> <td>うち中小企業数</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>127</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>27</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>37</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </table> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p>		適用企業数	うち中小企業数	総計	127	83	食料品	1	1	化学	27	8	窯業等	0	0	金属	2	2	機械	6	3	産業用電気機械	8	5	輸送用機械	4	1	理化学機械	6	5	その他製造業	15	10	卸売業	9	6	サービス業	37	30	その他	12	12
	適用企業数	うち中小企業数																																									
総計	127	83																																									
食料品	1	1																																									
化学	27	8																																									
窯業等	0	0																																									
金属	2	2																																									
機械	6	3																																									
産業用電気機械	8	5																																									
輸送用機械	4	1																																									
理化学機械	6	5																																									
その他製造業	15	10																																									
卸売業	9	6																																									
サービス業	37	30																																									
その他	12	12																																									
②: 減収額	<p>○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))</p> <p><上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業></p> <p>平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>平成22年度 224億円(10億円)</p> <p>平成23年度 232億円(12億円)</p> <p>(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><増加型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(11億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><高水準型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(1億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <p>平成26年度 ▲544億円</p> <p>(平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>																																										

③: 効果・達成目標の実現状況	<p>≪政策目的の実現状況≫(分析対象期間:平成18年~平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2006</td> <td>2007</td> <td>2008</td> <td>2009</td> <td>2010</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫(分析対象期間:平成18年~平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標</p> <p>官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>2006</td> <td>2007</td> <td>2008</td> <td>2009</td> <td>2010</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)</p> <p>また、中小企業においては、リーマンショック以降業績の回復に遅れが</p>		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16		2006	2007	2008	2009	2010	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006	2007	2008	2009	2010																																																																																																								
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																																																																								
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																																																																								
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																																																																								
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																																																																								
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																																																																								
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																																																																								
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																																																																								
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																																																																								
	2006	2007	2008	2009	2010																																																																																																								
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																																																																								
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																																																																								
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																																																																								
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																																																																								
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																																																																								
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																																																																								
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																																																																								
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																																																																								

	<p>生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略（平成24年7月閣議決定） 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定） 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p><租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響> リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p><税収減を是認するような効果の有無> 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを旨とする」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p>
--	---

		<p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（544億円分）が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果：4,947億円、②雇用創出効果：約6万人、③税収効果：約798億円 <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.5%、主要国中トップ）。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.2%、主要国中最低）。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乗せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>

10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）政策目的の根拠・政策体系での位置付け

所期の目標が達成されていない原因として、次の点が挙げられる。

- ・ 中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準にとどまっている。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kuokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。

事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- ・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- ・ 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

- ・ 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【国交02】

平成 23 年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	影響額
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485 千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750 千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476 千円
・ 平均売上金額の 10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193 千円

当該調査結果が公表されていない平成 24 年度及び 25 年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成 25 年度経済産業省アンケート調査結果及び平成 25 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成 23 年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す 23 年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25 年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24 年度と同じ数値とした）。

	適用企業数	適用金額（百万円）
平成 24 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724
増加型	2,289/事業年度	16,452
高水準型	120/事業年度	12,296
平成 25 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789
増加型	2,289/事業年度	16,452
高水準型	120/事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に 17.3%を掛けることにより算出する。

	適用企業数	減収額（百万円）
平成 24 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	17,724×17.3%=3,066
増加型	2,289/事業年度	16,452×17.3%=2,846
高水準型	120/事業年度	12,296×17.3%=2,127
平成 25 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	21,789×17.3%=3,769
増加型	2,289/事業年度	16,452×17.3%=2,846
高水準型	120/事業年度	12,296×17.3%=2,127

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑥の適用金額に 17.3%を掛けることにより算出する。

	適用企業数	減収額（百万円）
平成 27 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066×17.3%=5,720
増加型	1,360/事業年度	57,790×17.3%=9,998
高水準型	127/事業年度	12,562×17.3%=2,173

平成 28 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058×17.3%=5,892
増加型	1,360/事業年度	59,524×17.3%=10,298
高水準型	127/事業年度	12,939×17.3%=2,238
平成 29 年度 総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080×17.3%=6,069
増加型	1,360/事業年度	61,310×17.3%=10,607
高水準型	127/事業年度	13,327×17.3%=2,306

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。
（総額型部分（中小含む））284,793 百万円×2.33 倍=663,568 百万円
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円（23 年度実績額）は約 5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}:t年における会社の研究開発費
 τ_{it} :t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} :t年における会社の売上高
 η_{it} :t年の時間効果
 ε_{it} :t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

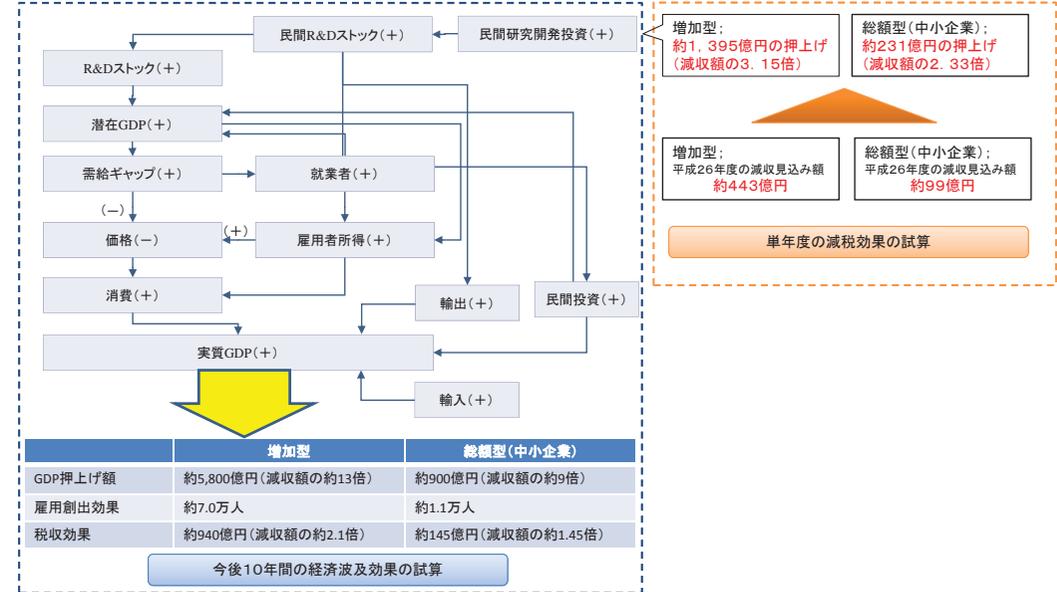
	回帰分析結果			
$\Delta \tau_{it}$	$\Delta \ln Y_{it}$	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額)×100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税48)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	<p>○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで)</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで)</p> <p>○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>																
8	有効性等 ①: 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>		平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
	平成23年度																	
機械製造業	11.2%																	
化学工業	16.5%																	
輸送用機械器具製造業	5.7%																	
食料品製造業	10.1%																	
電気機械器具製造業	8.4%																	
卸売業	19.0%																	
サービス業	14.9%																	

	②: 減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について ○国税及び地方税における中小企業利用実績</p>
--	--------	--

	<p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲-億円(▲-億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円) 																																																						
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	<p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等における研究開発税制の拡充競争が激化する中、上乗せ措置の恒久化、増加型の控除率の引上げ、総額型及び上乗せ措置の繰越期間の5年への拡充を実施することで、業績にかかわらずあらゆる企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																		
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																		
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																		
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																		
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																		
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																		
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																		
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																		

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、租税減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③租税効果: 約798億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 そのような中、研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、我が国の経済成長を実現するために妥当性がある措置と言える。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（(1)新基準適合車の型式届出状況、(2)新基準適合車型式の出荷状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（(1)新基準適合車への早期開発・早期市場投入の促進、(2)新基準適合車への更新需要誘発）の実現状況の将来予測について、「新基準適合車の早期開発・早期市場投入について、少なくとも6ヶ月程度市場投入を前倒しさせる効果を期待」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
 具体的な根拠条文は以下である。
 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
 第一条 この法律は、特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
 （1）新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進、（2）新基準適合車への更新需要誘発の目標達成時期は、早出し特例期間満了の平成28年9月末となる。
 また、目標水準は以下である。
 （1）新基準適合車の型式届出状況 → 早出し期間内/経過措置期間までの型式届出割合約5%の達成
 （2）新基準適合車型式の出荷状況 → 早出し期間中の本税制措置対象型式の出荷数約4,800台
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 ベースとしている「定格出力毎」の「保有台数」は、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」の第9次報告から保有台数、第6次報告より公道を走行しない車の比率を引用し、掛け合わせて出している。
 新旧規制対応車台数の按分においては、上記③の目標値を用いている。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 上記⑥の適用件数及び記載している減収総計、償却期間等の条件より、逆算することで、定格出力帯ごとの代表的な油圧ショベルの実勢販売価格にコストアップ分を加えた価格が算出できる。償却の計算に特別なものはなく、一般的な償却計算式によっている。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 本租税特例措置を設けず、推定適用件数4,800件について旧基準適合車による更新が行われたと仮定し、当該車両について、粒子状物質減少装置装着補助事業により新基準適合車と同等のPM9割削減効果を得ようとした場合、トラック・バス類に対する補助事例（装置装着経費補助率1/2、3.5トン以上8トン未満の自動車300千円以内）を参考に試算すると、4,800件×300千円=1,440百万円の補助予算を要することとなり、本租税特例措置による減収額481百万円を上回る（新基準

適合車の車両価格アップ分の消費税増分を減収額の相殺分として加味すると、さらに差額は大きくなる）。

実際には、特定特殊自動車に粒子状物質減少装置をトラック・バス類と同様に後付けすることは困難であり、新基準適合車と同様の効果を得るには次の更新時期である10～15年先まで遅れることとなる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

特定特殊自動車は一般自動車のような車検制度がなく、対象機械購入後の一定期間の保有継続等のフォローアップが必要な補助金施策を導入するよりも、課税台帳への登録が必要な固定資産税による税制優遇のほうが有利である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設 (地方税47)(固定資産税:外)
2	要望の内容	(新設) ・特例措置の対象 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、平成26年排出ガス新基準を満たし、基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)のうち、固定資産税のかかるもの。 (ただし、定格出力帯毎の規制開始日前の取得分に限る。 定格出力130kW以上560kW未満のものは規制開始日から1年後までの取得分に限る。) ・特例措置の内容 固定資産税の課税標準を最初の3年間1/2とする。
3	担当部局	総合政策局公共事業企画調整課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」施行時の特例措置) 「排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設」 (平成18年度創設(法律施行時)→平成20年度廃止(早出し期間終了)) 一般自動車類の排出ガス規制の強化に伴い、相対的に特殊自動車類の排出寄与率が高まったことを受け、中央環境審議会第6次答申に基づき、平成18年より「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(オフロード法)が施行された。排出ガス量削減効果の発現にあたっては、基準適合車の早期市場投入と未規制車からの円滑な更新が重要であり、基準適合車への買い換えが円滑に進むよう金融・税制面での支援措置を検討することとされた同法附帯決議対応も考慮し、平成18年度法制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間1/2に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力130kW以上560kW未満にあっては、法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の1年後までとした。平成20年10月1日をもって全ての規制対象出力帯が規制適用となったため、平成20年度に特例措置を一旦廃止とした。 (平成23年度創設→平成25年度廃止(早出し期間終了)) 平成23年度から規制が強化されることに伴い、平成23年度法制改正において、規制適合車の取得に関する支援施策として、固定資産税の課税標準の特例措置(3年間3/5に軽減)を創設した。特例措置内容について、自動車取得税の排出ガス規制適合車に係る特別措置との並びを考慮し、規制開始日前に取得した場合に適用する早出し特例とした。ただし、定格出力130kW以上560kW未満にあっては、改正法の施行から規制開始日までの期間が半年と短いため、適用期間を規制開始日の1年後までとした。平成25年10月1日をもって全ての規制対象出力帯が規制適用となったため、平成25年度に特例措

		置を一旦廃止とした。
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年9月30日までの取得分について適用。(ただし、定格出力帯毎に適用期限日が異なる。)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。 《政策目的の根拠》 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第1条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標:地球環境の保全 施策目標:地球温暖化防止等の環境の保全を行うものに包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (1)新基準適合車の早期開発・早期市場投入の促進 (2)新基準適合車への更新需要誘発 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 (1)測定指標:新基準適合車の型式届出状況 (2)測定指標:新基準適合車型式の出荷状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (1)自動車類に占める特定特殊自動車の排出ガス寄与率はNOx約25%、PM約12%(平成12年推計)と高い。 (2)NOx・PM地域である3大都市圏を含む関東、中部、近畿地方に主要建設機械の約49%が集中。 →排出ガス規制強化による基準適合車の早期普及が、大気汚染物質のバックグラウンド値低下による大気環境基準の達成・維持にとって重要な要素となっている。 (参考)新規導入による特殊自動車排出ガス量低減効果試算値(中環審9次答申) PM:1.0万t/年(H17)→0.4万t/年(H32) NOx:25万t/年(H17)→9.4万t/年(H32)
8	有効性等	① 適用数等 対象件数 4,848件 H26:751台 H27:2,344台 H28:1,753台 【推計モデル】 推定保有台数をベースに、定格出力帯毎の規制開始日や平成23年規制強化時の届出状況を勘案して新旧規制対応車台数を案分し、適用見込み台数モデルを推計
		② 減収額 減収総計 481百万円(平成27年～平成31年) H27:38百万円 H28:153百万円 H29:163百万円 H30:99百万円 H31:28百万円 【推計モデル】 ①1台あたりの取得額は、定格出力帯毎の代表的な油圧ショベルの実勢販売価格に新規制対応コストアップ想定分(業界団体調べ)を加算。 ②償却期間:総合工事業用 6年(減価率:0.319、税率1.4%)

		③ 税制優遇措置:最初の3年間課税標準を1/2とする(1/2軽減)
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成23年) 排出ガス寄与率の高い特定特殊自動車にあって、NOx9割削減となる新基準車の早期普及による大気環境基準の達成状況の改善が特に期待できる。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)オフロード法規制適用前と適用後の環境基準達成・維持状況 大気汚染防止法に基づく常時監視局の環境基準達成・維持状況 (H20→H23) 二酸化窒素(NO2):一般局100%→100%、自排局95.5%→99.5% (NOx・PM法対策地域:一般局100%→100%、自排局92%→99.1%) 浮遊粒子状物質(SPM):一般局99.6%→69.2%、自排局99.3%→72.9% (NOx・PM法対策地域:一般局99.8%→72.7%、自排局99.5%→75.6%) 光化学オキシダント(Ox):一般局0.1%→0.5%、自排局0%→0% 光化学オキシダント注意報等発令都道府県数(25→18都府県)、発令延日数144日→82日 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年10月~平成22年3月) 新基準適合車の早期開発・早期市場投入について、少なくとも6ヶ月程度市場投入を前倒しさせる効果を期待。 なお、法規制開始時における関連項目の実現状況は以下のとおり。 (1)基準適合型式車の型式届出数 ・継続生産車の経過措置期間内に型式届出された大型特殊自動車492型式。そのうち、経過措置期間前に型式届出されたもの227型式(46%)。D5レンジの延長措置期間分を含めると285型式(58%)。 (なお、H21年度末までの型式届出数853型式、うち大型特殊712型式) (2)基準適合車普及台数 主要建設機械推定保有数85万台のうち普及台数85千台 (H21建設機械動向調査) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月~平成28年9月) (1)新基準適合型式届出ペース後退による新基準適合車普及展開の遅れ。 特例措置がない場合、早出し特例効果がないため、規制適用日直前の10月あるいは経過措置期間中に新基準適合車を市場投入することを選択するメーカーが増え、全体的に6ヶ月以上市場投入が遅れると推定。 (2)規制対象となる特定特殊自動車約105万台(H21推計)のうち5千台が更新しなかったとすると、更新率約0.5%減。 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月~平成28年9月) 一般自動車類の排出ガス規制の強化進捗に伴い、特殊自動車類の排出ガス寄与率は今後も高まる傾向にあり、確実に大気環境改善を図るためには、特定特殊自動車の排出ガス規制の強化を円滑に進め、新基準適合車の普及促進策を規制適用当初に速やかに講じていくことが極めて重要となる。規制強化対策により車両価格の値上がりも見込まれ、主力機種は早期開発・早期市場投入と、使用者の新基準適合車取得へのインセンティブを高めるためには、高額商品である特殊自動車取得の初期負担を軽減することが重要であり、これを効果的に行うには、本税制の支援措置を創設することが極めて有効である。	

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 国民の健康に係わる大気汚染に関し、汚染物質の排出寄与率が相対的に高まっている特定特殊自動車の中で、排出寄与率の高い大型特殊自動車に係る固定資産税について、最新の規制適合車に対象を限定し、かつ早出し期間のみの時限的措置として特例措置を設け、最新の規制適合車の早期普及促進を図ることにより、特に当該車両の使用地域の大気環境の改善に資する。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 (1)中小企業投資促進税制(所得税、法人税)(機械購入支援) 実績)H20~H24 減税見込額計 85億円 (2)環境エネルギー対策貸付制度(オフロード法基準適合車購入支援) (株)日本政策金融公庫による低利融資 実績)H20~H24 融資実績 ①中小企業:153億円(480件) ②国民生活事業:73億円(842件) 【他の支援措置との役割の違い】 (1)の当該税制は、特定特殊自動車に限らず、中小企業が機械購入する際の投資への優遇措置であり、広く更新需要喚起を下支えするものである。 (2)の当該融資施策は、期間を限定せず特定特殊自動車購入需要に対する資金調達を容易にし、更新需要喚起を下支えするものである。 (1)(2)とも、特定特殊自動車の確実な更新を進めることとなるが、時限的な措置により新基準適合車の早期市場投入を誘発し、新基準車への早期更新需要喚起と切替加速を目的とする地方税制特例制度とはその役割が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 国際商品である特定特殊自動車については、国による国内統一基準での排出ガス規制が適当であり、その規制強化に当たっては、新基準適合車への更新が円滑に行われるよう国が施策展開を行うことが重要である。一方で、新基準適合車の早期普及は、当該車両が使用される地域の大気環境の改善に特に資するため、地方税・地方公共団体の協力による支援が適当である。
10	有識者の見解	(法制定時衆参国会附帯決議平成17年5月) 「排出ガス基準に適合する公道を走行しない特殊自動車への買換が円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること。」 (中央環境審議会(第9次答申)平成20年1月) 「ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス対策については、平成15年10月から公道を走行する特殊自動車に対して規制が導入され、平成18年10月から車種により排出ガスの規制の強化、公道を走行しない特殊自動車に対する規制が導入されたところであるが、今後、自動車全体に占めるディーゼル特殊自動車のPM、NOxの寄与割合が増加すること、また、今後、ディーゼル特殊自動車についてもPM、NOx後処理装置の導入が可能になることが考えられることから、ディーゼル特殊自動車の排出ガス対策の強化を行うことが必要である。」
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%をもとに、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証するには上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。
今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37 対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004 千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 2,768 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人 37 法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人 37 法人分の減収見込額）

法人税	2,768 百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1 百万円</u>
法人住民税	103.1 百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8 百万円</u>
事業税	2,768 百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9 百万円</u>

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195 万円以下	5%
(い)	195 万円超~330 万円以下	10% - 97,500 円
(う)	330 万円超~695 万円以下	20% - 427,500 円
(え)	695 万円超~900 万円以下	23% - 636,000 円
(お)	900 万円超~1,800 万円以下	33% - 1,536,000 円
(か)	1,800 万円超	40% - 2,796,000 円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

b	[{(35,600 - 2,000) × 0.4} - {(35,600 - 2,000) × 0.05}]	=	<u>11,760 円</u>
c	[{(49,100 - 2,000) × 0.4} - {(49,100 - 2,000) × 0.1}]	=	<u>14,130 円</u>
d	[{(66,400 - 2,000) × 0.4} - {(66,400 - 2,000) × 0.2}]	=	<u>12,880 円</u>
e	[{(85,000 - 2,000) × 0.4} - {(85,000 - 2,000) × 0.23}]	=	<u>14,110 円</u>
f	[{(124,600 - 2,000) × 0.4} - {(124,600 - 2,000) × 0.33}]	=	<u>8,582 円</u>
g	[{(506,200 - 2,000) × 0.4} - {(506,200 - 2,000) × 0.4}]	=	<u>0 円</u>

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置の創設(国税52)(法人税:義、所得税:外)(地方税46)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	(新設) 研究開発法人への法人からの寄附金について、当該法人の所得の計算上、全額損金を可能とする措置を講じるとともに、個人からの寄附金について、寄附金額の40/100を当該個人の所得から控除できる措置を講じる。 ※「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。)第2条第8項に定める独立行政法人をいう。
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 【経済財政運営及び改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)】 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 「日本再興戦略」の基本設計 (1)生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ③科学技術イノベーションの促進等 研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する。</p> <p>【日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)】 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ④研究開発法人の機能強化 成長戦略の実現に資する研究開発を集中的かつ効果的に推進するため、研究開発法人に対する業務運営の効率化目標の在り方を見直し、研究</p>

	<p>開発内容や評価を踏まえたメリハリある予算を実現するなど研究開発法人の機能強化を図る。</p> <p>○世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。 <p>○具体的な改善事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。特に外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。 <p>【科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日閣議決定)】 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組</p> <p>(2)大学・研究開発法人を国際的なイノベーションハブとして強化</p> <p>②主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発法人について、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提として、①研究開発成果の最大化(ミッションの達成)を第一目的とすること、②研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取組みにくい課題に取組む研究機関であることを制度的に明確に位置付けること、③国際競争力の高い人材の確保の必要性、国際水準を踏まえた評価指針の下での専門的評価の実施、主務大臣の下に研究開発に関する審議会の設置(外国人任命も可能)、中期目標期間の長期化、研究開発の特性を踏まえた制度の運用の在り方、を法的に担保し、給与水準の見直し、業務運営の効率化目標の在り方の見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が実現される仕組みとすること、を内容とする世界最高水準の新たな制度を創設
② 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する に包含 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 一. 日本産業再興プラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ④研究開発法人の機能強化
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 研究開発法人の自己収入(寄附金収入)の増大をさせ、研究開発に必要な資金収入の拡充を図ることにより、当該法人における研究開発の充実、機能の強化を実現する。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 研究開発法人の寄附金収入額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究開発法人の研究開発機能の強化により、生産性を生む科学技術イノベーションの推進が可能となる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	—	
	② 減収額	37研究開発法人で、 国税:平年度 234 地方税:平年度 52 (単位:百万円)	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本措置により、法人・個人からの寄附金が増大し、研究開発法人の自己収入が拡充することになり、これにより研究開発の充実が図られ、さらには研究開発法人の機能強化の実現につながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 法人・個人からの寄附金の増大が見込まれず、また、仮にこれまで通りの独立行政法人制度運営となれば、外部資金を積極的に活用するインセンティブが働かないことから、研究開発法人の機能強化が図れず、科学技術イノベーションの推進が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 研究開発法人の機能強化のためには、研究開発資金の充実を図る必要があり、その資金の一部となる自己収入の増大を図るために、法人・個人からの寄附金に係る税制措置を設けることは、研究開発法人に対する国からの支出の代替効果があることから、税収減が是認されると考えられる。</p>	
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置により、法人・個人からの寄附金が増大し、研究開発法人の自己収入が拡充することになり、これにより研究開発の充実が図られ、さらには研究開発法人の機能強化の実現につながるから、政府方針にも鑑み妥当である。	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条)</p> <p>【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金</p>	

		として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	研究開発法人が機能強化されることに伴い、当該法人において外部からの研究者の登用も促進されることが期待されるため、当該法人を拠点とした人材の集中により地方公共団体の活性化にもつながる。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される事業者等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口）の実現状況について、「平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。

また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計であり、本措置は、本年度が初年度であることを踏まえると、より確実性の高い他の推計方法は存在しない。

また、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、適用額の将来推計において、同調査等を用いることとしていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本措置は平成 24 年度に改組を行っているが、改組前の措置における過去の実績については、以下のとおり。

奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の実績
(単位：件、百万円)

	H21	H22	H23	H24
件数	1	1	3	1
減収額	2.5	1.5	5.5	4

※ 実績については、鹿児島県を通じ、奄美群島内各市町村から聞き取りを実施。

なお、改組を行ったことにより、上記実績は、今回の将来推計には使用していない。

また過去の類似実績は、適用実態調査等の「特定地域における工業用機械等の特別償却（3）離

【国交05】

島振興対策実施地域及び奄美群島における工業用機械等の特別償却」において把握されているが、奄美群島における実績は、離島振興対策実施地域と合算して把握されているため、同調査等を用いることとしていない。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

鹿児島県を通じて、奄美群島内の各市町村に聞き取り調査を行った内容に基づく推計によると平成26年度の減収見込額は、18百万円である。

新規適用件数は7件を見込んでいるが、過去の特別償却適用事例における効果をみると、設備投資の結果として6人の雇用を創出するなど、集積地からの外洋遠隔性等の条件不利性を背景として定着・成長が可能な産業が限定的な奄美群島において就業機会を拡充し、定住人口の減少傾向の通減に寄与することが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (国税32)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	【割増償却制度の延長】(法人税・所得税) 離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画(一定の基準を満たすものに限る)に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度(取得価額500万円超、機械・装置:普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%)の適用期間を1年延長する。
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等7/100) 平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年延長 (機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等10/100 建物等6/100) 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超) 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等10/100 建物等6/100) 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外) 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上)
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実

		<p>に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 39 離島等の振興を図るに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成26年度末 114千人以上(平成24年度末現在 117千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	7件(聞き取り調査をもとにした平成25、26年度の各年度適用見込み件数) ※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。
	② 減収額	<p>国税 18百万円</p> <p>※県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値 計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率 ※H25設備投資の2年目割増償却分とH26設備投資の1年目割増償却分を合算した値 ※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H25～26年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H25～26年度) 奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末総人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H26年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H25～26年度) 奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補充又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10 有識者の見解		—
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長	府省名	国土交通省	
税目	法人税、所得税、印紙税、登録免許税、法人住民税、法人事業税			
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長	<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（奄美群島の総人口を平成30年度末で112千人以上とする）は、他の奄美群島振興政策や同群島人口の自然減等、他の政策手段の効果や要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の奄美群島の総人口）の実現状況について、「平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。しかし、奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成25年4月1日現在の奄美群島の総人口は対前年度比△1,174人であった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 [将来の見込み]
 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「政策効果により、人口減少分のうち、社会減少にあたる部分を鹿児島県全体における平成20年度～23年度の人口の社会減少と同様の率まで抑制」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、事業により建物を取得した民間事業者を対象に補助金を交付すること等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成21年度の実績は、下表のとおり。

	所得税 (利子分)	法人税	印紙税	登録 免許税	住民税 (利子割)	法人 事業税
H21年度	1件	0件	83件	28件	1件	0件

なお、本件については、独立行政法人に対する非課税として租税特別措置法以外の法律による措置に規定されていることから、適用実態調査等の把握対象となっていない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所得税（利子分）、法人税、法人住民税（利子割）、法人事業税については、独立行政法人の事業活動による法人所得（利子所得を含む）に対する課税であるので、各年度1件又は0件が適切な件数であり、特段、僅少なものではない。印紙税、登録免許税については、契約締結に附随するもの及び抵当権等の設定に起因するものであり、業務上必要な内容であるため、これらについても偏りがあるものではない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所得税（利子分）、法人税、住民税（利子割）、法人事業税については、独立行政法人の事業活動による法人所得（利子所得を含む）に対する課税であるので、各年度1件又は0件が適切な件数であり、また、法人の財務状況から将来的に大きく変動するものではない。

印紙税、登録免許税については、契約締結に附随するもの及び抵当権等の設定に起因するものであり、業務上必要な内容であるため、これらについては、奄美基金の利用状況等により変動する可能性はあるものの、現時点では、平成21～23年度の平均値から推計した値が適切である。

平成25～30年度の各年度推計値

	所得税 (利子分)	法人税	印紙税	登録免許税	住民税 (利子割)	法人事業税
適用件数	1件	0件	83件	28件	1件	0件

なお、本件については、独立行政法人に対する非課税として租税特別措置法以外の法律による措置に規定されていることから、適用実態調査等の把握対象となっていない。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の過去の実績については、以下のとおり。

	国税	地方税
H21年度	9百万円	1百万円
H22年度	9百万円	1百万円
H23年度	9百万円	1百万円
H24年度	9百万円	1百万円

【国交06】

なお、本件については、独立行政法人に対する非課税として租税特別措置法以外の法律による措置に規定されていることから、適用実態調査等の把握対象となっていない。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

所得税（利子分）、法人税、住民税（利子割）、法人事業税については、独立行政法人の事業活動による法人所得（利子所得を含む）に対する課税であるので、各年度1件又は0件が適切な件数であり、また、法人の財務状況から将来的に大きく変動するものではない。

印紙税、登録免許税については、契約締結に附随するもの及び抵当権等の設定に起因するものであり、業務上必要な内容であるため、これらについては、奄美基金の利用状況等により変動する可能性はあるものの、現時点では、平成21～23年度の平均値から推計した値が適切である。

平成25～30年度の各年度推計値

	所得税	法人税	印紙税	登録免許税	法人住民税	法人事業税
適用件数	1件	0件	83件	28件	1件	0件
減収額	4百万円	-百万円	0百万円	5百万円	1百万円	-百万円

（注）所得税の減収額は、利子収入（源泉徴収）の15/100として試算。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

租税特別措置等の効果・達成目標の将来予測実現状況（K）については、平成24年度末の奄美群島の総人口（A）に対し、20年度～23年度の奄美群島内の人口減少状況（I、J）を元に、政策なしの奄美群島内の30年度時点での奄美群島の人口（B）を予測し、政策効果により、人口減少分（C）のうち、社会減少にあたる部分（E）を鹿児島県全体における20年度～23年度の人口の社会減少（F）と同様の率まで抑制した場合の推定値（H）である。

平成24年度 (A)	平成30年度 (予測値) (B)	H30-H24 (C)	うち自然減 (D)	うち社会減 (E)	鹿児島県な み社会減 (F)	社会減 抑制効果 (G)	平成30年 度目標値 (H)
116,908	109,613	-7,295	-4,012	-3,283	-1,719	1,564	111,177

	自然減(I)	社会減(J)
鹿児島県	70.92%	29.08%
奄美群島	55.55%	44.45%

平成30年 度目標値 (K)	
	112,000人

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る非課税措置の延長 (国税1)(法人税:義、所得税:外、印紙税:外、登録免許税:外) (地方税16)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する所得税・法人税・登録免許税・印紙税・法人住民税・法人事業税に係る非課税措置を5年延長する。 所得税 : 所得税法第11条第1項 法人税 : 法人税法第4条第2項 登録免許税 : 登録免許税法第4条第1項、第2項 印紙税 : 印紙税法第5条第1項第2号 法人住民税 : 地方税法第276条第1項第1号 法人事業税 : 地方税法第72条の4第1項第2号
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和30年度 創設 昭和33年度、昭和39年度、昭和44年度、昭和49年度、 昭和54年度 昭和59年度 平成元年度 平成6年度 平成11年度 平成16年度 平成21年度 適用期限の5年延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。 《政策目的の根拠》 ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第11条 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給することにより、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 中包含																												
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成30年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成30年度末 112千人以上（平成24年度末現在 117千人） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。																												
8 有効性等	① 適用数等	H25 適用見込み(H21～H23の3箇年の平均値): 国 税: 所得税 1 件、法人税 0 件、印紙税 134 件、登録免許税 22 件、地方税: 法人住民税 1 件、法人事業税 1 件 ※法人税及び法人事業税 0 件は、繰越欠損金による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>法人税</th> <th>印紙税</th> <th>登録免許税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>118 件</td> <td>21 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>H23 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>148 件</td> <td>26 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> <td>135 件</td> <td>20 件</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> </tbody> </table> (奄美基金調べ)		所得税	法人税	印紙税	登録免許税	法人住民税	法人事業税	H22 年度	1 件	0 件	118 件	21 件	1 件	0 件	H23 年度	1 件	0 件	148 件	26 件	1 件	0 件	H24 年度	1 件	0 件	135 件	20 件	1 件	0 件
	所得税	法人税	印紙税	登録免許税	法人住民税	法人事業税																								
H22 年度	1 件	0 件	118 件	21 件	1 件	0 件																								
H23 年度	1 件	0 件	148 件	26 件	1 件	0 件																								
H24 年度	1 件	0 件	135 件	20 件	1 件	0 件																								
	② 減収額	H25 年度: 国税 9 百万円、地方税 1 百万円(見込額) (実績額) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> <tr> <td>H23 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>9 百万円</td> <td>1 百万円</td> </tr> </tbody> </table> (奄美基金調べ)		国税	地方税	H22 年度	9 百万円	1 百万円	H23 年度	9 百万円	1 百万円	H24 年度	9 百万円	1 百万円																
	国税	地方税																												
H22 年度	9 百万円	1 百万円																												
H23 年度	9 百万円	1 百万円																												
H24 年度	9 百万円	1 百万円																												
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H21～30 年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H21～30 年度) 鹿児島県による平成 25 年 4 月 1 日現在の推計人口は 117 千人であり、前回要望時の目標値である平成 24 年度末 114 千人をやや上まわる結果となった。しかし、奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 25 年 4 月 1 日現在の奄美群島の総人口は対前年度比△1,174 人であった。今回要望の目標値である平成 30 年度末総人口 112 千																												

			人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: H26～30 年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: H21～30 年度) 奄美群島は人口 12 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等		本特例措置は、独立行政法人奄美群島振興開発基金の高い公共性等に鑑み非課税と措置されているものであり、次期通常国会に提出予定の奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長等の法改正によっても何ら本法人の性質の変更が生じるものではないため、本要望は適正である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担		平成 25 年度に従来の奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度が改組され、割増償却制度に変更となったが、当該制度は、民間事業者を対象に事業により取得した建物等の課税軽減により各種産業活動を活性化させる優遇措置として設けられたものであり、(独)奄美群島振興開発基金の公益性を鑑みた非課税措置とは異なるものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性		独立行政法人奄美群島振興開発基金は、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は、奨励することを目的とした法人であり、奄美群島の振興開発上、鹿児島県及び奄美群島内の市町村にとっても奄美群島の振興開発、定住促進を図る上で、必要不可欠な組織であり、それに対する支援は適切である。
10 有識者の見解			—
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（過疎地域における「雇用増加人数」）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる）の実現状況について、「「雇用増加人数」の実績は、平成22年度から平成24年度までで9人となっており、過疎地域における雇用の増大を図ることに寄与している」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租特透明化法に基づき把握される情報はあくまで、各条文の各号の実績であり、本特例措置は各号の一部であるため、用いることはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
経済情勢等の低迷もあり、近年では実績が低調となっている。
また、本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではないことから、適用に偏りはない。
- ⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成26～27年度（見込み）については、過去5年間（平成20～24年度）の平均適用数及び推計額で算出。経済情勢に左右されるものであるが、28年度も同様であると推計される。
- $$\begin{aligned} & (\text{取得額 (280 百万円)} - \text{圧縮 (213 百万円)}) \times \text{法人税率 (30\%)} = 17.085 \text{ 百万円} \\ & \text{圧縮額} = \text{取得額 (280 百万円)} \times \text{差益割合 (95\%)} \times \text{繰延率 (80\%)} = 213 \text{ 百万円} \end{aligned}$$
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
算出根拠については、平成22年度については道府県から聞き取った結果を記載。
- $$\begin{aligned} & (\text{取得額 (56 百万円)} - \text{圧縮額 (42.56 百万円)}) \times \text{法人税率 (30\%)} = 4 \text{ 百万円} \\ & \text{圧縮額} = \text{取得額 (56 百万円)} \times \text{差益割合 (95\%)} \times \text{繰延率 (80\%)} = 42.56 \text{ 百万円} \end{aligned}$$
- ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥参照。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長 (国税47) (法人税：義、所得税：外)
2	要望の内容	過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長：3年間 繰延べ率：譲渡益の80%
3	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度：適用期限の5年延長 平成12年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 平成13年度：適用期限の5年延長 平成18年度：適用期限の5年延長 平成22年度：過疎法の延長 平成23年度：適用期限の3年延長 平成24年度：過疎法の延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること目的としている。 過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることを目的とする。 《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」

		租税特別措置法第37条第1項の表の第5号、第37条の4、第65条の7第1項の表の第5号、第65条の9、第68条の78、同法施行令第25条第10項第2号、第39条の7第4項第2号 「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4(1)特色を活かした地域づくり 『過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。』
	②：政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
	③：達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっており、国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっている。本特例措置により条件の不利な過疎地域に企業の誘致により、雇用を増大させ、地域を活性化させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「雇用増加人数」 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域において企業の誘致を図り、安定的な雇用を増大させ、地域の活性化を図る。
8	有効性等	①：適用数等 【過去の適用件数(H19~H23)】 平成19年度 1件 平成20年度 0件 平成21年度 0件 平成22年度 1件 平成23年度 0件 平成24年度 0件 平成25年度(見込み) 1件 平成26年度(見込み) 1件 平成27年度(見込み) 1件

	②	減収額	平成22年度 4百万円 平成23年度 0百万円 平成24年度 0百万円 平成25年度(見込み) 17百万円 平成26年度(見込み) 17百万円 平成27年度(見込み) 17百万円	
		③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H24) 本特例措置は、過疎地域において企業を誘致育成し、産業の振興を図るとともに、雇用の増大を図ることに寄与している。 これまでの実績では、平成22年度1件であり、過疎地域における就業機会の拡大につながっているものである。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H20~H24) 直接的な目標の効果として、「雇用増加人数」の実績は、平成22年度から平成24年度までで9人となっており、過疎地域における雇用の増大を図ることに寄与している。 なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。 過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き就業機会の拡大に寄与する当該措置の延長が必要である。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H20~H24) 過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切であり、延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の要件を失うこととなる。
				《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H24) 過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域における就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。この特例措置により初期投資の負担が軽減されるため、企業の進出が促されるものである。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等他の政策手段はない。

		③	地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解			—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（①低・未利用地の面積、②土地取引件数）は、他の土地政策や経済情勢等、他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。

④ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績が把握されていないため（＜点検結果表の別紙＞④参照）、分析対象期間における適用件数の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進すること）の実現状況について、「低未利用地の面積は最新の調査（平成20年度）では前回調査時（平成15年度）の13.1万haから12.1万haに減少し、土地取引件数も徐々に下げ止まりつつある（平成20年：129万件、21年：118万件、22年：115万件、23年：114万件、24年：120万件）など、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進んでいる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため（＜点検結果表の別紙＞⑥参照）、分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
（前回要望時の目標）
市場中立的かつ恒久的な税体系の構築
※ 前回要望時は、「当分の間課税停止」で要望
（前回要望時における目標の達成状況）
本租税特別措置は、土地の投機的取引を抑制する観点から土地の譲渡益に対して重課するという租税特別措置（重課制度）の存在を前提にその効果の発現を停止するものである。重課が措置されていない現在、重課が措置されている場合と比して、土地と他の資産との間の税負担のバランスが改善されており、引き続きこの状況を維持するため、本租税特別措置を延長することが必要となっている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の適用件数については、法人が土地を売却し譲渡益が発生する全ての土地取引に適用されるところ、土地取引は登記統計では、譲渡益が発生したか否かまでは確認することができないことから、把握できていない。
また、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報においても、当該租税特別措置の実績に係る記載はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の適用件数については、譲渡益が生じる土地の売買を行った全ての法人が適用対象となることを想定して措置しているところ、想定どおりの適用対象となっていることから、適用に偏りはないと考えられる。なお、本租税特別措置の適用件数については、法人が土地を売却し譲渡益が発生する全ての土地取引に適用されるところ、土地取引において譲渡益が発生したか否かを確認することができないことから把握できていないが、景気の落ち込み等を反映して土地取引件数も落ち込んだものの一定水準は保たれており、想定外に適用数が僅少とはいえないと推察される。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の適用件数の将来推計については、適用件数を把握できていないことから推計できない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
減収額の推計方法は以下のとおり。
また、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報においても、当該租税特別措置の実績に係る記載はない。
○ 「会社標本調査（国税庁）」によると、土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）が停止される直前（平成9年度）の重課制度による法人税収額は92,910（百万円）。
（参照）会社標本調査結果（国税庁HP）「資本金階級別表（昭和26年分から平成22年度分まで）」

【国交08】

http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_03.htm

- 平成9年度当時から現在の土地取引件数の減少及び地価の下落を踏まえ、土地取引件数（法務省「登記統計」）及び地価水準（国土交通省「地価公示」（全国全用途平均））を用いて現在重課制度が措置されていた場合の法人税収額を推計。

【現在の重課制度による法人税収額】

= 【平成9年度における重課制度による法人税収額】
 × 【現在の土地取引件数】 / 【平成9年度における土地取引件数】
 × 【現在の地価水準】 / 【平成9年における地価水準】

- 上記によって算出した法人税収の増収分に連動して、法人住民税額（法人税割部分）の増収が生じることから、法人税割部分の税率を乗じて法人住民税額の増収部分を推計。

【現在の重課制度による法人住民税額】

= 【現在の重課制度による法人税収額】 × 17.3%

なお、各年度における上記計算の結果をまとめると下記のとおり。

	法人税【百万円】	法人住民税【百万円】	土地取引件数(年度)	地価公示(全国全用途平均。S.49を100とした場合)
H. 9	92,910	—	1,809,109	201.33
H. 20	42,399	7,335	1,258,609	132.06
H. 21	37,974	6,570	1,168,134	127.44
H. 22	35,850	6,202	1,155,932	121.58
H. 23	34,093	5,898	1,133,330	117.93
H. 24	35,603	6,159	1,215,147	114.86

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 土地取引件数については、平成32年にリーマンショックによる急激に土地取引件数が落ち込む前の水準である150万件（平成18年の土地取引件数：155万件と19年の土地取引件数：144万件の平均値を目安に設定）まで回復させることを目標としており、24年の数値（120万件）から順調に回復すると仮定して30年：142.5万件を目標としている。

- 平成25年度～30年度における重課制度による法人税収額及び法人住民税収額についても、32年度にリーマンショック前（平成18年及び19年）の重課制度による法人税収額及び法人住民税収額まで回復すると仮定すると、以下のとおり推計される。

（なお、法人税収の増収分に連動して生じる法人住民税額（法人税割部分）の増収部分については、上記推計により算出した各年度における重課制度による法人税収額に法人税割部分の税率（17.3%）を乗じて推計する。）

【平成32年度の重課制度による法人税収額】

= 【平成18年度及び19年度における重課制度による法人税収額の平均値】

【平成18年度の重課制度による法人税収額】

= 【平成9年度における重課制度による法人税収額】
 × （平成18年度の土地取引件数） / （平成9年度における土地取引件数）
 × （平成18年度の地価水準） / （平成9年における地価水準）

【平成19年度の重課制度による法人税収額】

= 【平成9年度における重課制度による法人税収額】
 × 【平成19年度の土地取引件数】 / 【平成9年度における土地取引件数】
 × 【平成19年度の地価水準】 / 【平成9年における地価水準】

	法人税【百万円】	法人住民税【百万円】	土地取引件数【年度】	地価公示(全国全用途。S.49を100とした場合)
H.9	92,910	—	1,809,109	201.33
H.18	51,027	8,828	1,546,591	129.34
H.19	47,709	8,254	1,440,346	129.85
H.25	37,324	6,457	—	—
H.26	39,044	6,755	—	—
H.27	40,765	7,052	—	—
H.28	42,486	7,350	—	—
H.29	44,206	7,648	—	—
H.30	45,927	7,946	—	—
H.31	47,647	8,243	—	—
H.32	49,368	8,541	—	—

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

低未利用地の面積は最新の調査（平成20年度）では前回調査時（平成15年度）の13.1万haから12.1万haに減少し、土地取引件数も徐々に下げ止まりつつある（平成20年：129万件、21年：118万件、22年：115万件、23年：114万件、24年：120万件）など、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進んでいるものと推測される。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置により重課が措置されていない平成10年度以降、重課が措置されている場合と比して、土地と他の資産との間の税負担のバランスが改善されていることにより、低未利用地の面積は最新の調査（平成20年度）では前回調査時（平成15年度）の13.1万haから12.1万haに減少し、土地取引件数も徐々に下げ止まりつつある（平成20年：129万件、21年：118万件、22年：115万件、23年：114万件、24年：120万件）など、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進んでいるところであり、その効果は各年度に見込まれる減収額（⑦参照）と比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。

⑪ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置を延長することにより、土地取引の活性化及び土地の有効利用が進むと見込まれるところ、その効果は各年度に見込まれる減収額（⑧参照）と比して大きいものであることから、税収減を是認することができると考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本租税特別措置は、土地の投機的取引を抑制する観点から土地の譲渡益に対して重課する既存の租税特別措置（重課制度）の存在を前提にその効果の発現を停止するものであるところ、土地の譲渡によって譲渡益が発生した後、申告に基づき納税される重課制度について、事前に納税額を把握することは不可能であり、補助金により重課停止と同等の効果を生じさせることはできない。なお、重課分を納税した上で事後的に還付する場合、本租税特別措置により重課制度を停止する場合と比べ、還付手続に係る事務コストが追加発生し、効率性の観点から不適切であることから、同じ租税特別措置によることが必要かつ適切である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置は、土地の投機的取引を抑制する観点から土地の譲渡益に対して重課するという既存の租税特別措置（重課制度）の存在を前提にその効果の発現を停止するものであり、「土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進」という政策目的の実現のための基礎的条件であることから、不動産証券化の促進や不動産情報の整備支援等の土地取引への参入を促進する他の政策手段とは位置付けが異なっている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長 (国税4)(法人税:義)(地方税18)(法人住民税:義)
2	要望の内容	法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率(長期所有(5年超)5/100、短期所有(5年以下)10/100)が課される重課制度の停止期限(平成25年12月31日まで)を5年間延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 課税停止 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成21年度 延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進 《政策目的の根拠》 「新総合土地政策推進要綱(平成9年2月10日閣議決定)」において、「土地の有効利用を実現するためには、土地取引に係る規制の緩和、情報の公開、新たな手法の開発等の一層の推進を図り、土地を有効利用しようとする者への土地の移転をしやすいことにより、土地取引の活性化を図ることが、重要である」として、地価抑制を基調としていたそれまでの土地政策から、土地の有効利用による適正な土地利用の推進に転換しているところであり、また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく」と掲げられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 他の資産との間のバランスのとれた税体系の構築を通じて、土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進する 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・低・未利用地の面積(平成20年度:12.1万ha→平成30年度:12.1万ha) ・土地取引件数(平成24年:120万件→平成30年:142.5万件) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の停止により、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対するディスインセンティブとして働き、土地取引の活性化・有効利用を阻害することを除外する。

8	有効性等	① 適用数等	<p><参考：土地の売買による所有権の移転件数></p> <p>平成20年 129万件 平成21年 118万件 平成22年 115万件 平成23年 114万件 平成24年 120万件</p>
		② 減収額	<p>(法人税)</p> <p>平成20年度 42,399(百万円) 平成21年度 37,974(百万円) 平成22年度 35,850(百万円) 平成23年度 34,093(百万円) 平成24年度 35,603(百万円)</p> <p>(法人住民税)</p> <p>平成20年度 7,335(百万円) 平成21年度 6,570(百万円) 平成22年度 6,202(百万円) 平成23年度 5,898(百万円) 平成24年度 6,159(百万円)</p> <p>重課が停止される直前の平成9年の税収額(国税庁「会社標本調査」)を基に、土地取引件数の推移(法務省「登記統計」)及び地価下落(国土交通省「地価公示」)を考慮して推計。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成30年度)</p> <p>重課が措置されていない現在、土地等の譲渡益に対して通常の法人税とは別に追加分離課税されることがないため、重課が措置されている場合と比して、土地と他の資産との間の税負担のバランスが改善されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成30年度)</p> <p>地価については、三大都市圏では、平成21年以降下落傾向が続き、地方圏では長期的に下落傾向が続いているところ、直近3年の地価公示においては、対前年度の下落幅が縮小するなど、下落傾向に歯止めが掛かっている。</p> <p>また、売買による土地取引件数は、平成20年秋のリーマンショック後に大幅に減少したものの、その後徐々に下げ止まりつつあり、課税停止措置以前の急激な下落が緩和された状態で推移している。</p> <p>このことから、重課制度の停止期限の延長は地価、土地取引に一定の効果を示していると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度)</p> <p>本特例が延長されなかった場合、土地等の譲渡益に対して通常の法人税とは別に追加分離課税され、他の資産と比して土地に係る税負担が重くなることから、土地取引の活性化・有効利用が阻害される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年度～平成30年度)</p> <p>上記のように、本特例措置の停止により、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対するディスインセンティブとして働き、土地取引の活性化・有効利用を阻害することを除外できる。さらに、地価、土地取引の状況を見ると一定の効果を示していることから、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	土地と他の資産との間の税負担のバランスを取る措置として、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置の停止により、各地域において企業等の保有する土地が市場に供給され、地域の土地取引の活性化・有効利用が促進され、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか		<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている全ての測定指標は、他の政策手段の効果及び要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題が見られたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

【1～3号】

「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置づけられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〔地震〕○実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする。

○実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

（以下、「国土交通省重点政策」抜粋。）

【II. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速

○インフラの復旧・整備

2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立

○緊急輸送道路の再構築・強化等

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

○三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○地域経済を支えるインフラの整備

【4号】

都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」旨、定めている。

【5・6号】

「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとされており、同計画において密集市街地の解消が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられている。

【7・8号】

都市再生特別措置法第1条において、「都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、（中略）、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする」旨、定めている。

【10号】

都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

【11号】

都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

【16号】

【国交09】

土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

【1～3号】

前回要望時における達成目標は、

- ・用地あい路率の縮減 3.10%

としていたところ、平成21年度から23年度までにおける用地あい路率の推移（実数）は、2.98%（H21）、2.70%（H22）、2.70%（H23）となっており、21年度要望時における目標値は達成されたものの、公共事業に必要となる用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要であることから、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【4号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市機能更新率 35.6%（平成19年）→40.7%（平成25年）

としていたところ、平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度に45%とすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【5・6号】

前回要望時における達成目標は、

- ・密集市街地のうち防災上不良な建築物が多く、かつ、延焼危険性の著しく高い地区について、当該建築物の除去、防災上良好な建築物や防災公共施設の整備等により、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を確保する。（第5号）
- ・密集市街地において、民間による任意の建替事業の機会を捉え、一定規模以上の敷地面積を確保した上で防災性の高い建築物を建築するとともに防災上有効な空を整備するよう誘導することにより、特定防災機能の向上と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を確保する。（第6号）

としていたところ、「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた8,000haについてはおおむね半減（平成22年度実績値）しており、密集市街地を平成32年におおむね解消するという「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）の目標の達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【7・8号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市機能更新率 35.6%（平成19年）→40.7%（平成25年）

としていたところ、平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって認定民間都市再生事業及び認定民間都市再生整備事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度に45%とすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【9号】

前回要望時における達成目標は、

- （1）最低居住面積水準未達率

4.6%（平成15年）→おおむね0%（平成22年）

（2）子育て世代における誘導居住面積水準達成率

全国：42%（平成15年）→50%（平成22年）

大都市圏：37%（平成15年）→45%（平成22年）

（3）新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

75%（平成15年）→90%（平成27年）

（4）共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

10%（平成15年）→25%（平成27年）

としていたところ、これらの達成状況は、

（1）4.3%（平成20年）

（2）全国：40%（平成20年）

大都市圏：35%（平成20年）

（3）79%（平成20年）

（4）16%（平成20年）

となっている。

上記業績指標は、5年に1度の調査の調査により把握しており、平成21年から平成24年までの実績値はない。（1）～（3）については、世帯構成の変化や平均年収の推移等の影響もあり、実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標を達成できないこととなるが、（4）については目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

（1）早期に解消

（2）全国：50%（平成27年度）

大都市圏：50%（平成32年度）

（3）95%（平成32年度）

（4）28%（平成32年度）

という「住生活基本計画」の目標の達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【10号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市機能更新率 35.6%（平成19年）→40.7%（平成25年）

としていたところ、平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって優良な建築物の建築を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度に45%とすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【11号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市機能更新率 35.6%（平成19年）→40.7%（平成25年）

としていたところ、平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度に45%とすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【12～15号】

前回要望時における達成目標は、

- ・最低居住面積水準未達率 4.6%（平成15年）→おおむね0%（平成22年）

- ・子育て世代における誘導居住面積水準達成率

全国：42%（平成15年）→50%（平成22年）

大都市圏：37%（平成15年）→45%（平成22年）
としていたところ、これらの達成率は、

- ・最低居住面積水準未達率 4.3%（平成20年）
- ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
全国：40%（平成20年）

大都市圏：35%（平成20年）

となっている。子育て世帯における誘導居住面積水準達成率については、昨今の厳しい経済状況の影響を受けて平成15年時より達成率が低下しており、

- ・最低居住面積水準未達率：早期に解消
- ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
全国：50%（平成27年）

大都市圏：50%（平成32年）

という「住生活基本計画」の目標の達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

【16号】

前回要望時における達成目標は、

- ・都市再生誘発量 3,878ha（平成18年）→11,300ha（平成25年）

としていたところ、平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成30年度末までにおおむね16,800haとすることを目標としており、その達成に当たり引き続き本措置の継続が必要である。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

■ 【3号】に係る補足説明

用地あい路率については、租税特別措置以外の他の政策手段の効果及び要因の影響を全て排除できないものの、用地買収時の地権者に対するインセンティブとして租税特別措置による影響は大きいことから、評価に当たって適切な指標であると考え。なお、本租税特別措置以外の他の政策手段の効果及び要因を排除した指標を設定するためには、本租税特別措置の有無による効果の検証として、地権者に対するアンケート等により当該特例の有無による契約の可否等を調査することが必要となるが、自らの意に反して譲渡していただくことになる収用の特殊性から、現実的に不可能であり、当指標以外の新たな指標を設定することはできない。

《用地あい路率に影響を与える政策手段及び要因等》

- ア 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）
- イ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）
- ウ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
- エ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）
- オ 相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）
- カ 相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）
- キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

ク 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）

ケ 用地補償基準の適正化等に関する検討

- ※ 上記ア～クの租税特別措置について、地権者がどの特例を適用したかまでは把握できないため、各租税特別措置間で用地あい路率に与える影響を定量的に示すことは困難である。
- ※ ケの用地補償基準の適正化に関する検討については、経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、必要な項目について見直しを行うものであり、地権者に対する適正な補償を実現するために行っている。

■ 【5・6号】【9号】【12～15号】に係る補足説明

本措置の達成目標は、「住生活基本計画」に基づいているところ、同計画は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格にかんがみ長期的な目標を提示する観点から、10年間で計画期間として定められており、同計画の計画期間である平成32年度までを達成目標時期として設定している。

注 記載している【1～3号】、【4号】、【5・6号】、【7号】、【8号】、【9号】、【10号】、【11号】、【12～15号】及び【16号】は、根拠規定である租税特別措置法第31条の2第2項第1～16号に対応した租税特別措置等のことである。

		租税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(国税33)(法人税:義)(地方税44)(法人住民税:義)
2	要望の内容	法人の土地譲渡益に対して、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例措置(法人重課制度の適用除外)の適用期限(平成25年12月31日まで)を5年延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課、地価調査課公共用地室 都市局都市安全課、まちづくり推進課、市街地整備課 道路局総務課 住宅局住宅総合整備課、総務課民間事業支援調整室、市街地建築課、市街地建築課マンション政策室 鉄道局総務課企画室 航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和54年度 創設 昭和60年度 延長 昭和62年度 延長 平成2年度 拡充・延長 平成3年度 拡充・延長 平成8年度 拡充・延長 平成13年度 延長 平成16年度 拡充・延長 平成21年度 縮減・延長
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>【1～3号】 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施</p> <p>【4号】 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する</p> <p>【5・6号】 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業等を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する</p> <p>【7号】 国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める</p> <p>【8号】 全国における民間投資を促進する全国都市再生の取組を推進し、生活環境の改善と地域活性化を図る</p> <p>【9号】 耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住</p>

		<p>環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る</p> <p>【10号】 都市再生・地域再生に資する土地の有効利用を促進する</p> <p>【11号】 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する</p> <p>【12～15号】 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する</p> <p>子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上</p> <p>【16号】 我が国の都市構造を、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生を誘発する</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【1～3号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する</p> <p>【4号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>【5・6号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>【7号・8号】 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)</p> <p>【9号】 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>【10号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
--	--	--

	<p>【11号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>【12～15号】 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図る」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである</p> <p>【16号】 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【1～3号】 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含</p> <p>【4号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【5・6号】 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【7号・8号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【9号】 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する に包含 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【10号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【11号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【12号～15号】 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>【16号】 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【1～3号】 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること 【4号】 都市機能更新率の向上 【5・6号】</p>

	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成 22 年度 6,000 ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消 【7号・8号】 都市機能更新率の向上 【9号】 ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る 【10号】 都市機能更新率の向上 【11号】 都市機能更新率の向上 【12号～15号】 ・最低居住面積水準未達率4.3%(平成20年)を早期に解消する ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 【16号】 都市再生誘発量の向上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 【1～3号】 用地あい路率※の縮減 2.63%(平成 26 年度～平成 30 年度の目標値) ※用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。 【4号】 都市機能更新率※ 平成 30 年度 45% ※特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物への更新割合。 【5・6号】 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 約 6,000ha(平成 22 年度)を平成 32 年度までにおおむね解消 ※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。 【7号・8号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45% 【9号】 ・新耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平成 20 年度)→95%(平成 32 年度)※ ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平成 20 年度)→28%(平成 32 年度)※ ※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。 【10号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45% 【11号】 都市機能更新率 平成 30 年度 45% 【12～15号】 ・最低居住面積水準未達率※ 早期に解消 ※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※ ※※A:最低居住面積水準未達世帯数 B:主世帯総数 注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者 25 ㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期</p>
--	--

		<p>間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。)</p> <p>(2)2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²</p> <p>注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。</p> <p>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※</p> <p>全国 : 40% (平成20年) → 50% (平成27年) ※※</p> <p>大都市圏 : 35% (平成20年) → 50% (平成32年) ※※</p> <p>※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B)</p> <p>①A：子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：子育て世帯総数</p> <p>②A：大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B：大都市圏の子育て世帯総数</p> <p>注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯</p> <p>注2 誘導居住面積水準：住生活基本計画(全国計画)において設定</p> <p>(1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定 ①単身者 55 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 25 m²×世帯人数+25 m²</p> <p>(2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定 ①単身者 40 m² (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 20 m²×世帯人数+15 m²</p> <p>※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成30年度における目標値は設定していない。</p> <p>【16号】 都市再生誘発量※ 平成30年度 概ね16,800ha ※我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 法人の土地譲渡益にかかる法人税重課制度によって、企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブが働き、事業の円滑な実施が阻害されることを除外する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 0 (土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)</p> <p>減収額 0 (土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年～平成30年) 土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブは働いていない。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年～平成30年) 土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しないが、法人税重課が課税された場合には、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害されることから、法人税重課制度が存続している間は本特例措置の存置が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年～平成30年) 課税停止されている土地譲渡益にかかる法人税重課制度が復活した場合、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害される。</p> <p>《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年～平成30年) 土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため本特例による軽減を受けた事例は存在していない。(平成10年以降課税停止中)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)」 ※ 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除」は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成事業について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進等が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人等に係る導管性要件等の見直し	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（投資法人による合併実績）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せず、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、

分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
前回要望時の目標は、投資法人の圧縮記帳の適用実績。改正法は、平成25年4月以降開始事業年度が対象であるため、まだ適用は0件である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用金額は244,749百万円であり、また、相当多数の投資家に保有されており、適用に偏りがあるとは考えられない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人等に係る導管性要件等の見直し (国税49)(法人税:義)(地方税49)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	投資法人の利益超過分配等に関して、みなし配当の算出方法を変更すること。具体的には、税務上の利益積立金がある場合には、当該部分を優先的にみなし配当として取り扱うこと。また、投資法人同士の合併により「正ののれん」が生じた場合、減損損失に対する手当てと同様に、導管性要件の判定式の計算において、正ののれん償却額に係る法人税等相当額を控除する(拡充)。
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人等の税務上の安定性を確保し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 経済財政運営と改革の基本方針について(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「企業投資やリスクファイナンスを通じて新たな成長が生まれるよう、金融面の環境整備をすることが重要」 「民間の知恵や資金を活かした都市再生や公共交通の活性化を、不動産証券化等の手法を活用しつつ、多様な支援策を通じて推進する。」</p> <p>日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) 「民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等」</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>

	2	政策体系における政策目的の位置付け	<p>資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第五号) (第 1 条)この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上 施策目標 3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>に包含</p>	
		3	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本拡充により、投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 投資法人による合併実績</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、投資法人等における税務上の安定性を強化や、投資法人間において合併が行うことができる環境等を整備することが不可欠である。</p>
		8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。</p> <p>② 減収額</p> <p>-</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月) リーマン・ショック等乗り越え、不動産証券化市場が成長・活性化している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年 4 月~平成 25 年 3 月) 投資法人等の課税の特例がない場合、投資法人や特定目的会社を用いた不動産証券化市場が、存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月) 投資法人等における税務上の不安定さが残り、また、投資法人間における合併が制約されることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20年4月～平成25年3月)</p> <p>税収減は生じないと考えられる。投資法人等の課税の特例がない場合、不動産証券化市場が発展しなかった、つまり、そもそも税収を生じるべきビジネスがなかったと考えられることから、税収減は生じないと考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	税の安定性等の問題であるため、補助金で対応することは適当でなく、税による手当てを行うことが妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能集積率は、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市機能の計画的な配置等に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与する」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた「5. 立地競争力の更なる強化、
④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）」において、「本年中に都市再構築戦略を策定し、
地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築（中略）により、都市構造のリノベーションを推進する」旨、定められている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
達成時期：本租税特別措置適用期限の平成28年度とする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設 （国税5）（法人税：義）
2	要望の内容	都市機能誘導区域（仮称）外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内に存する事業用資産を取得した場合の事業用資産の買換え特例（繰延割合80%）の制度を創設する。
3	担当部局	都市局市街地整備課、まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。 ----- 《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることに より都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、都市機能誘導区域外に事業の用に供する資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合に、税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで、都市再興を実現するための手段となり都市機能集積率の上昇に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等 平成26年度から平成28年度においては、各年度20件程度の適用件数があると想定する。 ※詳細は別紙参照

		②: 減収額	毎年度▲102百万円（見込み） ※詳細は別紙参照
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、平成26年度から平成28年度にかけても都市機能集積率を前年度比+0%以上（参考：平成23年度、4.16%）とすることで政策目的の実現を図る必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 平成19年度に4.02%であった都市機能集積率が、平成23年度には4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本特例が措置されない場合、都市機能誘導区域外に資産を有する者が都市機能誘導区域内に移転する場合の税制上のインセンティブが与えられないことから、都市機能誘導区域内への都市機能集積の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本特例措置を講じることで、都市機能誘導区域の外から都市機能誘導区域内への医療・福祉・商業施設等の円滑な移転を促し、効率的にアクセス可能なエリアへの立地を図ることが可能となる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。なお、本措置は課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少ない。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置の他に、公共公益施設の整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内に移転する者に税制上のインセンティブを与え支援することで、都市機能集積の確実な確保を図るものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

都市機能誘導区域（仮称）外から区域内への事業用資産の買換え等の特例措置の創設（法人税）

減収見込額 102百万円

買換え特例（事業用資産）

（算出根拠）

特例適用見込件数：20件/年

1件あたりの減収見込額：5.1百万円

1年あたりの減収見込額：5.1百万円×20件＝102百万円

【特例適用見込件数の算出根拠】

平成24年の土地取引数は、約120万件（平成25年土地白書）

- ・これを土地の購入者主体別に個人と法人に分けると、それぞれの比率を乗じて
個人：120万件×69.2%＝83万件
法人：120万件×21.2%＝25万件
- ・個人及び法人について、それぞれの購入理由が事業用資産の購入に該当すると考えられるものの割合（個人であれば賃貸アパートや店舗の購入。法人であれば、事務所、工場等の購入）は、
個人：8.3%、法人：30.6%
個人：83万件×8.3%＝6.9万件
法人：25万件×30.6%＝7.7万件
- ・土地取引について、宅地を購入する割合は、
個人：66.8%、法人：58.6%
個人：6.9万件×66.8%＝4.6万件
法人：7.7万件×58.6%＝4.5万件
- ・取引される宅地が市街化区域内にある割合は72.9%であるから、
個人：4.6万件×72.9%＝3.4万件
法人：4.5万件×72.9%＝3.3万件
- ・さらに、個人が購入する場合に購入資金に土地・家屋の処分代金を充てている割合は3.5%。また、法人が土地を売却する場合に、棚卸資産の処分及び借入金返済への充当以外を目的とする割合は15.8%であるから、買換え特例を適用される可能性があるのは、
個人：3.4万件×3.5%＝1,190件
法人：3.3万件×15.8%＝5,214件
- ・うち、300㎡以下の土地取引は、全ての土地取引のうち78.6%であることが

ら、対象となる土地取引は、

個人：1, 190件×78.6% = 935件

法人：5, 214件×78.6% = 4,098件

- ・市街化区域のうち、都市機能誘導区域の割合を10%とし、これらの取引のうち、都市機能誘導区域外から区域内への買換であって、都市機能に係るものを5%とすると、

個人： $935 \text{ 件} \times 10\% \times 5\% = \text{約 } 5 \text{ 件}$

法人： $4,098 \text{ 件} \times 10\% \times 5\% = \text{約 } 20 \text{ 件}$

(データ出典) 国土交通省「土地保有移動調査平成23年取引分」
面積規模別土地取引件数集計、市街化区域面積 国土交通省調べ

【特例1件あたりの減税額の算出根拠】

- ・平成23年の土地取引における個人と法人の売却額は、
個人 14兆円、法人 12兆円 (平成25年土地白書より)
- ・両者の売却件数は、
個人 $120 \text{ 万件} \times 59.5\% = 71 \text{ 万件}$
法人 $120 \text{ 万件} \times 38.0\% = 46 \text{ 万件}$
と推定される。
- ・これにより、個人及び法人の1件あたりの土地売却額は、
個人 20百万円
法人 26百万円
と推定される。
- ・取得費・譲渡費用・特別控除額の合計は、譲渡収入の5%と仮定すると、課税譲渡所得金額は、
 $26 \text{ 百万円} \times (1 - 0.05) = 25 \text{ 百万円}$ となる。
- ・課税の繰延率は80%、法人税率を25.5%とすると、法人1件あたりの減収見込みは、

$25 \text{ 百万円} \times 0.8 \times 0.255 = 5.1 \text{ 百万円}$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能集積率）は、誘導地区施設を整備する事業により建築物等を整備するための補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市機能の計画的な配置等に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた「5. 立地競争力の更なる強化、
④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）」において、「本年中に都市再構築戦略を策定し、
地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築（中略）により、都市構造のリノベーションを推進する」旨、定められている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
政策目標において、前年度比+0%以上という目標が定められており、分析対象期間の終了年度である平成30年度において、過去の指標の推移を分析することで、評価が可能である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設 （国税6）（法人税：義）（地方税2）（法人住民税：義）
2	要望の内容	新たな法制度に基づき誘導地区施設（仮称）の整備事業を行う事業者に対して土地等を譲渡した場合について、下記の措置を創設する。 ①事業のために土地等を譲渡し、事業により建築された建築物等を取得する場合 ・買換え特例（居住用財産） 所得税100% ②事業のために土地等を譲渡し、特別の事情により地区外に転出する場合 ・軽減税率（居住用財産） 6,000万円以下 10% 6,000万円超 15% ③事業のために長期保有（所有期間5年間超）の土地等を譲渡する場合 ・所得税の軽減税率 2,000万円以下 10% 2,000万円超 15% ・法人税5%重課の適用除外
3	担当部局	都市局市街地整備課、まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	①及び② 恒久措置（ただし、所得税のみ） ③ 5年間
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。 《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることに伴って都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合（「都市機能集積率」）を前年度比+0%以上とする

			ことを目標とする。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、都市機能誘導区域（仮称）内に資産を有する者が、誘導地区施設を整備する事業を行おうとする民間事業者に土地等を譲渡する場合に税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより都市機能誘導区域内への都市機能集積が推進されることで都市再興の実現をするための手段となり、都市機能集積率の上昇に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	平成 26 年度から平成 30 年度においては、各年度 9 地区程度の適用件数があると想定する。 ※詳細は別紙参照
		② 減収額	（法人税） 毎年度 ▲13 百万円（見込） （法人住民税） 毎年度 ▲2.2 百万円（見込） ※詳細は別紙参照
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、平成 26 年度から平成 28 年度にかけても都市機能集積率を前年度比+0%以上（参考：平成 23 年度、4.16%）とすることで政策目的の実現を図る必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 平成 19 年度に 4.02%であった都市機能集積率が、平成 23 年度には 4.16%に上昇しているものの、三大都市圏以外の地方都市の一部で下落の傾向がみられる。本指標については引き続き前年度比+0%以上（暫定値）とすることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本特例が措置されない場合、まとまった敷地の確保が困難である既成の市街地等において、都市機能の計画的な配置等に資する事業用地を確保することが困難となり、事業の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 30 年度） 本特例措置を講じることで、関係権利者間の円滑な合意形成を促し、都市機能の計画的な配置等に資する事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	誘導地区施設のために土地等を譲渡する者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は誘導地区施設のために土地等を譲渡する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	誘導地区施設を整備する事業により整備される建築物等に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度（検討中を含む。）があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。一方で本特例措置は、誘導地区施設を整備する事業に貢献した土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進

			に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	当該措置が認められるのは、市町村が指定した都市機能誘導区域内で、市町村による位置付けによって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（所得税・法人税）

減収見込額 64百万円

③事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。

このうち、①の買換特例又は②特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区

③の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合の適用を半分の9地区と想定する。

（所得税）

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、

本特例措置の対象である居住用資産の権利者（個人権利者）は、

$$11人 \times 4/5 = 8.8人$$

※ 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は、比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、この個人施行の事業の権利者数と同じ11人と想定した。

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

$$1,290万円※4$$

この場合、2,000万円以下であるため、一律10%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標準調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（15%）－軽減税率（10%））により、

$$1,290万円 \times 8.8件 \times 9地区 \times (0.15 - 0.10) \div 5,100万円… A$$

（法人税）

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、

本特例措置の対象である事業用資産の権利者（法人権利者）は、

$$11人 \times 1/5 = 2.2人$$

平均的な課税標準額

法人の1件当たり不動産譲渡所得に係るデータが存在しないため、所得税の申告所得の統計を用いることとする。

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

$$1,290万円※$$

※ H23国税庁「申告所得税標準調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×重課適用外（5%）により、

$$1,290万円 \times 2.2件 \times 9地区 \times 0.05 \div 1,300万円… B$$

以上から、

$$所得税（A）+ 法人税（B） = 6,400万円$$

が減収見込み額となる。

減収見込額算出根拠

誘導地区施設（仮称）の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の創設（個人住民税、法人住民税）

減収見込額 13百万円

① 特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。
このうち、①特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区、②の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合の適用を半分の9地区と想定する。

（個人住民税）

1地区あたりの適用件数

過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をし税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	事業完了地区 ※2	1地区あたり件数
H22年度	47件	21地区	2.2件
H23年度	44件	16地区	2.8件
H24年度	90件	16地区	5.6件
合計	181件	53地区	3.4件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

本特例措置が活用される事業規模に鑑みて補正をかけると、

$$3.4件 \times 1/7^{※3} = 0.5 件$$

より、1地区あたり0.5件の適用が見込まれる。

※3 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、個人施行事業の平均権利者数（11人）/全体の平均権利者数（73人） \div 1/7 を乗じた

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

$$1,290万円^{※4}$$

この場合、6,000万円以下であるため、一律4%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（5%）—軽減税率（4%））により、

$$1,290万円 \times 0.5件 \times 9地区 \times (0.05 - 0.04) \div 58万円^{①}$$

② 事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合

適用地区数

誘導地区施設（仮称）について、年度あたり18地区として試算する。
このうち、①特別の事情により地区外に転出する場合の軽減税率の適用を半分の9地区、②の事業のために長期保有の土地等を譲渡する場合適用を半分の9地区と想定する。

（個人住民税）

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、
本特例措置の対象である居住用資産の権利者（個人権利者）は、
 $11人 \times 4/5 = 8.8人$

※ 市街地再開発事業（全体）は地権者数十人～数百人規模の事業を含むが、本特例の対象事業は、比較的小規模な個人施行の市街地再開発事業と同程度の規模と見込まれることから、この個人施行の事業の権利者数と同じ11人と想定した。

平均的な課税標準額

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

$$1,290万円^{※4}$$

この場合、2,000万円以下であるため、一律4%の軽減税率が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標本調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×（長期譲渡標準税額（5%）—軽減税率（4%））により、

$$1,290\text{万円} \times 8.8\text{件} \times 9\text{地区} \times (0.05 - 0.04) \doteq \underline{1,020\text{万円}} \dots A$$

(法人住民税)

1地区あたりの適用件数

過去5年間の市街地再開発事業（個人施行）における平均権利者数は11人※であり、これを本特例措置を適用する事業の平均権利者数と仮定する。

このうち、居住用資産：事業用資産＝4：1 とすると、
本特例措置の対象である事業用資産の権利者（法人権利者）は、
 $11\text{人} \times 1/5 = 2.2\text{人}$

平均的な課税標準額

法人の1件当たり不動産譲渡所得に係るデータが存在しないため、所得税の申告所得の統計を用いることとする。

申告所得1件当たりの平均譲渡所得（長期・短期）は、

1,290万円※

この場合、2,000万円以下であるため、全額について重課適用除外が適用される。

※4 H23国税庁「申告所得税標準調査」より

減収額の計算

課税標準×1地区あたり件数×地区数×重課適用外（5%）により、

$$1,290\text{万円} \times 2.2\text{件} \times 9\text{地区} \times 0.05 \doteq 1,300\text{万円}$$

法人住民税の減収額の計算

法人税減収額×法人住民税率により、

$$1,300\text{万円} \times 17.3\% \doteq \underline{220\text{万円}} \dots B$$

以上から、

$$\text{個人住民税 (A)} + \text{法人住民税 (B)} \doteq \underline{1,240\text{万円}} \dots \textcircled{2}$$

となる。

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \underline{1,298\text{万円}}$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（都市誘導区域における延べ床面積に対する空き部屋総面積の割合）は、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、前提となる達成目標の実現状況の将来予測の説明に課題があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけること）の実現状況の将来予測について、定性的に、「既存テナント再編計画（仮称）による移転補償金について権利者の負担が軽減され、事業の円滑な推進が図られることにより、都市機能の計画的な配置、ひいては都市の再興が推進される。」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた「5. 立地競争力の更なる強化、④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）」において、「本年中に都市再構築戦略を策定し、地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築（中略）により、都市構造のリノベーションを推進する」旨、定められている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
政策目標において、前年度比+0%以上という目標が定められており、分析対象期間の終了年度である平成30年度において、過去の指標の推移を分析することで、評価が可能である。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
減収額は毎年度約15百万円を見込んでおり、本税制特例により事業の推進が図られる結果、都市機能誘導区域における延べ床面積に対する空き部屋総面積の割合が低下することを見込んでいる。
本項目では、上記事業の推進にあたり、本税制特例措置により具体的にどのような効果が見込まれるかを説明したものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（国税7）（法人税：義） （地方税3）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	既存のビルにおいて都市機能を導入しようとする際、必要限度において、ビル内で移転を行わせる制度（希望により退出）を創設し、移転補償金について税制上の措置を講じる。具体的には、上記の制度を活用する際の移転・退出する借家人の移転補償金について、譲渡所得とみなし、1,500万円特別控除の特例措置を創設する。
3	担当部局	都市局市街地整備課 まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。 ----- 《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることに より都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市機能誘導区域における延べ床面積に対する空き部屋総面積の割合を測定することを検討中。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公共交通等の既存ストックが充実しているエリアなどを都市機能誘導区域（仮称）として市町村が指定し、市町村が誘導すべき都市機能を定めた上で誘導のための施策を講じる仕組みを創設することとする。 この都市機能誘導区域内において、都市機能の立地誘導を推進するに あたり、地方都市の中心部等においては、空きビルが散在しており、東京等に比べ事業の採算性が劣る場合も多いことから、これらの既存の空きビルを活用していくことも必要である。 しかし、都市機能を導入しようとするビル内に既存テナントが一定程度存在し、まとまった床がない場合には、既存テナントの移転等が必要となり、円滑な都市機能の導入が図られなくなることが見込まれる。このため、建築物内での移転等が必要となる既存テナントについてその同

			<p>意なしに再配置を可能とする新たな制度（既存テナント再編計画）（仮称）の創設を検討している。</p> <p>この既存テナント再編計画については、地方公共団体が必要と認める都市機能についてのみ適用可能であること、また、借家人についてその同意なく移転を求められるものであることにかんがみて、借家人に係る移転補償金の税負担を軽減する税制上の特例措置を要望するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>本措置の期間中、各年度4地区程度の適用件数があると想定する。</p> <p>※詳細は別紙参照</p>
		② 減収額	<p>（法人税）毎年度▲14百万円（見込）</p> <p>（法人住民税）毎年度▲2百万円（見込）</p> <p>（法人事業税）毎年度▲1百万円（見込） ※詳細は別紙参照</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>既存テナント再編計画（仮称）により、空きビルの有効活用が進み、都市機能誘導区域における都市機能の集積が図られる。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>既存テナント再編計画（仮称）による移転補償金について権利者の負担が軽減され、事業の円滑な推進が図られることにより、都市機能の計画的な配置、ひいては都市の再興が推進される。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>誘導地区施設に導入される都市機能のために、既存テナントは移転を余儀なくされる。しかし、本特例が措置されなかった場合、この既存テナントに係る移転補償金についての負担が軽減されず、事業が円滑に推進されないことにより、都市機能の計画的な配置、ひいては都市の再興に支障を来すことになる。</p>	
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度）</p> <p>本特例措置を講じることで、同意なしに移転を求められる権利者の負担を軽減し、事業の円滑な推進に寄与するものである。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>既存テナント再編計画は、地方公共団体が必要と認める都市機能の導入のために、借家人の同意なしに移転を求める事業であることから、権利者については、移転時等の税負担に直接的に軽減措置を講ずる必要があり、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>都市機能を誘導する区域で行われる都市機能の立地誘導のための事業に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度（検討中を含む。）があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。</p> <p>一方で、本特例措置は、事業のため移転を求められた権利者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相	<p>当該措置が認められるのは、市町村が指定した都市機能誘導区域内で、市町村による位置付けによって実施されるものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。</p>

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（法人税）

減収見込額 14百万円

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

（移転補償金）

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率（25.5%）により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≒ 1,400万円

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（法人住民税）

減収見込額 2百万円

【算出根拠】

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H23～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

（移転補償金）

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率（25.5%）により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≒ 1,400万円

法人税の減収額は、14百万円

法人住民税率：道府県民税：5%、市町村民税：12.3%とすると、

道府県民税分：14百万円/年 × 5% ≒ 0.7百万円/年

市町村民税分：14百万円/年 × 12.3% ≒ 1.70百万円/年

1年あたりの税額（合計）：0.7百万円/年 + 1.70百万円/年 ≒ 2.4百万円/年

減収見込額算出根拠

空きビルのテナント入替え等を行う場合の地権者の所得に対する課税の特例の創設（事業税）

減収見込額 1百万円

【算出根拠】

適用地区数

既存テナント再編計画事業（仮称）として認定されうる地区は、H26年度：4地区
その後も同様の傾向が続くものとして、年度あたり平均4地区として試算する。

1地区あたりの適用件数

本税制の適用が想定される事態に類似のものとして、過去3年間の市街地再開発事業（全体）において、やむをえない転出の申出をして税制特例を受けた件数から、誘導地区施設整備事業（仮称）における特別の事情により地区外に転出及び同一ビル内移転の適用件数を推計する。

<やむをえない転出の件数※1>

	適用件数	適用地区数 ※2	1地区あたり件数
H22年度	17件	10地区	1.7件
H23年度	19件	12地区	1.6件
H24年度	31件	13地区	2.4件
合計	67件	35地区	1.9件

※1 H22～H25実施の自治体アンケートより

※2 地区によっては特例適用年度と転出の年度がずれることがある

想定される借家人に対する移転補償金額

（移転補償金）1件当たり約700万円程度と想定する。※3

※3 地方都市における標準的な市街地再開発事業で借家人に支払われた補償金額より

減収額の計算

（移転補償金）

課税標準 × 1地区あたり件数 × 地区数 × 税率（25.5%）により、
700万円 × 1.9件 × 4地区 × 0.255 ≒ 1,400万円

法人税の減収額は、14百万円

補償対象となる法人が、外形及び外形外法人であると想定する。

法人事業税の減収額 = 14百万円 × 4.1% ≒ 0.57百万円 … A

地方法人特別税の減収額 = 0.57百万円 × 105% = 0.60百万円 … B

事業税の減収額は、

A + B ≒ 1.17百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能集積率）は、市街地再開発事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「本特例措置の創設により、都市機能整備管理法人（仮称）に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地所有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図ることができる」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「本租税特別措置を創設することにより、都市機能整備管理法人（仮称）に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能集積率を向上させ、都市機能の適正立地の推進等を図り、都市の再興を推進する」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた「5. 立地競争力の更なる強化、
④都市の競争力の向上（コンパクトシティの実現）」において、「本年中に都市再構築戦略を策定し、
地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導、空き地の集約化、空きビル等の活用推進のための制度構築（中略）により、都市構造のリノベーションを推進する」旨、定められている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
政策目標において、前年度比+0%以上という目標が定められており、分析対象期間の終了年度である平成30年度において、過去の指標の推移を分析することで、評価が可能である。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用見込件数については類似の租税特別措置の適用実績（直近3年で5件）を勘案し算定したものである。
- ・ 譲渡土地の平均地価 : 17万円/㎡（注1）
 - ・ 譲渡土地の面積 : （個人）300㎡、（法人）500㎡（注2）
 - ・ 譲渡件数 : 4件（個人2件、法人2件）
 - ・ 譲渡土地の所有期間 : いずれも5年以上（注3）
 - ・ 1,500万円控除と軽減税率の選択 : 1,500万円控除（個人1件、法人1件）
軽減税率（個人1件、法人1件）
 - ・ 取得費の割合 : 譲渡価格の1/20
- （注1） 譲渡土地の平均地価の設定値は、公示地価の全国平均を基に設定。
（注2） 面積の設定値については、土地基本統計のデータを基に推計を行い設定。
（注3） 取得費の割合の設定値については、譲渡所得計算時における取得価格不明時の取扱基準を基に設定。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別添参照。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
資産の譲渡であることから補助金等他の手段はなじまず、税負担の軽減により土地保有者に譲渡のインセンティブを与え、都市機能の計画的な配置につながる政策誘導効果が得られる税制特例措置は手段として適切である。

減収見込額調書

都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設（所得税・法人税）

減収見込額 8.1百万円

【前提】

譲渡土地の平均地価 : 17万円/㎡
譲渡土地の面積 : （個人）300㎡、（法人）500㎡
譲渡件数 : 4件（個人2件、法人2件）
譲渡土地の所有期間 : いずれも5年以上
1,500万円控除と軽減税率の選択 : 1,500万円控除（個人1件、法人1件）
軽減税率（個人1件、法人1件）
取得費の割合 : 譲渡価格の1/20

○都市機能整備管理法人（仮称）への土地等の譲渡に係る1,500万円の特別控除

（所得税）

$300\text{㎡} \times 17\text{万円}/\text{㎡} \times (1 - 0.05) = 4,845\text{万円} > 1,500\text{万円}$

所得税に係る減収見込み額は、

$1,500\text{万円} \times 0.15 \times 1\text{人} = 225\text{万円} \dots (A)$

（法人税）

$500\text{㎡} \times 17\text{万円}/\text{㎡} \times (1 - 0.05) = 8,075\text{万円} > 1,500\text{万円}$

法人税に係る減収見込み額は、

$1,500\text{万円} \times 0.255 \times 1\text{人} = 382.5\text{万円} \dots (B)$

以上から、所得税（A）＋法人税（B）＝607.5万円・・・(C)

○都市機能整備管理法人（仮称）への土地等の譲渡に係る軽減税率

（所得税）

$$300\text{m}^2 \times 17\text{万円} / \text{m}^2 \times (1 - 0.05) = 4,845\text{万円} > 2,000\text{万円}$$

所得税に係る減収見込み額は、

$$2,000\text{万円} \times (0.15 - 0.1) \times 1\text{人} = 100\text{万円} \dots (D)$$

（法人税）

$$500\text{m}^2 \times 17\text{万円} / \text{m}^2 \times (1 - 0.05) = 8,075\text{万円} > 2,000\text{万円}$$

法人税に係る減収見込み額は、

$$2,000\text{万円} \times 0.05 \times 1\text{人} = 100\text{万円} \dots (E)$$

$$\text{以上から、所得税 (D) + 法人税 (E) = 200\text{万円} \dots (F)$$

$$\text{以上より、合計の減収見込額は、(C) + (F) = 807.5\text{万円}$$

減収見込額調書

都市機能整備管理法人（仮称）に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設（個人住民税・法人住民税・事業税）

減収見込額 4.0百万円

【前提】

- 譲渡土地の平均地価 : 17万円/m²
- 譲渡土地の面積 : (個人) 300m²、(法人) 500m²
- 譲渡件数 : 4件(個人2件、法人2件)
- 譲渡土地の所有期間 : いずれも5年以上
- 1,500万円控除と軽減税率の選択 : 1,500万円控除(個人1件、法人1件)
軽減税率(個人1件、法人1件)
- 取得費の割合 : 譲渡価格の1/20

○都市機能整備管理法人（仮称）への土地等の譲渡に係る1,500万円の特別控除の連動

（個人住民税）

$$300\text{m}^2 \times 17\text{万円} / \text{m}^2 \times (1 - 0.05) = 4,845\text{万円} > 1,500\text{万円}$$

個人住民税の所得割に係る減収見込み額は、

$$1,500\text{万円} \times 0.1 \times 1\text{人} = 150\text{万円} \dots (A)$$

（法人住民税）

$$500\text{m}^2 \times 17\text{万円} / \text{m}^2 \times (1 - 0.05) = 8,075\text{万円} > 1,500\text{万円}$$

法人税に係る減収見込み額は、

$$1,500\text{万円} \times 0.255 \times 1\text{人} = 382.5\text{万円}$$

法人住民税の法人税割に係る減収見込み額は、

$$382.5\text{万円} \times 0.173 \times 1\text{人} = 66.17\text{万円} \dots (B)$$

(事業税)

当該法人を外形外法人と仮定し、旧税率をあてはめると、
 法人事業税の所得割（地方法人特別税を含む）に係る減収見込み額は、
 $1,500万円 \times 0.096 \times 1人 = 144万円 \dots (C)$

○都市機能整備管理法人（仮称）への土地等の譲渡に係る軽減税率

(個人住民税)

$300m^2 \times 17万円 / m^2 \times (1 - 0.05) = 4,845万円 > 2,000万円$

個人住民税の所得割に係る減収見込み額は、
 $2,000万円 \times (0.05 - 0.04) \times 1人 = 20万円 \dots (D)$

(法人住民税) 法人税の5%重課適用除外の連動

$500m^2 \times 17万円 / m^2 \times (1 - 0.05) = 8,075万円 > 2,000万円$

法人税に係る減収見込み額は、
 $2,000万円 \times 0.05 \times 1人 = 100万円$

法人住民税の所得割に係る減収見込み額は、
 $100万円 \times 0.173 \times 1人 = 17.3万円 \dots (E)$

以上より、合計の減収見込額は、(A)～(E)の合計額=397.47万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市機能整備管理法人(仮称)に土地等を譲渡した場合の特例措置の創設 (国税8)(法人税:義)(地方税4)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>【国税(所得税、法人税)、地方税(個人住民税、法人住民税、事業税)】</p> <p>(1)都市機能整備管理法人(仮称)に対して都市機能の整備等のために土地等を譲渡した場合において、当該譲渡に係る譲渡益から、1,500万円の特別控除制度を創設する。</p> <p>(2)都市機能整備管理法人(仮称)に対して個人が土地等を譲渡した場合において、2,000万円以下10%、2,000万円超15%の軽減税率を適用する。</p> <p>(3)都市機能整備管理法人(仮称)に対して法人が土地等を譲渡した場合において、5%の法人重課の適用除外とする。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>上記(1): 租税特別措置法 § 34 条の 2、令 § 22 条の 8、規則 § 17 条の 2 租税特別措置法 § 65 条の 4、令 § 39 条の 5、規則 § 22 条の 5 租税特別措置法 § 68 条の 75、令 § 39 条の 103、規則 § 22 条の 67</p> <p>上記(2): 租税特別措置法 § 31 条の 2、令 § 20 条の 2、規則 § 13 条の 3 上記(3): 租税特別措置法 § 62 条の 3、令 § 38 条の 4、規則 § 21 条の 19 租税特別措置法 § 68 条の 68、規則 § 22 条の 62</p>
3	担当部局	都市局まちづくり推進課、総務課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	(1): 恒久措置 (2)(3): 5 年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置を推進し、もって都市再興の実現を目指す。 《政策目的の根拠》 新たな法制度において、都市機能の集積促進に係る目的を位置づける予定。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含 日本再興戦略 5. 立地競争力の更なる強化 ④都市の競争力の向上(コンパクトシティの実現)

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方公共団体が都市機能の集積に当たり、関係者のコーディネート、低未利用地等の先行取得や公益的な施設の整備などに積極的に取り組む主体として「都市機能整備管理法人(仮称)」を指定する制度を創設し、当該法人に対する土地等の譲渡に対する税制上の特例措置を設けることで、当該法人に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図ることができ、都市機能集積率の増加に寄与する。
8 有効性等	① 適用数等	(適用見込件数) 新たな制度により指定を受ける都市機能整備管理法人に土地を譲渡する法人は、毎年度2法人程度を見込んでいる。
	② 減収額	(減収見込額) 毎年度：法人税 4.8百万円 法人住民税 0.8百万円 法人事業税 1.4百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度) 本租税特別措置を創設することにより、都市機能整備管理法人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図り、都市の再興を推進する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度) 本租税特別措置を創設することにより、都市機能整備管理法人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能集積率を向上させ、都市機能の適正立地の推進等を図り、都市の再興を推進する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度) これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大市街地に住民が点在して居住することになる。本租税特別措置が講じられない場合、都市機能の拡散に歯止めがかからず、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成26年度～平成30年度) 本特例措置の創設により、都市機能整備管理法人(仮称)に対して土地を譲渡しようとするインセンティブを土地保有者に与えることで、都市機能の適正立地の推進等を図ることができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	土地保有者の中には、資産保有意識が強く、土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。 税負担の軽減により土地保有者に土地譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる手段として本特例措置は適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	都市機能の計画的な配置に資する事業により整備される建築物等に関しては、本特例措置の他に各種の補助制度(検討中を含む。)があるが、それらは事業者及び建築物等の取得者に対する優遇措置である。 一方で本特例措置は、都市機能の計画的な配置に資する事業に貢献した土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講じることで、事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	「都市機能整備管理法人(仮称)」は地方公共団体が作成した都市機能の計画的な配置に関する計画に基づく各種取り組みを行う主体であり、当該法人の行う土地等の取得に対して本特例措置を講じることは、地方公共団体の作成した当該計画の円滑な推進を支援することに寄与することから、地方公共団体が協力する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的な都市圏構造への再編を図ること）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（近郊整備地帯等及び都市開発区域の事業所数、従業者数の増減率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、所得税及び法人税について、それぞれ年度ごとに把握されているが、所得税について、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある（法人税については＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「一定の政策効果があった」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、

当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

各年度の減収見込額は下記のとおり算出している。

$$\text{減収見込額} = \text{適用件数 (1)} \times \text{1件当たりの適用額 (2)} \times \text{税率}$$

(1) 適用件数について

適用件数は、政策区域を含む市町村が発行する譲渡資産が政策区域内又は外であることを証明する証明書の発行件数を、毎年度、市町村へのアンケートにより調査し、その調査結果を基に推計を行っている。

(2) 1件当たりの適用額について

「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省ホームページ）」に記載されている平成23年度の法人税の1件当たり適用額を、3大都市圏の地価変動率（「日本の統計（総務省ホームページ）」で補正し、毎年度の1件当たりの適用額を推計している。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

法人税については、前回要望時の適用見込み（平成23年度）は、1号特例：22件、4号特例：5件、5号特例：14件であった。

一方、「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」に記載されている適用件数は、1号特例：98件、4号特例：9件、5号特定143件となっており、想定外に僅少ではない。また、同報告書による業種別の適用実績を参照すると、11の業種への適用があり、想定外に特定の者への偏りはみられない。

⑥ 適用数等の将来推計（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績の平均値は、1号特例、5号特例については平成23年度から24年度の実績値、4号特例については、平成22年度から24年度の実績値の平均から算出。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

④のとおり。

⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

⑥で推計した適用数を用いて、④の算出方法により推計している。なお、1件当たりの適用額の算出にあたっては、平成25年度の地価変動率は平成24年度の地価変動率と同水準と仮定した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長(国税10)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	次に掲げる特定の事業用資産の買換え及び交換の場合等の課税の特例措置を延長する 【1号買換特例:既成市街地等から特定の地域内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延べ、所有期間10年超(譲渡資産) 既成市街地等の地域のうち、事務所若しくは事業所(店舗を除く)で使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等(買換資産) 三大都市圏の近郊整備地帯等及び政令指定都市における市街化区域内の土地等、建物、構築物、機械及び装置 【4号買換特例:工業団地造成事業敷地の外から内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延(譲渡資産) 工業団地造成事業の敷地外の土地等、建物、建築物(買換資産) 工業団地造成事業の敷地内の土地等、建物、建築物 【5号買換特例:都市開発区域外から当該区域の市街化区域内への買換え】 対象:譲渡益の一部(80%)について課税の繰延(譲渡資産) 都市開発区域の市街化区域外の地域内の、土地等、建物、建築物(買換資産) 都市開発区域の市街化区域内の土地等、建物、構築物、機械及び装置
3	担当部局	都市局都市政策課大都市戦略企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 制度創設 昭和50年度 適用期限を5年間延長 昭和55年度 適用期限を5年間延長 昭和60年度 適用期限を5年間延長 平成2年度 適用期限を1年間延長 平成3年度 適用期限を5年間延長(条件変更) 平成6年度 条件変更 平成7年度 条件変更 平成8年度 適用期限を5年間延長 平成10年度 条件変更 平成13年度 適用期限を5年間延長(条件変更) 平成18年度 適用期限を5年間延長 平成23年度 適用期限を3年間延長(条件変更)
6	適用又は延長期間	適用期間:3年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制するため、これまで政策区域において、産業及び人口の適正配置を推進することで成果をもたらした反面、市街地の拡大・スプロール化により、非効率な都市機能の分散化やインフラの維持更新コストの増大等の課題が生じている。今後は、人口減少、少子高齢化、環境負荷低減等に対応するため、コンパクトな都市構造への再編が必要であり、「選択と集中」により、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、集約型都市構造への再編へ寄与すると共に、引き続き大都市圏の秩序ある発展を目指す。 《政策目的の根拠》 ・首都圏整備法(昭和三十一年四月二十六日法律第八十三号)第一条 「この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・近畿圏整備法(昭和三十八年七月十日法律第二百九号)第一条 「この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」 ・中部圏開発整備法(昭和四十一年七月一日法律第二百二号)第一条 「この法律は、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、東海地方、北陸地方等相互間の産業経済等の関係の緊密化を促進するとともに、首都圏と近畿圏の中間に位置する地域としての機能を高め、わが国の産業経済等において重要な地位を占めるにふさわしい中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的とする。」 三大都市圏の都心部への人口・産業の過度な集中による外部不経済を解消し秩序ある発展を図ることを目的としている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標:7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標:25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域に、業務・商業等の都市機能が集積された効率的な都市圏構造への再編を図ることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 経済センサス等のデータにより算出された事業所数と従業者数について、近郊整備地帯等及び都市開発区域が存する市町村域の増減率が当該区域を除く市町村域を上回ることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への事業用資産の買換えの際の費用負担を軽減することで、都市機能の移転の促進を図り、集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	<p>○所得税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>72 件 9,773 百万円</td> <td>88 件 11,720 百万円</td> <td>225 件 29,667 百万円</td> <td>156 件 20,367 百万円</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>15 件 6,900 百万円</td> <td>0 件 0 百万円</td> <td>53 件 23,667 百万円</td> <td>26 件 11,493 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上段は適用件数、下段は適用額)</p> <p>○法人税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>86 件 11,677 百万円</td> <td>98 件 13,053 百万円</td> <td>217 件 28,614 百万円</td> <td>157 件 20,494 百万円</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>19 件 644 百万円</td> <td>9 件 299 百万円</td> <td>12 件 396 百万円</td> <td>13 件 424 百万円</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>105 件 48,283 百万円</td> <td>143 件 64,508 百万円</td> <td>113 件 50,465 百万円</td> <td>128 件 56,592 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(上段は適用件数、下段は適用額)</p> <p>※対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局都市政策課で推計。ただし、法人税の平成 23 年適用件数については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)による。なお、当該報告書から適用者数は適用件数と同数と想定する。また、平成 25 年度の見込みについては、過去の実績の平均値から算出し、平成 26 年度以降の見込みについては、平成 25 年度の見込みと同程度の適用件数及び適用額を見込んでいる。</p> <p>※上記のとおり、適用件数は僅少でなく、また、本措置は事業の用に供するための資産の買換を行う民間事業者全般に利用されているため、適用が特定の者に偏ることはない。</p>	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	72 件 9,773 百万円	88 件 11,720 百万円	225 件 29,667 百万円	156 件 20,367 百万円	4号特例	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	5号特例	15 件 6,900 百万円	0 件 0 百万円	53 件 23,667 百万円	26 件 11,493 百万円	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	86 件 11,677 百万円	98 件 13,053 百万円	217 件 28,614 百万円	157 件 20,494 百万円	4号特例	19 件 644 百万円	9 件 299 百万円	12 件 396 百万円	13 件 424 百万円	5号特例	105 件 48,283 百万円	143 件 64,508 百万円	113 件 50,465 百万円	128 件 56,592 百万円
		区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																					
1号特例	72 件 9,773 百万円	88 件 11,720 百万円	225 件 29,667 百万円	156 件 20,367 百万円																																							
4号特例	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円	0 件 0 百万円																																							
5号特例	15 件 6,900 百万円	0 件 0 百万円	53 件 23,667 百万円	26 件 11,493 百万円																																							
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																							
1号特例	86 件 11,677 百万円	98 件 13,053 百万円	217 件 28,614 百万円	157 件 20,494 百万円																																							
4号特例	19 件 644 百万円	9 件 299 百万円	12 件 396 百万円	13 件 424 百万円																																							
5号特例	105 件 48,283 百万円	143 件 64,508 百万円	113 件 50,465 百万円	128 件 56,592 百万円																																							
② 減収額	<p>○所得税 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>1,466</td> <td>1,758</td> <td>4,450</td> <td>3,055</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>1,035</td> <td>0</td> <td>3,550</td> <td>1,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特例</td> <td>3,503</td> <td>3,916</td> <td>8,584</td> <td>5,226</td> </tr> <tr> <td>4号特例</td> <td>193</td> <td>90</td> <td>119</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>5号特例</td> <td>14,485</td> <td>19,352</td> <td>15,140</td> <td>14,431</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象都府県及び政令市へのアンケート調査をもとに都市局都市政策課で推計。ただし、法人税の平成 23 年減収額については「租税特別措置</p>	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	1,466	1,758	4,450	3,055	4号特例	0	0	0	0	5号特例	1,035	0	3,550	1,724	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)	1号特例	3,503	3,916	8,584	5,226	4号特例	193	90	119	108	5号特例	14,485	19,352	15,140	14,431		
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																							
1号特例	1,466	1,758	4,450	3,055																																							
4号特例	0	0	0	0																																							
5号特例	1,035	0	3,550	1,724																																							
区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度 (見込み)																																							
1号特例	3,503	3,916	8,584	5,226																																							
4号特例	193	90	119	108																																							
5号特例	14,485	19,352	15,140	14,431																																							

		<p>の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より算出。 なお、平成 25 年度の見込みについては、過去の実績の平均値から算出し、平成 26 年度以降の見込みについては、平成 25 年度の見込みと同程度の減収額を見込んでいる。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22~28 年度) 三大都市圏の均衡のとれた持続可能な発展のため、本特例措置は民間事業者に対し、都市機能を移転する際の税制上のインセンティブを提供することで、都市圏構造の円滑な再編へ寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22~28 年度) 近郊整備地帯等及び都市開発区域の事業所数、従業者数の平成 21 年 7 月から平成 24 年 2 月までの増減率を、それ以外の地域と比較すると、全国と同様に減少傾向にあるものの、その減少率は近郊整備地帯等及び都市開発区域の方が低い。また、近郊整備地帯等及び都市開発区域の事業所数、従業者数の全国に占める割合は増加しており、相対的に当該地域への集積や、都市構造の再編が図られ、一定の政策効果があったと考えられる。今後は、人口減少、少子高齢化、環境負荷軽減等に対応するため、コンパクトな都市構造への再編が必要であり、過度な集中による外部不経済の解消と活力ある持続可能な都市の実現に向け、集約型都市構造への再編へ寄与すると共に、引き続き大都市圏の秩序ある発展を目指す。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 既成市街地等から近郊整備地帯等及び都市開発区域の市街化区域への都市機能の移転が滞ることにより、円滑な集約型都市構造への再編及び大都市圏の秩序ある発展に支障が生じる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22~28 年度) 資産の買換え等に伴う税負担が軽減され、資産の買換え等による設備投資等が行われることが期待されるため、税収減を是正する効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 事業用資産の買換え等については、その税負担が重要な判断要素のひとつとなっており、要件に該当する資産の買換え等による設備投資等を確実に支援するためには、税制上の特別措置により対応することが相当である。また、課税の繰延べであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の政策手段はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。</p>

【国交15】

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月 (平成 23 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	府省名	国土交通省	
税目	法人税			
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長	<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績のうち、平成23年度については、租特透明化法に基づき把握される情報を用いているが、22年度及び24年度の適用数等とかい離しており、かい離の原因を分析する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額のうち、平成23年度については、租特透明化法に基づき把握される情報を用いているが、22年度及び24年度の減収額とかい離しており、かい離の原因を分析する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発の促進を図り、都市再生の実現を目指す）の実現状況について、「都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており…政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
前回要望時は、延長要望期間を5年としており、目標として都市機能更新率を平成27年度に42.6%（暫定値）とすることとしていた。改正協議の結果、3年延長となり、平成22年度に38.5%であった都市機能更新率が24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。今回要望においては、本指標につき、平成28年度に43.0%とすることを目標としており、その達成に当たり、引き続き本措置の継続が必要である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回要望時においては、年間1件程度の実績があることを想定していたため、過去3か年度（平成22年度～24年度）の適用件数（平均値）と比較して僅少でなく、かつ、適用に偏りが無いといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（国税11）（法人税：義）
2	要望の内容	既成市街地等内の資産を譲渡して施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換え特例（繰延割合 80%）の適用期限（平成26年3月31日）を3年間延長する。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年新規、昭和50、55、60、平成2、3、8、13、18、23年度適用期限の延長 平成10年：対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成23年：認定再開発事業の廃止
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている（第一条）。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図り、都市再生の実現を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市機能更新率※を平成28年度に43.0%とする。 ※特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域）における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるものであり、これにより民間事業者等の早期の保留床取得が促され、もって市街地再開発事業が推進されることで都市再生の実現に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等 過年度の適用数は、平成22年度：適用者1件・損金算入金額136百万円（※地方公共団体からのアンケート調査結果より抜粋）、平成23年度：適用者8件・損金算入金額1,900百万円（※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋）、平成24年度：0件、となっている。本措置の適用対象となる買換え資産は、事業の用に供されるものに限定されており、再開発事業における保留床のうちの一部であることから、適用数が想定外に僅少とはいえない。 平成26年度から平成28年度においては、過年度とおおむね同程度の

②	減収額	市街地再開発事業の実施が見込まれているため、各年度1地区程度の適用件数があると想定する。なお、本措置は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されるため、適用が想定外に特定の者に偏ることはない。
		過年度の減収額は、平成22年度：34百万円、平成23年度：484百万円、平成24年度：0百万円であった。 平成26年度から平成28年度においては、各年度あたり173百万円（実績平均値）程度を見込んでいる。 算定根拠：損金算入金額×法人税率（25.5%）
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約34,600haが指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業を推進することで政策目的の実現を図る必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 平成22年度に38.5%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成28年度に43.0%（暫定値）とすることを目標としており、その達成に向けて、引き続き本措置の継続が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成28年度） 本措置は、事業の用に供するために保留床を取得する民間事業者全般に利用されるものであることから、本措置が延長されないことで、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障を来すことになる。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度） 本措置は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し特に効果的な手法である市街地再開発事業において、その事業資金の多くを捻出することとなる保留床取得者に税制上のインセンティブを与えるもので、民間事業者等による早期の保留床取得が促される。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、保留床を取得する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担 市街地再開発事業に関しては、本措置の他に、従前権利者の権利保護に資する各種の税制や公共施設整備促進を主たる目的とした補助制度等が存在する。一方で、本措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。	

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	平成 22 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域数を平成27年度までに18地域）は、内閣府や国土交通省による予算上の支援（補助事業）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段は、ハード・ソフト両面から都市再生安全確保計画の作成等の防災対策の実施そのものを促す財政支援であり、本租税特別措置等との役割分担は明確であるとしている。
 しかしながら、評価書の記述では、都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等の整備に対し、税制支援と財政支援が重複して適用されることがあると考えられるため、本租税特別措置と他の政策手段との役割分担を明らかにすることにより、租税特別措置等の妥当性を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本特例措置については、都市再生安全確保計画を作成済みの1地域(大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域)及び都市再生安全確保計画の作成が見込まれる都市再生緊急整備地域が8地域存在するという現状を基に、平成25年度中に9地域で都市再生安全確保計画が作成済みとなり、翌26年度に当該1計画当たり2件の非常用発電設備等が整備され本特例措置の適用を受けるものとして推計を行ったものである。

なお、平成27年度には、上記の都市再生緊急整備地域以外で、1日の乗降客数が30万人以上の鉄道駅の存する都市再生緊急整備地域(9地域)において、1地域当たり2件の非常用発電設備等が整備され本特例措置の適用を受けるものとして推計を行ったものである。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

予算には上限があるため、補助金の交付の要件を満たしていたとしても必ずしも民間事業者は補助金の交付を受けられるとは限らない。

首都直下地震等における被害想定を踏まえ、その社会的責任の観点から、テナントや従業者等の建物関係者以外の者に対する防災上の貢献に関する民間事業者の意識が高まっていることを受け、民間事業者の意識を後押ししていくことが、不足する待避施設の電源確保に資する高額な非常用発電設備等を整備する上で重要であると考えており、そのためには金銭面において、要件を満たしていれば適用される公平かつ効率的な税制支援と都市安全確保事業による支援を一体的に講じていくことが効果的であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設(国税34)(法人税:義) (地方税36)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を民間事業者が新規に整備した場合に、課税の特例措置を講じる。
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の13(都市再生安全確保計画) 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避のために移動する経路、一定期間待避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画(以下「都市再生安全確保計画」という。)を作成することができる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数を平成27年度までに18地域とする。(現在1地域)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により非常用発電設備等の整備のインセンティブを設け、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制することで、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 (適用見込件数) 平成26年度:18件(うち個人1件、法人17件) 平成27年度:18件(うち個人1件、法人17件) 現時点で把握している計画作成見込をもとに、平成26年度及び平成27年度の見込件数を推計した。</p> <p>② 減収額 -</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 首都直下地震等の大規模地震発生時において、甚大な人的・経済的被害の発生が予想されているが、本特例措置を講じない場合、非常用発電設備等の整備が十分に進まず、避難者及び帰宅困難者が数多く発生する可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 本特例措置をインセンティブとして、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の防災対策の促進の効果が見込まれる。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を取得又は整備した場合に限って適用されるものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ・都市再生安全確保計画を作成する上で必要となる実態把握などの基礎的な調査等に対する補助 【内閣府:平成26年度要求予算額 国費 1.0億円】 ・都市再生安全確保計画の作成又は都市再生安全確保計画に記載されたハード・ソフト両面の防災対策の実施に対する補助 【国土交通省:平成26年度要求予算額 国費 4.3億円】 上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。 なお、本租税特別措置は大規模な地震発生時に避難者・帰宅困難者が多く滞在する可能性がある地下街等において更なる設備投資が必要との観点から、都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等を新たに整備した場合に限定して税制支援を行うものであり、ソフト・ハード両面から都市再生安全確保計画の作成等の防災対策の実施そのものを促す財政支援との役割分担は明確である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例措置を講じることにより、当該地域の防災性の向上及び都市機能の維持・継続性の確保が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度「街区防災計画(仮称)」に基づく事業の推進に係る課税の特例措置の創設」として要望時に事前評価を実施

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（外国語対応医療施設数等）は、本租税特別措置等による適用件数そのものであるところ、達成目標の実現状況や租税特別措置等の効果の検証が困難であるため、本租税特別措置の効果を測るためのより適切な測定指標を設定するか、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を検証できる手法を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明しているため、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を検証できる手法を明らかにした上で、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本特例措置の対象施設のうち、外国語対応医療施設及び外国語対応教育施設については、「日本成長戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において「2020年までに高度外国人材の倍増を目指す」という目標を基に、平成23年度末時点における特定都市再生緊急整備地域の存在する都道府県（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県）に居住する高度外国人材及びその家族数（20万人）が倍増（40万人）となるという仮定の基に必要施設数を試算したものである。

国際会議等用施設については、「観光立国推進基本計画」（平成24年3月30日閣議決定）において、「我が国における国際会議の開催件数を平成28年（2016年）までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す」という目標を基に、必要施設数を試算したものである。

外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュについては、企業集積、高度外国人材の生活利便施設の集積、交通利便性等の地域特性を踏まえ、国際企業等の進出をサポートするため、特定都市再生緊急整備地域ごとに必要と仮定して算出したものである。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

別紙「減収見込額調書」参照。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

2012年時点での各施設数は以下のとおり整理しているところである。

外国語対応医療施設 41施設

外国語対応教育施設 30施設

国際会議等用施設 201施設

外国語対応ビジネスコンシェルジュ施設 1施設

また、本特例措置等により、1年当たりに整備される施設数は以下の数を見込んでいるところである。

外国語対応医療施設 42施設

外国語対応教育施設 2施設

国際会議等用施設 14施設

外国語対応ビジネスコンシェルジュ施設 2施設

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

減収額は別紙減収見込額調書のとおり各年度約37億円を見込んでおり、本税制特例により事業の推進が図られる結果、外国語対応医療施設等の整備が図られるものと考えている。

なお、評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄で、事業の推進に当たり、本税制特例措置により具体的にどのような効果が見込まれるかを説明している。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

予算には上限があるため、補助金の交付の要件を満たしていたとしても必ずしも民間事業者は補助金の交付を受けられるとは限らず、要件を満たしていれば適用される公平かつ効率的な税制支援と予算支援等を一体的に講じていくことが効果的であると考えている。

減収見込額調書

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する
課税の特例措置の創設(法人税)

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する
課税の特例措置の創設(法人税)

減収見込額 平成26年度 3,744 百万円

減収見込内訳	単位:百万円			
	1 特別償却	2 投資税額控除	3 所得控除	計
A 外国語対応医療施設	A1 1,550	A2 1,840	A3 25	3,415
B 外国語対応教育施設	B1 20	B2 26	B3 0	46
C 国際会議等用施設	C1 102	C2 128	C3 7	237
D 外国語対応 ビジネス生活 コンシェルジュ施設	D1 20	D2 26	D3 0	46
計	1,692	2,020	32	3,744

表中の符号(例 A1)は、それぞれ各施設毎の減収見込額調書の符号と対応している。

適用件数内訳

	1 特別償却	2 投資税額控除	3 所得控除	計
A 外国語対応医療施設	14	14	14	42
B 外国語対応教育施設	1	1	0	2
C 国際会議等用施設	5	5	4	14
D 外国語対応 ビジネス生活 コンシェルジュ施設	1	1	0	2
計	21	21	18	60

A 外国語対応医療施設

当該特例の対象となる外国語対応医療施設1施設あたりの投資額

前提
・民間都市開発事業等により整備されるオフィスビル等に入居 ・整備運営事業者:医療法人等 ・延床面積 約1000㎡(約300坪)程度 ・内科、人間ドッグ等の検診を行うクリニック ・受付、診察、検査、医薬品の処方、会計までの一連の医療サービスを外国語で対応可能

1. 設備投資額

下記(1)及び(2)について、民間事業者(建設業者・医療機器リース業者)からヒアリングをベースに作成

(1)建物等 : 内装等工事費用(躯体補強、内装、電気設備、空調関係工事費) 平均工事費単価(坪当り) 79 万円 × 300 坪 = 237 百万円 …①
(2)器具・備品 : 医療機器等(前提として掲げた医療施設に導入されると想定される機器)
PETCT 300 百万円
MRI 200 百万円
CT 200 百万円
マンモグラフィ 50 百万円
計 750 百万円 750 百万円 …②

当該特例の対象となる外国語対応医療施設1施設あたりの投資額(①+②) 987 百万円

2. 整備される施設数

特定都市再生緊急整備地域(※)において整備が必要な施設数を試算
(※ 北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県)

(1) 現在存在する外国語対応医療施設数	41 施設 …③
(2) わが国における人口10万人当たり病院・一般診療所数 厚生労働省「平成23年医療施設(静態・動態)調査」	84.6 施設 …④
(3) 現在(2011年末)における高度外国人材等数 法務省「在留外国人統計」(2011年)	20 万人 …⑤
(4) 2020年の在留高度外国人材等数の推計 「日本成長戦略」(平成24年7月31日)「2020年までに在留高度外国人材の倍増を目指す」	40 万人 …⑥=⑤×2
(5) 2020年までに必要な外国語対応医療施設数	338 施設 …⑦=④×⑥/10万人
(6) 2020年までに整備が必要な外国語対応医療施設数	297 施設 …⑧=⑦-③
(7) 1年あたり平均施設整備件数 (2014~2020年度の7年)	42 施設 …⑨=⑧/7年

当該特例の対象となる外国語対応医療施設 1年あたり整備数(=⑨) 42 施設

3. 減収見込額

当該特例は、特別償却、投資税額控除、税額控除それぞれ1/3ずつ偏り無く適用されるものと仮定して試算。

(1)特別償却(単年度)

	a	b	=a×b
	取得価額	特別償却割合	1施設当り特別償却額
建物等及び構築物	237 百万円	25%	59
器具及び備品	750 百万円	50%	375
		計	434

⑩ 1施設当り減収見込額 434 百万円 × ⑪ 25.50% (1施設当り特別償却額) (法人税率) = ⑫=⑩×⑪ 111 百万円

⑫ ⑬=⑨÷3 ⑭=⑫×⑬ 111 百万円 × 14 (1施設当り減収見込額) (特別償却適用見込件数) = 1,550 百万円

特別償却による減収見込額 (=⑫) 1,550 百万円 <A1>

(2)投資税額控除(単年度)

	a	b	=a×b
	取得価額	税額控除割合	1施設当り税額控除額
建物等及び構築物	237 百万円	8%	19
器具及び備品	750 百万円	15%	113
		計	131

⑮ 1施設当り減収見込額 131 百万円 (1施設当り税額控除額)

⑮ ⑯=⑨÷3 ⑰=⑮×⑯ 131 百万円 × 14 (1施設当り減収見込額) (税額控除適用見込件数) = 1,840 百万円

投資税額控除による減収見込額 (=⑰) 1,840 百万円 <A2>

(3)所得控除(単年度)

⑱ 1法人当り所得額 35 百万円
(第183国会提出 租税特別措置の適用実態調査 所得階級別適用件数から法人税関係特別措置が講じられた全ての法人の所得の加重平均の概算値を算出)

⑱ ⑲=⑱×⑲ 35 百万円 × 20.00% (所得控除率) = 7 百万円

⑲ ⑳=⑲×⑲ 7 百万円 × 25.50% (法人税率) = 2 百万円

㉑ ㉒=㉑×⑲ 2 百万円 × 14 (1法人当り減収金額) (所得控除適用見込件数) = 25 百万円

所得控除による減収見込額 (=㉑) 25 百万円 <A3>

減収見込額調査

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設(法人税)

B 外国語対応教育施設

当該特例の対象となる外国語対応教育施設 1施設あたりの投資額

- 前提
- ・民間都市開発事業等により整備されるオフィスビル等に入居
 - ・整備運営事業者:学校法人等
 - ・延床面積 約1000㎡(約300坪)程度
 - ・外国語による授業を行うインターナショナルスクール

1. 設備投資額

下記について、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュの試算をもとに作成

建物等

・建物(躯体)
平成元年～平成24年のSRC建築にかかる 81 万円 × 300 坪 = 243 百万円 …①
平均坪単価

・内装等工事費用(電話等通信回線の配線、内装工事、空調関係工事費)
平均工事費坪単価 26 万円 × 300 坪 = 78 百万円 …②

建物等 計 321 百万円 …③=①+②

**当該特例の対象となる外国語対応教育施設
1施設あたりの投資額(=③) 321 百万円**

2. 整備される施設数

(1) 現在存在する外国語対応教育施設数 30 施設

企業集積、高度外国人材の生活利便施設の集積、交通利便性等の地域特性を踏まえ、国際企業の進出等をサポートするため、特定都市再生緊急整備地域(※)ごとに外国語対応教育施設が必要であるとした場合における、2020年までに整備が必要な外国語対応教育施設数

14 施設 …④

※ 札幌中心地域、東京都心・臨海地域(日本橋)、東京都心・臨海地域(六本木)、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、品川駅・田町地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中野島・御堂筋周辺地域、福岡都心地域 の計11地域

(2) 1年あたり平均施設整備件数 2 施設 …⑤=④/7年(2014～2020年度の7年)

**当該特例の対象となる外国語対応教育施設
1年あたり整備数(=⑤) 2 施設**

3. 減収見込額

当該特例は、特別償却1件、投資税額控除1件が適用されるものと仮定して試算。

(1)特別償却(単年度)

a		b		=a×b
取得価額	百万円	特別償却割合	1施設当り特別償却額	
建物等及び構築物(③)	321	25%	80	
計			80	⑥

1施設当り減収見込額 $\frac{⑥}{1}$ = 80百万円 × 25.50% (法人税率) = 20百万円 (特別償却額)

単年度減収見込額 $\frac{⑧}{1}$ = 20百万円 × 1 = 20百万円 (特別償却適用見込件数)

特別償却による減収見込額 (=⑩) 20百万円 <B1>

(2)投資税額控除(単年度)

a		b		=a×b
取得価額	百万円	税額控除割合	1施設当り税額控除額	
建物等及び構築物(③)	321	8%	26	
計			26	⑪

1施設当り減収見込額 $\frac{⑪}{1}$ = 26百万円 (1施設当り税額控除額)

単年度減収見込額 $\frac{⑫}{1}$ = 26百万円 × 1 = 26百万円 (税額控除適用見込件数)

投資税額控除による減収見込額 (=⑫) 26百万円 <B2>

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設(法人税)

C 国際会議等用施設

当該特例の対象となる国際会議等用施設 1施設あたりの投資額

前提
 ・民間都市開発事業等により整備されるオフィスビル等に整備されるもの
 ・整備運営事業者:民間企業等
 ・延床面積 約1000㎡(約300坪)程度
 ・同時通訳可能な会議場

1. 設備投資額

下記について、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュの試算をもとに作成

建物等

・建物(躯体)
 平成元年~平成24年のSRC建築にかかる 81万円 × 300坪 = 243百万円 …①
 平均坪単価

・内装等工事費用(電話等通信回線の配線、内装工事、空調関係工事費)
 平均工事費坪単価 26万円 × 300坪 = 77百万円 …②

建物等 計 320百万円 …③=①+②

当該特例の対象となる国際会議等用施設

1施設あたりの投資額(=③) 320百万円

2. 整備される施設数

(1) 現在存在する国際会議等用施設数 201施設

企業集積、高度外国人材の生活利便施設の集積、交通利便性等の地域特性を踏まえ、国際企業の進出等をサポートするため、特定都市再生緊急整備地域(※)ごとに国際会議等用施設が必要であるとした場合における、2020年までに整備が必要な国際会議等用施設数

101施設 …④

※ 札幌都心地域、東京都心・臨海地域(日本橋)、東京都心・臨海地域(六本木)、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、品川駅・田町地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中野島・御堂筋周辺地域、福岡都心地域 の計11地域

(2) 1年あたり平均施設整備件数 14施設 …⑤=④/7年 (2014~2020年度の7年)

当該特例の対象となる国際会議等用施設

1年あたり整備数(=⑤) 14施設

3. 減収見込額

当該特例は、特別償却、投資税額控除、税額控除それぞれ1/3ずつ偏り無く適用されるものと仮定して試算。

(1)特別償却(単年度)

	a	b	=a × b
	取得価額 百万円	特別償却割合	1施設当り特別償却額
建物等及び構築物(③)	320	25%	80
		計	80

1施設当り減収見込額 ⑥ 80 百万円 × ⑦ 25.50% = ⑧=⑥×⑦ 20 百万円
 (1施設当り特別償却額) (法人税率)

単年度減収見込額 ⑧ 20 百万円 × ⑨=⑤÷3 5 = ⑩=⑧×⑨ 102 百万円
 (1施設当り減収見込額) (特別償却適用見込件数)

特別償却による減収見込額 (=⑩) 102 百万円 <C1>

(2)投資税額控除(単年度)

	a	b	=a × b
	取得価額 百万円	税額控除割合	1施設当り税額控除額
建物等及び構築物(③)	320	8%	26
		計	26

1施設当り減収見込額 ⑪ 26 百万円
 (1施設当り税額控除額)

単年度減収見込額 ⑪ 26 百万円 × ⑨=⑤÷3 5 = ⑫=⑪×⑨ 128 百万円
 (1施設当り減収見込額) (税額控除適用見込件数)

投資税額控除による減収見込額 (=⑫) 128 百万円 <C2>

(3)所得控除(単年度)

1法人当り所得額 ⑬ 35 百万円
 (第183国会提出 租税特別措置の適用実態調査 所得階級別適用件数から法人税関係特別措置が講じられた全ての法人の所得の加重平均の概算値を算出)

1法人当り所得控除額 ⑬ 35 百万円 × ⑭ 20.00% = ⑮=⑬×⑭ 7 百万円
 (所得控除率)

1法人当り減収額 ⑮ 7 百万円 × ⑦ 25.50% = ⑯=⑮×⑦ 2 百万円
 (法人税率)

単年度減収見込額 ⑯ 2 百万円 × ⑨=⑤÷3 4 = ⑰=⑯×⑨ 7 百万円
 (1法人当り減収金額) (所得控除適用見込件数)

所得控除による減収見込額 (=⑰) 7 百万円 <C3>

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設(法人税)

D 外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設

当該特例の対象となる外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 1施設あたりの投資額

前提
 ・民間都市開発事業等により整備されるオフィスビル等に入居
 ・整備運営事業者: 都市開発事業者
 ・延床面積 約1000㎡ (約300坪) 程度
 ・国際企業の進出等をサポートするため、外国語によるビジネス面・生活面のワンストップサービスを提供する窓口としての機能を備えた施設

1. 設備投資額

下記について、民間都市開発事業者からヒアリングをベースに作成

(1)建物等

・建物(躯体)
 平成元年～平成24年のSRC建築にかかる 81 万円 × 300 坪 = 243 百万円 …①
 平均坪単価

・内装等工事費用 (電話等通信回線の配線、内装工事、空調関係工事費)
 平均工事費坪単価 26 万円 × 300 坪 = 77 百万円 …②

建物等 計 320 百万円 …③=①+②

当該特例の対象となる外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設

1施設あたりの投資額(=③) 320 百万円

2. 整備される施設数

(1) 現在存在する外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設数 1 施設

企業集積、高度外国人材の生活利便施設の集積、交通利便性等の地域特性を踏まえ、国際企業の進出等をサポートするため、特定都市再生緊急整備地域(※)ごとに外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設が必要であるとした場合における、2020年までに整備が必要な外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 11 施設 …④

※ 札幌中心地域、東京都心・臨海地域(日本橋)、東京都心・臨海地域(六本木)、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、品川駅・田町地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中野島・御堂筋周辺地域、福岡中心地域 の計11地域

(2) 1年あたり平均施設整備件数 2 施設 …⑤=④/7年 (2014～2020年度の7年)

当該特例の対象となる外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設

1年あたり整備数(=⑤) 2 施設

3. 減収見込額

当該特例は、特別償却1件、投資税額控除1件が適用されるものと仮定して試算。

(1)特別償却(単年度)

	a	b	=a×b
	取得価額 百万円	特別償却割合	1施設当り特別償却額
建物等及び構築物(③)	320	25%	80
		計	80

⑥ 1施設当り減収見込額 80 百万円 × ⑦ 25.50% (1施設当り特別償却額) (法人税率) = ⑧=⑥×⑦ 20 百万円

⑧ 単年度減収見込額 20 百万円 × ⑨=⑤÷3 1 (1施設当り減収見込額) (特別償却適用見込件数) = ⑩=⑧×⑨ 20 百万円

特別償却による減収見込額 (=⑩) 20 百万円 <D1>

(2)全てが投資税額控除の適用を受けたと仮定した場合(単年度)

	a	b	=a×b
	取得価額 百万円	税額控除割合	1施設当り税額控除額
建物等及び構築物(③)	320	8%	26
		計	26

⑪ 1施設当り減収見込額 26 百万円 (1施設当り税額控除額)

⑪ 単年度減収見込額 26 百万円 × ⑨=⑤÷3 1 (1施設当り減収見込額) (税額控除適用見込件数) = ⑫=⑪×⑨ 26 百万円

投資税額控除による減収見込額 (=⑫) 26 百万円 <D2>

減収見込額調書

外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設(法人住民税、法人事業税)

減収見込額: 初年度 0 百万円
平年度 1,216 百万円
<37>+<62>

(適用件数見込)

・外国語対応医療施設		
うち、特別償却適用	14 件	<1>
うち、投資税額控除適用	14 件	<2>
うち、所得控除適用	14 件	<3>
・外国語対応教育施設		
うち、特別償却適用	1 件	<4>
うち、投資税額控除適用	1 件	<5>
うち、所得控除適用	0 件	<6>
・国際会議等用施設		
うち、特別償却適用	5 件	<7>
うち、投資税額控除適用	5 件	<8>
うち、所得控除適用	4 件	<9>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
うち、特別償却適用	1 件	<10>
うち、投資税額控除適用	1 件	<11>
うち、所得控除適用	0 件	<12>

①法人住民税
(法人税減収額)

・外国語対応医療施設		
特別償却適用分の減収額	111 百万円	<13>
投資税額控除適用分の減収額	131 百万円	<14>
所得控除適用分の減収額	2 百万円	<15>
・外国語対応教育施設		
特別償却適用分の減収額	20 百万円	<16>
投資税額控除適用分の減収額	26 百万円	<17>
所得控除適用分の減収額	0 百万円	<18>
・国際会議等用施設		
特別償却適用分の減収額	20 百万円	<19>
投資税額控除適用分の減収額	26 百万円	<20>
所得控除適用分の減収額	2 百万円	<21>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
特別償却適用分の減収額	20 百万円	<22>
投資税額控除適用分の減収額	26 百万円	<23>
所得控除適用分の減収額	0 百万円	<24>

(法人住民税の減収額) 27年度

・外国語対応医療施設		
特別償却適用分	26年度法人税減収額<13>×法人税割17.3%×件数<1>	268.8 百万円 <25>
投資税額控除適用分	26年度法人税減収額<14>×法人税割17.3%×件数<2>	317.3 百万円 <26>
所得控除適用分	26年度法人税減収額<15>×法人税割17.3%×件数<3>	4.8 百万円 <27>
・外国語対応教育施設		
特別償却適用分	26年度法人税減収額<16>×法人税割17.3%×件数<4>	3.5 百万円 <28>
投資税額控除適用分	26年度法人税減収額<17>×法人税割17.3%×件数<5>	4.5 百万円 <29>
所得控除適用分	26年度法人税減収額<18>×法人税割17.3%×件数<6>	0.0 百万円 <30>
・国際会議等用施設		
特別償却適用分	26年度法人税減収額<19>×法人税割17.3%×件数<7>	17.3 百万円 <31>
投資税額控除適用分	26年度法人税減収額<20>×法人税割17.3%×件数<8>	22.5 百万円 <32>
所得控除適用分	26年度法人税減収額<21>×法人税割17.3%×件数<9>	1.4 百万円 <33>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
特別償却適用分	26年度法人税減収額<22>×法人税割17.3%×件数<10>	3.5 百万円 <34>
投資税額控除適用分	26年度法人税減収額<23>×法人税割17.3%×件数<11>	4.5 百万円 <35>
所得控除適用分	26年度法人税減収額<24>×法人税割17.3%×件数<12>	0.0 百万円 <36>

法人住民税減収見込 26年度(初年度) 0.0 百万円
 27年度(平年度) 648.1 百万円 <37>
 <25>～<36>の計

②法人事業税
・法人事業税

(法人所得減少額) 26年度

・外国語対応医療施設		
特別償却適用分の所得減少額	434 百万円	<38>
投資税額控除適用分の所得減少額	※税額控除のため所得に影響しない 0 百万円	<39>
所得控除適用分の所得減少額	7 百万円	<40>
・外国語対応教育施設		
特別償却適用分の所得減少額	80 百万円	<41>
投資税額控除適用分の所得減少額	※税額控除のため所得に影響しない 0 百万円	<42>
所得控除適用分の所得減少額	0 百万円	<43>
・国際会議等用施設		
特別償却適用分の所得減少額	80 百万円	<44>
投資税額控除適用分の所得減少額	※税額控除のため所得に影響しない 0 百万円	<45>
所得控除適用分の所得減少額	7 百万円	<46>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
特別償却適用分の所得減少額	80 百万円	<47>
投資税額控除適用分の所得減少額	※税額控除のため所得に影響しない 0 百万円	<48>
所得控除適用分の所得減少額	0 百万円	<49>

(法人事業税の減収額) 27年度

・外国語対応医療施設		
特別償却適用分	26年度法人所得減少額<38>×事業税率8.4%×件数<1>	510.4 百万円 <50>
投資税額控除適用分	26年度法人所得減少額<39>×事業税率8.4%×件数<2>	0.0 百万円 <51>
所得控除適用分	26年度法人所得減少額<40>×事業税率8.4%×件数<3>	8.2 百万円 <52>
・外国語対応教育施設		
特別償却適用分	26年度法人所得減少額<41>×事業税率8.4%×件数<4>	6.7 百万円 <53>
投資税額控除適用分	26年度法人所得減少額<42>×事業税率8.4%×件数<5>	0.0 百万円 <54>
所得控除適用分	26年度法人所得減少額<43>×事業税率8.4%×件数<6>	0.0 百万円 <55>
・国際会議等用施設		
特別償却適用分	26年度法人所得減少額<44>×事業税率8.4%×件数<7>	33.6 百万円 <56>
投資税額控除適用分	26年度法人所得減少額<45>×事業税率8.4%×件数<8>	0.0 百万円 <57>
所得控除適用分	26年度法人所得減少額<46>×事業税率8.4%×件数<9>	2.4 百万円 <58>
・外国語対応ビジネス生活コンシェルジュ施設		
特別償却適用分	26年度法人所得減少額<47>×事業税率8.4%×件数<10>	6.7 百万円 <59>
投資税額控除適用分	26年度法人所得減少額<48>×事業税率8.4%×件数<11>	0.0 百万円 <60>
所得控除適用分	26年度法人所得減少額<49>×事業税率8.4%×件数<12>	0.0 百万円 <61>

法人事業税減収見込 26年度(初年度) 0.0 百万円
 27年度(平年度) 568.0 百万円 <62>
 <50>～<61>の計

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	外国語対応医療施設・教育施設等の整備や運営を行う者に対する課税の特例措置の創設（国税9）（法人税：義）（地方税5）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	我が国の大都市の国際競争力を強化するため、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業の施行に関連して必要となる公共公益施設として記載された外国語対応医療施設等（※1）の整備運営事業者に対して課税の特例措置を講じる。 【法人税】 下記から選択適用 ○特別償却 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業の用に供する減価償却資産（※2）を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した事業年度の減価償却限度額を、それぞれ以下に記載する額（特別償却限度額）と普通償却限度額の合計額とする特例措置 建物及び附属設備、構築物：取得価額×25% 機械及び装置、器具及び備品：取得価額×50% ○投資税額控除 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業の用に供する減価償却資産（※2）を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した事業年度の法人税額から以下に記載する額を控除する特例措置 建物及び附属設備、構築物：取得価額×8% 機械及び装置、器具及び備品：取得価額×15% ○所得控除 整備計画に記載された施設の整備運営事業者が、当該事業により生じた当該事業年度の課税所得から以下に記載する額を損金に算入することができる特例措置 5年間 所得金額×20% ※1 外国語対応医療施設等 （1）外国語対応医療施設 （2）外国語対応教育施設 （3）国際会議等用施設 （4）外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 ※2 減価償却資産 （1）建物及び附属設備 （2）構築物 （3）機械及び装置 （4）器具及び備品
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成25年8月

5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の優良な民間都市開発事業の支援に加えて、地理的不利等を補うため、高付加価値の産業・人材を惹きつけることのできる環境として、外国人の生活機能をサポートする外国語対応医療施設運営整備事業、外国語対応教育施設運営整備事業や、ビジネスのサポートに資する国際会議等用施設運営整備事業、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ整備運営事業を促進していく 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 5. 立地競争力の強化 ④都市の国際競争力の向上 ○「国家戦略特区」の活用等による国際社会に向けた環境整備 『国際的な企業活動に関わる一定の地域において、海外からの優れた人材が快適に生活できるよう外国人向け医療施設や教育機関の充実などの環境整備を促進する』</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である大都市のうち、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療施設等の整備運営事業を推進することにより、都市の魅力を高め、国際競争力の強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2014（平成26）年から2020（平成32）年まで7年間に整備すべき施設数の目標をもとに、1年あたりの件数を算出している） ＜平成27年までに整備すべき施設数の目標値＞ ・外国語対応医療施設数 85施設 ・外国語対応教育施設数 4施設 ・国際会議等用施設 29施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 3施設 ＜参考 2020年までに整備すべき施設数の目標値＞ ・外国語対応医療施設数 297施設 ・外国語対応教育施設数 14施設 ・国際会議等用施設 101施設 ・外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ施設 11施設 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を創設し、外国語対応医療施設等の整備を促進し、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備することにより、特定都市再生緊急整備地域において海外から企業、人等呼び込むことができるよ</p>

			うな魅力ある都市拠点が形成され、一層国際競争力の強化を図ることができる。
8	有効性等	① 適用数等	(適用見込件数) 平成26年度：法人税60件 平成27年度：法人税60件 (2014(平成26)年から2020(平成32)年まで7年間に整備すべき施設数の目標をもとに、1年あたりの件数を算出している)
		② 減収額	(減収見込額) 平成26年度：3,744百万円 平成27年度：3,744百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 本特例措置を創設し初期の投資負担を軽減することにより、高付加価値の産業・人材を惹きつけることのできる環境として、外国人の生活機能をサポートする外国語対応医療施設運営整備事業、外国語対応教育施設運営整備事業や、ビジネスのサポートに資する国際会議等用施設運営整備事業、外国語対応ビジネス・生活コンシェルジュ整備運営事業を促進することにより、海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点の形成が可能となる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 我が国の活力の源泉である大都市のうち、特定都市再生緊急整備地域において外国語対応医療施設等の整備運営事業を推進することにより、都市の魅力高め、国際競争力の強化を図ることを目標としており、その達成にあたり本特例措置の創設が必要である。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 本特例が措置されない場合、高付加価値の産業・人材を惹きつける環境を整備することが困難となり、海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点の形成に支障をきたすこととなる。 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成26年度～平成27年度) 本特例を講じることで、海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点が形成され、国際競争力の強化に寄与するものである。
		④ 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する整備計画に記載される外国人対応医療施設等の整備運営事業者に限って適用されるものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最低限の措置である。
		⑤ 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の支援等と本特例措置を一体的に講じることにより、特定都市再生緊急整備地域において海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点が形成され、一層国際競争力の強化を図るものである。 なお、本租税特別措置は、事業の立ち上げを支援する予算措置等と異なり、外国人対応医療施設等の整備運営事業者の事業の用に供する減価償却資産の取得等に係るコストを低減することで事業の採算性を向上させ、事業実施

			を決定するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置を講じることにより、特定都市再生緊急整備地域において、海外から企業、人等呼び込むことのできるような魅力ある都市拠点が形成され、当該都市の国際競争力の強化が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「/」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（市町村地域防止計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したもの数）は、改正水防法により浸水防止計画の策定が義務付けられているため、租税特別措置等の有無にかかわらず増加するものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について年度ごとに把握されていないため、適用件数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用者数の将来（平成26～28年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（市町村地域防止計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認

められない。

注3 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
政策目的については、以下の閣議決定に必要性が位置付けられている。
- 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
 - 第Ⅱ.一.5. 立地競争力の更なる強化
 - ④都市の競争力の向上
 - …防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
 - 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）
 - 第2章5.（3）国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組
 - …「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。
 - 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）
 - 第3章2. 重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる
 - 1-3（2）水害に強い地域づくり
 - ・地下空間の浸水対策（止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、・・・）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	浸水防止用設備に係る特例措置の創設(国税35)(法人税:義) (地方税37)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	浸水想定区域内に位置している地下街、大規模工場等のうち、浸水防止計画を作成し、市町村長に提出しているものを対象に、当該計画に位置づけられた浸水防止用設備(止水板、防水扉等)を取得した際の法人税、法人住民税及び事業税に係る特例措置を講じる。
3	担当部局	水管理・国土保全局水政課、河川環境課水防企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進むなかで、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。さらに、地下街等は商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、いったん浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。また、大規模工場等においても、浸水被害が発生した場合には、事業継続や経済・雇用に影響を与える。したがって、地下街、大規模工場等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図るための取組を推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 水防法(昭和24年法律第193号) 第15条(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置) 第15条の2(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 第15条の4(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 等</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含。
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度末時点において、市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したものの数</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることによって、水防法に基づく浸水想定区域内における地下街等及び大規模工場等による浸水防止計画の作成等浸水防止の取組みが促進され、人命を守ることや、都市機能・経済活動の継続性の確保に寄与する。</p>
8 有効性等	①: 適用数等	<p><将来の推計> 平成26~28年度における適用者数 地下街等:873 大規模工場等:30</p>
	②: 減収額	<p>平成26年度 - 平成27年度 - 平成28年度 -</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むなど、浸水防止の取組が着実に促進され、人命が守られるとともに、都市機能・経済活動の継続性が確保される。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 浸水防止設備への投資が進まず、大規模な水害が発生した際に、人命が危険にさらされるほか、都市・経済活動が機能不全に陥る。</p>

			《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度) 止水板、防水扉等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的に設備投資を行っていく性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、民間事業者による浸水防止装置の設置が促進されることは、是認される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	水防法で浸水防止計画の策定等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図るべきである。また、申請等により補助対象者を個別に捕捉して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、租税特別措置によることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成25年7月に施行された改正水防法により、河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する地下街等について、浸水防止計画の策定、訓練の実施、自衛水防組織の設置が義務づけられている(大規模工場等については、努力義務)が、浸水防止用設備の整備そのものの義務付けや支援措置は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	平成25年7月に施行された改正水防法により、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街、大規模工場等に対し、浸水防止計画の作成等に関する規制が新設されたが、本税制の措置により、浸水防止の取組が促進され、利用者の安全が確保されるとともに、都市・経済活動の継続性が確保されることから相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 達成目標（東京湾横断道路株式会社の適正かつ円滑な業務の推進）に対する本租税特別措置等の効果を検証するため、目標値及び達成時期並びに定量的な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成17年度以降営業損益は黒字で推移しており、本特例措置の導入による効果が大変大きなものとなっている」と説明されているが、本租税特別措置が営業損益の黒字化にどの程度寄与したのかが記載されておらず、説明の根拠が明らかでなく、また、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を測ることができない測定指標（③参照）を用いて説明されているため（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

東京湾横断道路事業は、本来国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式により東京湾横断道路株式会社（以下「TTB」という。）が特例的に実施しているものであるが、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするため、多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。

現在のTTBの事業は、東京湾横断道路の日常管理業務と休憩施設業務であり、資本金の額は事業規模を適切に反映したものとはいえないため、本特例が措置されたものである。

本特例措置については、このような実態に基づく特例的な扱いであることから、業績指標等の設定になじまないものとして、当初より達成目標等（所期の目標）は設定していない。

なお、特例措置がない場合、180百万円の負担増となりTTBの安定的な事業運営に支障をきたすおそれがあるが、TTBにおいては当面資本割の課税標準である資本金の額は一定であり状況が変わるものではないため、今後とも、東京湾横断事業を実施するTTBの適正かつ円滑な事業の推進を図るため本特例措置が必要である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成21～24年度までの適用額の実績については下表のとおりであり、見込と実績に大きな乖離はない。

(単位:百万円)

	H21	H22	H23	H24
適用額 (見込)(A)	89,418	89,418	89,418	89,418
適用額 (実績)(B)	89,328	89,300	89,254	89,202
A-B	90	118	164	216

※適用額（見込）については、前回要望時点（平成20年度）のもの。

※適用額（実績）については、H21、H22、H24については対象事業者からの聞き取りによるもの。

※H23については「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第183回国会提出）」記載事項によるもの（措置名：東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置）。このほか、地方税法に基づき把握できる情報はない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25～30年度までの適用額の推計、算定根拠については下記のとおり。

【算定根拠】

適用額は、TTBの各年度における資本金の額から当方で推計した特例措置適用後の課税標準の額を差し引いたものである。なお、地方税法に基づき把握できる情報はない。

【適用額推計】

適用額推計については下表のとおりである。

(単位:百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
適用額推計	89,175	89,173	89,171	89,168	89,165	89,162

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成21～24年度までの減収額の実績については下表のとおりであり、見込と実績に大きな乖離はない。

(単位:百万円)

	H21	H22	H23	H24
減収額 (見込)(A)	182	182	182	182
減収額 (実績)(B)	181	181	181	181
A-B	1	1	1	1

※減収額（見込）については、前回要望時点（H20年度）のもの。

※減収額（実績）については、対象事業者からの聞き取りによるものであり、地方税法に基づき把握できる情報はない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

・ TTBにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、下表からも分かるとおり、TTBの事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものである。

・ 本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化を図ってきているものといえる。

TTBの営業損益及び租税特例措置の状況

(単位:百万円)

年度	営業損益	租税減収額	特例措置がない場合の営業損益	備考
H9	5,568	—	5,568	・9年12月：東京湾横断道路開通

【国交20】

				(普通車料金 4,000 円) ・建設道路引渡しに起因する大幅な営業収益
H10	△ 152	—	△ 152	
H11	△211	—	△211	
H12	△ 198	—	△ 198	12年7月より、料金値下げ (普通車料金 4,000 円→3,000 円)
H13	△ 138	—	△ 138	
H14	△ 167	—	△ 167	14年7月より、料金割引社会実験開始 (ETC普通車料金 3,000 円→2,320 円)
H15	△ 144	—	△ 144	
H16	△ 114	181	△ 295	特例措置の創設
H17	123	182	△ 59	
H18	156	182	△ 26	
H19	76	181	△ 105	19年8月より、料金割引社会実験開始 (ETC普通車料金 2,320 円→1,500 円)
H20	147	181	△ 34	21年3月より、休日割引開始 (ETC普通車料金 1,500 円→1,000 円)
H21	195	181	14	21年8月より、料金割引社会実験開始 (ETC普通車料金 1,500 円→800 円)
H22	161	180	△ 19	
H23	178	180	△ 2	
H24	319	180	139	点検・保全工事の受注増による営業収益の増

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長(地方税25)(法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>・特例措置の対象 東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)が、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(以下「湾横特措法」という。)における東京湾横断道路建設事業者として、事業遂行のために必要とされ出資を受けた資本金の額。</p> <p>・特例措置の内容 TTBに対する法人事業税の資本割の課税標準の算定については、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。 (計算式:法人事業税額=「課税標準(資本金-資本金×(建設事業未収金/総資産))×税率」)</p> <p>・延長期間:5年間</p>
3	担当部局	道路局高速道路課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設(5年間) 平成21年度 延長(5年間)
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものであるが、TTBは、湾横特措法により大規模プロジェクトによる当該道路(国道409号)の建設等を特例的に実施し、現在その管理等を行っている。 本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第65号) 第1条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 「国土交通省政策評価基本計画」 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する に包含</p>

8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設事業を主とした管理事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に資する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「TTBの適正な事業及び円滑な業務の推進」という達成目標については、定量的に表した測定指標を設定することは困難であるため、「TTBが引き続き適正かつ円滑に業務を実施していくための安定的な経営基盤の確保」を測定指標と位置付ける。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一体となって、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。</p> <p>TTBは、湾横特措法により大規模プロジェクトによる当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適正かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。</p>																				
		① 適用数等	<p>毎年度1件</p> <p>なお、本措置の適用対象はTTBしかない。</p>																				
		② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>181</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計算式】 [特例無]－[特例有] ＝[資本金×税率]－[資本金－資本金×(建設事業未収金/総資産)×税率]</p> <p>※H21～H24年度までは実績値、H25～H30年度までは推計値。</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	減収額	181	180	180	180	180	180	180	180
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30													
減収額	181	180	180	180	180	180	180	180	180	180													
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>本特例措置の実施により、TTBの経営基盤の安定化が図られることから、円滑な事業運営が可能となり、ひいては、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に大きく貢献している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>TTBの営業損益は、東京湾横断道路の開通以来マイナスで推移し、その経営基盤の安定化が大きな課題であった。このような状況下で、平成17年度以降営業損益は黒字で推移しており、本特例措置の導入による効果が大変大きなものとなっている。</p> <p>このことから、本特例措置が、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に大きく貢献していると言える。</p>																						

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)</p> <p>特例措置が廃止された場合、1.8億円の負担増となることから、TTBの経営基盤が不安定となり、安定的な事業運営に支障をきたすこととなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>本特例措置を講ずることによりTTBの円滑な業務の推進が図られ、これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど波及効果は大きく、税收減が十分に是認されると考えられる。</p> <p>大規模プロジェクトによる東京湾横断道路(国道409号)の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的にを行っている。</p> <p>TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>また、TTBの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金(高速道路機構からの建設費用割賦支払額)であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであることから、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する本特例措置は、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に支障を生じさせないために必要であり、他の手段によることはできない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置に類する税制特例措置以外の支援措置は講じられていない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（延長）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて平成32年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（民間賃貸住宅の新築着工戸数）について、本特例措置の対象となるのは、優良賃貸住宅であるため、例えば、優良賃貸住宅の新規着工件数等、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況について「岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況の将来予測について「今後も被災者の住宅の確保に資することができる」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の目標を設定することは困難であったため、設定していない。

ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（復興庁 住まいの復興工程表平成25年3月）と比較すると、目標は達成できていない。

達成できない原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）

岩手県及び宮城県の作成した住宅復興プランによると、平成32年までに必要な民間賃貸住宅の供給量は22,595戸（住まいの復興工程表（平成25年3月 復興庁））である。そこから、平成24年度の実績値（建築着工統計）と平成25年度分の推計（平成24年度実績値を引いた戸数を残りの年数の8で割った戸数）を除くと、16,180戸となり、この戸数について現時点での達成目標とする。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

適用件数の過去の実績及び減収額の実績の算定根拠については、以下のとおり。

平成24年1月～平成25年3月までに新規着工した件数は、建築着工統計によれば1,360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これをもとにすれば、平成25年4月～平成26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1,088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）。

合計2,448戸（うち、耐用年数35年以上は1,557戸、35年未満は891戸）となる。

これらに1戸当たりの平均建設費（13.33百万円）（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県及び宮城県の平均）、償却率・割増率・税率等をかければ、適用実績は16.9百万円、適用戸数は393戸と試算される。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の具体的な目標・想定を設定することは困難であったため、設定していない。

ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、平成25年3月の岩手県及び宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（住まいの復興工程表

（平成25年3月 復興庁）と比較すると、目標は達成できていないが、現在の供給ペースを維持すると仮定した場合、供給目標量を目標年度までにかろうじて達成できる状況であり、想定外に僅少とはいえない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④のとおり、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

適用件数の将来予測については、岩手県及び宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）及び宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の減収額を推計した。具体的な方法は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3,500戸。

宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57,000戸。

福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を元にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3,146戸（うち耐用年数35年以上は2,544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と平成26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計をもとに平成25年度までに新規着工した件数を試算すると、④のとおり、合計2,448戸（うち、耐用年数35年以上は1,557戸、35年未満は891戸）となる。

よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、2,554-1,557=987戸となる。

（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものが無いものと見なしている）

これに法人税を支払うことが出来る黒字経営をしている法人の割合等をかければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は158戸となる。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

減収額の実績の算定根拠については、④のとおり。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

⑥の戸数に対して、一戸当たりの平均建設費13.3百万円（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県及び宮城県の平均）、償却率・割増率・税率等を乗じれば、法人税については延長4年間で8百万円、所得税については26.2百万円の減収となる。

割増償却は5年間続くため、延長4年目においての新規対象の割増償却終了まで含めると8年間分の減収となる。

従って、年間あたり合計で4.3百万円（法人税1百万円、所得税3.3百万円）となる。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

【国交21】

租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、正確な減収額を把握することが困難である。

そのため、適用実績については建築着工統計（H24. 1～H25. 3 国土交通省）に基づく新築住宅着工戸数のうち、本税制の適用対象となる構造・床面積を満たしている戸数を推計し、それに基づいて平均的な建設費を元に減収額を算定しており、その結果より、税収減を是認する効果があると考えている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

新築の民間賃貸住宅の着工戸数に対して、税制適用対象となる被災地の優良賃貸住宅に絞ってその効果を測定した結果、岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、かつ依然として民間賃貸住宅の供給量は資材・人員不足、宅地造成の遅れ等から不足していることから、需要は大きく、今後も同様の効果が見込まれ、減収見込額を是認できると考えている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金等と比較すると、政策目的達成手段として少ない負担で効果を上げており、相当性があると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度(延長) (国税39)(法人税:義)
2	要望の内容	東日本大震災により相当な被害を受けた地域として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第41条の規定に基づき国土交通大臣が告示した区域内において、一定の要件を満たす被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築した場合の、当該被災者向け賃貸住宅の専用部分に係る所得税・法人税の割増償却制度(当初5年間5割増(耐用年数35年以上のものは7割増))の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生ずる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日)</p> <p>5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり</p> <p>④被災者の居住の安定確保</p> <p>(i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>■住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)</p> <p>目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p> <p>低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>に包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。	
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 全ての被災地域が住宅の必要供給量を設定しているわけではないため、定量的な測定指標を示すことは困難。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。	
8 有効性等	① 適用数等	(実績) 平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置):218戸 (見込み) 平成25年度:175戸 平成26年度:40戸 平成27年度:40戸 平成28年度:40戸 平成29年度:40戸 ※実績は、建築着工統計調査により推計。 ※見込みは、新築着工のペース、現時点で判明している被災地における必要戸数から推計。 岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例によって面積が広く質の高い住宅供給が促進されていることから、適用される対象からみて想定外に僅少ではないものと考えられる。 また、本特例は、住宅を賃貸する事業者一般(個人・法人)を対象としており、特定の者に偏っているものではない。	
		② 減収額	(実績) 平成23年度、平成24年度(本特例は平成23年12月に措置):9.4百万円 (見込み) 平成25年度:7.5百万円 平成26年度:4.3百万円 平成27年度:4.3百万円 平成28年度:4.3百万円 平成29年度:4.3百万円 ※本特例の要件を満たす戸数に、割増償却制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて推計した。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~29年度) 東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。

	9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~29年度) 岩手県及び宮城県において、新築の民間賃貸住宅に占める50㎡以上120㎡以下の優良賃貸住宅の割合は、本特例の創設の前後で、6.3%上昇しており、本特例には面積が広く質の高い住宅供給を促進する効果が認められることから、今後も被災者の住宅の確保に資することができる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25~29年度) 被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23~29年度) 被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段としての確かかつ必要最小限である。 東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
	10 有識者の見解		-
	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は、予算や税制上の各種支援等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 23 年度 3 件と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に適用に偏りが無いことについて説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込の減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について平成 32 年度までにおおむね解消し、また 28 年度までに 23 年度と比べておおむね半減）の実現状況について、定性的に「保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進区内の防災性の向上に寄与している」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、分析対象期間が不明であり、本租税特別措置等の減収額の将来推計がどの程度見込まれているかが不明なため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「17.8 百万円」とされているが、過去の実績（平成 23 年度）の数値（200 百万円）と将来の推計値がかい離しているため、過去の実績の分析を踏まえて将来推計を行った上でかい離が生じる場合には、その理由を説明することが必要である。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について平成 32 年度までにおおむね解消し、また 28 年度までに 23 年度と比べておおむね半減）の実現状況の将来予測について、「平成 23 年度において 5,745ha であった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成 28 年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 本措置は平成 23 年度に延長されたものであり、当時の達成目標は「延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。」と設定されていた。住生活基本計画（平成 18 年 9 月閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた 8,000ha についてはおおむね半減（平成 22 年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を平成 32 年におおむね解消するという住生活基本計画（平成 23 年 3 月閣議決定）の目標を達成する必要がある。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
- 本措置の適用実績については、平成 23 年度のみである。
 - 適用額：200 百万円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋）
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
- 防災街区整備事業に関する税制上の措置は、法人税に係るものだけでなく、所得税に係るものも措置されており、平成 23 年度においては、同事業に基づき、事業用資産として保有床を取得する法人が少なかったため、適用の実績が僅少であった。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
- 本措置の適用実績については、平成 23 年度のみである。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
- 本措置の適用対象と見込まれる買換資産の譲渡価額を防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出し、その額から概算取得費により得た取得費を減じ、これに繰延割合及び税率を乗じることにより算出した。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
- 評価書において記載した「地区外」の地区とは、防災街区整備事業が実施される地区を示している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長 (国税31)(法人税:義)
2	要望の内容	防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%)の適用期限(平成26年3月31日)を3年間延長する。(租税特別措置法第65条の7、第65条の9)
3	担当部局	住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年 創設 平成18年 延長 平成23年 延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成23年12月27日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までにおおむね解消することを目指す。 ※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの可否を判断。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成28年度までに平成23年度と比べて概ね半減

8	有効性等	① 適用数等 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進地区内の防災性の向上にも寄与することとなる。 【適用実績】 平成23年度:3件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取によれば、平成26年度から平成28年度までの間に、2地区で3件の適用が見込まれ、おおむね過去と同水準の適用件数見込である。
		② 減収額 【適用実績】 圧縮額:200百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 圧縮額:17.8百万円 ※防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 実績値 5,745ha(平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している。平成23年度において5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成28年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠。本特例が延長されなかった場合、保留床の円滑な処分が進まず、事業参加者の負担が増大することとなるため、防災街区整備事業が成立しなくなる恐れがある。また、防災街区整備事業の施行予定区域を含む防災再開発促進地区全体の防災性の向上が阻害されることとなる。 《収収減を是認するような効果の有無》 直近の評価である平成24年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月(平成23年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率）は、「老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置」等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても、説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数（地区数）及び適用者数（法人数）の将来推計について、年度ごとに予測していないため、適用件数及び適用者数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る）の実現状況の将来予測について、「事業認可件数は増加することを想定」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

当該指標については、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」、平成23年3月15日に閣議決定された「住生活基本計画」、平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」に基づく指標であり、政策目的及び達成目標、測定指標ともに連動するものである。当該指標は当初策定年度である平成22年度から起算して10年後に当たる平成32年度末の目標値として閣議決定されたものであることから、要望期間満了の29年度、31年度末の指標を設定することは困難である。

なお、住生活基本計画を踏まえ、現況値（平成20年度実績）と平成32年度末までの目標値との差を按分することにより、参考目標数値を形式的に設定し、事後検証においても、5年に1度の調査及び同様の方法により評価することが可能。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置の創設（国税12）（法人税：義）（地方税6）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	<p>1. マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「マンション建替え法」という。）において新たに創設する、老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者が、認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に権利を買い取られる場合に発生する長期譲渡所得について、譲渡等に係る1,500万円特別控除を適用する。（法人税・法人住民税・法人事業税）</p> <p>2. 認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に権利を買い取られる場合に発生する長期譲渡所得について、譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算する追加課税を適用除外とする。（法人税）</p> <p>3. 認定建替事業において、権利変換により再建建物に係る権利を取得したときは、当該権利変換により譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす。（法人税・法人住民税・法人事業税）</p> <p>4. 転出者が、認定建替事業又は認定建物売却敷地事業の施行者に事業用資産を譲渡する場合について、当該譲渡の日を含む事業年度において国内にある土地建物等を取得し、かつ、取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供する場合、譲渡益の8割を損金に算入する特例を創設する。（法人税）</p> <p>※転出者については、認定建替事業又は建物敷地売却事業の施行者から補償金を受け取る借家人を含むものとする。</p>
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>・「要望の内容」の1. 2. 3. 平成14年度 新設 平成26年度 拡充</p> <p>・「要望の内容」の4. 平成26年度 新設</p>
6	適用又は延長期間	<p>・「要望の内容」の1. 3. : 恒久措置</p> <p>・「要望の内容」の2. : 5年間</p> <p>・「要望の内容」の4. : 3年間</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設するとともに、これらの事業を円滑化することにより老朽化マンションストックを解消することで国民の生命の保護を図る。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率79%(平20)→95%(平32)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の、構造耐力(耐震性等)が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設することは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとの政策目的の達成に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【過去の適用実績(現行のマンション建替え法に基づく適用実績)】 平成22～24年度 適用なし ※1. 3. については、当該期間において、権利変換を受ける区分所有者、及び転出する区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、また、やむを得ない事情に該当し転出補償金を受ける法人が存しなかったことによる。 2. については土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。4. については新設のため適用実績なし。</p> <p>【将来推計】 マンション建替え法に基づくマンション建替え事業を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・23地区において転出する法人数の推計14法人。 ※マンション建替え法に基づくマンション建替え事業における事業完了地区の権利変換認可を受けなかった法人数の割合から算出。 ・同地区のうち約半数程度が新たに創設する、老朽化マンションの建替え等(認定建替え事業・認定建物敷地売却事業)の制度を用いると想定。</p>

	② 減収額	<p>【過去の実績】 平成22～24年度 0百万円</p> <p>当該期間において、本要望事項に係る特例が存在しなかったため、適用実績がないことによる。</p> <p>【将来推計】 (「要望の内容」の1～4) 平成26年度(見込み) 36百万円(うち拡充分 22百万円) 平成27年度(見込み) 72百万円(うち拡充分 44百万円) 平成28年度(見込み) 108百万円(うち拡充分 66百万円)</p> <p><過去の事業完了地区実績等に基づき以下のとおり試算> ・現行の建替え事業1地区当たりの権利変換法人、転出法人数:各1法人 ・認定建替え事業1地区当たりの権利変換法人、転出法人数:各1法人 ・認定建物売却敷地事業1地区当たりの転出法人数:2法人 ・戸当たり課税標準額:13百万円(平成25年の三大都市圏の地価公示価格から試算) ・以上から1地区あたりの減収見込額を以下のとおり算出 (現行の建替え事業・認定建替え事業) 〔権利変換法人〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)=3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円 〔転出法人〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.05(法人税軽減税率)=0.6百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円 ※「要望内容」の2、3を選択すると仮定。 (認定建物敷地売却事業) 〔転出法人①〕 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)=3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税軽減税率)=0.3百万円 13百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税軽減税率)=0.3百万円</p>
--	-------	---

	<p>〔転出法人②〕</p> <p>13 百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.255(法人税軽減税率)×0.8=3 百万円</p> <p>13 百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.173(法人住民税 軽減税率)=0.3 百万円</p> <p>13 百万円(課税標準額)×0.95(消費税控除)×1(法人数)×0.027(法人事業税 軽減税率)=0.3 百万円</p> <p>※「要望内容」の1、4を選択すると仮定。</p> <p>・平成 26 年度の年間事業実施地区数は過去の事業実績から 7 地区(現行の建替事業 3 地区:認定建替事業 3 地区:認定建物敷地売却事業 1 地区)と想定。</p> <p>・新制度創設に伴い平成27年度は平成26年度の2倍。平成28年度は3倍と増加する想定。</p>
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22~24年度)</p> <p>現行のマンション建替え法に基づく建替え事業は、平成22~24年度の3ヶ年度において認可実績17件(2,169戸)</p> <p>平成22年度 6件 1,210戸</p> <p>平成23年度 6件 509戸</p> <p>平成24年度 5件 450戸</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22~28年度)</p> <p>当該期間においては、本要望事項に係る特例は存在していなかったため、税負担が軽減された事例は存在しない。</p> <p>【将来推計】</p> <p>マンション建替え法において新たに老朽化マンションの建替え等(認定建替事業・認定建物敷地売却事業)の制度を創設、及び税制支援により、事業認可件数は増加することを想定。</p> <p>平成26年度(見込み) 7件 約550戸</p> <p>平成27年度(見込み) 14件 約1,100戸</p> <p>平成28年度(見込み) 21件 約1,700戸</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度)</p> <p>本特例措置は法人税・法人住民税・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションの建替え等を円滑に促進させるものであるところ、新たに創設される認定建替事業・認定建物敷地売却事業への適用が為されなかった場合、合意形成に支障が生じるおそれがあり、事業の阻害要因となり得る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22~28年度)</p> <p>構造耐力不足の老朽化マンションについては、地震の際に居住者自身の生命に危険を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、認定建替事業・認定建物敷地売却事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は区分所有者の法人税・法人住民・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションに係る認定建替事業及び認定建物敷地売却事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命の保護に寄与し、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>

9: 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例の導入により管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民の生命保護、住環境の向上や、新規住民の流入等による地域の活性化が図られる。</p> <p>また、地震発生時においては、老朽化マンションの倒壊により避難路が閉塞され、周辺地区における避難等に悪影響を及ぼす懸念があるが、マンション再生によってこのような事態を未然に防止することができ、周辺地域における避難の円滑化等が図られることとなる。</p>
10: 有識者の見解	-
11: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率）は、「老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の転出者等の譲渡所得に係る特例措置」等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の政策手段の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても、説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、年度ごとに予測していないため、適用件数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る）の実現状況の将来予測について、「事業認可件数は増加することを想定」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の施行者である組合の事業施行に係る特例措置の創設（国税13）（法人税：義）（地方税7）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	認定建替事業又は認定建物敷地売却事業の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合に係る非収益事業所得に係る法人税・法人住民税・法人事業税を非課税とする。（法人税・法人住民税・法人事業税）
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 新設 平成26年度 拡充
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設するとともに、これらの事業を円滑化することにより老朽化マンションストックを解消することで国民の生命の保護を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定） 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%（平20）→95%（平32） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の、構造耐力（耐震性等）が不足している老朽化マンションの急増に対

			<p>応するため、新たに老朽化マンションに係る認定建替え事業・認定建物敷地売却事業を創設することは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとの政策目的の達成に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績（現行のマンション建替え法に基づく適用実績）】</p> <p>平成22年度 9件 平成23年度 3件 平成24年度 3件</p> <p>【将来推計】 マンション建替え法に基づくマンション建替事業を予定する地区：23地区（平成25年4月1日現在）</p> <p>・当該特例は1地区1件として適用される。</p>
		② 減収額	<p>【過去の実績】</p> <p>平成22～24年度 0百万円</p> <p>当該期間において、本要望事項に係る特例が存在しなかったため、適用実績がないことによる。</p> <p>【将来推計】</p> <p>平成26～28年度（見込み） 0百万円</p> <p>マンション建替え法に基づく建替え事業は事業計画上、組合収支は0であり、本特例は計画外の僅少な収益等に係るものであるから、実績、推計共に減収額はほぼ見込まれない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22～24年度） 現行のマンション建替え法に基づく建替え事業は、平成22～24年度の3ヶ年において認可実績17件（2,169戸） 平成22年度 6件 1,210戸 平成23年度 6件 509戸 平成24年度 5件 450戸</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22～28年度） 当該期間においては、本要望事項に係る特例は存在していなかったため、税負担が軽減された事例は存在しない。</p> <p>【将来推計】 マンション建替え法において新たに老朽化マンションの建替え等（認定建替事業・認定建物敷地売却事業）の制度を創設、及び税制支援により、事業認可件数は増加することを想定。 平成26年度（見込み） 7件 約550戸 平成27年度（見込み） 14件 約1,100戸 平成28年度（見込み） 21件 約1,700戸</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～28年度)</p> <p>本特例措置は法人税・法人住民税・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションの建替え等を円滑に促進させるものであるところ、新たに創設される認定建替事業・認定建物敷地売却事業への適用が為されなかった場合、合意形成に支障が生じるおそれがあり、事業の阻害要因となり得る。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～28年度)</p> <p>構造耐力不足の老朽化マンションについては、地震の際に居住者自身の生命に危険を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、認定建替事業・認定建物敷地売却事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は区分所有者の法人税・法人住民・法人事業税に係る負担の軽減によって老朽化マンションに係る認定建替事業及び認定建物敷地売却事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命の保護に寄与し、税收減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し、合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合の非収益事業を非課税とすることで両組合の費用負担を軽減する特例であり、区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例や、個人の施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置は、新たに創設する認定建替事業及び認定建物敷地売却事業について、法人の施行者である認定建替組合及び建物敷地売却組合の非収益事業を非課税とすることで両組合の費用負担を軽減する特例であり、区分所有者が資産譲渡等した場合の税制特例や、個人の施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。本特例の導入により管轄区域内の建築後相当年数を経過した老朽化マンションの再生が促進されることで、当該マンションの住民の生命保護、住環境の向上や、新規住民の流入等による地域の活性化が図られる。</p> <p>また、地震発生時においては、老朽化マンションの倒壊により避難路が閉塞され、周辺地区における避難等に悪影響を及ぼす懸念があるが、マンション再生によってこのような事態を未然に防止することができ、周辺地域における避難の円滑化等が図られることとなる。</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		/	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③（バリアフリー改修促進のための税制措置の達成目標について）

本租税特別措置等の達成目標の達成時期が、要望する租税特別措置等の適用期間を超えて平成 32 年度末と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。

・（全ての測定指標について）

本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（①耐震改修促進のための税制措置については、建築物の耐震化率、②省エネ改修促進のための税制措置については、設備投資水準、③バリアフリー改修促進のための税制措置については、不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）は、同様の政策目的に係る補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けない測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物の改修投資の促進）の実現状況の将来予測について、定性的に「建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、減収額の将来予測を推計することは難しい。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、税収減を具体的に予測することは難しく、税収減は認効果を予測することも難しい。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 - ・ 耐震改修促進に関する予算上の措置として「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金）及び「耐震対策緊急促進事業」があり、これらは建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により、上記予算措置の対象外である自己負担分における所有者等のキャッシュフローが改善され、耐震改修を促進することが可能になるものである。
 - ・ 省エネ改修促進に関する予算上の措置として「建築物省エネ改修等推進事業」があり、これは躯体の省エネ改修が行われたものを対象とするのに対して、本税制は、躯体の改修だけでなく、省エネ設備の改修等のみを行った場合についても対象とすることにより、建築物の所有者等の省エネ改修に対する更なる投資を促すための措置である。
 - ・ バリアフリー改修促進に関する予算上の措置として「バリアフリー環境整備促進事業」（社会資本整備総合交付金）があり、これは市街地内において移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものに対して、本税制は、広く建築物全体を対象として、所有者等のキャッシュフローの改善を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設 (国税36)(法人税:義)(地方税38)(法人住民税:義,法人事業税:義)
2	要望の内容	① 耐震改修促進のための税制措置 改正耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律）に基づき、耐震診断が義務付けられている病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。 ② 省エネ改修促進のための税制措置 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積 2,000 ㎡以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。 ③ バリアフリー改修促進のための税制措置 バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、増改築時に高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準に適合することが義務付けられている床面積 2,000 ㎡以上の建築物（不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等）を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。
3	担当部局	国土交通省住宅局住宅生産課、建築指導課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。 ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝・・・を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降 2.5 倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。

		<p>○地震防災戦略（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによって発生する人的被害の軽減のため、建築物の耐震化を図る。 <p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修、立替え等を推進する。 ・災害時に拠点となる施設等の整備・耐震化を進める。 ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化を進める。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後 3 年の内に設備投資を 2012 年度の約 63 億円から 10%増加 ・建築物の耐震化率（「地震防災戦略」） 90%（平成 27 年） ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率（「社会資本整備重点計画」） 60%（平成 32 年度末） <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>—</p> <p>② 減収額</p> <p>—</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26~28 年度)</p> <p>本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26~28 年度)</p> <p>本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26~28 年度)</p> <p>仮に本特例措置の新設が認められない場合、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26~28 年度)</p> <p>本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、耐震性・省エネ性・バリアフリー性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現、水害等災害による被害の軽減に資する。</p> <p>また、本特例措置により改修投資が促進されるため、経済の活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>耐震改修促進のための措置としては、耐震対策緊急促進事業や住宅・建築物安全ストック形成事業があり、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる耐震改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>また、バリアフリー改修のための措置としては、バリアフリー環境整備促進事業があり、市街地内の移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制は、建築物全体を対象として、バリアフリー化に要する負担軽減を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例は、耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数）は、東日本大震災復興交付金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する）の実現状況の将来予測について、定性的に「被災者の居住の安定がいち早く図られる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

制度創設時においては、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっておらず、本税制の目標を設定することは困難であったため、設定していない。

ただし、平成25年3月時点で、実際に建築されたのは、4,103戸（新築着工統計より。被災前の新築数から震災がなくとも新築されたであろう戸数を推計し、実績から引いた戸数。）となっており、平成25年3月の岩手県・宮城県の住宅復興プランの供給目標量22,595戸（岩手県住生活基本計画、宮城県復興住宅計画より）と比較すると、目標は達成できていない。

達成できない原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

今回要望（期限延長）の測定指標に関する目標値（目標水準）は、4年間（平成29年度末まで）で本特例の適用戸数124戸（岩手県及び宮城県）である。本特例の対象となる優良賃貸住宅は、民間事業者（指定を受けた個人事業者又は法人）により新築されるものであり、補助金等で助成する性質のものではなく（共有部分及び併設施設に対する支援はあるものの本特例は専用部分に対するもの）、したがって他の政策手段の効果を受ける可能性は少ないと考えられるため、本特例の適用戸数は適切な効果測定指標であると考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

本特例の適用件数については、復興推進計画の認定実績（地方公共団体で作成し復興庁にて認定）、事業者の指定実績（事業者が申請し地方公共団体にて指定）により把握できるが、復興推進計画の認定は、平成25年3月の石巻市のみであり、25年8月、事業者の指定実績はなしのため、適用戸数はなしである。平成25年度の109戸の適用見込みは復興推進計画を認定済みの石巻市にヒアリングしたもの。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

現在までの適用戸数はなしであるが、原因としては、人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているためである。平成25年度に石巻市で109戸が、それ以後の4年間（29年度末まで）で124戸（岩手県及び宮城県）の適用戸数が見込まれるため、創設時、被災各県においての住宅供給目標量等が定まっていないため、仮に震災全壊戸数に借家割合、本制度の適用が見込まれる割合、供給主体別の黒字割合を乗じて推計した適用戸数231戸と比較して、想定外に僅少ではない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- 岩手県・宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）・宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積等の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の戸数を推計した（4年間で124戸。年間31戸）。
- 具体的な計算過程は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3500戸。宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57000戸。福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を基にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3146戸（うち耐用年数35年以上は2544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計を基に平成25年度までに新規着工した件数を試算する。

平成24年1月～25年3月までに新規着工が見込まれる件数は、建築着工統計によれば1360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これを基にすれば、平成25年4月～26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）

合計2448戸（うち、耐用年数35年以上は1557戸、35年未満は891戸）となる。

よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、2554－1557＝987戸となる。

（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものがないものとみなしている）

これに法人税を支払うことができる黒字経営をしている法人の割合等をかければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は124戸となる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

現在までの適用戸数はなしであるため、減収額もなしである。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 岩手県・宮城県において必要な民間賃貸住宅の戸数（岩手県住生活基本計画（H25.1）・宮城県復興住宅計画（H24.4））に対して、本税制の要件のうち構造・床面積の基準を満たす割合を、建築着工統計（国土交通省）に基づく実績から算定して乗じて、本特例の要件を満たす戸数を求め、本制度の適用が見込まれる戸数、供給主体別の黒字割合を乗じて将来の減収額を推計した（年間30.3百万円。うち国税26.5百万円、地方税3.8百万円）。
- 具体的な計算過程は以下のとおり。

岩手県住生活基本計画によれば、岩手県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は3500戸。宮城県復興住宅計画によれば、宮城県内で整備を要する民間賃貸住宅の総数は57000戸。福島県は、住宅供給計画を策定していないことから、考慮しない。

住宅・土地統計を元にこれらのうち床面積50～120㎡等の本特例の要件を満たしうるものを試算すると、合計3146戸（うち耐用年数35年以上は2544戸、35年未満は602戸）となる。

これらには平成25年度までに新規着工した件数と平成26年度以降に新規着工した件数が含まれることから、建築着工統計を基に平成25年度までに新規着工した件数を試算する。

【国交26】

平成24年1月～25年3月までに新規着工が見込まれる件数は、建築着工統計によれば1360戸（うち、耐用年数35年以上は865戸、35年未満は495戸）。

これを基にすれば、平成25年4月～26年3月に新規着工が見込まれる戸数は、12/15倍と見なして1088戸（うち、耐用年数35年以上は692戸、35年未満は396戸）。

合計2448戸（うち、耐用年数35年以上は1557戸、35年未満は891戸）となる。

- よって、平成26年度以降に本特例の要件を満たすものは、 $2554 - 1557 = 987$ 戸となる（耐用年数35年未満については、試算上本特例の要件を満たすものがないものとみなしている）。

これに法人税を支払うことができる黒字経営をしている法人の割合等を掛ければ、実際に特例の適用の対象となる戸数は124戸となる。

この戸数に対して、一戸当たりの平均建設費13.3百万円（「平成24年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」別表第1、○その1、中層耐火構造（地上階数4～5階）（片廊下型住棟）の岩手県・宮城県の平均）、特別償却率、税率等を乗じれば、特別償却については、法人税については年間で4.6百万円、所得税については15.2百万円の減収となる。

また、税額控除率を乗じれば、税額控除については、法人税については年間で6.4百万円、所得税については26.7百万円の減収となる。

対象戸数の半数が特別償却を、残り半数が税額控除を選択したと仮定すると、年間当たり合計で26.5百万円（法人税5.5百万円、所得税21.0百万円）となる。

また、法人税の減収額に税率を乗じれば、法人住民税は年間で1.0百万円、法人事業税は0.9百万円の減収となる。所得税の減収額に税率を乗じれば、個人事業税は1.9百万円となる。

したがって、年間当たり合計で3.8百万円（法人住民税1.0百万円、事業税2.8百万円）となる。

- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

過去の実績については、租特透明化法に基づく報告書に本税制が含まれておらず、情報を用いることができないため、同情報を用いていない。

人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているため、平成25年8月、適用戸数はなしである。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

人材不足及び資材不足、宅地造成の遅れによる用地不足等から、被災地で民間賃貸住宅の建設が遅れているため、平成25年8月、適用戸数はなしであり、税収減もなしである。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本要望により税収減の対象となる期間は、平成29年度末までであり、また、本特例適用の対象者は、住宅に大きな被害を生じた地域の被災者である。減収額の見込みは、延長期間合計で、国税で106百万円、地方税で15.2百万円である。これらのことから、措置の適用期間、適用対象者ともに極めて限定的であり、当該限定的な適用により、居住環境の不安定な状況に置かれている被災者の居住の迅速な確保に大きく貢献するものと考えられ、生じる税収減に十分見合う目的達成が図られると判断される。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例の対象となる優良賃貸住宅は、民間事業者（指定を受けた個人事業者又は法人）により新築されたものであり、補助金等で助成する性質のものではなく（共有部分及び併設施設に対する支援はあるものの本特例は専用部分に対するもの）、規制的手段により解決が図られるものでもない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度(延長)(国税51)(法人税:義、所得税:外) (地方税53)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成26年3月31日までの間に、住宅に大きな被害が生じた地域の居住の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人が、復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合に、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除(税額の20%を限度)ができる特例の適用期限を4年間延長する。
3	担当部局	国土交通省住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設
6	適用又は延長期間	4年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成23年3月に発生した東日本大震災により、被災地域においては、多くの住宅が損壊し、住宅に対する切実な需要が生ずる一方で、被災地域における賃貸住宅の供給は容易ではないことから、緊急に賃貸住宅の建設を促進して住宅不足に速やかに対応し、被災地域の復興を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ■東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日) 5 復興施策 (1)災害に強い地域づくり ④被災者の居住の安定確保 (i)地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>■住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保 低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)がそれぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 指定を受けた個人事業者又は法人が復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した戸数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 約10万世帯が仮設住宅での生活を余儀なくされているところ、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができる。
8	有効性等	① 適用数等 (実績) 平成24年1月～平成25年3月 なし ただし、石巻市が作成した本特例を内容とする復興推進計画が平成25年3月に認定済みであり、平成25年度に同市において109戸の本特例の適用実績が見込まれる。 (見込み) 平成26年度:31戸 平成27年度:31戸 平成28年度:31戸 平成29年度:31戸
		② 減収額 平成26年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成27年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成28年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8) 平成29年度:30.3百万円(法人税5.5、所得税21.0、法人住民税1.0、事業税2.8)
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度) 東日本大震災後、被災地域で応急仮設住宅等への入居を余儀なくされていた世帯の数は、最大で約13万世帯に上っていたところ、平成25年6月現在では約10万世帯となっており、民間賃貸住宅の整備が一定程度の役割を果たしているものと考えられ、今後も引き続き継続することで更なる減少が期待できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～29年度) 石巻市が作成した本特例を内容とする復興推進計画が平成25年3月に認定され、本特例の活用が始まったところであり、今後も本特例が被災者の住宅の確保に資するものと思われる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～29年度) 被災地における民間賃貸住宅の供給が遅れ、被災者の居住の安定の確保が害される可能性がある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23～29年度) 被災者向けの賃貸住宅の供給を促し、被災者の居住の安定の確保を早期に図ることができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 特別償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。税額控除は、事業者が支払うべき納税額に変動を与えるものの、事業者

【国交26】

		及び期間を限定し、事業初期の資金繰り支援を図り短期に集中して優良賃貸住宅の建設を促進するものであるから、政策目的達成手段として、的確である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援しているが(東日本大震災復興交付金の内数)、本特例措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合がとれている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、被災地における賃貸住宅の供給を促すことで、住宅不足を解消して被災地域の復興を図ることができるため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	J 北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時の目標は「JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除する」としていたところ。

JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除することが必要不可欠である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の実績は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき把握される情報（根拠条文：地方税法附則第9条第1項、措置名：JR北海道・四国・九州に係る資本割の特例措置）を用いており、その他の年度については、対象事業者からの聴き取りによる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は、実際に発生する納税額と、本特例措置がないと想定した場合の納税額を比較して算出しているが、資本割には資本金等の額のうち1千億円を超える部分について1/2とする措置があり、本特例措置がないと想定した場合の納税額を算出するためには、上記措置を考慮する必要がある。そのためには、対象となる各事業者の資本金等の額を個別に把握する必要があるが、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には資本金等の額の合計額のみ記載されていることから、対象事業者からそれぞれの資本金等の額を聴き取り、減収額を算出した。

資本金等の額のうち1千億円を超える部分について1/2とする措置を考慮して算出した本特例措置がないと想定した場合の課税標準額と、本特例措置を適用した課税標準額との差額は276,020百万円となり、当該差額に資本割の税率を乗じて算出したものを減収額としている。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例措置の達成目標は、JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除することであり、制度創設時よりJR北海道等の資本準備金の特殊性に変わりはなく、達成目標は実現されているため、本特例措置は有効である。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例措置の達成目標は、JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除することであり、将来においてもJR北海道等の資本準備金の特殊性は変わらないと想定されることから、達成目標は実現することが見込まれるため、本特例措置は有効である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	JR北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長（地方税27）（法人事業税：義）
2	要望の内容	JR北海道、JR四国及びJR九州（以下、「JR北海道等」という。）の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額（国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金）を資本割の課税標準から控除する特例措置の延長。
3	担当部局	鉄道局総務課、鉄道局鉄道事業課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間延長
6	適用又は延長期間	5年間（平成31年3月31日まで）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。</p> <p>《政策目的の根拠》 昭和62年4月の国鉄改革により発足したJR会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかったJR北海道等においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分（通常の法人においては債務に相当する部分）について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大となっている。 本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号） 第13条第2項 国は、前項の規定にかかわらず、北海道旅客会社等及び第十一条第一項の規定により試験研究に関する業務を引き継ぐ法人に対しては国鉄長期債務を承継させないものとする。 第20条第1項 承継法人が日本国有鉄道から承継する財産（第二十四条第一項及び第二項の規定により日本国有鉄道が日本鉄道建設公団から承継するものを含む。）の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。</p>

		<p>旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)</p> <p>附則第4条第2項</p> <p>会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項本文の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策である。</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性・利便性の向上</p> <p>施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる</p> <p>に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、測定指標を設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、JR北海道等が安定した経営を持続することが期待される。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(1)実績</p> <p>平成21年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>平成22年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>平成23年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>平成24年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>(JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成25年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>平成26年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>平成27年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>平成28年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>平成29年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>平成30年度 3事業者 351,200百万円</p> <p>(JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>制度創設時から対象が3社であり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>② 減収額</p> <p>(1)実績</p> <p>平成21年度 552百万円</p> <p>平成22年度 552百万円</p> <p>平成23年度 552百万円</p>

		<p>平成24年度 552百万円</p> <p>(JR北海道等からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>平成25年度 552百万円</p> <p>平成26年度 552百万円</p> <p>平成27年度 552百万円</p> <p>平成28年度 552百万円</p> <p>平成29年度 552百万円</p> <p>平成30年度 552百万円</p> <p>(JR北海道等からの聴き取りによる)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)</p> <p>本来的には資本準備金の性格を有しない、事業規模に比して著しく莫大な国鉄長期債務見合いの資本準備金が課税標準となり、適当ではない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成21年度～平成30年度)</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>JR北海道等が安定した経営を持続させるためには、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合い相当額に対して外形標準課税の負担を課すことは適当ではなく、資本割の課税標準から当該相当額を控除することは、政策達成の手段としての確である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金について、資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時の目標は「首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、本特例措置によりその一定割合を資本割の課税標準から控除する」としていたところ。

首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の実績は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に基づき把握される情報（根拠条文：地方税法附則第9条第6項、措置名：特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置）を用いており、その他の年度については、対象事業者からの聴き取りによる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本特例措置の対象事業者は1事業者であるため事業者からの聴き取りにより減収額を算出した。本特例措置がないと想定した場合の課税標準と、本特例措置を適用した課税標準との差額は80,836百万円となり、当該差額に資本割の税率を乗じて算定したものを減収額としている。なお、税率は都県ごとに異なっている。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例措置の達成目標は、首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することであり、制度創設時より首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性に変わりはなく、達成目標は実現されているため、本特例措置は有効である

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例措置の達成目標は、首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することであり、将来においても首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性は変わらないと想定されることから、達成目標は実現することが見込まれるため、本特例措置は有効である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長(地方税28)(法人事業税:義)
2	要望の内容	「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」(一体化法)に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、資本金等の金額の2/3を資本割の課税標準から控除する特例措置の延長。
3	担当部局	鉄道局総務課、鉄道局都市鉄道政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間延長
6	適用又は延長期間	5年間(平成31年3月31日まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 一体化法に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。 《政策目的の根拠》 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、一体化法(平成元年法律第61号)に基づき、常磐新線(以下「つくばエクスプレス」)を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道㈱が設立された。 つくばエクスプレスは路線延長が58.3km(秋葉原～つくば間)にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費(8,081億円)を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金額(1,850億円)は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったところである。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年6月28日法律第61号)第21条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者(特定鉄道事業を営もうとする者を含む。)に出資することができる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け つくばエクスプレスの整備は、一体化法に基づいて行われており、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられている。 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる

			に包含
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、測定指標を設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、安定した経営を持続することが期待される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(1)実績 平成21年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成22年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成23年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成24年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込 平成25年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成26年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成27年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成28年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成29年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 平成30年度 1事業者(首都圏新都市鉄道㈱) 123,344百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されており、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
		② 減収額	<p>(1)実績 平成21年度 163百万円 平成22年度 163百万円 平成23年度 163百万円 平成24年度 163百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>(2)今後の見込 平成25年度 163百万円 平成26年度 163百万円 平成27年度 163百万円 平成28年度 163百万円 平成29年度 163百万円 平成30年度 163百万円 (事業者からの聴き取りによる)</p>

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本構成の特殊性については、現在においても何ら変わるものではなく、引き続き資本金等の一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担が軽減されている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 事業規模に比して著しく莫大な資本金が課税標準となり、適当ではない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成30年度) 首都圏新都市鉄道㈱の資本金の特殊性を勘案して、事業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった資本金について、一定割合が資本割の課税標準から控除されている。</p>
	9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道㈱の資本金(1,850億円)は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道㈱の資本金の全額に対して外形標準課税の負担を課すことは適当ではなく、その一定割合を資本割の課税標準から控除することは、政策達成の手段としての的確である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 つくばエクスプレスの整備については、事業の着実な推進を図るため、国及び地方公共団体等の合意により、事業が進められたところである。また、その建設資金の確保についても、関係者間の合意により、国及び地方公共団体の無利子貸付や地方公共団体の出資金等で賄うこととされた。その結果、つくばエクスプレスの資本金は事業規模に比して莫大なものとならざるを得ず、その一定割合を資本割の課税標準から控除するものであり、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。</p>
	10	有識者の見解	—
	11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（駅の耐震化率、路線の耐震化率）は、「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置」等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けにくい測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 28 年度末までに、駅の耐震化率が 95%、路線の耐震化率が 94%」と説明しているが、説明の根拠が明らかでないことから、その根拠を明らかにした上で、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明することが必要である。

- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設(国税40)(法人税:義) (地方税39)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置を創設する。 ・乗降客1日1万人以上の駅 ・片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等 ・緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋等
3	担当部局	鉄道局総務課、施設課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、レジリエンスの観点から地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成25年国土交通省令第16号)</p> <p>(耐震補強の実施) 第三条 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者は、特定鉄道等施設の地震に対する安全性の向上を図るため、国土交通大臣が告示で定める指針に従って耐震性の向上を図るための補強工事を実施するよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する に包含。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震化率を向上させる。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度末までに駅の耐震化率を95%、路線の耐震化率を94%とする。 (平成24年度末における駅の耐震化率は88%、路線の耐震化率は91%である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定化が図られることから、施設等の整備に対するインセンティブになることが見込まれる。</p> <p>今後の見込 平成26年度 約30事業者 平成27年度 約30事業者 平成28年度 約30事業者 (事業者からの聴き取りによる)</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策が促進されることが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 平成28年度末までに、駅の耐震化率が95%、路線の耐震化率が94%となる見込みである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置が新設されなければ、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収することができなくなり、主要駅や高架橋等の耐震対策が遅れることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、主要駅や高架橋等の耐震対策が促進される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>税制上の優遇措置の対象となる耐震対策の範囲を、省令により努力義務を課している施設に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし、必要最小限の措置としている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割</p> <p>本特例措置は法人税の負担の軽減によって、キャッシュフローが確保され、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策への投資を促すものである。本特例措置の他に「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により</p>	

【国交29】

		<p>分担</p> <p>取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置があるが、これは、耐震対策後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、耐震対策を行うインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切且つ明確に役割分担がなされている。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>主要駅や高架橋等の耐震対策が促進されることにより、地域住民の安全を確保するための一時避難場所や緊急輸送道路等の確保が図られ、また、より多くの鉄道利用者の安全が確保されるため、地方公共団体が協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者が機械等取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（中小企業投資促進税制）の延長及び拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（営業トラックの新車登録台数、内航船舶の代替建造隻数、高齢内航船舶比率）は、補助金や経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、…十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。このような状況の下、…本税制措置は極めて有効である」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「営業トラックの新車登録台数は、平成10年度実績を下回るものの全車種の対平成10年度比を上回っている。」等と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、…十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。このような状況の下、…本税制措置は極めて有効である」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、

当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円
適用者数 36,734社。

（適用額の推計）

平成20年度 244,858,864千円（199,475,002千円÷0.815※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資額の伸び率

平成21年度 199,475,002千円（193,972,915千円÷0.972※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資額の伸び率

平成22年度 193,972,915千円（211,059,189千円÷1.088※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資額の伸び率

平成24年度 200,848,143千円（211,059,189千円×0.952※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率

（適用者数の推計）

平成20年度 40,880社（35,173社÷0.860※）

※ 平成20年度と21年度の設備投資企業数の伸び率

平成21年度 35,173社（35,684社÷1.015※）

※ 平成21年度と22年度の設備投資企業数の伸び率

平成22年度 35,684社（36,734社÷1.029※）

※ 平成22年度と23年度の設備投資企業数の伸び率

平成24年度 37,469社（36,734社×1.020※）

※ 平成19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率

（出典）設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度税制改正においては、適用数を20年度44,810社、21年度32,398社、22年度40,497社と推計しており、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

また、租税特別措置適用実態調査にて把握された利用業種は製造業、サービス業、建設業、運輸通信公益事業等ばらつきが見られ、想定外に偏っていない。

○利用業種

業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業
割合 (%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%
業種	料理 飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信 公益事業	サービス業	その他

【国交30】

割合 (%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%
-----------	----	----	----	-----	-----	----

(出典)「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

⑥ 将来推計 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用者数 36,734社。

(適用者数の推計)

平成26年度 38,982社

平成27年度 39,762社

※ 平成23年度の適用者数に、19年度から22年度における設備投資企業数の平均伸び率(1.020)を乗じて推計。

(出典)設備投資額、設備投資企業数ともに、中小企業実態基本調査に基づく。

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円。

(適用額の推計)

平成26年度 181,884,182千円

平成27年度 173,084,622千円

※ 平成23年度の適用額に、19年度から22年度における設備投資額の平均伸び率(0.952)を乗じて推計。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より、適用額 211,059,189千円。

また、総務省で作成している「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における「適用実態調査に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額」によれば、本租税特別措置の自動連動分による減収額は、道府県民税36億円、事業税96億円、市町村民税88億円、地方法人特別税78億円となっている。

⑧ 将来推計 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)

「平年度の減収見込額▲20,389百万円」は、本租税特別措置の拡充分に係る減収額である。

「制度自体の減収額▲51,400百万円」は、財務省試算の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推計)」における減収額である。

その他、別紙のとおり。

中小企業投資促進税制・拡充部分についての減収額試算

【拡充部分についての減収額試算】

(1) 関連	減収額推計	8,084百万円
(2)(3) 関連	減収額推計	12,305百万円
(1) + (2) + (3)	減収額推計	20,389百万円

【拡充の対象資産】

- (1) ソフトウェア (取得価額120万円以上)
- (2) ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具 (取得価額合計120万円以上)
ソフトウェア + 機械装置 (取得価額合計160万円以上)
- (3) ソフトウェアがあらかじめ組み込まれている
事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具 (取得価額120万円以上)
機械装置 (取得価額160万円以上)

【注】

下記の計算式においては、実際の数値の端数を省略して記載しているため、計算式と結果が一致しない場合がある。

(1) 関連 減収額推計 8,084百万円

○120万円以上のソフトウェア投資額・・・177,507百万円
(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

○特別償却適用額 177,507百万円×55.0% (特償利用割合※)
= 97,629百万円

○税額控除適用額 177,507百万円×45.0% (税控利用割合※)
= 79,878百万円

※平成23年度租税特別措置適用実態調査等より推計

○特別償却に係る減収額
97,629百万円×50% (特別償却割合増加分※1) ×50% (利益法人割合※2)
×23% (税率※3) = 5,614百万円・・・(A)

※1ソフトウェアについて、耐用年数5年、初年度普通償却率を20%として試算

※2、3 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税率

○税額控除に係る減収額

79,878 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 . . . 30,034 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 . . . 49,844 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査の適用割合から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$30,034 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除上乘せ分)} \times 55\% \text{ (利益法人割合※1)} \times 90\% \text{ (税額控除実施割合※2)} = 743 \text{ 百万円} \dots (B)$

※1、2 平成24年度財務省減収額試算における利益法人割合、税控実施割合

○資本金 3000 万円超法人分

$49,844 \text{ 百万円} \times 7\% \text{ (税額控除割合)} \times 55\% \times 90\% = 1,727 \text{ 百万円} \dots (C)$

(A) + (B) + (C) = 8,084 百万円 . . . (1)

(2) (3) 関連 減収額推計 12,305 百万円

【設備投資額】

機械装置 . . . 200,207 百万円

工具・器具・備品 . . . 96,882 百万円

(※中小企業実態基本調査等に基づき推計)

【機械装置にかかる減収額】

○特別償却適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 110,114 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $200,207 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 90,093 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$110,114 \text{ 百万円} \times 50\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 6,332 \text{ 百万円} \dots ①$

※機械装置について、耐用年数10年、初年度普通償却率を20%として試算

○税額控除に係る減収額

90,093 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 33,875 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 56,218 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$33,875 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 838 \text{ 百万円} \dots ②$

○資本金 3000 万円超法人分

$56,218 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 1,948 \text{ 百万円} \dots ③$

【工具・器具・備品にかかる減収額】

○特別償却適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 55.0\% = 53,285 \text{ 百万円}$

○税額控除適用額 $96,882 \text{ 百万円} \times 45.0\% = 43,597 \text{ 百万円}$

○特別償却に係る減収額

$53,285 \text{ 百万円} \times 30\% \text{ (特別償却割合増加分※)} \times 50\% \times 23\% = 1,838 \text{ 百万円} \dots ④$

※工具・器具・備品について、耐用年数5年、初年度普通償却率を40%として試算

○税額控除に係る減収額

43,597 百万円

→ 資本金 3000 万円以下分 16,392 百万円 (※)

→ 資本金 3000 万円超分 27,204 百万円 (※)

※平成23年度租税特別措置適用実態調査から推計

○資本金 3000 万円以下法人分

$16,392 \text{ 百万円} \times 5\% \text{ (税額控除割合引上げ分)} \times 55\% \times 90\% = 406 \text{ 百万円} \dots ⑤$

○資本金 3000 万円超法人分

$27,204 \text{ 百万円} \times 7\% \times 55\% \times 90\% = 943 \text{ 百万円} \dots ⑥$

①+②+③+④+⑤+⑥ = 12,305 百万円 . . . (2) (3)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長及び拡充(国税53)(法人税:義、所得税:外)(地方税51)(法人住民税:義、事業税:義)</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限を延長する。(2年延長)</p> <p>[特例内容] 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(但し、資本金3000万円以下)</p> <p>[対象設備] 機械装置(160万円以上) 器具備品(120万円以上) ソフトウェア(70万円以上) 貨物自動車(車両総重量3.5t以上) 内航貨物船(基準取得価額:取得価額の75%)</p> <p>また、以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長する措置を講じた上で、適用期間を2年間延長する。 <p>(一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	<p>担当部局</p> <p>自動車局貨物課 土地・建設産業局建設市場整備課 総合政策局公共事業企画調整課 自動車局旅客課 自動車局整備課 海事局内航課 海事局船舶産業課</p>

	<p>港湾局港湾経済課 港湾局技術企画課技術監理室 総合政策局物流政策課物流産業室 観光庁観光産業課</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>平成10年度 総合経済対策の一環として創設(平成11年5月31日まで) 平成11年度 1年間延長(貨物自動車8トン以上を3.5トン以上に拡充) 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 2年間延長(機械装置160万円以上に拡充) 平成16年度 2年間延長(器具備品120万円以上に縮減) 平成18年度 2年間延長(対象器具備品縮小、ソフトウェア追加) 平成20年度 2年間延長 平成22年度 2年間延長 平成24年度 2年間延長(対象器具備品拡充等)</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>2年間</p>
7	<p>必要性等</p> <p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 建設業、道路貨物運送業(集配利用運送業を含む。以下同じ。)、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貨渡業、造船・船用工業、旅行業等の国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大半を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にある。これらの中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設の設置又は整備を促進すること」等が定められている。 本税制措置は特定の中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的に創設されたものであり、上記施策体系の中で、中小企業の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法(抜粋) (経営資源の確保) <p>第十五条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。 二～三 略 <p>2 略</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護 施策目標:32 建設市場の整備を推進する 施策目標:35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 建設業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶賃渡業、造船・船用工業、旅行業等の用に供する機械装置等の導入を促進し、中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国土交通関係中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。(各年度) ・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上(又は全車種の対平成10年度比を上回ること) ・内航船舶の代替建造隻数 年平均75隻程度の建造隻数レベルの維持 ・高齢内航船舶比率 対平成9年度比115%(4,050隻)程度以下に維持</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用により、初期投資負担が軽減されることから、中小企業者の機械装置等の導入が促進され、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られる。</p>
	8 有効性等	<p>① 適用数等 (適用期間内における適用事業者数) 平成26年度 38,982社 平成27年度 39,762社</p> <p>② 減収額 平年度の減収見込額 ▲20,389百万円 (制度自体の減収額) (▲51,400百万円) (改正増減収額) (ー 百万円)</p> <p>過去5年間の減収見込額の推移 平成20年度 2,560億円 平成21年度 2,500億円 平成22年度 1,288億円 平成23年度 1,322億円 平成24年度 1,473億円 (出典:財務省による試算)</p> <p>③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24~27年度)</p>

	目標の実現状況	<p>国土交通省関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が太宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい状況にあり、本制度の適用により初期投資負担が軽減されることから、一部の事業者においては、機械装置等の導入が促進され、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られつつあるが、引き続き支援を行っていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24~27年度) ・営業トラックの新車登録台数 平成23年度・24年度は、平成10年度実績を下回るものの全車種の対平成10年度比を上回っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業トラック</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>39,889 (75.5)</td> <td>43,318 (82.0)</td> </tr> <tr> <td>全車種</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,080 (72.8)</td> <td>3,256 (76.9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位:営業用トラック(台)、全車種(千台)、下段の括弧内は10年度比(%)</p> <p>・内航船舶の代替建造隻数及び高齢内航船舶隻数(船齢14歳以上) 代替建造隻数については、燃料油価格の高騰、世界的金融危機・景気後退の影響等による荷動きの急減といった要因もあり減少傾向が続いていたが、平成22年度の59隻を底に増加に転じた。高齢船舶隻数については、平成23年度以降、減少傾向となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>9年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替建造隻数</td> <td>89 (100.0)</td> <td>59 (66.3)</td> <td>70(78.7)</td> <td>74(83.1)</td> </tr> <tr> <td>高齢内航船舶隻数</td> <td>3,497 (100.0)</td> <td>3,968 (113.5)</td> <td>3,901 (111.6)</td> <td>3,825 (109.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>下段の括弧内は9年度比(%)</p> <p>トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業者が太宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい状況にあり、本措置による支援を継続する必要がある。</p>		10年度	23年度	24年度	営業トラック	52,850 (100.0)	39,889 (75.5)	43,318 (82.0)	全車種	4,234 (100.0)	3,080 (72.8)	3,256 (76.9)		9年度	22年度	23年度	24年度	代替建造隻数	89 (100.0)	59 (66.3)	70(78.7)	74(83.1)	高齢内航船舶隻数	3,497 (100.0)	3,968 (113.5)	3,901 (111.6)	3,825 (109.4)
		10年度	23年度	24年度																									
	営業トラック	52,850 (100.0)	39,889 (75.5)	43,318 (82.0)																									
全車種	4,234 (100.0)	3,080 (72.8)	3,256 (76.9)																										
	9年度	22年度	23年度	24年度																									
代替建造隻数	89 (100.0)	59 (66.3)	70(78.7)	74(83.1)																									
高齢内航船舶隻数	3,497 (100.0)	3,968 (113.5)	3,901 (111.6)	3,825 (109.4)																									

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～27年度)</p> <p>長引く景気低迷による荷動きの減少等に加え原油高騰により経営環境が悪化する中で、中小企業者が機械等を導入することが困難になり、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が進まなくなることが予想される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24～27年度)</p> <p>トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が太宗を占め、老朽化した車両や船舶等の設備を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。</p> <p>このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るために本税制措置は極めて有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、対象者が限定的となる補助金等と異なり、一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は効果的かつ効率的である。また、特別償却は最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域経済は厳しい状況にあり、景気は冷え込んでいる。全国に広く存在する中小企業者の設備投資の下支えにより当該業種の活性化・健全化を図ることは、地域経済の回復につながる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか		<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（(外航)CO₂削減、NO_x削減、我が国商船隊の輸送比率、(内航)CO₂削減、NO_x削減、老齢内航船舶比率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（(外航)我が国商船隊の輸送比率約10%の維持、(内航)平成32年度までにCO₂を25%削減、老齢内航船舶比率対平成9年度比115%（4,050隻）程度以下に維持）の実現状況について、外航と内航に分けてそれぞれ以下のように説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 (外航)「平成24年度においては、我が国商船隊の輸送比率の目標値である約10%を達成できなかった」
 (内航)「CO₂総排出量削減状況については、目標である13%削減（平成16年度比）を達成」、「老朽船隻数は対前年度比約2%の削減」

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（(外航)我が国商船隊の輸送比率約10%の維持、(内航)平成32年度までにCO₂を25%削減、老齢内航船舶比率対平成9年度比115%（4,050隻）程度以下に維持）の実現状況の将来予測について、外航と内航に分けてそれぞれ以下のように説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

(外航)「引き続きその輸送比率を維持することを目標とする」

(内航)「今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、業界団体の自主目標であるCO₂総排出量25%削減（平成32年度時点）を着実に達成していく」、「今後もこれを上回るペースでの削減を続けていくこと」

により、環境性能に優れた船舶への代替を一層推進」

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け

「海洋基本法」（平成19年法律第33号）第24条において、「国際競争力の強化を図るため、競争条件の整備等による経営基盤の強化、その他の必要な措置を講ずる」とこととされている。

また、外航海運業に対する税制措置の充実の必要性については、第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成20年法律第53号）」審議における附帯決議では、与野党の賛成により、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制及び船員雇用・待遇改善に係る支援措置の充実等、総合的な視点から、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること」とされている。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

ア 外航に係る所期の目標は以下のとおり。

i) 平成27年度まで我が国商船隊の輸送比率を概ね12%で維持

平成24年度実績は約10%であり、未達成であるが、この原因はリーマンショックと東日本大震災のためと想定される。今後も、この輸送比率の維持を目標とする。

なお、現行の達成目標においては我が国商船隊の輸送比率を12%から10%に変更している。その理由は、当初、当該政策目標のために使用していた統計資料が終了したことから、新たな統計資料を使用し見直した結果、約10%となったためである。

ii) 平成27年度まで外航日本船舶数を概ね260隻とすること

24年度実績は150隻であり、過去のトレンドを見る限りでは達成は難しい状況ではあるが、今後も目標は変わらず、他の外航海運税制との相乗効果により、我が国商船隊における外航日本船舶数の着実な増加を図る。

イ 内航に係る所期の目標は以下のとおり。

i) CO₂総排出量を13%削減（平成16年度比）

平成24年度実績は13%であり、達成済みであるが、業界団体の自主目標である25%削減（平成32年度時点）を着実に達成していく必要があるため、引き続き本措置を実施する。

なお、前回の拡充要望時（平成23年度税制改正要望）における達成目標は、「省エネ船舶・新造船によるCO₂排出削減量を平成23年度から平成27年度までの5年間で約5.6万トン」としていたが、要望が認められなかったため、所期の目標を「CO₂総排出量を13%削減（平成16年度比）」とした。

ii) 老朽船隻数を約2%削減（対前年度比）

平成23年度3,901隻、平成24年度3,825隻（対前年度比約2%減）であり、達成済み。今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、環境性能に優れた船舶への代替を一層推進していく必要があるため、引き続き本措置を実施する。

なお、老朽船隻数の削減については、今回、達成目標に設定しておらず、また、前回の拡充要望時（平成23年度税制改正要望）の達成目標は「平成27年度における内航船舶の老朽船の割合を68%」としていたが、要望が認められなかったため、所期の目標を「老朽船籍数を約2%削減（対前年度比）」とした。

【国交31】

※我が国商船隊の輸送比率と老齢内航船舶比率の定義は、それぞれ以下のとおり。

我が国商船隊の輸送比率：世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送の割合

老齢内航船舶比率：内航船舶の全隻数に占める耐用年数超過船舶（船齢14年以上）の割合

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

外航及び内航に係る租税特別措置等による達成目標のうち、CO₂削減については、適用期間内における達成時期は平成28年度である。また、外航の達成目標であるNO_x削減及び老齢内航船舶比率の維持、内航の達成目標であるNO_x削減及び我が国商船隊の輸送比率の維持についても平成28年度を達成時期とする。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

外航海運については、前回の拡充要望時（平成23年度税制改正要望）における平成24年度分の適用見込数が27隻に対して実績が8隻に留まった理由は、中古船の船価が落ち込み、売船益が発生せず、買換特例の効果が見込まれないため、適用実績が減少していると想定されることから、想定外に僅少とはいえない。

内航海運については、前回の拡充要望時（平成23年度税制改正要望）における平成24年度分の適用見込数が12隻に対して実績が9隻に留まった理由は、適用対象船舶の大幅な減少によるものであり（直近3ヵ年の平均年間建造隻数が前回は87隻であったのに対し、今回は68隻）、本租特の利用率が減少した訳ではない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

外航及び内航ともに、適用者数の将来推計については、本租税特別措置の利用実績（過去5年平均）から求めたものであり、平成27年度及び28年度についても同適用者数を見込んでいる。過去5年分の実績は以下のとおり。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)	H26 (見込み)
外航日本船舶 (適用者数)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	15 (7)	30 (20)	29 (22)	25 (21)	8 (8)	21 (16)	23 (17)
内航船舶 (適用者数)	20 (20)	11 (11)	9 (9)	7 (7)	9 (9)	11 (11)	11 (11)

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

外航及び内航ともに、適用者数の将来推計については、本租税特別措置の利用実績（過去5年平均）から求めたものであり、平成27年度及び28年度についても同減収額を見込んでいる。

過去5年分の実績は以下のとおり（政策評価書中の数値に一部誤りがあったため、以下の表に差し替える）。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25 (見込み)	H26 (見込み)
外航日本船舶	315	119	0	159	0	126	81
外航日本船舶 以外の船舶	8,211	9,280	9,282	6,276	1,572	5,822	6,446
内航船舶	719	320	196	385	205	365	365

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

外航の過去の減収額の実績は6,435百万円（平成23年度）、1,572百万円（平成24年度）、一方、我が国商船隊の輸送比率は約10%（平成23年度及び24年度）となっており、税収減を効果が上回ったものとする。

内航については、過去の減収額の実績は385百万円（平成23年度）、205百万円（平成24年度）、一方、老齢内航船舶比率は74%（平成23年度及び24年度）となっており、税収減を効果が上回ったものとする。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

外航の減収額について、5,948万円（平成25年度）、6,527万円（平成26年度）であり、一方、我が国商船隊の輸送比率は約10%（平成25年度及び26年度）と見込まれており、税収減を効果が上回るものとする。

内航についても、将来の減収額は365百万円（平成25年度及び26年度）、一方、老齢内航船舶比率は73%（平成25年度及び26年度）と見込まれており、効果が税収減を上回るものとする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(国税24)(法人税:義)
2	要望の内容	(外航・内航) 【延長要望】 本制度の適用期限を3年間とする。 【特例措置の内容】 圧縮記帳の比率 80/100 【特例措置の対象】 船舶から船舶への買換え及び交換
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設(船舶→船舶) 昭和 50 年度 延長 昭和 55 年度 延長 昭和 59 年度 拡充(内航:船舶→減価償却資産) 昭和 60 年度 延長 平成 2 年度 延長 平成 8 年度 延長 平成 11 年度 拡充(内航:船腹調整事業→内航海運暫定措置事業への移行に伴う見直し) 平成 17 年度 拡充(内航海運業に係る参入規制:許可制→登録制) 平成 18 年度 延長 平成 23 年度 外航:拡充・延長(拡充認められず) 内航:縮減・延長(船舶→減価償却資産の廃止) (中古船舶の船齢要件厳格化) (新造船舶に環境要件付加)
6	適用又は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(3年間)
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航) 日本商船隊は、船舶運航事業者(オペレーター)が船主(オーナー)から船舶を用船することにより競争力を保ちつつ必要な規模の船隊を確保する構造となっており、オーナーがオペレーターに対し適時適切に船舶を供給することが必要である。買換特例制度は、オーナーが船舶を売却する際に発生する譲渡益に対し、一定割合の圧縮記帳を認めることにより、乱高下する売却市況に左右されずに安定的に代替建造を行うことを可能とするものである。 (内航) 内航海運は、国内貨物輸送の約 4 割、石油、セメント、鉄鋼等産業基礎物資の約 8 割の輸送を担い、日本経済及び国民生活に必要不可欠な産業・生活インフラとなっており、内航船舶の買換を行う際に発生する譲渡益に対し一定割合の圧縮記帳を認めることにより、船価高騰時においても新造船等取得を促進し、トラックと比較した内航海運の輸送効率の高さを活かしつつ、安全・安

		定かつ効率的で環境に優しい輸送サービスの提供を可能とするものである。
		《政策目的の根拠》 (外航) 国土交通省の政策評価体系においても、施策目標「海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進」として位置づけられている。 (内航) 内航船舶の代替建造の推進に有効な施策をとりまとめ策定した「内航船舶の代替建造推進アクションプラン」において位置づけられている。
	②:政策体系における政策目的の位置付け	政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する に包含。
	③:達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航) ・CO2削減:平成 32 年度までに日本商船隊からの排出量の 20%削減を行う。(平成 16 年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む) ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 (内航) ・CO2削減:平成 32 年度までに 25%の削減を行う。(平成 16 年度比) ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 ・老齢内航船舶比率を対平成 9 年度比 115%(4,050 隻)程度以下に維持。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 (外航) ・CO2削減:平成 28 年度までに 12%削減を行う。(平成 16 年度比) ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成 22 年度時点における過去 5 年間の我が国商船隊の輸送比率である約 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 (内航) ・CO2削減:平成 28 年度までに 19%の削減を行う。(平成 16 年度比) ・NOx削減:新造船について平成 23 年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比 20%削減)を上回る 22%の削減を行う。 ・老齢内航船舶比率を対平成 9 年度比 115%(4,050 隻)程度以下に維持。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (外航)

		<p>高質かつ効率的、安定的で安全性・環境性にも優れた輸送サービスを確保していくことは今後とも必要不可欠であり、海運サービスを提供する上で基本資産である船舶について、老朽船や不経済船から、より効率的で安全性・環境性の高い船舶への更新を促進していくことに寄与する。</p> <p>(内航) 安全・安定かつ効率的で環境に優しい輸送サービスを確保していくにあたっては、環境性能に優れた船舶への代替が必要不可欠であり、船価高騰時等の新規投資が困難な状況下においても、内航海運事業者の投資意欲を増進させ、船舶代替の促進に寄与する。</p>																									
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>(外航) 【適用隻数】 (単位:隻数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 (適用者数)</td> <td>1 (1)</td> <td>0 (0)</td> <td>1 (1)</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)</td> <td>25 (21)</td> <td>8 (8)</td> <td>21 (16)</td> <td>23 (17)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計のみが記載されており、内訳がわからないため、海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」を実施 ※H25年度以降については過去の実績をもとに推計 本制度により、わが国経済の発展に不可欠な国際海上輸送の確保及び環境負荷低減が実現され、広く国民に裨益するものであることから、特定の者への偏りはない。 なお、平成20年以降、中古船の船価が落ち込んでいたことから、売船益が発生せず、買換特例の効果が見込まれないため、適用実績が減少していると想定されることから、想定外に僅少とは言えない。</p> <p>(内航) 【適用隻数】 (単位:隻数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶 (適用者数)</td> <td>7 (7)</td> <td>9 (9)</td> <td>11 (11)</td> <td>11 (11)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計のみが記載されており、内訳がわからないため、海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」を実施 ※H25年度以降については過去の実績をもとに推計 本制度の利用による、内航環境低負荷船への代替促進によって、地球温暖化対策が推進され、広く国民に裨益するものであることから、特定事業者への偏りはない。 なお、業界内の環境トップランナー企業は主に船舶特別償却制度を利用、ま</p>		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	外航日本船舶 (適用者数)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	25 (21)	8 (8)	21 (16)	23 (17)		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	内航船舶 (適用者数)	7 (7)	9 (9)	11 (11)	11 (11)
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)																							
外航日本船舶 (適用者数)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)																							
外航日本船舶 以外の船舶 (適用者数)	25 (21)	8 (8)	21 (16)	23 (17)																							
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)																							
内航船舶 (適用者数)	7 (7)	9 (9)	11 (11)	11 (11)																							

		<p>た、業界内で大多数を占める中小零細事業者の多くが中小企業投資促進税制を利用するという明確な役割分担がなされている中、各種環境対応設備の設置を要件とした本租税特別措置の適用件数は年間10隻程度で推移しており、想定外に僅少とは言えない。</p>																									
	②: 減収額	<p>(外航) 【減収見込み(適用額)】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>159</td> <td>0</td> <td>268</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>6,276</td> <td>1,572</td> <td>7,253</td> <td>5,384</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運業における税制利用状況調査」より ※H25年度以降については過去の実績をもとに推計</p> <p>(内航) 【減収見込み(適用額)】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度 (見込み)</th> <th>H26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>453</td> <td>241</td> <td>365</td> <td>365</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業における税制利用状況調査」より ※H25年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	外航日本船舶	159	0	268	165	外航日本船舶 以外の船舶	6,276	1,572	7,253	5,384		H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)	内航船舶	453	241	365	365
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)																							
外航日本船舶	159	0	268	165																							
外航日本船舶 以外の船舶	6,276	1,572	7,253	5,384																							
	H23年度	H24年度	H25年度 (見込み)	H26年度 (見込み)																							
内航船舶	453	241	365	365																							
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~平成28年度) (外航) 買換特例制度により、オーナーが船舶を建造する際のキャッシュフローの確保を可能とし、オペレーターに対し適時適切に、より環境性の高い船舶を供給することが可能となっている。</p> <p>(内航) 買換特例制度により、初期投資負担の軽減が図られることによって、毎年10隻程度の新造船取得が上積され、環境性能に優れた船舶への代替が促進されることで、CO2及びNOx排出削減目標が達成可能となっている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~平成28年度) (外航) ・平成24年度においては、我が国商船隊の輸送比率の目標値である約10%を達成できなかった。この原因としては、リーマンショックと東日本大震災のためと想定される。今後は、輸送量も回復傾向にあるので、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 ・平成24年度の隻数は150隻と、過去のトレンドを見る限りでは達成は難しい状況ではあるが、今後も、他の外航海運税制との相乗効果により、我が国商船隊における外航日本船舶数の着実な増加を図る。</p> <p>(内航) ・平成24年度の内航海運業界におけるCO2総排出量削減状況について</p>																									

		<p>は、目標である13%削減(平成16年度比)を達成。今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、業界団体の自主目標であるCO2総排出量25%削減(平成32年度時点)を着実に達成していく。</p> <p>・老朽船隻数は対前年度比約2%の削減。今後も、これを上回るペースでの削減を続けていくことにより、環境性能に優れた船舶への代替を一層推進。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~平成28年度)</p> <p>(外航)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>①船舶の代替建造がスムーズに行われず、外航日本船舶の増加及び日本商船隊の維持・拡大に支障を来すこととなる。</p> <p>②オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなくなり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。</p> <p>③外航日本船舶建造のインセンティブが失われ、経済安全保障確立の観点から必要最低限な外航日本船舶450隻の確保も困難になる。</p> <p>(内航)</p> <p>仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>内航海運事業者が船舶代替を行う際に必要な手元資金を確保できず、老朽船による運航を続けることになるため、CO2及びNOx排出削減目標の達成に支障をきたす。また、安全・安定輸送の確保も困難になる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23~平成28年度)</p> <p>(外航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、船隊規模の拡大を実現することで、約10%である我が国が国外航海運企業のシェアを維持することが可能となる。また、経済安全保障を確立するために必要な外航日本船舶450隻の実現を加速化することができる。</p> <p>(内航)</p> <p>産業構造の変化等により船舶の建造需要が伸び悩む中において、老朽船の解撤を図りつつ、新造船取得を一定(年間75隻)程度維持していくことで、パブル後に大量に建造され、耐用年数を経過した老朽船の代替が行われることで、高齢内航船舶比率の上昇を食い止め、さらには低下させることができ、安全・安定輸送の確保を実現することができる。</p> <p>また、新造船等への代替により燃費効率の改善やCO2及びNOxの排出削減が図られ、内航海運の一層の効率化によって、モーダルシフトの担い手としてふさわしい内航海運の競争力を強化することができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、より大きな規模の船体投資がなされるという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p>

		<p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※…他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p> <p>(内航)</p> <p>本租税特別措置は、船価の変動が大きく多額の初期投資費用を要する船舶の代替取得を誘発する政策税制として機能し、内航海運事業者の内部留保の拡充に高い効果を果たしており、政策目標の達成手段として有効。</p> <p>また、本租税特別措置は、課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担が少なくなることから、妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(外航)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <p>・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の再投資の促進</p> <p>・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減</p> <p>・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減</p> <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航)</p> <p>内航海運事業者による船舶取得を支援する政策税制としては、本租税特別措置以外に以下2つの制度がある。これら政策税制の適用対象は明確に役割分担されており、これらの制度による投資誘発の相乗効果によって、年間75隻程度の新造船取得が行われている。</p> <p>・船舶特別償却制度:主な支援対象事業者は環境トップランナー企業(300トン以上の新造内航環境低負荷船を取得する場合に利用可能)</p> <p>・中小企業投資促進税制:主な支援対象事業者は中小零細事業者(新造内航貨物船を取得する場合に利用可能)</p> <p>なお、規制、補助金等はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	<p>—</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成22年8月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バラスト水処理装置に係る設備投資の促進のための特例措置の創設 (国税26)(法人税:義)(地方税11)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	【新設要望】 本制度の適用期限を平成29年3月31日までとする。 【特例措置の対象】 外航船舶に搭載されるバラスト水処理装置
3	担当部局	海事局総務課企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	～平成29年3月31日
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 船舶のバラスト水を介した水生生物等の移動による生態系の破壊等の環境問題が顕在化したことを受け、国際海事機関において、バラスト水管理条約が採択されている。本条約は平成27年上半年にも発効する見込みであり、我が国においても本条約を担保するための国内法を整備する予定である。本法律においては、条約発効後、定められたスケジュールに基づいてバラスト水処理装置の搭載を義務付けることとなるが、平成29年以降に搭載工事が集中することが予想され、我が国造船所の想定業務量を超えることが想定されることから、法人税の特例措置を認めることにより、各船舶において搭載義務が発生する以前に、バラスト水処理装置搭載への投資を促進し、早期に船舶のバラスト水を介した生態系破壊等の防止を可能とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン ①民間投資の活性化 において位置づけられている。</p> <p>日本再興戦略(抄) 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) 日本経済の3つのゆがみ(「過小投資」、「過剰規制」及び「過当競争」)を根本から是正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間(今年度から2017年度まで)を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取り組を進める。</p>

		<p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする 過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る 過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。 <p>「産業競争力強化法案(仮称)」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>① 民間投資の活性化</p> <p>経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間を「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準(年間約70兆円(2007年度までの5年間平均))に回復させることを目指す。</p> <p>○先端設備の投資促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標:4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成・海洋廃棄処理、海洋汚染防止を推進する</p> <p>に包含。</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 バラスト水処理装置の搭載を促進することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 バラスト水処理装置の搭載を促進することを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止を可能とする。</p>

8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:~平成28年度)	法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、バラスト水処理装置の搭載が促進され、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が図られる。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:~平成28年度)	法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、バラスト水処理装置の搭載工事が促進されるものと見込んでいる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:~平成28年度)	平成29年度以降にバラスト水処理装置の搭載工事が集中することが予想され、国内造船所の想定業務量を超過することが想定されており、海外造船所への工事流出が危惧される。
		《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:~平成28年度)	各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が可能となるとともに、工事の平準化を図ることにより、工事が海外造船所に流れることを防ぎ、国内造船所の受注機会の確保が図られる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的を実現するために有効な手段であり、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金は無い。</p> <p>なお、規制については、条約発効後、定められたスケジュールに基づいてバラスト水処理装置の搭載が義務付けられる見込みであるが、本制度はそれを前倒しして対応する者に対して適用するものである。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各船舶において搭載義務が発生する前にバラスト水処理装置を搭載させることにより、早期に船舶のバラスト水を介した生態系の破壊等の防止が可能となるため、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規要望

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	LNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	LNG船舶に係る設備投資の促進のための特例措置の創設 (国税27)(法人税:義)(地方税12)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	【新設要望】 本制度の適用期限を平成31年3月31日までとする。 【特例措置の対象】 外航LNG船
3	担当部局	海事局総務課企画室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	～平成31年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 LNGの需要増や調達価格の上昇という状況下で、平成29年頃より米国からのシェールガス輸入の本格化が予定されていることから、法人税の特例措置を認めることにより、LNG船の建造を促進し、LNGの輸送に対応できるようにするとともに、日本商船隊による輸送の確保を可能とするものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン ①民間投資の活性化 において位置づけられている。</p> <p>日本再興戦略(抄) 第Ⅰ. 総論 5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑥エネルギー産業を育て世界市場を獲得する (iii) エネルギーの低廉かつ安定的な供給を実現するため に、①原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働、②環境アセスメントの明確化及び迅速化を踏まえた環境に配慮した低コストな高効率火力(石炭・LNG)の導入、③シェールガスを含む安価な天然ガスの輸入、日本企業の天然ガス開発支援による供給源多角化等を行う。</p> <p>第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) 日本経済の3つのゆがみ(「過小投資」、「過剰規制」及び「過当</p>

		<p>競争)を根本からは正し、グローバル競争に勝ち抜く筋肉質の日本経済にするため、今後5年間(今年度から2017年度まで)を「緊急構造改革期間」と位置付け、集中的に取り組を進める。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする 一過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る 一過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させることを目指す。 <p>「産業競争力強化法案(仮称)」を本年夏までに方針を固め、速やかに国会に提出し、これを中核に、あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。</p> <p>① 民間投資の活性化</p> <p>経済対策において措置した生産等設備投資促進税制、研究開発税制の拡充、先端設備投資促進のための補助金などの波及効果や立地環境の改善により、今年度2兆円を超える民間設備投資の底上げが見込まれる。さらに、今後3年間を「集中投資促進期間」と位置付け、国内投資を促進するため、税制・予算・金融・規制改革・制度整備といったあらゆる施策を総動員することで、今年度以降も民間投資を喚起し、今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準(年間約70兆円(2007年度までの5年間平均))に回復させることを目指す。</p> <p>○先端設備の投資促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 <p>三、国際展開戦略</p> <p>2. 海外市場獲得のための戦略的取組</p> <p>○安定的かつ安価な資源の確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・鉱物資源の確保に向けて、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」も踏まえ、北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。また、「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」の着実な実施、本年9月の「第2回LNG産消会議」を通じたLNG消費国の連携強化、LNG先物市場についての検討等を進める。
	② 政策体系における政策目的	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>

		の位置付け	に包含。
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 日本商船隊のLNG船の建造を促進することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 日本商船隊のLNG船の建造を促進することを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 LNG船を建造させることにより、平成29年頃より本格化する米国からのシェールガスの輸送関連をはじめとする需要の増加しているLNG輸送に対応できるようになるとともに、当該輸送の役割を日本商船隊が担うことでエネルギー安全保障に寄与するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:~平成30年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、LNG船の建造が促進され、日本商船隊によるLNG輸送の確保が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:~平成30年度) 法人税の特例措置を講じることにより、事業者の投資意欲を刺激することで、LNG船の建造が促進されるものと見込んでいる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:~平成30年度) 日本商船隊が、需要の増加しているLNG輸送や平成29年頃より本格化する米国からのシェールガスの輸送を担うことができなくなり、エネルギー安全保障の観点から危惧がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:~平成30年度) 東日本大震災以降、火力発電所の熱源としてLNGの需要が増加する中、LNGの輸送力を増強することができることとともに、LNGの輸送を日本商船隊が担うことにより、エネルギー安全保障に寄与するものである。</p>
		④ 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的を実現するために有効な手段であり、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的を実現するために有効な手段であり、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥</p>

			<p>当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議における附帯決議において、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等ト税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度:外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置:外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置:外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 <p>なお、本特例措置は、増加するLNG輸送、平成29年頃より本格化する米国からのシェールガス輸送にエネルギー安全保障の観点から喫緊に対応するためのものであり、上記の制度とは異なる制度である。</p> <p>補助金、規制は無い。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>東日本大震災後に発電用のLNG需要が増加し、LNG輸入量が増加している。米国ではシェールガスの生産拡大により需給が緩和し、天然ガス価格が低下しているのに対して、日本では原油価格に連動してLNG調達価格が上昇しており、安価なLNGの調達は日本にとって重要な課題となっている。日本と米国の間でLNG(天然ガス)調達価格が大きく乖離していることや2017(平成29)年頃より米国からのシェールガスの輸出が本格化する見込みであることを踏まえると、日本にとっては米国からの低廉なLNG調達が期待される。</p> <p>そのため、本特例措置によりLNG船の建造を促進することは、火力発電所の熱源の約5割を担うLNGの輸送増大に対応するために必要であり、地方公共団体が政策目的の実現に協力することは相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		新規要望

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（作業船からのNOx排出量）は、他の要因の影響を大きく受けるものである（＜点検結果表の別紙＞③参照）。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、適用者に対してヒアリング等を行うことにより、寄与度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（平成28年度の作業船からのNOx排出量を平成26年度から1,320トン削減）の実現状況の将来予測について、「既存作業船の買換によりNOx排出量を平成28年度までに1,320トン削減することを目標とし、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

港湾工事に対する社会的要請が多様化していることにより、作業船の種類、能力及び機能は様々である。作業船からのNOx排出量については、買換等が想定される作業船を船種別に分類し、一隻当たりのNOx排出量を合算した結果となっている。

なお、事後検証については、業界団体等を通じて対象船舶を把握し、船種別に分類して、一隻当たりのNOx排出量を合算することを想定している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設（国税28）（法人税：義）
2	要望の内容	特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置について、一定の要件に適合する作業船を適用対象に追加し、適用期限を3年間とする。 （現行制度の概要） 買換資産の圧縮記帳制度（買換資産の簿価の減額圧縮） 圧縮記帳限度額：（譲渡収入又は購入価額のいずれか少ない金額）×（譲渡収入－（譲渡資産の簿価＋譲渡費用））÷譲渡収入×80%
3	担当部局	港湾局技術企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度：創設 昭和50年度：延長 昭和55年度：延長 昭和59年度：拡充 昭和60年度：延長 平成2年度：延長 平成8年度：延長 平成11年度：拡充 平成17年度：拡充 平成18年度：延長 平成23年度：延長 ※現時点では、海洋運輸業、沿海運輸業、漁業の用に供する船舶が対象であり、作業船は含まれていない。
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾をはじめとする我が国の経済産業を支える港湾の整備には、グラブ浚渫船や起重機船をはじめとした各種作業船が不可欠である。また、作業船は港湾施設の老朽化対策や災害復旧など国民の生命・財産を守る上でも極めて重要な役割を果たしている。東日本大震災の際は緊急物資の搬入に必要な航路を啓開（航路の障害物を除去）するために全国から多数の作業船が動員された。切迫性が指摘される南海トラフ地震が発生した場合、更に多数の作業船が必要となることが想定される。 このように作業船は様々な役割を担っているが、その多くは環境性能の低い老朽船となっており、地球環境保全に向けた国際的枠組みを実現するためには、環境性能や省エネルギー性に優れた船舶への買換等を促進し、モーダルシフトを担うインフラとしてふさわしい港湾整備等に係る環境負荷の低減を図ることが必要である。 また、作業船の老朽化に伴うトラブルも度々発生していることから、買換等を促進し船齢の低下を図ることにより、国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略

	<p>港湾等の国際競争力の強化並びに国民生活の安全・安心を確保するための老朽化対策及び防災対策に資する円滑な港湾整備等の推進を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 5. 立地競争力の更なる強化 ③空港・港湾など産業インフラの整備 ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するため、首都圏空港や戦略港湾の強化を図る。 ○物流ネットワークの強化 ・ 国際的に遜色ない物流コストと利便性の実現に向け、港湾における大型船舶への対応力強化、稼働時間延長等のニーズへの対応、港湾・空港への輸送アクセスを向上させる。このため、現状で5割にとどまっている首都圏3環状道路の整備率を今後5年間で8割以上に引き上げるなどの三大都市圏環状道路の整備や、2016年度までに国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルを現状の3バースから12バースにするとともに、2015年度までに港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営を実現、海外トランシップ貨物奪還に向けた広域からの集荷や貨物の需要創出を促進することなどにより物流ネットワークの強化を進める。</p> <p>○海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定) 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 5 海洋の安全の確保 (3) 海洋由来の自然災害への対策 ○今後予想される南海トラフ巨大地震等の地震・津波被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林の整備等を進めるとともに、緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の整備等を推進する。また、津波が天端を越流した場合であっても、施設の効果粘りが強く発揮できるような海岸堤防、防波堤等の整備を推進する。</p> <p>○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月9日告示) 港湾の開発及び利用に当たっては、生物多様性や人が豊かな自然と触れ合う場の確保も考慮して、港湾及びその周辺の大気環境や水環境等に与える影響を、計画の策定に際して評価するとともに、関係機関と必要な調整を行い、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避、低減に努める。また、必要に応じて、代償を含めて適切に環境の保全のための措置を講ずるとともに、環境モニタリングの実施に努める。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含</p>

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度の作業船からのNOx排出量を平成26年度から1,320トン削減</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 既存の作業船から環境負荷の低い作業船への買換が促進されることにより、NOx排出量が削減されるとともに、円滑な港湾整備等の推進に資する。</p>
8 有効性等	①: 適用数等	平成26年度(見込) 50件 ※業界団体へのヒアリングによる 平成27年度(見込) 50件 平成28年度(見込) 50件
	②: 減収額	平成26年度(見込): 適用件数50件: 減収見込額852百万円 平成27年度(見込): 適用件数50件: 減収見込額852百万円 平成28年度(見込): 適用件数50件: 減収見込額852百万円 減収見込額の積算については別紙のとおり
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成26~28年度) マルポール条約では、地球環境保全の観点から、船舶から放出される排出ガスによる大気汚染の防止のための規定を定めている。これを受け我が国でも「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により作業船を対象としたNOx排出規制が平成17年より設けられ、段階的に強化されている。 一方で我が国の作業船は排出規制が実施される前に建造された船が95%を占めている。 本租税特別措置の拡充によって、初期負担を軽減し、排出規制が実施される前に建造された作業船の買換を促進することにより、港湾整備等に係る環境負荷の低減が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成26~28年度) 既存作業船の買換によりNOx排出量を平成28年度までに1,320トン削減することを目標とし、港湾整備等に係る環境負荷の低減を図る。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成26~28年度) 事業者の経営状況が厳しさを増す中で、作業船買換のための資金調達に困難となっており、課税の特例措置がなされなかった場合は、作業船の買換が促進されない。このため、省エネ化、NOx排出量の削減を図ることが出来ず、また、円滑な港湾整備等の推進を図ることが不可能となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成26~28年度) 本措置によって、作業船買換時において税収減となるものの作業船の環境負荷の低減が促進されることにより、将来にわたってNOx排出量が削減される。その効果の継続により、地球環境の保全が図られる。また、円滑な港湾整備等の推進を図ることが可能となる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置により生じるキャッシュフローを原資として、より環境負荷の低い作業船への買換を促進する制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰り延べであるため、補助金等と比して国庫負担も小さく、必要最小限の措置で妥当性を有する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○国庫補助 (一般社団法人 環境共創イニシアチブ(SII)を経由したエネルギー使用合理化支援事業者支援事業(エネ庁)) 上記の予算上の措置は、先端的な省エネルギー設備(市場に普及しきっておらず、導入に当たって一定のリスクがあり、一定の費用回収期間が必要なもの)の導入であって、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新の費用について補助を行うものである。一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買替等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、対象を異にするものである。 ○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」によるNOx排出規制 上記の規制は必要最低限の排出規制であるが、本税制は更なる環境負荷の低減の推進を図るための施策であり、目的を異にするものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規	

別紙

名称：港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の創設

減税見込額等の積算

■適用件数 50 隻

■ 平年における減税見込額 852 百万円

□作業船買換の例

平均的な事例

売却船			購入船				初年度減税見込額 (千円)
買換前船の売却額 ① (千円)	残存簿価 ② (千円)	売却益 ③=①-② (千円)	買換資産の取得額④ (千円)	圧縮基礎取得価格 ⑤ (①か④のいずれか少ない金額) (千円)	差益割合 ⑥=③/① (千円)	圧縮記帳限度額 ⑦=⑤×⑥×80/100 (千円)	
110,036	26,545	83,491	591,810	110,036	76%	66,793	17,032

適用隻数が 50 隻のため

17,032 (千円) × 50 隻 = 852 (百万円)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するための定性的な測定指標（特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、交付金による公共事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する）の実現状況の将来予測について、定性的に「本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される」とされているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設（国税41）（法人税：義） （地方税40）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置を創設する。 （特例措置の内容） 法人税の特例措置 （対象施設） 民間事業者が管理する以下の特定技術基準対象施設（※） ・外郭施設（護岸等） ・係留施設（岸壁、棧橋等） ・荷さばき施設（荷役機械） ・臨港交通施設（道路、橋梁） ・廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸） ※技術基準対象施設であって、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるもの（港湾法第56条の2の21）
3	担当部局	港湾局海岸・防災課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 首都直下型地震等の大規模地震が発生した場合には、コンビナートが立地する港湾において、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が液状化等により損壊し、緊急物資等を輸送する船舶の航行が困難となる等、航路機能が麻痺することが懸念される。 このため、民間事業者が管理する特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特例措置を創設することで、航路沿いの民有施設の耐震化を促進する。災害時も航路機能を維持し、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧を可能にすることで、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留める。</p> <p>《政策目的の根拠》 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日閣議決定） 2.（3）安全・安心の確保に向けた取組（抄） 「6）大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するために航路機能の確保等の地震・津波対策を推進するとともに、物流、産業、エネルギー</p>

			一供給拠点等の重要施設が隣接しているコンビナート港湾における地震・津波対策と関係者間の連携強化を推進する。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 1 9 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修を促進することにより、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られる。	
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26～28年度) 民間事業者により特定技術基準対象施設の維持管理が行われているところであるが、大規模地震に対する耐震性の確保については多額の資金が必要となることから、取組が十分に進んでいない状況にある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26～28年度) 本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～28年度) 本租税特別措置が新設されなかった場合には、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されず、民間事業者による港湾施設の耐震改修が促進されないため、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られず、緊急輸送等が困難となることから、市民生活や復旧活動に支障が生じることが懸念される。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26～28年度) 本租税特別措置によって、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧が可能となり、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留めることに寄与するものと見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間事業者による設備投資を促進するためには、対象者を特定しない税制措置による支援が効果的であり、政策目的を実現するために有効な手段であることから妥当性を有する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	港湾管理者が管理する航路沿いの護岸等に対し交付金により公共事業を実施しているが、当該事業は公共施設の整備への支援であり、民間事業者が管理する港湾施設を対象とした本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規要望	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/> ○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/> ※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			<input checked="" type="checkbox"/> ※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	<input checked="" type="checkbox"/> ※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/> ※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	<input checked="" type="checkbox"/> ※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			<input type="checkbox"/> ○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			<input type="checkbox"/> ○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			<input type="checkbox"/> ○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			<input type="checkbox"/> ○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（騒音防止工事未実施の住宅等（約 370 世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（住宅騒音防止工事実施件数及び教育施設等騒音防止工事実施件数）は、経済情勢等、他の要因の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（騒音防止工事未実施の住宅等（約 370 世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る）の実現状況について、住宅騒音防止工事及び教育施設等騒音防止工事の実施件数を用いて説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（騒音防止工事未実施の住宅等（約 370 世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る）の実現状況の

将来予測について、住宅騒音防止工事及び教育施設等騒音防止工事の実施件数の将来推計を用いて説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本特別措置の適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されておらず、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回の事前評価実施時（平成23年9月）における想定は、住宅騒音防止工事が平成23年見込み約1,890件、24年見込み約3,770件、25年見込み約3,730件、教育施設等騒音防止工事が平成23年度見込み約2件、24年度見込み約2件、25年度見込み約2件であった。これらの想定は当時の直近のデータ（対象世帯数、実施率）から推計したものであったが、当該空港において騒音防止工事助成の対象となる区域の縮小を行ったことから対象世帯が減少したため、評価書に記載している適用実績は、この想定と比較すると少ないものとなった。今回、区域縮小後の対象世帯数に基づき将来の想定を設定し直している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
騒音防止工事への助成は助成の対象者（住民）の意思に基づき申請を受けて実施されること、また、騒音防止工事によって設置された空調機の更新工事は1回目が設置の10年後、2回目がその10年後、3回目が更にその10年後に実施されるため、更新工事の件数は当該年度の10年前、20年前、30年前の騒音防止工事の実施状況によっても増減があることから、減収額及びその算定の基となる騒音防止工事の実施件数（＝適用件数）は、直近数年間の増加又は減少といった傾向がその後も継続的に現れるとは限らない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 - 過去の減収額の実績については、年間の騒音防止工事の工事費総額を助成額とみなし、これに税率を乗じることにより算出した。
 - 本特別措置の適用額等は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載されておらず、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 - 上記⑥と同じ理由から、減収額は直近数年間の増加又は減少といった傾向がその後も継続的に現れるとは限らない。
 - 将来の適用件数（騒音防止工事実施件数）については、助成を行う新関西国際空港（株）からのヒアリングによる実施見込件数とし、減収額については、直近3か年の1件当たり平均工事費を適用件数に乗じて年間の工事費総額を算出し、これに税率を乗じることにより推計した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大阪国際空港の運営権者が行う環境対策事業のための助成金（国庫補助金とみなす）の総収入金額不算入等の特例措置の拡充（国税29）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	<p>新関西国際空港株式会社（以下「新関空会社」という。）は、大阪国際空港において、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第5条及び第8条の2に規定する住宅等の騒音防止工事（以下「騒音防止工事」という。）の助成事業を実施しているところ。</p> <p>今般、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき、新関空会社から新たな運営権者（以下単に「運営権者」という。）に同空港の運営権が移管される予定である。これに伴い、現在新関空会社が行っている騒音防止工事の個人又は法人に対する助成事業は、運営権者に承継されることが想定されている。</p> <p>このため、新関空会社からの個人又は法人に対する騒音防止工事の助成金に係る特例措置と同様に、運営権者からの騒音防止工事の助成金について、所得税法上においては、国庫補助金等の総収入金額不算入の特例措置を、法人税法上においては、固定資産の帳簿価格を損金経理により減額する特例措置を、それぞれ要望する。（拡充）</p>
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課、近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>（所得税法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に騒防法に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公園（現成田国際空港株式会社）の補助金を追加。 ・平成24年度 国庫補助金等に新関空会社の補助金を追加。 <p>（法人税法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39年度 創設 ・昭和52年度 国庫補助金等に騒防法に基づく空港周辺整備機構又は新東京国際空港公園（現成田国際空港株式会社）の補助金を追加。 ・平成24年度 国庫補助金等に新関空会社の補助金を追加。
6	適用又は延長期間	<p>（所得税） 恒久措置（平成27年1月から適用）</p> <p>（法人税） 恒久措置（平成26年4月から適用）</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>空港の周辺における住宅及び教育施設等（学校・病院及び保育所等）に必要な騒音防止工事に対し助成の措置をとることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）</p> <p>（学校等の騒音防止工事の助成）</p> <p>第五条 特定飛行場の設置者は、地方公共団体その他の者が当該飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次の施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助</p>

		<p>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの <p>（住宅の騒音防止工事の助成）</p> <p>第八条の二 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に関し助成の措置をとるものとする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」</p> <p>施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>騒音防止工事未実施の住宅等（約370世帯）に対し航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減させるために必要な防音工事及び既に防音工事を実施した住宅等の静穏性を保持するための更新工事に関し助成の措置をとることで、関係住民の生活の安定を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>（大阪国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅騒音防止工事 平成25年から平成29年までの実施件数 約2,200件 ・教育施設等騒音防止工事 平成25年度から平成29年度までの実施件数 約10件 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>（大阪国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅騒音防止工事 平成22年： 1,068件（1,068者） 平成23年： 273件（273者） 平成24年： 187件（187者） 平成25年見込み： 約260件（260者） 平成26年見込み： 約310件（310者） 平成27年見込み： 約430件（430者） 平成28年見込み： 約560件（560者） 平成29年見込み： 約610件（610者） ・教育施設等騒音防止工事（学校、保育所、病院、診療所等） 平成22年度： 3件（3者） 平成23年度： 2件（2者） 平成24年度： なし 平成25年度見込み： 約2件（2者） 平成26年度見込み： 約2件（2者） 平成27年度見込み： 約2件（2者）

	<p>平成 28 年度見込み： 約 2 件（2 者） 平成 29 年度見込み： 約 2 件（2 者） ・見込み値の適用件数は関係者へのヒアリングによる推計値。 ・適用額は下記（②減収額）参照（適用額＝減収額）。</p> <p>空港周辺における騒音防止工事は毎年一定の実績があるため、本特例もこれに応じた一定の適用があり、想定外に僅少ではない。また、本特例の対象者は元来空港周辺における騒音防止工事に係る助成の対象者に限定されており、特定の者に偏りがあるというものではない。</p>
②： 減収額	<p>（大阪国際空港） ・住宅騒音防止工事 平成 22 年： 約 102 百万円（513 百万円×20%）※ 平成 23 年： 約 59 百万円（296 百万円×20%）※ 平成 24 年： 約 29 百万円（146 百万円×20%）※ 平成 25 年見込み： 約 33 百万円（166 百万円×20%）※ 平成 26 年見込み： 約 39 百万円（195 百万円×20%）※ 平成 27 年見込み： 約 53 百万円（266 百万円×20%）※ 平成 28 年見込み： 約 70 百万円（351 百万円×20%）※ 平成 29 年見込み： 約 76 百万円（381 百万円×20%）※</p> <p>※過去の実績額を基に推計した当該年の助成金の額に所得税率（20%）を乗じて推計</p> <p>・教育施設等騒音防止工事（学校、保育所、病院、診療所等） 平成 22 年度： 約 75 百万円（252 百万円×30%）※ 平成 23 年度： 約 61 百万円（204 百万円×30%）※ 平成 24 年度： 適用なし 平成 25 年度見込み： 約 51 百万円（182 百万円×28.05%）※ 平成 26 年度見込み： 約 51 百万円（182 百万円×28.05%）※ 平成 27 年度見込み： 約 46 百万円（182 百万円×25.5%）※ 平成 28 年度見込み： 約 46 百万円（182 百万円×25.5%）※ 平成 29 年度見込み： 約 46 百万円（182 百万円×25.5%）※</p> <p>※過去の実績額を基に推計した当該年度の助成金の額に法人税率（30%～25.5%）を乗じて推計</p>
③： 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 29 年度） 本特別措置により、騒音防止工事実施時の課税による資産の目減りを防ぐことができ、大阪国際空港周辺において平成 24 年に 187 件の住宅騒音防止工事が実施され、空港の周辺における関係住民の生活の安定に寄与した。</p> <p>大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 29 年度） 前回税制改正要望時に、住宅騒音防止工事の平成 24 年の実施件数を約 3,700 件、教育施設等騒音防止工事の平成 24 年度の実施件数を約 2 件と設</p>

		<p>定。実際には上記の実施件数となった。（目標値は当時における過去の実績件数により推計したものであったが、その後当該空港において騒音防止工事の助成の対象となる区域を縮小したため、実施件数が減少している。）</p> <p>大阪国際空港の周辺には未だ騒音対策が未実施の住宅や教育施設等があるほか、屋内環境基準を達成するため、引き続き、騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 に規定する助成制度及び当該税制の特例措置を講じ、騒音防止工事を着実に実施することで、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減し、住宅等の静穏性が保持されることで、関係住民の生活の安定が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 26 年度～平成 29 年度） 本特例措置による拡充が認められなければ、騒音防止工事の円滑な実施に支障が生じ、特定飛行場周辺の住宅等の静穏性を保持し、関係住民の生活の安定を図ることの実現が難しくなる。</p> <p>《租収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 24 年度～平成 29 年度） 本特例措置により住宅等の騒音防止工事を促進することにより、住宅等における航空機の騒音障害が解消され、生活の安定が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な住宅及び教育施設等の騒音防止工事に対し、助成の措置を行うことは、騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 の規定により、特定飛行場の設置者の責務として実施するものであり、これにより個人又は法人の所得が増えることに対し、本特例措置を行うことは、政策目標を達成するために必要な手段として効果的であり、租収減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>
9： 相当性	①： 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 の規定による助成の措置をとる一方で、本税を課税することは、騒音防止工事に係る助成の政策効果を減殺することになるので、騒音防止工事に係る助成金に対し、税制上の特例措置を課することが適当。</p>
	②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>騒音防止工事の助成金と税制の特例措置については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音防止工事：騒防法第 5 条及び第 8 条の 2 の規定により、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときに個人又は法人に対し、その費用を助成 ・税制特例措置：騒音防止工事に係る助成金の交付を受けた場合、総収入金額（所得税）又は益金（法人税）に算入され、税負担が生じてしまうため、税制の特例措置を講じることで、助成金に税負担がかからないようにし、騒音防止工事の助成金の政策効果が減殺されないようにする。 <p>という役割分担がなされており、この 2 つの措置が存在することで、騒音防止工事の円滑な実施が可能となり、政策目標の達成が可能となる。</p>
	③： 地方公共団体が協力する相当性	<p>航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減することは、空港周辺住民の生活の安定に寄与するものである。</p>

【国交36】

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 9 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/> ○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="radio"/> ※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	<input checked="" type="radio"/> ※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし		<input checked="" type="radio"/> ※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		<input checked="" type="radio"/> ※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	<input type="radio"/> ○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="radio"/> ○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/> ○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="radio"/> ○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（特定飛行場については飛行場周辺に残存する移転対象約 560 件の移転をできる限り促進する、成田国際空港については成田国際空港周辺に残存する移転対象約 300 件の移転をできる限り促進する）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（平成 25 年度から 27 年度までの移転件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（特定飛行場については飛行場周辺に残存する移転対象約 560 件の移転をできる限り促進する、成田国際空港については成田国際空港周辺に残存する移転対象約 300 件の移転をできる限り促進する）の実現状況について、「平成 22 年度から平成 24 年度までの間に、特定飛行場において 36 件、成田国際空港において 54 件の移転が実施された」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（特定飛行場については飛行場周辺に残存する移転対象約 560 件の移転をできる限り促進する、成田国際空港については成田国際空港周辺に残存する移転対象約 300 件の移転をできる限り促進する）の実現状況の将来予測について、定性的に「当該特例措置により、居住者の移転実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減することによつ

て、引き続き移転を促進する必要がある」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 適用額は、買取り証明書記載の契約額を用いて、「(契約額－取得費) × 特別措置適用による課税所得減少率 (20%) × 税率」により特別措置適用時の税額を推計し、通常の税額との差額を求めることにより算出した。なお、便宜上取得費は契約額の5%、所得税率は15%、法人税率は年度により28.05～30%とした。
 - 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 移転補償は住民からの申請を受けて実施するものであるため、過去の実績値から傾向を割り出して将来の推計値を予測することは困難であることから、平成26年度以降の予測値は、25年度の見込値が継続するものとして設定した。（平成25年度の見込値は現時点で把握している買取り証明書の発行見込件数である。）
 - 適用額の将来推計は、推計適用件数に直近3か年の1件当たり契約額を乗じた契約額（総額）を用いて、「(契約額－取得費) × 特別措置適用による課税所得減少率 (20%) × 税率」により特別措置適用時の税額を推計し、通常の税額との差額を求めることにより算出した。なお、便宜上取得費は契約額の5%、所得税率は15%、法人税率は年度により25.5～28.05%とした。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
 - 減収額は、買取り証明書記載の契約額を用いて、「(契約額－取得費) × 特別措置適用による課税所得減少率 (20%) × 税率」により特別措置適用時の税額を推計し、通常の税額との差額を求めることにより算出した。なお、便宜上取得費は契約額の5%、所得税率は15%、法人税率は年度により28.05～30%とした。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 減収額は適用額と同じであるため、⑥の補足説明のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長（国税30）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第9条第1項に規定する第2種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「特騒法」という。）第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等を当該区域外の土地等と買換え又は交換した場合の、譲渡所得の課税の特例措置（圧縮記帳等）の適用期限を延長する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部 首都圏空港課、環境・地域振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度 創設（6年間） 平成3年度 5年間延長 昭和50年度 5年間延長 平成8年度 5年間延長 昭和55年度 5年間延長 平成13年度 5年間延長 昭和60年度 5年間延長 平成18年度 5年間延長 平成元年度 1年間延長 平成23年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年8月1日法律第110号）（移転の補償等）</p> <p>第九条 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p> <p>②特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年4月20日法律第26号）（移転の補償等）</p> <p>第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建築物等」という。）の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>（特定飛行場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行場周辺に残存する移転対象約560件の移転をできる限り促進する。 <p>（成田国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成田国際空港周辺に残存する移転対象約300件の移転をできる限り促進する。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>（特定飛行場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から平成27年度までに約75件の移転を行う <p>（成田国際空港）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から平成27年度までに約60件の移転を行う <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、移転の際の税負担をできる限り軽減し、住民の移転を促進することにより、移転先における当該住民への航空機による騒音障害が解消され、生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、空港を運営していく上で地元住民に大きな負担をもたらす騒音問題が解消されることにより、空港の周辺地域との調和ある発展が図られる。</p>																			
		② 減収額	<p>【適用数及び適用者数（適用者数は括弧書き）】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>（特定飛行場）</td> <td>（成田国際空港）</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>21件（21）</td> <td>21件（21）</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5件（5）</td> <td>12件（12）</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>10件（10）</td> <td>21件（21）</td> </tr> <tr> <td>平成25年度見通し</td> <td>約25件（約25）</td> <td>約20件（約20）</td> </tr> <tr> <td>平成26年度見込み</td> <td>約25件（約25）</td> <td>約20件（約20）</td> </tr> <tr> <td>平成27年度見込み</td> <td>約25件（約25）</td> <td>約20件（約20）</td> </tr> </table> <p>移転補償により買取った土地であることを証明する証明書（買取り証明書）の実績件数に基づく。</p> <p>【適用額】</p> <p>下記②【減収額】を参照（税額控除額を記載するため、減収額と同額となる）</p> <p>なお、適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があり、初期の想定と比べ、想定外に僅少ではない。また、対象者は元来空港周辺における移転・買取り措置対象者に限定されており、特定の者に偏ったものではない。</p>		（特定飛行場）	（成田国際空港）	平成22年度	21件（21）	21件（21）	平成23年度	5件（5）	12件（12）	平成24年度	10件（10）	21件（21）	平成25年度見通し	約25件（約25）	約20件（約20）	平成26年度見込み	約25件（約25）	約20件（約20）	平成27年度見込み
	（特定飛行場）	（成田国際空港）																				
平成22年度	21件（21）	21件（21）																				
平成23年度	5件（5）	12件（12）																				
平成24年度	10件（10）	21件（21）																				
平成25年度見通し	約25件（約25）	約20件（約20）																				
平成26年度見込み	約25件（約25）	約20件（約20）																				
平成27年度見込み	約25件（約25）	約20件（約20）																				

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度） 平成22年度から平成24年度において、特定飛行場で36件、成田国際空港で54件の移転を実施。当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与してきている。</p> <p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）には、未だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、居住者の移転実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減することによって、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度） 前回税制改正要望時に、移転の達成目標を、平成22年度から平成24年度までの間に、特定飛行場において75件、成田国際空港において75件と設定。平成22年度から平成24年度までの間に、特定飛行場において36件、成田国際空港において54件の移転が実施された。（設定した目標値は過去の実績を基に推計したものであるが、実際の移転は、最終的に住民の意思に基づき、住民からの申請を受けて行われるものであることから、目標値を下回った結果となった。）</p> <p>第2種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）には、未だ移転対象となる居住者が残存しており、今後も航空機騒音による障害は大きいと考えられるため、当該特例措置により、居住者の移転実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減することによって、引き続き移転を促進する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年度～平成27年度） 空港周辺における騒音被害を解消するために移転を促進するには、移転の際に譲渡する土地建物等の譲渡所得に係る税負担による資産の目減りが移転の障害となり得ることから、本特例措置により、税負担をできる限り軽減することが有効である。</p> <p>特例措置の延長が認められなければ、第2種区域及び航空機騒音障害防止特別地区内の住民の移転の促進が困難となり、当該住民の生活の安定及び福祉の向上、空港と周辺地域との調和ある発展に多大な影響を与える。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成22年度～平成27年度） 航空機騒音障害区域からの移転については、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、移転の促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が移転を行う際には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生してしまうという問題があり、税負担を軽減する措置を何ら講じない場合には、税負担による資産の目減りを嫌う住民が、移転をためらうということが想定される。本特例措置は、移転の実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、</p>
----------------	---

			移転の促進のために非常に効果的であり、税収減を是認するような効果を有しているものであると言える。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国税である本税を課税しつつ、さらに国の補助金で課税額を補てんする仕組みは非効率であり、また、土地の買換え等を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であるため、税制上の特例措置によることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、企業活動等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（負債を早期かつ確実に返済する）の実現状況の将来予測について、定性的に「関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》及び《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
- 本租税特別措置の目標値及び達成時期は、コンセッション期間の終了時において、関空の整備に要した費用に係る債務が0になることである。
なお、コンセッション期間については、コンセッション契約（早ければ平成26年度中に締結予定）において確定される。
 - 測定指標については、貸借対照表における毎年度の負債の減少額という定量的な指標としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設（国税42）（法人税：義） （地方税41）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下「新関西会社」）が行う関西国際空港（以下「関空」）及び大阪国際空港（以下「伊丹」）に係る公共施設等運営権の設定に対する対価について、存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	関空・伊丹（以下「両空港」）に係る運営権の設定期間中
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> 関空を運営していた関西国際空港株式会社は、同空港の海上建設により多額の事業費を要したこと等の理由から約1.3兆円もの巨額の負債を抱え、4千メートル級の滑走路を2本有し、完全24時間運用という関空本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資を実行することが困難な状況となっていた。 こうしたことから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を目的として、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号。以下「経営統合法」）に基づき、新関西会社の下で、平成24年7月1日に関空と収益性に優れた伊丹との経営統合が行われた。 上記目的を達成するため、経営統合法では、両空港に係る公共施設等運営権の設定（以下「コンセッション」）を適時かつ適切な条件で実施することを新関西会社の責務として定めている。 このため、同社は、LCC（格安航空会社）の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等の取組を積極的に進めており、これにより両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッションを行うこととしている。

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>①関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>②日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）</p> <p>国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。</p> <p>○コンセッション方式の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。 <p>③社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。 ・関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値の増大を図り、早期の事業運営権売却（コンセッション契約）を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全24時間空港という本来の優位性を活かした
--	---

		<p>戦略的な経営や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>④国土交通省成長戦略会議報告書（平成22年5月17日）（抜粋）</p> <p>関空について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。</p> <p>具体的には、関空の事業価値に加え、伊丹（大阪国際空港）の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、持株会社の設立といった方式により両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。</p>
2	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 施策目標24 「航空交通ネットワークを強化する」 中包含
3	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッション（公共施設等運営権の設定）を行い、負債を早期かつ確実に返済する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>コンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済により、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計 新関空会社の中期経営計画（平成24年10月26日公表）では、早ければ平成26年度にも公共施設等運営権の設定を行うこととしており、これにより、運営権者が新関空会社に支払う対価について、適用されることが見込まれる。 <p>② 減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計 — ※コンセッション対価等が現時点で見通せないため、減収額は不明。 <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26～30年度）</p> <p>本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用が可能となり、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26～30年度）</p> <p>本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用が</p>

		<p>可能となることから、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～30年度)</p> <p>公共施設等運営権の設定に係る対価について、合理的な期間配分方法ではなく、一括で益金認識されることにより、設定当初時の法人税の課税額が多額に上ることが見込まれることから、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が難しくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26～30年度)</p> <p>本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>公共施設等運営権は、管理者(新関空会社)による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な支配・管理があること、 ・途中で残存事業期間分に相当する運営権対価の返還義務が生じること、 <p>という法的性質を有することから、運営権の対価についても、受取時に一括で益金認識するのではなく、存続期間にわたり合理的な期間配分方法により益金認識することが合理的であり妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。</p> <p>一方、本措置は多額の債務の早期かつ確実な返済を目的とするものであるため、役割分担がなされている。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（新関西国際空港株式会社（以下「新関西会社」という。）及び関西国際空港土地保有株式会社（以下「関西土地保有会社」という。）については、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現、中部国際空港株式会社（以下「中部会社」という。）については、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための定性的な測定指標（貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある（中部会社のみ）。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること）は、企業活動等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（新関西会社及び関西土地保有会社については、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現、中部会社については、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）の実

現状について、定性的に「新開空会社及び開空土地保有会社については、本特例措置により、開空の整備に要した費用に係る債務等の早期かつ確実な返済が図られる。中部会社については、本特例措置により、会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における収税減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により、開空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることが見込まれる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（新開空会社及び開空土地保有会社のみ）。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標（財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保しており、今後も引き続き安定的な運営の確保が見込まれる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある（中部会社のみ）。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

前回要望時の目標は「関西国際空港及び大阪国際空港の運営を行う新開空会社及び土地保有会社の負担を軽減し、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現する」としたところであり、両社の負担軽減、両空港の事業価値増大は一定程度図られているが、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現を図るため、本租税特別措置を引き続き実施する合理性がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③＜租税特別措置等による達成目標に係る測定指標＞欄への補足説明）

新開空会社及び開空土地保有会社については、測定指標は、貸借対照表における毎年度の負債の減少額という定量的な指標としている。

⑪ 収税減是認の効果の実績確認（評価書中8③＜収税減を是認するような効果の有無＞欄への補足説明）

本租税特別措置に係る「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」の8②「減収額」欄で示した減収額によって、達成目標（新開空会社及び開空土地保有会社については、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現、中部会社については、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）の実現が一定程度図られているところ。

⑫ 収税減是認の効果の将来見込み（評価書中8③＜収税減を是認するような効果の有無＞欄への補足説明）

本租税特別措置に係る「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」の8②「減収額」欄で示した減収見込額によって、達成目標（新開空会社及び開空土地保有会社については、債務の早期かつ確実な返済及びコンセッションの早期の実現、中部会社については、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）の実現が図られる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものであり、本租税特別措置等は、税負担を低減することによって、より直接的に政策目的（開空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化を図る）の実現を支援するものであることから、政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長(地方税33)(法人事業税:義)
2	要望の内容	<p>新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」)、関西国際空港土地保有株式会社(以下「関空土地保有会社」)及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)に係る事業税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新関空会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・関空土地保有会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・中部会社:事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3を控除する。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成16年度:創設</p> <p>平成21年度:特例措置の延長(5年間)</p> <p>平成24年度:新関空会社及び関空土地保有会社の拡充</p>
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>◎新関空会社及び関空土地保有会社、◎中部国際空港株式会社</p> <p>関西国際空港(以下「関空」)及び中部国際空港(以下「中部空港」)は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。</p> <p>関空、中部空港の設置・管理・運用を行う新関空会社、関空土地保有会社、中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することを目的とする。</p> <p>さらに関空については、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、関空の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、可能な限り速やかに(早ければ平成26年度にも)コンセッションを行うこととなっており、本特例措置により、コンセッションの円滑な実施が可能となる。</p>

《政策目的の根拠》

◎新関空会社及び関空土地保有会社

① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港(以下「両空港」という。)の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。)の規定により両空港に係る特定事業(民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港(以下「国際拠点空港」という。)としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

② 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。

○コンセッション方式の対象拡大

- ・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度(いわゆる「コンセッション」)の導入を推進する。

③ 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)(抜粋)

- ・関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。

- ・関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値増大を図り、早期の事業運営権売却(コンセッション契約)を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全24時間空港という本来の優位性を活かした戦略的な経営

		<p>や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>①中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)(抄)(目的)</p> <p>第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。</p> <p>(中部国際空港)</p> <p>第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。</p> <p>②社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部空港においては、旅客の利便性向上など国内線の利用促進のための取組を行う等、国内路線就航のための環境整備を図る。 ・中部空港については、将来の完全24時間化という課題を見据え、国内空港で唯一超大型貨物のシー&エア輸送に対応可能な施設などの既存ストックの有効活用等による一層の需要拡大に向けた取組を進める。
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」</p> <p>施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>◎新関西会社及び関西空港保有会社</p> <p>本特例措置により、関西の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図る。さらに、債務の早期かつ確実な返済による関西の国際拠点空港としての再生・強化を図るため、コンセッションを早期に実現する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>◎新関西会社及び関西空港保有会社</p> <p>本特例措置により、関西の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られ、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する。さらに、本特例措置により、新関西会社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。</p>

		<p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与し、もって航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与する。</p>																																			
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>◎新関西会社及び関西空港保有会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用実績 平成21年度～平成23年度:各年度3件 (関西会社:大阪府・東京都、関西国際空港用地造成(株):大阪府) 平成24年度:各年度4件 (新関西会社:大阪府・兵庫県・東京都、関西空港保有会社:大阪府) ・将来推計 現在の組織体系がそのまま移行すると仮定して:各年度4件 <p>◎中部会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用実績 平成21年度～平成24年度:各年度2件 (愛知県・東京都) ・将来推計 現在の組織体系がそのまま移行すると仮定して:各年度2件 																																			
	② 減収額	<p>◎新関西会社及び関西空港保有会社</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西会社(～H24.6)</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>548</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>関西空港保有会社(H24.7～)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>新関西会社(H24.7～)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>464</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計 現在の資本金等の額がそのまま移行すると仮定して 平成25年度～平成27年度:各年度1,012百万円 <p>◎中部会社</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・将来推計 現在の資本金等の額がそのまま移行すると仮定して 平成25年度～平成27年度:各年度115百万円 	会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	関西会社(～H24.6)	548	548	548	548	関西空港保有会社(H24.7～)					関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)	1	1	1	0	新関西会社(H24.7～)	—	—	—	464	会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	中部会社	115	115	115	115
会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																	
関西会社(～H24.6)	548	548	548	548																																	
関西空港保有会社(H24.7～)																																					
関西国際空港用地造成株式会社(～H24.6)	1	1	1	0																																	
新関西会社(H24.7～)	—	—	—	464																																	
会社名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																	
中部会社	115	115	115	115																																	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21～28年度)</p> <p>◎新関西会社及び関西空港保有会社</p> <p>本特例措置により、関西の整備に要した費用に係る債務等の早期かつ確実な</p>																																			

	<p>返済が図られ、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することが見込まれる。さらに、本特例措置により、新関西空社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資することが見込まれる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により、会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与しており、今後も引き続き、会社の財務体質の健全化、安定的な運営に寄与し、さらに航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与していく。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～28年度)</p> <p>◎新関西空社及び関西土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることが見込まれる。さらに、本特例措置により、新関西空社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資することが見込まれる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により、中部会社において適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保しており、今後も引き続き安定的な運営の確保が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～28年度)</p> <p>◎新関西空社及び関西土地保有会社</p> <p>本特例措置が新設されなかった場合、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が困難となる。さらに、新関西空社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが困難となり、コンセッションの早期実現への影響が懸念される。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部会社に過大な負担が発生することで、会社の財務体質の健全化、安定的な運営が難しくなる。</p> <p>《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21～28年度)</p> <p>◎新関西空社及び関西土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られるとともに、コンセッションの早期実現が図られることにより、関空の国際拠点空港としての再生・強化及び両空港の適切な活用を通じた関西にお</p>
--	--

		<p>る航空輸送需要の拡大が図られ、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれる。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与し、もって航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の国際競争力の強化等に寄与するという効果が見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>◎新関西空社及び関西土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、本特例措置により、新関西空社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現に資する。よって、本特例措置は妥当である。</p> <p>◎中部会社</p> <p>中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。</p> <p>このため、本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化が図られ、中部空港の整備・運営を円滑に行えるものとなる。</p> <p>よって、本特例措置は妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。</p> <p>一方、本特例措置は多額の債務の早期かつ確実な返済を期するための支援をするものであるため、役割分担がなされている。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>◎新関西空社及び関西土地保有会社</p> <p>本特例措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。さらに、新関西空社は、LCC(格安航空会社)の拠点化等による旅客ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等、両空港の事業価値増大のための取組を積極的に行うことが可能となり、コンセッションの早期実現が図られる。</p> <p>これにより、関空の国際拠点空港としての再生・強化及び両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p>◎中部会社</p> <p>本特例措置により、中部会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、中部圏における航空輸送需要の拡大が図られ、中部圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月(新関西空社及び関西土地保有会社)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成24年度の沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客1人当たりの平均滞在日数及び観光客1人当たりの県内消費額を記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

■平成24年度税制改正要望時の達成目標

平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000万円、平均滞在日数4.28日の達成。

（次期法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%（対平成22年度実績比）を目指すものとして、算出されたもの。

・入域観光客数：1,000万人、観光収入：1兆円、1人当たりの観光消費額：10万円、平均滞在日数：4.78日

■平成24年度の実績（沖縄県統計資料）

- ・入域観光客数：592万人（うち外国人観光客数：38万人）
- ・観光収入：3,997億円
- ・観光客1人当たりの平均滞在日数：3.75日
- ・観光客1人当たりの県内消費額：67,459円

上記目標の達成がなされていない主な理由として、海外旅行地との競合や夏場の繁忙期に來襲した台風、尖閣諸島関連の影響等により伸び悩んでいるものと考えられる。

沖縄県において観光産業は県外受取の約2割を占める基幹産業であるところ、県内の観光関連事業者の約9割は中小企業であるため、観光事業に対する設備投資を行うことが難しいのが現状。

本制度の課税特例措置における要件緩和により、中小観光関連産業にも設備投資によるインセンティブを付与し、小規模であっても沖縄観光の魅力を向上させる自然・文化体験型観光関連施設、ボトム期の底上げも期待される温泉保養施設等の新設・増設を促すことにより、社会情勢や気象変化といった外的要因の影響があったとしても、上記目標の達成に寄与する産業体制を構築できるものと考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

《地方税（法人住民税）の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：582千円

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：附則第23、292

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定では、1年間に5施設の新設・増設を見込んでいた。

平成24年度に公布施行された沖縄振興特別措置法により創設された本地域制度は、制度運用から間もなく、沖縄県内の観光関連事業者にとって課税特例措置の適用の要件が厳しいものとなっているため、適用実績が少ない状況となっているが、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

《法人税の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：3,364千円

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：42の9、68の13

《地方税（法人住民税）の適用実績》

上述④記載のとおり。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本地域制度に係る法人税の課税特例措置は、減価償却資産の取得価額が5,000万円超の規模の事業につき、事業年度の法人税額から当該減価償却資産の取得価額に規定の控除率を乗じて算出した金額の合計額を控除するもの。（租税特別措置法第42条の9及び同法第68条の13を参照。）

よって、法人税の減収額が本地域制度における国税の課税特例適用額となるものである。

なお、今般の税制改正要望については、事項要求とした上で、要望内容の詳細は今後検討していくこととしているため、現時点において要望事項として決定している法人税及び法人住民税のみ減収額の算定をすることとした。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成10～24年度における国税（法人税）・地方税（法人住民税）の減収額は下記のとおり。

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
法人税	0千円	0千円	0千円	5,260千円	161,385千円
法人住民税	0千円	0千円	0千円	910千円	27,920千円

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法人税	2,518千円	0千円	0千円	0千円	0千円
法人住民税	436千円	0千円	0千円	0千円	0千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法人税	0千円	0千円	0千円	3,364千円	0千円
法人住民税	0千円	0千円	0千円	582千円	0千円

（沖縄県による企業アンケート調査、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」より）

【国交40】

同期間中に、入域観光客数は422万人から592万人へ、観光収入は3,527億円から3,997億円へ、観光客1人当たりの平均滞在日数は3.76日から3.75日へ、観光消費額は83,578円から67,459円へ増加しており、沖縄県の観光振興は一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度5百万円程度の減収額が見込まれるものの、課税特例措置により、平成33年度までに入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、観光客1人当たりの平均滞在日数5日、観光消費額100,000円が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄振興一括交付金によっても企業による設備投資を促すことは可能であるが、補助金等に見られるような、自己資金による設備投資ではないことに起因する過剰投資や無駄使い等のモラルハザードが生じる可能性があるという側面もある。

課税特例措置を設けることにより、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うような企業に支援対象を限定することができるため、上記のようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、ひいては沖縄県における民間主導の自律的経済の構築に資することができると思われる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充 (国税56)(法人税:義)(地方税50)(法人住民税:義,法人事業税:義)
2	要望の内容	【特例措置の内容】 (1) 国税 ○観光地形成促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される予定の設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。 ※機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物の下限取得価額を5,000万円から1,000万円に引き下げる。 ○対象施設要件 ・対象施設の床面積等に係る要件を緩和。 (1)建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2)構築物に係る取得価額の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2) 地方税 ○観光地形成促進地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税(法人税割)についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	観光庁 観光地域振興部観光地域振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度の創設
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(沖縄振興計画)</p> <p>第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>二 産業の振興に関する事項</p> <p>第三章 産業振興のための特別措置</p> <p>(観光振興計画の作成等)</p> <p>第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>
--	---

	<p>2 (略)</p> <p>■沖縄振興基本方針 (抄)</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一體的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>・政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標20 観光立国を推進する に包含</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成28年度の沖縄県における入域観光客数800万人(うち外国人客数120万人)、観光収入7,500億円、観光客一人当たりの平均滞在日数4.73日、観光客一人当たりの県内消費額93,750円</p> <p>※沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定する「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進するための計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」にて掲げられている平成28年度までの目標値。</p> <p>なお、沖縄県においては、沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)にて、上記指標における5年後、10年後の達成目標を示しており、指標ごとに各年度における増減及びその要因を分析し、沖縄県の統計資料において公表している。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数、観光客一人当たりの県内消費額の増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>観光産業の振興が図られ、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加により、沖縄県の自立型経済の発展に寄与する。</p>
--	--

8	有効性等	①: 適用数等	<p>■平成 22 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p> <p>■平成 23 年度 法人税 適用件数:2 件 適用者数:0 者 適用額:3,364 千円(※) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 23 年度)」による把握</p> <p>■平成 24 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p>
		②: 減収額	<p>■法人税の減収見込額</p> <p>①平成 10 年度から平成 24 年度(15 年)までに新增設された特定民間観光関連施設は 43 施設あり、以下の算定により、年間で約 3 施設増加する見込み。 43 件÷15 年≒3 施設 (年間約 3 施設増加すると考える。)</p> <p>②平成 22 年度から平成 24 年度までの法人税控除適用実績は、適用施設数 2 施設、適用額 3,364 千円である。よって、以下の算定により、1 施設につき 1,682 千円の法人税控除の適用があると考え。 3,364 千円÷2 施設=1,682 千円 ※適用施設数・適用額の内訳 適用施設数:2 施設 適用額:3,364 千円</p> <p>③以下の算定により、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける平年度の減収額は 5,046 千円。 1,682 千円×3 施設=5,046 千円</p> <p>■地方税の減収見込額 ・法人住民税 以下の算定により、法人住民税の減収額は 873 千円。 法人税減収見込額 5,046 千円×税率 17.3%=873 千円</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度) 平成 24 年度の実績(沖縄県統計資料) ・入域観光客数:592 万人 (うち外国人観光客数:38 万人) ・観光収入:3,997 億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数:3.75 日 ・観光客一人当たりの県内消費額:67,459 円</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度) 東日本大震災の影響により落ち込んでいた入域観光客数及び観光収入について、平成 24 年度は、対前年度比で入域観光客が約 40 万人増加、観光収入が約 214 億円増加したものの、海外観光地との競合や夏場の繁忙期に襲った台風、尖閣諸島関連の影響等もあり、伸び悩んでいるところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)及び沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において目指す沖縄の自立型経済の発展等に支障が生ずる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度) 地域の特色を活かすような観光関連施設等が増加し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加が見込まれる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	沖縄の魅力を高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	観光関連施設の設置が促進されることにより、当該地域の魅力が向上し、国内外からの誘客が促進され、地方公共団体の活性化にもつながる。
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月に事前評価を行っている。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定には馴染まない」として設定していないところ、仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えらえる。

なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって用地取得が可能となるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

むつ小川原開発は、経済の高度成長が進行する中、過密・過疎問題に対処し、大都市に集中した工業を分散立地に変えること等を狙いとして、「新全国総合開発計画」（昭和44年）に掲げられた遠隔地大規模工業基地の一つであり、昭和47年に青森県が「むつ小川原開発計画」を策定し、その後の見直しにより現行計画である「新むつ小川原開発基本計画」（平成19年5月策定）において、公有地を含めた用地の利用計画として「むつ小川原開発地区約5,180ヘクタールの土地利用区分については、用地条件、自然環境等を勘案し、研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開、さらには新たな生活環境の整備のための用地として約3,290ヘクタール、港湾、道路などに供する公共用地として約210ヘクタール、環境保全などのための緑地として約1,680ヘクタールを見込む」とされている。

これまで取得された用地には、国家石油備蓄基地（268ヘクタール）、核燃料サイクル施設（799ヘクタール）、国際核融合エネルギー研究センター（11ヘクタール）等の大規模なエネルギー関連施設が立地しており、今後も新たな施設の立地も望まれるところである。

他方で、22.4ヘクタール（88筆）の未取得民有地が虫食い状態として存している（新むつ小川原株式会社からの聞き取りによる）。これらの民有地が大規模な土地利用が可能というむつ小川原開発地区の特性を阻害し、同基本計画の遂行に支障が生じると考えられることから、引き続き本特例措置が必要と考えている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

分析対象期間である平成22～24年度においては、新たに用地を取得する案件がなかったため、本特例措置の適用実績はない。なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

分析対象期間である平成22～24年度においては、新たに用地を取得する案件がなかったため、本特例措置の適用実績はない。なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

分析対象期間内において適用実績がないことから、この期間に限定した効果を数値化し検証することができないものの、②の補足説明にも記載のとおり、青森県が策定した新むつ小川原開発計画に基づき、これまで取得された用地には国家石油備蓄基地、核燃料サイクル施設、国際核融合エネ

ルギー研究センターなどのエネルギー関連施設が立地し、我が国のエネルギー政策や国際的な科学技術研究に貢献している。

また、株式会社トヨタフローリテック（大規模花卉温室工場）やOLED青森株式会社（有機EL照明）等が立地し、地域産業の発展にも貢献している。さらに、現在計77基の風車（総出力115,500キロワット）が設置され、今後国内最大の大規模太陽光発電所（総出力115,000キロワット）の建設が予定されている。

なお、これらエネルギー関連施設を地元自治体である六ヶ所村では「次世代エネルギーパーク」（平成22年5月開設）として展開しており、実際に国民が次世代エネルギーを目で見て触れる機会を増やすことを通じて、次世代エネルギーに対する理解の促進を図っている。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

むつ小川原開発については、平成19年6月22日閣議口頭了解において、その推進体制として、国土交通省、青森県、六ヶ所村、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人日本経済団体連合会及び新むつ小川原株式会社により設置された「むつ小川原開発推進協議会」を中心に、必要な検討・調整を進めていくものとされており、推進に当たっては、「むつ小川原開発の重要性にかんがみ、関係各府省は、～（中略）～地域の主体的取組への支援を含めた国として推進すべき措置を講ずるものとする」とされているところである。

地域の主体的取組として、地元自治体である青森県は立地する企業に対して「青森県むつ小川原工業基地企業立地促進費補助金」により産業立地の促進を図っており、また六ヶ所村も立地企業に対し、固定資産税を5年間にわたり免除している。

これに対し国として推進すべき措置として、土地の一体的確保、造成、分譲を円滑に実施するため、本租税特別措置等により土地保有者に対して土地譲渡のインセンティブを与え、原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金により立地企業に対してインセンティブを与えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令に定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する一定の事業のため、個人又は法人の有する土地等が、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人に買い取られる場合の譲渡所得について、1,500万円を限度として特別控除するものである。
	担当部局	国土政策局 広域地方政策課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 48 年度 制度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発計画に基づく工業用地等を造成し、産業立地の促進を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新全国総合開発計画(昭和 44 年 5 月 30 日閣議決定) 第二部 地方別総合開発の基本構想 第3 東北地方開発の基本構想 3 主要開発事業の構想 小川原工業港の建設等の総合的な産業基盤の整備により、陸奥湾、小川原湖周辺ならびに八戸、久慈一帯に巨大臨海コンビナートの形成を図る。</p> <p>○国土形成計画(全国計画)(平成 20 年 7 月 4 日閣議決定) 第2章 産業に関する基本的な施策 第2節 地域を支える活力ある産業・雇用の創出 (1)魅力ある産業立地環境の整備 なお、我が国にとって重要な施設であるエネルギー関連施設が立地する苫小牧東部及びむつ小川原地域については、これまでの検討を踏まえ、貴重な空間として我が国の発展に活用すべく開発を推進する。</p> <p>○むつ小川原開発について(平成 19 年 6 月 22 日閣議口頭了解) 別添むつ小川原総合開発会議(関係省庁会議)申し合わせ 1. 開発の推進 むつ小川原開発については、関係各府省において新むつ小川原開発基本計画(平成 19 年 5 月 14 日青森県策定)を参酌しつつ、その推進のための所用の措置を講ずることとする。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	国土交通省 政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 37 総合的な国土形成を推進する
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 『7必要性等①政策目的及びその根拠《政策目的の根拠》』に示す地域開発計画に基づく工業用地等の造成のため、開発用地等の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 開発に伴う用地の取得は、進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定に馴染まないものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を適用することで、個人又は法人の税負担の軽減が確保され、円滑に用地取得を進めることにより産業の立地・展開が図られ、当該地域の開発推進に寄与している。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 適用件数(実績)(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 分析対象期間において、本特例措置の適用対象となる用地取得案件は無かったことから、実績はない。</p> <p>② 減収額 減収額(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) -</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) - 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) - 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本租税特別措置により円滑に開発用地を取得することで既存立地企業の規模拡大による生産性の向上や、新たな産業立地による生産及び雇用の増大が期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発推進のため、用地取得に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、土地所有者に対して土地を売却するインセンティブを付与するものである。他の手段と比較した場合、補助金は、個人の資産形成に資するものには馴染まないことから本措置の方が妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 造成後の工業用地を取得する企業に対し、1 平方メートル当たり 2,500 円を補助することにより、産業立地の促進を図っている。(原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 -</p>

10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減 2.75%）は、他の租税特別措置に係る制度にも設定されていることから、他の要因の効果の影響の大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）

「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〔地震〕○実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする

○実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

（以下、「国土交通省重点政策」抜粋。）

【II. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速
 - インフラの復旧・整備
2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立
 - 緊急輸送道路の再構築・強化等
3. 国際競争力強化などによる経済の活性化
 - 三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化
4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現
 - 地域経済を支えるインフラの整備

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要な用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

・租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

【国交42】

- 本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「公共事業用資産の買取り等の証明書」を発行した件数、土地の補償額、建物等の補償額等を調査し、その数値から適用件数を把握している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。
- 本租税特別措置の適用に関しては、地権者（譲渡者）において「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」と「収用換地等の場合の所得の特別控除」とを選択的に適用できるとされており、事業施行者は地権者が代替資産を取得するかを把握しておらず、また、地権者が最終的にどちらの措置を選択するかは把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、土地の上に対価補償となり得る資産が存する地権者は代替資産を求め、当該特例を選択し、土地のみの地権者は代替地を求めないため「収用換地等の場合の所得の特別控除」を選択するものと仮定し、推計を行っている。

《適用件数の振り分けについて》

H21・・・総適用件数 5,374 件

建物等が存する件数 3,503 件 → 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 1,871 件 → 「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

H22・・・総適用件数 4,846 件

建物等が存する件数 1,641 件 → 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 3,205 件 → 「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

H23・・・総適用件数 4,097 件

建物等が存する件数 1,694 件 → 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 2,403 件 → 「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

- 損金算入額の算定については、事業施行者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額とみなして算出している。

ア 建物等の減価償却相当額

建物等の補償額は、補償対象物件の新築時からの経過年数に応じた減価を行った額で補償されることになるため、減価償却相当額を補填した上で、代替資産を取得すると仮定し、住宅寿命に関する研究論文及び財務省令耐用年数表から算出した係数 1.18 を補償額に乗じて代替資産の取得額としている。

イ 代替資産の取得額

H21・・・116,391 百万円（補償額） × 1.18（減価償却相当分） = 137,341 百万円

H22・・・39,435 百万円（補償額） × 1.18（減価償却相当分） = 46,533 百万円

H23・・・37,350 百万円（補償額） × 1.18（減価償却相当分） = 44,073 百万円

ウ 損金算入額

H21・・・137,341 百万円 - 116,391 百万円 = 20,951 百万円

H22・・・46,533 百万円 - 39,435 百万円 = 7,099 百万円

H23・・・44,073 百万円 - 37,350 百万円 = 6,723 百万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、平成 21 年度の件数が突出して多いが、22 年度と 23 年度の件数がほぼ同数であり、想定外に僅少な件数とは考えていない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成 21 年度～23 年度の減収額の平均値として、1 年間に約 3,477 百万円の減収額が発生しているが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における 1 年間の全ての用地買収の結果発生すると考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産又は権利について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、法人が補償金を取得し、その補償金等により代替資産の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課、都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率※の縮減 2.75%(平成24~28年度の目標値) ※用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業実施者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等 【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】 H21年度 3,503件 H22年度 1,641件 H23年度 1,694件 【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】 H21年度 20,951百万円 H22年度 7,099百万円 H23年度 6,723百万円 (推計方法:件数) 本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で件数を算出している。 (推計方法:損金算入額) 損金算入額の算出に当たっては、事業実施者は土地所有者等の代替資産取得の実態、譲渡資産の帳簿価額等を把握していないため、建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得すると想定し、代替資産の取得額から補償額を差し引いた額を損金算入額としている。
		② 減収額 【減収額(国土交通省調べ(推計))】 H21 6,285百万円 H22 2,130百万円 H23 2,017百万円 (推計方法) 建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、損金算入額×税率30%の減収があったものとして算出している。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年) 平成23年度末において、935.2千㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。 ----- 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業実施者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国

		の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

減収額等の試算(代替資産)

1. 推計方法

本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、当該特例を適用すると想定した上で算出している。

2. 計算方法

建物等の補償費がある件数について、圧縮限度額まで損金経理を行うと想定し、圧縮限度額×税率30%の減収があったものとして算出している。

3. 減税額等

	代替資産			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	3,503	1,641	1,694	6,838
損金算入額(百万円)	20,951	7,099	6,723	34,773
減税額(百万円)	6,285	2,130	2,017	10,432
面積(m ²)	2,214,469	5,572,145	1,565,648	9,352,262

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減 2.75%）は、他の租税特別措置に係る制度にも設定されていることから、他の要因の効果の影響の大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成 21 年度 2 件、22 年度 14 件、23 年度 11 件」と把握されているが、本租税特別措置等が想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
 「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〔地震〕○実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする

○実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

（以下、「国土交通省重点政策」抜粋。）

【II. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速
 - インフラの復旧・整備
2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立
 - 緊急輸送道路の再構築・強化等
3. 国際競争力強化などによる経済の活性化
 - 三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化
4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現
 - 地域経済を支えるインフラの整備

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要な用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

用地あい路率～用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

・ 租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されてい

【国交43】

るため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

・ 本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「公共事業用資産の買取り等の証明書」を発行した件数、土地の補償額等を調査し、その調査結果をもって適用件数を把握している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。

- ・ 損金算入額は、交換によって渡す土地の譲渡価格とした。
 (H21) 43,160,831＝ 43 百万円
 (H22) 1,322,393,931＝1,322 百万円
 (H23) 149,655,062＝ 150 百万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、平成21年度の件数が若干少ないが、おおむね10件前後の適用件数となっており、想定外に僅少な件数とは考えていない。適用に関する偏りについては、当該特例が公共事業のための土地等を譲渡した者に対して適用されるものであり、特定の者や業種に適用される制度ではなく、適用実態としても偏りは無い。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成21年度～23年度の減収額の平均値として、1年間に約152百万円の減収額が発生するが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における1年間の全ての用地買収の結果発生したと考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、金銭補償に代えて収用等された資産と同種の資産を取得した場合に、圧縮限度額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局住宅総合整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 2件 H22年度 14件 H23年度 11件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 43百万円 H22年度 1,322百万円 H23年度 150百万円 (推計方法:損金算入額) 法人等が取得する収用等された資産と同種の資産の価格を損金算入額とした。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 13百万円 H22年度 397百万円 H23年度 45百万円 (推計方法) 損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年) 平成23年度末において、10,724㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <p>-----</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年～23年) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解		<p>—</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>

減収額等の試算(交換処分等)

1. 計算方法

法人等が取得する取用等された資産と同種の資産の価格を損金算入額とし、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出

2. 減税額等

	代替資産			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	2	14	11	27
損金算入額(百万円)	43	1,322	150	1,515
減税額(百万円)	13	397	45	455
面積(m ²)	1,476	6,123	3,125	10,724

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減）は、他の租税特別措置に係る制度にも設定されていることから、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 「国土交通省政策評価基本計画」のほか、「社会資本整備重点計画法」（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置づけられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。
 （以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

〔地震〕○ 実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○ 実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする

○ 実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○ 実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

（以下、「国土交通省重点政策」抜粋）

【Ⅱ. 分野別施策】

- 東日本大震災からの復興加速
 - インフラの復旧・整備
- 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立
 - 緊急輸送道路の再構築・強化等
- 国際競争力強化などによる経済の活性化
 - 三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化
- 地域の活性化と豊かな暮らしの実現
 - 地域経済を支えるインフラの整備

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（平成23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要な用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

※用地あい路率～用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

【国交44】

本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「公共事業用資産の買取り等の証明書」を発行した件数、土地の補償額、建物等の補償額等を調査し、その数値から適用件数を把握している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。

本租税特別措置の適用に関しては、地権者（譲渡者）において「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」と「収用換地等の場合の所得の特別控除」とを選択的に適用できるとされており、事業施行者は地権者が代替資産を取得するかを把握しておらず、また、地権者が最終的にどちらの措置を選択するかは把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、土地の上に対価補償となりうる資産が存する地権者は代替資産を求め、「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を選択し、土地のみの地権者は代替地を求めないため当該特例を選択するものと仮定し、推計を行っている。

《適用件数の振り分けについて》

H21・・・総適用件数 5,374 件

建物等が存する件数 3,503 件→「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 1,871 件→「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

H22・・・総適用件数 4,846 件

建物等が存する件数 1,641 件→「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 3,205 件→「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

H23・・・総適用件数 4,097 件

建物等が存する件数 1,694 件→「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」を適用したと判断

土地取得のみの件数 2,403 件 →「収用換地等の場合の所得の特別控除」を適用したと判断

損金算入額の算定については、譲渡価格から譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を控除して算出する必要があるが、事業施行者は地権者の譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用はないものと仮定し推計を行った。

① 譲渡金額5,000万円以下の補償事案については、平均補償金額から譲渡直前の帳簿価格（5%）を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。

(H21：1号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

7,092,589 - 354,629 = 6,737,960

補償件数 × 平均譲渡所得

79 × 6,737,960 = 532 百万円

(H21：2号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

6,823,669 - 341,183 = 6,482,486

補償件数 × 平均譲渡所得

1,519 × 6,482,486 = 9,847 百万円

(H21：5号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

7,403,178 - 370,158 = 7,033,020

補償件数 × 平均譲渡所得

126 × 7,033,020 = 886 百万円

(H22：1号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

8,144,116 - 407,205 = 7,736,911

補償件数 × 平均譲渡所得

399 × 7,736,911 = 3,087 百万円

(H22：2号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

6,020,312 - 301,015 = 5,719,297

補償件数 × 平均譲渡所得

2,160 × 5,719,297 = 12,354 百万円

(H22：5号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

1,806,417 - 90,320 = 1,716,097

補償件数 × 平均譲渡所得

269 × 1,716,097 = 462 百万円

(H23：1号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

6,009,982 - 300,499 = 5,709,483

補償件数 × 平均譲渡所得

121 × 5,709,483 = 691 百万円

(H23：2号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

5,521,706 - 276,085 = 5,245,621

補償件数 × 平均譲渡所得

1,878 × 5,245,621 = 9,851 百万円

(H23：5号)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

5,012,764 - 250,638 = 4,762,126

補償件数 × 平均譲渡所得

95 × 4,762,126 = 452 百万円

② 譲渡金額5,000万円を超える補償事案のものは、満額の5,000万円を損金算入額とした。

(H21：1～3号合計)・・・147 (補償件数) × 50,000,000 = 7,350 百万円

(H22：1～3号合計)・・・377 (補償件数) × 50,000,000 = 18,850 百万円

(H23：1～3号合計)・・・309 (補償件数) × 50,000,000 = 15,450 百万円

③ 総計

H21・・・532百万円 + 9,847百万円 +886百万円 +7,350百万円=18,615百万円
 H22・・・3,087百万円+12,354百万円+462百万円+18,850百万円=34,753百万円
 H23・・・691百万円+9,851百万円+452百万円+15,450百万円=26,444百万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、平成22年度の件数が若干多いが、おおむね2,000件～3,000件での推移となっており、想定外に僅少な件数とは考えていない。適用に関する偏りについては、当該特例が公共事業のための土地等を譲渡した者に対して適用されるものであり、特定の者や業種に適用される制度ではなく、適用実態としても偏りはない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成21年度～23年度の減収額の平均値として、1年間に約7,981百万円の減収額が発生するが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における1年間の全ての用地買収の結果発生すると考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買い取り等がなされ、その譲渡が事業施行者等から最初に取り等の申出があった日から6か月以内に行われている場合など一定の要件を満たす場合に、その資産の譲渡所得等から5,000万円を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局総合整備課、都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和42年改正 特別控除額:1,200万円に引き上げ 昭和48年改正 特別控除額:2,000万円に引き上げ 昭和50年改正 特別控除額:3,000万円に引き上げ 平成元年改正 特別控除額:5,000万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 1,871件 H22年度 3,205件 H23年度 2,403件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 18,615百万円 H22年度 34,753百万円 H23年度 26,444百万円</p> <p>(推計方法:件数)</p> <p>本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で件数を算出している。</p> <p>(推計方法:損金算入額)</p> <p>補償額が5000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5000万円を超える補償額については、5000万円を損金算入額とした。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21 5,585百万円 H22 10,426百万円 H23 7,933百万円</p> <p>(推計方法)</p> <p>減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>平成23年度末において、14,207千㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年～23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国</p>

		<p>の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	<p>—</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>—</p>

減収額等の試算(5,000万控除)

1. 推計方法

本特例措置は対象が広範囲に及んでおり、また、土地所有者等が当該特例ではなく他の特例を選択する場合もあることから、特例の対象となる件数を集計する際に、土地の取得費のみの件数については、当該特例を適用すると想定し、建物等の補償費がある件数については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用すると想定した上で算出している。

2. 計算方法(5,000万控除)

補償額が5000万円以下のものについては、平均補償金額を別途算出し、当該金額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。5000万円を超える補償額については、5000万円を損金算入額とした。減収額は、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出

3. 減税額等

	5,000万			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	1,871	3,205	2,403	7,479
損金算入額(百万円)	18,615	34,753	26,444	79,812
減税額(百万円)	5,585	10,426	7,933	23,944
面積(m ²)	1,056,747	10,747,237	2,403,065	14,207,049

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 45-1～国交 45-2）参照。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（65条の4第1項第2号）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減）は、他の租税特別措置に係る制度にも設定されていることから、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（<点検結果表の別紙>⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題のみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
 「国土交通省政策評価基本計画」のほか、「社会資本整備重点計画法」（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）」及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める

[地震] ○ 実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す

○ 実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）[道路]

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする

○ 実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○ 実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

(以下、「国土交通省重点政策」抜粋)

【Ⅱ. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速

○ インフラの復旧・整備

2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立

○ 緊急輸送道路の再構築・強化等

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

○ 三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○ 地域経済を支えるインフラの整備

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～平成17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（平成23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要となる用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

※用地あい路率～用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「特定住宅地造成事業等のための土地等の買取り証明書」を発行した件数、土地の補償額等を調査し、その調査結果をもって適用件数を把握している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。

損金算入額の算定については、譲渡価格から譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を控除して算出する必要があるが、事業施行者は地権者の譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用はないものと仮定し、推計を行った。

① 譲渡金額1500万円以下の補償事案は、平均補償金額から譲渡直前の帳簿価格（5%）を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。

(H21)

$$\text{平均補償金額} - \text{譲渡直前の帳簿価格} = \text{平均譲渡所得}$$

$$578,973 - 289,498 = 5,500,475$$

$$\text{補償件数} \times \text{平均譲渡所得}$$

$$38 \times 5,500,475 = 209 \text{ 百万円}$$

(H22)

$$\text{平均補償金額} - \text{譲渡直前の帳簿価格} = \text{平均譲渡所得}$$

$$4,207,614 - 210,380 = 3,997,234$$

$$\text{補償件数} \times \text{平均譲渡所得}$$

$$52 \times 3,997,234 = 208 \text{ 百万円}$$

(H23)

$$\text{平均補償金額} - \text{譲渡直前の帳簿価格} = \text{平均譲渡所得}$$

$$4,965,642 - 248,282 = 4,717,360$$

$$\text{補償件数} \times \text{平均譲渡所得}$$

$$17 \times 4,717,360 = 80 \text{ 百万円}$$

② 譲渡金額1500万円を超える補償事案ものは、満額の1500万円を損金算入額とした。

$$(H21) \dots 7 \text{ (補償件数)} \times 15,000,000 = 105 \text{ 百万円}$$

$$(H22) \dots 18 \text{ (補償件数)} \times 15,000,000 = 270 \text{ 百万円}$$

$$(H23) \dots 7 \text{ (補償件数)} \times 15,000,000 = 105 \text{ 百万円}$$

③ 総計

$$H21 \dots 209 \text{ 百万円} + 105 \text{ 百万円} = 314 \text{ 百万円}$$

$$H22 \dots 208 \text{ 百万円} + 270 \text{ 百万円} = 478 \text{ 百万円}$$

$$H23 \dots 80 \text{ 百万円} + 105 \text{ 百万円} = 185 \text{ 百万円}$$

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、平成23年度の件数が若干少ないが、想定外に僅少な件数とは考えていない。適用に関する偏りについては、当該特例が公共事業のための土地等を譲渡した者に対して適用されるものであり、特定の者や業種に適用される制度ではなく、適用実態としても偏りはない。

【国交45-1】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成21年度～平成23年度の減収額の平均値として、1年間に約98百万円の減収額が発生するが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における1年間の全ての用地買収の結果発生すると考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(65条の4第1項第2号)(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用の対償に充てるため買い取られた場合、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できるもの。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室、都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 45件 H22年度 70件 H23年度 24件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 314百万円 H22年度 478百万円 H23年度 185百万円 (推計方法:損金算入額)</p> <p>譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定した。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 94百万円 H22年度 143百万円 H23年度 56百万円 (推計方法)</p> <p>損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>平成23年度末において、95,010㎡(推計値)の土地が公共事業用地の代替地として確保された。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年)</p> <p>本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることになるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることになることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解		<p>—</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>事業施行者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>

減収額等の試算(特定住宅地造成事業等(2号))

1. 計算方法

譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定し、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。

2. 減税額等

	代替地			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	45	70	24	139
損金算入額(百万円)	314	478	185	977
減税額(百万円)	94	143	56	293
面積(m ²)	11,397	73,709	9,904	95,010

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (65条の4第1項第4号)	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（用地あい路率の縮減）は、他の租税特別措置（換地処分に伴い資産を取得した場合の課税の特例）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが（<点検結果表の別紙>⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の内容に課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）

「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置等を講ずることにより、円滑な用地取得を進めることが不可欠である。

（以下、「第3次社会資本整備重点計画」抜粋）

第2章 社会資本整備のあるべき姿

2. 各プログラムの内容

プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める。

[地震] ○ 実施すべき事業・施策

（市街地の防災性を向上させるための対策）

延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備及び沿道建築物の不燃化、避難地・防災拠点となる都市公園等の整備、緊急車両の進入路・避難路として機能する道路等の整備や老朽建築物から耐火建築物等への建替えを推進する。

プログラム4. 広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間の連携を促す

○ 実施すべき事業・施策

（基幹となるネットワークの整備・既存インフラの機能高度化）〔道路〕

高速道路ネットワークが繋がっておらず、観光振興や医療などの地域サービスへのアクセスもままならない地域が、なお残されている。こうした地域について、安全性にも配慮しつつ一刻も早くつなげることが重要であり、必要に応じ、走行性の高い国道も活用し、国土のミッシングリンクをできる限り早期に解消していく。

また、三大都市圏を連結する東名、名神高速にも、深刻な渋滞があるなどの課題が存在することから、大都市・ブロック中心間の連携を高め、相互にバックアップ可能となるようなネットワークの多重化を図る。大都市地域においては、大都市流入部のボトルネックなどにより、深刻な渋滞が発生しており、速達性、定時性、快適性を損ね、効率性を阻害していることから、首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備など、ネットワーク機能を高める抜本的対策を加速するとともに、路肩の活用などの運用改善や簡易ICの増設、ICTをフルに活用した施策など、ネットワークを最大限に活かす工夫により、段階的な渋滞低減を図っていく。

プログラム10. 日常生活において不可欠な移動が、より円滑に、快適にできるようにする。

○ 実施すべき事業・施策

（渋滞、混雑の解消）

大都市圏と地方圏を問わず、渋滞の緩和が課題となっている。特に都市部における交通混雑を解消させるため、都心部を通過する交通の迂回路を確保し都心部への流入の抑制等の効果がある首都圏3環状などの大都市圏環状道路の整備を推進するとともに、大都市周辺の道路ネットワークにおけるボトルネック箇所への集中的対策を進める。また、開かずの踏切など交通阻害の要因となっている踏切について、連続立体交差事業等の対策を推進し、その解消を図る。

プログラム 14. 国際交流拠点の機能を強化し、ネットワークを拡充する

○ 実施すべき事業・施策

アジア諸国を含めた世界の成長を取り込み、我が国の成長に結び付けていくため、国際交流拠点である大都市圏拠点空港の容量拡大・機能強化、港湾サービスの抜本的向上と拠点を結ぶ道路や鉄道ネットワークの充実、コンテナターミナルと一体的に機能する物流拠点の形成などインフラの機能強化を図る。

(以下、「国土交通省重点政策」抜粋。)

【Ⅱ. 分野別施策】

1. 東日本大震災からの復興加速

○インフラの復旧・整備

2. 国民の安全・安心の確保による成長基盤の確立

○緊急輸送道路の再構築・強化等

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

○三大都市圏環状道路等基幹ネットワークの強化

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○地域経済を支えるインフラの整備

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

業績指標として用地あい路率を設定したときの最初の数値は3.50%（平成13年度～17年度の平均値）であり、最新の実績値である2.70%（平成23年度）と比較すると0.80%改善しているが、公共事業に必要となる用地を円滑に取得していくためには、本租税特別措置が不可欠であり、更なる用地あい路率の縮減が必要である。よって、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

※ 用地あい路率～用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

・ 租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている

る。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果をもって、適用数等を把握している。

・ 本租税特別措置の適用件数に関しては、国土交通省所管の直轄事業又は補助事業において用地買収を行った際に、「特定住宅地造成事業等のための土地等の買取り証明書」を発行した件数、土地の補償額等を調査し、その調査結果をもって適用件数を推計している。なお、調査対象は、各地方整備局等（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）、都道府県、政令指定都市及び中核市としている。

・ 損金算入額の算定については、譲渡価格から譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を控除して算出する必要があるが、事業施行者は地権者の譲渡直前の帳簿価格及び譲渡費用を把握しておらず、実数は不明である（調査をすることも困難）。そのため、譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用はないものと仮定し、推計を行った。

ア 譲渡金額1,500万円以下の補償事案については、平均補償金額から譲渡直前の帳簿価格（5%）を控除して平均譲渡所得を算出し損金算入額とした。

(H21)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

7,666,666 - 383,333 = 7,283,333

補償件数 × 平均譲渡所得

33 × 7,283,333 = 240 百万円

(H22)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

8,181,818 - 409,090 = 7,772,728

補償件数 × 平均譲渡所得

33 × 7,772,728 = 257 百万円

(H23)

平均補償金額 - 譲渡直前の帳簿価格 = 平均譲渡所得

6,387,096 - 319,354 = 6,067,742

補償件数 × 平均譲渡所得

31 × 6,067,742 = 188 百万円

イ 譲渡金額1,500万円を超える補償事案のものは、満額の1,500万円を損金算入額とした。

(H21)・・・68（補償件数）×15,000,000 = 1,020 百万円

(H22)・・・68（補償件数）×15,000,000 = 1,020 百万円

(H23)・・・48（補償件数）×15,000,000 = 720 百万円

ウ 総計

H21・・・240 百万円 + 1,020 百万円 = 1,260 百万円

H22・・・257 百万円 + 1,020 百万円 = 1,277 百万円

H23・・・188 百万円 + 720 百万円 = 908 百万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置に関して、担当部局から拡充要望は行っていないことから、所期の想定値を設定することはできない。なお、おおむね100件前後で推移しており、想定外に僅少な件数とは考えていない。適用に関する偏りについては、当該特例が公共事業のための土地等を譲渡した者に対して適用されるものであり、特定の者や業種に適用される制度ではなく、適用実態としても偏りは無い。

【国交45-2】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、国土交通省土地・建設産業局地価調査課公共用地室、住宅局住宅総合整備課及び都市局市街地整備課が調査対象としている事業ではない他省庁所管事業等も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために独自に調査した結果から減収額を推計している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成21年度～23年度の減収額の平均値として、1年間に約344百万円の減収額が発生するが、この減収額を算出するための基礎となる数値の調査は、各地方整備局等、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「調査対象団体」という。）における1年間の全ての用地買収の結果発生すると考えられる減収額（推計値）となっている。一方で、これら調査対象団体において実施している公共事業は道路、河川、都市整備等といったインフラ整備であり、事業数が膨大であるため定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。公共事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(65条の4第1項第4号)(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、公有地の拡大の推進に関する法律第六条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社等により買取られる場合、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入できるもの。	
3	担当部局	国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課 公共用地室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 用地あい路率の縮減 2.75%(平成24～28年度の目標値) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績(件数:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 101件 H22年度 101件 H23年度 79件</p> <p>【過去の適用実績(損金算入額:国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 1,260百万円 H22年度 1,277百万円 H23年度 908百万円 (推計方法:損金算入額)</p> <p>譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定した。</p>
		② 減収額	<p>【減収額(国土交通省調べ(推計))】</p> <p>H21年度 378百万円 H22年度 383百万円 H23年度 272百万円 (推計方法)</p> <p>損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出した。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な先行取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年~23年) 平成23年度末において、1,199,732㎡(推計値)の土地が公共事業用地として確保された。</p> <p>-----</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成21年~23年) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の先行取得が円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、事業実施者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解		<p>—</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>事業実施者による事業用地の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る本特例は、社会資本整備を効果的に推進していく上で必要不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>—</p>

減収額等の試算(特定住宅地造成事業等(4号))

1. 計算方法

譲渡直前の帳簿価格は譲渡価格の5%、譲渡費用は無いものと仮定して損金算入額を算定し、損金算入額に対して、税率30%の減収があったものとして算出している。

2. 減税額等

	公拡法			合計
	H21	H22	H23	
件数(件)	101	101	79	281
損金算入額(百万円)	1,260	1,277	908	3,445
減税額(百万円)	378	383	272	1,033
面積(m ²)	195,550	352,632	651,550	1,199,732

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（最低居住面積水準未達率及び子育て世帯における誘導居住面積水準達成率）は、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（最低居住面積水準未達率 4.3%（平成 20 年）を早期に解消する）の実現状況について、「平成 20 年度における最低居住面積水準未達率は 4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で 40%（大都市圏で 35%）となっている。なお、建築統計年報…居住水準の改善が進んでいると推測される。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

分析対象期間以前における目標は、

- ・最低居住面積水準未満率 4.6%（平成15年）→概ね0%（平成22年）
- ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
全国：42%（平成15年）→50%（平成22年）
大都市圏：37%（平成15年）→45%（平成22年）

としていたところ、昨今の厳しい経済状況の影響を受けて最新の平成20年の実績では、最低居住面積水準未満率4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%（大都市圏：35%）となっており、未だ目標達成には至っていないものと考えられることから、目標の達成に向け、引き続き本税制によって、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進することが必要である。なお、建築統計年報（新たに着工される建築物等の統計）によれば、床面積34㎡（2.4人世帯※の最低居住面積）未満の住宅（分譲住宅）は平成23年度3.3%、床面積85㎡（2.4人世帯※の誘導居住面積）以上の住宅（分譲住宅）は23年度62.3%となっており、居住水準の改善が進んでいるものと推測される。

※ 『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の2013年1月推計による平成23年度の平均世帯人員

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明）

本措置の達成目標は、住生活基本計画に基づき、最低居住面積水準未満率4.3%を平成32年度までに0にすることが目標値としているところ、同計画は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格に鑑み長期的な目標を提示する観点から、10年間で計画期間として定められており、同計画の計画期間である平成32年度までを達成目標時期として設定している。

また、住宅の規模は、「居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る」という政策目的の達成上で重要な要素の一つであるところ、望ましい住宅の規模は世帯構成によって左右される。「最低居住面積水準未満率」及び「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」は、他の政策手段の効果及び要因の影響を全て排除できるものではないが、世帯構成を考慮して公的統計に基づき作成されることから、政策目的の達成状況の評価に当たって適切な指標であると考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置については、その適用を受ける際に認定等の手続を行う必要がないため、平成22年度及び24年度の実績について国土交通省において把握することは困難であるが、22年度から24年度における土地取引件数を比較すると、22年度：116万件、23年度：113万件、平成24年度：122万件となっていることから、各年度4件程度の適用数があるものと推測される。

なお、平成23年度の実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第183回国会提出）」に記載された数値を用いている。（「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例」）

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置は、種地の元所有者が造成後の宅地と交換する場合に適用されるものであるところ、種地と造成後の宅地との交換ニーズについては、種地の元所有者が保有資産の状況等から総合的に判断し発生するものと考えられ、種地所有者のニーズがなければ本租税特別措置は活用できないことから、適用数が想定外に僅少ではないと考える。

なお、本租税特別措置は、種地の元所有者側に特段要件等を設けていないことから、適用に偏りはないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

再確認したところ、当該部分について以下のとおり差し替える。

【法人住民税、事業税】

平成23年度 5,448万円

（「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第183回国会提出）」に記載された影響額（「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例」（地方法人特別税を含む額。単体・連結合計）を基に算出。算定根拠は別紙参照。）

なお、本租税特別措置については、その適用を受ける際に認定等の手続を行う必要がないため、平成22年度及び24年度の減収額について国土交通省において把握することは困難であるが、22年度から24年度の土地取引件数を比較すると、22年度：116万件、23年度：113万件、24年度：122万件となっていることから、24年度の法人税率の引下げを考慮した上で、他の条件が一定であると仮定すると、以下のとおり推計される。（算定根拠は別紙参照。）

平成22年度：9,751万円（法人税）、5,557万円（法人住民税、事業税）

平成24年度：8,853万円（法人税）、5,599万円（法人住民税、事業税）

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）

再確認したところ、当該部分について以下のとおり差し替える。

平成20年度における最低居住面積水準未満率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%（大都市圏で35%）となっている。

なお、建築統計年報（新たに着工される建築物等の統計）によれば、床面積34㎡（2.4人世帯※の最低居住面積）未満の住宅（分譲住宅）は平成23年度3.3%、床面積85㎡（2.4人世帯※の誘導居住面積）以上の住宅（分譲住宅）は23年度62.3%となっており、居住水準の改善が進んでいると推測される。

※ 『日本の世帯数の将来推計（全国推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）の2013年1月推計による平成23年度の平均世帯人員

【国交46】

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

20ha以上の大規模な住宅地開発を行う場合、都市計画法上、一般的には教育施設や医療施設等の公益的施設の設置等が求められており、良好な居住環境を備えた住宅地が供給される一方で、地権者との調整等のため事業が長期化し、事業コストやリスクが高くなるため、事業用地確保を容易化し事業の円滑な施行を促進する上で、本租税特別措置の存在は重要である。平成23年度において開発許可を受けた20ha以上の事業は2件、66.0ha実施されているところ、減収額（別紙参照）と比して効果が大きいものであることから、税収減を是認することができる。

なお、本租税特別措置については、その適用を受ける際に認定等の手続を行う必要がないため、国土交通省において実績を把握することは困難であるが、平成22年度から24年度の土地取引件数を比較すると、22年度：116万件、23年度：113万件、24年度：122万件となっていることから、各年度4件程度の適用数があるものと推測される。

（別紙）

適用実績（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例）

- ⑦過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。
- ⑩過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

（法人税）

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第183回国会提出）」によると、平成23年度の実績は適用件数4件、適用総額434,550（千円）となっている。（「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例」）
- 平成22年度及び24年度について、23年度との間の土地取引件数（各年度における土地取引件数については、下表参照。）の変化を踏まえ、損金算入額及び法人税減収額を推計する。（なお、24年度については、法人税率引下げ分を考慮し推計している。）

【平成22年度の当該制度による法人税減収額】

$$= \text{【平成23年度における当該制度による法人税減収額】} \\ \times \text{【平成22年度の土地取引件数】} / \text{【平成23年度における土地取引件数】}$$

【平成24年度の当該制度による法人税減収額】

$$= \text{【平成23年度における当該制度による法人税減収額】} \\ \times \text{【平成24年度の土地取引件数】} / \text{【平成23年度における土地取引件数】} \\ \times \text{【平成24年度に適用される法人税率19\%（中小企業・本則※）】} \\ / \text{【平成23年度に適用される法人税率22\%（中小企業・本則※）】}$$

※同報告書によると、適用実績のあった法人は全て資本金5,000万円以下の法人であったことから、中小企業の適用される法人税率を用いて減収額を算出している。

各年度における土地取引件数

	土地取引件数
平成22年度	1,155,932
平成23年度	1,133,330
平成24年度	1,215,147

（法務省「登記統計」（月報）を用いて、売買による土地の売買による所有権移転登記の件数を集計。参照：法務省 http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touki.html）

なお、各年度における上記計算の結果をまとめると、下記のとおり。

	土地取引件数	損金算入額（千円）	法人税（千円）	法人住民税等（千円）
平成 22 年度	1, 155, 932	443, 216	97, 508	55, 565
平成 23 年度	1, 133, 330	434, 550	95, 601	54, 478
平成 24 年度	1, 215, 147	465, 921	88, 525	55, 993

(法人住民税、事業税)

- 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 183 回国会提出）」によると、平成 23 年度の地方税に関する減収額は 60, 493（千円）となっている。（下表①参照。単体・連結合計。地方法人特別税を含む額。「大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例。」）
- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 183 回国会提出）」によると、適用実績のあった法人は全て資本金 5, 000 万円以下の法人であったことから、中小企業の適用される法人税率を用いて法人住民税の減収額を算出しなおすと平成 23 年度の地方税に関する減収額は 54, 478（千円）となる。（下表②参照。単体・連結合計。地方法人特別税を含む額。）
- 平成 22 年度及び 24 年度について、23 年度との間の土地取引件数の変化を踏まえ、損金算入額及び法人住民税等の減収額を推計する。（24 年度については、法人住民税部分については法人税率の引き下げを踏まえて推計する。下表③参照。）

【平成 22 年度の当該制度による法人住民税及び事業税等の減収額】

$$= \text{【平成 23 年度における当該制度による法人住民税及び事業税等の減収額】} \\ \times \text{【平成 22 年度の土地取引件数】} / \text{【平成 23 年度における土地取引件数】}$$

【平成 24 年度の当該制度による法人住民税の減収額】

$$= \text{【平成 23 年度における当該制度による法人住民税の減収額】} \\ \times \text{【平成 24 年度の土地取引件数】} / \text{【平成 23 年度における土地取引件数】} \\ \times \text{【平成 24 年度に適用される法人税率 19\%（中小企業・本則）】} \\ / \text{【平成 23 年度に適用される法人税率 22\%（中小企業・本則）】}$$

【平成 24 年度の当該制度による事業税等の減収額】

$$= \text{【平成 23 年度における当該制度による事業税等の減収額】} \\ \times \text{【平成 24 年度の土地取引件数】} / \text{【平成 23 年度における土地取引件数】}$$

①

地方税	道府県民税	事業税	市町村民税	合計	地方法人特別税	再計（地方法人特別税を含む額）
単体	8	27	20	55	22	77
連結	6, 510	20, 934	16, 015	43, 459	16, 957	60, 416

②

単体	6	27	15	48	22	69
連結	4, 774	20, 934	11, 744	37, 452	16, 957	54, 409

③

単体	5	29	14	48	23	71
連結	4, 421	22, 445	10, 875	37, 741	18, 181	55, 922

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例(国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	大規模な住宅地造成事業のためにその施行区域内にある土地等とその事業により造成された宅地との交換をしたとき又は、造成された宅地を譲り受けることを約して土地等を造成事業者に譲渡し、かつ、その譲渡した年の12月31日までに造成された宅地を譲り受けたときは、譲り受けた宅地の取得価格から譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価格を控除した残額の範囲内で当該譲り受けた宅地の帳簿価格を損金経理によって減額等した金額を、当該事業年度の連結所得の金額上、損金の額に算入する。
3	担当部局	土地・建設産業局企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和58年 創設 昭和63年 拡充
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図る」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含
	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 最低居住面積水準未達率4.3%(平成20年)を早期に解消する 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・最低居住面積水準未達率※ 早期に解消 ※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未満の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※ ※※A:最低居住面積水準未達世帯数 B:主世帯総数	

8	有効性等	① 適用数等	<p>注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者 25㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。) (2)2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡ 注 主世帯:一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※ 全国 : 4.0%(平成20年)→5.0%(平成27年) ※※ 大都市圏: 3.5%(平成20年)→5.0%(平成32年) ※※ ※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B) ①A:子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:子育て世帯総数 ②A:大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:大都市圏の子育て世帯総数 注1 子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯 注2 誘導居住面積水準:住生活基本計画(全国計画)において設定 (1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定 ①単身者 55㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡ (2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定 ①単身者 40㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡ ※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成30年度における目標値は設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例によって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。</p>
		② 減収額	<p>【適用数】 平成23年度 4件 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出)) 【適用総額】 平成23年度 4.3億円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出))</p> <p>【法人税】 平成23年度 9,560万円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第183回国会提出))に記載された損金算入額に税率(中小企業22%)をかけて算出) 【法人住民税、事業税】 平成23年度 1億4,044万円 (「地方税における税負担軽減措置等の適用上協等に関する報告書」(第183回国会提出))に記載された影響額(地方法人特別税を含む額。単体・連結合</p>

		計。))
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成20年度における最低居住面積水準未達率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%(大都市圏で35%)となっている。なお、建築統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、85㎡(2.4人の世帯の最低居住水準)未達の住宅(分譲住宅)は、平成23年度は2.3%となっている。</p> <p>【参考】 ＜1号及び3号の要件を満たす事業＞ 開発許可を受けた20ha以上の事業 平成22年度 3件 90.4ha 平成23年度 2件 66.0ha 平成24年度 2.5件 78.2ha(推計) (「開発許可制度施行状況調査」(国土交通省)。平成24年度については、平成22・23年度分の平均値。)</p> <p>＜2号及び3号の要件を満たす事業＞ 「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和63年法律第47号)」によって認定を受けた事業(平成25年8月時点) :累計36件、総事業区域面積1,968ha、総造成面積1,434ha</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成20年度における最低居住面積水準未達率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%(大都市圏で35%)であるが、建設統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、85㎡(2.4人の世帯の最低居住水準)未達の住宅(分譲住宅)は、平成23年度は2.3%となっていることから、居住水準の改善が進んでいると推測される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～24年度) 上記のように、本特例は事業者の種地の取得を円滑化することにより、優良な宅地の供給を促進するものであることから、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本特例措置は、法人が大規模な住宅地等造成事業のために宅地を交換する際の直接のインセンティブとなるものであり、住宅地造成事業を実施する主体に対する支援措置とは役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例により、各地域において良好な居住環境の形成が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	民間事業者等の種地取得を円滑化し、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて事業を促進することを通じて、住宅・宅地整備の促進を図る本特例は、居住の安定確保や暮らしやすい居住環境の形成は安全・安心な社会を構築していく上で必要不可欠である。 目標となる最低居住面積水準未達率については、目標達成途上にある(平成20年度実績:4.3%)ことから、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 47-1～国交 47-6）参照。

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（換地処分により清算金を取得する場合の代替資産取得特例）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が所期の目標として示されたものなのかが不明であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、土地区画整理事業に係る税制及び補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 7 件、23 年度 3 件、24 年度 0 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数、適用額及び減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり（＜点検結果表の別紙＞④及

び⑦参照)、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業等の促進を図る）の実現状況について、「本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（換地処分により清算金を取得する場合の代替資産取得特例） (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき土地区画整理事業等の施行に伴う換地処分により、清算金を取得する場合において、原則として、換地処分のあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳（圧縮記帳）することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業等の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性	① 適用数等 過年度の適用数は、平成22年度:7件、平成23年度:3件、平成24年度:0件となっている。

等		本措置は、土地区画整理事業等において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
	②：減収額	<p>【法人税】 平成 22 年度：損金算入総額が不明 平成 23 年度：1 百万円(損金算入総額) × 0.3 = 0.3 百万円 平成 24 年度：減収なし 算出根拠：損金算入総額 × 法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】 平成 22 年度：損金算入総額が不明 平成 23 年度：0.3 百万円 × 0.173% = 0.05 百万円 平成 24 年度：減収なし 算出根拠：法人税減収額 × 法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】 平成 22 年度：損金算入総額が不明 平成 23 年度：1 百万円 × 0.084 = 0.08 百万円 平成 24 年度：減収なし 算出根拠：損金算入額 × 税率(8.4%)</p>
	③：効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9 相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>土地区画整理事業等に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として清算金等が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少</p>	

		<p>③：地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合の代替資産取得特例）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、市街地再開発事業、旧まちづくり交付金（現在は社会資本整備総合交付金に統合）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 7 件、23 年度 7 件、24 年度 6 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値

の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④及び⑦参照）、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る）の実現状況について、「平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合の代替資産取得特例） （国税）（法人税：義）（地方税）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、第一種市街地再開発事業の施行に伴い、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、原則として、その収用等のあった日を含む事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳（圧縮記帳）することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度：7件、平成23年度：7件、平成24年度：6件となっている。 本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成22年度：920百万円(損金算入総額)×0.3=276百万円 平成23年度：301百万円(損金算入総額)×0.3=90百万円 平成24年度：151百万円(損金算入総額)×0.3=45百万円 ※算出根拠：損金算入総額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度：276百万円×0.173=47百万円 平成23年度：90百万円×0.173=15百万円 平成24年度：45百万円×0.173=7百万円 ※算出根拠：法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度：920百万円×0.084=77百万円 平成23年度：301百万円×0.084=25百万円 平成24年度：151百万円×0.084=12百万円 ※算出根拠：損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年度～平成24年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相応性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	-	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（都市計画法56条1項の規定により買い取られる場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、市街地再開発事業、旧まちづくり交付金（現在は社会資本整備総合交付金に統合）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度0件、23年度0件、24年度0件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、収税減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における収税減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、収税減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用額及び減収額を記載し、所期の適用数及び減収額等

の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明しているが、本租税特別措置の適用件数は、平成22年度以降0件であるため租税特別措置等の効果が過大に計上されていることから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(都市計画法56条1項の規定により買い取られる場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)について、都市計画法56条1項の規定に基づいて買い取られ、対価を取得する場合、原則として、その取用等のあった日を含む事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。	

		<p>本措置は、市街地再開発事業において、事業の遂行のために用地を先行取得する場合に幅広く利用されるもので、施行地区内の地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解	—

11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。 本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、土地区画整理事業に係る税制及び補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又はあらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 1 件、23 年度 0 件、24 年度 0 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、

同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成 22 年度）の実績についての算定根拠が「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（<点検結果表の別紙>⑦参照）、アンケート調査の概要（損金算入額の算定根拠等）に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業等の促進を図る）の実現状況について、「平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明しているが、過去 3 年間に適用実績が 1 件もなく、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本租税特別措置等の減収額の過去の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき、土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして買い取られ、対価を取得する場合、原則として、買い取りのあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 減歩負担のみにより公共施設用地を生み出すことが困難な既存市街地等において、土地区画整理事業により迅速かつ適切に市街地の整備を図る観点から土地の買い取りが図られる必要があるが、当該土地の従前地権者にとっては、従前資産の対価に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、</p>

8	有効性等	① 適用数等	円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 過年度の適用数は、平成22年度：1件、平成23年度：0件、平成24年度：0件となっている。 本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成22年度：48百万円(損金算入総額)×0.3=14百万円 平成23年度及び平成24年度：減収なし。 ※算出根拠：損金算入総額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度：14百万円×0.173≒2.4百万円 ※算出根拠：法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度：48百万円×0.084=4百万円 ※算出根拠：損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成22年～平成24年) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成22年～平成24年) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成28年度に14,700haとすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成22年～平成24年) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであるが、用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定であることから、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは従前地権者の権利保護や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、市街地再開発事業、旧まちづくり交付金（現在は社会資本整備総合交付金に統合）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 3 件、23 年度 0 件、24 年度 0 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、

措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る）の実現状況について、「平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について前述のとおり説明しているが、平成 22 年度の減収額は不明、23 年度以降は適用実績が 0 件であり、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合） （国税）（法人税：義）（地方税）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものの対価として、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、原則として、権利変換のあった日を含む年又は事業年度において、その譲渡代金で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳（圧縮記帳）することによる課税の繰延べを認める。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果

			の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成 22 年度:3 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:0 件となっている。 本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度:損金算入総額が不明 平成 23 年度及び平成 24 年度:減収なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し代替資産を取得する場合に、おしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、市街地再開発事業においては、一定の資産については権利変換により従後新たな資産が与えられないこととなっており、当該従前資産の対価として補償金が交付されることとなるが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（i：都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとする、ii：都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（i：都市再生誘発量及びii：都市機能更新率）は、他の税制措置、補助金、交付金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又はあらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度75件、23年度60件、24年度83件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④⑦ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（<点

検結果表の別紙>④及び⑦参照）、アンケート調査の概要（損金算入額の算定根拠等）に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用額及び減収額を記載し、所期の適用数及び減収額等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の大深度地下使用法に係る達成目標（大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績はないと把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け〔評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
評価書記載の租税特別措置等の内容①について
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- 評価書記載の租税特別措置等の内容②について
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成13年4月1日施行）（以下「大深度地下使用法」という。）に基づく、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定）では、大深度地下を使用する社会資本整備事業は、国土の利用と深く関わるものであり、全国総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道等の施設に関する国の計画との調和を図る必要があると共に、今後の社会的ニーズや需要動向をも含めた評価を踏まえたものでなければならないとされている。
- また、今後大都市地域においては、比較的早期に整備された社会資本の機能の陳腐化・老朽化が見込まれることから、既存施設の更新等に併せて大深度地下を活用した都市基盤の整備を図ることが考えられ、外環道や中央新幹線等、検討を進めている事業は下記政策に位置付けられおり、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものであるといえる。
- 〔検討を進めている事業及び大深度地下の円滑化に関する調査等の政策目的の位置付け〕
- 外環道
政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
施策目標（広義）：22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する
施策目標（狭義）：113 三大都市圏環状道路整備率
 - 中央新幹線
政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
施策目標（広義）：23 整備新幹線の整備を推進する
施策目標（狭義）：115 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数
 - 大深度地下の円滑化に関する調査等
政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備
施策目標（広義）：37 総合的な国土形成を推進する
施策目標（狭義）：160 国土形成計画の着実な推進に包含
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
評価書記載の租税特別措置等の内容②について
所期の目標として定量的なものは設定されておらず、また、これまでに適用件数がないため、定性的にも目標を達成したといえる段階にはないが、今後大都市地域において、大深度地下を活用し

た都市基盤の整備を図ることが考えられることから、本租税特別措置等について引き続き実施する必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
評価書記載の租税特別措置等の内容①について
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
評価書記載の租税特別措置等の内容②について
過去の適用件数が0件であるため、本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はなく、用いることができない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
評価書記載の租税特別措置等の内容①について
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。
評価書記載の租税特別措置等の内容②について
過去の適用件数が0件であるため、本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はなく、用いることができない。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
評価書記載の租税特別措置等の内容②について
本租税特別措置等の実績がないため、当該効果は発現しておらず、達成目標の実現には寄与していない。
しかしながら、本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を、国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置は引き続き必要である。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
評価書記載の租税特別措置等の内容②について
本租税特別措置等の実績がないため、減収額はなく、達成目標の実現にも寄与していない。
しかしながら、本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を、国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置を講じたものである。
土地収用法、大深度地下使用法等に基づく補償については、権利者の自発的な意志ではなく、公益性の観点から、いわば強制的に公法上の使用権を設定し補償を行うものであるため、当該補償について課税を行うことは不相当であり、今後も引き続き実施する必要がある。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

【国交47-6】

評価書記載の租税特別措置等の内容②について

本租税特別措置に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を、国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置を講じたものである。

土地収用法、大深度地下使用法等に基づく補償については、権利者の自発的な意志ではなく、公益性の観点から、いわば強制的に公法上の使用権を設定し補償を行うものであるため、当該補償について課税を行うことは不適當であり、今後も引き続き実施する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合)(国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	①法人の有する土地等につき土地区画整理法第78条第1項又は都市再開発法第97条第1項によりその土地の上にある資産を取り壊し若しくは除去等をしなければならなくなった場合においてこれらの資産の対価又はこれらの資産の損失に対する補償金を取得した場合は、それらの資産の譲渡があったものとみなし、その補償金等で、その譲渡をした資産に代わるべき資産を取得したときは、その取得した資産について、譲渡によって生じた利益相当額を、その取得価額から減額して記帳(圧縮記帳)することによる課税の繰延べを認める。 ②大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「大深度地下使用法」という。)に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金を取得したときは、その補償金で取得した代替資産の取得価額について譲渡がなかったものと見なす。
3	担当部局	都市局市街地整備課、都市政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①昭和34年度 創設 ②平成14年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>①都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>②公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、平成13年度から施行された大深度地下使用法に基づき、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進するため。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①都市再開発法及び土地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p> <p>②大深度地下使用法(平成13年4月1日施行)</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>①政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>②政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標(広義):37 総合的な国土形成を推進する 施策目標(狭義):166 国土形成計画の着実な推進 に包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>②大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>①租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>②—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>①土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、その合意形成の円滑化により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡した資産の対価又は取得した補償金に対する課税のあり方が、合意形成にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する権利者の生活再建の負担が軽減されることで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>②—</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>①平成22年度:75件 平成23年度:60件 平成24年度:83件</p> <p>②大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった事例がなかったことから、実績はない。本租税特別措置の対象者は、大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者を対象者としており、特定の者への偏りはない。</p>
	② 減収額	<p>①</p> <p>【法人税】</p> <p>平成22年度:3,145百万円(損金算入総額)×0.3=943百万円 平成23年度:3,352百万円(損金算入総額)×0.3=1,005百万円 平成24年度:3,975百万円(損金算入総額)×0.3=1,192百万円 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%)</p> <p>【法人住民税】</p> <p>平成22年度:943百万円×0.173=163百万円 平成23年度:1,005百万円×0.173=173百万円 平成24年度:1,192百万円×0.173=206百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%)</p> <p>【法人事業税】</p> <p>平成22年度:3,145百万円×0.084=264百万円 平成23年度:3,352百万円×0.084=281百万円 平成24年度:3,975百万円×0.084=333百万円 ※算出根拠:損金算入総額×税率(8.4%)</p> <p>②なし</p>
	③ 効果・達成目標の実	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には</p>

	現状	<p>9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成28年度に14,700haに、平成25年度に41.0%にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>本措置による権利者の合意形成の円滑化は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>①権利者の生活再建等は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>②大深度地下使用法においては、土地収用法と異なり、土地の使用に関する補償は不要としているが、当該土地(大深度地下)の使用により事業区域に存する資産の取り壊し又は除去しなければならなくなった損失については補償することとしている。本特例措置は、大深度地下使用法に基づく事業の円滑な遂行のため、大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者の税負担を軽減するためのものであり、土地収用法に係る租税特別措置法上の特例措置の適用が認められていることから、譲渡所得の課税の特例措置を講ずることが妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>①土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、権利者の円滑な生活再建を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>②なし</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>①本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市</p>

【国交47-6】

	<p>街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>②引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
<p>12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 48-1～国交 48-2）参照。

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理事業等の規定による換地処分により、土地等を取得する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
- ② 本租税特別措置等による達成しようとしていた目標（都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、各種の税制や補助制度等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要があるか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度21件、23年度0件、24年度53件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがなかったことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法

に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る）の実現状況について、「平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。アンケート調査結果により、適用実績を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いていない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。アンケート調査結果により、適用実績等を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（土地区画整理事業等の規定による換地処分により、土地等を取得する場合） (国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地区画整理事業が施行され、換地処分により土地等を取得した場合、圧縮限度額(交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額)の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従後資産に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約1,090地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度:21 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:53 件 本措置は、土地区画整理事業において換地処分により従後資産を取得するすべての権利者が利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度:2,361 百万円(損金算入総額)×0.3=708 百万円 平成 23 年度:減収なし 平成 24 年度:2,011 百万円(損金算入総額)×0.3=603 百万円 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、換地処分において従後資産を取得することになる従前権利者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている一方で、本措置は、土地区画整理事業の根幹的な仕組みである換地処分において、従前地権者の権利保護を実現するための措置であり、明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。	

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
- ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度66件、23年度54件、24年度57件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、

かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る）の実現状況について、「平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。アンケート調査結果により、適用実績を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いていない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。アンケート調査結果により、適用実績等を把握できるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（都市再開発法の市街地再開発事業により権利等を取得した場合） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人が有する資産について、都市再開発法の市街地再開発事業が施行され、権利変換等により施設建築物の一部等を取得する権利等を取得した場合、圧縮限度額（交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の簿価額を控除した残額）の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従後資産に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度:66 件、平成 23 年度:54 件、平成 24 年度:57 件 本措置は、市街地再開発事業において権利変換により従後資産を取得するすべての権利者が利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	平成 22 年度:305,626 百万円(損金算入総額)×0.3=91,687 百万円 平成 23 年度:10,404 百万円(損金算入総額)×0.3=3,121 百万円 平成 24 年度:35,004 百万円(損金算入総額)×0.3=10,501 百万円 ※算出根拠:損金算入総額×法人税率(30%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、権利変換において従後資産を取得することになる従前権利者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている一方で、本措置は、市街地再開発事業の根幹的な仕組みである権利変換において、従前地権者の権利保護を実現するための措置であり、明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。	

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 49-1～国交 49-6）参照。

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（換地処分により清算金を取得する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度449件、23年度326件、24年度293件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、適用件数及び適用額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査

の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとする）の実現状況について、定性的に「本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(換地処分により清算金を取得する場合)(国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき土地区画整理事業等の施行に伴う換地処分により、清算金を取得する場合において、当該換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和34年度
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	①: 適用数等	過年度の適用数は、平成 22 年度:449 件、平成 23 年度:326 件、平成 24 年度:293 件となっている。 本措置は、土地区画整理事業において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		②: 減収額	【法人税】 平成 22 年度:1,398 百万円(特別控除額)×0.3=419 百万円 平成 23 年度:511 百万円(特別控除額)×0.3=153 百万円 平成 24 年度:22,601 百万円(特別控除額)×0.3=6,780 百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成 22 年度:419 百万円×0.173=72 百万円 平成 23 年度:153 百万円×0.173=26 百万円 平成 24 年度:6,780 百万円×0.173=1,172 百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成 22 年度:1,398 百万円×0.084=117 百万円 平成 23 年度:511 百万円×0.084=42 百万円 平成 24 年度:22,601 百万円×0.084=1,898 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置による従前地権者の合意形成の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量についても順調に達成されている。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として清算金等が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少す

		ることで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 16 件、23 年度 22 件、24 年度 26 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している
 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、適用件数及び適用額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査

の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）の実現状況について、「平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(やむを得ない事情及び過小床不交付により地区外転出する場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、第一種市街地再開発事業の施行に伴い、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、当該収用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:16件、平成23年度:22件、平成24年度:26件となっている。 本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成22年度:610百万円(特別控除額)×0.3=183百万円 平成23年度:1,118百万円(特別控除額)×0.3=335百万円 平成24年度:276百万円(特別控除額)×0.3=82百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度:183百万円×0.173=31百万円 平成23年度:335百万円×0.173=57百万円 平成24年度:82百万円×0.173=14百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度:610百万円×0.084=51百万円 平成23年度:1,118百万円×0.084=93百万円 平成24年度:276百万円×0.084=23百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度~平成24年度) 本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、市街地再開発事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解	-	
11	評価結果の反映の方向性	本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（都市計画法56条1項の規定により買い取られる場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22～24年度0件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかがい離している場合には、がい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とがい離している場合には、がい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）の実現状況について、「平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明しているが、本租税特別措置の適用件数は、平成22年度以降0件であるため、租税特別措置等の効果が過大に計上されていることから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(都市計画法56条1項の規定により買い取られる場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)について、都市計画法56条1項の規定に基づいて買い取られ、対価等を取得する場合、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。	
3	担当部局	都市局市街地整備課	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年度創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ----- 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとつては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。本措置は、市街地再開発事業において、事業の遂行のために用地を先行取得する場合に幅広く利用されるもので、施行地区内の地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	－
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。 平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成25年度に41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとつては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共施設等の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力することは相当である。

10	有識者の見解	－
11	評価結果の反映の方向性	本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。 本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	－

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 22 年度 23 件、23 年度 64 件、24 年度 4 件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、適用件数及び適用額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査

の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）の実現状況について、「平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本租税特別措置等の減収額の過去の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなる場合)(国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等につき、土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして買い取られ、対価を取得する場合、当該取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、そのを超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 減歩負担のみにより公共施設用地を生み出すことが困難な既成市街地等において、土地区画整理事業により迅速かつ適切に市街地の整備を図る観点から土地の買い取りが図られる必要があるが、当該土地の従前地権者にとっては、従前資産の対価に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これによ

8	有効性等	① 適用数等	り、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 過年度の適用数は、平成 22 年度:23 件、平成 23 年度:64 件、平成 24 年度:4 件となっている。 本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	【法人税】 平成 22 年度:419 百万円(特別控除額)×0.3=125 百万円 平成 23 年度:737 百万円(特別控除額)×0.3=221 百万円 平成 24 年度:384 百万円(特別控除額)×0.3=115 百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成 22 年度:125 百万円×0.173=21 百万円 平成 23 年度:221 百万円×0.173=38 百万円 平成 24 年度:115 百万円×0.173=19 百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成 22 年度:419 百万円×0.084=35 百万円 平成 23 年度:737 百万円×0.084=61 百万円 平成 24 年度:384 百万円×0.084=32 百万円 ※算出根拠:損金算入額×税率(8.4%)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 28 年度に 14,700ha とすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年~平成 24 年) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価補償金を交付することとなる土地区画整理事業において公共施設用地として買い取られ、その対価をもって代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであるが、用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定であることから、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは従前地権者の権利保護や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22～24年度0件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等とかがい離している場合には、かき離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用い

ていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額とかがい離している場合には、かき離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市機能更新率を平成25年度に41.0%とする）の実現状況について、「平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明されているが、本租税特別措置の適用件数は、平成22年度以降0件であるため、租税特別措置等の効果が過大に計上されていることから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(都市再開発法の規定による権利変換により権利が消滅し、補償金を取得する場合) (国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産につき、都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものの対価として、都市再開発法第91条の規定による補償金を取得する場合において、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）において、市街地再開発事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業の促進を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の全国約150の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	<p>過年度の適用数は、平成 22 年度:0 件、平成 23 年度:0 件、平成 24 年度:0 件となっている。</p> <p>本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し、代替資産を取得する場合に、おしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 19 年度に 35.6%であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0%とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、市街地再開発事業において権利変換により新たな権利に変換することのない資産を所有する従前地権者が、その対価として補償金を取得し代替資産を取得する場合に、おしなべて利用することから、その対象は膨大であり、それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、市街地再開発事業においては、一定の資産については権利変換により従後新たな資産が与えられないこととなっており、当該従前資産の対価として補償金が交付されることとなるが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力することは相当である。</p>

10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は創設後 10 年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量及び都市機能更新率）は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成22年度75件、23年度60件、24年度83件と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（<点検結果表の別紙>④参照）、適用件数及び適用額の算定

に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの適用数等と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の出典が示されているが（<点検結果表の別紙>⑦参照）、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明であり、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、目標設定時の見込みの減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする）の実現状況について、「平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績はないと把握されているが、本租税特

別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」旨、土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づくものである。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績は、自治体からのアンケート調査結果に基づき算定根拠となる適用件数及び適用金額等を算出しているものである。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成13年4月1日施行）（以下「大深度地下使用法」という。）に基づく、「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定）では、大深度地下を使用する社会資本整備事業は、国土の利用と深く関わるものであり、全国総合開発計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道等の施設に関する国の計画との調和を図る必要があると共に、今後の社会的ニーズや需要動向をも含めた評価を踏まえたものでなければならないとされている。

また、今後大都市地域においては、比較的早期に整備された社会資本の機能の陳腐化・老朽化が見込まれることから、既存施設の更新等に併せて大深度地下を活用した都市基盤の整備を図ることが考えられ、外環道や中央新幹線等、検討を進めている事業は下記政策に位置づけられおり、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものであると言える。

[検討を進めている事業及び大深度地下の円滑化に関する調査等の政策目的の位置付け]

●外環道

政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標（広義）：22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する

施策目標（狭義）：113 三大都市圏環状道路整備率

●中央新幹線

政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標（広義）：23 整備新幹線の整備を推進する

施策目標（狭義）：115 鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数

●大深度地下の円滑化に関する調査等

【国交49-6】

政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備

施策目標（広義）：37 総合的な国土形成を推進する

施策目標（狭義）：160 国土形成計画の着実な推進に包含

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

所期の目標として定量的なものは設定されておらず、また、これまでに適用件数がないため定性的にも目標を達成したといえる段階にはないが、今後大都市地域において、大深度地下を活用した都市基盤の整備を図ることが考えられることから、本租税特別措置等について引き続き実施する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の適用件数が0件であるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はなく、用いることが出来ない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の適用件数が0件であるため、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はなく、用いることが出来ない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置等の実績がないため、当該効果は発現しておらず、達成目標の実現には寄与していない。

しかしながら、本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置は引き続き必要である。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置等の実績がないため、減収額はなく、達成目標の実現にも寄与していない。

しかしながら、本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置を講じたものである。

土地収用法、大深度地下使用法等に基づく補償については、権利者の自発的な意志ではなく、公益性の観点から、いわば強制的に公法上の使用権を設定し補償を行うものであるため、当該補償について課税を行うことは不適當であり、今後も引き続き実施する必要がある。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本租税特別措置等に関しては、土地所有者等による通常の利用が行われない地下である大深度地下を、国民の権利保護に留意しつつ、社会資本の整備空間として円滑な利用を促進するため、土地収用法の規定に基づく土地の使用に係る課税の特例措置と同等の措置を講じたものである。

土地収用法、大深度地下使用法等に基づく補償については、権利者の自発的な意志ではなく、公益性の観点から、いわば強制的に公法上の使用権を設定し補償を行うものであるため、当該補償について課税を行うことは不適當であり、今後も引き続き実施する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(土地区画整理法第78条第1項による補償金及び都市再開発法第97条第1項による補償金等の場合)(国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	① 法人の有する土地等につき土地区画整理法第78条第1項又は都市再開発法第97条第1項によりその土地の上にある資産を取り壊し若しくは除去等をしなければならなくなった場合においてこれらの資産の対価又はこれらの資産の損失に対する補償金を取得した場合には、それらの資産の譲渡があったものとみなし、取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額が、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額及び譲渡に要した経費の合計額を超える場合において、譲渡した資産のいずれについても代替資産を取得した場合の課税の特例を受けないときには、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を損金算入することができる。 ② 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(以下「大深度地下使用法」という。)に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった場合において、当該資産の対価又は当該資産の損失に対する補償金を取得し、代替資産を取得した場合の課税の特例(租税特別措置法第64条第二項第二号)の適用を受けなかった時は、譲渡所得等の課税上、年間を通じて5,000万円を限度とする特別控除を認めることとする。
3	担当部局	都市局市街地整備課、都市政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①昭和38年度創設 ②平成14年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ①都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 ②公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、平成13年度度から施行された大深度地下使用法に基づき、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進するため。 《政策目的の根拠》 ①都市再開発及び土地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の目的が位置づけられている。 ②大深度地下使用法(平成13年4月1日施行) ②: 政策体系における政策目的 ①政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。

	の位置付け	②政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標(広義):37 総合的な国土形成を推進する 施策目標(狭義):166 国土形成計画の着実な推進 に包含
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ①社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。 ②大深度地下使用法の適用対象地域において、良質な社会基盤が効率的に整備されるよう、大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。 ②- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ①土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、その合意形成の円滑化により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとつては、譲渡した資産の対価又は取得した補償金に対する課税のあり方が、合意形成にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する権利者の生活再建の負担が軽減されることで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 ②-
8	有効性等	①: 適用数等 ①平成22年度:960件 平成23年度:396件 平成24年度:1,076件 ②過去の実績:大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった事例がなかったことから、実績はない。本租税特別措置の対象者は、大深度地下使用法に基づく大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなければならなくなった者を対象者としており、特定の者への偏りはない。 ②: 減収額 ① 【法人税】 平成22年度:18,777百万円(特別控除額)×0.3=5,633百万円 平成23年度:1,601百万円(特別控除額)×0.3=480百万円 平成24年度:16,263百万円(特別控除額)×0.3=4,878百万円 ※算出根拠:特別控除額×法人税率(30%) 【法人住民税】 平成22年度:5,633百万円×0.173=974百万円 平成23年度:480百万円×0.173=83百万円 平成24年度:4,878百万円×0.173=843百万円 ※算出根拠:法人税減収額×法人住民税率(17.3%) 【法人事業税】 平成22年度:18,777百万円×0.084=1,577百万円 平成23年度:1,601百万円×0.084=134百万円 平成24年度:16,263百万円×0.084=1,366百万円

		<p>※算出根拠: 損金算入額 × 税率 (8.4%)</p> <p>②-</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成 28 年度に 14,700ha に、平成 25 年度に 41.0% にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>本措置による権利者の合意形成の円滑化は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>① 権利者の生活再建等は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>② 大深度地下使用法においては、土地収用法等既存の法令と異なり、土地の使用に関する補償は不要としているが、当該土地(大深度地下)の使用により事業区域に存する資産の取り壊し又は除去しなくなればなくなった損失については補償することとしている。本特例措置は、大深度地下使用法に基づく事業の円滑な遂行のため、大深度地下の使用権の設定に伴い、資産を取り壊し又は除去しなくなればなくなった者の税負担を軽減するためのものであり、土地収用法に係る租税特別措置法上の適用が認められていることから、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。</p> <p>② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 の 役 割 分 担</p> <p>① 土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、権利者の円滑な生活再建を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>② なし</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相</p> <p>本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>

		当性	
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		<p>① 本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後 10 年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約 1090 地区、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>② 引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①について

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、補助制度等、他の要因の影響の大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又はあらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成 22 年度 75 件、23 年度 107 件、24 年度 17 件」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去（平成 22 年度～24 年度）の実績について、「自治体からのアンケート調査結果」と算定に用いた数値の典拠が示されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、アンケート調査の概要に係る説明が不足しているため、それを明らかにする必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について「平成 18 年度に……政策効果が現れている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（I-2-③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容②について

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② I-1-②記載の課題と同じ。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ I-2-③記載の課題と同じ。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等は「②平成22年度0件、23年度0件、24年度0件」と把握されているが(ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり)、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、収税減を是認するよう有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ I-2-⑪記載の課題と同じ。

④ I-2-④記載の課題と同じ。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について「平成19年度に35.6%・・・政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(Ⅱ-2-③参照)を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、適用数等について「適用実績がない」としているにもかかわらず、「平成19年度に35.6%・・・政策効果が現れている」と説明しているが、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

III 評価書記載の租税特別措置等の内容③について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ I-2-③記載の課題と同じ。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等は「③平成23年度0件、24年度0件」と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、収税減を是認するよう有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ I-2-⑪記載の課題と同じ。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について「密集市街地の区域内で・・・政策効果が現れている」と説明しているが、本租税特別措置等が

目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標(I-2-③参照)を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、適用数等について「適用実績がない」と把握しているにもかかわらず、「密集市街地の区域内で・・・政策効果が現れている」と説明しているが、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

IV 評価書記載の租税特別措置等の内容④について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「買入れは・・・測定指標は設定しない」として設定していないところ、本租税特別措置等の「土地買入れの円滑化」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果(存在)のみによって土地の買入れが可能になるとは考え難いので、土地譲渡の申出を行った者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い(寄与度)を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成22年度1件、23年度2件、24年度3件」と把握されているが(ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり)、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、収税減を是認するよう有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ I-2-⑪記載の課題と同じ。

④ I-2-④記載の課題と同じ。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

V 評価書記載の租税特別措置等の内容⑤について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「買入れは・・・測定指標は設定しない」として設定していないところ、本租税特別措置等の「土地買入れの円滑化」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の買入れが可能になるとは考え難いので、土地譲渡の申出を行った者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成22年度4件、23年度4件、24年度3件」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ① I-2-①記載の課題と同じ。
 - ④ I-2-④記載の課題と同じ。
 - ⑨ IV-2-⑨記載の課題と同じ。

VI 評価書記載の租税特別措置等の内容⑥について

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ I-2-③記載の課題と同じ。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成22年度0件、23年度0件、24年度4件」と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ① 減収額と効果を対比して説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について「東日本大震災・・・用地取得が行われている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成

にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（I-2-③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）

内容①、②について

都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」旨、土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」旨を定めている。

内容③について

「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとされており、同計画において密集市街地の解消が優先度や緊急性の高いものとして位置付けられている。

内容④について

7①《政策目的の根拠》の⑤について、以下のとおり修正する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）

第一条

この法律は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。

内容⑤について

7①《政策目的の根拠》の⑤について、以下の通り修正する。

都市緑地法（昭和48年法律第72号）

第一条

この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

内容⑥について

政策目的とその根拠となる規定の記載箇所は以下のとおり。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

＜政策目的＞豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進すること

＜政策目的の根拠＞同法第1条

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

内容③について

本措置の達成目標は、住生活基本計画に基づいているところ、同計画は国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本となる計画であるという性格に鑑み長期的な目標を提示する観点から、10年間が計画期間として定められており、同計画の計画期間である平成32年度までを達成目標時期として設定している。

また、本措置は平成16年度に創設されたものであり、当時の達成目標は「特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を協力を推進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。」と設定されていた。「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた8,000haについてはおおむね半減（平成22年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を平成32年におおむね解消するという住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）の目標を達成する必要がある。

内容④について

本特例措置創設時（昭和44年創設の恒久措置）における具体的な数値目標は設定されておらず、また、測定指標については、「施策上計画的な取り組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない」としているところであるが、過去3年間に6件の適用実績があり、古都における歴史的風土の保存に寄与していることは明白であることから、本特例措置等を引き続き実施することが適当である。

内容⑤について

本特例措置創設時（昭和48年創設の恒久措置）における具体的な数値目標は設定されておらず、また、測定指標については、「施策上計画的な取り組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない」としているところであるが、過去3年間に11件の適用実績があり、都市において良好な自然的環境の形成等に資する緑地の保全に寄与していることは明白であることから、本特例措置を引き続き実施することが適当である。

内容⑥について

要望時（平成6年度）の達成目標は、定性的（災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する）なものであったことから定量的に記載することはできない。政策評価法施行令の改正後、本特例措置については今回が初の評価であり、かつ、東日本大震災が発生し本特例措置を適用する事象が発生したため、達成目標を定量化して評価書に記載したところ。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

内容①、②について

租税透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、調査対象としている事業ではない事業も含まれた数値となっている。よって、より正確

【国交50】

な情報を把握するために自治体からのアンケート調査の結果をもって、適用数等を把握している。

内容③について

防災街区整備事業に関する税制上の措置は、法人税に係るものだけでなく、所得税に係るものも措置されており、平成23年・24年度においては、同事業に基づく権利変換を受ける法人が存しなかったため、適用の実績がなかったものである。

内容④について

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、調査対象としている事業ではない事業も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために自治体からのアンケート調査の結果をもって、適用数等を把握している。

内容⑤について

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、調査対象としている事業ではない事業も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために自治体からのアンケート調査の結果をもって、適用数等を把握している。

内容⑥について

租特透明化法に基づき把握される適用実績等に関する情報については、現在、平成23年度しか公表されていないところ。本特例措置については、過去3か年において平成24年度の実績であり同法に基づき把握される調査結果を用いることができないため、25年7月に実施した各市町村における実態調査により得られた情報を用いた。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

内容②について

本租税特別措置は恒久措置のため適用数等の所期（制度創設時）の想定について記録が存在せず詳細を確認できないため所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを把握できない。ただし、本措置は、市街地再開発事業及び区画整理事業において利用するものであり、適用数が想定外に僅少ではない。

内容③について

防災街区整備事業に関する税制上の措置は、法人税に係るものだけでなく、所得税に係るものも措置されており、平成23年度・24年度においては、同事業に基づく権利変換を受ける法人が存しなかったため、適用の実績がなかったものである。

内容⑥について

本措置については、所期において適用数等の想定を行っていないため、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明することは困難であるが、平成24年度の適用実績は過去5年間で最大（4件）となっており想定外に僅少な数値ではなく、今後も、25年度に約50件の適用が見込まれるなど本措置の活用が継続して見込まれているところであり、また、本措置は、集団移転促進事業計画において定められた移転促進区域内にある農地等を地方公共団体に譲渡した全ての法人に適用されることから、特定の者への偏りがあるものではない。

（参考）平成20～24年度平均1件（20年度：0件、21年度：0件、22年度：0件、23年度：0件、24年度：4件）

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

内容①、④及び⑤について

租特透明化法に基づき把握される情報については、租税特別措置法の条項ごとに集計されているため、調査対象としている事業ではない事業も含まれた数値となっている。よって、より正確な情報を把握するために自治体からのアンケート調査の結果をもって、減収額を把握している。

内容⑥について

租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができない理由は④のとおり、要望時（平成6年度）の目標を定量的に示せない理由は②で記載したとおりである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	<p>法人が有する土地等が、特定土地区画整理事業等以下のために買いとられる場合、二千万円を限度として、当該法人が土地等の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p> <p>①国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等が土地区画整理事業、市街地再開発事業等として行う公共施設の整備改善、宅地造成、共同住宅の建設等の事業等により買い取られる場合</p> <p>②都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業の事業予定地内において、事業計画の認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合</p> <p>③密集市街地整備法に基づく防災街区整備事業の事業予定地内において、事業計画の認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合</p> <p>④歴史的風土特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認められるものについて、その所有者から、行為の許可を受けられないため土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより買入の申出があり、府県等が買入れる場合。</p> <p>⑤特別緑地保全地区内の土地で、当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から、行為の許可を受けられないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより買入れの申出があり、都道府県等又は緑地管理機構が買入れる場合。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に規定する集団移転促進事業計画において定められた移転促進区域内にある農地等が当該事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合。</p>
3	担当部局	<p>都市局市街地整備課</p> <p>住宅局総務課民間事業支援調整室</p> <p>住宅局市街地建築課</p> <p>都市局公園緑地・景観課</p> <p>都市局都市安全課</p>
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>①昭和 44 年度 創設 昭和 48、49、50、59、平成 2、3、11、16 年度 拡充</p> <p>②平成 13 年度 創設</p> <p>③平成 16 年度 創設</p> <p>④昭和 44 年度 創設</p>

		<p>⑤昭和 48 年度 創設 平成 6、7 年度 拡充</p> <p>⑥平成 6 年度 創設</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>①②都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>③特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <p>④わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土の保存を図る。</p> <p>⑤都市において良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う特別緑地保全地区を保全し、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与する。</p> <p>⑥災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①②都市再開発法及び土地区画整理法において、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p> <p>③密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律において、防災街区整備事業の目的が位置づけられている。</p> <p>④古都保存法において、古都における歴史的風土の保存の目的が位置づけられている。</p> <p>⑤都市緑地法において、都市における緑地の保全の目的が位置づけられている。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律において、集団移転促進事業の目的が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>①②政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>③政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>④⑤政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>⑥政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①②社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した市街地再開発事業等の促進を図る。</p> <p>③地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成 22 年度 6,000 ヘクタール)について、平成 32 年度までに概ね解消することを目指す。</p>

	<p>④古都における歴史的風土を保存するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う歴史的風土特別保存地区において、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全を目的として行われる土地の買入れの円滑な実施を図る。</p> <p>⑤都市において良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、現状凍結的な厳しい行為制限を行う特別緑地保全地区において、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による保全を目的として行われる土地の買入れの円滑な実施を図る。</p> <p>⑥住民の居住に適当でないと認められる区域内における土地の買取りによる土地所有者の譲渡益について課税の特例を措置することにより、土地所有者の合意を早期に取り付け、当該区域内にある住居の集团的移転の円滑な推進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>①都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha に、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。</p> <p>②都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とすることを目標とする。</p> <p>③地震時等に著しく危険な密集市街地の面積をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>④買入れは、土地の所有者から府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。</p> <p>⑤買入れは、土地の所有者から都道府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。</p> <p>⑥当事業は、災害が発生した場合などに実施するものであり、あらかじめ成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではないが、東日本大震災の被災地域において、当事業を実施するための集団移転促進事業計画が 180 地区(24 市町村、平成 24 年度末)で策定されたことを踏まえ、これらの事業終了年度までの用地の取得の完了を目標とする。</p> <p>【事業終了年度】 平成 25 年度:31 地区 平成 26 年度:75 地区 平成 27 年度:71 地区 平成 28 年度: 2 地区 平成 30 年度: 1 地区</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>①②土地区画整理事業及び市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>③防災街区整備事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課</p>
--	---

		<p>税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展がはかられ、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>④本措置により、土地の買入れが円滑に実施され、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全が確実に実行される。本措置により、土地の買入れが円滑に実施され、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による特別緑地保全地区の保全が確実に実行されることにより良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与するものである。</p> <p>⑥本措置は、住民の居住に適当でないと認められる区域内における土地の買取りによる土地所有者の負担を軽減するものであり、これにより当該土地所有者の協力を得られやすくすることを目的としている。本措置により、土地の譲渡が活発化することで、当該区域内における住居の集团的移転の円滑な推進に寄与するものである。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>①平成 22 年度:75 件 平成 23 年度:107 件 平成 24 年度:17 件</p> <p>②平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件</p> <p>※現在、市街地再開発事業は全国約 150 地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。</p> <p>③平成 23 年度 0 件 平成 24 年度 0 件</p> <p>④平成 22 年度 1 件 平成 23 年度 2 件 平成 24 年度 3 件</p> <p>⑤平成 22 年度 4 件 平成 23 年度 4 件 平成 24 年度 3 件</p> <p>⑥平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:4 件</p> <p>※平成 25 年度は、東日本大震災の被災地域の市町村において約 50 件の適用が見込まれている。</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>①平成 22 年度:562 百万円×0.3=168 百万円 平成 23 年度:593 百万円×0.3=177 百万円 平成 24 年度:276 百万円×0.255=70 百万円 算出根拠:特別控除額×法人税率(30%及び 25.5%)</p> <p>④平成 22 年度:6 百万円×0.4069=2 百万円 平成 23 年度:28 百万円×0.4069=11 百万円 平成 24 年度:60 百万円×0.3801=23 百万円 算出根拠:特別控除額×法人実効税率(40.69%及び 38.01%)</p> <p>⑤平成 22 年度:80 百万円×0.4069=33 百万円</p>

		<p>平成 23 年度: 80 百万円 × 0.4069 = 33 百万円 平成 24 年度: 60 百万円 × 0.3801 = 23 百万円 算出根拠: 特別控除額 × 法人実効税率 (40.69% 及び 38.01%)</p> <p>⑥平成 22 年度: 0 円 平成 23 年度: 0 円 平成 24 年度: 22 百万円 × 0.255 = 6 百万円 算出根拠: 特別控除額 × 法人税率 (25.5%)</p> <p>※平成 25 年度は、東日本大震災の被災地域の市町村において、約 120 百万円の減収額が見込まれている。 470 百万円 × 0.255 = 120 百万円</p>
<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>①平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成 28 年度に 14,700ha に、平成 25 年度に 41.0% にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>②平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成 25 年度に 41.0% とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>③実績値 5,745ha (平成 23 年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれており、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>④本租税特別措置により、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全が確実に行われた。古都における歴史的風土を保存するため、引き続き当該措置が必要である。</p> <p>⑤本租税特別措置により、行為制限に対する土地所有者への代償及び都道府県等による特別緑地保全地区の円滑な買入れ及び保全が確実に行われた。都市において良好な自然的環境を形成している緑地を適切に保全し、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、引き続き当該措置が必要である。</p> <p>⑥東日本大震災の被災地域において、平成 23 年度から平成 24 年度末までの間に集団移転促進事業計画が策定された地区の数が 180 (24 市町村) となり、集団移転促進に向けた政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>①平成 18 年度に 3,878ha であった都市再生誘発量が平成 23 年度には 9,270ha に上昇しており、また、平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。</p> <p>②本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与するものである。</p>

		<p>平成 19 年度に 35.6% であった都市機能更新率が平成 24 年度には 40.0% に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については平成 25 年度に 41.0% とすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>③密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約 1% 向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成 32 年度までに、おおむね解消 (不燃領域率 40.0% 以上等) することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>④— (買入れは、土地の所有者から府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定していない。)</p> <p>⑤— (買入れは、土地の所有者から都道府県等に買入れるべき旨の申出があった場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定していない。)</p> <p>⑥集団移転促進事業計画が 180 地区 (24 市町村、平成 24 年度末) で策定され、東日本大震災の被災地域の集団移転の実施に向けた用地取得に必要な測量・地権者調査が開始されており、すでに平成 24 年度末において 4 件の用地取得が行われている。また、平成 25 年度以降、用地の取得が本格化する見込み (約 50 件) である。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 22 年度～平成 24 年度)</p> <p>①本措置による事業用地の先行買収の促進は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市再生誘発量及び都市機能更新率についても順調に達成されている。</p> <p>②市街地再開発事業においては、事業期間が長期にわたり、また権利者も多数になることから、施行者による土地の先行取得により事業の推進が図られることがあるが、対象土地の所有者にとっては、譲渡益に対する課税のあり方が、売却にあたっての極めて重要な判断要素となっている。本措置により、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展が図られ、現在事業中の全国約 150 地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p> <p>③本措置は密集市街地整備法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p> <p>④土地を保有し続けられれば厳しい行為制限を受ける土地所有者に対し、土地の譲渡にかかる優遇措置を講じることにより買入れを円滑化し、歴史的風土の保存のための府県等による保全を確実に行うことができる。</p> <p>⑤土地を保有し続けられれば厳しい行為制限を受ける土地所有者に対し、土地の譲渡にかかる特別措置を講じることにより買入れを円滑化し、都市において良好な自然的環境を形成している緑地の都道府県等に</p>
--	--	--

		<p>よる適正な保全を確実に行うことができる。</p> <p>⑥東日本大震災の被災地域において、住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域にある住居の移転は極めて公共性が高い反面、当該区域内に農地等を有する地権者にとって、譲渡益に対する課税のあり方が移転を判断する上での重要な要素となっており、平成24年度の減収額は6百万円であったが、他の手段では代替が困難であるため、税収減を是認するような効果が認められるものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>①②③用地の先行取得は個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p> <p>④⑤公共性の高い土地の買収を進めるにあたって、これに伴う譲渡者の税負担を軽減するものであり、譲渡者に対し一律に適用することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切。</p> <p>⑥移転促進地域内における農地等の買取りは非常に公共性の高い事業であり、当該農地等の買取りを進めるに当たりその所有者の負担を公平に軽減するためにも、土地の譲渡者に一律に税負担の軽減を適用する租税特別措置によることが適切である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>①②土地区画整理事業や市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>③防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の先行買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>④歴史的風土の保存に関しては、各種の補助制度等があるが、土地所有者から府県等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>⑤特別緑地保全地区の保全に関しては、保全に対する各種の税制や土地の買入れに対する補助制度があるが、土地所有者から都道府県等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。</p> <p>⑥防災のための集団移転促進事業に関しては、施行者である地方公共団体に対して住宅団地の用地取得費等を補助する制度があるが、本特例措置については、被災地域等の土地の所有者に対して特例措置を講じるものであり、明確な役割分担がなされている。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	①②③④⑤⑥-
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		<p>①本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区、市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>②本措置は都市再開発法に基づく市街地再開発事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。本措置は創設後10年を超えているが、現在市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し政策目標を達成する必要がある。</p> <p>③本措置は、創設後10年を経過したところ。防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要があり、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>④本措置は、土地の買入れを円滑化し、行為制限に対する土地所有者への代償及び府県等による保全により、歴史的風土の保存に寄与するものである。歴史的風土特別保存地区の土地の買入れ申し出は継続して発生していることから、今後も引き続き当該税制措置も運用し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>⑤本措置は、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を適切に保全する特別緑地保全地区について、土地の買入を通じて保全を推進しているところであり、これらは良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与している。特別緑地保全地区の土地の買入れ申し出は継続して発生していることから、今後も引き続き当該税制措置も運用し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>⑥本租税特別措置を引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 減取額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 51-1～国交 51-8）参照。

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定している測定指標（防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積及び地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は、各種税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税收減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「達成目標に向かって着実に増加」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明しているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①＜政策目的の根拠＞欄への補足説明）
政策目的とその根拠となる規定は以下のとおり。

＜政策目的＞

密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備を促進するために必要な措置を講ずることにより、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって公共の福祉に寄与すること。

＜根拠規定＞

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）

第1条 この法律は、密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備を促進するために必要な措置を講ずることにより、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

要望時（平成9年度）の達成目標は、定性的（密集市街地における効率的かつ円滑な防災街区の整備の促進）なものであったことから、定量的に記載することはできない。政策評価法施行令の改正後、本特例措置については、今回が初の評価であり、達成目標を定量化して評価書に記載した。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数の過去の実績についての算定根拠は、租特透明化法に基づき把握される情報（措置名：特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）及び各市町村における実態調査により得られた情報を併せたものである。同法に基づき把握される適用実績等に関する情報については、現在、平成23年度しか公表されていないところ。平成22年度及び24年度については、同法に基づき把握される調査結果を用いることができないため、同法に基づき把握される情報及び25年7月に実施した各市町村における実態調査により得られた情報を併せて活用することで精度を高めている。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置については、所期において適用数等の想定を行っていないため、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明することは困難である。

しかし、密集市街地の性質柄、法人所有の土地・建物が少ないこと等の理由により、適用件数自体は元々少ないことが想定されており、低位で推移しているが、平成24年度の適用実績は過去5年間の平均（2件）に比べ、想定外に僅少な数値ではなく、また、本措置は防災街区の整備のために行う公共施設の整備等の事業の用に供するため特定防災街区整備地区等にある土地等を譲渡した全ての法人に適用されることから、特定の者への偏りがあるものでもない。（参考）平成20～24年度平均2件（20年度：1件、21年度：3件、22年度：1件、23年度：3件、24年度：2件）

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績についての特別控除額の算定根拠については、租特透明化法に基づき把握される情報及び平成 25 年 7 月に実施した各市町村における実態調査により得られた情報により特別控除額を把握し、当該特別控除額の数値に法人税率を乗じて減収額を算出した。

23 年度以外に租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができない理由は上記④のとおり、要望時（平成 9 年度）の目標を定量的に示せない理由は上記②で記載したとおりである。

① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8 ③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

評価書「8 有効性等」「③効果・達成目標の実現状況」「《税収減を是認するような効果の有無》」欄における平成 22 年度から 24 年度の減収額については誤記であるため、「①減収額」欄に記載のとおり 22 年度が 1 百万円、23 年度が 9 百万円、24 年度が 2 百万円にそれぞれ修正を行う。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	法人がその有する土地等を、防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等の一定の事業の用に供するため、特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内にある土地等を地方公共団体又は防災街区整備推進機構に譲渡する場合、同一事業年度内の同一暦年中の譲渡について、年 1500 万円を限度としてその譲渡益を特別控除するものである。	
3	担当部局	都市局都市安全課	
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 9 年度 創設	
6	適用期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 密集市街地における効率的かつ円滑な防災街区の整備の促進。 《政策目的の根拠》 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律において、防災街区整備組合が行う促進地区内防災街区整備計画に適合する事業の目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 水害等の災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等に協力する土地所有者の負担を軽減し、地方公共団体等による事業用地の取得を容易にし、防災上危険な市街地の改善を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ① 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積を平成 28 年度末までに 13,000haとすることを旨とする。 ② 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成 32 年度末までに概ね解消することを旨とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置は、防災街区の整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成等に協力する土地所有者の負担を軽減するものであり、これにより土地所有者の協力を得られやすくすることを目的としている。本措置に

			より、事業の推進に寄与する土地の譲渡が活発化することで事業の進展が図られ、早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 22 年度：1 件 平成 23 年度：3 件 平成 24 年度：2 件</p> <p>本措置は、事業の用に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており対象者は偏っていない。 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画における密集市街地には個人が所有している木造の老朽家屋が多く、法人所有の土地・建物が少ないこと、また、当該制度を利用した事業は用地の取得に強制力を伴わないものであり、当該土地所有者の任意のタイミングにおいて土地が譲渡されることなどから計画策定から土地買取りまでに時間を要していることもあり、適用数が僅少であったものと思慮される。</p>
		① 減収額	<p>平成 22 年度：2 百万円×0.3 =1 百万円 平成 23 年度：30 百万円×0.3 =9 百万円 平成 24 年度：8 百万円×0.255=2 百万円 算出根拠：特別控除額×法人税率(30%及び 25.5%)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画が定められた全国 21 地区において事業が実施され、防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地の面積が増加するなど防災街区の整備の促進が図られており政策効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) ① 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地の面積は平成 24 年度末に 8,016ha となり、達成目標に向かって着実に増加している(平成 22 年度末は 6,158ha)。 ② 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積については、平成 23 年度末に 5,745ha と減少している(平成 22 年度末は 6,000ha)。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 22 年度～平成 24 年度) 特定防災街区整備地区及び防災街区整備地区計画が定められた全国 21 地区において事業が実施され(事業完了 4 地区、事業実施中 5 地区)、平成 22、23 年度の減収額は 1 百万円、平成 24 年度の減収額は 8 百万円であり、本特例措置により円滑な防災街区の整備の促進が図られ、火事や地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能が確保されている。これらの効果は減収額に替えられないため、税収減を是認するような効果があるものとする。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>用地の取得に係る時期や対象者は、あらかじめ予測ができないことから、補助金では予算を適切に手当することは行政の効率性の観点から非効率であり、その他の手段での公平な措置は困難。本措置は、該当土地所有</p>

			者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はなく、本措置を行うことが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>土地区画整理事業や市街地再開発事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の確保を主たる目的としている一方で、本措置は、円滑な用地の買収を目的とし、もって事業期間の短縮等による事業の着実な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本租税特別措置を引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標（中心市街地整備推進機構又は地方公共団体による、認定中心市街地区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって認定中心市街地区域内の再整備と活性化が促進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である」として設定されていないところ、仮に、「当該市街地の再整備と活性化の推進」という最終的アウトカムを測る測定指標の設定は困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。
 - なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の先行取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 過去において、税收減を是認するような効果が発現したのかについて説明していないため、本租税特別措置等の税收減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる

次の点検項目についても説明が不足している。

- ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置づけ（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 《根拠規定》
 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）において、以下のとおり定められている。
 （目的）
 第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本特例措置の適用件数、適用額等の過去の実績は、各地方自治体へのアンケート調査に基づき整理をしたものである。
 また、評価書に記載の適用実績は、全て個人に対する適用実績（所得税）であり、法人に対する適用実績（法人税）はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本特例措置の要望時の適用件数見込は年間8件（うち法人4件、個人4件）。これに対し、実績は平成21年度0件、22年度2件、23年度0件、24年度1件となっており、想定外に僅少となっていない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本特例措置の過去の実績は、各地方自治体へのアンケート調査に基づき整理をしたものである。
 また、評価書に記載の適用実績は、全て個人に対する適用実績（所得税）であり、法人に対する適用実績（法人税）はない。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 本特例措置の他に各種の補助制度があるが、それらは事業者等に対する優遇措置である。
 一方で本特例措置は、土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講ずるものであり、他の支援措置との役割分担は明確であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	(要件) 認定中心市街地の区域内にある土地等が地方公共団体又は中心市街地整備推進機構に買い取られる場合 (特例) 譲渡所得から1,500万円を特別控除 (根拠条文) 租特法 § 34 の2、§ 65条の4、§ 68条の75
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中心市街地整備推進機構又は地方公共団体による、認定基本計画の内容に即して行う公共施設の整備等に関する用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 政策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中心市街地整備推進機構又は地方公共団体による、認定中心市街地区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって認定中心市街地区域内の再整備と活性化が推進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により中心市街地整備推進機構又は地方公共団体に対する円滑な土地取得が行われ、当該市街地の再整備と活性化を推進するという政策の

		達成目標に寄与する。				
8	有効性等	① 適用数等 (適用件数 単位:件)				
		年度	平 21	平 22	平 23	平 24
		総件数	0	2	0	1
		うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡件数	0	0	0	0
		うち、地方公共団体に対する譲渡件数	0	2	0	1
	(適用金額 単位:百万円)	年度	平 21	平 22	平 23	平 24
	総額	0	20	0	15	
	うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡金額	0	0	0	0	
	うち、地方公共団体に対する譲渡金額	0	20	0	15	
	② 減収額 (単位:百万円)	年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	0	3	0	2		
うち、中心市街地整備推進機構に対する譲渡に係る減収額	0	0	0	0		
うち、地方公共団体に対する譲渡に係る減収額	0	3	0	2		
		減収額の算出は以下の通り行った。 【1件あたりの譲渡金額が1500万円以上の場合】 ・従前の土地の所有者が個人の場合:1500万円×0.15(税率)×件数 ・従前の土地の所有者が法人の場合:1500万円×0.3(税率)×件数 【1件あたりの譲渡金額が1500万円未満の場合】 ・従前の土地の所有者が個人の場合:譲渡金額×0.15(税率)×件数 ・従前の土地の所有者が法人の場合:譲渡金額×0.3(税率)×件数				
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平 21 年度～平 24 年度) 実績が僅少であり、政策目的が実現できているとは言い難い状況にあるが、当措置によって用地提供者の税負担を軽減することにより、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構による用地取得が円滑に行われるものと考ええる。					

		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平 21 年度～平 24 年度) 実績が僅少であるが、本措置により地方公共団体又は中心市街地整備推進機構による認定中心市街地区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化が図られるものと考ええる。
		《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平 21 年度～平 25 年度) 税収減額は上記②に記載のとおりである。 なお、本措置は類似する他の租税特別措置や補助事業等と一体として政策目標を達成しようとするものであり、本措置単独の効果測定することは困難である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 土地保有者が地方公共団体等へ土地を譲渡するにあたり、土地保有者の中には資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。資産の譲渡であることから補助金等他の手段は馴染まず、税負担の軽減により土地保有者に譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる政策誘導効果が得られる税制特別措置は手段として適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 土地を譲渡しようとする者に対して、税制特別以外の支援措置は講じられていない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。
10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本租税特別措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標（良好な景観形成に重要な公共施設の整備促進）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「具体的な測定指標はない」として設定されていないところ、仮に、「良好な景観形成に重要な公共施設の整備促進」という最終的アウトカムを測る測定指標の設定は困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。
 なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 過去3年間において適用実績がない中で、「良好な景観形成が促進されている」としているが、その根拠が明らかではないため、税収減を是認する効果の有無について適切に説明する必要がある。

- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、「他の手段になじまない」と説明されているが、当該理由の説明が必要と考えられるため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 評価書8. ①記載の適用数については、租特透明化法に基づく適用実態調査に係る財務省の依頼により、都市局公園緑地・景観課景観歴史・文化環境整備室にて景観行政団体に対して調査を行い、同省宛て提出している情報を用いている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本特例措置創設時（平成17年度創設の恒久措置）における想定件数は個人宛て及び法人宛て合わせて譲渡対象8件（平年度あたりの件数）。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 評価書8. ②記載の減収額については、租特透明化法に基づく適用実態調査に係る財務省の依頼により、都市局公園緑地・景観課景観歴史・文化環境整備室にて景観行政団体に対して調査を行い、同省宛て提出している情報を用いている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が所有する土地等を景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項4号口に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供する土地として、地方公共団体または同条第92条第1項に規定する景観整備機構に譲渡した場合に、譲渡した法人はその1500万円を上限として、譲渡所得から控除することができる。
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成17年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること ----- 《政策目的の根拠》 景観法(平成十六年六月十八日法律第百十号) 第一条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の策定を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 良好な景観形成に重要な公共施設の整備促進 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 良好な景観形成を図るためには、地方公共団体等により景観重要公共施設等が適切に保全・整備されることが重要であることから、景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業に際して土地の譲渡人の負担が確実に軽減され、良好な景観形成に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ) 本措置は景観重要公共施設整備の事業の用に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており、対象者は偏っていない。
		② 減収額	平成 22 年度:0 百万円 平成 23 年度:0 百万円 平成 24 年度:0 百万円 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 景観計画策定団体数は着実に増加しており(平成 22 年度 286 団体から平成 24 年度 384 団体に増加)、良好な景観形成が促進されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 本措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。 《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 景観計画策定団体数は着実に増加しており(平成 22 年度 286 団体から平成 24 年度 384 団体に増加)、良好な景観形成が促進されている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は譲渡所得の一定額を控除し当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであり、補助金等の他の手段にはなじまないことから、租税特別措置によることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		良好な景観形成を図るためには、地域の景観重要公共施設が適切に保全・整備されることが重要であるものの、短期間で効果が発現されるものではないため、今後も継続していくことによって、施策の有効性の把握に努めるものとする。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（都市再生整備推進法人又は地方公共団体による、都市再生整備計画区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「本措置以外の租税特別措置や補助事業が相まって都市再生整備計画区域の再整備と活性化が促進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である」として設定されていないところ、仮に、「当該市街地の再整備と活性化の推進」という最終的アウトカムを測る測定指標の設定は困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。

なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の先行取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる

次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「土地の円滑な譲渡と都市再生整備計画区域の整備推進に一定の貢献をしている」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置づけ（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 《根拠規定》
 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）において、以下のとおり定められている。
 （目的）
 第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本特例措置の適用件数、適用額等の過去の実績は、各地方自治体へのアンケート調査に基づき整理をしたものである。
 また、評価書に記載の適用実績の個人、法人別内訳は別紙のとおりである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本措置の要望時の適用件数見込は年間3件（うち法人1件、個人2件）。これに対し、実績は平成21年度114件、22年度58件、23年度55件、24年度24件となっており、本措置が有効に活用されているものと考えられる。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 上記④のとおり。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 本特例措置の他に各種の補助制度があるが、それらは事業者等に対する優遇措置である。一方で本特例措置は、土地等の譲渡者に対して、税制上の優遇措置を講ずるものである。

特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

（都市再生整備事業計画に記載された事業に必要な土地が地方公共団体又は都市再生整備推進法人に買い取られる場合）

1. 適用件数

【従前の土地の所有者が個人】（単位：件）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総件数	111	50	52	14
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡件数	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡件数	111	50	52	14

【従前の土地の所有者が法人】（単位：件）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総件数	3	8	3	10
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡件数	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡件数	3	8	3	10

2. 適用金額

【従前の土地の所有者が個人】（単位：百万円）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	288	348	336	84
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	288	348	336	84

【従前の土地の所有者が法人】（単位：百万円）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	23	99	25	87
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	23	99	25	87

3. 減収金額

【従前の土地の所有者が個人】（単位：百万円）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	43	52	50	13
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	43	52	50	13

【従前の土地の所有者が法人】（単位：百万円）

年度	平 21	平 22	平 23	平 24
総額	7	30	8	26
うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0
うち、地方公共団体に対する譲渡金額	7	30	8	26

減収額の算出は以下の通り行った。

【1件当たりの譲渡金額が1500万円以上の場合】

- ・従前の土地の所有者が個人の場合：1500万円×0.15（税率）×件数
- ・従前の土地の所有者が法人の場合：1500万円×0.3（税率）×件数

【1件当たりの譲渡金額が1500万円未満の場合】

- ・従前の土地の所有者が個人の場合：譲渡金額×0.15（税率）×件数
- ・従前の土地の所有者が法人の場合：譲渡金額×0.3（税率）×件数

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	(要件) 都市再生整備計画に記載された事業に必要な土地が地方公共団体又は都市再生整備推進法人に買い取られる場合 (特例) 譲渡所得から1,500万円を特別控除 (根拠条文) 租税法 § 34 の2、§ 65条の4、§ 68条の75
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成 25 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 19 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生整備推進法人又は地方公共団体による、都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市再生整備推進法人又は地方公共団体による都市再生整備計画区域内の用地の先行取得を促進することにより、当該市街地の再整備と活性化を推進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置以外の租税特別措置や補助事業が相まって都市再生整備計画区域の再整備と活性化が推進されることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により都市再生整備推進法人又は地方公共団体による円滑な土地取得が行われ、当該市街地の再整備と活性化を推進するという政策の達成目標に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	(適用件数 単位:件)					
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24	
			総件数	114	58	55	24	
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡件数	0	0	0	0	
			うち、地方公共団体に対する譲渡件数	114	58	55	24	
			(適用金額 単位:百万円)					
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24	
			総額	311	448	361	171	
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡金額	0	0	0	0	
			うち、地方公共団体に対する譲渡金額	311	448	361	171	
8	有効性等	② 減収額	(単位:百万円)					
			年度	平 21	平 22	平 23	平 24	
			総額	50	82	58	39	
			うち、都市再生整備推進法人に対する譲渡に係る減収額	0	0	0	0	
			うち、地方公共団体に対する譲渡に係る減収額	50	82	58	39	
			減収額の算出は以下の通り行った。 【1件あたりの譲渡金額が1500万円以上の場合】 ・従前の土地の所有者が個人の場合:1500万円×0.15(税率)×件数 ・従前の土地の所有者が法人の場合:1500万円×0.3(税率)×件数 【1件あたりの譲渡金額が1500万円未満の場合】 ・従前の土地の所有者が個人の場合:譲渡金額×0.15(税率)×件数 ・従前の土地の所有者が法人の場合:譲渡金額×0.3(税率)×件数					
			③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平 20.4~平 25.3) 件数、金額ともに減少傾向にあり、政策目的が十分に実現できているとはいえない状況にあるが、当措置により用地提供者の税負担を軽減することにより、地方公共団体又は都市再生整備推進法人による用地取得が円滑に行われるものとする。				

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間: 平 20.4～平 25.3) 個人地権者からの土地譲渡が適用件数の大半を占めており、本特例措置が、土地の円滑な譲渡と都市再生整備計画区域の整備推進に一定の貢献をしているものとする。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間: 平 20.4～平 25.3) 税収減額は上記②に記載のとおりである。 なお、本措置は類似する他の租税特別措置や補助事業等と一体として政策目標を達成しようとするものであり、本措置単独の効果を測定することは困難である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>土地保有者が地方公共団体等へ土地を譲渡するにあたり、土地保有者の中には資産保有意識が強く土地を最終的に手放すことに消極的な者も少なくない。 資産の譲渡であることから補助金等の手段は馴染まず、税負担の軽減により土地保有者に譲渡のインセンティブを与え、計画的な土地利用につながる政策誘導効果が得られる税制特例措置は手段として適切である。</p> <p>土地を譲渡しようとする者に対して、税制特例以外の支援措置は講じられていない。</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		引き続き存続する
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標の達成状況が説明されていないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域における歴史的風致の維持及び向上）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

- 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「具体的な測定指標はない」として設定されていないところ、仮に、「地域における歴史的風致の維持及び向上」という最終的アウトカムを測る測定指標の設定は困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。

なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 本特例措置創設時（平成20年創設の恒久措置）における目標は、「我が国の貴重な歴史資産と周囲の歴史的環境を一体として保全・整備し、歴史、文化等を活かしたまちづくりを推進する」とされており、具体的な数値目標は設定されていない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 評価書8.①記載の適用数については、租特透明化法に基づく適用実態調査に係る財務省の依頼により、都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境室にて認定都市に対して調査を行い、同省宛て提出している情報を用いている。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 評価書8.②記載の減収額については、租特透明化法に基づく適用実態調査に係る財務省の依頼により、都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境室にて認定都市に対して調査を行い、同省宛て提出している情報を用いている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するため、認定重点区域内の土地等(棚卸資産を除く。)を地方公共団体または歴史的風致維持向上支援法人に譲渡する場合に、法人にあっては年 1,500 万円を限度としてその譲渡所得から控除することができる。
3	担当部局	都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 歴史的風致維持向上支援法人等による、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するための用地等の取得を促進することにより、歴史的風致の維持向上に資するまちづくりの推進を図る。 《政策目的の根拠》 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年五月二十三日法律第四十号)第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という。)の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における歴史的風致の維持及び向上 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。

8	有効性等	① 適用数等 平成 22 年度:0 件 平成 23 年度:0 件 平成 24 年度:0 件 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ) 本措置は認定歴史的風致維持向上計画に定められた重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業に供する土地を買い取られた全ての法人を対象としており、対象者は偏っていない。
		② 減収額 平成 22 年度:0 百万円 平成 23 年度:0 百万円 平成 24 年度:0 百万円 (都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室調べ)
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 全国で 35 の地方公共団体が歴史的風致維持向上計画の認定を受け、当該計画に基づく取組を進めており、また、今後も歴史的風致維持向上計画の認定市町村数の増加が見込まれることから、本特例措置適用による地域における歴史的風致の維持及び向上が期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~24 年度) 本措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22~24 年度) 本制度が創設されて5年が経過しているものの、歴史的風致の維持向上を図るために必要な公共施設又は公用施設の整備は短期間でできるものではないため、現時点での効果は確認できない。 しかし、歴史的風致維持向上計画の認定都市数は着実に増加しており(平成 22 年度:22 都市認定から平成 24 年度:35 都市認定に増加)、今後も、認定都市は増加する見込みであるため、それに伴い、公共施設又は公用施設の整備も期待されることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例は、歴史的風致の維持向上に資するまちづくりの推進を図るため、認定歴史的風致の維持向上計画に記載された重点区域内の公共施設又は公用施設の整備に関する事業に協力する土地所有者等に対し、譲渡所得の一定額を控除し、当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであることから、補助金等の他の手段には馴染まない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の政策手段はない。

【国交51-5】

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	
11	評価結果の反映の方向 性	地域における歴史的風致の維持及び向上を図るためには、認定歴史的風致維持向上計画に定められた重点区域内の公共施設又は公用施設が適切に保全・整備されることが重要であるものの、短期間で効果が発現されるものではないため、今後も継続していくことによって、施策の有効性の把握に努めるものとする。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標（良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地のように供する土地として適しているものの適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「買取りは、土地の所有者から市町村長に対して買取りを申し出た場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組を進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない」として設定されていないところ、本租税特別措置等の「土地買入れの円滑化」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。

仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。

なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の買入れが可能になるとは考え難いので、土地譲渡の申出を行った者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等は、各年度実績なしと把握されているが、本租税特別措置等が適用される地方公共団体等による買取件数及び金額の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、適用数等及び減収額の説明が不足している。

[過去の実績]

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 7① 《政策目的の根拠》については以下のとおりである。
 生産緑地法（昭和49年法律第68号）
 第一条 この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、
 農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	法人の有する、生産緑地法第6条第1項に規定する生産緑地地区内の土地について、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障で国土交通省令第4条に定めるものを有するに至ったときに市町村長に対して買い取りを申し出た場合に、地方公共団体及び土地開発公社その他政令第2条で定める法人（以下、「地方公共団体等」という。）が買取る場合に、一千五百万円を限度として、当該法人が土地の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
3	担当部局	都市局公園緑地・景觀課、住宅局総務課民間事業支援調整室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度 創設 昭和50年 拡充
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資する。 《政策目的の根拠》 生産緑地法において、生産緑地地区を定める目的が位置づけられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市街化区域内にある農地等で、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものの適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 買い取りは、土地の所有者から市町村長に対して買い取りを申し出た場合においてはじめて措置されるものであり、施策上計画的な取組みを進めるべき性質のものではないため、測定指標は設定しない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、土地の買い取りが円滑に実施され、行為制限等に対する土地所有者への代償及び地方公共団体等による生産緑地地区の適正な保全が行われることにより、良好な都市環境の形成に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 平成22年度：0件 平成23年度：0件 平成24年度：0件

			(都市局公園緑地・景観課、住宅局総務課民間事業支援調整室調べ)
		② 減収額	平成 22 年度：0 百万円×40.69%=0 百万円 平成 23 年度：0 百万円×40.69%=0 百万円 平成 24 年度：0 百万円×38.01%=0 百万円 算出根拠： 特別控除額（都市局公園緑地・景観課、住宅局総務課民間事業支援調整室調べ）×法人税率（40.69%及び38.01%）
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 三大都市圏の特定市を中心に全国で約 1.4 万 ha の生産緑地が指定されているところであり、買い取り申出件数は、1,855 件（平成 24 年度実績）にのぼっている。今後も農業従事者の高齢化等を要因とする買い取り申出件数の増加が見込まれるところであり、本特例措置適用により公共用地の確保が期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 本特例措置については、過去 3 年度において適用実績は確認できなかった。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度～24 年度） 法人の農地所有割合は 1.3%（平成 22 年度、全国）と個人所有と比較して極端に少ないこと、また道路・公園等の公共事業による買収の場合は別の特例措置が適用となることなどから、過去 3 年度にける効果は確認できない。しかしながら、農業従事者の高齢化等により生産緑地の買い取り申出件数は増加してきており、今後も増加していくことが予想されることから、それにともない公共施設等の用地として買収されることが期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、生産緑地の買い取り申し出に基づく公共の用に供する土地の買取の円滑な実施を図るため、生産緑地の所有者に対し、譲渡所得の一定額を控除し、公共施設等の整備に要する事業の推進に寄与する。当該土地所有者の税制上の負担を軽減するものであることから、補助金等の他の手段にはなじまない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	生産緑地の保全に関しては、保全に対する各種の税制の特例措置があるが、土地所有者から地方公共団体等への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図るものは本措置のみであり、明確な役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	評価結果の反映の方向性		生産緑地の買い取りの申し出に的確に対応し、生産緑地を活用した公共施設の用に供する土地の確保の推進を図る必要がある。買い取り申し出と公共施設用地取得のタイミングが合致するケースは多くはないものの、今後も継続していくことによって施策の有効性の把握に努めるものとする。

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
----	--------------------	--

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（地域地区等の定められた区域等の譲渡）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha に、都市機能更新率を平成 25 年度に 41.0%とする）が、所期の目標として示されたものなのか不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量、都市機能更新率）の具体的内容を説明する必要がある、また、当該指標は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離して

いる場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明されているが、過去 3 年間において適用実績が確認されておらず、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 都市再開発法第1条において、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。」旨、土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」旨を定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(地域地区等の定められた区域等の譲渡) (国税)(法人税:義)(地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が有する市街地再開発促進区域等内の土地等が地方公共団体等に買取られる場合又は中心市街地活性化法等に規定する土地区画整理事業等において公益的施設等の用地とするための保留地を設けるために土地等を譲渡する場合には、譲渡直前の土地等の(棚卸し資産を除く)帳簿価格とその譲渡に要した経費の合計額を超える場合には、同一年内の譲渡について、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い額を当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 都市再開発法及び土地区画整理法において、当該事業の目的が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haに、都市機能更新率を平成25年度に41.0%とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 市街地再開発促進区域等は、市街地再開発事業等の推進のために都市計画に定めるものであるが、当該区域内における建築は許可制となっており、事業の推進に支障がある場合には許可に代え土地等を買取ることとしている。 本措置は、従前地権者の権利保護を実現することで、当該買取り制度を実現しているものであり、現在事業中の地区及び今後事業化が予定され</p>

			ている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
8	有効性等	① 適用数等	過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、土地区画整理事業及び市街地再開発事業については多数の事業が予定されており、今後の適用が見込まれる。 本措置は、市街地再開発促進区域等にある土地が地方公共団体等に買い取られる場合に幅広く利用されるものであり、該当する従前地権者全般が対象となり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、また、平成19年度に35.6%であった都市機能更新率が平成24年度には40.0%に上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。両指標についてはそれぞれ、平成28年度に14,700haに、平成25年度に41.0%にすることを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年) 本措置は土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に寄与しているが、これらの事業は、集約型都市構造の実現、防災上危険な密集市街地の解消や地方都市等における中心市街地の活性化といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置が適用される従前土地の買い取りは、個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 市街地再開発事業等に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共公益施設の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方、市街地再開発促進区域内等にある従前土地の買い取りは、事業の推進という公共の福祉の実現のため、個人の所有する資産について半強制的に実施されるものである。本措置は、当該買い取りの対価に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。	

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区、市街地再開発事業は全国約150地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（換地困難な場合の土地等の譲渡）	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分

② 本租税特別措置等による達成目標（都市再生誘発量を平成 28 年度に 14,700ha とする）が、所期の目標として示されたものなのかが不明確であるため、所期の目標を示した上で、当該目標が達成されているのかについて説明する必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生誘発量）の具体的内容を説明する必要がある、また、当該指標は、各種の税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づ

き把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本措置等によって土地区画整理事業及び市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明されているが、過去 3 年間に於いて適用実績が確認されておらず、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 土地区画整理法第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」旨を定めている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(換地困難な場合の土地等の譲渡) (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人が、土地区画整理法による一定の土地区画整理事業が施行された場合、建物等が建築基準法に規定する一定の建物等に該当し、換地を定めることが困難であることにつき清算金を取得する場合、譲渡直前の土地等の(棚卸し資産を除く)帳簿価格とその譲渡に要した経費の合計額を超える場合には、同一年内の譲渡について、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い額を当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成28年度に14,700haとすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である清算金等に係る課税のあり方が、事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に</p>

8	有効性等	① 適用数等	寄与するものである。 過年度の適用数は、平成22年度:0件、平成23年度:0件、平成24年度:0件となっている。上記期間中の適用実績はないものの、現在土地区画整理事業は全国約1090地区で事業中であり、今後の適用が見込まれる。本措置は、土地区画整理事業において換地処分により清算金等を取得し、代替資産を取得する者がおしなべて利用するものであり、適用数が想定外に僅少であったり、特定の者に偏ることはない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成18年度に3,878haであった都市再生誘発量が平成23年度には9,270haに上昇しており、本措置等によって土地区画整理事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成28年度に14,700haとすることを目標としており、その達成にあたり引き続き本措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本措置は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の推進に寄与しているが、同事業は、人口減少社会にむけた集約型都市構造の実現といった市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。 本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置の適用となる清算金の交付は、個別の地区の状況に応じて適切に行われるべきものであり、また、その数や時期も不特定である。それらを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	土地区画整理事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは公共施設等の整備促進や事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、当該事業の結果として従前の土地利用を実現することが困難として清算金が交付されることがあるが、これは公共の福祉の実現のため、従前地権者の資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該清算金等に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生等の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		本措置は創設後10年を超えているが、現在土地区画整理事業は全国約1090地区で事業が行われており、早期の事業完了が求められている。また、今後も新たな事業が予定されており、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 「環境基準を超過した戸数」で実現状況が説明されているが（＜点検結果表の別紙＞③参照）、当該基準を測定指標に用いることを前提とした目標水準及び達成時期を示すことが求められる。

また、当該基準は、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであり、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果について説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑨参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準が定められており、その達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進しているところである。現状（H23）、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域において、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは334.9千戸（13.2%）となっている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準が定められており、その達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進しているところである。現状（H23）、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域において、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは334.9千戸（13.2%）となっている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 分析対象期間において、適用実績がないことを把握している。なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「住宅宅地造成事業等のために土地等が譲渡した場合の所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準の達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等の対策を必要に応じて講ずるものであり、本措置のみをあらかじめ想定することは困難である。なお、沿道地区計画の区域において、沿道整備用地を取得する場合、土地を譲渡する者を限定しておらず全ての法人、個人が対象となるため、対象者が偏ることはない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 分析対象期間において、適用実績がないことを把握している。なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「住宅宅地造成事業等のために土地等が譲渡した場合の所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準が定められており、その達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進しているところである。現状（H23）、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域において、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは334.9千戸（13.2%）となっている。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 道路交通騒音に係る自動車騒音対策については、環境基準が定められており、その達成に向けて自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策及び沿道対策等を総合的に推進しているところである。現状（H23）、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域において、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは334.9千戸（13.2%）となっている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 まちづくりと一体となってより良い沿道環境の整備を図るため、沿道地区計画の区域内において沿道整備用地を取得する際、土地所有者に対して、譲渡所得の一定額を控除し、当該土地所有者の税制上の負担を軽くするものであり、補助金等の他の手段にはなじまないことから、本措置によることが適切である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 なお、土地を譲渡しようとする者に対して、税制特例以外の支援措置は講じられていない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人又は法人がその有する土地等を、沿道整備道路の沿道整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成又は建築物の整備に関する一定の事業の用に供するために地方公共団体又は一定の沿道整備推進機構に譲渡した場合には、年 1500 万円を限度としてその譲渡取得を特別控除するものである。
3	担当部局	道路局環境安全課道路環境調査室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 8 年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年五月一日法律第三十四号) 第一条 この法律は、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、沿道整備道路の指定、沿道地区計画の決定等に関し必要な事項を定めるとともに、沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標5 快適な道路環境等を創造する
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 道路交通騒音により生ずる障害の防止及び幹線道路の沿道にふさわしい土地利用、都市環境整備の実現 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 まちづくりと一体となってより良い沿道環境の整備を図るため、緩衝建築物の建築促進、地方公共団体又は沿道整備推進機構の用地取得の円滑化、沿道整備権利移転等促進計画に基づく円滑な権利移転等を促進する必要があり、本特例措置の適用により、土地所有者の税の負担が軽減さ

8	有効性等	① 適用数等	平成 22 年度から平成 24 年度の適用実績はなし。
		② 減収額	平成 22 年度から平成 24 年度の適用実績はなし。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、平成 24 年度において、11 路線 132.9km が沿道整備道路に指定されており、そのうち 10 路線 108.4km で沿道整備計画が策定されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、平成 24 年度において、11 路線 132.9km が沿道整備道路に指定されており、そのうち 10 路線 108.4km で沿道整備計画が策定されていることから、引き続き沿道環境の整備を推進するため、本特例措置の継続が必要である。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 道路交通騒音により生ずる障害を防止し、適正かつ合理的な土地利用により、円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成を図るためには、引き続き、用地の円滑な取得を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、収用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合、住宅地区改良法の改良住宅建設のため改良地区外の土地等を譲渡した場合等のように、その事業内容からみて土地等の買い取りを促進する必要があると認められる事業のための土地等の譲渡益について、特別控除を認めることは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本租税特別措置を引き続き継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金参入の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低減必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条に規定する「機構等は、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者に雇用されている労働者で本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見込まれるものの退職金の支払に係る資金の確保を図るため、機構にあっては国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて、特定事業主と退職金支払確保契約を締結」し、事業者は退職金の支払に必要な資金を掛金として機構に納付し、機構は、雇用者の離職時に事業者の請求に応じて事業者に給付するものであり、この掛金は、租税特別措置法第66条の11第1項第3号に規定する「機構が行う本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の規定による退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための同法第15条第1項に規定する退職金支払確保契約に係る掛金」であり、事業者は損金に算入することができる。
- 本州四国連絡橋の建設は、地域の自立等を強化し、道路ネットワークの形成に資することとなるが、一方、旅客船事業者は、その公共性から架橋時まで運行を継続する制約を負っており、架橋前に計画的、段階的に事業の廃止等を行うことが困難であるため、一時期に大量の離職者及び多額の退職金の支払を行わざるを得ない状況となるため、計画的に退職金の支払に必要な資金を積み立てる必要があることから、旅客船事業者に対し特別な措置を講ずることにより影響の軽減を図ることが必要である。
- なお、個人が機構と契約した掛金は、租税特別措置法第28条第1項第3号に規定する「機構が行う本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の規定による退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための同法第15条第1項に規定する退職金支払確保契約に係る掛金」であり、個人は必要経費に算入することができることとなっている。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルートの完成により、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みはないが、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法が現存する間は、租税特別措置法第66条の11第1項の特例は一体不可分であり存続の必要がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルートの完成により、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みはないが、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法が現存する間は、租税特別措置法第66条の11第1項の特例は一体不可分であり存続の必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条に基づく契約実績（減収額は、掛金総額に対する概算額）

	契約期間	掛金総額	人数	社数	減収額
・因島大橋関連	S56～S60	357百万円	118人	9社	86百万円
・大鳴門橋関連	S57～H元	1,317百万円	154人	3社	316百万円
・伯方・大島大橋関連	S59～S62	528百万円	112人	3社	127百万円
・瀬戸大橋関連	S59～H3	5,081百万円	977人	12社	1,219百万円
・生口橋関連	S63～H5	157百万円	88人	4社	38百万円
・明石大橋関連	H6～H13	4,472百万円	685人	8社	1,073百万円
・来島大橋等関連	H7～H13	1,740百万円	265人	8社	418百万円

国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルートの完成により、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みが立たない。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルートの完成により、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みが立たない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルートの完成により、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みが立たない。
- なお、平成13年度までの減収額の概算額は、3,276百万円である。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルートの完成により、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みはないが、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法が現存する間は、租税特別措置法第66条の11第1項の特例は一体不可分であり存続の必要がある。
- また、これまでに事業者及び離職者への対策が円滑に実施されてきており、税制上の特例の効果があつた。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）
 国家プロジェクトとして計画された本州四国連絡橋3ルートの完成により、平成13年度までに離職者に対する退職金の支払が終わり所期の目標は達成しており、現時点で明確になっている架橋計画がないため今後の利用見込みはないが、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等

【国交53】

に関する特別措置法が現存する間は、租税特別措置法第66条の11第1項の特例は一体不可分であり存続の必要がある。

また、これまでに事業者及び離職者への対策が円滑に実施されてきており、税制上の特例の効果があった。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

旅客船事業者は、その公共性から架橋時まで運行を継続する制約を負っており、架橋前に計画的、段階的に事業の廃止等を行うことが困難であるため、一時期に大量の離職者及び多額の退職金の支払を行わざるを得ない状況となるため、計画的に退職金の支払に必要な資金を積み立てる必要がある。

退職金の積立方法には、何種類かあるので比較をしてみる。

1) 退職給付引当金（平成14年度廃止）

退職給付引当金勘定に積み立てられた掛金のうち、退職金の一部が損金として非課税になるが、それ以外は課税対象となりなじまない。

2) 退職金準備積立金（社内）

その全てが課税対象となりなじまない。

3) 確定給付企業年金及び確定拠出年金

全て損金となるが、毎月一定の掛金で支給要件が60歳からとなっているため、数年で廃業する旅客船事業者への退職金の支払にはなじまない。

4) 中小企業退職金共済制度

全て損金となるが、毎月最大3万円までの掛金で積み立てるため、数年で廃業する旅客船事業者への退職金の支払にはなじまない。

本州四国連絡橋の建設を伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条で積み立てた掛金は、租税特別措置法第66条の11第1項の特定でその全てが損金に算入することが可能であり、また、掛金の上限もなく、旅客船事業者から請求があれば、機構は随時給付することが可能であるため、どの制度と比較しても本制度が旅客船事業者にとって必要かつ適切であり、円滑な旅客船対策に寄与するものと思われる。

さらに、この納付すべき額を補助金等で給付した場合、事業者が納付した金額の課税部分について法人税の納付（立替え）が必要となることや、事業者が納付した法人税相当額の請求等を行うこととなるため、事業者の事務が煩雑化することにより、当該措置の有効な活用に支障を来す恐れがある。

また、本優遇措置は、旅客船対策の一環として、交付金の交付等と合わせて本四特措法に規定しているものであり、本法で規定されていない補助金等で対応することになれば、旅客船対策以外の類似事例で補助金を求められるなどの弊害発生が予想される。

したがって、租税特別措置により手当ですることがより適切である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

交付金は、事業者が通常支払うべき退職金以上に退職金を支払う場合、事業者は実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けた場合、交付金を退職金の差額に充当することができることから、本件特例が通常支払うべき退職金であることとの役割分担はなされている（本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第10条～第12条）。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法」第15条の規定による退職金支払確保契約に係る掛金は損金に算入することができる。
3	担当部局	道路局総務課高速道路経営管理室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年創設 平成16年改正
6	適用期間	恒久税制
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る資金の確保。 《政策目的の根拠》 租税特別措置法第28条第1項(個人)、第66条の11第1項(法人) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条
		② 政策体系における政策目的の位置付け 「国土交通省政策評価基本計画」 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標22 国際・競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る掛金の納付を促す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いのための掛金の納付金額。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主において、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る掛金が納付されることにより、特定事業主は計画的かつ円滑に退職金の支払資金を準備することができ、離職者対策等の円滑な実施に寄与。
8	有効性等	① 適用数等 ○掛金(累計):13,652百万円 ○対象人数:2,399人 ○対象会社数:47社
		② 減収額 平成22年度実績 0百万円 平成23年度実績 0百万円 平成24年度実績 0百万円

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22～24 年度) 現在の本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路における円滑な輸送を確保し、並びに一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る影響の軽減を図るための再編基本方針に対する対応は、完了している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22～24 年度) 過去 3 ヶ年における本措置の適用は無い。 平成 22 年度実績 0 件 平成 23 年度実績 0 件 平成 24 年度実績 0 件</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22～24 年度) 対象期間においては、本措置の適用はなく、減収は発生していないが、これまで本措置を含む旅客船事業者及び離職者への対策が円滑に実施されてきている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法において規定される当該措置を含めた各種対策と合わせ、旅客船事業者及び離職者への対策が円滑に実施される制度であり、総合的な対策として妥当</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者が、本州四国連絡橋の供用に伴い余儀なくされることとなる事業規模の縮小等を行おうとするときは、それぞれの事業について、実施計画を作成し、大臣の認定を受けた場合については、交付金交付を受けることができる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 -</p>
10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収容等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①～③について
 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は、各種の税制や補助制度による影響等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 23 年度及び 24 年度においては適用実績なしと把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される法人の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
 (3) 以下のとおり、税収減を是認するよう有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するよう効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するよう効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等について著しく危険な密集市街地の面積について、平成 32 年度までに概ね解消することを目指す）の実現状況について、「密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約 1% 向上・・・政策効果が現れている」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

II 評価書記載の租税特別措置等の内容④について

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ I－(2)－⑤記載の課題と同じ。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ④⑦ I－(3)－④及び⑦記載の課題と同じ。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

I 評価書記載の租税特別措置等の内容①～③について

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することとされており、同計画において密集市街地の解消が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられている。
 - ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本措置は平成16年に創設されたものであり、当時の達成目標は「特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。」と設定されていた。「住生活基本計画」（平成18年9月19日閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた8,000haについてはおおむね半減（平成22年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を平成32年におおむね解消するという「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）の目標を達成する必要がある。
 - ③ 達成目標及び測定指標の設定（<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

防災街区整備事業は、おおむね、(1)事業の都市計画決定、(2)組合の設立・事業計画の認可、(3)権利変換計画の決定、(4)権利変換の処分、(5)土地の明渡し・工事の施行、(6)工事の完了・精算、(7)組合の解散というプロセスにより実施され、これらのプロセスが全て完了することで、密集市街地の解消という政策目的が実現される。これを踏まえると、本措置の測定指標については、個別税制の適用実績等により設定することは適当ではなく、防災街区整備事業の実施による密集市街地の面積の解消とすることが適当である。
- II 評価書記載の租税特別措置等の内容④について
- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

本措置は、公益上著しく支障があると判断される建築物に係る除却等（建築基準法第11条第1項）を円滑に実施し、同法第1条に規定される国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを実現するために、優先度が高いものとして位置付けられる。
 - ③ 達成目標及び測定指標の設定（<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

本措置は、課税の公平性を図り、公益上著しく支障があると判断される建築物に係る除却等（建築基準法第11条第1項）を円滑に行い、同法第1条に規定される国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを実現するために必要な措置であり、適時に適用されるものであるため、測定指標を設けることになじまない。

【国交54】

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本措置は、公益上著しく支障があると判断される建築物に係る除却等（建築基準法第11条第1項）に係る補償について、課税の公平性を図ることを目的としており、他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)</p> <p>① やむを得ない事情により防災街区整備事業の権利変換を希望しない場合の補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項3号の3)</p> <p>② 防災街区整備事業の権利変換における過小床不交付に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項3号の3)</p> <p>③ 防災街区整備事業の権利変換において新たな権利に変換されない権利に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項6号の2)</p> <p>④ 集団規定に適合しない建築物に対する是正措置に係る補償金についての課税の特例(租特法第64条第1項8号)</p>
2	租税特別措置等の内容	<p>① 防災街区整備事業の施行地区内の宅地の所有者等の従前権利者が、やむを得ない事情により、権利変換を希望せずに出転する場合の「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」(密集法)第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>② 防災街区整備事業の権利変換を受けた結果、従前権利者の床面積が過小となった場合の密集法第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>③ 従前資産に関して有する権利のうち、防災街区整備事業の権利変換により新たな権利に変換しないものに係る密集法第226条の規定に基づく補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該権利変換のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p> <p>④ 建築基準法の集団規定の適用を受けないが、公益上著しく支障がある建築物に対する措置に係る補償金を取得する場合、補償金の合計額と代替資産の取得金額との差額は、所得の金額の計算上その当該措置のあった日を含む年の譲渡所得について課税の繰り延べを認める。</p>
3	担当部局	住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	①～③:平成16年創設 ④:昭和41年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・①～③について 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災</p>

		<p>街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④について 公益上著しく支障のある建築物に対する措置を講じること等により、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③について 密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集して存すること、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により地震等によりいったん火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その改善整備は喫緊の課題となっている。 <p>防災街区整備事業は、老朽建築物を除却し、権利変換手続により地権者・住民の権利保護、居住の継続を図りつつ、防災機能を備えた建築物と公共施設を整備する極めて公益性の高い事業である。</p> <p>そこで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進するため、税制上の特例措置を講じることにより、防災街区整備事業を強力に促進することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④について 建築基準法第1条、第11条(建築基準法第3章の規定に適合しない建築物に対する措置)
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<ul style="list-style-type: none"> ①～③について 「住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)」において「地震時に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成23年12月27日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされているところ。 <p>政策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 水害等災害による被害の軽減 <p>施策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 11 住宅・市街地の防災性を向上する <p>業績指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 67 地震時に著しく危険な密集市街地の面積 <ul style="list-style-type: none"> ④について 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 <p>施策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③について 地震時に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消することを目指す。 ※ 最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等に於いて同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標(不燃領域率40%未満等)に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。 <ul style="list-style-type: none"> ④について 建築基準法による処分により資産が買い取られ又は消滅する場合に、その所有者等の負担を軽減することで、当該所有者等からの協力を得て、是正措置の円滑化を図る。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③について 地震時に著しく危険な密集市街地の面積 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③について 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中及び事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。 <ul style="list-style-type: none"> ④について 個人の所有する資産について公共のため又は社会福祉のため必要がある場合には、土地収用法その他の法令の規定に基づきその必要な資産が強制的に収用され、又は収用等を前提として買収されることがある。これらの規定と同様の趣旨で、建築基準法第11条は、集団規定の適用を受けないが、公益上著しく支障がある建築物に対する措置(当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止、使用制限)を定めるとともに、このような強制的な措置に係る補償についても義務付けているところである。 <p>この補償金については、所得の金額の計算上、益金算入されることとなるが、このような強制的な措置に伴い生じた所得の額に課税することは、その譲渡が個人の自由な意思に反するものであることから、税制上の特例措置を講じる必要があり、これに伴う補償に係る譲渡益に対する課税のあり方は、従前所有者等にとっては極めて重要な要素であるため、本特例により、税制措置の円滑な実施が図ることが可能となる。</p>
--	---------------------	--

8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用実績】</p> <p>①～④について、平成23年度及び平成24年度においては適用実績なし。 ※当該期間に権利変換を受けない法人が存しなかったため。</p> <p>【将来推計】</p> <p>・①～③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災街区整備事業における権利変換を予定する地区：7地区（平成25年4月1日時点） ・同地区において①～③の適用がある法人数の推計：28法人 <p>※これまでの防災街区整備事業における権利変換認可済（事業中を含む）6地区における法人数と同じ割合にて算出</p> <p>・④について</p> <p>課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。</p>
		② 減収額	①～④について、平成23年度及び平成24年度においては減収額なし。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <p>・①～③について</p> <p>実績値 5,745ha（平成23年度）</p> <p>住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。</p> <p>・④について</p> <p>課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <p>・①～③について</p> <p>密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成32年度までに、おおむね解消（不燃領域率40.0%以上等）することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>・④について</p> <p>課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用されるものである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年度・平成24年度）</p> <p>・①～③について</p> <p>本措置は密集法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p> <p>・④について</p> <p>本措置は、建築基準法による処分により資産が買い取られ又は消滅する場合に、その所有者等の負担を軽減するものであり、これにより所有者等の協力が得られやすくなり、処分の円滑化に資することとなる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、防災街区整備事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際等に利用するものであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者等に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・①～③について</p> <p>防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	<p>・①～③について</p> <p>本措置は、創設後10年を経過したところ。防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要があり、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p> <p>・④について</p> <p>本措置は、課税の公平性の観点から措置されているものであり、適時に適用することで、その所有者等の負担を軽減し、当該所有者等からの協力を得て、是正措置の円滑化を図る必要があることから、当該措置の継続は必要であると考えられる。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税取減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

詳細は次ページ以降（国交 55-1～国交 55-2）参照。

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標がいまだ達成されていないとしているが、「(1) 最低居住面積水準未達率」、「(2) 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」及び「(3) 新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率」については所期の目標が達成されていない原因の分析がなされておらず、更に「(4) 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率」については租税特別措置等を継続する理由が示されていないため、当該原因分析及び理由を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞②参照）。

- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、老朽化マンションの建替え等の転出者等の譲渡所得に係る特例措置、老朽化マンションの建替え等の施行者である組合の事業施行に係る特例措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑩ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

直近の要望は創設時の平成14年度。要望を行った際には達成目標が定められていないものの過去の政策評価の業務測定及びその他のマンション政策税制要望の達成目標の設定から下記を当該特例の所期の目標及び達成状況とする。

(1) 最低居住面積水準未達率

4.6% (H15) → おおむね0% (H22 ※後に目標達成年度をH27に延長)

[達成状況] 4.3% (H20)

(2) 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国、②大都市圏）

①42%、②37% (H15) → ①50%、②45% (H22 ※後に目標達成年度をH27に延長)

[達成状況] ①40%、②35% (H20)

(3) 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

75% (H15) → 90% (H27)

[達成状況] 79% (H20)

(4) 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

10% (H15) → 25% (H27)

[達成状況] 16% (H20)

上記業績指標は、5年に1度の調査の調査により把握しており、平成21年から24年までの実績値はない。(1)～(3)については、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できないこととなる。原因分析や課題の特定に当たっては平成24年度政策チェックアップ評価書内において、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要があるものとしている。(4)については目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報は、各号の実績値を把握することができないことから、認可権者である都道府県等に当該号の適用実績を聴取。その結果適用実績はなかった。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

権利変換に伴う譲渡所得が生じないことや、対象法人が現行の事業用資産の買替特例を選択する場合も想定され得ることから、当該対象3か年度において適用がないことは想定外に僅少ではない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報は、各号の実績値を把握することができないことから、認可権者である都道府県等に当該号の適用実績を聴取。その結果適用実績はなかった。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額については、過去3か年度におけるその適用実績はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する政令で定める資産について、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業が施行された場合において、同法の権利変換により施行再建マンションに関する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を取得した場合に、圧縮限度額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に参入することができる。
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 14 年度 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の老朽化したマンションの急増に対応して、法人が法に基づくマンション建替事業の権利変換手続きにおいて施行再建マンションの資産を取得し、施行マンションの資産を譲渡した場合の譲渡所得に係る法人税を圧縮記帳で損金算入することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 国土交通省政策評価基本計画 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平 20)→95%(平 32) ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平 20)→28%(平 32) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の老朽化マンションの増加に対応して、不良ストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保するため、法に基づく建替事業の円滑化を図ることは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとする政策目的の達成に寄与する。
		①: 適用数等 【過去の適用実績】 平成22～24年度 適用なし ※当該期間においては、権利変換を受ける区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、対象法人について権利変換による所得が生じなかったことによる。 【将来推計】 ・法に基づくマンション建替事業の権利変換を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・同地区において本特例の適用を受ける法人数の推計7法人 ※法に基づくマンション建替事業における事業完了地区の権利変換認可法人数の割合から算出。
	減収額	平成22～24年度 減収なし 本年7月に実施した各都道府県・指定都市等への租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づくマンション建替え事業認可件数 平成22年度 6件 1,210戸 平成23年度 6件 509戸 平成24年度 5件 450戸

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>耐震性に劣る老朽化マンションは地震の際に居住者自身を危険にさらすほか、倒壊により避難路を閉塞し周辺市街地環境に悪影響を及ぼすなど甚大な人的・経済的被害を及ぼす懸念がある。</p> <p>老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、建替え事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。</p> <p>本特例措置は法人区分所有者が権利変換で施行再建マンションに関する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権を取得した場合、従前資産の譲渡がなかったものとみなすものであり、法人税負担の軽減によって老朽化マンションの建替え事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命・身体・財産の保護に寄与するものであり、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。</p> <p>資産の取得に係る支援措置である本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し合意形成を円滑化しているところである。</p> <p>本特例措置は法人の区分所有者が権利変換に伴い資産を取得した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本租税特別措置等を引き続き維持する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

制度名	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 ・防災街区整備事業における権利変換に伴い取得した場合の課税の特例（租特法第65条第1項5号）	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、各種税制や補助制度等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成23年度及び平成24年度においては適用実績なし」と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑩ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税收減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税收減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用者数及び適用額を記載する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「密集市街地の区域内

で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、前述のとおり説明しているが、本租税特別措置の適用件数は、平成23年度以降0件であるため租税特別措置等の効果が過大に計上されていることから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本措置は平成 16 年に創設されたものであり、当時の達成目標は「特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。」と設定されていた。「住生活基本計画」（平成 18 年 9 月閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた 8,000ha についてはおおむね半減（平成 22 年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を 32 年におおむね解消するという「住生活基本計画」（平成 23 年 3 月閣議決定）の目標を達成する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義) ・防災街区整備事業における権利変換に伴い取得した場合の課税の特例 (租税法第65条第1項5号)
2	租税特別措置等の内容	防災街区整備事業の施行に伴い、権利変換により取得した資産について、当該資産取得価額から権利変換により譲渡した資産の価額を控除した額について課税の繰り延べを認める。
3	担当部局	住宅局市街地建築課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 16 年 創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性を推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 密集市街地は、狭小な敷地に老朽木造建築物が密集して存すること、細街路、行き止まり路が多い等公共施設の整備が不十分であること等により地震等によりいったん火災が発生した場合には、広範かつ甚大な被害が想定される市街地であり、その改善整備は喫緊の課題となっている。</p> <p>防災街区整備事業は、老朽建築物を除却し、権利変換手続により地権者・住民の権利保護、居住の継続を図りつつ、防災機能を備えた建築物と公共施設を整備する極めて公益性の高い事業である。</p> <p>そこで、防災上危険な密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を強力に推進するため、税制上の特例措置を講じることにより、防災街区整備事業を強力に促進することが重要である。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>「住生活基本計画(全国計画)(平成 23 年3月 15 日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成 23 年 12 月 27 日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされているところ。</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 67 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p>
	③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》

	及び測定指標	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消することを目指す。 ※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 従前地権者にとっては、従前資産の対価である補償金に係る課税のあり方が事業に対する極めて重要な判断要素となっており、本措置によって従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。これにより、現在事業中及び事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【過去の適用実績】 平成23年度及び平成24年度においては適用実績なし。 ※当該期間に権利変換を受けた法人が存しなかったため。</p> <p>【将来推計】 ・防災街区整備事業における権利変換を予定する地区：7地区(平成25年4月1日時点) ・同地区において①～③の適用がある法人数の推計：28法人 ※これまでの防災街区整備事業における権利変換認可済(事業中を含む)6地区における法人数と同じ割合にて算出</p>
	② 減収額	平成23年度及び平成24年度においては減収額なし。
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 実績値 5,745ha(平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 密集市街地の区域内で行う防災街区整備事業により不燃領域率が約1%向上しており、本措置によって防災街区整備事業が促進することによる政策効果が現れている。密集市街地における本指標については、平成32年度までに、おおむね解消(不燃領域率40.0%以上等)することを目標としており、その達成にあたり、引き続き本措置の継続が必要である。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23年度・平成24年度) 本措置は密集法に基づく防災街区整備事業の推進に寄与しているが、同事業は、防災上危険な密集市街地の解消という市街地整備における今日的課題に対し、特に効果的な手法としてあげられる。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、防災街区整備事業において一定の条件に該当する従前地権者が権利変換により補償金を取得し、代替資産を取得する際に利用するのであるが、条件に該当する従前地権者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本措置は、条件に該当する従前権利者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>防災街区整備事業に関しては、各種の税制や補助制度があるが、それらは事業費の円滑な確保を主たる目的としている。一方で、これらの事業は、その過程で地区内に従前資産の対価として補償金が交付されることが制度上認められているが、これらは公共の福祉の実現のため個人の所有する資産について半強制的な権利の変換を行った結果である。本措置は、当該補償金に係る課税の負担を減少することで、従前地権者の権利保護を実現するものであり、他の措置とは明確な役割分担がなされているものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	<p>本措置は、創設後10年を経過したところ、防災上危険な密集市街地の解消に資する防災街区整備事業は、今後、更なる推進を図る必要がある、事業を円滑に実施し、政策目標を達成する必要がある。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標がまだ達成されていないとしているが（＜点検結果表の別紙＞②参照）、「（1）最低居住面積水準未達率」、「（2）子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」及び「（3）新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率」については所期の目標が達成されていない原因の分析がなされておらず、更に「（4）共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率」については租税特別措置等を継続する理由が示されていないため、当該原因分析及び理由を明らかにすることにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（「新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率」及び「共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率」）は、老朽化マンションの建替え等の転出者等の譲渡所得に係る特例措置、老朽化マンションの建替え等の施行者である組合の事業施行に係る特例措置等、他の政策手段の効果の影響の大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、本租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（「大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る」及び「住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る」）の実現状況について、把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

直近の要望は創設時の平成14年度。要望を行った際には達成目標が定められていないものの過去の政策評価の業務測定及びその他のマンション政策税制要望の達成目標の設定から下記を当該特例の所期の目標及び達成状況とする。

（1）最低居住面積水準未達率

4.6%（H15）→おおむね0%（H22 ※後に目標達成年度をH27に延長）

[達成状況]4.3%（H20）

（2）子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国、②大都市圏）

①42%、②37%（H15）→①50%、②45%（H22 ※後に目標達成年度をH22に延長）

[達成状況]①40%、②35%（H20）

（3）新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率

75%（H15）→90%（H27）

[達成状況]79%（H20）

（4）共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 10%（H15）→25%（H27）

[達成状況]16%（H20）

上記業績指標は、5年に1度の調査の調査により把握しており、平成21年から24年の実績値はない。（1）～（3）については、実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標を達成できないこととなる。原因分析や課題の特定に当たっては平成24年度政策チェックアップ評価書内において、これまで講じてきた事務事業の実施状況等に対する評価のほか、世帯構成の変化、平均年収の推移等の外部的要因が与える影響についても考慮しつつ、検討を行っていく必要があるものとしている。（4）については目標値の達成に向けたトレンドを上回っている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報は、各号の実績値を把握することが出来ないことから、認可権者である都道府県等に当該号の適用実績を聴取。その結果適用実績はなかった。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

権利変換に伴う譲渡所得が生じないことや、対象法人が現行の事業用資産の買替特例を選択する場合も想定され得ることから、当該対象3か年度において適用がないことは想定外に僅少ではない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される情報は、各号の実績値を把握することが出来ないことから、認可権者である都道府県等に当該号の適用実績を聴取。その結果適用実績はなかった。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

減収額については、過去3か年度におけるその適用実績はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する土地等が、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業が施行された場合において、同法の売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合で、譲渡により取得した対価の額又は資産の価額が、譲渡した土地等帳簿価額等の価額を超えるときは、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に参入する。
3	担当部局	国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後の老朽化したマンションの急増に対応して、法人が法に基づくマンション建替事業の売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合の譲渡所得に係る法人税を1,500万円まで損金算入することにより、耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る。 《政策目的の根拠》 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定) 目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備 ① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 目標2 住宅の適正な管理及び再生 住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省政策評価基本計画</p> <p>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。 ・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平20)→95%(平32) ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平20)→28%(平32) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今後の老朽化マンションの増加に対応して、不良ストックを解消し、安全・安心で良好な居住環境を確保するため、法に基づく建替事業の円滑化を図ることは住生活基本計画の目標等にも適合しているところであり、当該事業の費用負担を軽減する租税特別措置等の達成目標実現により、老朽化マンションの再生を推進するとする政策目的の達成に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>【過去の適用実績】 平成22～24年度 適用なし ※当該期間においては、権利変換を受けずに転出する区分所有者のほぼ全員が個人であったこと、やむを得ない事情に該当し補償金を受ける法人が存しなかったことによる。</p> <p>【将来推計】 ・法に基づくマンション建替事業を予定する地区:23地区(平成25年4月1日現在) ・同地区において権利変換をせずに補償金を受け転出する法人数の推計14法人。 ※法に基づくマンション建替事業における事業完了地区の権利変換認可を受けなかった法人数の割合から算出。</p>
	減収額	<p>平成22～24年度 減収なし 本年7月に実施した各都道府県・指定都市等への租税特別措置等の利用状況調査結果を使用。</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度) 老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づくマンション建替え事業</p>

			<p>認可件数 平成22年度 6件 1,210戸 平成23年度 6件 509戸 平成24年度 5件 450戸</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22～24年度) 耐震性に劣る老朽化マンションは地震の際に居住者自身を危険にさらすほか、倒壊により避難路を閉塞し周辺市街地環境に悪影響を及ぼすなど甚大な人的・経済的被害を及ぼす懸念がある。 老朽化マンションのストック数は今後急速に増加していく見込みであり、建替え事業の推進は必要不可欠であるが、事業実施の合意形成にあたっては、区分所有者の費用負担の問題が最も大きい。 本特例措置は法人区分所有者が売渡請求又は買取請求により土地等が買い取られる場合(やむを得ない事情があったと認められる場合として政令で定める場合に限る。)、若しくは同法の権利変換を希望しない旨の申出に基づき権利変換により補償金(やむを得ない事情により申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得した場合、譲渡所得に係る法人税を1,500万円まで損算入するものであり、法人税負担の軽減によって老朽化マンションの建替え事業を円滑に促進させるものであることから、国民の生命・身体・財産の保護に寄与し、税収減を是認できる効果を有する特例措置である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>老朽化マンションの建替えの円滑化のためには、区分所有者間の合意形成の円滑化が必要不可欠。合意形成の最大の阻害要因は費用負担の問題であり、租税特別措置による資金面での支援は有効かつ重要である。 資産の譲渡に係る支援措置である本特例措置は、個別に補助金の申請手続きを求めて交付する場合と比べ、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた手段である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に規定するマンション建替え事業においては、他の支援措置として租税特別措置法等において再建マンションに継続居住する若しくは地区外に転出する個人の区分所有者の所得税・住民税に係る税制特例や施行者が事業上必要となる登記に係る税制特例等の支援措置を講じることにより費用負担を軽減し合意形成を円滑化しているところである。 本特例措置は法人の区分所有者が資産譲渡した場合の税制特例であり、個人の区分所有者や施行者への費用負担を軽減する税制特例とは対象を異にしており、その役割を分担している。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	本租税特別措置等を引き続き維持する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

① 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置によって土地等の円滑な取得が図られたと説明されているが、鉄道事業者による土地等の取得に本租税特別措置がどの程度寄与したのかが明らかでないため、本租税特別措置等が適用件数に与える効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく「第3次社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）及び「国土交通省重点政策」には、東日本大震災からの復興加速、国民の安全・安心の確保、国際競争力強化などによる経済の活性化、地域の活性化と豊かな暮らしの実現などのための社会資本整備の効率的な推進が位置付けられており、その大前提として、本租税特別措置を講ずることにより、円滑な鉄道事業用地の取得を進めることが不可欠である。

「第3次社会資本整備重点計画」（抜粋）

重点目標2 我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する

2-1 世界的な競争に打ち勝てる大都市や国際拠点空港・港湾の機能拡充・強化とアクセス性の向上や、官民連携による海外プロジェクトの推進

(1) 国際競争力の基盤整備

- ①都市機能の高度化及び都市交通ネットワーク整備
- ②国際交流拠点の機能拡充・強化

2-2 それぞれの地域が持つ魅力や強みを引き出すことによる地域の活力の維持・向上

(2) 基幹となる交通・物流ネットワークの整備

重点目標3 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する

3-1 持続可能でエネルギー効率の良い暮らしのモデルの形成と国内外への普及・展開

(1) 都市における暮らしの低炭素化

3-2 少子・高齢化社会においても誰もが安全・安心して暮らすことができる社会への転換

(1) 都市機能の集約化・街なか居住の推進、地域内の移動円滑化

「国土交通省重点政策」（抜粋）

II. 分野別施策

1. 東日本大震災からの復興加速

○インフラの復旧・整備

3. 国際競争力強化などによる経済の活性化

○国際競争力強化のための基盤・環境整備

4. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○公共交通の充実

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置により、鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるという所期の目標が達成されている。今後も、鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めていくためには、本租税特別措置が必要不可欠である。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- ・ 本租税特別措置の適用件数及び適用額の過去の実績は、事業施行者に対し、平成22年度～24年度に土地収用法（昭和26年法律第219号）上の認定を受けた事業に関する地権者数、補償金の額を聞き取り調査し、これに基づき記載したものである。適用件数には地権者数を、適用額には補償金の額をそれぞれ記載している。
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）に基づく実態調査では、鉄道事業用地の収用に係るもの以外のものも含まれており、内訳が分からないため、独自の調査を実施した。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用数は、鉄道事業用地として確保する必要がある土地の地権者数であり、所期の想定と比較して、想定外に僅少とはなっていない。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- ・ 圧縮限度額として用いた補償金の額は、適用額と同じである。したがって、

平成22年度	1,164百万円
平成23年度	498百万円
平成24年度	58百万円

 である。
- ・ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）に基づく実態調査では、鉄道事業用地の収用に係るもの以外のものも含まれており、内訳が分からないため、独自の調査を実施した。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成22年度に349百万円、23年度に149百万円、24年度に16百万円の減収額がそれぞれ発生しているが、この減収額は、平成22年度～24年度に土地収用法上の認定を受けた事業について、起業者が土地所有者に対して支払った補償金の額を圧縮限度額と想定し、圧縮限度額×税率30%（平成24年度については税率28.05%）の減収があったものとして算出している。一方で、鉄道事業用地の収用は、鉄道の新線建設等といったインフラ整備を目的とするものであり、定量的な把握を行うことはできないものの、その経済効果は減収額をはるかに上回るものとなる。当該事業の実施は、用地の取得がなければ当然実施することはできないため、本租税特別措置に関する税収減是認効果はあると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用され、法人が補償金を取得し、その補償金により代替資産の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	鉄道局 総務課 企画室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 26 年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄道事業の用に供する土地等の取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 23 整備新幹線の整備を推進する 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 23 整備新幹線の整備を推進する 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 鉄道事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による鉄道事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 【過去の適用実績(国土交通省調べ(推計))】 平成 22 年度 24 件 1,164 百万円 平成 23 年度 24 件 498 百万円 平成 24 年度 8 件 58 百万円 (推計方法) 鉄道事業の用に供する土地等の取得の円滑化・迅速化により効率的な事業を推進するという政策目的における租税特別措置の効果进行分析するためには、当該土地等に係る適用額を把握することが適切であること、また、本租税特別措置は対象が広範囲に及んでいることから、対象を平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業に限定して独自の調査を実施し、件数及び適用額を記載している。

2	減収額	【減収額(国土交通省調べ(推計))】 平成 22 年度 349 百万円 平成 23 年度 149 百万円 平成 24 年度 16 百万円 (推計方法) 平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業について、起業者が土地所有者に対して支払った補償金の額を圧縮限度額と想定し、圧縮限度額×税率 30%(平成 24 年度については税率 28.05%)の減収があったものとして算出している。
		《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度) 平成 22 年度～24 年度に土地収用法上の認定を受けた事業について、平成 24 年度末において 95,105 m ² (国土交通省調べ)の土地が鉄道事業用地として確保された。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度) 本租税特別措置が適用されることにより、鉄道事業の用に供する土地等の円滑な取得が図られ、効率的な事業の推進に寄与した。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～24 年度) 本租税特別措置によって、事業施行者による鉄道事業用地の収用が円滑に行われることになるため、効率的な事業の実施が可能になるとともに、鉄道整備の効果的な推進が図られることから、本租税特別措置による税收減を是認する効果の有るものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本租税特別措置は、事業施行者による鉄道事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。
10	有識者の見解	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中部国際空港整備準備金	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の達成目標（中部国際空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中部会社の貸借対照表の改善状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

中部国際空港整備準備金制度は、資産（空港用地等）の取得に要した借入金膨大であり、支払利子負担が大きく、中部国際空港株式会社の財務体質の健全化を図るため、土地の取得価額を基礎として、準備金の積立てを認めることにより法人税の課税を猶予するものである。

本措置は、所期の目標と現行の目標（中部国際空港株式会社の財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る）が同じであり、繰越欠損金が解消され次第適用が見込まれるものであることから、引き続き本措置を実施する合理性がある。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

政府保証債、政府出資金の国の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。

一方、本措置は、多額の債務の早期かつ確実な返済を期すための支援をするものであるため、役割分担はなされている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中部国際空港整備準備金(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	中部国際空港株式会社(以下「中部会社」)が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、空港用地の取得価額の10%相当額と、累積限度基準額から当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を控除した金額とのいずれか低い金額(当期の所得の3分の2相当額を限度)を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。
3	担当当局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設
6	適用期間	平成25年4月1日から政府が保証契約をしている債務の返済の完了が予定されている平成47年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中部国際空港は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港の一つであり、航空ネットワークを強化することにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の国際競争力の強化等に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年法律第36号) 第一条 この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資することを目的とする。 第二条 中部国際空港は、国際航空輸送網の拠点となる空港として、愛知県の地先水面で政令で定める位置に設置するものとする。 ・空港法(昭和31年法律第80号) 第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。 第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。 三 中部国際空港 4 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第四条第一項の規定による指定があったときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。 ・空港の設置及び管理に関する基本方針(平成20年国土交通省告示第1504号) 第三 空港の運営に関する基本的な事項 7 空港会社の運営のあり方 空港会社については、国際拠点空港としての公共的な役割や、独占性、代替不可能性といった事業特性に鑑み、効率的でかつ自立した経営を確保するための措置を講じてきている。今後も、創意工夫を発揮した的確な空港運営を可能ならしめるため、その自主性を最大限尊重した経営環境・体制

		<p>整備を講じることとする。</p> <p>空港会社は、自らの運営する国際拠点空港の公共的な役割を十分認識し、(中略)、我が国の航空ネットワークにおける重要性を踏まえ、航空機の安全運航の確保のほか、我が国の国際航空需要に応えるよう適切な方策を講じることとし、会社経営の効率化、利用者の便益の増進、周辺地域・経済団体等と協力した利用促進策の実施等を図って、継続的かつ安定的で適正な空港運営を行い、もって我が国の国際競争力の強化に貢献すべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、国は、空港会社に対して、(中略)、事業運営が適切に行われるよう関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。</p> <p>・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)</p> <p>中部国際空港においては、旅客の利便性向上など国内線の利用促進のための取組を行う等、国内路線就航のための環境整備を図る。</p> <p>中部空港については、将来の完全24時間化という課題を見据え、国内空港で唯一超大型貨物のシー&エア輸送に対応可能な施設などの既存ストックの有効活用等による一層の需要拡大に向けた取組を進める。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」</p> <p>施策目標24「航空交通ネットワークを強化する」に包含</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中部国際空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>中部会社の貸借対照表の改善状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置を講ずることにより、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用実績: なし ・将来推計: 中部会社の繰越欠損金が解消され次第、適用が見込まれる。 <p>② 減収額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用実績: なし ・将来推計: 中部会社の繰越欠損金が解消され次第、減収が見込まれる。 <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成10年4月～平成25年7月)</p> <p>本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、政策目的は、より一層推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成10年4月～平成25年7月)</p> <p>本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、効果は今後発現していく。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成10年4月～平成25年7月)</p> <p>本措置は平成25年4月以降、かつ繰越欠損金が解消され次第適用されるものであるため、本措置が適用されれば、効果は今後発現していく。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>中部会社は資産の取得に必要な資金の大部分を借入金等によらざるを得ず、財務体質は脆弱な状況である。</p> <p>このため、空港建設費用の相当部分を占める土地の造成費用を準備金の積立対象にすることにより、他の減価償却資産と同様に費用化するのと同等の効果が与えられることとなるため、同会社の財務体質の健全化が図られ、中部国際空港の整備・運営を円滑に行えるものとなる。</p> <p>よって、本措置は妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>政府保証債等による資金調達の際の信用力の補完等により空港の整備・運営を支援することと、本措置以外の税制上の特例措置が相まって政策目的を達成する。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	本措置により、中部会社の財務体質の健全化が図られ、航空ネットワークの強化や国際競争力の強化が促進されるものであるため、引き続き存続すべき制度である。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「買取証明書の実績額に基づく推計値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値が不明なため（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の実態に関し、算定に用いた数値を明らかし、説明する必要がある。

⑨ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置によって公共事業用地の円滑な取得が図られたと説明されているが、事業者による土地等の取得に本租税特別措置がどの程度寄与したのかが明らかでないため、本租税特別措置等が適用件数に与える効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
政策目的の根拠について、根拠規定としては空港法（昭和31年法律第80号）が該当する。
空港法（昭和31年法律第80号）
第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は昭和42年に創設されたもので、創設の段階で所期の目標を設定していたか否か記録がなく詳細を確認できない。また、創設後においても、空港の事業の円滑な実施を図る上で、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、目標を設定しておらず、所期の目標を示すことは困難である。
本措置は、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図るため、必要なものである。これまで、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぐことにより、空港周辺の地域の住民等の理解と協力を得、空港の事業の円滑な実施を図ることができ、本措置の存在意義は果たしてきたところである。
また、今後も、収用を余儀なくされた土地所有者について収用に伴う資産の目減りを防ぎ、以後の理解と協力を得るために、措置する必要があるものである。以上のことから、本租税特別措置は、今後も存続させる必要があると考えている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。
そのため、適用数の把握に同情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置は、空港用地内の土地所有者の意思に基づいて適用されるものであり、その適用数は毎年変動するものであるが、これまで毎年一定の実績があり、想定外に僅少ではない。また、対象者は空港用地内の土地所有者が対象となっており、特定の者に偏ったものではない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、便宜上買取証明書の契約額に法人税率（30%）を乗じた額を算定。

また、租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。

そのため、適用数の把握に租特透明化法に基づき把握される情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置は、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図るものである。空港の事業の円滑な実施に当たっては、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、本租税特別措置の存在自体に意義があるため、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、効果・達成目標の実現状況を記載することになじまない。しかし、本租税特別措置の存在によって、これまで空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図ることができており、このような状況に鑑みれば、平成22年度0百万円、23年度2百万円、24年度2百万円という減収額は是認するに足りるものであると考える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する資産又は権利について、土地収用法等の規定によって収用、買取等がなされ、補償金等を取得し、その補償金等により収用により譲渡した資産と同種の資産(代替資産)の取得等をした場合、圧縮限度額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 42 年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 (成田国際空港) 平成 22 年度 : 16 件 平成 23 年度 : 6 件 平成 24 年度 : 8 件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額 (成田国際空港) 平成 22 年度 : 0 百万円 平成 23 年度 : 2 百万円 平成 24 年度 : 2 百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。

9	相当性	③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、成田国際空港で 30 件の土地の買入れを実施。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度~平成 24 年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
		① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置はない。
10	有識者の見解	③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない
		④ 有識者の見解 -
		⑤ 評価結果の反映の方向性 引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「買取証明書の実績額に基づく推計値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値が不明なため（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）、減収額の実態に関し、算定に用いた数値を明らかし、説明する必要がある

⑨ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置によって公共事業用地の円滑な取得が図られたと説明されているが、事業者による土地等の取得に本租税特別措置がどの程度寄与したのかが明らかでないため、本租税特別措置等が適用件数に与える効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
政策目的の根拠について、根拠規定としては空港法（昭和31年法律第80号）が該当する。
空港法（昭和31年法律第80号）
第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は昭和42年に創設されたもので、創設の段階で所期の目標を設定していたか否か記録がなく詳細を確認できない。また、創設後においても、空港の事業の円滑な実施を図る上で、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、目標を設定しておらず、所期の目標を示すことは困難である。
本措置は、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図るため、必要なものである。これまで、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぐことにより、空港周辺の地域の住民等の理解と協力を得、空港の事業の円滑な実施を図ることができ、本措置の存在意義は果たしてきたところである。
また、今後も、収用を余儀なくされた土地所有者について収用に伴う資産の目減りを防ぎ、以後の理解と協力を得るために、措置する必要があるものである。以上のことから、本租税特別措置は、今後も存続させる必要があると考えている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租税透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。
そのため、適用数の把握に同情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置は、空港用地内の土地所有者の意思に基づいて適用されるものであり、その適用数は毎年変動するものであるが、これまで毎年一定の実績があり、想定外に僅少ではない。また、対象者は元来空港用地内の土地所有者が対象となっており、特定の者に偏ったものではない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、便宜上買取証明書の契約額に法人税率（30%）を乗じた額を算定。

また、租税透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租税透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。

そのため、適用数の把握に租税透明化法に基づき把握される情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本措置は、空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図るものである。空港の事業の円滑な実施に当たっては、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、本租税特別措置の存在自体に意義があるため、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、効果・達成目標の実現状況を記載することになじまない。しかし、本租税特別措置の存在によって、これまで空港という公共施設を設置するために収用を余儀なくされた土地所有者について、収用に伴う資産の目減りを防ぎ、土地所有者の生活の安定及び空港と周辺地域との調和ある発展を図ることができており、このような状況に鑑みれば、平成22年度0百万円、23年度2百万円、24年度2百万円という減収額は是認するに足りるものであると考える。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (国税) (法人税: 義、所得税: 外)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する資産について、土地収用法等の規定によって収用、買取り等がなされ、その譲渡が事業施行者等から最初に取り等りの申し出があった日から6か月以内に行われているなど一定の要件を満たす場合に、その資産の譲渡所得等から5,000万円を損金の額に算入することができる等の特別措置である。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和42年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施。 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 (成田国際空港) 平成22年度 : 16件 平成23年度 : 6件 平成24年度 : 8件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額 (成田国際空港) 平成22年度 : 0百万円 平成23年度 : 2百万円 平成24年度 : 2百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 平成22年度から平成24年度において、成田国際空港で30件の土地の買入れを実施。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効率的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。	
		9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置はない。	
	③ 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。		
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き本特例措置の継続を希望する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない ※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/> ※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/> ◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない」として設定していないところ、本租税特別措置等の「土地の買取り促進」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の買取りが可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「土地の買入れの実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、土地の買入れの促進のために非常に効果的」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「買取証明書の実績額に基づく推計値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、試算及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置の効果・達成目標（特定飛行場及び成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
政策目的の根拠について、根拠規定としては空港法（昭和31年法律第80号）が該当する。
空港法（昭和31年法律第80号）
第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
本措置は、昭和44年に創設されたもので、創設の段階で所期の目標を設定していたか否か記録がなく詳細を確認できない。また、創設後においても、空港の事業の円滑な実施を図る上で、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、目標を設定しておらず、所期の目標を示すことは困難である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。
そのため、適用数の把握に同情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があり、想定外に僅少ではない。また、対象者は元来空港周辺の移転・買取り措置対象者となっており、特定の者に偏ったものではない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する土地等が、国・地方公共団体等が行う特定土地区画整理事業等以下のために買い取られる場合、2,000万円を限度として、当該個人または法人が土地等の譲渡により取得した対価の額または資産の価額を事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる等の特別措置である。 ○航空法第49条第4項の規定により買い取られる場合。 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下、「騒防法」という）第9条第1項に規定する第2種区域内にある土地等が、第9条第2項の規定により買い取られる場合。 ○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下、「特騒法」という）第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地等が、第8条第1項の規定により買い取られる場合。
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部環境・地域振興課・首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・航空法第49条第4項:昭和44年より適用 ・騒防法第9条第2項:昭和47年より適用 ・特騒法第8条第1項:昭和53年より適用
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・空港内及び空港周辺において、建造物、植物その他の物件の高さは制限されており、空港の設置等に関する告示の際、現に制限を超える高さに存する物件の除去を進めることにより、航空機の離着陸及び飛行の安全を確保する。 ・成田空港敷地内及び空港周辺の航空機騒音による障害が特に著しい区域（航空機騒音障害防止特別地区）における土地の買取りを促進する。 《政策目的の根拠》 （国土交通省政策評価基本計画） 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 空港周辺において、空港の設置等に関する告示の際、現に制限を超える高さに存する物件の除去と騒防法に規定される「第2種区域」及び特騒法に規定される「航空機騒音障害防止特別地区」に所在する土地の買入れを容易にし、特定飛行場及び成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の円滑な取得に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(特定飛行場) (成田国際空港)</p> <p>平成 22 年度 : 21 件 6 件 平成 23 年度 : 5 件 3 件 平成 24 年度 : 10 件 5 件</p> <p>買取証明書の実績件数に基づく。</p>
		② 減収額	<p>(特定飛行場) (成田国際空港)</p> <p>平成 22 年度 : 69 百万円 16 百万円 平成 23 年度 : 24 百万円 3 百万円 平成 24 年度 : 30 百万円 30 百万円</p> <p>買取証明書の実績額に基づく推計値。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、特定飛行場で 36 件、成田国際空港で 14 件の土地の買入れを実施。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)に所在する土地の買入れについては、空港という公共施設を設置するため特定の住民が受けている不利益である騒音による障害を根本的に解決する手段であり、これにより、当該区域に居住していた住民の方々の生活の安定及び福祉の向上並びに空港と周辺地域との調和ある発展が図られるものである。</p> <p>このように、土地の買入れの促進は大きな政策的意義を有しているが、実際に住民が土地を譲渡する場合には、住民が譲渡する土地建物等の譲渡所得について、税負担が発生してしまうという問題があり、税負担を軽減する措置を何ら講じない場合には、税負担による資産の目減りを嫌う住民が、譲渡をためらうということが想定される。本特例措置は、土地の買入れの実施の際に大きな障害となり得る税負担による資産の目減りを軽減するものであり、土地の買入れの促進のために非常に効果的であり、税収減を是認するような効果を有しているものであると言える。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国税である本税を課税しつつ、さらに国の補助金で課税額を補てんする仕組みは非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない ※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/> ※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	<input checked="" type="checkbox"/> ◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	<input type="checkbox"/> ○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/> ○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「成田国際空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない」として設定していないところ、本租税特別措置等の「土地の買取り促進」の効果を検証可能とする測定指標の設定が必要である。仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地の買取りが可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「買取証明書の実績額に基づく推計値」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、試算及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 達成目標の実現状況について、本租税特別措置によって公共事業用地の円滑な取得が図られたと説明されているが、事業者による土地等の取得に本租税特別措置がどの程度寄与したのかが明らかでないため、本租税特別措置等が適用件数に与える効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 政策目的の根拠について、根拠規定としては空港法（昭和31年法律第80号）が該当する。
 空港法（昭和31年法律第80号）
 第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 本措置は、昭和44年に創設されたもので、創設の段階で所期の目標を設定していたか否か記録がなく詳細を確認できない。また、創設後においても、空港の事業の円滑な実施を図る上で、空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることが不可欠であることから、一方的な目標設定や効果の記載は困難であり、また、収用を伴う公共事業用地の取得は、対象となる空港用地に土地を有する者との個別の調整の結果であるため、目標を設定しておらず、所期の目標を示すことは困難である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。
 そのため、適用数の把握に同情報は用いておらず、過去に発行した「買取証明書」の発行者数をもって適用数としているものである。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用数等については、空港周辺における移転は毎年一定の実績があり、想定外に僅少ではない。また、対象者は元来空港周辺の移転・買取り措置対象者となっており、特定の者に偏ったものではない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づき把握された情報が公表された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用額及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、同情報を用いることはできない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人または法人の有する土地等が、特定住宅地造成事業等以下のために買い取られる場合には、その対価の額と譲渡直前の帳簿価額等の差額について、その譲渡直前の帳簿価額等を越える部分の金額と1,500万円のいずれか低い方を損金の額に算入できる等の特例措置である。 ○成田国際空港株式会社等の用に供されるために買い取られる場合 ○土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行うものによってその収用の対償に充てるために買い取られる場合 ○特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(特騒法)第4条第1項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第9条第2項の規定により買い取られる場合
3	担当部局	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和44年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施及び成田空港敷地内及び空港周辺の航空機騒音による障害が特に著しい区域(航空機騒音障害防止特別地区)における土地の買取りの促進。 ----- 《政策目的の根拠》 (国土交通省政策評価基本計画) 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策目標】6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 【施策目標】24 「航空交通ネットワークを強化する」 に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 成田空港に関する事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めるための措置であり、設定していない。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進に寄与することとなる。

8	有効性等	① 適用数等	(成田国際空港) 平成 22 年度 : 15 件 平成 23 年度 : 9 件 平成 24 年度 : 18 件 買取証明書の実績件数に基づく。
		② 減収額	(成田国際空港) 平成 22 年度 : 29 百万円 平成 23 年度 : 17 百万円 平成 24 年度 : 35 百万円 買取証明書の実績額に基づく推計値。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 平成 22 年度から平成 24 年度において、成田国際空港で 42 件の土地の買入れを実施。 ----- 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置が適用されることにより、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与した。 ----- 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 本特例措置によって、事業者による公共事業用地の収用又は買取りが円滑に行われることとなるため、効率的な公共事業の実施が可能になるとともに、社会資本整備の効果的な推進が図られることとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、課税所得の課税の特例を採ることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き本特例措置の継続を希望する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標について、「開発に伴う用地の取得は、進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定に馴染まない」として設定していないところ、仮に、事柄の性質上他の適切な測定指標を設定することが困難であるとしても、本租税特別措置等の適用数は把握されているので、効果の検証を可能とするため、当該適用数を測定指標として設定することが考えられる。なお、その際、本租税特別措置等の効果（存在）のみによって土地取得が可能になるとは考え難いので、土地の譲渡に応じた者に対してヒアリングを行うなどの方法により、あらかじめ本租税特別措置等の寄与する度合い（寄与度）を明らかにしておく必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「本租税特別措置により円滑に開発用地を取得することで既存立地企業の規模拡大による生産性の向上や、新たな産業立地による生産及び雇用の増大が期待される」と本租税特別措置等の必要性が説明されることとまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本特例措置の目標は、地域開発計画に基づく工業用地等の造成に係る開発用地等の取得の円滑化を図ることである。

これまで本措置を活用し用地取得が円滑に行われてきたことから、目標に向けて一定の進捗状況にはあると考えている。

今後についても、開発地域に虫食い状態で点在する未取得用地について、大規模な土地利用が可能という開発地域の特性を阻害することがないよう、円滑な用地取得を実施するために、本特例措置を活用した、計画の推進が必要である。

（参考）

用地取得率：苫小牧東部地域（91.3%）、苫小牧臨海工業地帯（97.7%）、石狩湾新港地域（82.2%）

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

今回の分析対象期間（平成22年度から24年度まで）において、用地取得は実施されず、したがって本租税特別措置の適用がないことを、各開発会社にヒアリングで確認を行った。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今回の分析対象期間（平成22年度から24年度まで）において、用地取得は実施されず、したがって本租税特別措置の適用がないことを、各開発会社にヒアリングで確認を行った。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」中において、本特例措置は「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」に該当すると考えられるが、他の特例措置との合算した数値が記載されており、本特例措置の数値は特定できない。

⑩ 税込減収額の効果の実績確認（評価書中8③《税込減収を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

今回の分析対象期間（平成22年度から24年度まで）において、本租税特別措置の適用はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)
2	租税特別措置等の内容	国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令に定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する一定の事業のため、個人又は法人の有する土地等が、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人に買い取られる場合の譲渡所得について、1,500万円を限度として特別控除するものである。
	担当部局	北海道局 参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和48年度 制度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発計画に基づく工業用地等を造成し、産業立地の促進を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 (苫小牧臨海工業地帯) ○第2期北海道総合開発計画(昭和37年7月10日閣議決定) 第7 産業基盤の整備 2 港湾 (2)開発港湾の整備 開発港湾として苫小牧港等の整備を促進する。</p> <p>○第7期北海道総合開発計画(平成20年7月4日閣議決定) 第1節 グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現 3 東アジアと共に成長する産業群の形成 (1)地理的優位性を活かした産業立地の促進 苫小牧港、石狩湾新港などの国際物流機能の強化を図るとともに、既存の産業集積を活用した生産拠点の形成を促進する。</p> <p>(苫小牧東部地域及び石狩湾新港地域) ○第3期北海道総合開発計画(昭和45年7月10日閣議決定) 第7 産業の開発振興 5 工業 (1)大規模工業基地の建設 用地、用水に恵まれた苫小牧東部地区に、大規模港湾などの産業基盤を重点的に整備し、国際的な規模の鉄鋼、石油精製、石油化学、非鉄金属等の基幹工業と自動車工業などの導入をはかり、目標年次の生産額をおおむね1兆3,000億円と見込む。</p>

		<p>第8 社会開発基盤の強化</p> <p>3 港湾</p> <p>(2) 流通港湾の整備</p> <p>産業経済の発展にともなう港湾取扱貨物量の増大と物流流通合理化の要請に対処するため、地域の特性に立脚して、近代的ふ頭の新設など流通港湾の整備拡充をすすめる。また、札幌圏における物流流通の増大、消費財工業の発展、北方圏との経済交流の進展に即応して、石狩湾沿岸に、流通港湾の整備をはかる。</p> <p>○第7期北海道総合開発計画(平成20年7月4日閣議決定)</p> <p>第1節 グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現</p> <p>3 東アジアと共に成長する産業群の形成</p> <p>(1) 地理的優位性を活かした産業立地の促進</p> <p>苫小牧港、石狩湾新港などの国際物流機能の強化を図るとともに、既存の産業集積を活用した生産拠地の形成を促進する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>国土交通省</p> <p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標 40 北海道総合開発を推進する</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>『7必要性等①政策目的及びその根拠<政策目的の根拠>』に示す地域開発計画に基づく工業用地等の造成のため、開発用地等の取得を円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>開発に伴う用地の取得は、進出企業のニーズに対して適正な時期に一体的な土地取得を円滑に進めることが有効であり、測定指標の設定に馴染まないものである。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を適用することで、個人又は法人の税負担の軽減が確保され、円滑に用地取得を進めることにより産業の立地・展開が図られ、当該地域の開発推進に寄与している。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 適用件数(実績)(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>分析対象期間において、本特例措置の適用対象となる用地取得案件はなかったことから、実績はない。</p> <p>② 減収額 減収額(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>—</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度)</p> <p>本租税特別措置により円滑に開発用地を取得することで既存立地企業の規模拡大による生産性の向上や、新たな産業立地による生産及び雇用の増大が期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、国又は都道府県が作成した総合的な地域開発推進のため、用地取得に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、土地所有者に対して土地を売却するインセンティブを付与するものである。他の手段と比較した場合、補助金は、個人の資産形成に資するものには馴染まないことから本措置の方が妥当である。</p> <p>他の支援措置や義務付け等は無い。</p> <p>—</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置
環境02	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設
環境03	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置
環境04	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長
環境05	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置
環境06	研究開発法人への寄附に係る税制措置
環境07	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
環境08	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
環境09	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
環境10	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
環境11	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（冷媒HFCの排出量）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せず、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（温室効果ガス排出量を削減すること）の実現状況の将来予測について、「温室効果ガス排出削減量：1,007千t-CO₂」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成27年度2,873件
平成28年度2,873件
を見込んでいる。
適用件数の出典については、メーカーヒアリングによる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成27年度6,374百万円
平成28年度6,374百万円
を見込んでいる。
減収額の出典については、メーカーヒアリングによる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)の普及・拡大のための税制上の措置国税1(法人税:義、所得税:外)(地方税1)(法人住民税)義、法人事業税:義、固定資産税:外)
2	要望の内容	(前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を支援) ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置を取得した場合、取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を取得又は製作した場合、取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置に係る固定資産税について、課税標準を1/3に軽減する特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備に係る固定資産税について、課税標準を1/3に軽減する特例措置を3年間講じる。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日までの3年間。
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏えい等により排出されるフロン類の削減を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 フロン類の大気中への排出によりもたらされるオゾン層破壊及び地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす脅威であり、その対策は人類共通の課題である。とりわけ、地球温暖化は、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を保障するため、そして、国際社会における先進国としての責任を果たすため、国をあげて全力で取り組むべき喫緊の課題である。こうした中で、非常に高い温室効果を持つフロン類の排出量が、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、今後、急増する見込みである(2020年には現在の2倍以上)。また、最新の地球温暖化対策に係る国際交渉の場においても、フロン類対策が温暖化対策として極めて効果的であることから、大きく取り上げられているところである。 我が国は、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指すこととしている。これを踏まえ、中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策</p>

	<p>に関する報告書」(平成 24 年 6 月)においては「代替フロン等3ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっていることが 2050 年における将来像として想定されており、いわゆる「脱フロン社会の構築」を目指すこととしている。</p> <p>産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成 25 年 3 月中央環境審議会意見具申)として取りまとめられた。その中では、「代替フロン等 3 ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっていることが 2050 年における将来像として想定されている。」、また、「今後見込まれる HFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用される HFC)の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。</p> <p>このような中、現行法に基づく、業務用冷凍空調機器の廃棄時や整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹底に加え、新たに、フロン類又はフロン類使用製品の製造段階における規制、業務用冷凍空調機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じ、フロン類のライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するための所要の措置を講ずる必要があることから、平成 25 年通常国会において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正がなされ、併せて、法律名が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めるとされたところ。</p> <p>本改正においては、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類使用製品製造輸入業者に対して、判断の基準となるべき事項等を定めることとしており、このことにより、製品ごとに目標年度までにノンフロン・低 GWP(地球温暖化係数)のフロン製品へ転換を促すこととしている。また、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者(所有者など使用等につき責任を有する者)に対して、当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定めることとしており、このことにより、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を促すほか、管理者の責務として、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めることとされている。さらに、国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとされている。また、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>平成 25 年通常国会で成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年 6 月 12 日公布)の衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。</p> <p>このため、抜本的対策であるノンフロン製品の普及を促進することとしているが、現時点においては、ノンフロン製品である自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置は、フロン類冷媒を利用する装置に比べ高価であることから、前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を後押しするためには、事業者に対する税制上の支援措置を行う必要がある。</p> <p>また、日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設</p>
--	---

		<p>備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>地球温暖化対策の推進 (国内における温室効果ガスの排出抑制)</p> <p>地球環境の保全 (オゾン層の保護・回復)</p> <p>日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 一.日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~ 1.緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) ①民間投資の活性化 ○先端設備の投資促進 ・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月 27 日閣議決定) 2050 年までに温室効果ガス排出量を 80%削減することを目指す。</p> <p>○中央環境審議会地球環境部会「2013 年以降の対策・施策に関する報告書」(平成 24 年 6 月) 「代替フロン等3ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっていることが 2050 年における将来像として想定されている。</p> <p>○地球温暖化対策計画(11月までに策定する予定) 平成 25 年通常国会で成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年 5 月 24 日公布)に基づき策定中である「地球温暖化対策計画」において、より具体的な目標や対策を規定する予定。</p> <p>○「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成 25 年 3 月中央環境審議会) 今後見込まれる HFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用される HFC)の排出量の増加傾向を、早期に減少に転換させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 冷媒 HFC の排出量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。</p>
<p>8 : 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>平成 26 年度 2,873 件 (環境省見込み)</p>

	② 減収額	平成26年度 6,374百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏洩等により排出されるフロン類の削減に資する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 温室効果ガス排出削減量:1,007千t-CO2 (冷凍冷蔵倉庫:164件×1,165t-CO2/年×3年) (百貨店・スーパー:257件×315t-CO2/年×3年) (コンビニエンスストア:2,448件×26t-CO2/年×3年)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、排出量の削減量は次のように限定的になる見込み。 温室効果ガス排出削減量:70千t-CO2 (冷凍冷蔵倉庫:20件×1,165t-CO2/年×3年)</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 上記のように、本税制により、オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏えい等により排出されるフロン類の削減を図ることができる。 併せて、本税制により、ノンフロン機器(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)への投資が促進されることから経済活性化につながり、税收減を十分に是認できると考えられる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国は、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指すこととしている。これを踏まえ、中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(平成24年6月)においては「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出が「ほぼゼロになって」いることが2050年における将来像として想定されており、いわゆる「脱フロン社会の構築」を目指すこととしている。</p> <p>産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会)として意見具申がなされた。その中では、「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出が「ほぼゼロになっ</p>

		<p>て」いることが2050年における将来像として想定されている。」また、「今後見込まれるHFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用されるHFC)の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。</p> <p>平成25年通常国会において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年6月12日公布)が成立したが、本改正においては、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類使用製品製造輸入業者に対して、判断の基準となるべき事項等を定めることとしており、このことにより、製品ごとに目標年度までにノンフロン・低GWP(地球温暖化係数)のフロン製品へ転換を促すこととしている。また、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者(所有者など使用等につき責任を有する者)に対して、当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定めることとしており、このことにより、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を促すほか、管理者の責務として、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めることとされている。さらに、国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的助言その他の援助に努めるものとされている。また、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。加えて、本改正の議決にあたっては、衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。</p> <p>このため、抜本的対策であるノンフロン製品の普及を促進することとしているが、現時点においては、ノンフロン製品である自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置は、フロン類冷媒を利用する装置に比べ高価であることから、前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を後押しするために、事業者に対する税制上の支援措置を行う必要がある。</p> <p>こうした中、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を使用する装置に比べかなり高価(装置によっては2倍以上)であることから、補助金により事業者の負担する全体額の軽減を行うとともに、本税制により、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させることをあわせた複合的な支援が効果的である。</p> <p>また、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を使用する装置に比べかなり高価(装置によっては2倍以上)であること、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を新たに導入することは事業者に対して新たな負担増であることから、課税の公平原則に照らしても、必要最小限の措置となっている。</p>
--	--	--

	<p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>	<p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（温室効果ガス排出総量）は、経済情勢等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来（平成26年度～28年度）の推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（温室効果ガス排出量総量の削減を図る。）の実現状況の将来予測について、「産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の適用件数の将来推計については、環境省の施策である自主参加型排出量取引制度（J-VETS）の結果を基に、下記の計算式により算出している。

[J-VETSホームページ] <http://www.env.go.jp/earth/ondanka/det/jvets.html>

<計算式>

- ・1件当たりの設備投資額

自主参加型排出量取引制度（J-VETS）において、基準年度排出量に対し年間排出削減予測量が10%以上の事業者における総事業費の平均値を計算すると、1件当たりの設備投資額は1.9億円。

<仮定>

- ・税制優遇を受ける全事業者が平均10%の総量削減を計画に位置付ける。
- ・税制優遇を受ける全事業者の業種別割合がJ-VETSの実績における事業者の業種割合と同程度
- ・税制優遇を受ける事業者の平均1件当たり設備投資額は、J-VETSにおける事業者の平均1件当たり設備投資額と同程度

以上及び別途算出した投資効果額（1年当たり）1,472億円より、1,472億円÷1.9億=774件の事業者が税制優遇を受ける対象となる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の減収額の将来推計は以下のとおり算定している。

<減収額①>

（設備取得見込額）×（税額控除率）×（黒字法人比率）×（税額控除選択率）
 =約1,472億円/年×15%×27.9%×90%=約55.4億円/年

<減収額②>

（設備取得見込額）×（特別償却率）×（黒字法人比率）×（法人税率25.5%）×（特別償却選択率）
 =約1,472億円/年×100%×27.9%×25.5%×10%=約10.5億円/年

①+②=65.9億円

なお、設備取得見込額については、環境省が平成23年に実施した「環境投資等実態調査」と「平成24年度CO₂削減ポテンシャル診断・対策提案事業」の2つのアンケートによる調査結果を基に推計した数値を記載している。

「環境投資等実態調査」：<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/ei.html>

当該実態調査によると、環境保全のための設備投資額の合計は、平成20年度で1兆5,232億円、21年度で1兆3,652億円、22年度で1兆5,237億円となっており、事業者の設備取得額は年ごとに大幅に変動するものではないといえる。したがって、27年度及び28年度の減収見込額も、26年度と同額としている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

当該税制優遇措置の特色は、設備の一括導入を条件とすることで大幅な温室効果削減目標の達成と指針適合技術の早期普及を目標に置いている点である。

低炭素化設備導入の税制優遇としてグリーン投資減税があるが、このうち税額控除の対象は中小企業に限られており、設備の導入に当たって一括導入することも条件となっていない。

また、その他の補助金についても、対象が中小企業及び中堅企業に限られていたり、上限額や下限額が限られているなど、対象者が限定されている。

上記のような他の税制優遇措置や補助金に加え、当該税制優遇措置が創設されることにより、新たな低炭素化設備の投資促進を推し進めることが可能となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設 (国税2)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>【制度の内容】</p> <p>産業部門又は業務部門の事業者が、事業所単位で3～5年間程度で達成すべき一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合において、当該設備の基準取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める。</p> <p>【対象設備】</p> <p>温室効果ガス排出抑制等指針(「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針)第一の一の(2)①(産業部門)及び二の(2)①(業務部門)に掲げる設備</p> <p>【措置の期間】</p> <p>企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を要することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年間とする。</p>
3	担当部局	地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 省エネ効果・温室効果ガス削減効果の高い設備に対する投資の促進及び温室効果ガス排出抑制等指針に適合した技術の更なる普及を通じて、低炭素社会の構築を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)においても、「エネルギー起源二酸化炭素の各部門の対策については、「低炭素社会実行計画」に基づく事業者による自主的な取組に対する評価・検証を進めるとともに、排出抑制等指針の策定・公表・運用を始めとする制度的対応や、各種の支援措置等を進めるものとする。」と記載されてい</p>

		る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)</p> <p>① 民間投資の活性化</p> <p>○ 先端設備の投資促進</p> <p>・ 生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国としての計画である第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)では「2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指す」とされている。本税制措置により、産業部門(製造業)・業務部門における6億6700万t(2011年度)の温室効果ガス排出量総量の削減を図る。</p> <p>平成25年通常国会で成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年5月24日公布)に基づき11月までに策定予定の「地球温暖化対策計画」において、より具体的な目標や対策を規定する予定。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>温室効果ガスの削減目標を含む排出抑制計画を策定した事業者から報告された温室効果ガス排出総量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業部門(製造業)及び業務部門の事業者が温室効果ガスの削減目標を含む排出抑制計画を作成し、排出削減設備を一括導入することによって計画を達成することで、産業部門及び業務部門における温室効果ガス排出量の総量削減に資する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成26年度(見込み) 約774件</p> <p>平成27年度(見込み) 約774件</p> <p>平成28年度(見込み) 約774件</p> <p>※本税制の対象設備は温室効果ガス排出抑制等指針第一の一の(2)①(産業部門)及び二の(2)①(業務部門)に掲げる設備であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p> <p>② 減収額</p> <p>平成26年度 約6,590百万円</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》 産業部門又は業務部門の事業者が、一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合の税制優遇措置を新設することで、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 産業部門又は業務部門の事業者が、一定レベル以上の温室効果ガスの総量削減目標を定めた排出抑制計画を策定し、同計画に基づき指針に適合した設備を一括導入した場合の税制優遇措置を新設することで、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 「環境投資等実態調査」(平成23年度実施:環境省)の結果によると、従業員300名以上(一部業種については100名以上)の事業者による平成22年度の環境保全設備投資額の合計は1兆5,237億円と推計され、設備投資額全体の推計値(39兆382億円)に占める割合は、3.9%にとどまっている。本税制が新設されなかった場合、引き続き産業部門(製造業)及び業務部門における排出削減設備の導入が進まず、排出削減設備の導入によって削減可能である温室効果ガスの排出量が削減されないことにより、2020年における温室効果ガス排出量削減目標を達成することができない。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度) 上記のように、本税制により、事業者の設備投資時の負担が軽減され、産業・業務部門における温室効果ガスの排出抑制と指針に適合した技術の普及促進につながる。</p>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略には、「2020年に約26兆円(現状8兆円)の内外のエネルギー関連市場を獲得すること」、「地域主導の再生可能エネルギー導入を、民間資金も呼び込みつつ促進する」などとされており、租税特別措置によって実施することは政府方針に沿っており、妥当である。</p> <p>また、排出削減設備の導入は費用対効果があるものが多くあるにもかかわらず、環境保全設備投資額の合計は1兆5,237億円と推計され、設備投資額全体の推計値に占める割合は、3.9%にとどまっている。本税制によって企業の初期投資の負担を軽減することにより、排出削減設備の導入を促すことにつながる。</p>

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>温暖化対策の観点での同様の支援措置等はない。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>—</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（認定事業者等による高度な再資源化設備の導入を促進すること。）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定事業者等によって回収された有用金属の量）は、経済情勢等、他の要因の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来（年間10社程度）の推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（認定事業者等による高度な再資源化設備の導入を促進すること）の実現状況の将来予測について、「有用金属の回収量の増加が見込まれる。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）及び（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

- ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（国の責務）

第四条 国は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- ・基本方針

5 認定事業者の取組（抜粋）

認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。

また、政策体系における政策目的の具体的な位置付けとして「4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」の下で「4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進」とされている。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

- 以下の計算式で減収見込額を計算している。

減収額＝（設備取得見込額）×（特別償却率）×（黒字法人比率）×（法人税率 25.5%）

※1：設備取得見込額：約5億円/年

※2：特別償却率：30%

※3：黒字法人比率：27.9%

（平成23年度分 会社標本調査」の業種別の法人数、欠損法人割合（p.17）より、業種別法人数のうち、「農林水産業」「鉱業」「建設業」「運輸通信公益事業」を除いた法人数で計算。（利益計上法人数：562,425社、欠損法人：1,451,760社）

- 以上より、本減税における減収額は、

約5億円/年×30%×27.9%×25.5%＝約0.11億円/年

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

特別償却による措置により、資金を別の事業や投資に回すことができるなど、積極的な事業展開を促すことができる。

一方、補助金等は導入初年度に限る措置となるため、導入のみのインセンティブにはなるものの、自由度のある積極的な事業展開、小型家電リサイクルの促進という観点では税制による措置の方がより効果的と判断される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置(国税4)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者等が使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却を認める特例措置を3年間講じること。
3	担当部局	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。 小型家電リサイクル法の基本方針では、平成 27 年度までに 14 万 t/年(国民 1 人当たり 1kg/年にあたる)の使用済小型電子機器等の再資源化を目標としている。 《政策目的の根拠》 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 4 廃棄物・リサイクル対策の推進 日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 一. 日本産業再興プラン ~ヒト、モノ、カネを活性化する~ 1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) ①民間投資の活性化 ○先端設備の投資促進 ・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

		二. 戦略市場創造プラン テーマ 2 : クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 ①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会 ○メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等 なお、海洋だけでなく、いわゆる「都市鉱山」におけるレアメタル等の資源再利用についても推進する。 (抜粋)
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 使用済小型電子機器等に含まれる、レアメタルや貴金属等の有用金属をより多く確保するため、認定事業者等に引き渡された使用済小型電子機器等における有用金属の回収量の増加を目的とし、認定事業者等による高度な再資源化設備の導入を促進すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定事業者等によって回収された有用金属の量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度が措置されることにより、認定事業者等による高度な再資源化設備の導入が促進され、使用済小型電子機器等から貴金属・レアメタル等の有用金属がより高度に選別・回収されることにより、有用資源の確保・資源循環の推進につながる。 さらに、認定事業者等が選別・回収した有用金属をより高い額で売却することが可能になり、その利益が市町村との取引価格に反映される等の理由により、小型家電リサイクル制度に取り組む市町村の幅広い参画が期待される。その結果回収量の拡大、更なる有用資源の確保につながる。
		8: 有効性等
	①: 適用数等	年間10社程度
	②: 減収額	-
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 新設のため現時点の情報から推定) 本措置により導入が促進される高度な再資源化設備により、リサイクルの効率化が図られ、認定事業者と市町村の引渡しの際の価格にも反映される。これにより、市町村による回収対象品目の拡大が見込まれるとともに、財政的理由により小型家電リサイクルへの参加を躊躇していた市町村もより参加しやすくなるなど、使用済小型電子機器等の回収量・再資源化量の増加が見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 新設のため現時点の情報から推定) 例えば、銅とアルミが混在しているミックスメタルについては、非鉄選別機により、どちらも純度 85% 以上で選別することが可能になるなど、有用金属の回収量の増加が見込まれる。 ※純度については、設備の性能や設備に投入される物の構成に大きく依存するため、上記は一例である。

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:新設のため現時点の情報から推定) 本措置が新設されなかった場合、高度な再資源化設備が高額であること等の理由により、認定事業者等による設備の導入が進まず、有用金属の回収量が伸び悩むことが予想される。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:新設のため現時点の情報から推定) 1年間に使用済みとなる使用済小型電子機器等に含まれる有用金属(貴金属、レアメタル等)の合計量は金額ベースで844億円と推定されている。また、近年の有用金属の価格の高騰、採掘地域の偏在性等を考慮すると、それら金属を安定的に確保していく必要がある。これらの状況から、国内に存在する有用資源の循環を促進していくことは重要であると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 使用済小型電子機器等の回収等に要する費用の推定が困難であり、また使用済小型電子機器等からの有用金属の回収量の推定も容易でない。このような状況の中、廃棄物処理・リサイクル事業者においては、高額の設備の導入に慎重になることも考えられる。 当該設備に係る特別償却を認める本制度が措置されることにより、安定的・健全な経営が確保され、積極的な設備投資・事業展開を促し、ひいては有用金属の回収の促進につながる</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 予算措置は小型家電リサイクル制度の円滑かつ着実な実施に向け、市町村の参加促進や制度についての情報発信を行うなど、小型家電の再資源化の促進をはかるもの。 一方、本税制は認定事業者等に対し、高度な再資源化設備への直接投資を推進するもの。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 -</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		◎
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税收減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税收減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する）の根拠が「廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、具体的な根拠条文や記載箇所を明らかにし、説明する必要がある。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（維持管理積立金の積立額）は、廃棄物最終処分場の維持管理のために積み立てなければならない積立金額（都道府県知事が廃棄物処理法第8条の5の4項の規定により通知する額）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成23年度実績：積立件数886（件）、積立額9,086（百万円）、24年度実績：積立件数869（件）、積立額8,387（百万円）と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
 - 以下のとおり、税收減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 過去において、税收減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税收減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税收減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度から23年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込の減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており（平成23年度は9,086百万円、24年度は8,387百万円）、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における収収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、収収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、分析対象期間が不明であり、本租税特別措置等の減収額の将来推計がどの程度見込まれているかが不明なため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「6に記載の延長要望期間内に約17,194百万円の積立てが見込まれる。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
政策目的の具体的な位置付けは、「施策4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」のうち、「4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」「4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」である。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
<前回要望時の目標>
最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせることにより、適正な維持管理を図る。
<達成されていない場合はその原因分析>
本特例措置により、維持管理積立金の積立ては着実に図られてきているが、新規に設置した最終処分場や埋立継続中の最終処分場等、最終処分場の維持管理に必要な積立金は毎年新たに必要となるため、引き続き本特例措置を講じ、積立ての円滑な実施を図る必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
維持管理積立金は法に基づき特定廃棄物最終処分場の設置者に積立が義務付けられているものであるため、適用に偏りはない。また、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な資金の円滑な積立てが実施されており、想定外に僅少となっているとは考えられない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長(国税5)(法人税:義、所得税:外)(地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外)
2	要望の内容	(1)特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づき積み立てた額について、損金算入できることとする特例措置を2年間延長する。 (2)対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課、産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度創設。 平成12、14、16、18、20、22、24年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。
6	適用又は延長期間	2年間(平成26年4月1日～平成28年3月31日)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。 《政策目的の根拠》 廃棄物処理法第8条の5、第15条の2の4
		② 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物・リサイクル対策の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせ、適正な維持管理を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 維持管理積立金の積立額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚

8	有効性等	① 適用数等	平成23年度実績:積立件数886(件)、積立額9,086(百万円) 平成24年度実績:積立件数869(件)、積立額8,387(百万円)
		② 減収額	2,579(百万円) (算定根拠) (平成22年度から平成24年度までの積立金の平均額)×(法人税率) =(8,318+9,086+8,387)÷3×0.3 =2,579(百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～24年度) 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～24年度、26年度～27年度) 特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており(平成23年度は9,086百万円、平成24年度は8,387百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。 また、6に記載の延長要望期間内に約17,194百万円の積立てが見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～27年度) 準備金が適切に積み立てられなかった場合、廃棄物の最終処分場の維持管理が適切に行われず、周囲の生活環境保全上の支障を生じるおそれがある。また、最終処分場の設置者に代わり行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずる場合に、公費が使用されることとなる。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～27年度) 廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちなため、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。

			また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置：一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置 上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止のために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。 一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要な資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場における不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一般廃棄物の適正処理を推進するためにも、一般廃棄物の最終処分場に課税される固定資産税の課税標準の特例措置により事業者の経済的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税、法人住民税、法人事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本要望については、必要な分析がなされていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税6)(法人税:義、所得税:外、地価税:外、相続税:外、登録免許税:外、消費税:外、印紙税:外) (地方税6)(法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、事業所税:外、都市計画税:外、自動車税:外、軽自動車税:外、自動車取得税:外、鉱区税:外、水利地益税:外、共同施設税:外、宅地開発税:外、特別土地保有税:外)
2	要望の内容	独立行政法人改革については、本年6月の第3回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、総理から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に従い、以下の独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税について、税制上の所要の措置を講ずること。 ○ 独立行政法人環境再生保全機構 ○ 独立行政法人国立環境研究所 ○ 独立行政法人原子力安全基盤機構
3	担当部局	【独立行政法人環境再生保全機構】 環境省総合環境政策局総務課 【独立行政法人国立環境研究所】 環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室 【独立行政法人原子力安全基盤機構】 原子力規制委員会原子力規制庁総務課
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 — 《政策目的の根拠》 —
		②: 政策体系における政策目的の位置付 —

	③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 — 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —	
		①	適用数等	—
		②	減収額	—
8	有効性等	③	効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) — 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —	
		①	租税特別措置等によるべき妥当性等	—
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	—
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

【環境05】

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

【環境06】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし		※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
9. 環境政策の基盤整備
- 9-3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発
- 「環境基本計画」（平成24年4月27日閣議決定）においては、「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」と記載されている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
- 達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。
- 測定指標については、「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の寄付金収入の伸び率」と「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証することとする。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 個人からの研究開発法人への寄附件数については、別紙のとおり、予想寄附者として13,853人が想定される。また、法人の寄附件数については、別紙で用いた損金不算入額の割合14.6%を基に、平成23年度の寄附法人件数1,287件から計算して推定した188件を推定件数とする。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算についての資料は別紙のとおり。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
- 達成目標については、過去の実績を勘案し、法人税についての目標水準を寄附収入金額ベースで2倍（对本租税特別措置等前比）、所得税についての目標水準を寄附件数ベースで1.5倍（同）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点としている。減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が得られることが十分に期待・予測できるが、実現状況を検証するには上記③で記述した本租税特別措置等の効果を測ることができる測定指標「本租税特別措置の対象となる研究開発法人の法人寄附金収入額の伸び率」と「他の法人に対する法人寄附金収入額の伸び率」を用いて検証をする必要がある。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の見込みの算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、減収見込額の試算に使用した研究開発法人の寄附実績において、過去に法人寄附の金額が倍増及び個人寄附の件数が5割増しとなった実例があり、本租税特別措置等により、同程度の増加が十分に期待できる。この効果は上記③の測定指標によって確認できる。この結果、286百万円の税収減となるものの、研究開発法人が得られる寄附金額の増は1,429百万円となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
- 寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当と考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
- 研究開発法人においては、寄附収入は民間の活力が利用でき、また、国民一人一人が期待に応える法人を選択して支援できる制度であり、現状においても使い勝手の良い寄附システムを構築する等、受入側の法人も寄附収入獲得への取組を行っているところ。他方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて受入側の法人に措置されるものである。今回の税制措置によって、所得税においては、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの研究開発法人への寄附を拡充することができる。法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附収入の増大を図る。

研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

155 百万円（国税：103 百万円、地方税：52 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

131 百万円（国税のみ）

【考え方】

1. 全額損金算入可能な指定寄附金とすることに伴う減収見込み

研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去3年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成23年度分）に基づき試算した。

過去3年間の研究開発法人、37 対象法人に対する法人寄附のうち、最も法人寄附額が多い平成23年度実績：1,384,004 千円を基本に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、2 倍に寄附額が増加すると仮定して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（法人寄附金見込額）

$$1,384,004 \text{ 千円} \times 2 = 2,768,008 \text{ 千円 (約 2,768 百万円)}$$

会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 716,799 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 104,960 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$104,960 \text{ 百万} \div 716,799 \text{ 百万円} \times 100 = 14.6\%$$

これらを基に、研究開発法人 37 法人に係る減収見込額を算定する。

（研究開発法人 37 法人分の減収見込額）

法人税	2,768 百万円 × 14.6% × 25.5% (税率)	≒	<u>103.1 百万円</u>
法人住民税	103.1 百万円 × 17.3% (標準税率)	≒	<u>17.8 百万円</u>
事業税	2,768 百万円 × 14.6% × 8.4% (標準税率)	≒	<u>33.9 百万円</u>

2. 税額控除の導入に伴う減収見込み

国税庁の申告所得税標本調査結果（平成23年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額(推計) (万円)	表2の 対応
(a)	0~150万円以下	36,026	8.4%	1,012	3.01	—
(b)	~300万円以下	95,454	22.4%	3,203	3.56	(あ)
(c)	~500万円以下	78,214	18.3%	3,686	4.91	(い)
(d)	~800万円以下	66,400	15.6%	4,279	6.64	(う)
(e)	~1,000万円以下	26,083	6.1%	2,165	8.50	(え)
(f)	~2,000万円以下	68,766	16.1%	8,430	12.46	(お)
(g)	2,000万円以上	55,984	13.1%	28,226	50.62	(か)
		426,927		50,998		

※1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※1人当たりの平均寄附金額は、119,453 円。

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
(あ)	195 万円以下	5%
(い)	195 万円超~330 万円以下	10% - 97,500 円
(う)	330 万円超~695 万円以下	20% - 427,500 円
(え)	695 万円超~900 万円以下	23% - 636,000 円
(お)	900 万円超~1,800 万円以下	33% - 1,536,000 円
(か)	1,800 万円超	40% - 2,796,000 円

課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000 円を超える寄附について 40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（算出例）→（税額控除額 - 所得控除額） = 各所得階層 1 人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

b	[{(35,600 - 2,000) × 0.4} - {(35,600 - 2,000) × 0.05}]	=	<u>11,760 円</u>
c	[{(49,100 - 2,000) × 0.4} - {(49,100 - 2,000) × 0.1}]	=	<u>14,130 円</u>
d	[{(66,400 - 2,000) × 0.4} - {(66,400 - 2,000) × 0.2}]	=	<u>12,880 円</u>
e	[{(85,000 - 2,000) × 0.4} - {(85,000 - 2,000) × 0.23}]	=	<u>14,110 円</u>
f	[{(124,600 - 2,000) × 0.4} - {(124,600 - 2,000) × 0.33}]	=	<u>8,582 円</u>
g	[{(506,200 - 2,000) × 0.4} - {(506,200 - 2,000) × 0.4}]	=	<u>0 円</u>

※gは、差額0円

別紙

過去3年間の文科省所管の10対象法人に対する個人寄附のうち、最も寄附件数の多い平成24年度実績：2,496件を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.5倍に寄附件数が増加すると仮定して37法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込み額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

予想寄附者数：13,853人

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b (13,853人 × 22.4%) × 11,760円 = 36,492,127円
- c (13,853人 × 18.3%) × 14,130円 = 35,820,949円
- d (13,853人 × 15.6%) × 12,880円 = 27,834,556円
- e (13,853人 × 6.1%) × 14,110円 = 11,923,416円
- f (13,853人 × 16.1%) × 8,582円 = 19,140,718円
- g → 減収が発生しないため算出しない

b～eを合計した 131,211,766円 ≒ 131百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税11)(法人税:義、所得税:外)(地方税10))(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。 (※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人を指し、環境省所管の法人としては、国立環境研究所が該当。
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。 (平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。 このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。 第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしてい

	<p>る。</p> <p>また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す</u>とされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」</u>と明示されている。</p> <p>また、環境基本計画(平成24年4月閣議決定)においては、「<u>国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。</u>」と記載されている。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、自己収入の扱い、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、<u>外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。</u></p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>

8 有効性等	① 適用数等	—
	② 減収額	<p>37研究開発法人で、 国税: 平年度 234 地方税: 平年度 52</p> <p>(単位:百万円)</p>
9 相当性	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>
	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。 また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【所得税法】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条)</p> <p>【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

【環境07】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

政策体系における位置付けは「9-3. 環境問題に対する調査・研究・技術開発」である。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

【別紙】参照。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用数等については、「租税特別措置の適用実態調査」により把握しており、評価書中①「適用数等」及び②「減収額」において説明している。当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。

なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した、又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成24年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475／事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396／事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、会社標本調査（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心としつつ各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、上記④記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、平成22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していない企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を上記④記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- 増加型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。

- 高水準型上乗せ措置

平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

- 総額型（中小企業）

平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、上記④記載のカバー率で補正することにより算出している。

【環境07】

平成 27 年及び 28 年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成 27 年度及び 28 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26 年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3% 増加する見込みであることから、27 年度見込みについては 26 年度見込みの 103% に相当する額、28 年度見込みについては 27 年度見込みの 103% に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額 (百万円)
平成 27 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	33,066
	増加型	1,360 / 事業年度	57,790
	高水準型	127 / 事業年度	12,562
平成 28 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	34,058
	増加型	1,360 / 事業年度	59,524
	高水準型	127 / 事業年度	12,939
平成 29 年度	総額型 (中小企業のみ)	5,290 / 事業年度	35,080
	増加型	1,360 / 事業年度	61,310
	高水準型	127 / 事業年度	13,327

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

「会社標本調査」(<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2009/pdf/11.pdf>) (<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2010/pdf/12.pdf>) 及び「租税特別措置の適用実態調査」(http://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/houkoku01.pdf) については、公表資料に記載された適用件数及び適用額を、そのまま転載している。それ以外の試算については、上記④を参照。

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

上記⑥を参照。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

平成 23 年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対 GDP 比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対 GDP 比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- 上記③において示した総額型の押し上げ倍率 (2.33) 及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成 23 年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636 億円となる。
(総額型部分 (中小含む)) 284,793 百万円 × 2.33 倍 = 663,568 百万円
- 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約 12.3 兆円 (平成 23 年度実績額) は約 5.5% 押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

- H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
- 中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%の研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A × 6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 修正後増加額(百万円) (B × C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D ÷ E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it} : t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it} : t年における会社の売上高
 η_{it} : t年の時間効果
 ε_{it} : t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

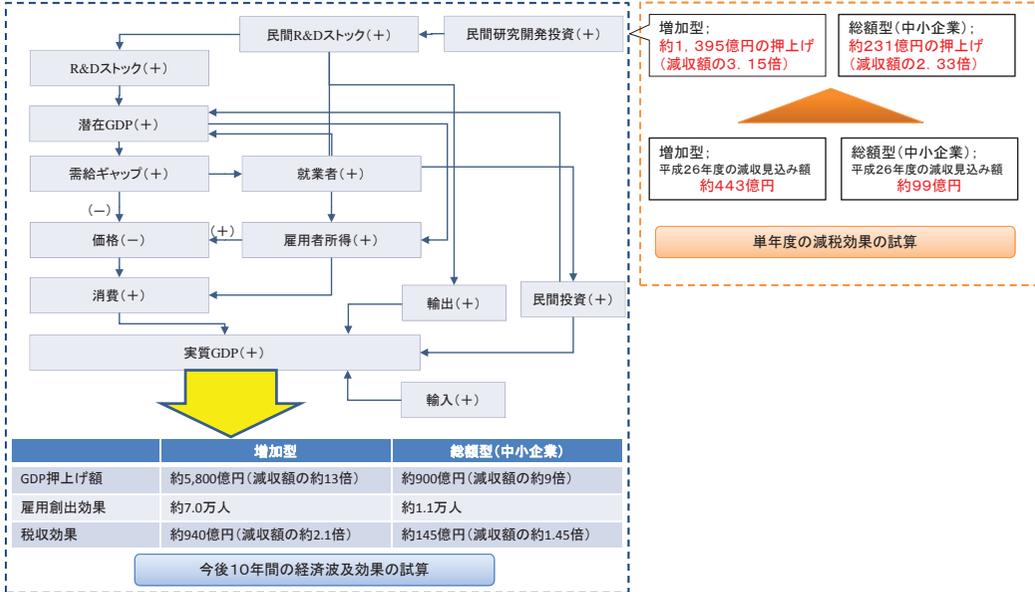
	回帰分析結果	Constant	Observation
$\Delta \tau_{it}$	0.5518	-0.2235	1915
2.3304	[0.110]	[0.060]	

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税12)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度まで) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度まで) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上

		にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを 目指すこととする。』
② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	9. 環境政策の基盤整備 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活す ることを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、 （中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備す る。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上 にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを 目指すこととする。』 ○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議 決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （7）新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討 を行うことが必要である。』 ○経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（平成25年6月14日 閣議決定） 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 （1）生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化（日 本産業再興プラン） ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換を促進し、 産業の新陳代謝を進める。』 ○環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定） 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等 の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させ る。』	
③ 達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する （日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し 上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベー	

		ションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく 寄与することが可能。																																				
8 有効性 等	① 適用数等	○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） ＜上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）を活用する企業＞ 平成21年度 1,544／事業年度（1,019／事業年度） 平成22年度 1,868／事業年度（1,284／事業年度） 平成23年度 1,993／事業年度（1,311／事業年度） （出典：平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度 は財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ＜増加型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 1,866／事業年度（1,228／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実 績は公表されていない。 ＜高水準型（上乗せ措置の内数）＞ 平成23年度 127／事業年度（83／事業年度） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」） ※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用 実績は公表されていない。 ○将来推計（平成26年度） ・増加型上乗せ措置 1,360／事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325／事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127／事業年度 ・中小企業の控除率の引上げ 5,290／事業年度 （平成25年度経産省アンケート調査結果による試算） ○利用業種 平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【上乗せ措置（増加型もしくは高水準型）】																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用企業数</th> <th>うち中小企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>1,993</td> <td>1,311</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>144</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>261</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>窯業等</td> <td>36</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>110</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>137</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>産業用電気機械</td> <td>124</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械</td> <td>87</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>理化学機械</td> <td>52</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>その他製造業</td> <td>374</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>248</td> <td>187</td> </tr> </tbody> </table>		適用企業数	うち中小企業数	総計	1,993	1,311	食料品	144	97	化学	261	135	窯業等	36	17	金属	110	82	機械	137	82	産業用電気機械	124	93	輸送用機械	87	30	理化学機械	52	39	その他製造業	374	271	卸売業	248	187
	適用企業数	うち中小企業数																																				
総計	1,993	1,311																																				
食料品	144	97																																				
化学	261	135																																				
窯業等	36	17																																				
金属	110	82																																				
機械	137	82																																				
産業用電気機械	124	93																																				
輸送用機械	87	30																																				
理化学機械	52	39																																				
その他製造業	374	271																																				
卸売業	248	187																																				

サービス業	242	183
その他	178	95
【うち増加型】		
	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96
化学	234	127
窯業等	36	17
金属	108	80
機械	131	79
産業用電気機械	116	88
輸送用機械	83	29
理化学機械	46	34
その他製造業	359	261
卸売業	239	181
サービス業	205	153
その他	166	83
【うち高水準型】		
	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83
食料品	1	1
化学	27	8
窯業等	0	0
金属	2	2
機械	6	3
産業用電気機械	8	5
輸送用機械	4	1
理化学機械	6	5
その他製造業	15	10
卸売業	9	6
サービス業	37	30
その他	12	12

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

② 減収額 ○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))
 <上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業>
 平成21年度 133億円(6億円)
 平成22年度 224億円(10億円)
 平成23年度 232億円(12億円)

(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<増加型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 116億円(11億円)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

<高水準型(上乗せ措置の内数)>
 平成23年度 116億円(1億円)
 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計
 平成26年度 ▲544億円
 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)

③: 効果・達成目標の実現状況

≪政策目的の実現状況≫(分析対象期間:平成18年～平成22年)
 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

<今後の達成予測>
 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫(分析対象期間:平成18年～平成22年)
 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。
 * 民間の研究開発費の対GDP比率の目標
 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。

○日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）
2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）
官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%以上を目指すこととする。

<今後の達成予測>
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乗せ措置の控除率の引上げ、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乗せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>>
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

<<税収減を是認するような効果の有無>>
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。

○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ
増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期

		待できる。
		<p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度（目標年度の翌年度）までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件（対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること）を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③税収効果:約798億円</p> <p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策(産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 そのような中、研究開発税制は、企業の創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、我が国の経済成長を実現するために妥当性がある措置と言える。このため、昭和42年に研究開発税制が創設されて以来、累次の見直しが行われてきている なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	環境省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
政策体系における位置付けは、「9-3. 環境問題に対する調査・研究・技術開発」である。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）政策目的の根拠・政策体系での位置付け
所期の目標が達成されていない原因として、次の点が挙げられる。
- ・ 中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準にとどまっている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
【別紙】参照。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回要望時（昨年度）における総額型の適用数等の見込み（平成23年度）と「租税特別措置の適用実態調査」による実績は以下のとおりであり、研究開発税制の適用数・適用金額は、所期の想定と比較して想定外に僅少ではない。

	適用企業数	適用金額
前回要望時の見込み	6,475/事業年度	3,735 億円
調査による実績	7,396/事業年度	3,072 億円

また、「租税特別措置の適用実態調査」記載の平成23年度実績によると、増加型・高水準型上乗せ措置、中小企業者の活用が想定外に特定の産業等に偏っている事実はないことが確認できる（評価書中8①「適用数等」欄を参照）。

さらに、「会社標本調査」（国税庁）の長期時系列データ（<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/xls03/k03.xls>）によっても、増加型上乗せ措置等が製造業を中心として各種産業により活用されている実態を確認できる。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成26年度の適用額の将来予測の算出方法は、以下のとおり。
- ・ 増加型上乗せ措置
平成25年度経済産業省アンケート調査結果において、平成24年度に増加型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が30%であった場合の適用額を試算（当該試算の額が控除上限を超える場合は当該控除上限の額）し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより控除率が30%に引き上げられた場合の適用額を算出している。また、それら企業のうち、22年度及び23年度において控除率が30%であった場合に当該年度の控除額が法人税額の10%に達していな

い企業を抽出し、当該企業においては26年度に生じた超過額を27年度以降においても繰越控除できる企業であるものと仮定し、当該企業において単年度で繰越控除できる額を下記⑦記載のカバー率で補正することにより、増加型上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を算出している。事前評価書記載の適用額は、控除率が30%に引き上げられた場合の適用額増加型及び上乗せ措置に係る繰越制度の適用額を足し合わせた数値となる。

- ・ 総額型（中小企業）
平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成24年度に総額型を活用した企業を抽出の上、それら企業において控除率が20%であった場合の適用額を試算し、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成26年度の適用件数の将来予測の算出方法は、以下のとおり。

- ・ 増加型上乗せ措置
平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に増加型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより、控除率が30%に引き上げられた場合の適用数を算出している。また、繰越制度の適用件数については、上記記載の繰越控除できる企業数の増加型活用企業数（平成24年度実績）における割合を算出し、これを26年度における増加型上乗せ措置の適用件数に掛け合わせることで算出している。
- ・ 高水準型上乗せ措置
平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に高水準型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。
- ・ 総額型（中小企業）
平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、平成26年度に総額型を活用する見込みと回答した企業数を算出の上、下記⑦記載のカバー率で補正することにより算出している。

平成27年度及び28年度の将来予測については以下のとおり。なお、平成27年度及び28年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、26年度見込みと同数としている。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成27年度見込みについては26年度見込みの103%に相当する額、28年度見込みについては27年度見込みの103%に相当する額としている。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	33,066
	増加型	1,360/事業年度	57,790
	高水準型	127/事業年度	12,562
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	34,058
	増加型	1,360/事業年度	59,524
	高水準型	127/事業年度	12,939
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290/事業年度	35,080
	増加型	1,360/事業年度	61,310
	高水準型	127/事業年度	13,327

【環境08】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の適用金額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」により、以下のとおり把握している。

措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	影響額
・ 中小企業技術基盤強化税制	3,881,485千円
・ 繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除	97,750千円
・ 試験研究費の増加額に係る税額控除	126,476千円
・ 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除	185,193千円

当該調査結果が公表されていない平成24年度及び25年度の実績（見込み）については、以下のとおり。なお、これら実績（見込み）の試算は、平成25年度経済産業省アンケート調査結果及び平成25年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査結果において、研究開発税制を活用した又は税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、当該数値を補正する（平成23年度に係る回答企業数及び適用金額を「租税特別措置の適用実態調査」に示す23年度の適用企業数及び適用金額で除することでアンケート調査のカバー率を算出し、回答した企業数及び金額を当該カバー率で割り戻す）ことにより算出している（25年度については、回答企業数が少なく試算できないため、24年度と同じ数値とした）。

		適用企業数	適用金額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789
	増加型	2,289／事業年度	16,452
	高水準型	120／事業年度	12,296

ここで、地方税の減収見込み額については、適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成24年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	17,724×17.3%=3,066
	増加型	2,289／事業年度	16,452×17.3%=2,846
	高水準型	120／事業年度	12,296×17.3%=2,127
平成25年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	21,789×17.3%=3,769
	増加型	2,289／事業年度	16,452×17.3%=2,846
	高水準型	120／事業年度	12,296×17.3%=2,127

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税の減収見込み額については、上記⑦の適用金額に17.3%を掛けることにより算出する。

		適用企業数	減収額（百万円）
平成27年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	33,066×17.3%=5,720

	増加型	1,360／事業年度	57,790×17.3%=9,998
	高水準型	127／事業年度	12,562×17.3%=2,173
平成28年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	34,058×17.3%=5,892
	増加型	1,360／事業年度	59,524×17.3%=10,298
	高水準型	127／事業年度	12,939×17.3%=2,238
平成29年度	総額型（中小企業のみ）	5,290／事業年度	35,080×17.3%=6,069
	増加型	1,360／事業年度	61,310×17.3%=10,607
	高水準型	127／事業年度	13,327×17.3%=2,306

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成23年度の研究開発税制の活用による、当該年度における研究開発投資の押し上げ効果及び対GDP比率への寄与率は以下のとおりであり、研究開発税制は研究開発投資の対GDP比率の押し上げに貢献している。よって、本租税特別措置等の税収減には、是認するに足る効果があるといえる。

- ・ 上記③において示した総額型の押し上げ倍率（2.33）及び「租税特別措置の適用実態調査」記載の実績から平成23年度における研究開発投資押し上げ額を試算すると、6,636億円となる。
（総額型部分（中小含む））284,793百万円×2.33倍=663,568百万円
- ・ 上記押し上げの効果として、民間試験研究費約12.3兆円（23年度実績額）は約5.5%押し上げられている。このことから、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

点検項目③(達成目標にかかる測定指標)

【別紙】

○H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づき、増加型上乘せ措置による押し上げ効果を試算したところ、控除率が30%の場合、**3.15倍**(精査中)。
 ○中小企業における控除率引上げの押し上げ効果については、**2.33倍**。

増加型上乘せ措置にかかる押し上げ倍率

(H25年経産省アンケート調査(現在集計・精査中)に基づく)

・増加型の控除率が30%であれば66.3%の企業が10%研究開発費を増加させると回答しているため、日本全体での研究開発費の増加割合を10%×66.3%=6.63%と仮定し、増加型の控除率が30%の場合の押し上げ倍率を算出した。

A: 試験研究費(百万円)	3,268,209
B: 試験研究費増加額(百万円) (A×6.63%)	216,682
C: 増加型活用割合 (増加型活用企業/試験研究費増加企業)	78.4%
D: 補正後増加額(百万円) (B×C)	169,878
E: 控除額(百万円)(経産省試算)	53,930
押し上げ倍率(D÷E)	3.15

※ ただし、データソースとしたH25年度アンケート調査は、現在集計及び精査中であるため、ここでの数値はあくまで暫定的なものである。

総額型にかかる押し上げ倍率

・Kasahara et al.の研究論文(※1)に基づくもの。当該論文では、線形投資モデルを用い、「企業活動基本調査」(経済産業省統計)をデータソースとして製造業を対象とした回帰分析を行うことにより、各変数を算出。その結果、以下のとおり、研究開発税制による実行税額控除率(※2)の1%上昇は、企業の研究開発投資額を2.33%増加させるとの結論を得ている。

(線形投資モデル)

$$\Delta \ln RD_{it} = \beta \Delta \tau_{it} + \gamma \Delta \ln Y_{it} + \Delta \eta_{it} + \Delta \varepsilon_{it}$$

ただし、RD_{it}: t年における会社の研究開発費
 τ_{it}: t年における会社の研究開発減税の効果率
 Y_{it}: t年における会社の売上高
 η_{it}: t年の時間効果
 ε_{it}: t年における会社の研究開発費に影響を与える観測不可能要素

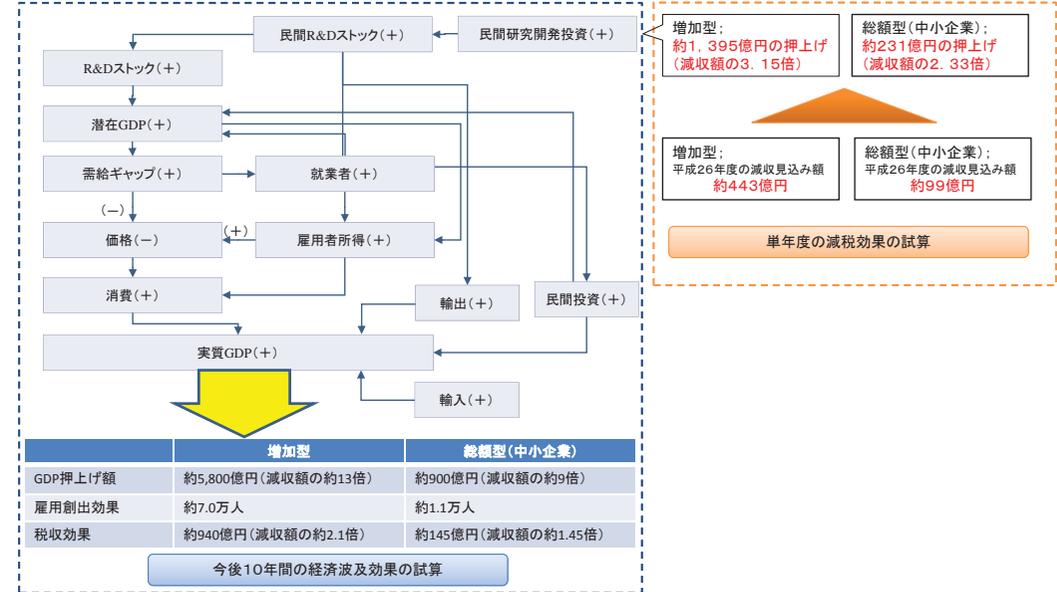
	回帰分析結果			
Δit	Δln Yit	Constant	Observation	
2.3304	0.5518	-0.2235		1915
[0.619]	[0.110]	[0.060]		

*[]内は標準偏差

*1 Kasahara, H., Shimotsu, K. and Suzuki, M. (2011) "How Much Do R&D Tax Credits Affect R&D Expenditures? Japanese tax credit reform in 2003" RIETI Discussion Paper Series 11-E-072
 *2 (控除額/研究開発投資額) × 100

指摘事項⑩(適切な測定指標)

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果等を算出できる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税11)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 ① 増加型上乗せ措置の控除率を30%への引上げ(平成28年度末まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(時限措置) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上) 平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)

6	適用又は延長期間	○増加型上乗せ措置の控除率を30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)(平成29年度末まで) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 《政策目的の根拠》 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ② 政策体系における政策目的の位置付け 9. 環境政策の基盤整備 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (7) 新規事業に取り組む企業の活性化 ②主な施策 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」 ○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 1. 成長戦略の基本設計 (1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化(日本産業再興プラン) ①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換えを促進し、産業の新陳代謝を進める。」

		<p>○環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定） 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p>												
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>												
8 有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table>		平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%
	平成23年度													
機械製造業	11.2%													
化学工業	16.5%													
輸送用機械器具製造業	5.7%													
食料品製造業	10.1%													
電気機械器具製造業	8.4%													

		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </table> <p>【平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】 将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
卸売業	19.0%					
サービス業	14.9%					
	② 減収額	<p>1. 減収額について ○地方税における減収額 減収額実績 平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>（参考）国税における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 6,269億円（167億円） 平成20年度 2,881億円（246億円） 平成21年度 2,565億円（131億円） 平成22年度 3,726億円（174億円） 平成23年度 3,395億円（234億円） 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績 平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>（参考）国税のうち、増加型・高水準型における減収額 減収額実績（うち、税法上の中小企業分） 平成20年度 178億円（14億円） 平成21年度 133億円（6億円） 平成22年度 224億円（10億円） 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円]（12億円） 【平成19～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>（減収額の算出方法） 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利</p>				

	<p>用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について ○国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>○増加型利用実績 平成23年度 1,228件</p> <p>○高水準型利用実績 平成23年度 83件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○平成26年度減収見込額 ▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】</p> <p>(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額 ・増加型上乗せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円) ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円) ・高水準型上乗せ措置の延長 ▲一億円(▲一億円) ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円)</p>																																																						
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.74</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.16</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80	フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24	イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80	中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76	ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																																																		
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																																																		
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																																																		
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																																																		
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24																																																		
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80																																																		
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76																																																		
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16																																																		

	<p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> <th>2010年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.63</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.03</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.07</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」</p>		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80	日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49	アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93	ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88	フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41	イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10	中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29	ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年																																																		
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80																																																		
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49																																																		
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93																																																		
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88																																																		
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41																																																		
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10																																																		
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29																																																		
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70																																																		
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定) 官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等における研究開発税制の拡充競争が激化する中、上乗せ措置の恒久化、増加型の控除率の引上げ、総額型及び上乗せ措置の繰越期間の5年への拡充を実施することで、業績にかかわらずあらゆる企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>																																																						

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乗せ措置の控除率の引上げ 増加型上乗せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乗せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乗せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乗せ措置の延長 高水準型上乗せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、租税減以上の高い効果があると考えられる。 ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③租税効果: 約798億円</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p>

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 そのような中、研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、我が国の経済成長を実現するために妥当性がある措置と言える。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。 本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	府省名	環境省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（省エネ改修促進のための税制措置において、設備投資水準）は、同様の政策目的に係る補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けにくい測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（省エネによる既存建築物の改修投資の促進）の実現状況の将来予測について、定性的に「建築物の省エネ化に資する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、減収額の将来予測を推計することは難しい。
- ⑫ 税込減収額の将来見込み（評価書中8③「税込減収額は認めるような効果の有無」欄への補足説明）
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、税込減収額を具体的に予測することは難しく、税込減収効果を予測することも難しい。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 省エネ改修促進に関する予算上の措置として「建築物省エネ改修等推進事業」があり、これは躯体の省エネ改修が行われたものを対象とするのに対して、本税制は、躯体の改修だけでなく、省エネ設備の改修等のみを行った場合についても対象とすることにより、建築物の所有者等の省エネ改修に対する更なる投資を促すための措置である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設（国税10）（法人税：義）（地方税8）（法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	【省エネ改修促進のための税制措置】 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積2,000㎡以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。
3	担当部局	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 省エネ化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、建築物からのCO2排出削減を進めるとともに、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和しつつ、民間建築投資の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。 ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝・・・を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降2.5倍）している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 省エネによる既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、建築物からのCO2排出削減を進めるとともに、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和しつつ、民間建築投資の活性化を図る。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後3年の内に設備投資を2012年度の約63億円から10%増加</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の省エネ化に資する。また、改修投資が促進されることにより、CO2の排出削減、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 仮に本特例措置の新設が認められない場合、CO2排出削減が進まず、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度) 本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、省エネ性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成に資する。 また、本特例措置により改修投資が促進されるため、CO2の排出削減、経済の活性化に資する。</p>
① 租税特別措置等によるべき妥当性等	個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。		
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。

		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例は、省エネ化による既存建築物(非住宅)の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		◎
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理のための研究・研修等の促進を図ることにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する）の根拠が「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、具体的な根拠条文や記載箇所を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（PCB廃棄物の処理量）は、経済情勢等、他の要因の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成24年度0百万円と把握されているが（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等が適用される負担金等の所期の想定からみて想定外に僅少でないことについて説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「本制度はPCB廃棄物の早期処理を促進することにより、国民の生活の保護及び生活環境の保全を図るものであり、PCB廃棄物特別措置法に基づく処理の推進に当たって必要不可欠なものである」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について平成24年度しか把握されていないため、平成22、23年度の適用件数及び適用額の実態を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかが離している場

合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（PCB廃棄物特別措置法に基づく処理期限（平成39年3月31日）までにPCB廃棄物の処理を完了する）の実現状況について、「PCB廃棄物の処理状況平成22年度：トランス類1,855台、コンデンサ類28,549台、平成23年度：トランス類1,874台、コンデンサ類29,617台、平成24年度：トランス類1,869台、コンデンサ類33,948台」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 政策目的の具体的な位置付けは、「施策4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」のうち、「4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (国税)(法人税:義務)(所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	法人が、独立行政法人環境再生保全機構が設置するPCB廃棄物処理基金に充てるための負担金を支出した場合には、その支出額について当該事業年度の所得の計算上、損金算入することを認めるもの。
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成 25 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 13 年度創設
6	適用期間	恒久
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 法人が、PCB 廃棄物特別措置法に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が設置する PCB 廃棄物処理基金に充てるための負担金を支出した場合には、その支出額について当該事業年度の所得の計算上、損金算入することを認めることで、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減及び PCB 廃棄物処理のための研究・研修等の促進を図ることにより、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。 《政策目的の根拠》 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物リサイクル対策の推進
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 PCB 廃棄物特別措置法に基づく処理期限(平成 39 年3月 31 日)までにPCB 廃棄物の処理を完了する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 PCB 廃棄物の処理量 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、負担金等の支出が円滑に行われ、政策目的の達成に必要な基金額の確保が図られる。
8	有効性等	①: 適用数等 負担金等の支出額:0 百万円(24 年度実績)

	②: 減収額	
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 特別措置の適用により、負担金等の支出が円滑に行われ、基金額の確保が図られており、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に効果が見られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) PCB 廃棄物の処理状況(※) 平成 22 年度 : トランス類 1,855 台、コンデンサ類 28,549 台 平成 23 年度 : トランス類 1,874 台、コンデンサ類 29,617 台 平成 24 年度 : トランス類 1,869 台、コンデンサ類 33,948 台 ※日本環境安全事業株式会社によるPCB廃棄物の処理量の実績 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度) 難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのある PCB 廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況にあるが、PCB による環境汚染を防止することにより、将来にわたって国民の健康を保護し、生活の環境を保全するためには、国としてその処理のための体制を速やかに構築し、確実かつ適正な処理を推進することが必要である。 一方、PCB 廃棄物については、処理費用が高額となることから、中小企業者等処理費用の負担能力が小さい者にとっては大きな負担となり、処理が進まないおそれがある。本制度は PCB 廃棄物の早期処理を促進することにより、国民の生活の保護及び生活環境の保全を図るものであり、PCB 廃棄物特別措置法に基づく処理の推進に当たって必要不可欠なものである。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、PCB 廃棄物特別措置法に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う中小企業等を支援すること等を目的として、法に基づき設置された基金に充てるための負担金の支出について適用があるものであり、政策目的と整合的な措置内容となっている。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置はない。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 -
10	有識者の見解	-
11	評価結果の反映の方向性	-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		◎
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（廃棄物処理施設の整備を促進することにより、廃棄物の適正処理を確保する）の根拠が「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」と記載されているのみで、根拠となる具体的内容等が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、具体的な根拠条文や記載箇所を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等により達成しようとしていた目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（産業廃棄物の最終処分量、産業廃棄物最終処分場の残余年数）は、同様の政策目的に係る補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が把握されておらず、本租税特別措置等が適用される土地等の譲渡の件数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- 減収額と効果を対比すべきところ、「排出事業者責任を維持しつつ、公共関与の下、積極的に処理施設整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することが必要不可欠」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の適用数等の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の減収額の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「産業廃棄物の最終処分量については、平成 19 年度実績において約 2,000 万トン、平成 20 年度実績において約 1,700 万トン、平成 21 年度実績において約 1,400 万トン、平成 22 年度実績において約 1,400 万トンと着実に減少しているところ。また、最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では 13.5 年（平成 23 年度実績）となっている。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 政策目的の具体的な位置付けは、「施策 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進」のうち、「4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）」である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(国税)(法人税:義)(所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人や法人が所有する土地が、産業廃棄物処理特定施設整備法の認定を受けた整備計画に基づき整備される特定施設の用に供されるものとして地方公共団体又は特定法人に買い取られる場合、1500万円の特別控除が講じられる。
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度創設
6	適用期間	恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物処理施設の整備を促進することにより、廃棄物の適正処理を確保する。 《政策目的の根拠》 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律
		② 政策体系における政策目的の位置付け 廃棄物リサイクル対策の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業廃棄物の最終処分量を平成27年度までに、平成19年度比で約12パーセント削減する。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数を平成27年度に10年程度とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業廃棄物の最終処分量、産業廃棄物最終処分場の残余年数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物処理施設の整備を促進するためには、安定的な資本金、適正なノウハウや信頼性、公共性を有する者による整備が効果的であり、本税制により、公共団体による効果的かつ安定的な廃棄物処理施設の整備が促進されることになる。
8	有効性等	① 適用数等 本税制の対象となる者は、地方公共団体又は特定法人に土地等を売却する個人又は法人であり、産業廃棄物処理特定施設整備法に基づき把握し得る者でないため、税制の利用実績は要望省庁では把握していないが、本税制が講じられていることにより、忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理施設の、公共団体による整備が促進されてきており、ひいては廃棄物の最

			終処分量が減少するとともに処分場残余年数が長期化しており、一定の効果があるものと考えられる。
	② 減収額		—
	③ 効果・達成目標の実現状況		《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度) 優遇措置の適用により、忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理施設の、公共団体による整備が促進されてきており、廃棄物の適正処理の確保に一定の効果が見られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度) 産業廃棄物の最終処分量については、平成19年度実績において約2,000万トン、平成20年度実績において約1,700万トン、平成21年度実績において約1,400万トン、平成22年度実績において約1,400万トンと着実に減少しているところ。また、最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では13.5年(平成23年度実績)となっている。 《租収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度) 廃棄物の排出量は近年減少傾向にあるものの、廃棄物処理施設に係る用地の確保難、廃棄物処理業者の資本金の不足等から、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の設置は依然として困難な状況にある。また、不法投棄等の不適正処理も後を絶たない中で、廃棄物処理施設整備の緊急性、重要性は極めて高く、適正な処理のための条件整備を着実かつ継続的に行う必要がある。このため、排出事業者責任を維持しつつ、公共団体の下、積極的に処理施設整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することが必要不可欠。
9		相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
防衛02	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(国税1)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>○ 概要</p> <p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、環境整備法第5条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。このうち、航空機騒音障害区域に所在する個人の事業用資産又は法人の資産(以下「事業用資産等」という。)を、国等に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合、航空機騒音障害区域以外の地域にある資産と交換する場合に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本租税特別措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>○ 控除の内容</p> <p>事業用資産等を国等に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、その収入金額の80%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税されるなどの特例措置。</p> <p>○ 関係条文</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80</p>
3	担当部局	防衛省地方協力局防音対策課
4	評価実施時期	平成25年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度創設</p> <p>昭和50年度改正 適用期間:5年間延長</p> <p>昭和55年度改正 適用期間:5年間延長</p> <p>昭和60年度改正 適用期間:5年間延長</p> <p>平成2年度改正 適用期間:1年間延長</p> <p>平成3年度改正 適用期間:5年間延長</p> <p>平成8年度改正 適用期間:5年間延長</p> <p>平成13年度改正 適用期間:5年間延長</p> <p>平成18年度改正 適用期間:5年間延長</p>

		平成23年度改正 適用期間:3年間延長
6	適用又は延長期間	3年間延長
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対して建物等の移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。 《政策目的の根拠》 ○ 環境整備法第1条及び第5条(別紙参照) ○ 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱Ⅱ、Ⅳ及びⅥ(別紙参照)</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 政策目標：我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進 政策(狭義)：即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築 防衛力の能力発揮のための基盤の保持 施策(広義)：関係機関や地域社会との協力の推進 施策(狭義)：基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。)</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の適用を受けた件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進することで、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。</p>	
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○ 過去の実績： 平成22年度 57件(個人:52件、法人:5件) 平成23年度 62件(個人:56件、法人:6件) 平成24年度 43件(個人:37件、法人:6件) ○ 将来の推計： 平成25年度 68件(個人:51件、法人:17件) 平成26年度 54件(個人:48件、法人:6件) 平成27年度 54件(個人:48件、法人:6件) 平成28年度 54件(個人:48件、法人:6件) ○ 本租税特別措置の対象者は、事業用資産等の所有者であり、特定の者に偏るものではない。 ○ 前回(平成22年年度)の本租税特別措置に係る政策評価では、平成22</p>

		<p>年度から平成24年度までの適用件数の推計は合計235件であったが、同期間の実績は合計162件である。</p> <p>その理由として、①集団移転の事業が終了したことに伴い、平成22年度予算から毎年度予算額が減少していること。②移転を希望する所有者の事情(病気等)により移転の希望を辞退する場合があること。③土地境界について隣接地の所有者と土地境界の確定に至らず移転の希望を辞退する場合があること等から、件数が変動するものである。</p> <p>このように、移転措置事業は移転希望者の状況によって事業件数が変動することから、前回要望時の見込みと比較して想定以上に僅少とはなっていると評価することはできない。</p> <p>※1 将来の推計のうち、平成25年度は当該年度において移転を予定している事案の所有者からの希望届等を基に本租税特別措置の適用が見込まれる件数、平成26年度以降は平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出。</p> <p>※2 適用実態調査の結果に関する報告書における調査対象の範囲と本評価書における評価対象の範囲が異なるため、データは、平成25年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成。</p>
	② 減収額	<p>○ 過去の実績:</p> <p>平成22年度 174百万円(個人: 94百万円, 法人: 80百万円) 平成23年度 355百万円(個人:120百万円, 法人: 235百万円) 平成24年度 227百万円(個人: 91百万円, 法人: 136百万円)</p> <p>○ 将来の推計:</p> <p>平成25年度 595百万円(個人:165百万円, 法人:430百万円) 平成26年度 252百万円(個人:102百万円, 法人:150百万円) 平成27年度 252百万円(個人:102百万円, 法人:150百万円) 平成28年度 252百万円(個人:102百万円, 法人:150百万円)</p> <p>※1 減収額は、譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定し、個人については譲渡価格の12%[(1-0.2(譲渡益))×税率15%]、法人については譲渡価格の24%[圧縮限度額(譲渡益×0.8)×税率30%]の減収があったものとして算出。</p> <p>※2 将来の推計のうち、平成25年度は当該年度において移転を予定している事案の所有者からの希望届等を基に本租税特別措置の適用見込みから減収額を算出、平成26年度以降は平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出。</p> <p>※3 適用実態調査の結果に関する報告書における調査対象の範囲と本評価書における評価対象の範囲が異なるため、データは、平成25年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対し、移転の補償等を実施することができたことから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与した。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (所期の達成目標の実現状況) 前回政策評価を実施した平成22年度時点の達成目標は、航空機騒音障害区域内の残戸数約13,500戸(平成21年度末現在)の移転であるが、平成22年度から、平成24年度末までに約300戸の移転が行なわれており、前回政策評価を実施した平成22年度時点から進捗している。</p> <p>本事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、航空機騒音障害区域内に引き続き多くの戸数が存在することから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためにも、移転の補償等を促進する必要があることか</p>

		<p>ら、本租税特別措置の継続が必要である。</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 測定指標を用いると、平成22年度から平成24年度までの本租税特別措置の適用件数の合計は162件であり、本租税特別措置が適用されることで、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという達成目標が実現できた。</p> <p>(分析対象期間:平成25年度～平成28年度) 測定指標を用いると、平成25年度から平成28年度までの本租税特別措置の適用件数の推計は合計230件であり、本租税特別措置が継続されることで、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという達成目標を実現できると見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から、事業用資産等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、本租税特別措置が延長されなかった場合、国による移転の補償等を円滑に実施することができず、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することができなくなり、防衛施設の円滑な運用に資することができず、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができなくなる。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 減収額の実績は、平成22年度から平成24年度までの合計で約756百万円であった。一方で、本租税特別措置により、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという目標が達成できた。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができ、本租税特別措置による租税減を是認する効果が得られていると認められる。</p> <p>(分析対象期間:平成25年度～平成28年度) 減収額の将来推計は、平成25年度から平成28年度までの合計で約1,351百万円と推測される。一方で、本租税特別措置が要望どおり継続されれば同期間において230件の本租税措置の適用が見込まれるため、引き続き移転の補償等が円滑に行なわれ、移転の補償等を促進するという目標達成が実現できると思われる。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができるとみられ、本租税特別措置による租税減を是認する効果が得られていると見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から、事業用資産等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割</p> <p>なし。</p>

	分担	
	③ 地方公共団体が協力する相当性	なし。
10	有識者の見解	関係法令を遵守し、関係住民の安定した生活に寄与できるよう移転補償を促進すべき。 (防衛省政策評価に関する有識者会議委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年度

(別紙)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

(昭和49年法律第101号)

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(移転の補償等)

- 第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。
- 2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- 3 略

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国

【防衛01】

に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

【防衛02】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	府省名	防衛省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減取額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	<p>○ 概要</p> <p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、環境整備法第5条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。このうち、航空機騒音障害区域に所在する土地が環境整備法第5条第2項の規定により国に買い取られる場合においては、かかる土地の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 控除の内容</p> <p>航空機騒音障害区域に所在する土地が環境整備法第5条第2項の規定により国に買い取られる場合において、その年中の譲渡所得の金額から2,000万円(土地の譲渡に係る金額が2,000万円に満たない場合はその額)を控除することができるなどの特例措置。</p> <p>○ 関係条文</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第34条、第65条の3、第68条の74</p>
3	担当部局	防衛省地方協力局防音対策課
4	評価実施時期	平成25年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和49年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対して建物等の移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 環境整備法第1条及び第5条(別紙参照)</p> <p>○ 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱Ⅱ、Ⅳ及びⅥ(別紙参照)</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標：我が国の安全保障の目標(①我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保、②アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保、③世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献)を達成するため、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進</p> <p>政策(狭義)：即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築</p> <p>防衛力の能力発揮のための基盤の保持</p> <p>施策(広義)：関係機関や地域社会との協力の推進</p> <p>施策(狭義)：基地周辺対策の推進(補償の実施等を含む。)</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の適用を受けた件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本租税特別措置により、航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進することで、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○ 過去の実績：</p> <p>平成22年度 116件(個人:113件、法人:3件)</p> <p>平成23年度 76件(個人:76件)</p> <p>平成24年度 55件(個人:54件、法人:1件)</p> <p>○ 将来の推計：</p> <p>平成25年度 83件(個人:82件、法人:1件)</p> <p>平成26年度 82件(個人:81件、法人:1件)</p> <p>平成27年度 82件(個人:81件、法人:1件)</p> <p>平成28年度 82件(個人:81件、法人:1件)</p> <p>○ 本租税特別措置の対象者は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者であり、特定の者に偏るものではない。</p> <p>○ 前回(平成22年年度)の本租税特別措置に係る政策評価では、将来の推計を実施していないが、①集団移転の事業が終了したことに伴い、平成22年度予算から毎年度予算額が減少していること。②移転を希望する所有者の事情(病气等)により移転の希望を辞退する場合があること。③土地境界について隣接地の所有者と土地境界の確定に至らず移転の希望を辞退する場合があること等から、件数が変動するものである。</p> <p>※1 将来の推計のうち、平成25年度は当該年度において移転を予定している事案の所有者からの希望届等を基に本租税特別措置の適用が見込まれる件数、平成26年度以降は平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出。</p> <p>※2 適用実態調査の結果に関する報告書における調査対象の範囲と本評価書における評価対象の範囲が異なるため、データは、平成25年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成</p>

② 減収額	<p>○ 過去の実績： 平成22年度 206百万円(個人:197百万円、法人:9百万円) 平成23年度 101百万円(個人:101百万円) 平成24年度 114百万円(個人:108百万円、法人:6百万円)</p> <p>○ 将来の推計： 平成25年度 138百万円(個人:133百万円、法人:5百万円) 平成26年度 140百万円(個人:135百万円、法人:5百万円) 平成27年度 140百万円(個人:135百万円、法人:5百万円) 平成28年度 140百万円(個人:135百万円、法人:5百万円)</p> <p>※1 減収額は、個人については2千万円(譲渡所得が2千万円に満たないときはその額)×税率15%、法人については2千万円(譲渡所得が2千万円に満たないときはその額)×税率30%の減収があったものとして算出</p> <p>※2 将来の推計のうち、平成25年度は当該年度において移転を予定している事案の所有者からの希望等を基に本租税特別措置の適用見込みから減収額を算出、平成26年度以降は平成22年度から平成24年度までの実績の平均から算出。</p> <p>※3 適用実態調査の結果に関する報告書における調査対象の範囲と本評価書における評価対象の範囲が異なるため、データは、平成25年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成。</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 (分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対し、移転の補償等を実施することができたことから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与した。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (所期の達成目標の実現状況) 前回政策評価を実施した平成22年度時点の達成目標は、航空機騒音障害区域内の残戸数約13,500戸(平成21年度末現在)の移転であるが、平成22年度から平成24年度末までにこのうち約300戸の移転が行われており、前回政策評価を実施した平成22年度時点から進捗している。</p> <p>本事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、航空機騒音障害区域内に引き続き多くの戸数が存在することから、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためにも、移転の補償等を促進する必要があることから、本租税特別措置の継続が必要である。</p> <p>(分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 測定指標を用いると、平成22年度から平成24年度までの本租税特別措置の適用件数の合計は247件であり、本租税特別措置が適用されることで、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという達成目標を実現できた。</p> <p>(分析対象期間:平成25年度～平成28年度) 測定指標を用いると、平成25年度から平成28年度までの本租税特別措置の適用件数の推計は合計329件であり、本租税特別措置が継続されることで、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという達成目標を実現できると見込まれる。</p>

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成22年度～平成24年度) 減収額の実績は、平成22年度から平成24年度までの合計で約756百万円であった。一方で、本租税特別措置により、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという目標が達成できた。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保に寄与することができ、本租税特別措置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。</p> <p>(分析対象期間:平成25年度～平成28年度) 減収額の将来推計は、平成25年度から平成28年度までの合計で約421百万円と推測される。一方で、本租税特別措置が要望どおり継続されれば同期間において329件の本租税措置の適用が見込まれるため、引き続き移転の補償等が円滑に行なわれ、移転の補償等を促進するという目標達成が実現できると思われる。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与できるとみられ、本租税特別措置による税収減を是認する効果が得られていると見込まれる。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。</p> <p>なし。</p> <p>なし。</p>
10 有識者の見解		<p>関係法令を遵守し、関係住民の安定した生活に寄与できるよう移転補償を促進すべき。 (防衛省政策評価に関する有識者会議委員)</p>
11 評価結果の反映の方向性		<p>引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成22年度</p>

(別紙)

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

(昭和49年法律第101号)

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(移転の補償等)

- 第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。
- 2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- 3 略

○平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成22年12月17日
安全保障会議決定
閣議決定

II 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

IV 我が国の安全保障の基本方針

2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持しており、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国

に大きな安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果的に進める上でも重要である。(中略) こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進する。

VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、以下を重視する。

(6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

3 点検項目ごとの評価の実施状況表

租特に係る政策評価を「事前評価（新設）」、「事前評価（拡充・延長等^(注1)）」及び「事後評価」の3つに分類し、点検結果表における点検項目ごとの評価の実施状況の区分別件数及びそのうち課題等^(注2)があった件数を府省別に整理している。

なお、各分類に係る評価が実施されていない府省については、表に記載していない。

(注1) 租特の「拡充」、「延長」又は「拡充・延長」に係る評価が該当する。

(注2) 「課題あり」

：評価書の分析・説明に疑問点・問題点等があるもの、又は点検過程で新たに示された補足説明によっても疑問点・問題点等の一部が残るもの。点検結果表の課題欄では「○」、又は「⊗」と記載している。

「課題なし」

：評価書において評価に求められる一定水準の説明が行われているもの、又は点検過程で新たに示された補足説明により評価書上の課題が解消したもの。点検結果表の課題欄では無印、又は「※」と記載している。

「うち補足説明によるもの」

：点検過程で新たに示された補足説明により評価書上の課題が解消したもの。点検結果表の課題欄では「※」と記載している。

① 政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	明らか	明らかでない		課題あり
			課題なし	うち補足説明によるもの	
内閣府	14	13	1	1	0
金融庁	1	1	0	0	0
総務省	2	2	0	0	0
文部科学省	6	4	2	2	0
厚生労働省	8	5	2	2	1
農林水産省	2	1	1	1	0
経済産業省	19	14	5	5	0
国土交通省	18	12	6	6	0
環境省	6	3	2	2	1
合計	76	55	19	19	2

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	明らか	明らかでない		課題あり
			課題なし	うち補足説明によるもの	
内閣府	12	12	0	0	0
金融庁	7	6	1	1	0
復興庁	5	5	0	0	0
総務省	8	8	0	0	0
財務省	3	3	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0
厚生労働省	10	6	4	4	0
農林水産省	15	15	0	0	0
経済産業省	32	20	12	12	0
国土交通省	22	19	3	3	0
環境省	3	0	2	2	1
防衛省	1	1	0	0	0
合計	120	97	22	22	1

○ 事後評価

府省名	件数	明らか	明らかでない		課題あり
			課題なし	うち補足説明によるもの	
金融庁	1	1	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0
国土交通省	23	7	16	16	0
環境省	2	0	0	0	2
防衛省	1	1	0	0	0
合計	28	10	16	16	2

② 所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標）が既に達成されていないかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	達成されていない		達成されている		説明なし		点検対象外
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	
内閣府	14	—	—	—	—	—	—	14
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	6	—	—	—	—	—	—	6
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	2	—	—	—	—	—	—	2
経済産業省	19	—	—	—	—	—	—	19
国土交通省	18	—	—	—	—	—	—	18
環境省	6	—	—	—	—	—	—	6
合計	76	—	—	—	—	—	—	76

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	達成されていない		達成されている		説明なし		課題あり
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	
内閣府	12	5	1	0	0	7	7	0
金融庁	7	0	0	0	0	5	5	2
復興庁	5	1	0	0	0	3	3	1
総務省	8	5	1	0	1	2	2	0
財務省	3	0	0	1	0	2	2	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	10	4	1	1	0	4	4	1
農林水産省	15	7	0	0	4	2	2	2
経済産業省	32	10	1	0	1	16	16	5
国土交通省	22	5	1	0	3	13	13	1
環境省	3	2	1	0	0	1	1	0
防衛省	1	0	0	0	1	0	0	0
合計	120	41	6	1	11	55	55	12

○ 事後評価

府省名	件数	達成されていない		達成されている		説明なし		課題あり
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	
金融庁	1	0	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	0	1
国土交通省	23	0	0	0	0	13	13	10
環境省	2	0	0	0	0	0	0	2
防衛省	1	0	0	0	1	0	0	0
合計	28	0	0	0	1	14	14	13

③ 達成目標及び当該目標に係る測定指標が設定されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化		定性的記述		説明なし				
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの				
内閣府	14	1	1	11	0	0	2	0	0	0
金融庁	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
総務省	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
文部科学省	6	1	1	4	0	0	1	0	0	0
厚生労働省	8	2	2	6	0	0	0	0	0	0
農林水産省	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0
経済産業省	19	4	2	12	0	0	2	1	1	0
国土交通省	18	1	1	13	0	0	4	0	0	0
環境省	6	1	1	4	0	0	0	0	0	1
合計	76	12	10	53	0	0	9	1	1	1

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化		定性的記述		説明なし				
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの				
内閣府	12	0	0	12	0	0	0	0	0	0
金融庁	7	1	0	4	0	0	2	0	0	0
復興庁	5	2	2	3	0	0	0	0	0	0
総務省	8	2	2	4	0	0	2	0	0	0
財務省	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0
文部科学省	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	10	4	2	6	0	0	0	0	0	0
農林水産省	15	7	4	8	0	0	0	0	0	0
経済産業省	32	5	5	16	6	0	5	0	0	0
国土交通省	22	2	2	15	2	0	3	0	0	0
環境省	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120	29	21	69	8	0	14	0	0	0

○ 事後評価

府省名	件数	定量化		定性的記述		説明なし				
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの				
金融庁	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
国土交通省	23	1	1	8	0	0	2	3	0	9
環境省	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	2	1	12	0	0	2	3	0	9

④ 過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		定性的記述		把握なし		点 検 対 象 外
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	
		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		
内閣府	14	—	—	—	—	—	—	—	—	14
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	6	—	—	—	—	—	—	—	—	6
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
経済産業省	19	—	—	—	—	—	—	—	—	19
国土交通省	18	—	—	—	—	—	—	—	—	18
環境省	6	—	—	—	—	—	—	—	—	6
合計	76	—	—	—	—	—	—	—	—	76

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		定性的記述		把握なし				
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの				
内閣府	12	4	2	4	0	0	0	0	0	4	4	0
金融庁	7	1	1	1	0	0	0	0	0	4	4	1
復興庁	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務省	8	4	2	1	0	0	0	0	0	3	3	0
財務省	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	10	5	2	2	0	0	0	0	0	2	1	1
農林水産省	15	12	4	0	0	0	0	0	0	3	3	0
経済産業省	32	15	4	6	2	2	1	0	0	4	4	4
国土交通省	22	12	9	3	1	1	0	0	0	5	5	1
環境省	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120	63	26	18	3	3	1	0	0	27	26	8

○ 事後評価

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		定性的記述		把握なし				
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの		うち補 足説明 による もの				
金融庁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	23	16	15	3	0	0	4	0	0	0	0	0
環境省	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	17	15	5	0	0	4	0	0	1	1	1

⑤ 過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり		説明なし		点検対象外
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	
		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの		
内閣府	14	—	—	—	—	14
金融庁	1	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	2
文部科学省	6	—	—	—	—	6
厚生労働省	8	—	—	—	—	8
農林水産省	2	—	—	—	—	2
経済産業省	19	—	—	—	—	19
国土交通省	18	—	—	—	—	18
環境省	6	—	—	—	—	6
合計	76	—	—	—	—	76

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり		説明なし			
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり		
		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの			
内閣府	12	3	3	0	6	6	3
金融庁	7	2	0	0	4	4	1
復興庁	5	1	1	0	2	2	2
総務省	8	3	2	0	4	4	1
財務省	3	3	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	2	0	0	0	0
厚生労働省	10	2	2	0	6	6	2
農林水産省	15	14	7	0	0	0	1
経済産業省	32	15	12	1	9	9	7
国土交通省	22	12	6	1	7	7	2
環境省	3	2	2	0	0	0	1
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	120	60	37	2	38	38	20

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり		説明なし			
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり		
		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの			
金融庁	1	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	1
国土交通省	23	3	0	2	13	13	5
環境省	2	0	0	0	0	0	2
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	28	4	0	2	14	14	8

⑥ 将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		定性的記述		予測なし			
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり		
		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの			
内閣府	14	4	3	2	0	0	1	0	0	0	7
金融庁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務省	2	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
文部科学省	6	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
厚生労働省	8	1	0	0	0	0	0	0	0	1	6
農林水産省	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
経済産業省	19	6	4	2	2	2	0	1	1	1	5
国土交通省	18	7	3	1	1	1	1	0	0	1	7
環境省	6	1	1	0	0	0	2	0	0	0	2
合計	76	20	11	5	4	4	4	1	1	1	32

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		定性的記述		予測なし				
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの				
内閣府	12	4	3	0	1	1	0	0	0	1	1	5
金融庁	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2
復興庁	5	1	1	0	4	4	0	0	0	0	0	0
総務省	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	2
財務省	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
厚生労働省	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3
農林水産省	15	8	2	3	0	0	0	0	0	0	3	1
経済産業省	32	10	5	0	3	3	0	0	0	0	10	9
国土交通省	22	12	8	1	2	2	0	0	0	0	3	4
環境省	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120	44	21	4	10	10	0	0	0	1	34	27

○ 事後評価

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		定性的記述		予測なし		点検対象外
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	
		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの		うち補足説明によるもの		
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
国土交通省	23	—	—	—	—	—	—	—	—	23
環境省	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
防衛省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合計	28	—	—	—	—	—	—	—	—	28

⑦ 過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		把握なし		点検対象外
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	
内閣府	14	—	—	—	—	—	—	14
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	6	—	—	—	—	—	—	6
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	2	—	—	—	—	—	—	2
経済産業省	19	—	—	—	—	—	—	19
国土交通省	18	—	—	—	—	—	—	18
環境省	6	—	—	—	—	—	—	6
合計	76	—	—	—	—	—	—	76

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		把握なし		点検対象外		
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
									うち補 足説明 による もの	うち補 足説明 による もの
内閣府	12	4	2	5	0	0	1	1	2	
金融庁	7	0	0	0	2	2	3	0	0	2
復興庁	5	0	0	0	1	1	0	2	2	2
総務省	8	4	3	1	0	0	0	1	1	2
財務省	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	10	4	2	2	0	0	0	1	1	3
農林水産省	15	14	6	0	0	0	0	1	1	0
経済産業省	32	13	6	7	4	4	1	1	1	6
国土交通省	22	12	10	3	4	4	1	2	2	0
環境省	3	2	2	0	0	0	0	0	0	1
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120	59	33	18	11	11	5	9	9	18

○ 事後評価

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		把握なし		点検対象外		
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
									うち補 足説明 による もの	うち補 足説明 による もの
金融庁	1	0	0	0	1	1	0	0	0	
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
国土交通省	23	13	12	7	0	0	2	0	0	1
環境省	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	14	12	8	1	1	2	0	0	3

⑧ 将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		予測なし		点検対象外		
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
									うち補 足説明 による もの	うち補 足説明 による もの
内閣府	14	0	0	0	3	3	1	1	1	9
金融庁	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務省	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0
文部科学省	6	3	1	0	0	0	0	0	0	3
厚生労働省	8	1	0	0	1	1	0	0	0	6
農林水産省	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0
経済産業省	19	5	4	2	3	3	1	2	2	6
国土交通省	18	7	1	0	3	3	0	0	0	8
環境省	6	0	0	0	3	3	0	1	1	2
合計	76	17	6	2	16	16	2	4	4	35

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		予測なし		点検対象外		
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
									うち補 足説明 による もの	うち補 足説明 による もの
内閣府	12	2	1	4	3	3	1	1	1	1
金融庁	7	1	0	0	2	2	2	1	1	1
復興庁	5	1	1	0	4	4	0	0	0	0
総務省	8	3	2	2	0	0	0	2	2	1
財務省	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	10	4	3	1	0	0	0	3	3	2
農林水産省	15	12	2	3	0	0	0	0	0	0
経済産業省	32	11	6	2	5	5	1	5	5	8
国土交通省	22	14	8	2	3	3	1	2	2	0
環境省	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120	56	27	15	17	17	5	14	14	13

○ 事後評価

府省名	件数	定量化		定量化(根拠なし)		予測なし		点検対象外		
		課題なし	課題あり	課題なし	課題あり	課題なし	課題あり			
									うち補 足説明 による もの	うち補 足説明 による もの
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
国土交通省	23	—	—	—	—	—	—	—	—	23
環境省	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
防衛省	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
合計	28	—	—	—	—	—	—	—	—	28

⑨ 過去の実績について、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が把握されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	把握あり		把握なし		点検対象外
		課題なし		課題なし		
		うち補 足説明 による もの	課題 あり	うち補 足説明 による もの	課題 あり	
内閣府	14	—	—	—	—	14
金融庁	1	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	2
文部科学省	6	—	—	—	—	6
厚生労働省	8	—	—	—	—	8
農林水産省	2	—	—	—	—	2
経済産業省	19	—	—	—	—	19
国土交通省	18	—	—	—	—	18
環境省	6	—	—	—	—	6
合計	76	—	—	—	—	76

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	把握あり		把握なし		課題あり
		課題なし		課題なし		
		うち補 足説明 による もの	課題 あり	うち補 足説明 による もの	課題 あり	
内閣府	12	2	0	8	0	2
金融庁	7	2	0	5	0	0
復興庁	5	2	1	1	1	1
総務省	8	4	0	4	0	0
財務省	3	1	0	2	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0
厚生労働省	10	3	0	3	1	3
農林水産省	15	7	0	8	0	0
経済産業省	32	10	1	15	4	3
国土交通省	22	5	0	16	1	1
環境省	3	2	0	1	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0
合計	120	41	2	63	7	9

○ 事後評価

府省名	件数	把握あり		把握なし		点検対象外
		課題なし		課題なし		
		うち補 足説明 による もの	課題 あり	うち補 足説明 による もの	課題 あり	
金融庁	1	0	0	1	0	0
厚生労働省	1	0	0	1	0	0
国土交通省	23	4	1	4	0	15
環境省	2	0	0	2	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0
合計	28	5	1	8	0	15

⑩ 将来推計として、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が予測されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	予測あり		予測なし		点検対象外
		課題なし		課題なし		
		うち補 足説明 による もの	課題 あり	うち補 足説明 による もの	課題 あり	
内閣府	14	0	0	9	1	4
金融庁	1	0	0	1	0	0
総務省	2	1	1	1	0	0
文部科学省	6	1	1	1	0	4
厚生労働省	8	2	1	1	0	5
農林水産省	2	1	1	0	0	1
経済産業省	19	4	3	9	2	4
国土交通省	18	1	1	11	0	6
環境省	6	1	1	4	0	1
合計	76	11	9	37	3	25

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	予測あり		予測なし		課題あり
		課題なし		課題なし		
		うち補 足説明 による もの	課題 あり	うち補 足説明 による もの	課題 あり	
内閣府	12	0	0	7	0	5
金融庁	7	0	0	4	1	2
復興庁	5	2	1	3	0	0
総務省	8	2	0	1	0	5
財務省	3	1	0	1	0	1
文部科学省	2	2	0	0	0	0
厚生労働省	10	3	0	2	0	5
農林水産省	15	6	0	1	1	7
経済産業省	32	5	1	3	7	17
国土交通省	22	5	0	7	0	10
環境省	3	2	0	1	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0
合計	120	29	2	30	9	52

○ 事後評価

府省名	件数	予測あり		予測なし		点検対象外
		課題なし		課題なし		
		うち補 足説明 による もの	課題 あり	うち補 足説明 による もの	課題 あり	
金融庁	1	—	—	—	—	1
厚生労働省	1	—	—	—	—	1
国土交通省	23	—	—	—	—	23
環境省	2	—	—	—	—	2
防衛省	1	—	—	—	—	1
合計	28	—	—	—	—	28

⑪ 過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。

⑫ 将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち補 足説明 による もの	課題あり		うち補 足説明 による もの	課題あり		
内閣府	14	—	—	—	—	—	—	14
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	1
総務省	2	—	—	—	—	—	—	2
文部科学省	6	—	—	—	—	—	—	6
厚生労働省	8	—	—	—	—	—	—	8
農林水産省	2	—	—	—	—	—	—	2
経済産業省	19	—	—	—	—	—	—	19
国土交通省	18	—	—	—	—	—	—	18
環境省	6	—	—	—	—	—	—	6
合計	76	—	—	—	—	—	—	76

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの	課題あり		うち補 足説明 による もの	課題あり	
内閣府	12	2	0	6	0	0	4
金融庁	7	0	0	5	0	0	2
復興庁	5	0	0	0	2	2	3
総務省	8	1	0	4	2	2	1
財務省	3	1	0	2	0	0	0
文部科学省	2	0	0	0	2	2	0
厚生労働省	10	0	0	3	2	2	5
農林水産省	15	5	1	3	2	2	5
経済産業省	32	5	3	13	7	7	7
国土交通省	22	3	2	5	3	3	11
環境省	3	0	0	0	2	2	1
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	120	18	6	41	22	22	39

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち補 足説明 による もの	課題あり		うち補 足説明 による もの	課題あり		
金融庁	1	0	0	1	0	0	0	
厚生労働省	1	0	0	1	0	0	0	
国土交通省	23	1	0	12	2	2	8	
環境省	2	0	0	0	0	0	2	
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	
合計	28	2	0	14	2	2	10	

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの	課題あり		うち補 足説明 による もの	課題あり	
内閣府	14	0	0	10	1	1	3
金融庁	1	0	0	1	0	0	0
総務省	2	2	2	0	0	0	0
文部科学省	6	1	1	2	0	0	3
厚生労働省	8	2	2	2	0	0	4
農林水産省	2	1	1	0	0	0	1
経済産業省	19	3	3	9	2	2	5
国土交通省	18	1	1	12	0	0	5
環境省	6	1	1	4	0	0	1
合計	76	11	11	40	3	3	22

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの	課題あり		うち補 足説明 による もの	課題あり	
内閣府	12	0	0	7	0	0	5
金融庁	7	0	0	2	1	1	4
復興庁	5	0	0	1	2	2	2
総務省	8	2	0	1	1	1	4
財務省	3	1	0	2	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	10	2	0	3	0	0	5
農林水産省	15	7	1	4	0	0	4
経済産業省	32	7	4	6	5	5	14
国土交通省	22	5	2	10	0	0	7
環境省	3	2	0	1	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	120	29	7	37	9	9	45

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし			点検対象外
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	
		うち補 足説明 による もの	課題あり		うち補 足説明 による もの	課題あり		
金融庁	1	—	—	—	—	—	—	1
厚生労働省	1	—	—	—	—	—	—	1
国土交通省	23	—	—	—	—	—	—	23
環境省	2	—	—	—	—	—	—	2
防衛省	1	—	—	—	—	—	—	1
合計	28	0	0	0	0	0	0	28

⑬ 政策目的実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの		
内閣府	14	10	3	1	3	3	0
金融庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	2	2	2	0	0	0	0
文部科学省	6	3	3	0	3	3	0
厚生労働省	8	4	1	0	4	4	0
農林水産省	2	2	1	0	0	0	0
経済産業省	19	18	4	0	1	1	0
国土交通省	18	16	5	2	0	0	0
環境省	6	5	3	0	0	0	1
合計	76	61	22	3	11	11	1

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの		
内閣府	12	10	2	2	0	0	0
金融庁	7	6	2	1	0	0	0
復興庁	5	3	3	2	0	0	0
総務省	8	7	2	1	0	0	0
財務省	3	3	0	0	0	0	0
文部科学省	2	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	10	8	2	2	0	0	0
農林水産省	15	15	1	0	0	0	0
経済産業省	32	26	4	5	1	1	0
国土交通省	22	21	6	1	0	0	0
環境省	3	2	0	1	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	120	104	22	15	1	1	0

○ 事後評価

府省名	件数	説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの		
金融庁	1	1	1	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	0	0	0	0
国土交通省	23	20	3	2	1	1	0
環境省	2	0	0	2	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0
合計	28	23	4	4	1	1	0

⑭ 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。

○ 事前評価（新設）

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの		
内閣府	14	0	0	0	10	1	0	4	4	0
金融庁	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
総務省	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0
文部科学省	6	0	0	0	3	0	0	3	3	0
厚生労働省	8	1	0	0	3	0	0	3	3	1
農林水産省	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0
経済産業省	19	4	1	0	6	0	1	7	7	1
国土交通省	18	0	0	0	16	1	1	1	1	0
環境省	6	1	0	0	3	1	0	1	1	1
合計	76	6	1	0	41	3	2	24	24	3

○ 事前評価（拡充・延長等）

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの		
内閣府	12	5	0	0	3	1	0	4	4	0
金融庁	7	4	0	0	1	0	0	1	1	1
復興庁	5	0	0	0	4	1	1	0	0	0
総務省	8	4	0	0	4	0	0	0	0	0
財務省	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
厚生労働省	10	5	0	0	4	1	0	1	1	0
農林水産省	15	3	0	0	12	1	0	0	0	0
経済産業省	32	7	0	0	17	2	1	7	7	0
国土交通省	22	9	0	0	13	2	0	0	0	0
環境省	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	120	41	0	0	63	8	2	13	13	1

○ 事後評価

府省名	件数	他の政策手段はない			説明あり			説明なし		
		課題なし		課題あり	課題なし		課題あり	課題なし		課題あり
		うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの			うち補 足説明 による もの		
金融庁	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
国土交通省	23	10	0	0	9	2	0	4	4	0
環境省	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	12	0	0	10	2	0	6	6	0

【資料 1】

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

〔平成 22 年 5 月 28 日〕
政策評価各府省連絡会議了承
〔平成 25 年 8 月 5 日〕
一 部 改 正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）の枠組みの下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、租税特別措置等に係る政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定。以下「22 年度大綱」という。）において、租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている。租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きいものと考えられる。

22年度大綱においては、租税特別措置等の抜本的な見直しに関し、政策評価を厳格に行うこととされたほか、見直しの指針として、政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性が客観的に確認されているかが明記された。また、経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）においては、政策税制の政策評価については租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図るとされたところである。

租税特別措置等に係る政策評価は、これらの閣議決定に適切に対応するよう実施するものである。評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である。

II 評価の方法

1 評価の対象

事前評価の対象となるのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I 4キに規定する政策である。行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価の対象となるのは、政策評価に関する基本方針I 5カに規定する政策である。そのうち、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

2 評価の単位

事前評価の対象となる租税特別措置等に係る政策については、各行政機関における税制改正要望に当たって、事前評価が実施されることになる。事前評価の結果が、各行政機関における税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、事前評価の対象とする政策の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させる。

事後評価については、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

3 評価の実施主体

(1) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

(2) 事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

4 評価の内容

租税特別措置等に係る政策の事前評価及び事後評価は、以下の内容により行う。事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

(1) 事前評価

ア 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。この政策目的とは、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に記載されている「背景にある政策」に係る目的と基本的に同様である（（2）イ（i）において同じ。）。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて予測・把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

(2) 事後評価

ア 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事後評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。
事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

オ 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

5 評価の実施時期等

(1) 事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで実施することが原則である。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。各行政機関においては、要望の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

(2) 事後評価

事後評価は、その結果が、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

また、租税特別措置等については、定期的にその効果等の検証が行われることが重要であり、事後評価を継続的に実施していく必要がある。事後評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。各行政機関においては、事後評価を実施しない年度においても、不断の検証を行うよう努める。

その際、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から順に事後評価に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に評価に取り組む。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

6 総務省による客観性担保評価活動

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する。

7 その他

(1) 有識者の見解

租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。

(2) 適用実態に関する情報の提供等

各行政機関、財務省及び総務省は、政策評価に必要な租税特別措置等の適用実態に関する情報の提供・利用については、租特透明化法及び地方税法の枠組みの下、適切に対応する。

(3) 分析内容の充実

今後新たに組み込んでいくことになる租税特別措置等に係る政策評価については、一層の質の向上を図っていくことが

重要である。このため、総務省行政評価局において、財務省や総務省、各行政機関の協力を得て、必要な取組を推進する。また、各行政機関においても、自らの評価の質の充実を図っていくことが重要である。

【資料 2】

経済財政運営と改革の基本方針 ～脱デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

第3章 経済再生と財政健全化の両立

日本経済の発展を支えるとともに少子高齢化が進展する中であっても人々が安心して暮らしていけるよう、持続可能な財政と社会保障を構築していくことが必要不可欠である。また、三本の矢が持続的に効果を発揮するためにも、財政健全化への取組は極めて重要である。

4. 実効性あるPDCAの実行

政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。以下の取組を通じて実効性あるPDCAサイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図るとともに、政策目的に照らして効果の高いものに重点的に資源配分する。

（略）

- ・ 発足後5年を経過した規制に係る事前評価制度の改善について引き続き検討するとともに、政策税制の政策評価については租特透明化法に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図る。